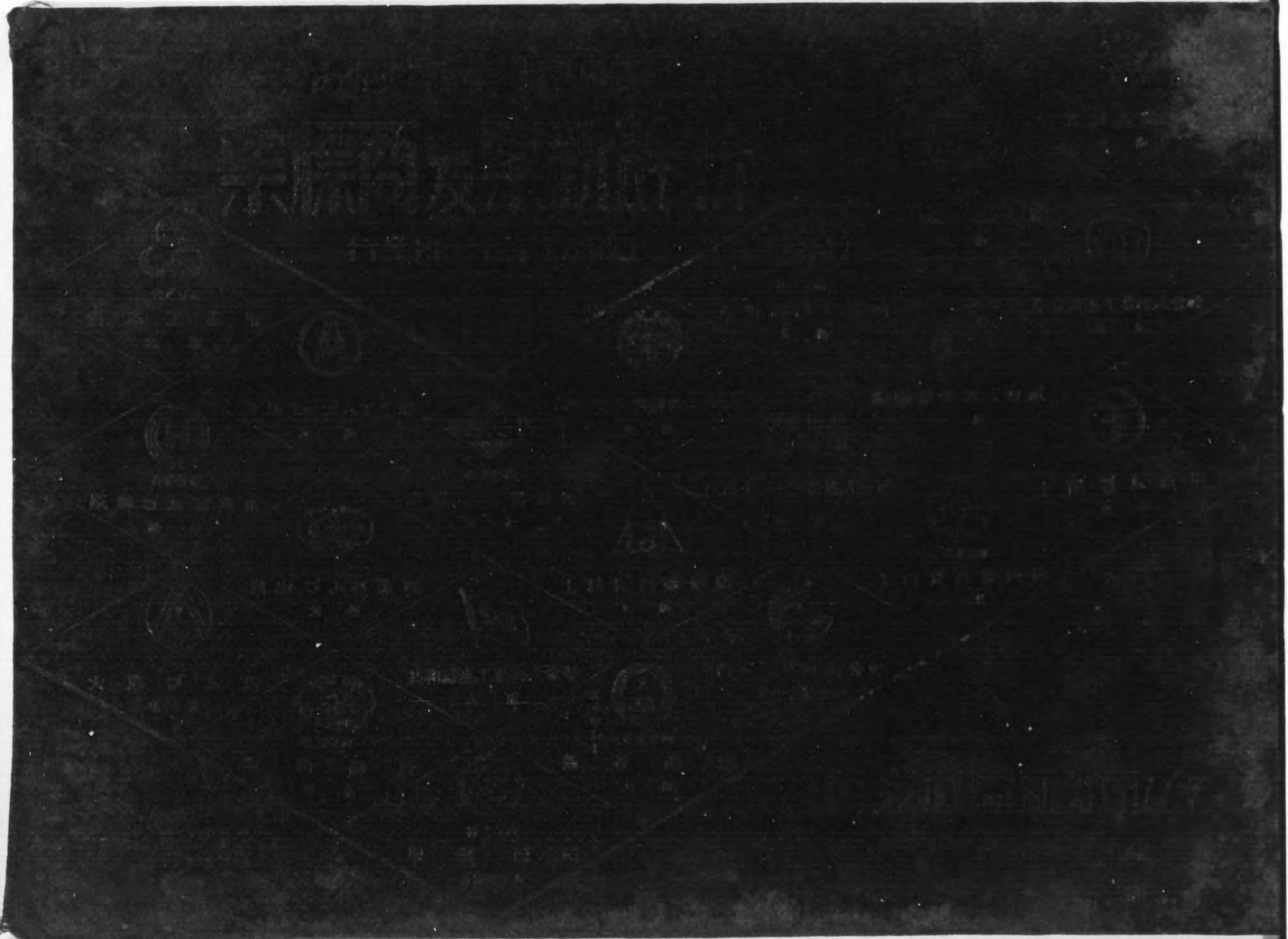


6 7 8 9 18 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18 7

始





新製品及商標案

昭和七年十一月發行

1. 〇〇 〇〇 〇〇  
 2. 〇〇 〇〇 〇〇  
 3. 〇〇 〇〇 〇〇  
 4. 〇〇 〇〇 〇〇  
 5. 〇〇 〇〇 〇〇  
 6. 〇〇 〇〇 〇〇  
 7. 〇〇 〇〇 〇〇  
 8. 〇〇 〇〇 〇〇  
 9. 〇〇 〇〇 〇〇  
 10. 〇〇 〇〇 〇〇  
 11. 〇〇 〇〇 〇〇  
 12. 〇〇 〇〇 〇〇  
 13. 〇〇 〇〇 〇〇  
 14. 〇〇 〇〇 〇〇  
 15. 〇〇 〇〇 〇〇  
 16. 〇〇 〇〇 〇〇  
 17. 〇〇 〇〇 〇〇  
 18. 〇〇 〇〇 〇〇  
 19. 〇〇 〇〇 〇〇  
 20. 〇〇 〇〇 〇〇  
 21. 〇〇 〇〇 〇〇  
 22. 〇〇 〇〇 〇〇  
 23. 〇〇 〇〇 〇〇  
 24. 〇〇 〇〇 〇〇  
 25. 〇〇 〇〇 〇〇

行發社日新報





# ネットランド タイヤ

自動車用  
オートバイ用  
荷車用



## ケアー護謨株式会社

大阪市北区東野町一丁目  
電話 東二四〇四番



獨逸IG染料会社製  
**ウルカチット** (硫化促進劑)  
 P. pextra. TR. D. 1000  
 Thiuram. BP. H. 774  
 M. DM. A. 576  
 獨逸IG染料会社製  
**バイガール** (老化防止劑)  
 A. C. D. MB.  
 合同油脂株式会社製  
**粉末ステアリン酸** (軟化劑、ゴム専用)  
 米國A-I-ボマンカー会社製  
**カタロポ** (補強坑填劑)  
 獨逸IG染料会社製  
**チタンホワイト** (白色顔料)  
 獨逸IG染料会社製  
**バルカンカラー** (耐熱染料)

會社 平泉洋行樂品部

本店 東京市荒川区尾久町五九三八 電話 { 5926  
 支店 神戸市仲町四五 電話 3497  
 出張所 大阪府江戶堀上通一三〇 電話 7929



RUBBER

FOOT

WEAR



オハシューズ  
帆布運動靴  
高級長靴  
ベビー地下靴



株式  
會社  
桑原商店

大阪市東區南木町二丁目  
電話船場四〇六三・五〇六九番



**FUJIMOTO**  
**SHOTEN**  
 ZIONO CO FINE RUBBER CHEMICALS  
 DUPONT

FUJIMOTO

富士元商店

合資會社

代理店

東京市向島區寺島町三丁目  
 電話墨田三二八四・三二八五番

期界ニ好評ヲ有スル  
 加硫促進劑・老化防止劑

THIONEX 各種ゴム製品ニ使用シ優秀ナル効果ト満足ナル結果ヲ與フ

D. O. T. G. 混合カレンダー中ニモ焦焼ヲ起サシメズ使用簡易高級ノブローミング製品ニモ適スル優良促進劑ナリ

D. P. G. 材料ニ焦焼ヲ起サシメズノブローミング材料ニ適ス

デュボント 808 促進劑 配合物ニ高係數ヲ與ヘ硬度ト強彈性ヲ有セシメ加之長乾燥範圍ト老化防止性ヲ得ル

NEOZONE 各獨得ノ老化防止性ヲ與フ

S. A. C. D.

E. I. DUPONT 会社 製  
 NATIONAL ANILINE 会社 製  
 ゴム用優秀染料 粉末・練込 各色



天馬空を行く

素晴らしい賣行



輸出向ゴム靴  
オーバーシューズ  
運動靴  
高級婦人ガロシユ



マルエーゴム工業所

大阪市西淀川区浦江中二丁目四一  
電話土佐堀二一五三番







太陽印炭酸カルシウム

炭酸カルシウム

寒水クレー

總發賣元

藤澤友吉商店特約店  
山陽製粉工業所製品發賣所  
廣島炭加製造株式會社代理店

社會資合

新谷商店

大阪西區幸町二丁目電話櫻川長一三九二番

第一工場

高知市外稻生村

第一工場

廣島縣竹原町  
電話長一廿一



自轉車タイヤ  
人力車タイヤ  
三輪車タイヤ  
リヤカータイヤ

各種中袋



防寒ズック靴  
クレープソール  
防寒用長靴  
長短メリ各種

總ゴム靴

神戸市林田區高松町

阪神ゴム製所 合資會社

電話兵庫庫 { 一 二 三 〇 九 番 番 番 番 } 振替大坂三五四七番



主要營業品目  
亜鉛華リトホン  
光明丹リサージ  
バリウム、塩類  
鯉印炭酸マグネシア  
各種炭酸カルシウム  
其他各色顔料

工業藥品商

株式會社 正岡商店

東京市荒川区三河島町  
電話下谷（五五〇四番）  
（六四四六番）



SAKAI SEIRENSHO, CO., LTD.

ZINC OXIDE, LITHOPONE AND OTHER CHEMICALS MFG. CO.



株式會社 堺精煉所 大阪營業所

大阪市西區南區江上通二丁目

電話樓川 64 二六五六番 二六五八番

製造品目

亜鉛華  
リトホ  
硫化亜鉛  
透明性亜鉛白  
水溶性硫酸バリウム  
塩化亜鉛  
炭化バリウム塩類

東京支店

東京市日本橋區江戸橋三丁目

電話日本橋 24 二六七八番

上海支店

上海南京路共和里四拾號

電話 四一〇二番



# 上村長兵衛商店

大阪市東區道修町

電話本局四三〇八・二五〇・四五八番

出張所 東京・神戸・岡山

日本ペイント 会社製	亜鉛華
日本化学 工業会社製	硫化亜鉛
合同油脂 会社製	M.Gステアリン酸
控 總 イーゲー	ウルカチット
ク	バイガール
ク	バルカンカラー
ウロコ印	炭酸マグネシヤ
月星印	サブスチチュート



優秀ナル製品ハ.....

.....優秀ナル薬品ヲリ



ニュームックス (カタルホ)

軟化剤  
フスタ

軟化剤  
フスタ



ニュームックス (カタルホ)



品質優良 廉價販賣

# ゴム薬品一式



本村製薬所代理店  
アプサン總發賣元  
旗印各種硫黄製造元  
優良 辨柄製造元  
白黒サプスチチエート製造元  
日本化学工業株式会社代理店

## 平野商會

佃 傳吉

神戸林田区東辰池新片吹八二  
電話兵庫園五六八・六七五番



桐生高等工業学校教授  
島田慶一先生明監製  
製造元

新興化学工業所

東京市板橋区志村前野町  
電話赤羽 二〇一番

専賣特許

純國産硫化促進劑

# タセラー

D. 酢フェニール、グアニジン  
O. 酢オルソトリル、グアニジン  
新發賣品

TT. MS. M. BG. オルソトリル、バイグアナイド  
マーキヤプトベンゾ、チアゾール  
デベンゾ、チアゾール、チサルハイド  
テトラメチール、チウラム  
チサルハイド

TS. テトラメチール、チウラム  
モノサルハイド

AC. アセトアルデハイド、アンモニア

其他并ニ

老化防止劑各種

發賣元

大内齊茂商店

東京市日本橋區新本町十六番地

電話浪花 二六二九番



ブラックの強さと亜鉛華  
の柔さを併せて持つ

# 白艶華

資源國産

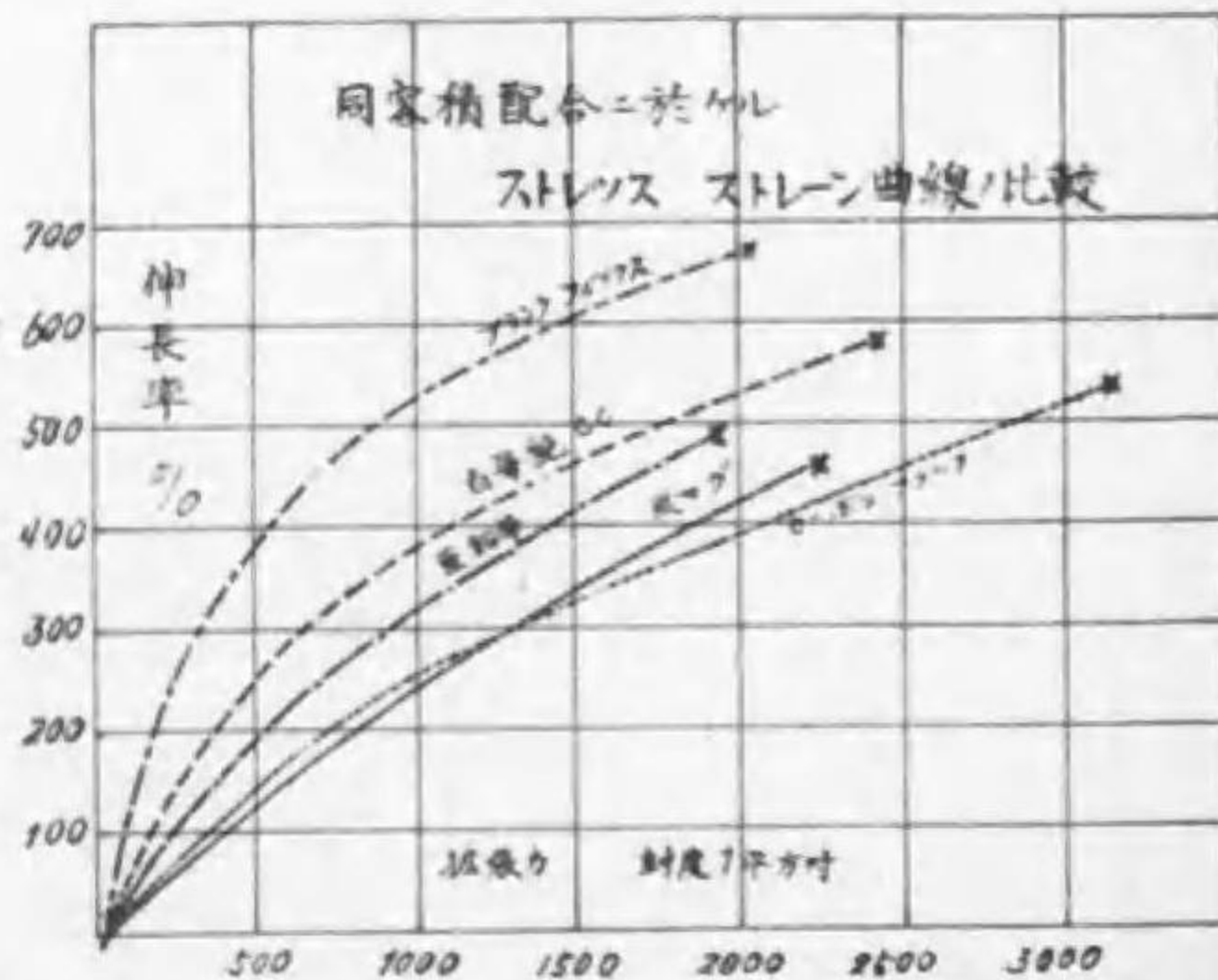


三割値下ニ就テ  
コロイド白艶華ノ需要  
増加ハ最近スバラシイモノデ  
此需要ニ應ヌル為工場  
ノ一大拡張大量生産ニ  
伴ヒ勝レタル商品ノ奉仕  
ガ出来ル所以デアリマス

品質最適ニ就テ

コロイド白艶華ガゴム  
充填剤トシテ最良ナルハ  
世界ノゴム界權威米國  
シモンズ博士ノ推奨ト  
内地業界ニ既ニ定評  
アリ

【見本及説明書御申越次奉進呈】



赤玉印 青玉印  
炭酸カルシウム

## 白石工業株式会社

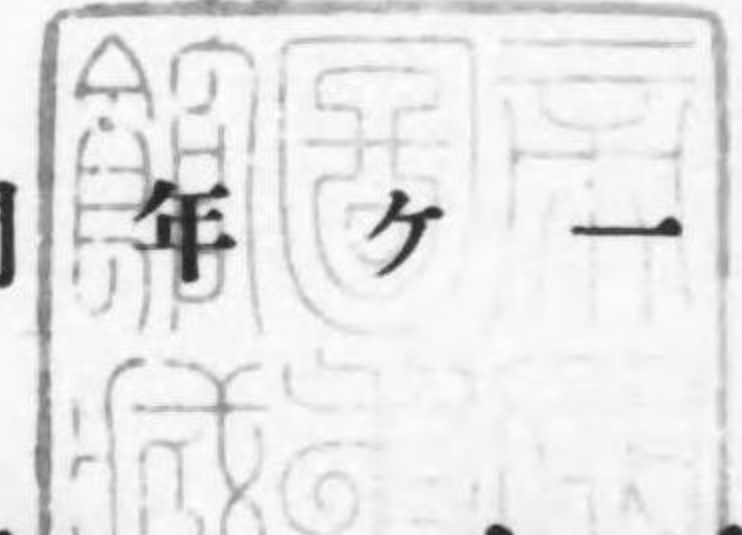
東京市荒川区南千住町三六五  
営業所 大阪市浪速区西内手町一〇四  
釜山府草梁町二九一

工場 三重縣員辨郡立田村  
群馬縣北甘楽郡青倉村



特226  
641

の 間 年 一 近 最



# 集 標 商 及 案 新 · 許 特

〔用 度 年 七 和 昭〕



戸 神 ・ 阪 大 ・ 京 東

社 聞 新 知 報 ム ゴ





## 凡例

- 一、本書は昭和六年十月より昭和七年九月に至る最近一年間、**ゴム**報知新聞紙上に毎月連載せる特許、實用新案及商標を一冊に纏め、それに登録意匠目次を附録として成るるもので、その特色とするところは爾今毎年一冊宛之を刊行することによつて我が**ゴム**關係の工業所有權の全容をば極めて簡明適確に知悉せしめんとするにある。
- 二、且つ特許及登録番號の決定せるものは能ふる限り之を各々の目次中に載せ、尙ほ本書締切後決定の分は後日之を書き込み得るやう餘白を設けて置いたことも本書の誇りとするところである。
- 三、又、なるべく簡単に要領よく是等工業所有權の本質を辨まへたい人の便宜のために特に卷頭に「平易に説いた特許の知識」を添へて置いた。是非御一讀を煩はしたい。
- 四、尙ほ終りに臨み本書の發刊に就いて絶大なる御賛助を賜はつた當業者有志各位、及び編纂上種々御指導を辱うした辨理士、法學士、岡田清作氏に滿腔の謝意を表する。



平易に説いた

# 特許の知識



辨理士・法學士・計理士



岡田清著作

## 内容

- 一、特許の知識
- 一、特許及實用新案集
- 一、商標集
- 一、意匠集





鯉 (T) (化)

炭酸マグネシヤ  
煨製マグネシヤ



亞鉛華  
リトボン  
バリウム



K H S  
アルミナムフレーク  
國産

純國産促進劑  
ウアルカドンH

株式會社

岸橋商店

本店 神戸市林田區東尻池町五丁目

電話兵庫(6) 三五五三番  
二六五四番

支店 上海海能路二〇



# 特許

計法辨  
理學理  
士士士

岡田清作

事務所 大阪市道修町三丁目野義洋館内  
電話本局三六二六番  
自宅 大阪市北區相生町四十番地  
電話東二〇七七番

商標登録  
NIS  
特許  
中村式  
製クリームソン  
パーマメントホルド  
ピンク (エロートリン)  
有硫促進劑  
バルケーター

最新理化學  
裝置不斷研究  
狂得技術由  
稟告

高品質 (一定大量)  
生産優良國産品  
正確提供仕様  
謹白

元賣發造製  
店商吉磯村中

番〇四一七京東驛路・町島寺區島向市京東  
マジラテ | 電電受・番八〇九二田墨(74)話電  
ンソムリク | 電原信



**ゴムの消亨**  
造 製



大津市東成區東橋谷町四  
**松下ゴム製造所**  
電話天王寺二九一三



REG. TRADE MARK

**DIAMOND VEAUTY**      **PEACOCK**  
BRAND  
**RUBBER ENAMEL**  
& RAW MATERIALS

- |                                                                                               |                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ダイヤモンド<br/>美人印<br/>ゴムエナメル原料</p> <p>ラバーボデー<br/>ラバーコーバル<br/>純煮亞麻仁油<br/>各種テレピン油<br/>及油溶染料</p> | <p>孔雀印<br/>高級ゴムエナメル</p> <p>長靴・オーバーシューズ用<br/>“弾性”ゴムエナメル</p> <p>生生地用<br/>ゴムエナメル</p> <p>地下足袋・運動靴用<br/>其他色エナメル</p> <p>…透明・純黒・黒色…<br/>●各種ゴム塗料ハケ●</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

**井之口工業所**  
神戸市西代高工前

營業用 電話湊川(5)二五〇一番  
工場用 電話須磨(7)〇四一〇番  
振替口座 大阪七七三一五番

平易に  
説いた  
**特許の知識**

法辨學士 岡田清作

**第一章 緒言**

一、工業所有権による保護 工業所有権といふのは主として工業的發明又は考案その他商標や意匠を保護するために附與せられた権利であつて、現今我國では「工業所有権法」といふ標まつたものはないが(一)特許法(二)實用新案法(三)意匠法(四)商標法といふ四種の特別法があつて、それによつて斯うした権利を擁護する爲め色々な規定が設けられてゐるのである。工業所有権と、この場合「所有権」なる言葉の使用は何だか一寸變に聞ゆるが、この権利を持つてゐる者だけが獨占的に行使出来、且つ他へ譲渡したり擔保などに入れたりすることの出来る點は一般の意味に於ける所有権とは何等變りがないのであつて、違ふところはこれといふ具體的目的物のない云はゞ無形財産であつて他人の模倣や複製を許さない點にある。しかも一定の期間が過ぎるとその権利は消滅してしまひ、世人は誰れでも自由にそれを使用することが出来るといふことも其の特色であらう。

さて、どうして工業所有権によつて發明なり考案を保護する必要があるのだらうか。發明なり考案は社會全般の利益になることなのだからどしどし誰れでも使へるやうにする方が本當ではあるまいか。特許品だといふので世人は法外に高い物を買ふべく餘儀なくされてゐるやうな状態はいけなないかと云ふ意見も考へられるのであるが然し工業所有権といふものを法律で認めて保護する所以のものは、そうしたことよりもつと大きなところに着眼點を有してゐるのであつて、つまり發明なり考案を獎勵し以て産業界の發展を助長せしめやうと云ふにあるのである。自分の發明したものがすぐ誰れでも模倣して作つて賣り出されるやうでは折角の苦心も水の泡で、誰れもそんな仕事に身を入れるものは無くなつてしまふ。考へ方によつては工業所有権はそうした發明者の勞に報ゆるために與へる一種の特権に外ならないのである。特許品が高くとその高いだけは發明者に對する社會的謝禮の意味と思へばよい。然しこの特権を無限に許すとすると、それこそ先に述べたやうな都合が生じるからそこで法律は一定の年限を設け、特許権は十五年(但し特別の事情ある者は更に三年乃至十年の延期を出願し得る)、實用新案権は十年、意匠権も十年、商標権は二十年で其の権利は消滅してしまふことになつてゐる。但し商標だけは、云はゞ商品の名前であつていつまでも他品と混同するのを防ぐ必要があるから更新登録の出願によつて更に権利を新たにして永久無限に其の権利を存続することが出来る定めになつてゐる。

現在では各國共に、多少の相違はあるが、いづれもこの工業所有権制度を設け、發明考案者を保護する方針を採用して居り、その目的は要するに前に述べた如く發明工夫を獎勵する爲で、之を獎勵するのは人類の幸福を増進するといふ如き高遠の目的の外、直接、生産、運輸、通信等の發達を助け、商業就中外國貿易を盛んにし、國富を増進させ得るからに外ならないのである。彼の獨逸の學術的發明が如何にその化學工業を發達させ、その商品を全世



界に賣り弘めたかば世人の周知する所で、發明考案の奨励や保護の必要はこの例を以てしても首領出来るであらう。

二、特許に就ての世人の誤解 さて、本論に入る前に尙ほ一言注意して置きたいことは、特許とか特許品とかに就て世人の有する觀念が誤まつてゐる場合が應々見受けられることである。特許品だなんて縁なものはないなるほど便利に出来てはゐるがまるで品質がなつてゐない。あんな悪い品の特許品だと高く賣りつけるなど、賣る者も怪しからんがそれを特許にした政府も甚だその意を得ぬ」といふ非難をよく聞く。

然しこれは特許の本質を理解してゐないのであつて、出願された發明なり考案が正當な手續をふんで居り、且つその出願が何れかの點に於て從來のものを改良してあり、或ひは又、今迄に無い發明品だと認められた場合は許可せられるのである。どんな材料でこしらへるのか、これでは使ひ難いぢやないか、どうもそれぢや高くつくぢやないか——と云つた論議立ては特許局に於ては決して爲されぬ。博覽會や共進會或ひは品評會で折紙をつけた品だつたら、そりや躍起になつて苦情を持ち込んで、特許局の審査は全然それらとは趣きを異にしてゐることを忘れてはならない。特許局ではその品の製作の優劣や品質の良否、又は販賣價格の高い安いを審査するのではなく、改良點、發明點そのみに就て審査するのである。だから特許品だとして在來品より劣つた品質のものもあらう高い値段のものもあらう。特許といふ獨占的地位にあることを利用して一儲けしやうなどのする見から粗製濫造品を提供する者が跡を絶たない爲に斯うした非難が醸成せられるのであつて其の罪は製造家乃至販賣業者の負ふべきものである。發明者又は考案者、賣本家、製造家及び販賣業者が、より良き、より優れたものを世間へ提供するといふ信念の下に完全に協力し、熱心と親切とを以てその仕事に當つてこそ初めて「特許品なればこそ」の眞價が發揮し得られるのである。その點、切に考慮を煩はして置きたいと思ふ。

今一つ、ぜひとも蒙を啓いて置きたいのは世上に「專賣特許」或ひは「新案特許」といふ言葉がよく見受けられるが、あれは現今の法律に無い言葉である。專賣特許といふのは昔の法律で云ふた事で、（現行法では「特許」と云ふ）なるほど專賣特許と云つた方が語呂もよいし、強くも聞ゆるし「おれんとこだけの品だぞ」とハツキリ宣言してゐて重寶だから未だに習慣上使用してゐるに過ぎないのである。「新案特許」は全然どこから出た言葉か甚だ諒解に苦しむ。正しくは「實用新案登録第……號」とすべきが至當である。實用新案に對してさら特許の文字を附帶せしめたのは、矢張り特許と云つた方が專賣を法律に依つて保護されてゐるぞといふ觀念を世人に吹聴する上に於て從來の習慣上便利であるからだらうと思ふ。これがために特許と實用新案とを混同せしむる恐れが無いでもないから、今後はぜひとも斯うした呼稱は廢止して「特許登録第……號」「實用新案登録第……號」と改めたいものである。

又、「特許願第……號」或ひは「新案特許出願第……號」といふのもよく見受けられるがあれは出願中のもので決して特許權や實用新案權を附與せられてゐるものではない。従つて番號も特許局で整理上附ける云は、受付番號であつて特許番號では決してない。誰れでも出願さへすれば貰へる番號であつて、果して特許せられるものやら登録になるものやら、審査の結果でないとは解らないものである。

## 第二章 特許、實用新案、意匠、商標とはどんなものか

前章にも一寸述べたやうに特許と實用新案とはや、もすれば混同せられ勝ちである。又、實用新案と意匠ともよくその區別がはつきりしてゐない場合が多い。勿論、それらの間に明確な區別を設けることは實際上甚だ困難であるが、特許とはどんなものを、實用新案とはどんなものを指して云ふのか、意匠と實用新案とはどんな點で違ふか又、商標とはどんなものかといふことに就ての知識は是非持つてゐてほしい。そこで茲にそれらに關する大體の定義と差異と特質とを述べて置かうと思ふ。

一、發明と考案との區別 まづ特許法第一條を見ると「新規ナル工業的發明ヲ爲シタル者ハ其ノ發明ニ付特許ヲ受クルコトヲ得」とあり又、實用新案法第一條には「物品ニ關シ形状、構造又ハ組合ハセニ係ル實用アル新規ノ型ノ工業的考案ヲ爲シタル者ハ其ノ物品ノ型ニ付實用新案ノ登録ヲ受クルコトヲ得」と規定せられてゐる。新規であるべきことはどちらにも共通した要件であるが、特許の方は「新規なる工業的發明」とあり、實用新案の方は「實用ある新規の型の工業的考案」とあり發明と考案といふ二つの言葉を使ひ分けてゐる。前章でも文中屢々この「發明、考案」の言葉を用ひたのはこれが爲で、故に一般には、特許として扱はれるものが發明で、實用新案として扱はれるものが考案だといふ風に區別してゐるのであるが、然らばこの發明と考案はどの點で相違してゐるのであらうか。實用新案の規定には更に「物品に關し形状、構造又は組合はせに係る實用ある新規の型」と明記してあるから、それによつて發明と考案との區別が略々つくであらう。實例を以て述べて見ると、ゴムを車輪に取り着けるが大變に具合がよいだらうと思ひついてその製造方法なり装置なりを苦心の結果案出し、茲にゴムタイヤを作つたとする。これはゴムの弾力性を利用して交通上に多大の効果を與へたものであつて、これは新規なる工業的發明と云ふことが出来る。ところがこのタイヤの形状に工夫をこらして磨減を少くせしめたり、又構造を變へてリムに取りつけ易いやうにしたり、或ひは泥除けと組合せて泥除付タイヤをこしらへて見たりするのは即ち物品に施した實用的價値のある型の考案と云ふことになつて、これは實用新案に屬する譯である。つまり實用新案は物品の構造、形状又は組合せに新規な工夫をこらして使用上便利であるやうにしたもので、物品の形体的考案に限られてゐる。従つて例へば特殊なゴムの配合法とか組成法とか云つた、方法とか成分の新發明はすべて特許に屬するもので實用新案とはならない。こう云ふと如何にもはつきりした區別があるやうであるが、物によつては中々そうは行かない。考案が發明として特許された實例もあるし、又、法律は特許出願を實用新案登録願に變更し得ることも認めて居るし、（但し實用新案登録願を特許願に變更出来ない）一つの特許發明が他の登録實用新案を、又一つの實用新案が他の特許發明を實施しなければ自分の折角の發明や考案を實施することが出来ないやうな場合もあつて事實問題として發明考案双方の境界を判然たらしむることの困難なることがある。

尙ほ特許に限り出願中又は特許後に於て特許權者がその發明に就て改良又は擴張をしてそれが新規の發明を構成する場合は追加特許されることになつてゐる。



## 二、實用新案と意匠との區別

次に意匠とはどんなものかを矢張り意匠法第一條によつて見るに「物品ニ關シ形状、模様、若クハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考案ヲ爲シタル者ハ其ノ物品ノ意匠ニ付意匠ノ登録ヲ受クルコトヲ得」と規定されており、物品を對象とした新規な工業品考案である點は實用新案と同じであるが、意匠は物品の形状や模様、色彩等に色々目先を變へた工夫をこらして人をして美しいなあとか専ら趣味的美術的效果をねらつた點にある。實用新案にあつては「これは体裁が惡からう」とか「美しくない」とか云つた事は敢て問はない、たゞその實用的効果にのみ重きを置いて「こうしたら丈夫だ」とか、「こうしたら成程便利だ」とかいふものであれば實用新案になる。前のタイヤの例に就て云へば、タイヤの觸面に凹凸を設けて滑りを少くしたのは實用新案であるが、その凹凸を模倣化し美麗な体裁のものに工夫した場合は意匠である。要するに外觀か實質かといふのが意匠か實用新案かを決定するもので、従つて同一考案でも外觀を主とするものは意匠として出願した方が有利であるし、又構造や材料等の實質的效果を主としたものは實用新案として出願すべきである。

例へば本書に載せた實用新案出願公告第一三三〇九號のゴム球の如き（實用新案三十三頁参照）ゴムの表面に動物の書や文字を浮き出させてある考案だが、外觀上から見れば勿論意匠に屬するものであらう。然し同案は子供がそれを弄ぶうちに知らず知らず動物の形態や名前、英語などを覚え込むことが出来るといふ教育的効果があるといふので實用新案として出願したものである。

然し、こうした場合、意匠權と實用新案權とを有効に取り得ることも出来る。又、出願中に、或ひは最初拒絶査定を受けてから三十日以内ならば實用新案から意匠へ若くは意匠から實用新案へと出願を變更することも出来る。これ又兩者の區別が鮮明を缺いてどちらに依るべきやに迷ふ場合が往々あるべきを考慮したが爲に外ならない。

尙ほ意匠には「類似意匠」といふのがある。これは自分の有してゐる登録意匠とよく似た意匠は、類似意匠として願ひ出ると登録許可せられる。又、特殊の事情で發表したくない意匠は、登録後三ヶ年以内秘密にして貰へると「秘密の意匠」といふのもある。

## 三、他の權利を使用して特許を得る場合

折角苦心をして發明なり考案をして見たがさて出願に際してよく調べて見ると、それを實施するにはどうしても他の既に特許されてあるものや登録實用新案を用ひなければならぬといふ場合がよく生ずる。黙つてやれば權利侵害になるし、先方が使用を許してくれ、ばそれに越したことはないが若し許さないとすると折角の苦心も結局骨折り損となつてしまふ。法律はその場合どうしたらよいかをはつきり定めてゐる。即ちその他人が正當の理由なくしてその使用を許さない時は審判を仰いで無理にでも許可を得ることが出来るると規定せられてある。尤も相當の補償金を相手方に拂はなくてはならぬ。但し實用新案權者が他人の特許權を使用したりすることは出来ない。要するに他の權利を行使し得るのは次の場合である。

## 一、特許權者が他人の特許又は登録實用新案を使用する時

二、實用新案權者が他人の登録實用新案又は登録意匠を使用する時

三、意匠權者が他人の登録實用新案又は登録意匠を使用する時

## 四、商標に就て

特許、實用新案、意匠はいづれも新規な發明や考案を主體としたものであるが、商標はこの點に於て著しく趣きを異にしてゐる。商標法第一條にも「自己ノ生産、製造、加工、選擇、證明、取扱又ハ販賣ノ營業ニ係ル商品ナルコトヲ表彰スル爲商標ヲ専用セントスル者ハ商標ノ登録ヲ受クルコトヲ得」と規定してあつて専ら他の商品と區別せんが爲に自分の商品に附ける文字、圖形又は記號を指して云ひ、然も新規なることを要し

ない。法を制定した目的から云つても大變違ふ。特許、實用新案、意匠法はいづれも發明なり考案を保護獎勵するのが目的であるが、商標は商取引上に於ける不正競争を防止するために設けられたものである。元來、商標はこれによつてその商品の需要者をして多くの商品の中から見分けるに便ならしむるために附したものであり、更に進んでは寧ろ商標自体に信頼して品物を選択せしめる、ゴム靴ならX印が一番よいとかM印は安くて丈夫だとかいふ風に製造者が誰であるかを考へるよりも商標そのみに信頼して買つて行く。かうなると商標は單なる商品の標章であるばかりでなく實にその商品の品質、信用をも代辯してゐると云つていゝ。故に他人が若しその類似物に同じ商標を使用して發賣したればそれは信用上にも多大の損害を蒙らしめられるのである、のみならず、需用者も亦た思ひがけない損害を受ける恐れがあるからそこで商標法が制定せられて、登録せられた商標はその權利所有者のみの専用となし、絶対に他人はこれを使用することの出来ぬやうにした譯である。又、特許、實用新案、意匠とは違つて登録された商標は二十年間之を獨占使用することが出来、然も二十年経つてから更にその期間の延長を願ひ出ること許されてゐるのは前章にも述べた如く取引は永久的なものである以上その目標たる商標も亦た永久的であらねばならず、又發明考案の如く長く獨占せしめたがために社會的に不利益を蒙らしめた——といふ如き弊害も商標の場合には生じないからである。

本書商標中に「更新登録商標」としてゐるのは即ちこうして延長許可せられたものである。

尙、商標は出願する時豫めその使用する商品を指定しなければならぬ。特許局では商品を七十類に分類してゐるから必ずその何類の商品であるかを指定して置く。だから二種類以上に亘る場合は各々の類に就て夫々別々に登録を出願しなければならぬ。この商品類別は、他の特許や實用新案に於てはたゞ審査の便宜上分類してあるに過ぎないが商標は原則として指定した類の商品に對してのみ獨占權を有し他の商品に對しては其權利が及ばないと云ふ事が重大なる相違點である。

それから「聯合商標」といふのがある。これは自分の有する登録商標と類似の商標を他人が使用したりするやうなことがあつてはいけないからそれを豫防するためにその類似商標を「聯合商標」として登録を受けて置くものである。

聯合商標として出願出来るのは左の三つの場合である。

- 一、同一の商品に使用する自己の商標に類似せるもの
- 二、類似の商品に使用する自己の商標と同一なるもの
- 三、類似の商品に使用する自己の商標に類似せるもの

それから、元來商標といふものは商品のマークであるから、營業と離れることの出来ないもので、それ故に若しその營業を廢止すればそれで當然商標權も消滅するし、又譲り渡す場合も營業と共に譲渡しなければ無効になるのである。

商標と同様に扱はれるものに、別に「團體標章」といふものがある。これは營利を目的としない團體例へば同業組合などが、その組合員の販賣する品に組合のマークを附せしめるといふ如き場合に於てそのマークは團體標章として登録を受けることが出来る。

尙ほ最後に附言したいのは、**商標と商號**とはまるで違ふ。どちらも登録或ひは登記といふ同じやうな方法で專用權が得られるものであるが、商標は商品に附けたものであり、商號は商人の營業上の名稱である。そして符



號とか圖形を以て表はされたものは商標にはなるが商號にはならない。商標は商標法に依り商號は商法に依つて定められ全く別個のものである。

## 第三章

### 工業所有權の外國との關係はどうか

一、國際條約 一國が特許法その他を制定して國內に於ける權利者を保護しても、海外に於て外國人がどしどしそれを平氣で行使するやうでは、特にそれが貿易上關係のあるものであつた場合、誠に遺憾なこと、云はなければならぬ。そこで各國は之に關して萬國工業所有權保護同盟條約といふものを選び、それに加盟してゐる國の國民は他の加盟國に於て工業所有權に關しその國の人と同一の保護を受けることが出来るやうになつてゐる。即ち其の條約の第二條に「各締盟國ノ臣民又ハ人民ハ他ノ締盟國内ニ於テ、發明特許、實用新案、工業的意匠又ハ體形、製造標又ハ商標、商號、原產地ノ表示及不正競争ノ取締ニ關シ、各其國法が内國人ニ對シ現ニ許與シ、又將來許與スヘキ利益ヲ享受スヘシ、故ニ該臣民又ハ人民ハ、内國人ノ遵由スヘキ手續及條件ヲ遵守スルニ於テハ内國人ト同一ノ保護ヲ受ケ、其權利ノ侵害ニ對シテモ亦タ總テ内國人ト同一ノ訴權ヲ有スヘシ、但シ保護ヲ受ケントスル國內ニ住所又ハ營業所ヲ有スヘキ何等ノ義務ヲモ同盟國人ニ課スルヲ得ス」とあるのがそれである。本書を御覽になれば解る通り外國人もかなり出願して來てゐるのはこの爲で、あれで特許或ひは登録になれば内國人と同じ權利を獲得するに至るのである。我が國の人達も必要ならばどしどし條約加盟國に出願して權利を得られるがよい。が、この條約に加盟してゐない國もある。現在加盟してゐるのは獨逸、奧地利、洪牙利、ドミニカ共和國、西班牙、佛蘭西、亞米利加合衆國、英吉利、伊太利、墨西哥、和蘭、葡萄牙、瑞西、突尼斯、セルブ・フロアト・スロウエニス、瑞典、政馬、濠洲聯邦、英領ニュージラント、セイロン、トリニダツト、トバゴ、白耳義、丁抹、伯刺西爾、獨逸存存領、モロッコ、チエツコ・スロバキヤ、波蘭、羅馬尼亞であるが、然らば之に加盟してゐないしも我國などはさしあたり密接な關係を有する支那やロシアとの關係はどうなるかといふ疑問が起る。條約第三條によれば、締盟國以外でも、締盟國の一に現實且つ眞誠なる住所又は營業所を有する者は締盟國の人民に準じて保護せられるといふことになつてゐるから我が國に在住する支那人やロシア人は我が國に出願することが出来る譯だが、我が國人が先方へ出願し得るかどうか。この爲には特に通商條約中に於て此の工業所有權保護に關して條約を締結してあるから更に心配はない。支那はあの通り内亂相亞々と云つた状態だつたので従つて其の保護の制度も確立され得ぬため、我が國は米佛露の三ヶ國に對し、支那に於ける工業所有權相互保護に關する條約を締結したのである。

尙ほ締盟國の一に出願した者は他國に於ても亦た若干期間(特許と實用新案は十二ヶ月、その他は四ヶ月)出願の優先權を得ることが出来、その期間内に於ては他國で自分のものと同一のものを出願或ひは行使してゐてもそれが

爲に無効となる如きことはないといふ規定もある。

二、貿易品と商標 發明や考案は製造等にも相當手數と日數とを要するし、且つ又採算上や材料の關係からその品物を外國で作り得ぬ事情もあるから別に外國の權利までも直ちに得て置かなければならぬといふ必要はないが、商標はそうは行かぬ。すぐ眞似の出来るものであるから、外國の商人が勝手に之を同じ商標を使用してどしどし賣り出してゐたのではこちらは大打撃である。うっかりしてゐるとその商標を先方が逸早くその國で登録してしまつてゐるといふ如き場合も無くはないから、特に貿易品の商標はその輸出先の國の商標權を得て置く必要が確かにあると思ふ。

三、外國の特許品を我國で勝手に製造販賣出来るか これはよく受ける質問である。その發明考案或ひは商標が我が國の權利をも得てゐるのだつたら勿論そんなことは出来ないけれども、若しそうでなく、先方の國內だけの特許に止まつて我が國に於ける權利はまだ得て居らないといふ場合は之を實施しても差支へない。道德上悪いことであるかも知れないが、法律上では何等の制裁をも受けないから外國の優秀なるものでまだ我が國の權利を得てゐないものはどしどし利用したがい。向ふが左程氣を配つてゐないのにこちらから遠慮して社會の利益になることを見ず見逃してゐる必要はないと思ふ。

## 第四章

### 出願から特許又は登録せられる迄

以上で現在施行せられてゐる特許、實用新案、意匠、商標といふものが大體どんなものであるかと云ふ事は略々瞭解出来たと思ふ。そこで次に、出願から特許或ひは登録せられるまでの間どういふ手順の下にどう風にして取扱はれるものであるか、常識として一通り心得て置かなければならぬ事を述べやうと思ふ。

一、出願 何か素晴らしい發明又は考案をした、今迄にない新規なものだ。そこで早速出願して專賣權を獲得したい。さて、出願に先立つてそれを特許に出願すべきか或ひは實用新案に出願すべきか、意匠に出願すべきかを充分に研究して置かねばならない。(商標は明確に區別し得るからそうした必要はない)そしてどれに出願するか、決定したならば次にそれが今迄事實世間に無かつたものかどうかを確めねばならない。勿論、自分では他に類がないと思つて作つたのであるが、廣い世間にはどこで又それと同じものが存在してゐるか解らない。つまりその發明考案が新規なものであるかどうかを調べるのである。

さて、「新規」とは何を意味するか。これは法文に示されてある。即ち(一)出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ又ハ公然用キレラタモノ(二)出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ容易ニ實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノは「新規」とは云へないのである。だからこれまでの特許明細書や實用新案公報及び重なる專門圖書は



一應調べて置かねばならない。特許明細書と新案公報とは特許局の陳列館（東京、大阪）で部別にしたものを無料で閲覧出来るからそこで調べてもよいし相當の辨理士に依頼して鑑定して貰つてもよい。

又、新規であると同時に、工業的でなければならぬ。「工業的發明」或ひは「工業的考案」と法文にあるのがそれである。工業的とは何を指して云ふかといふと、一般に云ふところの工業は勿論、農業、水産若くは鑛業等に關することでも、工業上に應用する價值のあるものだつたら之等も工業的といふ意味に解釋せられてゐるのである。非常に廣い意味に用ひられてゐるから常識上之に觸れるやうな出願をするものはまづあるまいと思ふが、例へば、「ボートの滑ぎ方」とか「貸金回収法」とか云ふものは工業的とは云へないから特許又は登録せられない。

かうして新規であり工業的であることが明かにされ、且つ又法文で明示されてある色々の除外例（これこれのものの特許又は登録せずといふもの、附録参照）にも觸れない場合、では愈々出願しやうといふことになる。出願には一定の形式がある。この形式を知つて居れば發明者又は考案者自身が出願手續をしても差支へないのであり又中にはそうしてゐる者もあるが、然し明細書や圖面の調製その他一切の手續は甚だ面倒なものであるから、そこは餅屋で矢張り専門の辨理士を代理人に依頼するに限る。

出願の手續は、特許なれば一發明毎に願書、明細書及び圖面を各二通づつ、實用新案なれば同じく願書、圖面説明書を各々二通づつ、意匠なれば一類別毎に願書を作りそれに圖面四通と尙ほ必要ある場合は説明書一通を添へて又、商標の場合は一商標毎に通の願書と商標見本五通を添附していづれも特許局へ本人又は代理人が直接持参するか又は配達證明若くは普通の書留郵便で差出す。尙ほ之等の出願手續を簡単に記した出願心得書を特許局で無料に配付してゐるからその送附を受けて一通り心得て置くのもよい。

出願日は特許局で受領した日、郵便の場合は消印日付又は郵便物受領證にある日付を採用せられることになつて居り、この出願日は若し同一の發明又は考案に就て二人以上出願のあつた場合、この出願日の早い者が採用せられることになつてゐるのだから一日も早く出願するやうにしなければならぬ。

### 二、審査

特許局では各出願に對し審査を行ふ。まづ最初にその出願書類に形式上不備な点がないかどうかを調べ、若しあれば之を指摘して訂正補充を命ずる。で、形式が完備したとき初めて今度は發明なり考案の内容に就て審査するのである。そして此の出願は拒絶すべきものかどうかその理由の發見に努める。若しそれが（一）新規でない時、（二）工業的でないとき、（三）法の所謂發明又は考案と認められない時、（四）同一内容のものに就て先出願者がある時、（五）其他法文上拒絶すべきもの又は法の精神に違背する時等の場合は出願を拒絶するのである。大抵は新規でないといふ理由で拒絶せられるのが多い。拒絶には拒絶理由を必ずつけて出願人へ豫め通知して來るからそれに對して指定せられてある期間内に意見書を提出する。出願人から意見書の提出があればその意見書にある出願人の主張が是非かを判斷しその出願を採用すべからぬかの査定をするのである。

拒絶の理由を發見し得ぬ時、又は提出した拒絶理由に對する出願人の意見が至當だと是認された場合は先きに拒絶した査定を取消して、公告決定の運びになる譯である。

### 三、公告

昔は審査官が拒絶の理由を發見し得なかつた場合は直ちにそれは特許或ひは登録となつたものである。審査官と雖も人間である以上その能力には自ら限りがある。世間でありふれた事柄でも審査官は知らないで特許或ひは登録しないとも限らない。勿論特許或ひは登録されても後日に之を無効とする審判を仰ぐことは出來たから差支へないといふもの、それでは折角權利を受與せられて莫大な資本と勞力を投じたその後になつて無効となるなど甚だ以て權利所有者に對して氣の毒であり、それが審査官の手落ちからだとなつて見ると不都合でさへあると云ふのでそこで特許或ひは登録をする前に一應一般公衆に示して「これを特許するがそれでよいか」と駄目を押すといふ意味から改正法では公告制度が設けられることとなつたのである。だから特許權又は實用新案、商標權を有する者は絶えず此の公告に注意してゐて若しそれが特許或ひは登録せられることに異議のある時は、公告の日から二ヶ月以内に異議申立書を差出すやうにしなければならぬ。公告は特許局發行の特許公報、實用新案公報、商標公報によつて爲され、又特許局で閲覧に供してゐることも前に述べた通りである。但し意匠だけは他の出願と異り登録すべきものも公告しない。又、登録せられたものでもその内容を發表しないで、たゞ登録意匠の目次を實用新案公報の附録として掲載してあるだけである。特許局の陳列館ではその書類、圖面等を閲覧に供してゐるからそれに就て見ることは出来る。

### 四、權利發生

さて、公告に對して異議の申立が無ければ審査員はその出願に特許又は登録の査定を與へる（但し公告後と雖も審査官が新たに拒絶理由を發見した場合は更めて拒絶の理由を通告して出願人に意見書を提出せしめる事もあるがこれは比較的稀れである。）

若し異議の申立があつた場合はその申立書の副本を出願人に送つてそれに対する答辯書を提出せしめる。答辯書が提出されるとそれによつて双方の主張を審議し、拒絶か採用かを決定するのである。

出願の審査はこうして終了する。特許又は登録の査定を受けた出願人は、所定の料金を納付すれば特許局では之に所謂特許番號を附し原簿に登録する。權利は登録によつて初めて効力を發生するものである。これに反して拒絶の査定を受けて突き返された時は、若しその拒絶理由に對して不服ある場合はその査定謄本の送達を受けた日より三十日以内に抗告審判といふものを請求してあくまでも特許又は登録すべきものだと思ふと云つて堂々と主張することが出来る。それで主張が通ればよし、通らなければ更に大審院に抗訴上告も出來ると云ふ点、普通の裁判と同様である。出願してから權利の發生するまで色々と岐路があつて複雑であるから之を解り易く一括して示すと次のやうである。





然し権利が発生したからと云つてそれで絶對的に安心してしまつてはいけない。特許又は登録された後でもそれが法規の定むる條件を備へてゐなかつたことが發見され或ひは他から無効審判を起されてそれらの結果無効になることも應々あるからである。無効になるとその権利は最初から存在しなかつたものと見做される。然しこの無効審判請求には一定の期限があつて、特許なれば権利發生後五年、實用新案なれば三年、商標は五年を経過した時は之に對し無効の審判を請求することは出来ないといふ規定になつてゐる。

右のやうな無効の事柄のみでなくとも権利、範圍、確認、審判、といふのがあつた。これは云はば繩張り争ひで特許なり實用新案にはその権利の範圍といふのがあり、それが判然とした範圍であれば問題でないが、多少曖昧なところがあると他人の事業や権利と衝突する。いやそれは自分の方の特許範圍だ、いや特許範圍外だと云つて争ふた結果が権利範圍確認の審判となるのである。だから自分の特許や實用新案の権利の範圍は何處まであるかを充分に研究知悉して置かねばならない。

更に又、今度は誰か他人が自分の権利を侵害してゐる事を發見した場合は、権利者は直ちに訴訟を起して相手方を押へつけねばならない。勿論この訴訟や損害賠償の問題は特許局には關係がない、全然裁判所の仕事である。だから権利を得てから後も絶えず心を配つてゐなければならぬ譯である。

**五、罰則** 特許を侵害したり、他人の商標を勝手に使用したりした者に對してどんな制裁が加へられるか。そのうした権利侵害によつて受けた損害賠償も勿論請求出来るがそれ以外に侵害者に課せられる處罰に就て述べやう。他人の持つてゐる特許、登録實用新案、登録意匠、登録商標と同じもの或ひは類似のものを製造販賣、輸入した所謂権利侵害者に對しては、特許及商標の場合は五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金、實用新案及意匠の場合三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。但し商標を除く他のものはいづれも親告罪であるから告訴を持つて初めて論ぜられる。登録商標だけは告訴が無くともビシビシ罰せられるから特に注意を要する。

又詐偽の行爲を以て是等の権利を得たり、権利が無いにも拘らず権利があるやうに装ふたりした者に對しては、それが特許及商標ならば三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金、實用新案及意匠の場合は一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。

**六、特許局に就て** 最後に一寸特許局のことを紹介して置かう。特許局は商工省所管であつて、特許、實用新案、意匠、商標に關する事務を取扱つてゐる役所である。特許局では總務部、審判部、機械部、化學電氣部、意匠商標部、陳列館などの部があり、特許や實用新案の出願の審査は機械部及び化學電氣部に於て行ひ、實用新案及び商標の公報は總務部所屬の公報係に於て印刷發行して廣く一般公衆の審査に供してゐる。又附屬陳列館に於ては之等の公報類及び出願公告中の正本及附屬物件を無料で一般公衆に閱覽せしめてゐること前に述べた如くである。特許局は東京市麹町區大手町に現在あるが、近くその新廳舎を麹町區三年町一番地（舊高松宮邸跡）に新築起工することに決定したそである。尙ほ大阪市西區江の子島上之町、大阪府立工業獎勵館内にも特許局出願書類大阪閱覽所を設けて其處に於ても公報類及び出願公告中のものに關する書類の副本及附屬物件を無料で一般公衆の閱覽に供してゐる。但し意匠に關する書類圖面等だけは東京の本局に於てでなければ閱覽出来ない。

## 附 録

### (一) 絶對に特許又は登録せられぬもの

次に列舉したものはどんなに優れた發明考案でも特許或ひは登録せられない規定になつてゐる。

#### ○特許せられぬ發明

- 一、飲食物又は嗜好物
- 二、醫藥又は其の調合法
- 三、化學方法に依り製造すべき物質
- 四、秩序若くは風俗を紊り又は衛生を害する虞れあるもの

#### ○登録せられぬ實用新案

- 一、菊花御紋章と同一又は類似の形狀を有するもの
- 二、秩序若くは風俗を紊り又は衛生を害する虞れあるもの

#### ○登録せられぬ意匠

- 一、菊花御紋章と同一又は類似の形狀又は模様を有するもの
- 二、秩序又は風俗を紊るの虞れあるもの
- 三、世人を欺瞞するの虞れあるもの

#### ○登録せられぬ商標

- 一、菊花御紋章と同一又は類似の圖形を有するもの
- 二、國旗、軍旗、勳章、褒章、記章又は外國の國旗と同一又は類似のもの
- 三、白地に赤十字の記章又は赤十字若くはジェネヴァ十字の稱呼若くは文字と同一又は類似のもの
- 四、秩序又は風俗を紊る虞れあるもの
- 五、他人の肖像、氏名、名稱又は商號を有するもの、但し其の他人の承諾を得たるものは此の限りでない。
- 六、同一又は類似の商品に慣用する標章と同一又は類似のもの
- 七、政府の開設し、道府縣若くは之に準ず可きもの、開設、若くは政府の認可を得て開設する博覽會又は外國に於ける官設若くは官許の博覽會の賞牌賞狀、又は褒狀と同一又は類似の圖形を有するもの、但し其の賞牌、賞狀又は褒狀を受領したるものが其の報標の一部として其の圖形を使用せるときに此の限りでない。
- 八、取引者又は需要者の間に廣く認識せらるゝ他人の標章と同一又は類似にして同一又は類似の商品に使用するもの
- 九、他人の登録商標と同一又は類似にして同一又は類似の商品に使用するもの
- 十、登録失効の日より一年を経過せざる他人の商標と同一又は類似にして同一又は類似の商品に使用するもの







- 第五十一類 文 房 具 (字消ゴム、ゴム印は之に屬す)
- 第六十一類 傘、杖、履物及其ノ附屬品 (各種ゴム靴、ゴム底、踵、爪掛等之に屬す)
- 第六十五類 玩具及運動遊戯具 (ゴム玩具、毬等は之に屬す)
- 第七十類 他類ニ屬セサル商品 (ゴム引布等之に屬す)

(三) 特許、實用新案、意匠及商標に關する手数料及料金

手数料其の他の料金はすべて収入印紙を以てするのであるが、之には消印をしない方がよい。

○手 数 料

一、特許出願	每件	拾	圓
二、追加の特許出願	同	五	圓
三、特許異議の申立	同	五	圓
四、右異議の参加申請	同	三	圓
五、特許出願人の名義變更届	同	五	圓
六、追加の特許出願人の名義變更届	同	三	圓
七、特許出願公告猶豫の請求	同	三	圓
八、實用新案登録出願	同	五	圓
九、實用新案登録異議の申立	同	三	圓
一〇、右異議参加の申請	同	二	圓
一一、實用新案登録出願人の名義變更届	同	三	圓
一二、實用新案登録出願公告猶豫の請求	同	二	圓
一三、審判、審決不服の抗告審判請求	同	二	圓
一四、拒絶査定不服抗告審判請求(特許願の時)	同	二	圓
一五、同 (實用新案登録願の時)	同	十	圓
一六、法定期間延長又は指定期間變更の請求	同	一	圓
一七、意匠登録出願	同	二	圓
一八、秘密意匠の請求	同	二	圓
一九、意匠登録出願人の名義變更届	同	一	圓
二〇、商標又は標章の登録出願	同	七	圓
二一、團體標章の登録出願	同	三	圓
二六、商標又は團體標章登録の異議申立	同	五	圓
二七、右異議の参加申請	同	三	圓
二八、商標登録出願人の名義變更届	同	三	圓
二九、團體標章登録出願人の名義變更	同	十	圓
三〇、商標の更新登録出願	同	十	圓
三一、團體標章の更新登録出願	同	五	圓

愈々特許又は登録の査定があつた場合は左の如き料金を特許又は登録の査定確定した日より三十日以内に納付しなければならぬ。

○特 許 料 金

一、第一乃至第三年	毎年	十	圓
二、第四年乃至第五年	毎年	十五	圓
三、第六年乃至第九年	毎年	二十五	圓
四、第十年乃至第十二年	毎年	三十五	圓
五、第十三年乃至第十五年	毎年	五十	圓

追加特許權の登録を受ける者は特許料として每件一時に三十圓を納付すれば良い。

○實用新案登録料

一、第一乃至第三年	毎年	七	圓
二、第四年乃至第六年	毎年	十	圓
三、第七年乃至第十年	毎年	二十五	圓

○意匠登録料

一、第一乃至第三年	毎年	三	圓
二、第四年乃至第十年	毎年	五	圓

類似意匠の登録を受ける時は登録料として每件一時に三圓を納付すれば良い。

○商標登録料

商標の登録を受ける者はその登録を受ける時登録料として每件一時に三十圓(團體標章にあつては百圓)を納付するを要する。又、更新の登録を受けるには每件一時に五十圓(團體標章にあつては百五十圓)を納付すれば良い。

(終)

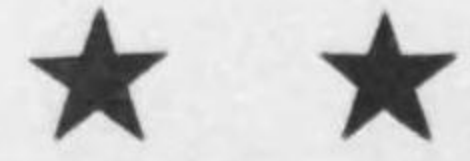




特 許

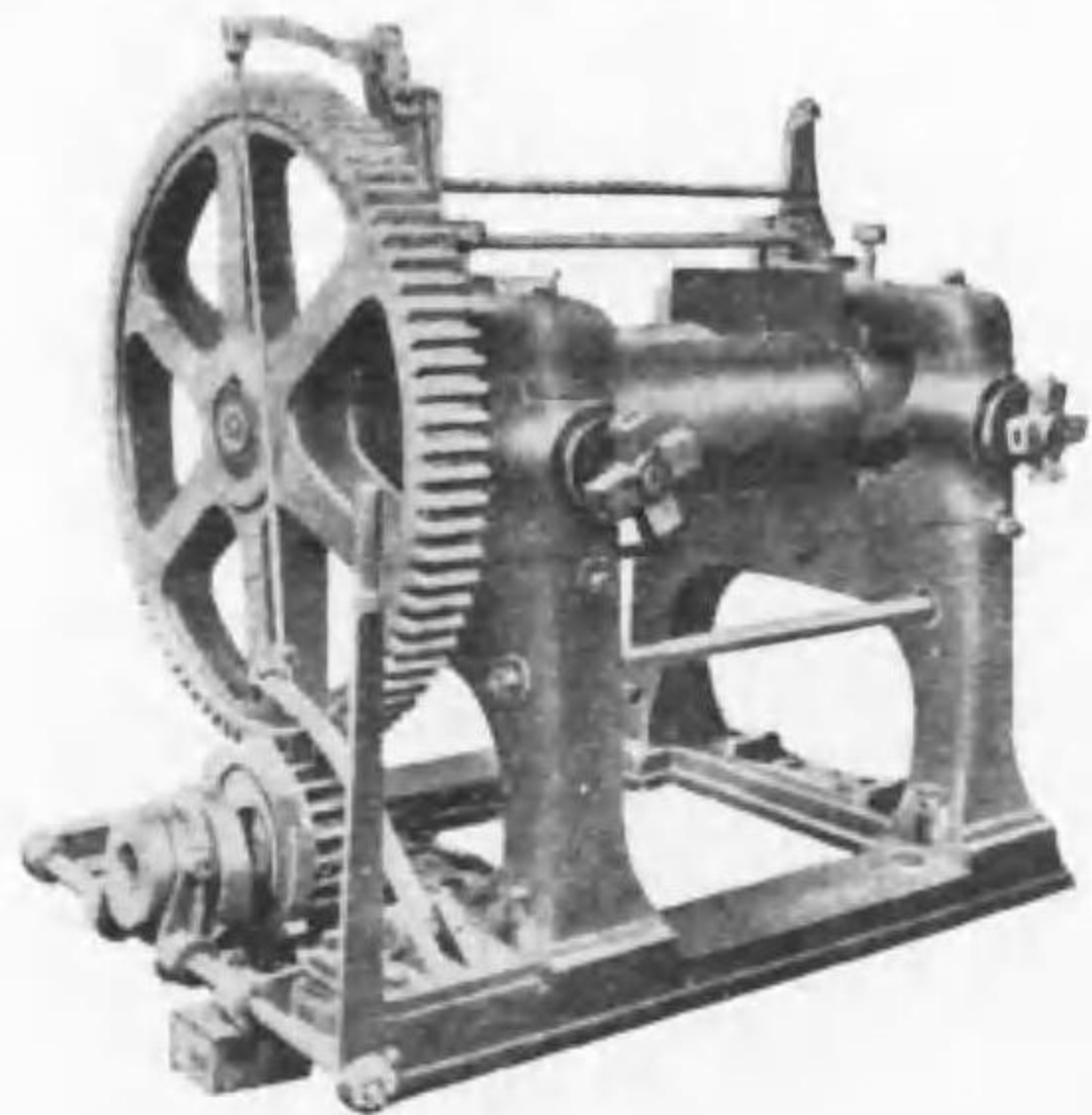
及

實 用 新 案





門負式材  
專請一機  
械製作機  
諸工業機  
業設計類  
工業諸工  
場汽罐諸



神戸チルドロール製作所



合名 神戶商會

神戸市林田區二番町三丁目三番地  
(宇治電大開通停留所西辻南角)  
電話 湊川(5)〇六四二番  
鐵工部 神樂町一丁目



ゴム工業用藥品

朝日化學工場

神戸市林田區川西通一丁目三九

電話湊川(5)四四三六番  
電信略號(ア)又ハ(アサヒ)

安心して出来る

標商錄登有所店弊

大 喜 水  
漁 撰 府



親しい取引

壁谷式ゴム靴

ゴム長靴・短靴  
大和靴・豆靴

登録



商標

陸海軍師團軍港證明ノ名譽ヲ有ス

壁谷ゴム工場

全国的に大好評を博しつゝあり

東京市荒川區日暮里三丁目七六〇

發賣元

信田ゴム商店

振替東京五二二六六番  
營業專用電話下谷六三三八番  
工場用下谷三四三二・三五五〇番

出張所

東京市淺草區聖天町(山ノ宿電車停留所前)

電話淺草七三九五番

自動車タイヤ

マルテータイヤ

各種ゴム靴

ゴム底革靴各種  
運動靴各種

東京市下谷區御徒町一丁目六三

土屋ゴム商店

電話園下谷(四六三一番  
七二七九番

振替東京二四九八二番

宇都宮市大工町大通

土屋ゴム出張店

電話宇都宮五五〇番

皇建表段信第次込申御



給色透明用最適品

正大印

炭酸マグネシヤ  
炭酸カルシウム

東京アルカリ工業株式会社製品

東京アルカリ工業株式会社製品發賣元  
其他一般ゴム工業用諸藥品販賣

宇治商店

岡山市下石井三四八  
電話岡山三一一二番  
電略(ウ)又ハ(ウジ)

宇治商店神戸出張所

神戸市林田區神樂町五丁目八八  
電話淡川(5)二八〇八番



サブステート

各種 サブステチユード  
ゴム塗料エナメル 製造  
各種化學工業藥品販賣

米満化學工場

工場 神戸市林田區常盤町一丁目四番地  
電話須磨(7)一四九七番

出張所 廣島市國泰寺町十八番地  
電話四七二一番

特許目次

各種靴・履物類之部

名	稱	出願人	公告番號	公告年月日	特許番號	特許年月日	頁
ゴム草履製造方法	廣島西川文二	四八八六	六、二二、二八	九五七五八	七、五、九	四三	
ゴム底履物製造法	福島足袋會社	四一九	七、二、一				
脚被ヲ有スル履物	東京村井清	二〇四	七、一、一八				
ゴム外皮ヲ有スル靴	英國ドウシケル	二七二二	七、七、八				

タイヤ・中袋之部

名	稱	出願人	公告番號	公告年月日	特許番號	特許年月日	頁
空氣入タイヤ	英國アンダーセン	四四四四	六、一一、二七	九四八四一	七、三、三	一一	
空氣入タイヤ	英國キレン	四七五六	六、二二、一六				
ゴム輪外皮製造法	米國グッドイヤー	一一三九	七、三、二五	九六三四八	七、六、二二	三三	
ゴム輪外皮製造法	米國マツセルマン	二九〇九	七、七、二二				
空氣入ゴム輪ノ製法	英國グッドイヤー會社	三三三二	七、八、二三				

ゴム製造機械器具之部

名	稱	出願人	公告番號	公告年月日	特許番號	特許年月日	頁
ゴム球加硫裝置	神戶ダントップ會社	三八二八	六、一〇、一六	九四四三四	七、二、三	二二	
タイヤ製造機	神戶尾崎周平	四四七三	六、一一、三〇	九五五八七	七、三、二六	二二	
ゴム底履物製造裝置	神戶尾崎周平	二二八	七、一、二〇	九五六四〇	七、四、三〇	五三	
ゴム底履物製造型	東京阿部伍作	七三二	七、二、二四				
ゴムローラ卷機	東京石崎佐門	七五六	七、二、二六	九六七九五	七、八、三	六五	
ゴム底加硫裝置	置界高木正太郎	一一〇五	七、三、二三	九六五七一	七、七、九	七二	
タイヤ礎膜製造裝置	英國ダントップ	一一五八	七、三、二八	九六三五八	七、六、二一	七七	
ゴム糊製造機	大分秋吉勇夫	一〇〇三	七、三、一四	九六二五六	七、六、一五	七七	
ゴム底燒付裝置	大分秋吉勇夫	二二二七	七、五、三〇				
ゴム輪支持裝置	米國グッドイヤー	一七五八	七、五、六				
タイヤ製造機	英國ダントップ	一七九七	七、五、九	九六八七二	七、八、八	九九	























昭和六年

實用新案出願公告第一二二四八號

第一百十四類 八、武道教習具

願書番號昭和五年第三三九〇四號  
出願 昭和五年十一月二十四日  
公告 昭和六年十月八日

名古屋市東區東片端町二丁目一五番地  
出願人 考案者 伊 藤 繁 吉

擊劍用面ノ紐止具

圖面ノ略解 第一圖ハ本考案ノ主要部ノ斜面圖第二圖ハ本考案斜面圖第三圖ハ本考案ヲ面ニ取付ケタル擴大斜面圖ナリ  
實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本考案ハ第一圖ニ示ス如ク下面(2)ヲ彎曲トナシ一側面(3)ヲ斜面ニシタル護膜  
又ハ之ト同性質物(1)ヲ革(4)ニテ包被シ之ニ革紐(5)ヲツケテナルモノナリ  
本考案紐止具ヲ面金ニ革紐ニテ緊縮シ取付ケ之ニ面ノ紐ヲ掛止シテ締結シテ使用スルモノナリ  
以上ノ構造ナル本考案ハ紐止具ノ彎曲面(2)カ面金ニ定著シ斜面部(3)ハ紐ノ掛止ニ便ナラシメタル爲練習中面ノ締結カ弛  
緩又ハ取外レル事ナキ實用的効果大ナルモノナリ  
登録請求ノ範圍 圖面及說明書ニ示ス如ク下面(2)ヲ彎曲トナシ一側面(3)ヲ斜面ニシタル護膜又ハ之ト同性質物(1)ヲ革(4)  
ニテ包被シ之ニ革紐(5)ヲ附シテナル擊劍用面ノ紐止具ノ構造



〔解説〕 擊劍用の面は試合中よく紐がゆるんでズレたりするものであるが、その不便を避けるために考案されたのがこれである。うまくビツマリと面金に喰ひつゝやうに彎曲させたゴムを革で包み之に革紐をつけてしつゝかゝ面金に結びつけて置く。そしてそれが紐の掛止に便利であるやうに面金を持たせてあるから、掛けた紐が絶對に弛んだり取外れたりするやうな事はない。

昭和六年

實用新案出願公告第一二二四九號

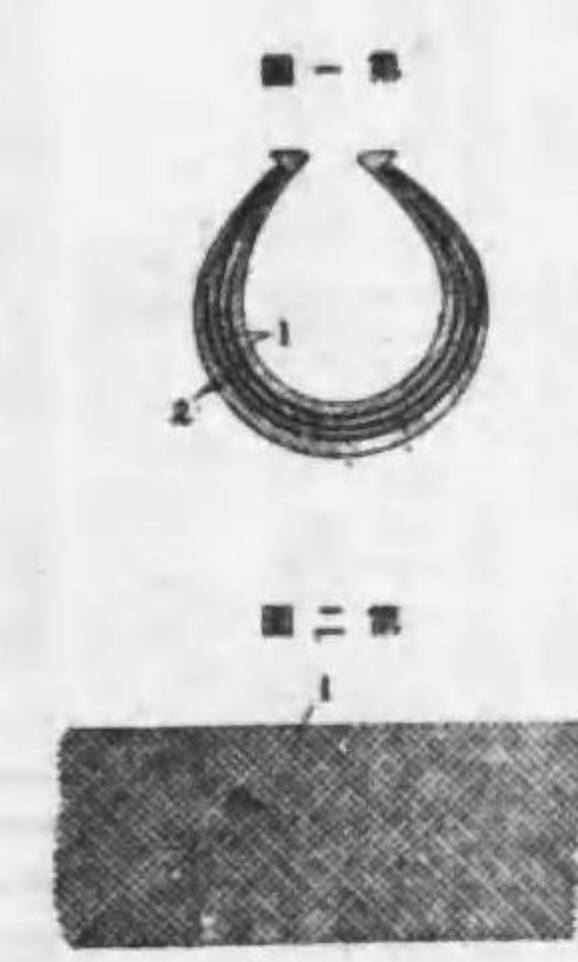
第三十二類 六、空氣入外輪及内管

願書番號昭和五年第三四九三號  
出願 昭和五年十一月四日  
公告 昭和六年十月八日

埼玉縣北埼玉郡忍町行田四八番地  
出願人 考案者 小 林 兵 衛  
東京市神田區錦町一丁目一番地  
代理人 辨理士 岡 本 織 之 助

タイヤ

圖面ノ略解 第一圖「タイヤ」ノ縱斷正面圖第二圖ハ同心ノ平面圖ナリ  
實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本實用新案ハ數條ノ線金(1)ト絲條(2)トヲ捻合セタルモノヲ經緯トシテ織成シタル芯(1)ヲ布ノ代リニ「ゴム」帶(2)ノ中間ニ挟ミ「ゴム」帶ヲ該芯ニ貼着シテ「タイヤ」ヲ構成セルモノナリ  
本案「タイヤ」ハ前記ノ如ク數條ノ線金ト絲條トヲ捻合セタルモノヲ經緯トシテ織成シタル芯トナシタルカ故ニ線金ニテ芯ニ強力ヲ賦與シ絲條ニテ固ク「ゴム」帶ニ定著シ芯ト「ゴム」帶トハ一體ヲナシテ適宜ニ屈伸ス堅牢ニシテ釘其他ノ尖端物ノタメニ「タイヤ」ノ突破セラルル虞レナク「タイヤ」ノ耐久力ヲ増加シ且車輛運轉中ニ「タイヤ」ノ破裂スル如キ缺點ナシ  
登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク數條ノ線金(1)ト絲條(2)トヲ捻合セタルモノヲ經緯トシテ織成シタル芯(1)ヲ斜ニ「ゴム」帶(2)ノ中間ニ挟ミ「ゴム」帶(2)ヲ芯(1)ニ貼着シテ成ル「タイヤ」ノ構造



〔解説〕 タイヤの耐久力を増大せしめる目的の下に考案されたもので、線金と絲條とを撚り合したものを以て織つた芯を、布の代りにゴム帯の中間に挟んでタイヤを作つてある。この線金が著しくタイヤを堅牢にし、絲條がそれを充分にゴムに定著せしめる働きをなしてゐるのである。



昭和六年 實用新案出願公告第一二二四四號 第一百二十一類 七、靴足袋

願書番號昭和五年第三一〇七四號  
出願 昭和五年十一月二十九日  
公告 昭和六年十月八日

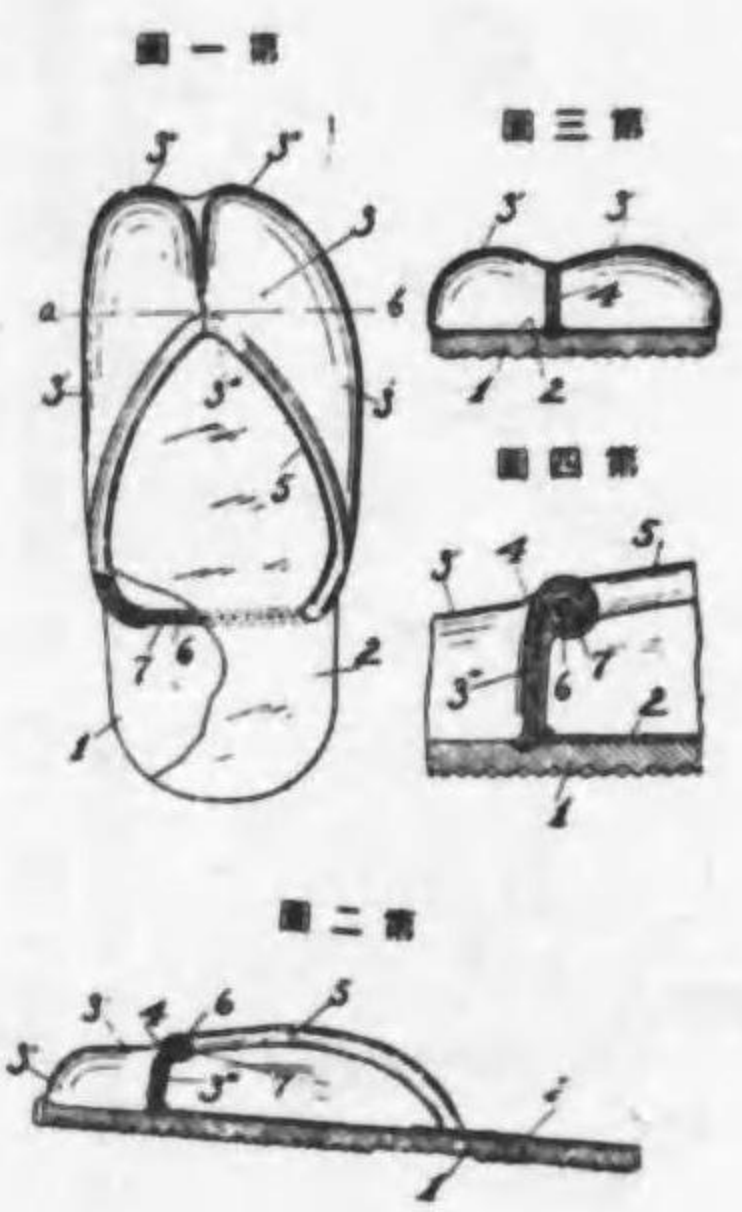
出願人 埼玉縣北埼玉郡忍町行田四八番地  
代理人 神戶市東區北濱五丁目十六番地 小 谷 正 太郎  
埼玉縣北埼玉郡忍町行田四八番地 小 谷 正 太郎

### 護謨製草履

圖面ノ略解 第一圖ハ一部ヲ缺シテ内部ヲ示セル本案ノ平面圖第二圖ハ中央縱斷面第三圖ハ第一圖ノ(a)―(d)線ニ沿フ横斷面第四圖ハ第二圖ノ一部ヲ擴大セル同機斷面圖ヲ示ス

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ部厚キ護謨製履臺(1)トソノ上部ニ重着セル護謨表版(2)トノ前部周縁ノ中間ニ中央部ヲ截斷セル如キ形狀ヲ有スル左右二枚ノ護謨版(3)ヨリ成ル妻革(3)ノ外縁ヲ各先端部(3)カ左右別々ニ各指先ヲ構成スル様挿入シ指先ノ根部ハ護謨版(3)ヲ五ニ重着シ一體トシテ指股(3)ヲ形成シ該指股ノ内部ニ布片(4)ヲ挿入セシメ次に前記一體トナレル妻革(3)ノ穿口部(5)ハ草履ノ鼻緒狀ニ屈曲シテソノ縁邊ニハ針金(6)ノ外部ニ布片(7)ヲ纏着セル芯ヲ埋設シ該芯ノ兩端ハ表版(2)ヲ貫通シテ表版(2)履臺(1)トノ中間ニ於テ五ニ接合シ芯ノ中央部ニ前記指股部(3)ニ埋設セル布片(4)ノ一端ヲ纏着セシメタルニ本案ハ前記ノ如ク二枚ノ護謨版(3)ヨリナル妻革(3)ノ先端部ヲ各爪先ニ形成シソノ根部ハ妻革ヲ一體トシテ指股部(3)ヲ有スルニヨリ本邦人ノ服用ニ適シ且妻革穿口部(5)縁邊ニハ布片(7)ヲ纏着セル針金ヲ挿入セルニヨリ強靱ナルハ勿論ソノ周縁ハ膨大シ且鼻緒狀ニ屈曲セルヲ以テ足ニ密着シ在來ノ草履ヲ服用セルト同様履脱ノ虞レナキ效アルト共ニ前記芯ハ表版(2)履臺(1)トノ中間ニ貼着シ直接地上ニ接セサルニヨリ切斷スル憂ヒナク尙指股部(3)ニハ前記芯ノ一端ヲ纏着セル布片(4)ヲ埋設セルニヨリ強靱ニシテ耐久力ヲ有スルモノトス

登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク護謨製草履ニ於テ履臺(1)トソノ上部ニ重着セル表版(2)トノ前部周縁ノ中間ニ左右二枚ノ護謨版(3)ヨリ成ル妻革(3)ノ外縁ヲ各先端部(3)カ左右別々ニ各指先ヲ構成スル様挿入シ指先ノ根部ハ護謨版(3)ヲ五ニ重着シ一體トシテ指股部(3)ヲ形成シ該指股ノ内部ニ布片(4)ヲ挿入セシメ次に前記一體トナレル妻革(3)ノ穿口部(5)ハ草履ノ鼻緒狀ニ屈曲シテソノ縁邊ニハ針金(6)ノ外部ニ布片(7)ヲ纏着セル芯ヲ埋設シ該芯ノ兩端ハ表版(2)ヲ貫通シテ表版(2)履臺(1)トノ中間ニ於テ五ニ接合シ芯ノ中央部ニ前記指股部(3)ニ埋設セル布片(4)ノ一端ヲ纏着セシメタル構造



〔解説〕 簡単に云へば、スリッパと草履とを折衷して五の利点を發揮せしめるやう作つたもので、ゴム底に、矢張りゴムの妻革をつけ、その妻革が足袋の先のやうな形に仕上げられて前鼻緒の部分に布片が纏着せしめてあるからスリッパのやうに脱げ易い憂ひが無い。且つその妻革の縁は丁度草履の鼻緒と同じ位置と恰好にこしらへ針金を布に巻いて芯に入れてあるから適宜にふくらんで鼻緒と同じ感じがあり、従つて日本人にとつて非常に履きよく且つ丈夫である。

昭和六年 實用新案出願公告第一二二四四號 第一百二十一類 七、靴足袋

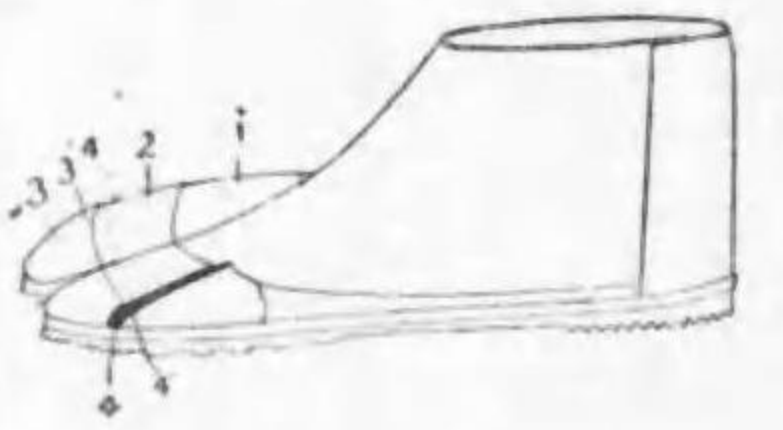
願書番號昭和五年第三一〇七四號  
出願 昭和五年十一月二十九日  
公告 昭和六年十月八日

出願人 埼玉縣北埼玉郡忍町行田四八番地  
代理人 神戶市東區北濱五丁目十六番地 小 谷 正 太郎  
埼玉縣北埼玉郡忍町行田四八番地 小 谷 正 太郎

### 護謨底地下足袋

圖面ノ略解 圖面ハ本案護謨底地下足袋ノ斜視圖ニシテ一部ヲ截切シタルモノナリ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本實用新案ハ脚布(1)ノ周縁ニ覆布(2)ヲ縫着シ其爪先部ニ護謨(3)ヲ貼着セル護謨底地下足袋ニ於テ護謨底地下足袋ノ爪先部ノ覆布(2)ト脚布(1)トノ中間ニ毛布又ハ其他ノ適宜ノ粗布(4)ヲ挿入シ粗布(4)ノ一端(4)ヲ護謨(3)メテ成ル構造



〔解説〕 地下足袋の爪先部が足指から發散する汗や蒸氣で心地悪くなるのを防ぐために、その入れ方も從來とは變つた方法によつてあるところが登録請求の點になつてゐる。

昭和六年 實用新案出願公告第一二二三三號 第一百二十一類 一一、履物底

願書番號昭和五年第一一三六號  
出願 昭和五年一月十七日  
公告 昭和六年十月八日

出願人 埼玉縣東區北濱五丁目十六番地 小 谷 正 太郎  
代理人 神戶市東區北濱五丁目十六番地 小 谷 正 太郎

### 脚被ヲ有スル履物底ニ加硫壓着スヘキ「ゴム」底片

圖面ノ略解 第一圖ハ本案ノ平面圖第二圖ハ同機斷面第三圖ハ同使用狀態ヲ表示セル縱斷面圖

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 (1)ハ比較的柔軟性粘着ニ富メル「ゴム」片ヨリナル脚被ヲ有スル履物ノ底形片ニシテ之カ周圍ニ底部ニ孔(2)ヲ穿設ス(4)ハ相當ノ厚サヲ有スル硬キ「ゴム」片ニシテ之ニモマタ孔(3)ト一致スル孔(3)ヲ穿設シ之ヲ(1)ノ表面ニ貼着ス(5)ハ爪先部ノ「ゴム」片ニシテ之ニモマタ適當數ノ孔(6)ヲ穿設ス 本品ハ之ヲ公知ノ方法タル「ゴム」接着用金製(イ)ノ底部ニ嵌メ置キ次に履物型(ロ)ニ脚被(ハ)ヲ被覆セルモノヲ金型(イ)ニ嵌メ然レ後(ロ)ノ型ノ上部ノ空氣入口(ニ)ヨリ壓力流體ヲ型(ロ)内ノ空氣「ゴム」袋(圖示セズ)ニ進入セシメ之カ膨脹ニヨリ脚被「ゴム」底片ニ壓接セシメ加熱燻(ホ)ニヨリ「ゴム」片(1)ヲ加硫セシムルト共ニ脚被(ハ)ニ接合セシムルモノナリ然ルニ從來ノ「ゴム」片ニアリテハ底部ニ孔ヲ有セサル爲メ「ゴム」ト型トノ間ノ空氣ハ排出路ナキ爲メ該空氣ニヨリ履物底ノ模様ハ往々潰レ或ハ缺點スルノ缺點アリタリ 然ルニ本案ハ上述ノ如ク底部ニ無數ノ孔ヲ穿設セルタメ「ゴム」底片ト型トノ間ニ存スル空氣ハ此小孔ヲ通シテ排出シ且ツ「ゴム」片ト脚被トノ間ノ空氣ヲモ排出セシムル爲メ「ゴム」ノ模様ハ確實ニ壓出サレ而カモ「ゴム」片ト脚被トノ密着ヲ充分ナラシメ得ル等ノ效果ヲ有スルモノナリ

登録請求ノ範圍 圖面說明ニ示ス如ク脚被ヲ有スル履物底ニ加硫壓着セシムヘキ「ゴム」底片ニ無數ノ排氣孔ヲ穿設セル構造



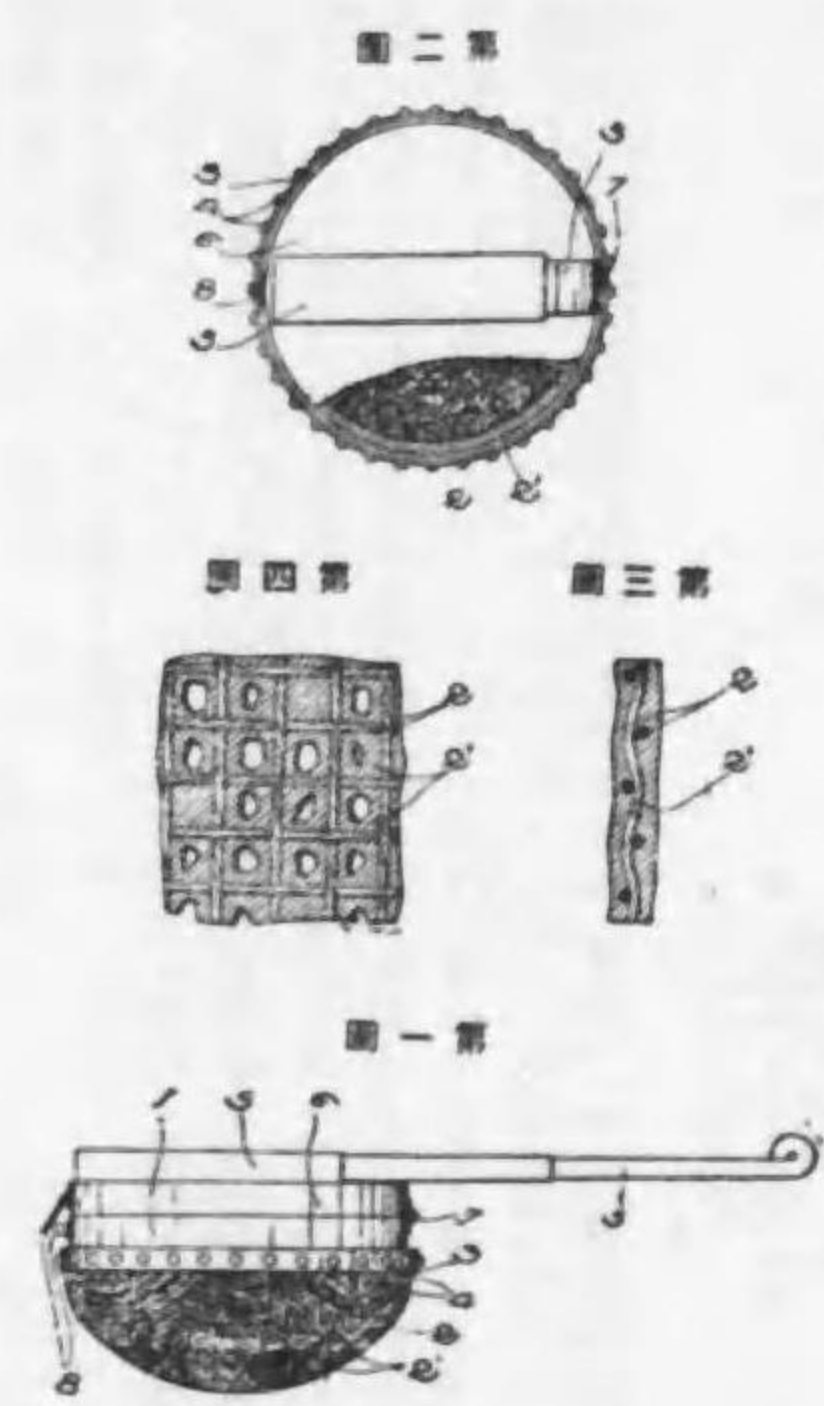




**實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領** 本案ハ輕容器(1)ノ端面ニ於テ麻(2)ヲ適當ニ編ミ之ニ適宜ゴム溶液ヲ浸透セシメテ不規則ナル穴ヲ有スル無數ノ凹凸面(3)ヲ形成セシメタル垢擦リ(2)ヲ以テ緊着シ且ツ他端ニハ伸縮自在ナル柄(5)ヲ有シテ成ル蓋(6)ヲ蝶番(7)及止錠(8)ヲ以テ装着シテ成ル垢擦ノ構造ニ係リ其ノ目的トストコロハ垢擦リ面ヲゴムノミニテ作ルコトナク麻ヲ適當ニ編ミ之ニゴム液ヲ浸透セシメテ自然ニ不規則ナル穴ヲ有スル無數ノ凹凸面ヲ形成セシムルコトニ依リ容器ニ滲レル儘ノ石鹼其ノ他ヲ收容シタル場合溜水ヲシテ容易ニ器外ニ排泄セシムルノ効果アルノミナラス凹凸ノ面ト相俟ツテ垢ヲ落スニ極メテ有效ナラシメタリ而シテ容器ノ一面ニハ伸縮自在ナル柄(5)ヲ有シテ成ル螺着蓋(6)ヲ設ケ其ノ開閉ハ止錠(8)ヲ以テ自由ニ爲サシムル如ク構成セシメタルコトニヨリ容器(1)ハ單ニ垢擦トシテ有用ナルノミナラス石鹼其ノ他ノモノヲ收藏スルヲ得ヘク又柄(5)ハ自由ニ伸縮シ得セシメタレハ携帯ニ至便ナリ

本案ハ以上ノ如ク垢擦リ面ヲゴムノミニテ作ルコトナク麻ヲ適當ニ編ミ之ニ適宜ゴム液ヲ浸透セシメテ自然ニ不規則ナル穴ヲ有スル無數ノ凹凸面ヲ形成セシメタルヲ以テゴムハ麻布ト共ニ一體ヲ爲シ從ツテ耐久力大ナルハ勿論皮膚トノ接觸モ円滑ニシテ衛生上極メテ良ク決シテ肌ヲ傷ツケルカ如キコトナシ

**登録請求ノ範圍** 圖面ニ示ス如ク容器(1)ノ一端面ニ於テ麻ヲ適當ニ編ミ之ニ適宜ゴム溶液ヲ浸透セシメテ不規則ナル穴ヲ有スル無數ノ凹凸面ヲ形成セシメタル垢擦リ(2)ヲ以テ緊着シ他端ニハ伸縮自在ナル柄(5)ヲ有シテ成ル蓋(6)ヲ蝶番(7)及止錠(8)ヲ以テ装着シテ成ル垢擦ノ構造



**〔解説〕** 従來ノスポンザゴムノ垢擦ノやうでなく、麻を編みそれにゴム溶液を浸透せしめてスポンザのやうに無數の凹凸面を作つたもので垢を落すのに非常に有効である。且つそれには伸縮自在の柄がついてあり、又蓋をとると石鹼入れにもなり極めて便利に出来てゐる。

昭和六年 實用新案出願公告第一二〇七九號 第三十二類 一一、車輪雜

願書番號昭和五年第三五二三〇號  
出願 昭和五年十月二十一日  
(前特許出願日援用)  
公告 昭和六年十月八日

岡山縣吉備郡庭瀬町大字庭瀬六〇九番地  
出願人 考案者 眞 龜  
岡山市上西川町一四〇番地  
代理人 辨理士 岡 本 嘉 夫

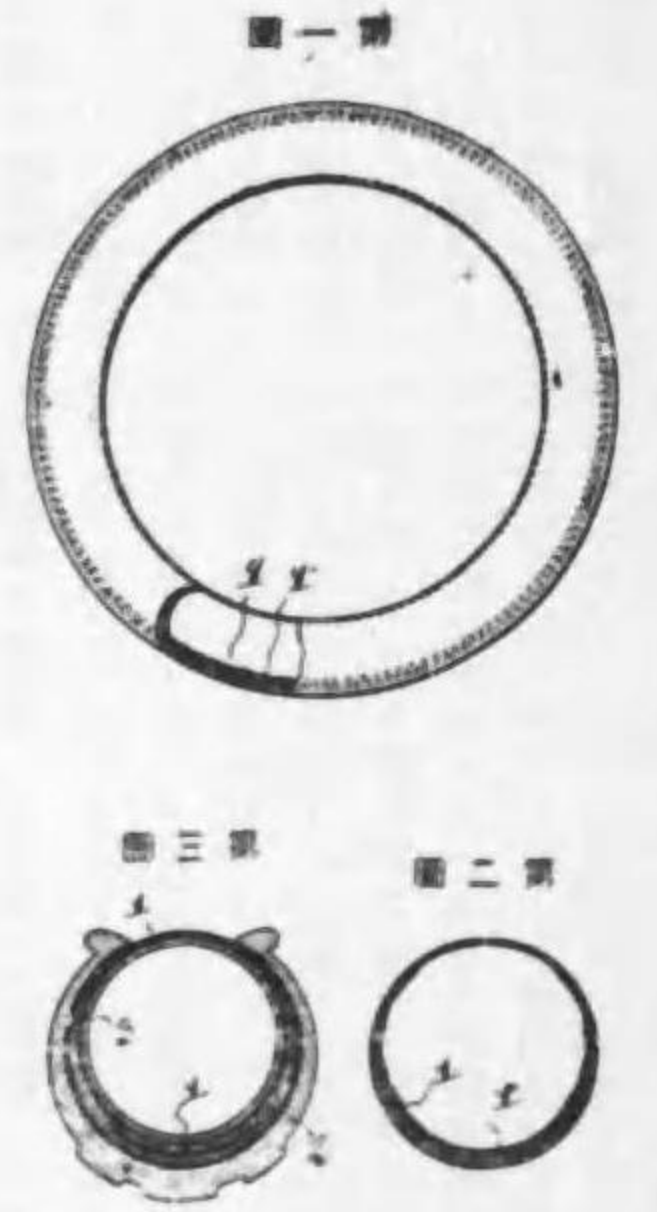
「チューブ」保護輪

**圖面ノ略解** 第一圖ハ本案品ノ正面圖ニシテ一部ヲ披開シ内部構造ヲ示シタルモノ第二圖ハ其縱斷面圖第三圖ハ本器ヲ「タイヤ」ト「チューブ」ノ間ニ嵌挿セル縱斷面圖也

**實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領** 本考案ハ帶狀強靱(1)ヲ重合シ其中央部ヲ厚ク兩邊ヲ薄クシ中央部内層ニ彈性金屬條片(2)ヲ強靱布ノ長サニ並行シテ挿入シ該布片ハ「ゴム」資料ニテ固結シテ圓環狀ヲ形成シ「チューブ」(3)ノ外側ニ當テ「チューブ」(3)ノ周面ヲ被覆スヘク装着シ之ヲ「タイヤ」ノ内側ニ介在セシメテ成ル「チューブ」保護輪ノ構造ナリトス

本案品ハ「タイヤ」ノ内側ニ介在セシムル時ハ「タイヤ」ノ外傷ニ對スル「チューブ」ノ抵抗力ヲ強メ其破裂ヲ防止シ又「チューブ」ハ重負荷ヲ受クル時壓迫ヲ受ケ路面ニ對スル部分ハ壓縮セラレ兩側邊ノ極度ニ膨脹スルトキハ其結果破裂ヲ誘發セラル、憂アルヲ豫防スルノ效果アリ且ツ「チューブ」ト「リム」ノ接觸面ノ摩擦ヲ保護スルニ普通布片ヲ其間ニ介在セシメツ、アリシカ本品ヲ使用シ「チューブ」全周面ヲ包圍スヘクナストキハ是等布片ヲ要セス「リム」ト「チューブ」ノ接觸摩擦ヲ完全ニ保護シ其毀損ヲ防止スルノ效果アリ

**登録請求ノ範圍** 圖面ニ示ス如ク帶狀強靱布(1)ヲ重合シ其中央部ヲ厚ク兩邊ヲ薄クシ中央部内層ニ彈性金屬條片(2)ヲ



**〔解説〕** これまで、チューブとリムとの接觸面の摩擦を防ぐために布片を入れて来たものであるが、その保護輪を用ひるとそれが要らない。第二圖にあるやうに路面に面する方を厚くしてそれに彈性金屬條片を入れてあるからこれを「タイヤ」の内側に入れると「タイヤ」が外傷を受けても「チューブ」は完全に保護される。重荷を積んだために壓迫を受け、「チューブ」の兩個が極度に膨脹することよく破裂するが、この保護輪を用ひるとその憂ひがないといふのである。

強靱布ノ長サニ並行ニ挿入シ布片ハ「ゴム」資料ニテ固結シ圓環狀ヲ形成シ「チューブ」ノ外周面ヲ包圍被覆スヘク装着シ之ヲ「タイヤ」ノ内側ニ介在セシメテ成ル「チューブ」ノ保護輪ノ構造

昭和六年 實用新案出願公告第一二〇四四號 第四十三類 三、菓子

願書番號昭和六年第二九一號  
出願 昭和六年一月七日  
公告 昭和六年十月六日

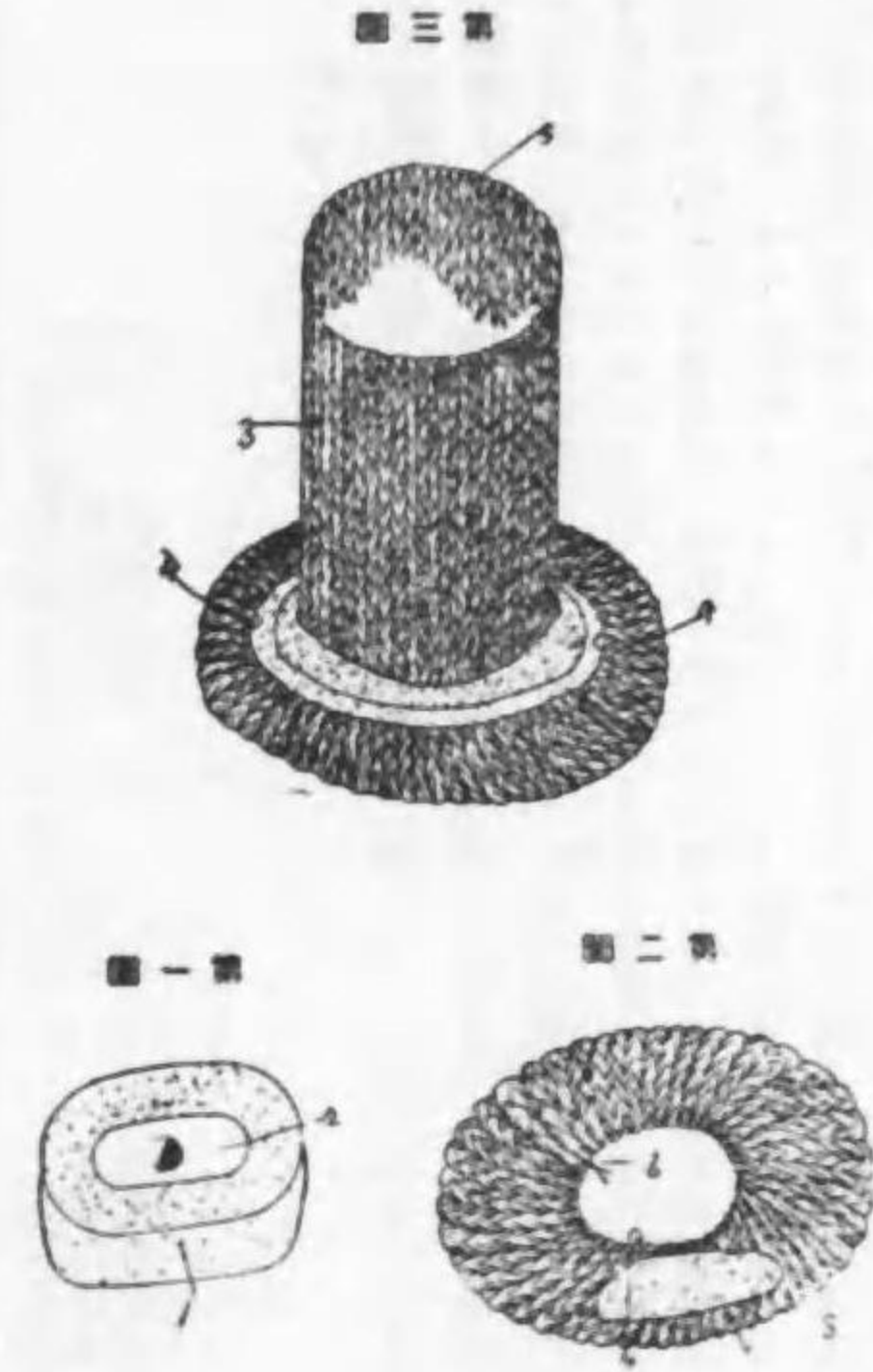
東京市麻布區飯倉町四丁目六番地  
出願人 考案者 島 本 佐 一

「スポンヂゴム」芯入刷子

**圖面ノ略解** 第一圖ハ輪狀形「スポンヂゴム」芯ノ斜面圖第二圖ハ刷子ノ截斷面圖第三圖ハ輪狀形「ゴム」芯(1)ニ筒狀形「メリヤス」ヲ捲カントストルキノ狀態ヲ示ス斜面圖ナリ

**實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領** 本案ハ「スポンヂゴム」製芯(1)ノ周面ヲ筒狀布地或ハ筒狀ニ組織セル「メリヤス」(3)ヲ包被シテ第二圖ニ示セル如ク輪狀形ニ形成セル刷子トス而シテ輪狀形ニ形成スルニハ「スポンヂゴム」芯(1)ノ中央部ニ切れ目ヲ貫通スルカ或ハ大ナル縱道孔(2)ヲ穿テテ無端環トナシ其ノ環ノ内部ニ筒狀形「メリヤス」(3)ノ一端(4)ノ所ヲ挿入シテ其ノ儘周面ヲ旋廻シテ輪狀形トナシ後端(5)ノ所ヲ縫キ留メシテ「メリヤス」(3)ヲ輪狀形ニ包被シ形成セル刷子ニシテ「スポンヂゴム」芯(1)ノ彈性ト「メリヤス」(3)トノ伸縮ニ依リ使用具合好ク且ツ「スポンヂゴム」ハ特ニ酸化シ安キ性質ナルモ周面ヲ「メリヤス」ニテ包被セルヲ以テ其ノ酸化ヲ防キ久敷キ使用ニ耐ユルコト且ツ廢物タル靴足袋等ノ切れ屑ヲ利用シ得ラル、ヲ以テ經濟的ニシテ周圍ヲ旋廻シツツ使用セラルル刷子ヲ得ントスルニアリ

**登録請求ノ範圍** 圖面及說明書ニ示セル如ク縱道孔ヲ有スル「スポンヂゴム」芯(1)ノ周圍ニ筒狀形「メリヤス」(3)ヲ輪狀形ニ捲キ附ケテ形成セル「スポンヂゴム」芯入刷子ノ構造



**〔解説〕** スポンザゴム製の芯の周圍をメリヤスでぐるぐる巻いて作った刷子でその巻き方に獨特の工夫を用ひて居り、且つ使用メリヤスには廢物たる靴足袋等の切れ屑を利用出来る經濟的である。



昭和六年 實用新案出願公告第一二〇四二號 第三十一類 一六、自轉車用鞍及鞍履

願書番號昭和五年第三四四九七號  
出願 昭和五年十一月二十九日  
公告 昭和六年十月六日

大坂市西成區新開通三丁目二四番地  
出願人 考案者 岡野 乙 造  
大坂市東區北濱二丁目九十四番地  
代理人 辨理士 江田 邦 名 太

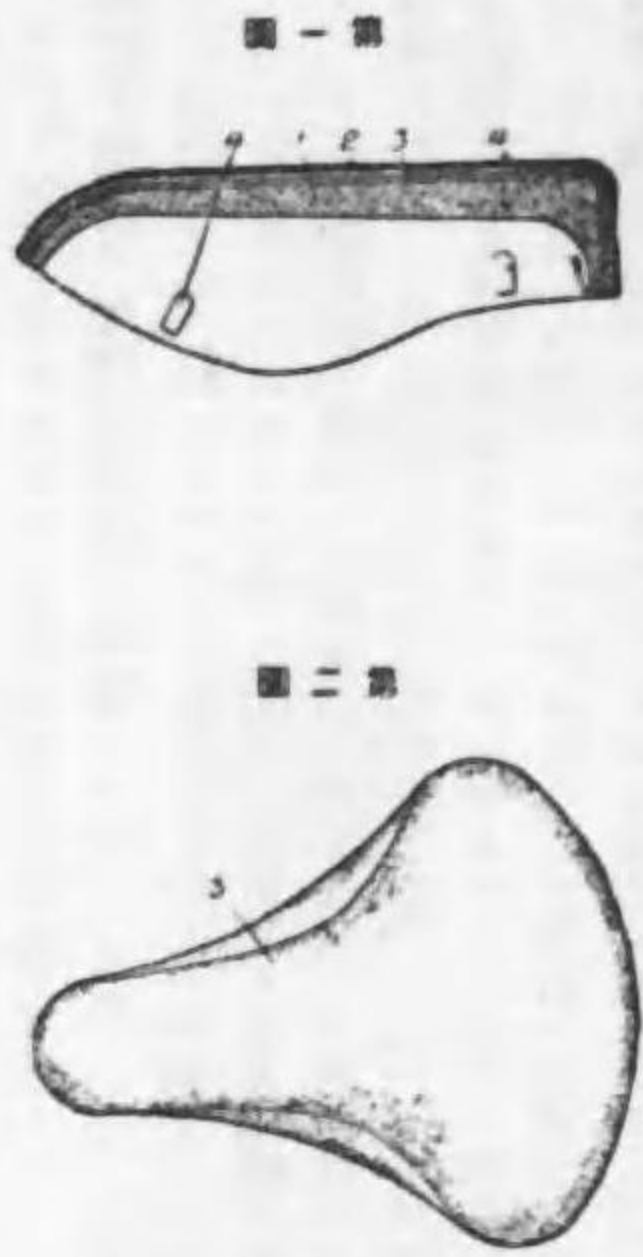
サドルカパー

圖面ノ略解 第一圖ハ本案ノ縦斷面圖第二圖ハ同平面圖ヲ示ス

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ「サドルカパー」ニ於テ「スポンヂ」護膜主體(1)ノ臀部ヲ支承スヘキ外表  
面ニ護膜糊(2)ヲ以テ天竺絨ノ如キ強靱布(3)ヲ貼着シ該護膜糊ヲ硬化セシメ主體(1)ト強靱布(3)ト一體ニ固着シタルコ  
トヲ特徴トスルモノニシテ(4)(4)ハ「サドル」ニ裝着スヘキ金具ナリトス

本案ハ本來激シク水平方向ノ衝動ヲ受ケテ伸縮シタメニ容易ニ毀裂破損シ易キ「スポンヂ」護膜製「カパー」主體ニ於ケル  
臀部ヲ支承スヘキ外表面ニ之ト一體ヲナス如ク強靱布ヲ固着シタルカ故ニ如何ニ強ク臀部ノ衝動ヲ受クルモ「スポンヂ」  
護膜ノ外表層ハ該強靱布ノ制御ヲ受ケテ絕對ニ水平方向ニ伸縮スルコト無ク完全ニ毀損ヲ防止シ得ルノミナラス護膜質  
ノ風化ヲ廢シ一層其壽命ヲ長カラシムル效果アルモノトス

登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク「スポンヂ」護膜製「カパー」主體(1)ノ臀部ヲ支承スヘキ外表面ニ護膜糊(2)ヲ以テ強靱布  
(3)ヲ貼着シ該護膜糊ヲ硬化セシメテナル「サドルカパー」ノ構造



〔解説〕 スポンヂのまのサドルカパーだと  
體化し易いし、又尻を左右に動かすために裂け  
たりせり割れがし易いので、それに強靱な布を  
ゴム糊を以て貼着し、そのゴム糊を硬化せしめ  
て之と一體となし、サドルカパーの壽命を一層  
長くしやうと云ふのである。

昭和六年 實用新案出願公告第一二〇三三號 第一百二十一類 一、靴

願書番號昭和五年第四三六二號  
出願 昭和五年二月十五日  
公告 昭和六年十月六日

久留米市米屋町七十番地  
出願人 考案者 倉田 泰 藏

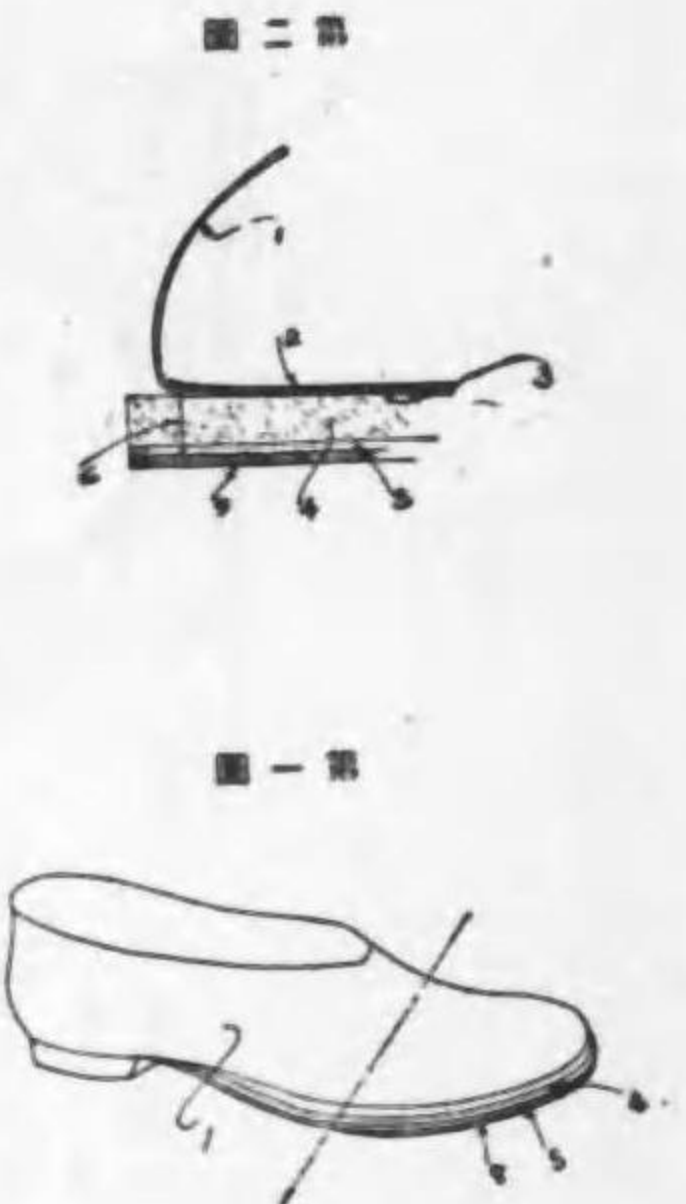
脚被ヲ具備スル履物

圖面ノ略解 第一圖ハ本案ノ脚被ヲ具備スル履物ノ斜視面圖第二圖ハ其一部ヲ縱斷セル擴大圖トス

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本考案ハ支那靴ノ一部ニ改良ヲ施シタルモノニシテ任意ノ織物ニヨリテ成形  
セル脚被(1)ヲ内底布(2)ノ下面ニ吊込ミ固着トナシコレカ下面ニハ任意ノ充填片(3)ヲ貼着シタル後チ底材トシテ厚地「フ  
エルト」片(4)ヲ貼着シ更ラニ相似形ノ底ゴム片(5)ヲ重合貼着シ底周縁ニ近ク縫合(6)ヲ施シテ確實性ヲ保タシメタル後更  
ラニ外底ゴム片(7)ヲ貼合シ加硫仕上ヲ施スモノトス

本考案ニ依レハ脚被ノ底面ト接地用ノ外底ゴム片(7)トノ中間ニ柔軟ニシテ輕量彈性アル厚地「フエルト」片(4)及底ゴム片  
(5)ノ重合體ヲ介在スヘク貼着セシメ且ツ該外底ゴム片ヲ除ク全部ヲ縫合(6)ニヨリテ緊定セシメタルモノナルカ爲メニ外  
底ゴム片(7)ハ底ゴム片(5)ト密着性ヲ確實ナラシムルト同時ニ縫合ヲ防止スヘカラシメ得ヘク履用輕快ニシテ支那  
人ノ慣性的嗜好ニ適合スル感觸ヲ與フルモノニシテ實用上ノ效果アルモノトス

登録請求ノ範圍 圖面及説明ニ示セル如ク内底布(2)ノ下面ニ脚被(1)ノ周縁下部ヲ吊込ミ固着セシメタル脚被ノ該内底布  
ノ下面中央ニハ充填片(3)ヲ貼着シ介在物トナシタル底面ニ厚地「フエルト」片(4)及底ゴム片(5)ヲ重合セルモノヲ縫合(6)ニ  
ヨリ固定セシメ接地面ニハ外底ゴム片(7)ヲ貼着シテナル脚被ヲ具備スル履物ノ構造



〔解説〕 支那靴の一部に改良を施したもので、脚  
皮の底面とゴム底との中間に柔軟なフエルトの如き  
ものを入れ外底ゴム片を除く全部を縫合によつて確  
實ならしめると同時に縫合の磨滅を防いだもので、  
履き心地の輕快な点が支那人の嗜好に適合するもの  
と思はれる。

昭和六年 實用新案出願公告第一二〇〇六號 第四十六類 一五、醫療具雜

願書番號昭和六年第九四九六號  
出願 昭和六年三月二十九日  
公告 昭和六年十月六日

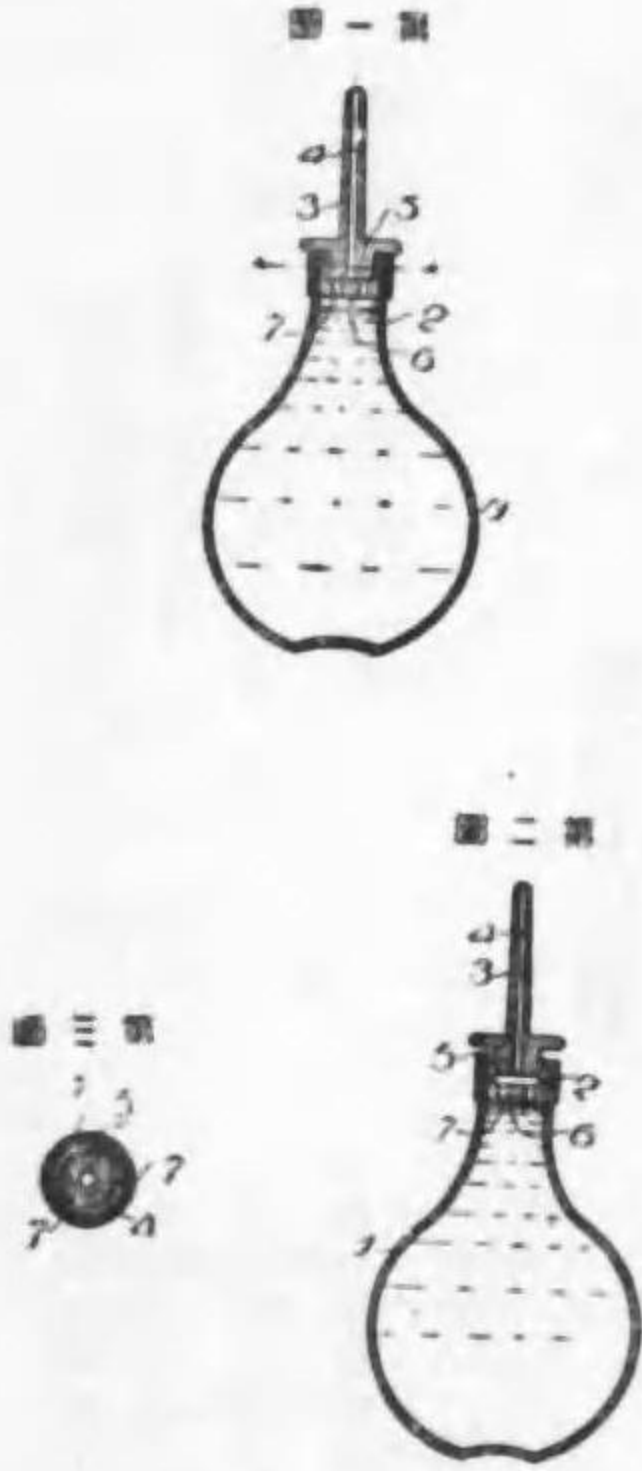
東京市芝區下高輪町五十八番地  
出願人 考案者 海老 沼 元 六  
東京市神田區美土代町一丁目四十一番地  
代理人 辨理士 鈴木 德 明

「リスリン」入「スポイド」

圖面ノ略解 第一圖ハ本案品ノ縱斷面圖第二圖ハ同上ニ於ケル栓管ヲ螺上シタル縱斷面圖第三圖ハ第一圖ニ於ケル(A)ノ  
(A)線ノ斷面圖ヲ示ス

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本實用新案ハ「ゴム」セルロイド「又ハ之ニ類似スル材料製」リスリン「容器(1)  
ノ口部ニ内周ニ雌螺子ヲ有スル底ノ栓管受(2)ヲ嵌着固定シ該栓管受(2)ニ中心ヲ上下ニ貫通スル通液孔(4)トナシタル栓  
管(3)ノ下端(5)ヲ螺着シ該栓管(3)ノ下端ハ數個ノ透孔(7)ヲ有スル栓管受ノ底(6)ニ密接スヘクシ栓管(3)ノ下端ト栓管受ノ底  
(6)トヲ密接シタル場合通液孔(4)透孔(7)ハ互ニ閉塞セラルヘクナシタル「リスリン」入「スポイド」ノ構造ニ係ルモノナリ  
本實用新案ハ該上ノ構造ナルヲ以テ常時ハ栓管ヲ緊締シテ「リスリン」容器(1)内ニ「リスリン」ヲ密閉シ置クモノナルニ必  
要ニ應シ第二圖圖示ノ如ク栓管ヲ少シク戻廻スルコトニヨリ栓管受ノ透孔(7)ト栓管ノ通液孔トヲ連通セシメ「リスリン」  
容器ヲ挾壓シテ「リスリン」ヲ逸出シ簡易ニ使用シ得ル效果アリトス

登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク「ゴム」セルロイド「又ハ之ニ類似スル材料製」リスリン「容器(1)ノ口部ニ内周ニ雌螺子  
ヲ有スル底ノ栓管受(2)ヲ嵌着固定シ該栓管受(2)ニ中心ヲ上下ニ貫通スル液通孔(4)トナシタル栓管(3)ノ下端(5)ヲ螺着シ  
該栓管(3)ノ下端ハ數個ノ透孔(7)ヲ有スル栓管受ノ底(6)ニ密接スヘクシ栓管(3)ノ下端ト栓管受ノ底(6)トヲ密接シタル場合  
通液孔(4)透孔(7)ハ互ニ閉塞セラルヘクシタル「リスリン」入「スポイド」ノ構造



〔解説〕 ゴム又はセルロイド製のリス  
リン容器に雌螺子を有する有底の管をば  
め、常時はリスリンを入れてその栓管を  
緊めて置き、使用する時に少しそれをゆ  
るめると管受の穴と管の穴とが通じ、や  
うになつてゐるから、リスリン液体を壓  
へればリスリンは容易に管から吐出する  
やうに出来てゐる。



昭和六年 實用新案出願公告第一一九九八號 第四百類

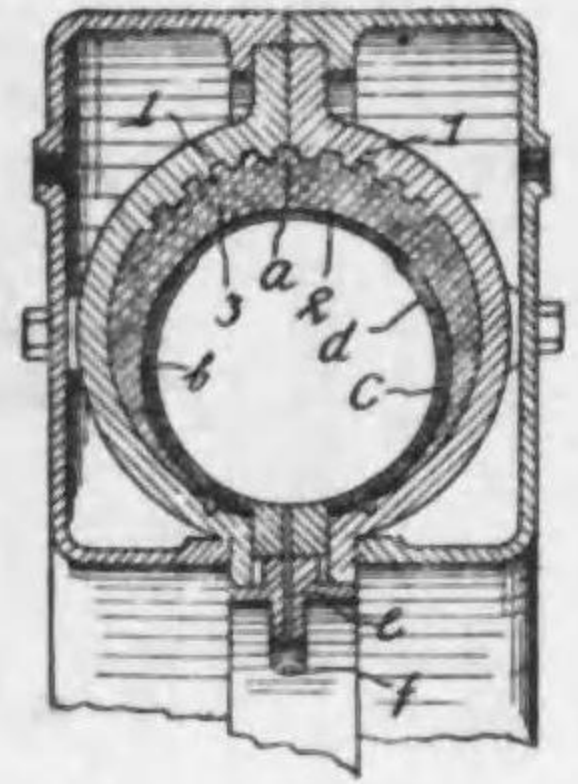
願書番號 昭和六年第七四二二號  
出願 昭和六年三月十二日  
公告 昭和六年十月六日

大坂市港區青羽町三丁目一番地  
出願人 考案者 高島 四郎  
大坂市西區大和田町四百二十六番地  
出願人 考案者 田中 進  
兵庫縣川邊郡小田村抗瀬字高田二十二番地  
出願人 考案者 田中 進  
東京市麹町區丸の内二丁目二番地  
丸の内ビルヂング八一九、八二一  
出願人 考案者 淺村 良一  
代理人 辨理士 淺村 良一

七、護謨「タイヤ」製造機

護謨「タイヤ」製造用芯型

圖面ノ略解 圖面ハ本案護謨「タイヤ」製造用芯型ヲ示ス斷面圖ナリ  
實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ蒸釜兼用型環(1)ノ内壁面ニ「キヤンパス」部(2)ニ貼着セシ護謨部(3)ヲ密着セシムヘクナシタル護謨「タイヤ」製造機ニ使用スル芯型ニシテ「タイヤ」ノ接地部(4)以外ノ部分ニ當ル「キヤンパス」部(2)ノ裏面ニハ環狀金型(5)ヲ當テ「キヤンパス」環狀中空室ニハ環狀芯型(6)ヲ介シシテ前記芯型ニ流體ヲ吹キ込ミテ接地部表面ニ於テ直接「キヤンパス」部ヲ外方ニ押壓シテ接地部ヲ形成スル未加硫護謨ヲ型面ニ押壓密着セシムルト共ニ接地部以外ノ部分ハ「キヤンパス」部ヲ平均ニ環狀金型(5)ニテ押壓セシム尙環狀芯型ニハ流體入口(7)出口(8)ヲ設ケ芯型内ノ流體ヲ循環セシムル如クナシ「キヤンパス」部ヨリ熱ヲ奪ヒテ「キヤンパス」部ノ過加硫セラルルヲ防止セシム  
本案ハ特ニ強カニ外方ニ押壓スルコトヲ要セサル接地部以外ノ部分ハ環狀金型(5)ヲ介シテ芯型(6)ニテ押壓セシメ模様ヲ形成スルタメ特ニ強カニ外方ニ押壓スルヲ要スル接地部表面ナル「キヤンパス」部ニ芯型内ノ流體ノ壓力ヲ集中セシメ得ヘク尙廢棄「タイヤ」ヨリ剝離セラレタル「キヤンパス」部ヲ利用シ該「キヤンパス」部ニ護謨部ヲ新ニ形成セシメテ俗ニ再製「タイヤ」ト稱スル護謨「タイヤ」ヲ製造スルニ使用シタル場合ニハ已ニ加硫セラレタル「キヤンパス」部カ芯型内ノ流體又ハ芯型内ヲ循環スル冷却流體ニヨリ直接或ハ環狀金型(5)ヲ介シテ奪取セラレ「キヤンパス」部ハ比較的冷却セラレタル状態ニ維持セラルモノニシテ製作スル際「キヤンパス」部ノ強度ヲ更ニ脆弱ナラシメサルモノナリ  
本案ハ上記ノ如ク構成シアルヲ以テ護謨「タイヤ」ヲ製造スルニ使用スルハ勿論ナレトモ再製「タイヤ」製造用芯型トシテモ適當セルモノナリ  
登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク流體入口(7)ヲ有スル環狀芯型(6)ニハ「キヤンパス」部(2)ヲ被着セシメ環狀芯型ト「キヤンパス」部トノ間ニ於テ「タイヤ」ノ接地部(4)以外ノ部分ニ環狀金型(5)ヲ介シシタル護謨「タイヤ」製造用芯型ノ構造



〔解説〕 ゴムタイヤは勿論再製タイヤの製造用芯型として適當なもので、タイヤの接地部以外のところは環狀金型でもって押壓し、特に強力に押壓することを要する接地部表面のキヤンパスには芯型内の流體の壓力を集中せしめ充分に密着せしめ得るやうに作つてある。

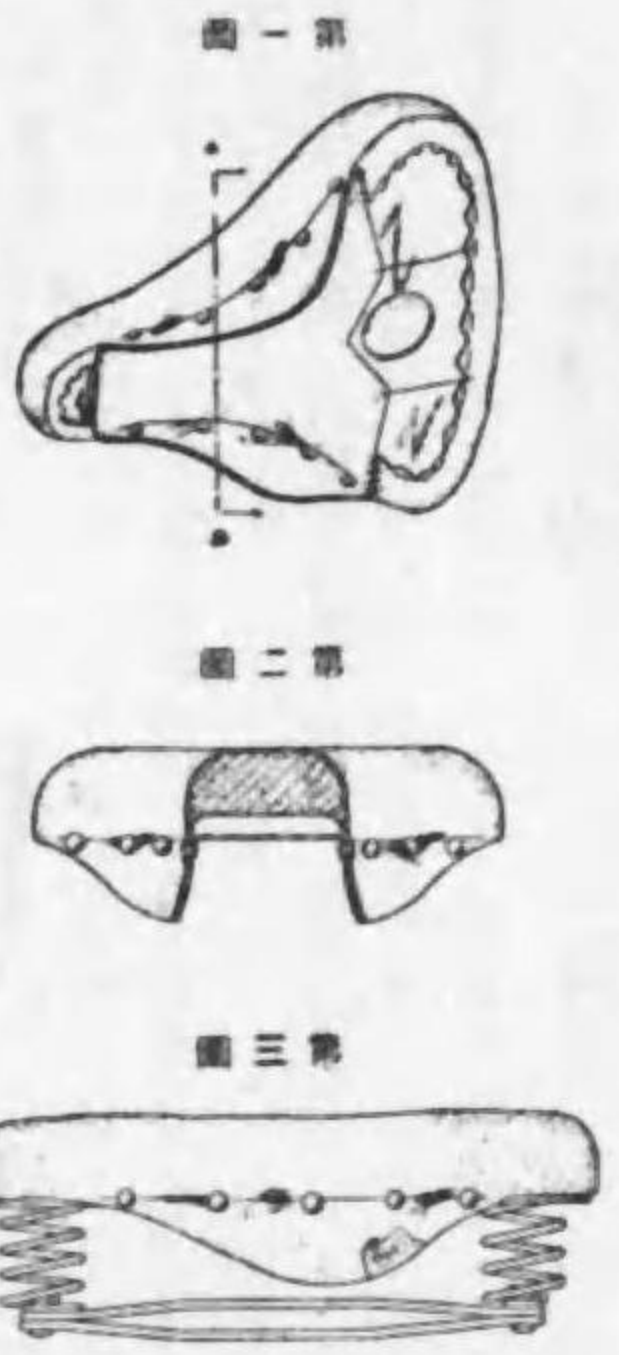
昭和六年 實用新案出願公告第一一九九七號 第三十一類

願書番號 昭和六年第四九八三號  
出願 昭和六年二月二十一日  
公告 昭和六年十月六日

大坂市浪速區榮町四丁目二十二番地  
考案者 松井 駒藏  
大坂市浪速區草町千二百二十五番地  
出願人 考案者 田中 進  
大坂市浪速區大國町三丁目千六百二十八番地  
代理人 辨理士 白須 賢芳 彦

サドル

圖面ノ略解 第一圖ハ鞍掛部表面ノ斜而圖第二圖ハ第一圖(A)―(B)線ニ於ケル斷面圖第三圖ハ「サドル」ニ組立テタル側面圖ナリ  
實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ鞍鞍上ヘ「スポンジゴム」ヲ置キ之レヲ表皮ニテ包被シテ成レル鞍掛部ヲ彈線付取付鞍鞍上ヘ縮着シタル「サドル」ニ於テ兩側ヲ屈折シテ弧形ノ舌片(4)ヲ設ケタル銀杏葉形ノ綴皮(3)ヲ鞍鞍上ノ裏面屈曲縁ニ當テ該綴皮ノ舌片(4)ト表皮(1)ノ兩側ニ屈折セル弧形ノ舌片(2)トヲ貼着シテ更ニ舌片(4)ノ屈折部ヨリ舌片(2)ヲ通シテ綴皮(5)ニテ綴着シテ成ル「サドル」ニシテ圖中(7)ハ「スポンジゴム」(8)ハ彈線(9)ハ取付鞍鞍上示シタルモノナリ  
本案ハ貼着シテ更ニ綴着セル舌片(2)(4)ヲ綴皮ニテ緊張シ以テ鞍掛部ノ強度ヲ増大スルト共ニ鞍鞍上ノ綴皮カ喰ミ出ス虞レナカラシメ且ツ表皮ノ形態ヲ長ク保持セシムルノ效果アリ  
登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク鞍鞍上ヘ「スポンジゴム」ヲ設置シ之レヲ表皮ニテ包被シテ成レル鞍掛部ヲ彈線付取付鞍鞍上ヘ縮着シタル「サドル」ニ於テ兩側ヲ屈折シテ弧形ノ舌片(4)ヲ設ケタル銀杏葉形ノ綴皮(3)ヲ鞍鞍上ノ裏面屈曲縁ニ當テ該綴皮ノ舌片(4)ト表皮(1)ノ兩側ニ屈折セル弧形ノ舌片(2)トヲ貼着シテ更ニ舌片(4)ノ屈折部ヨリ舌片(2)ヲ通シテ綴皮(5)ニテ綴着シテ成ル「サドル」ノ構造



〔解説〕 サドルの形崩れを防ぎ、股の當る部分をしつかりと緊めて強度を増さしめると共に表皮が外に喰み出す恐れを失くしたもので、圖に見らるゝ通りサドルの兩側を舌を出し、それを裏側で特種の方法を以て綴着した考案である。

昭和六年 實用新案出願公告第一一九六三號 第二百一十六類

願書番號 昭和六年第二三三〇七號  
出願 昭和六年七月二十五日  
公告 昭和六年十月五日

大坂市北區伊勢崎町三十九番地  
出願人 考案者 井上 朝一  
大坂市南區安堂寺町二丁目七〇番地  
代理人 辨理士 三木 通三

金屬板製容器

圖面ノ略解 第一圖ハ本案容器ノ底部平面圖第二圖ハ同上(A)―(B)線ニ於ケル護謨脚取付要部ノ縱斷面圖第三圖ハ同上護謨脚取付要部ノ變形例ノ縱斷面圖ナリ  
實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ主トシテ「アルミニウム」板製ノ器體(1)ノ底(2)ヲ内面カ凹所トナリ外面カ突出セル段部(3)トナル如ク押出シ該段部ノ外面ニ護謨脚(4)ヲ取付ケテ成ルモノニシテ(5)ハ段部(3)相互間ノ切欠凹入

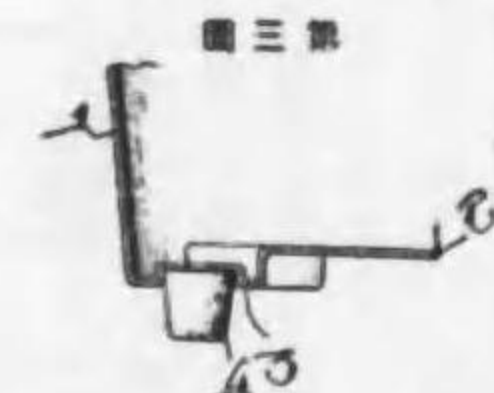
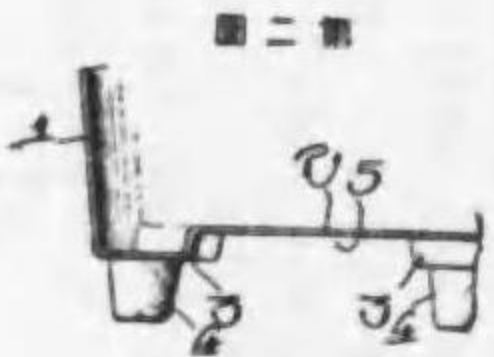
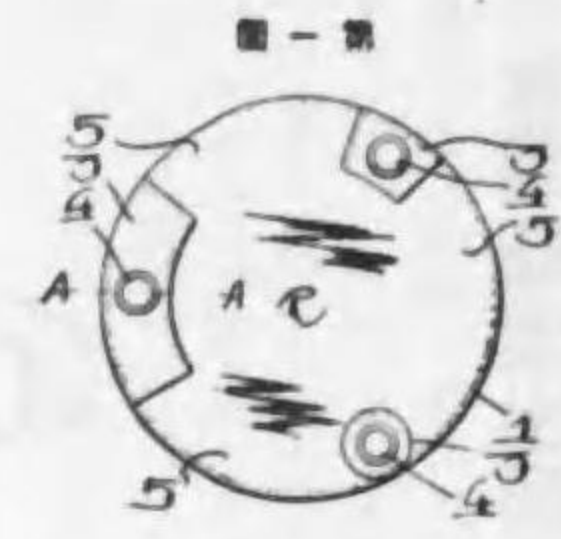


部ナリトス本案ハ水桶類、化粧「バケツ」金製等ニ應用ナスモノナリ而シテ上記段部(3)ニ於ケル護脚(4)ノ該當面ヲシテ第三圖ニ示ス如ク少許凹入セシメテ護脚ノ取付ヲ安固ナラシムヘクナスコトモ得ルモノトス

金屬板製容器ニ於テ普通平面ナル底ニ支脚ヲ取付ケタル場合ハ支脚ノ重壓カノタメニ支脚取付部ノ底板ニ凹ミヲ生スルモノ本案ハ護脚(4)ノ取付部ノ底(2)ヲ(3)ノ如ク凹凸押出段部トナシタルカ故ニ該部ノ底板ノ力強ク支脚ノ重壓カニ耐ヘ凹ム虞ナキト共ニ取付護脚(4)ヲシテ安固ナラシムル効果アル新規ノ考案ナリトス

考案相互ノ關係 本案ハ昭和六年實用新案出願公告第九二四一號ノ權利ヲ使用シテ實施スルモノニシテ該新案ニ於ケル環狀ノ押出段部(3)ノ所々ヲ凹入トシテ段部ノ屈曲ヲ多クシ底部補強ノ效果ヲ一層著大ナラシメタルナリ

登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク護脚取付ノ金屬板製容器ニ於テ金屬板製ノ器體(1)ノ底(2)ヲ内面トナリ外面カ突出セラルル環狀ノ段部(3)トナル如ク押出シ該段部ノ外面ニ護脚(4)ヲ取付ケテ成ル構造



〔解説〕 第二圖、第三圖を見ると明かである如くバケツなどの底にゴムの脚をつけたもので、従来の如くたゞ平たい底に附けただけでは壓力がその部分に重くかゝり、爲めに凹むなどの憂ひがあつたものだが、この考案になるものは、ゴムの取付部分を内底よりも突出させ或は又反対に凹ませてあるから非常に安固であると云ふのである。

昭和六年 實用新案出願公告第一一九六一號 第二百二十六類 二二、雜種罐

願書番號 昭和六年第二二二三八號  
出願 昭和六年七月七日  
公告 昭和六年十月五日

大阪市東區清水谷西之町三三〇番地  
出願人 考案者 藤本 庄 吉  
大阪市南區鹽町通一丁目二十二番地  
代理人 辨理士 相 知 秀 雄

「ラバーセメント」用罐

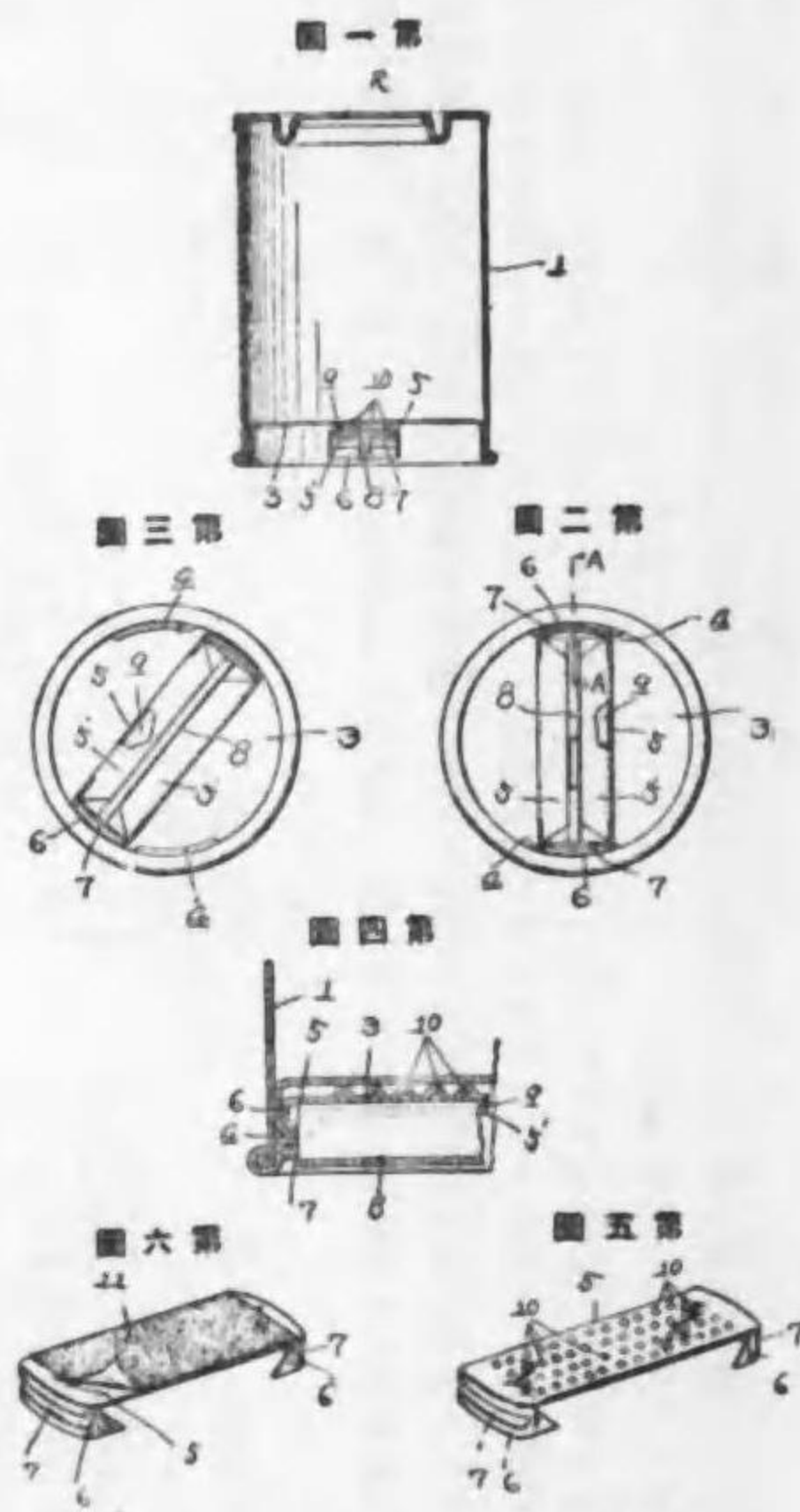
圖面ノ略解 第一圖ハ本案ヲ施シタル「ラバーセメント」用罐ノ縱斷面圖第二圖ハ同上底裏平面圖第三圖ハ摩擦子ヲ除去スル狀態ニ於ケル同上底裏平面圖第四圖ハ第二圖(A)線ニ於ケル斷面圖第五圖及第六圖ハ何レモ本案ノ要旨ヲ爲ス摩擦子ノ斜面圖ナリ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 圖ニ於テ(1)ハ罐體(2)ハ蓋(3)ハ底面ヲ幾分上方ニ揚ケシメタル底(4)ハ底周壁ニ相對シテ突設シタル突條(5)ハ兩端側壁(6)ニ凹溝(7)ヲ形成シタル摩擦子ニシテ摩擦面ニ多數ノ突子(10)ヲ形成スルカ若クハ研磨紙布(11)ヲ裝施スルカ或ヒハ金屬砂等ヲ散布附著セシメテ粗面ヲ形成セシム(8)ハ摩擦子ノ兩側壁ニシテ内側ニ各々屈曲シテ握手(9)ヲ其ノ兩側片(9)ニ於テ摩擦子ノ裏面ニ押壓附著セシム

本案ハ罐(1)ノ底(3)ノ裏面ニ摩擦面ヲ粗面ニ形成シタル摩擦子(5)ヲ着脱自由ニ裝施シテ成ルモノニシテ自轉車、自動車ノ「チューブ」ノ修整ニ使用スヘクシタモノニシテ「チューブ」ノ破損シタル時他ノ護膜片ヲ密着セシムル爲メ摩擦子ニテ摩擦シ「チューブ」護膜片ニ粗面ヲ形成スヘクシタルモノナリ

而シテ本案ハ粗面ヲ設ケタル該摩擦子ヲ罐體ニ裝施シ其ノ使用取扱ヲ容易ナラシメ從來ノ如ク別ニ研磨紙布等ヲ用意スルノ必要ナク且ツ紛失スルノ虞ナキ效果ヲ有ス

登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク「ラバーセメント」用罐ニ於テ罐(1)ノ底(3)ノ裏面ニ摩擦面ヲ粗面ニ形成シタル摩擦子(5)ヲ着脱自由ニ施シタル構造



〔解説〕 チューブの修整をなす際ラバーセメントを附けるのに密着を完全ならしめる爲にその密着部分を紙ヤスリなどでこすり、目を荒くさせればならない。その爲に紙ヤスリを一々携帯することは不便であるからと云ふので、ラバーセメント入の罐にそれを取付け着脱自在に出来るやう裝置を施したものである。

昭和六年 實用新案出願公告第一一九五六號 第七十類 三、廻轉摺殺機

願書番號 昭和六年第一七九四號  
出願 昭和五年九月十五日  
公告 (前特許出願日採用) 昭和六年十月五日

朝鮮郡山府新興洞第九十二番地ノ四  
出願人 考案者 中 市 常 吉

回轉脫膠機ノ「ゴム」圓筒

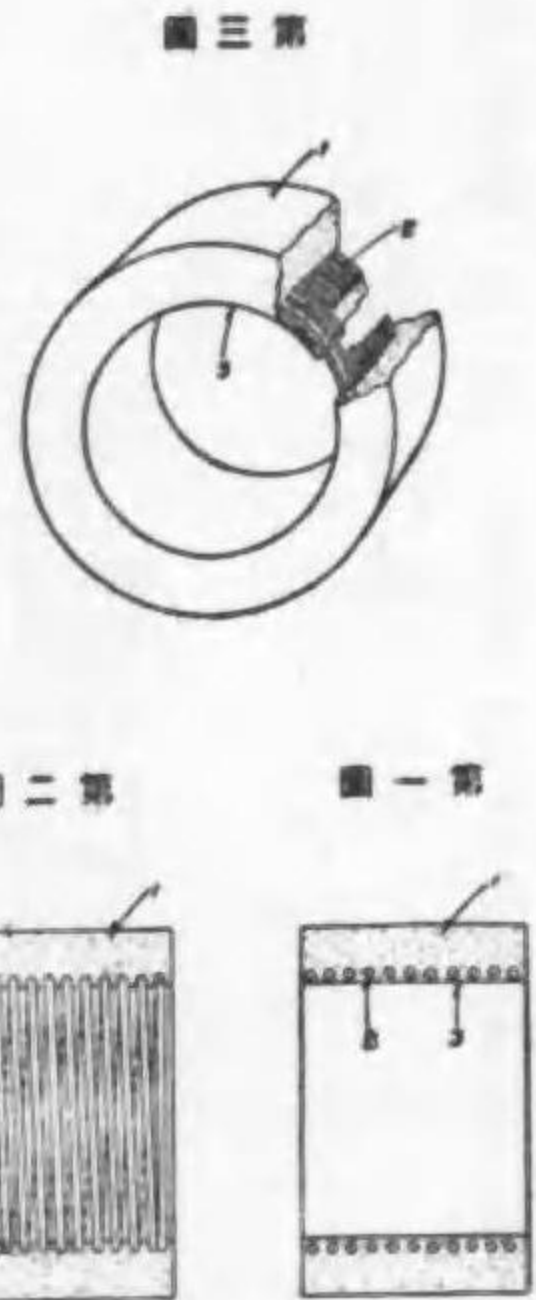
圖面ノ略解 第一圖ハ本案ニ於ケル輪狀ノ金屬線ヲ造リ込ミタルヲ示ス縱斷面圖第二圖ハ同シク螺旋狀ノ金屬線ヲ入レタルヲ示ス縱斷面圖第三圖ハ第二圖ノ斜面圖ニシテ一部切斷セルヲ示スモノトス

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ脱膠用「ゴム」圓筒ノ「ゴム」カ最後迄磨滅スルモ「ゴム」ノ膨脹伸張ヲ防止スルヲ持徴トスルモノニシテ圖面(1)ハ「ゴム」圓筒(2)ハ該圓筒(1)ノ内側(3)部ニ於テ該圓筒(1)ノ「ゴム」質ト一體ニ造リ込メラレタル輪狀ノ金屬線(4)ハ同シク螺旋狀ノ金屬線トス

本案ノ「ゴム」圓筒(1)ハ其ノ「ゴム」質カ膨脹伸張セントスルモ伸張爲キ難キ輪狀ノ金屬線(2)又ハ螺旋狀ノ金屬線(4)ト一體ニ造リ込メラレタル「ゴム」質ノ伸張ニヨル「ゴム」圓筒(1)ノ擴大ヲ防止シ且ツ金屬線(2)カ内側(3)部ニアルカ故ニ「ゴム」ノ使用部分ヲ極大サルモノトス

從來ノ「ゴム」圓筒ハ「ゴム」質ノ伸張ヲ只布類等ヲ以テ防止セントスルニ之等ハ展性ヲ有スルタメ圓筒擴大シテ脱膠轉子ト離脱空轉シテ脱膠ノ用ヲナサス又ハ發熱スルニ至ルモ本案ハ擴大セサルカメ完全ニ轉子ニ密着シテ「ゴム」カ最後迄磨滅スルモ絕對ニ離脱空轉發熱ヲ防止シ且ツ「ゴム」ノ使用部分ヲ極大サルタメ經濟ナルノ實用的效果ヲ有ス

登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク「ゴム」圓筒(1)ノ内側(3)部ニ於テ輪狀ノ金屬線(2)又ハ螺旋狀ノ金屬線(4)ト該圓筒(1)ノ「ゴム」質ト一體ニ造リ込メラレタル回轉脱膠機ノ「ゴム」圓筒ノ構造



〔解説〕 ゴムは御承知の如く伸縮自在のものであるから、脱膠用ゴム圓筒などはこの爲によく轉子と離れたり空廻りしたりするので、今迄は布類を貼つて之を防いで来たのであるが、この考案によるこのゴム圓筒に輪狀の金屬線又は螺旋狀の金屬線を仕込んであるからゴムが最後迄磨滅しても決してゴムが膨脹伸張することはない。



昭和六年 實用新案出願公告第一一九〇九號 第三十二類 七、雜外輪

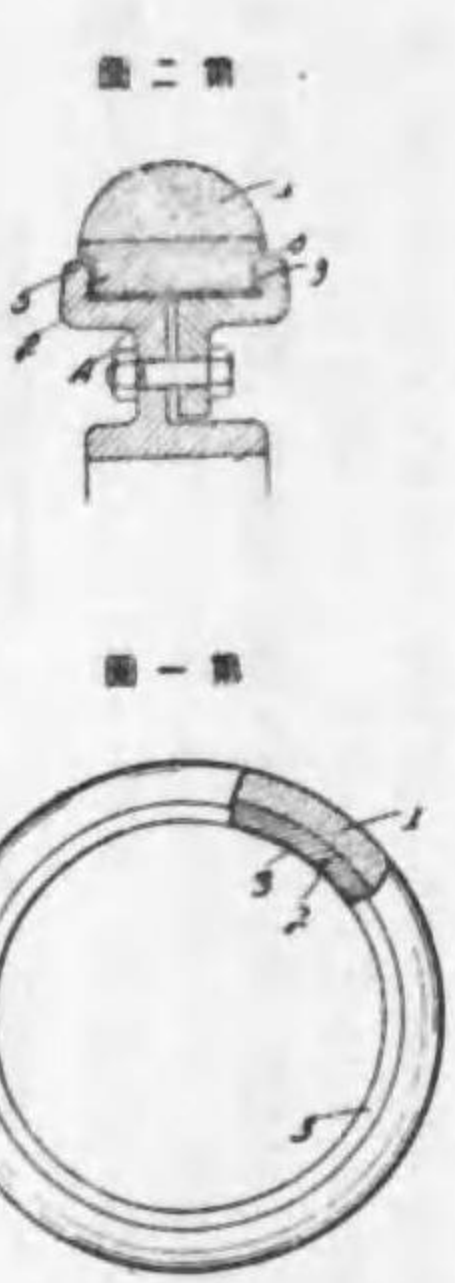
願書番號 昭和五年第三四〇七六號  
出願 昭和五年十一月二十七日  
公告 昭和六年十月五日

東京市芝區二本榎西町二番地 中 豊  
東京府原郡品川町大字北品川宿二五八番地  
東京市原郡品川町八丁目一番地 合資會社 明治護謨製造所  
東京市橋區木挽町八丁目一番地 代理 人 名 治  
代理人 辨理士 原 木 外 莊 一 名 治

タイヤ

圖面ノ略解 第一圖ハ一部縦断面ヲ示ス全體ノ側面圖第二圖ハ本案「タイヤ」ヲ輪枠ニ取付ケタル一部ノ擴大断面圖ナリ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ彈力護謨ノ外輪層(1)ノ内面ニ硬質護謨ノ内輪層(2)ヲ密着セシメ内輪層(2)ノ外側面ニハ外輪層(1)ト同質彈力護謨ノ薄層(3)ヲ被覆セシメテ全體ヲ共ニ加熱加硫シ内輪層ノ兩側ニハ輪枠(4)ノ内側ニ挾容嵌合セシムヘキ段部(5)ヲ形成セシメタルモノナリ  
本案ハ硬質護謨ノ内輪層(2)ト彈力護謨ノ外輪層(1)トヲ互ニ密着セシメ且ツ該内輪層ノ外側面ニ彈力護謨ノ薄層(3)ヲ被覆セシメタルモノナルカ故ニ輪枠ニ對スル嵌合接觸ヲ完全ナラシメ又積載重量ノ壓力ヲ受ケタルモ比較的伸延スルコト僅少ナルヲ以テ輪枠ヨリ脫離スル缺點ナカラシメ而カモ堅牢ニシテ長期ノ使用ニ堪ヘ得ル特徴アリトス



〔解説〕「タイヤ」に於て強性ゴムノ外輪の内側に硬質ゴムノ内輪を密着せしめ、それによつて輪枠に對する嵌合接觸を完全ならしめ、重量を載せても伸延すること少く、少くやうに出来て居り、従つて堅牢であること云ふのである。そしてその内輪と外輪との密着法に勝れた考案がなされてある。

昭和六年 實用新案出願公告第一一八八三號 第六十四類 七、研磨機雜

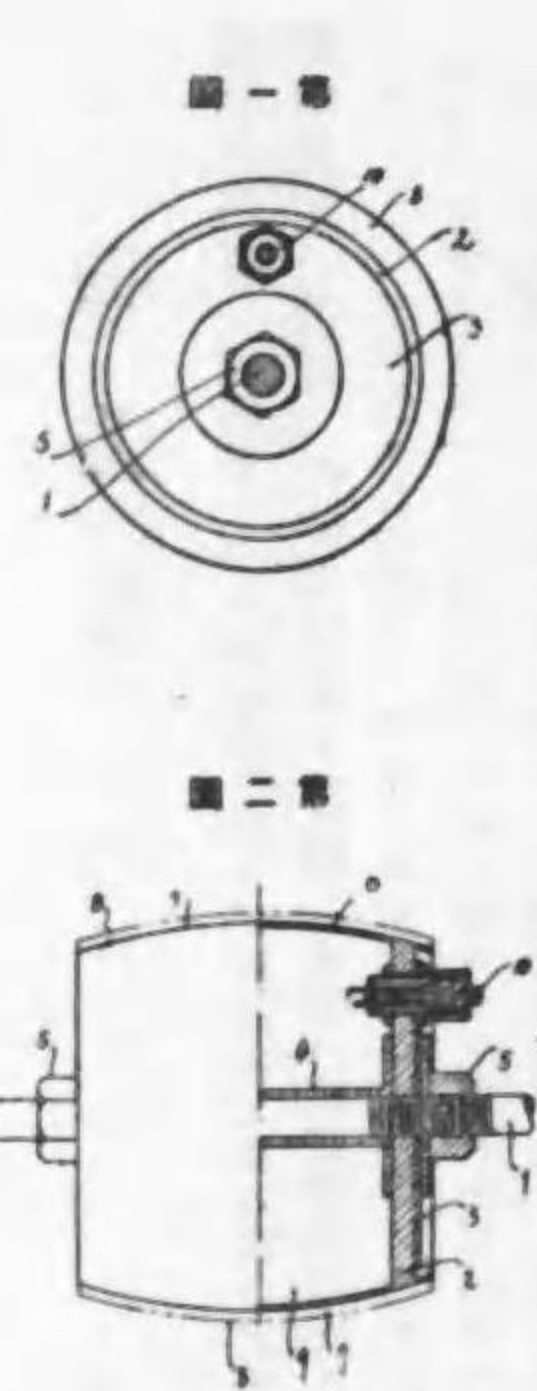
願書番號 昭和六年第二三〇四七號  
出願 昭和六年五月十九日  
公告 昭和六年十月五日

濱松市下池川町二百八十六番地 考案者 長 谷 川 藤 吉  
濱松市中澤町二百五十番地 代理人 日本樂器製造株式會社  
東京市芝區丸の内一丁目六番地 代理人 辨理士 杉 村 外 信 一 名 近

研磨裝置

圖面ノ略解 第一圖ハ本案研磨裝置ノ正面圖第二圖ハ其ノ一部ヲ断面トセル側面圖ナリ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ金屬木材等ノ任意曲面ヲ研磨スルニ適切ナル研磨裝置ノ改良構造ヲ得シトスルモノニシテ圖中(1)ハ運轉軸(2)ハ護謨其他ノ可撓材料ヲ以テ構成セル鼓胴部ニシテ兩側板(3)ヲ有シ中空容器(9)ヲ形成ス容器ノ兩側板(3)ハ軸管(4)ト座金(5)及「ナット」(6)ニ依リテ運轉軸(1)ニ締着セラル彈性胴部(6)ノ上面ニハ所要ニ應ジ「フェルト」(7)「パフ」等ノ緩衝材及「サンドペーパー」(8)等ヲ附着シテ研磨面ヲ形成セシムルモノトス而シテ中空容器(9)内ニハ流體例ヘハ空氣水等ヲ適當ニ充滿セシムルモノニシテ是レカ爲メ側板(2)ノ一部ニ針弁(10)「自轉車」ノ「タイヤ」ニ於ケル空氣注入口」ノ如キ流體注入口ヲ設ケ



〔解説〕金屬や木材を磨くに用ふる研磨裝置を改良したもので、中を空にし、空氣、水などを充滿せしめるやうにし、胴部にゴムを使つて當りやすく且つ外力に依つて適當の變形をなし得られるやうにしたもので、普通の研磨器では作業の仕難い特殊な曲面をも容易にこれによつて磨くことが出来る。

新クシテ研磨作業ヲナスニハ運轉軸(1)ヲ適當ノ手段例ヘハ「フレキシブルシャフト」ヨリ傳動廻轉セシメツツ胴部表面ヲ研磨セントスル物體ニ手働其他ニ依リテ適當ニ接觸セシメテ仕上ヲ加フルモノナリ  
要スルニ本案ニ依レハ空氣等ノ如キ流體ヲ適當ノ中空容器内ニ充滿シ其ノ容器ノ一部又ハ全部ヲ護謨等ノ如キ變形可能ナル材料ヲ以テ構成セルヲ以テ外力ニ依リテ適當ノ變形ヲナシ得ルト共ニ容器内ノ抵抗力ハ常ニ略々一定ニ保タレ構造簡單且堅牢ニシテ特殊曲面ノ研磨作業ヲ容易ニナシ得ル實用上大ナル效果アリ

枕

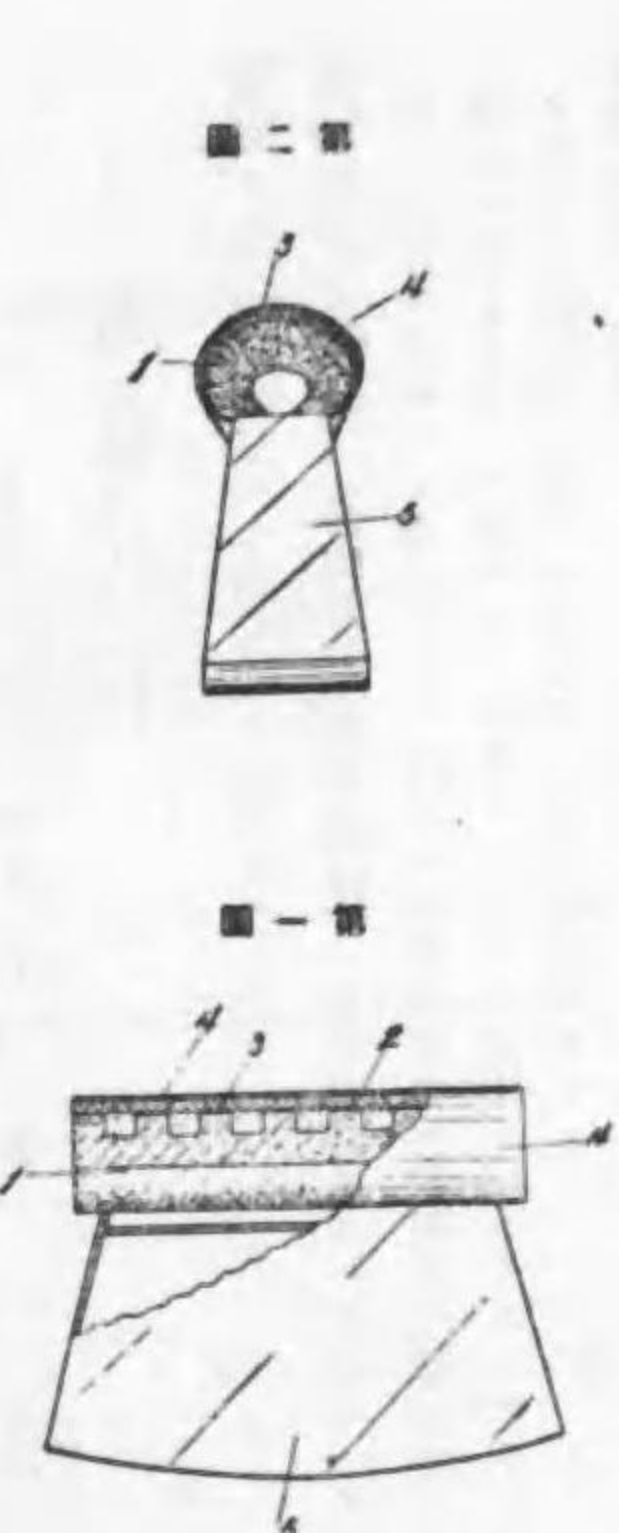
昭和六年 實用新案出願公告第一一八三四號 第一百四十一類 三、枕

願書番號 昭和六年第二〇二六號  
出願 昭和六年六月二十七日  
公告 昭和六年十月三日

大阪市東區南久寶寺町二丁目二十八番地 考案者 青 柳 山 次 郎  
出願人 考案者 青 柳 山 次 郎

圖面ノ略解 第一圖ハ本品ノ一部断面ヲ現ハス側面圖第二圖ハ本品ノ横側面圖ナリ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ「スポンジ」(1)ノ上面ニ多數ノ突條帶(2)ヲ形成セシメ其上部ニ扁平トナシタル「スポンジ」(3)ヲ重合シ其上部ニ被布(4)ヲ被覆シ然シテ枕體(5)ニ取付ケテ成ルモノトス  
本案ハ右ノ如キ構造ナレハ使用ノ際突條帶(2)ハ自由ニ動搖伸縮シ其上部ノ「スポンジ」(3)ハ尙之ヲ緩和シテ頭ニ傳フルヲ以テ當リ心地甚ク良ク血液ノ循環ヲ阻止スルコト絶對ニナシ從ツテ安眠ヲ得ラレ衛生的ニシテ且ツ「スポンジ」ノ材料ハ在來ノモノヨリ相當減シタル故廉價ニ製造スルヲ得ヘキ特徴アルモノトス



〔解説〕「スポンジ」の上に多数の凸凹をこまへてその上に扁平な「スポンジ」を重合し、それを被布で覆ふたもので、頭の當り具合が非常によく衛生的で且つ「スポンジ」の材料は在來のものよりも減らし得るから廉く製造することの出来る特長がある。



昭和六年

### 實用新案出願公告第一一八三二號

第四十四類 五、洗濯具雜

願書番號昭和六年第一一八二九五號  
出願 昭和六年六月十三日  
公告 昭和六年十月十三日

大坂市西成區粉濱東ノ町四丁目二七番地 正  
出願人 考案者 尾崎 一  
大坂市浪速區大國町三丁目千六百二十八番地  
代理人 辨理士 白須 芳彦

### 洗濯束子

圖面ノ略解 圖面ハ本案束子ノ断面圖ナリ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ「スポンヂゴム」ノ芯體ニ表面ニ多數ノ突起(1)ヲ有スル被覆「ゴム」

(2)ヲ覆着シタル洗濯束子ニシテ内部ニ伸縮自在ナル軟體ヲ一體ニ作レルカ爲メ洗濯ニ際シ疲勞ヲ軽減シ且ツ被洗濯物ノ損傷ヲ防ナカラシメ又外部ノ突起カ磨損シテ使用ニ堪ヘサルニ至ラハ適宜ニ被覆「ゴム」ヲ剝削シテ「スポンヂゴム」ノミヲ別途利用シ得ルノ効果アル實用の考案ナリトス

登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク「スポンヂゴム」ノ芯體(3)ニ表面ニ多數ノ突起(1)ヲ有スル「ゴム」(2)ヲ覆着シタル洗濯束子ノ構造



〔解説〕 これは圖面を御覽になればすぐわかる通りスポンヂゴムの芯の表面に多數の突起を有するゴムをかぶせたブラシで洗濯に用ひて力を要せず且つ洗濯する物に傷を與へない。又外のゴムの突起が使ひ減りした際はそれをめくつて内側のスポンヂだけを取出し、何か別の用途に當てることも出来るといふ實用品である。

昭和六年

### 實用新案出願公告第一一八二九號

第二十二類 二〇、脚絆

願書番號昭和六年第一一八二九號  
出願 昭和六年五月二十九日  
公告 昭和六年十月十三日

東京市芝區芝口一丁目十番地 野 歳 夫  
出願人 考案者 東京市芝區芝口一丁目十番地 野 歳 夫  
東京市芝區芝口一丁目十番地 野 歳 夫  
丸ノ内ビルヂョウ内二丁目二番地 野 歳 夫  
代理人 辨理士 石 外次 名郎

### 脚美帶

圖面ノ略解 圖面第一圖ハ本案品ヲ示ス斜面部第二圖ハ同使用狀態ヲ示ス斜面部トス

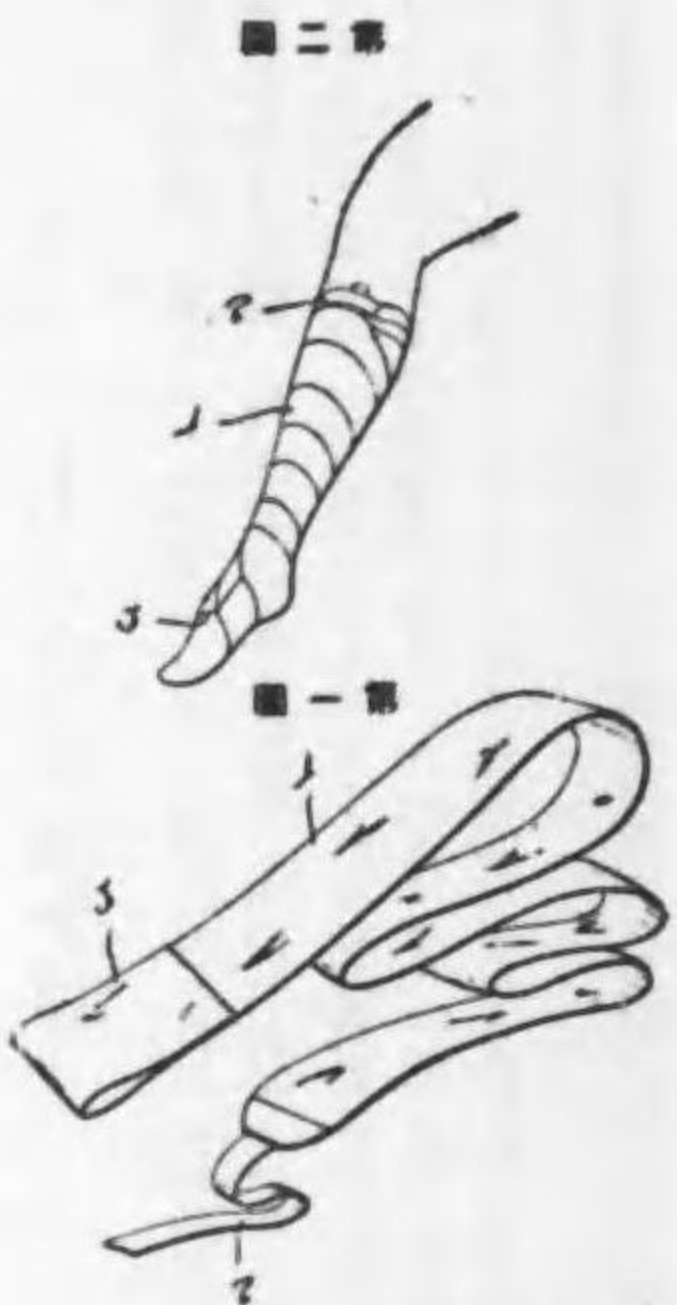
實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ軟質護謄薄板ヨリ成ル帶片(1)ノ一端ニ之ト同一材料ヨリ成ル幅狭キ「テープ」(2)ヲ取付ケ且先端部ヲ適當ノ長サ折返シ其先端ヲ縫着シテ環狀部(3)ヲ形成シテナルモノトス

本案ヲ使用スルニハ先ツ環狀部(3)ニ足ヲ挿入シテ之ヲ土不踏部ニ置キ踵部ヲ除キテ脚部ノ上方ニ向ヒ帶片(1)ヲ順次適當ニ巻上ク最後ニ「テープ」(2)ヲ巻キテ其端部ヲ挟ミ止ム(第二圖示ノ如シ)

本案ニ於ケル護謄ハ適宜ノ厚サト各部均等ナル伸張度トヲ與ヘタルヲ以テ常用スルトキハ脚部ニ與ヘタル斷ノ壓力ニヨリ徐徐ニ脚線ノ姿體ヲ美化シ得ラルルハ勿論護謄ノ薄キト軟カサトニヨリ血行ヲ妨ケタルコトナク且脚部ノ體温ヲ保チテ冷ヘテ防キ又適當ナル緊張ニヨリ脚部ノ運動ヲ輕快ナラシメ得ルモノナリ

本案ニ於テハ帶片(1)ノ先端ニ環狀部(3)ヲ設ケ之ヲ足部ニ挿入スヘクナシタルカ故ニ使用中脚部ニ使用中脚部ニ巻キタル帶片ノ移動或ハ弛緩スルコトナキ點ヲ其特徴トス

登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク軟質護謄薄板ヨリ成ル帶片(1)ノ一端ニ幅狭キ同質ノ「テープ」(2)ヲ付シテナル脚美帶ニ於テ其先端ニ環狀部(3)ヲ設ケタル構造



〔解説〕 脚絆ばかりでスカートの短い婦人服が流行して来るに何よりも先づ日本のモダンの困るのは脚が太くて短かいことであらう。それを矯正してスマートな脚線美を發揮せしむる用途の爲めに考案されたのがこれである。軟質ゴム薄板から成る丁度帯ゲートルのやうなもので、たゞ先端を環にしてあつてそれを足の土踏まずに引掛けて使用することによつて強んだり、ズレたりする憂ひを失くした点が新工夫であらう。

昭和六年

### 實用新案出願公告第一一八二六號

第二百一十二類 二〇、脚絆

願書番號昭和六年第一一八二六號  
出願 昭和六年四月二十一日  
公告 昭和六年十月十三日

東京府北豐島郡日暮里町旭町三丁目二百十番地 小 杉 太 郎  
出願人 考案者 東京市京橋區京橋一丁目四番地ノ二 小 杉 太 郎  
東京市京橋區京橋一丁目四番地ノ二 小 杉 太 郎  
山手銀行ビルヂョウ内 小 杉 太 郎  
代理人 辨理士 小 林 來 三

### 護謄入「ゲートル」

圖面ノ略解 第一圖本案「ゲートル」ノ平面圖第二圖ハ其側面圖第三圖ハ一部ノ擴大断面圖第四圖ハ一部ノ擴大平面圖トス

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ彈性護謄紐ノ周圍ヲ眞田丸打紐ニテ被覆シテ成リタルモノト普通ノ綿

絲トヲ經絲トナシ綿絲四本ヲキニ前記護謄入眞田一本ヲ介在セシムル様成經絲綿絲ニ毛絲ヲ織込シテ成リタルモノヲ以テ「ゲートル」ノ主體ヲ構成セシメ其端ニ護謄織込「テープ」及ビ止釦ヲ固着シ「テープ」ノ先端ニ止釦ヲ固着シテ成

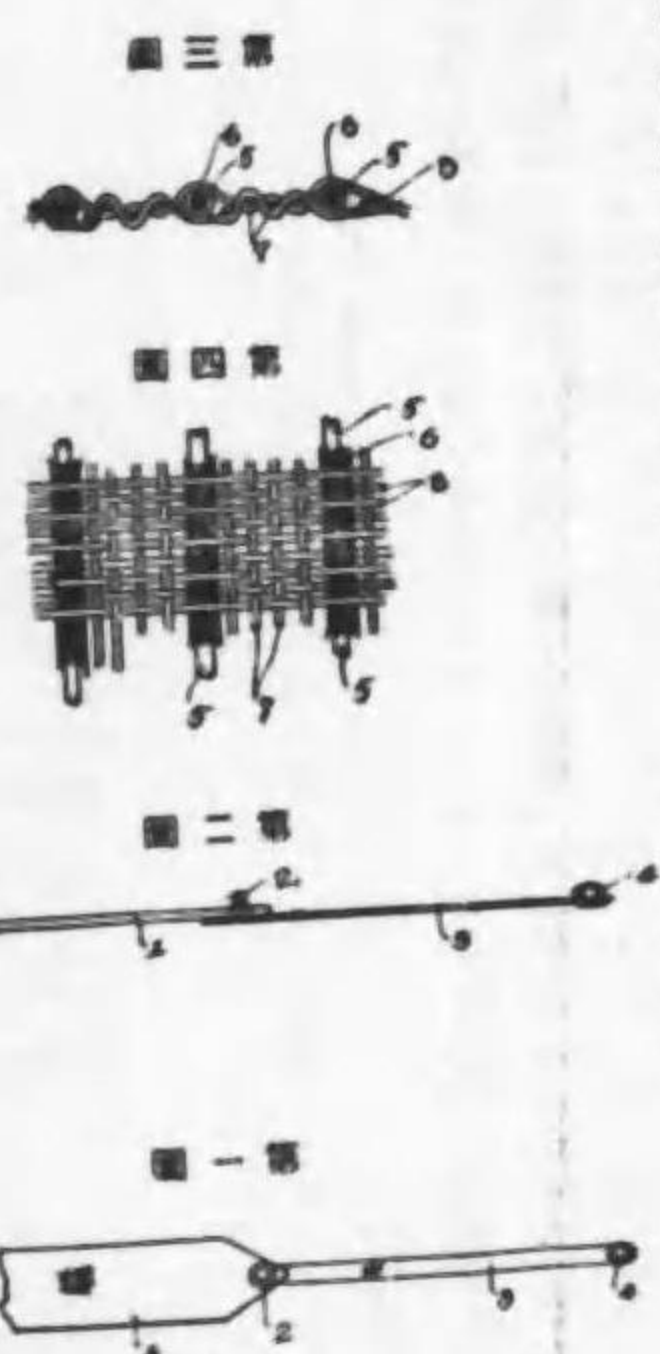
ルモノニシテ圖面ニ於テ(1)ハ「ゲートル」ノ主體ニシテ兵ノ先端ニ護謄織込「テープ」(2)及ビ止釦(3)ヲ固着シ「テープ」(3)ノ先端ニハ止釦(4)ヲ固着ス主體(1)ハ第三圖及ビ第四圖ニ示ス如キ構造ニシテ(5)ハ彈性護謄紐(6)ハ眞田ノ丸打紐ニシテ護謄紐(5)ノ周圍ヲ被覆スヘクス(7)ハ綿絲ニシテ經絲(8)ハ毛絲ニシテ緯絲トス

從來知ラレタル「ゲートル」ニ護謄入紐ヲ使用セルモノナキニアラサルモ該「ゲートル」ハ護謄紐ノ周圍ニ綿絲ヲ纏狀ニ捲キ付ケタルモノヲ經絲ニ使用セルカ故ニ「ゲートル」使用ニ際シ該生地ヲ伸長セシムトキハ常ニ護謄紐ノ生地ヲ露出セシムルノミナラス此狀態ニ於テハ綿絲カ右螺狀線ノ間ニ挟マルル虞レアルノ缺點アリ然ルニ本案ニ於テハ護謄紐入眞

田ヲ經絲ニ使用セルカ故ニ取付ケ極メテ簡易ニシテ途中脱落ノ虞レナク在來品ニ比シ實用の效果極メテ大ナリ

(3)ヲ固着セルカ故ニ取付ケ極メテ簡易ニシテ途中脱落ノ虞レナク在來品ニ比シ實用の效果極メテ大ナリ

登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク彈性護謄紐(5)ノ周圍ヲ眞田丸打紐(6)ニテ被覆シタルモノト綿絲(7)トヲ經絲トナシ成經絲ニ毛絲(8)ヲ緯絲トシテ織込ミタルモノヲ以テ「ゲートル」ノ主體(1)ヲ形成セシメ之ニ護謄織込「テープ」(2)止釦(3)及ビ(4)ヲ取付ケタル護謄入「ゲートル」ノ構造



〔解説〕 ゴム紐の周圍を眞田丸打紐で被覆したものと綿絲とを經絲とし、之に毛絲を緯糸として織込んでゲートルを作つたもので、從來のゴム入ゲートルの如く伸びた際にゴム紐の生地が露はれ非常に醜くなるやうな欠點が除去される特長がある。



昭和六年 實用新案出願公告第一一八二二號

願書番號 昭和六年第一〇四六一號  
出願 昭和六年四月廿七日  
公告 昭和六年十月三日

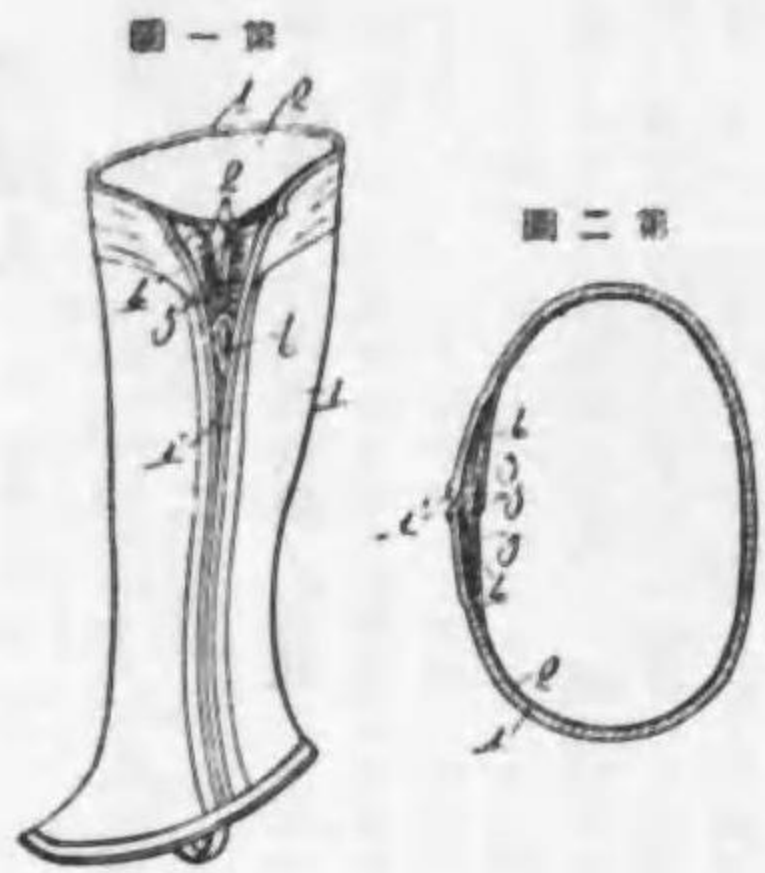
ゲートル

圖面ノ略解 第一圖ハ本案「ゲートル」ノ斜断面第二圖ハ其断面圖ナリ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ一側ニ於テ縦方向ニ刺殺セラル、「ゴム」製脚筒(1)ノ該殺線(1)ニ沿ヒ之ト脚筒ニ施サル裏貼布(2)間ニ於テ一定ノ幅ノ開口部(3)ヲ作り此開口部内ニ帶布(4)ヲ介シテ連續鉤止金具(5)ヲ取付ケ之ヲ以テ該殺線(1)ニ相接触スル狀態ノ下ニ鉤止シ得ヘクナシタルモノナリ(6)ハ金具(5)ノ掛ケ外シ用操作子ナリ

本考案ハ右ノ構造ヨリナリ金具(5)ヲ脚筒(1)ノ殺線(1)ト裏貼布(2)間ニ作ラル、開口部(3)内ニ隱閉シテ取付ケアルカメニカ外面ニ露出スル不體裁ナキト使用中雨水ニ晒サル、處レナキヲ以テ甚耐久ナル効果アリ

登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク一側ヲ縱刺セラル、「ゴム」製脚筒(1)ノ該殺線(1)ニ沿ヒ之ト裏貼布(2)トノ間ニ開口部(3)ヲ作り此開口部内ニ帶布(4)ヲ介シテ連續鉤止金具(5)ヲ取付ケタル「ゲートル」ノ構造



〔解説〕 ゴム製ゲートルを圖の如く縫に刺いて着脱出来るやうに作り、且つそれに使用する金具(連續鉤止)が内側にかくされて外からは見えず非常に体裁も良く、又雨水などもからないから永く持つ効果がある。

第二百一十二類 二〇、脚絆

兵庫縣武庫郡今津町字浦風三十四番地 吉 郎  
出願人 考案者 尼崎市南谷町三丁目二百二十六番地 川 島 吉 郎  
大坂市東區北濱五丁目六十三番屋敷 川 島 吉 郎 株式會社  
代理人 辨理士 淺 村 三 郎

昭和六年 實用新案出願公告第一一七九二號 第六十七類 一六、修理器

願書番號 昭和六年第二二五〇號  
出願 昭和六年二月五日  
公告 昭和六年十月三日

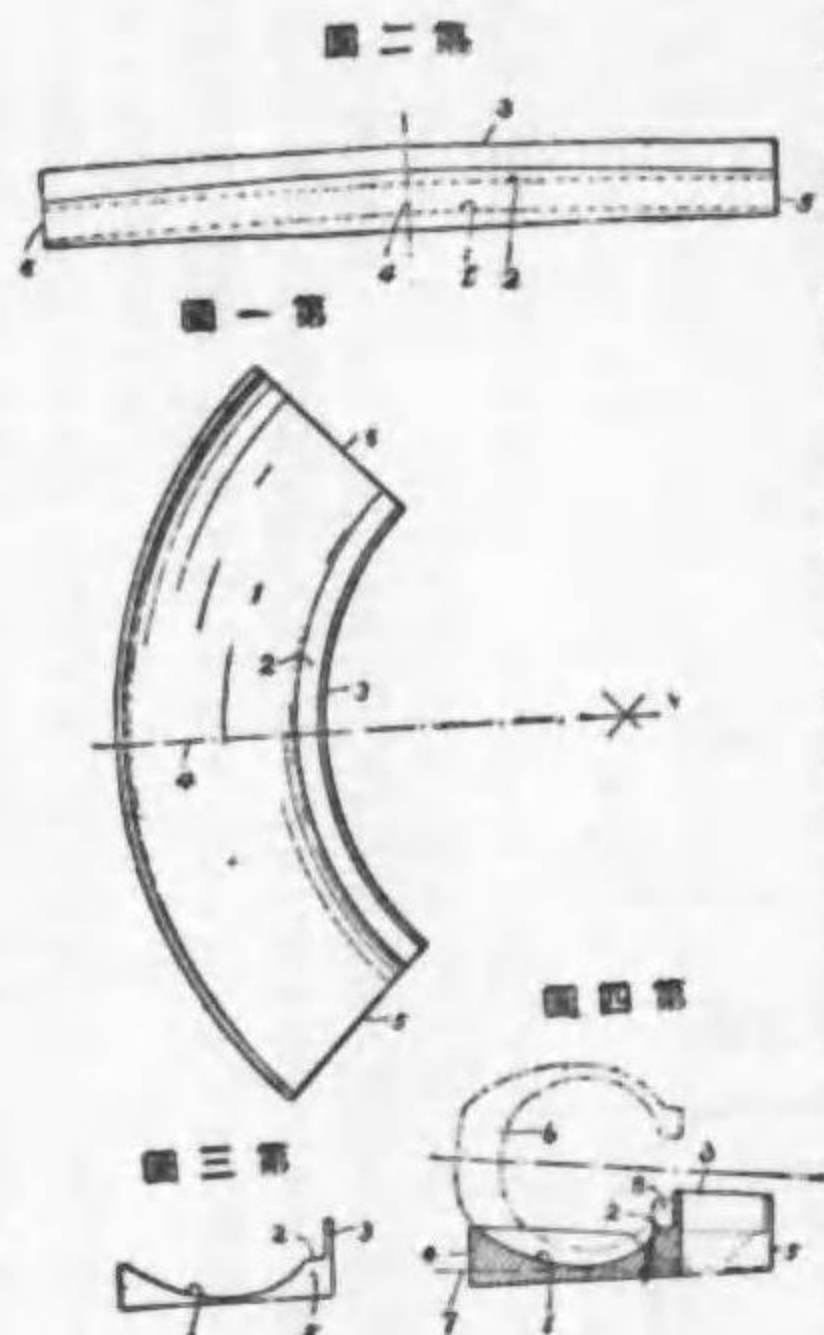
「タイヤ」ノ耳修繕金型

圖面ノ略解 第一圖ハ本案金型ノ平面圖第二圖ハ外周ノ側面圖第三圖ハ中央横斷面第四圖ハ中央縱斷面圖ナリ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ上面ニ「タイヤ」ノ外側面ノ一部ト合致スル如ク凹所(1)平面部(2)及ヒ凸縁(3)ヲ設ケタル圓弧狀ノ「タイヤ」耳修繕金型ニ於テ其ノ型面ヲ中央(4)ノ外側ヲ頂點トシテ内方ニ傾斜セシメテナレル金型ニシテ此金型上ニ置キタル「タイヤ」(6)カ型ノ對側方ニ自然ニ傾斜ノ位置ヲ保チ耳部ヲ型面ニ密着セシムヘクナシタルヲ要旨トスルモノナリ符號(5)ハ型面ノ最低キ兩端(7)ハ型ノ中央ニ於テ兩端(5)ヨリ高クナシタル高サヲ示ス線ナリ

「タイヤ」ノ耳ヲ修繕スルニハ損傷耳部(8)ニ布「ゴム」等ヲ當テ之レヲ第四圖ニ示ス如ク加熱セル金型ノ中央ニ置キ然ルニ本案ノ金型ハ中央ノ外側ヲ最高トナシテ型面ヲ内方ニ傾斜セシメタル「タイヤ」ノ外側面ニ合致スル如クナシタルカ故ニ是レニ設置セル「タイヤ」ハ側方ニ歪テ生スルコトナク自然ノ正シキ形ノ儘傾斜ノ位置ヲ保チ耳部(8)ヲ型ノ内側面ニ密着シテ修繕後正シキ形態ヲナシ完全ニ修理スルコトヲ得ルモノナリ

登録請求ノ範圍 圖面及ヒ說明ニ示ス如ク上面ニ凹所(1)平面部(2)及ヒ凸縁(3)ヲ設ケタル圓弧狀金型ニ於テ該金型面ヲ中央ノ外側ヲ頂點トシテ内方ニ傾斜セシメテナレル「タイヤ」ノ修繕金型ノ構造



〔解説〕 タイヤの耳を修繕するに使用する此種の金型は不変な点多く餘程熱した者でない完全な修理することは出来ないものであるが、本案によるとその困難が若くなく除去される。即ち第四圖でお解りの如くタイヤの側面とヒツタリ合ふた凹所、平面部及び凸縁を設けた圓弧狀の金型であるから、タイヤを歪めることなく自然の正しい形のままで思ふやうに修繕が出来るのである。

昭和六年 實用新案出願公告第一一七七二號 第四十五類 二、呼吸器

願書番號 昭和五年第二一七八九號  
出願 昭和五年七月二十六日  
公告 昭和六年十月一日

口「マスク」

圖面ノ略解 圖面ハ本案口「マスク」ノ構造ヲ示ス第一圖ハ全體ノ斜断面第二圖ハ第一圖「マスク」ノ兩側ノ鎖線内ヲハ同一部分ヲ示ス

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本實用新案ハ有害瓦斯ヲ放散スル化學工場又ハ鑛山等ニテ夏季苦熱ノ際排氣ノ爲ニ鼻孔前ニ高キ温度ヲ蓄積シテ苦熱一層苦熱ヲ増ス普通ノ保護「マスク」ニ代ヘ使用スル口「マスク」ニシテ(1)ハ一體ノ「ゴム」ニテ作りアル短キ筒形「ゴム」ノ前部ニ設ケタル凹溝(2)ハ若干ノ間隔ヲ置キテ(1)ト同形ニ作りタル凹溝(3)ハ凹溝(2)ノ餘端延ヒテ左右ニ擴カリ其外端ニハ適宜ノ材料ヲ以テ後頭部ヲ一周シ掛金ニヨリ支持スル控紐(4)ハ無數ノ細目ヲ打抜キタル楕圓形ノ「セルロイド」製版(5)ハ海綿ヲ略ホ楕圓形トシタル小塊ニテ「ヒルター」ノ本體トナルモノ

工業中毒ヲ豫防スル「マスク」ハ悉ク口ト鼻トヲ共ニ被覆スル爲メ激烈ナル勞動時ニ於ケル呼吸困難又ハ夏季苦熱ノ際ハ呼吸腔口ヨリ體温ト同温度ノ排氣カ「マスク」ノ内部ニ其高温ナル排氣ヲ蓄積シテ一層苦熱ヲ大ナラシムル爲メ中毒ヲ恐レナカラ稍モスレハ「マスク」ノ裝着ヲ怠ル場合多シ本案ハ海綿(5)ニ清水又ハ中和劑溶液ヲ含マセテ適度ニ絞リ之ヲ「ゴム」ノ凹溝(1)(2)ニヨリ氣密のニ支持スル楕圓形ノ「セルロイド」製網目ヲ有スル小版(4)トノ間ニ收メテ口ヲ覆フモノトス本「マスク」ハ一體ナル「ゴム」製ナレハ形態小サク海綿ヲ支持スル「セルロイド」版(4)及海綿(5)ヲ清淨ノ際取外容易ニシテ構造簡單ナレハ損傷等ノ恐レ少ナキモノナリ而シテ吸氣ハ口ヨリ排氣ハ鼻ト口ヨリ行フモノトス此ク

登録請求ノ範圍 圖面ニ示ス如ク「ゴム」又ハ其ノ他ノ材料ヲ以テ作レル口「マスク」主體ノ前面ノ筒形部内ニ設ケタル凹溝(1)(2)ニ多數ノ細目ヲ有スル「セルロイド」版(4)ヲ嵌合シ其ノ間ニ海綿(5)ヲ收容シテ之ニ水又ハ中和劑ヲ含マセタル口「マスク」ノ構造







昭和六年 特許出願公告第四四四號

第三十二類 七、雜外輪

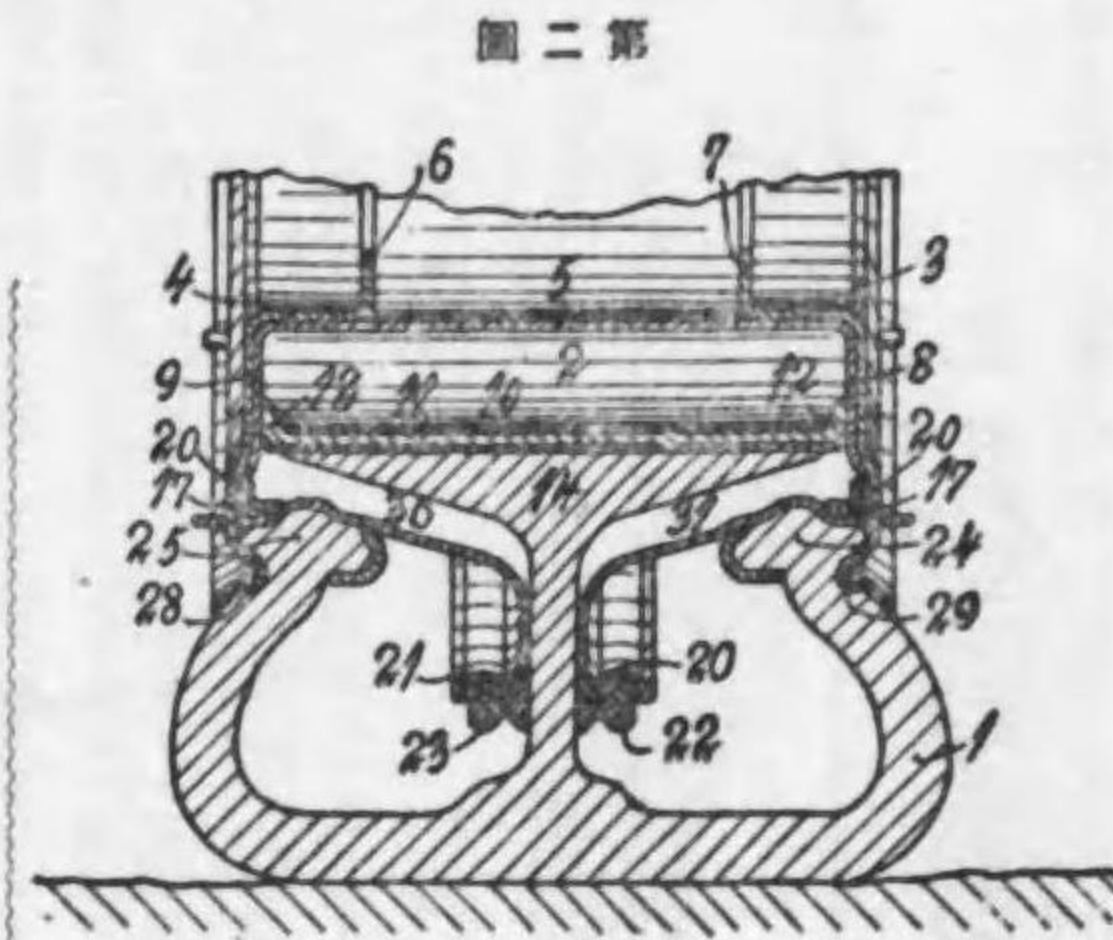
願書番號昭和五年第二四〇九號  
出願 昭和五年三月一日  
公告 昭和六年十一月二十七日

### 空氣入「タイヤ」

發明ノ性質及目的ノ要領 本發明ハ屈撓セサル周壁ヲ有スル密閉環狀緩衝室ヲ環狀ニ包圍シ地面ニ接觸スル屈撓性ノ「タイヤ」外被體ト該緩衝室內ニ於テ徑方向ニ摺動シ仰子ノ如クニ働ク環狀摺動體ト該「タイヤ」外被體及該摺動體ヲ連結シ「タイヤ」外被體ニ加ヘラル、力ヲ摺動體ニ傳達シ摺動體ヲシテ該緩衝室內ニ於テ摺動セシメ之ニ依リ摺動體ノ内方ニ於テハ空氣ヲ壓迫シ其ノ外方ニ於テハ真空ヲ作ラシムル連結體トヨリ成レル空氣入「タイヤ」ニ係リ其目的トスル所ハ路面ヨリ受クル壓力或ハ衝擊ヲ環狀摺動體ノ上側及下側ニ於テ空氣ノ壓迫及ヒ真空ノ生成ニ依テ緩衝セシムルコトニ依リ特ニ有効ナル緩衝作用ヲ行ヒ得ル空氣入「タイヤ」ヲ得ントスルニアリ

特許請求ノ範圍 本文ニ記載シ且ツ圖面ニ示ス如ク屈撓セサル周壁ヲ有スル密閉環狀緩衝室ト該緩衝室ヲ環狀ニ包圍シ地面ニ接觸スル屈撓性ノ「タイヤ」外被體ト該緩衝室內ニ於テ徑方向ニ摺動シ仰子ノ如クニ働ク環狀摺動體ト該「タイヤ」外被體ト該摺動體ヲ連結シ「タイヤ」外被體ニ加ヘラル力ヲ摺動體ニ傳達シ摺動體ヲシテ該緩衝室內ニ於テ摺動セシメ之ニ依リ摺動體ノ内方ニ於テハ空氣ヲ壓迫シ其ノ外方ニ於テハ真空ヲ作ラシムル連結體トヨリ成レル空氣入「タイヤ」

附記 緩衝室ノ高サハ其ノ幅ノ半分ヨリモ小ナル特許請求範圍記載ノ空氣入「タイヤ」



〔解説〕 要するに路面より受くる壓力や衝擊を極度に緩和せしむる目的のために作られた空氣入「タイヤ」でその爲に特に密閉環狀緩衝室を連結せしめその中に於ける特種裝置により外力を著しく緩和せしめんとするにある。

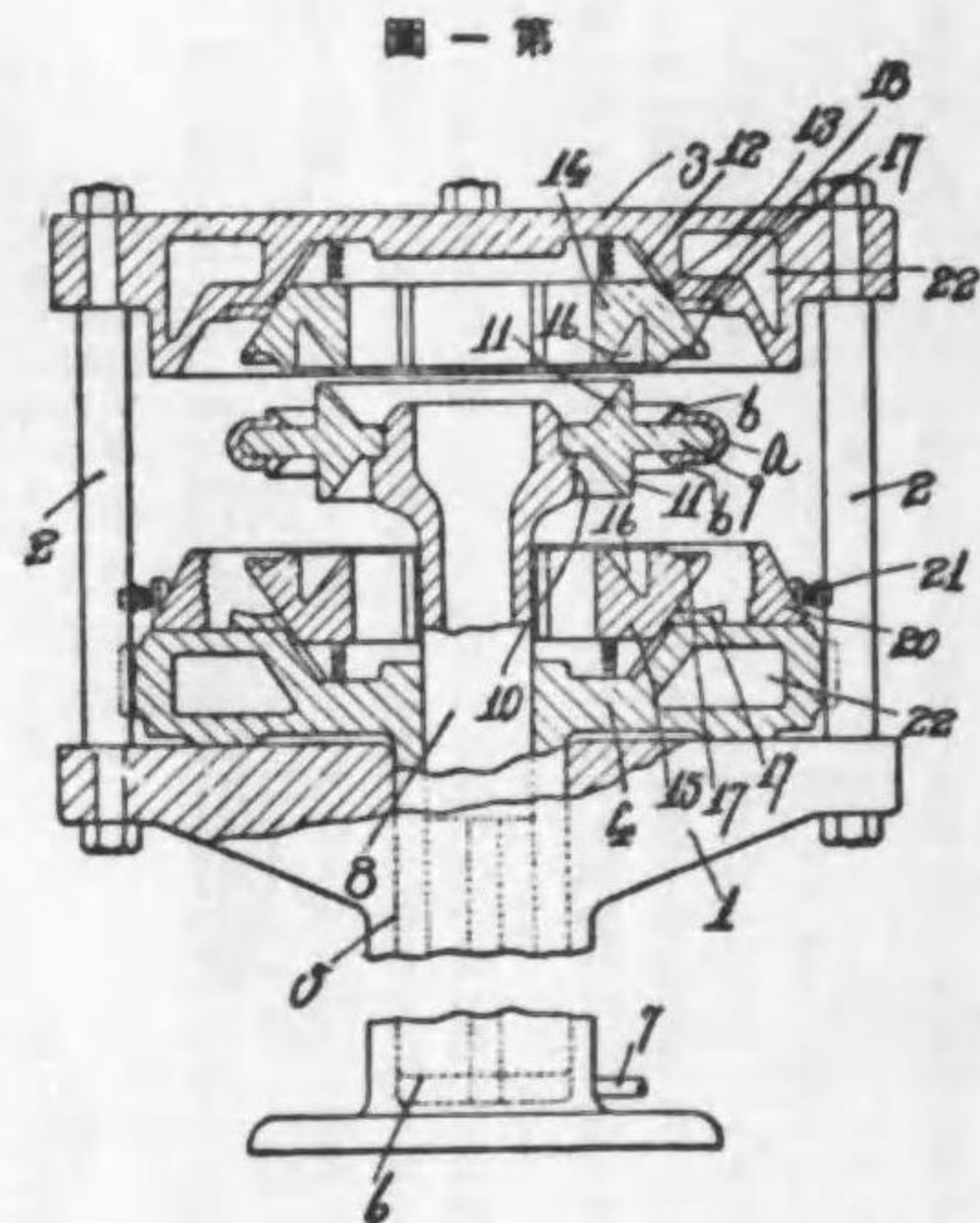
昭和六年 特許出願公告第四四七三號

第七、護謨「タイヤ」製造機

願書番號昭和六年第五八五號  
出願 昭和六年五月五日  
公告 昭和六年十一月三十日

### 護謨「タイヤ」製造機

發明ノ性質及目的ノ要領 本發明ハ圓形芯型ノ周圍ニ貼付シタル「タイヤ」材料ヲ壓疊スヘキ上下二個ノ型支持棒ニ夫々「タイヤ」材料ノ突縁ニ嵌合スヘキ支持溝ヲ備フル數個ノ弧狀移動型棒ト五ニ内外ノ斜面ニ指導セラレテ移動スヘキ外部型棒トヲ設ケ且ツ上記移動型棒ヲ芯型ノ傾斜突縁ニ沿ヒテ内方ニ移動シ得ル如クナシタル護謨「タイヤ」製造機ニ係リ其目的トスル所ハ型附作業迅速且ツ簡易ニシテ而モ動作確實ナル「タイヤ」製造機ヲ得ムトスルニアリ



〔解説〕 「タイヤ」製造に際し、型附作業を迅速且つ簡易ならしめ然も動作を確實ならしめる目的の爲に作られた「タイヤ」製造機である。

昭和六年 實用新案出願公告第一二五五九號

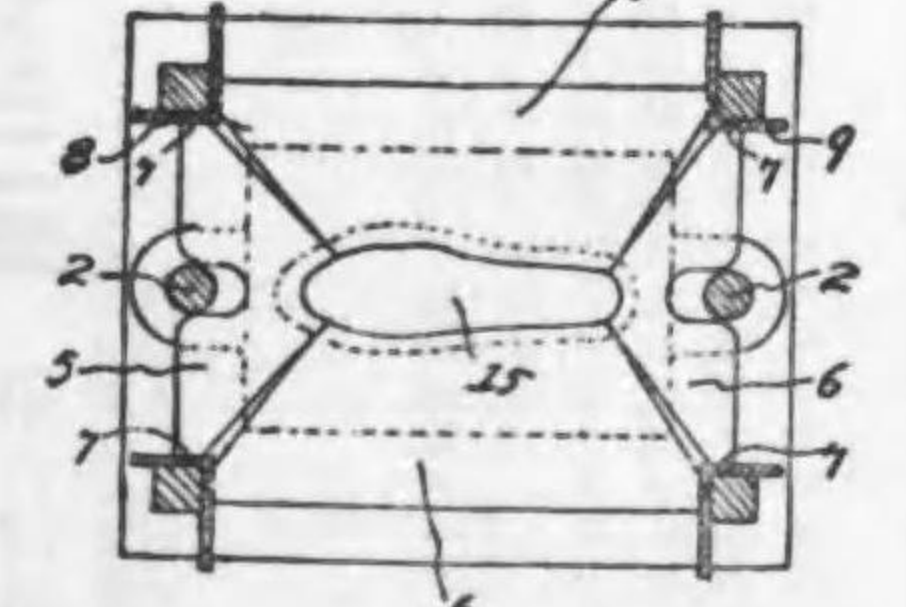
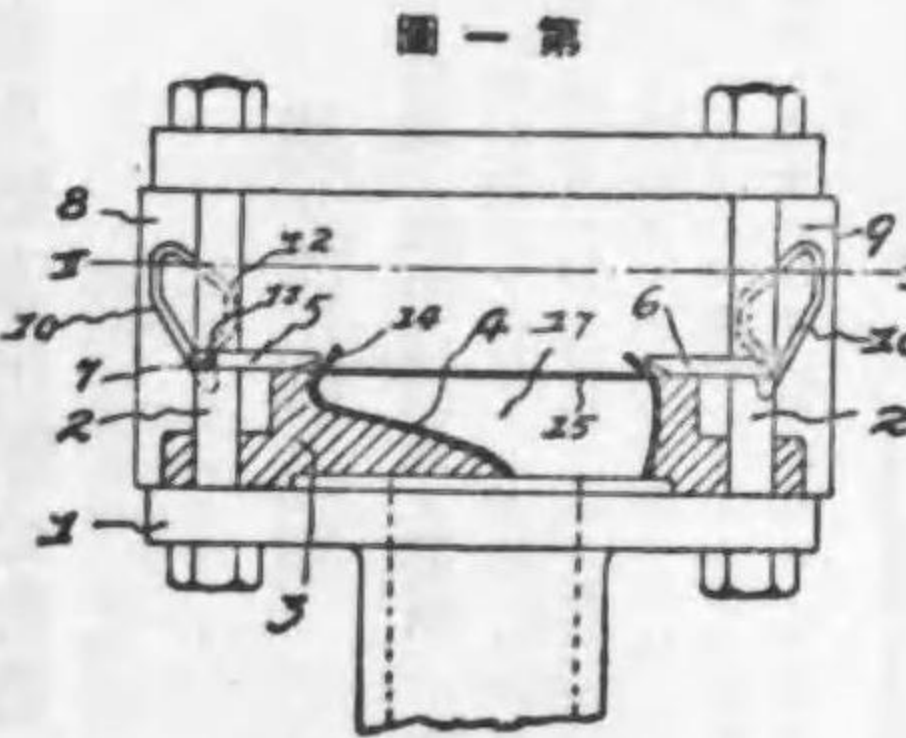
第四百類 五、護謨靴及護謨底製造機

願書番號昭和五年第三八〇三三號  
出願 昭和五年十二月二十八日  
公告 昭和六年十月二十日

### 履物底貼付装置

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ器棒(1)ノ堅柱(2)ニ沿ヒ上下ニ摺動スル摺合臺(3)ニ芯型凹陥(4)ヲ形成シ摺動臺上ヲ摺動スル壓板(5)(6)ノ兩側部ニハ突起(7)(7')ヲ突設シ該突起ハ堅柱ニ定着セル導板(8)(9)ノ導溝(10)ニ係合セシメ導溝ハ點(11)ヨリ内方ニ向ヒ斜上方ニ屈曲シ點(12)ヨリ反對ニ外方ニ向ヒ斜上方ニ折リ曲ク然ル後下降シテ點(13)ニ接合セシメタルモノナリ

本案ハ履物袋體(14)ノ開口底部ヲ上向キトシテ芯型(15)ニ被着セシメ芯型底面上ニ於テ履物袋體ノ端縁(16)ノ間ニ底片(16)ヲ挿入シ端縁内面ニ糊劑ヲ塗布シ然ル後摺動臺(3)上昇セシムルトキハ摺動臺ト共ニ持子上ケラルル壓板(5)(6)ハ導溝(10)内ヲ移行スル突起(7)ノ作用ニヨリ端縁(16)ヲ底片(16)ニ折り重ネテ貼着シ然ル後後退スルナリ本案ハ上記ノ如ク構成シタルヲ以テ護謨底地上足袋、運動靴等ノ履物袋體ヲ縫合スルコトナク自動的ニ貼着シ得ルモノナリ



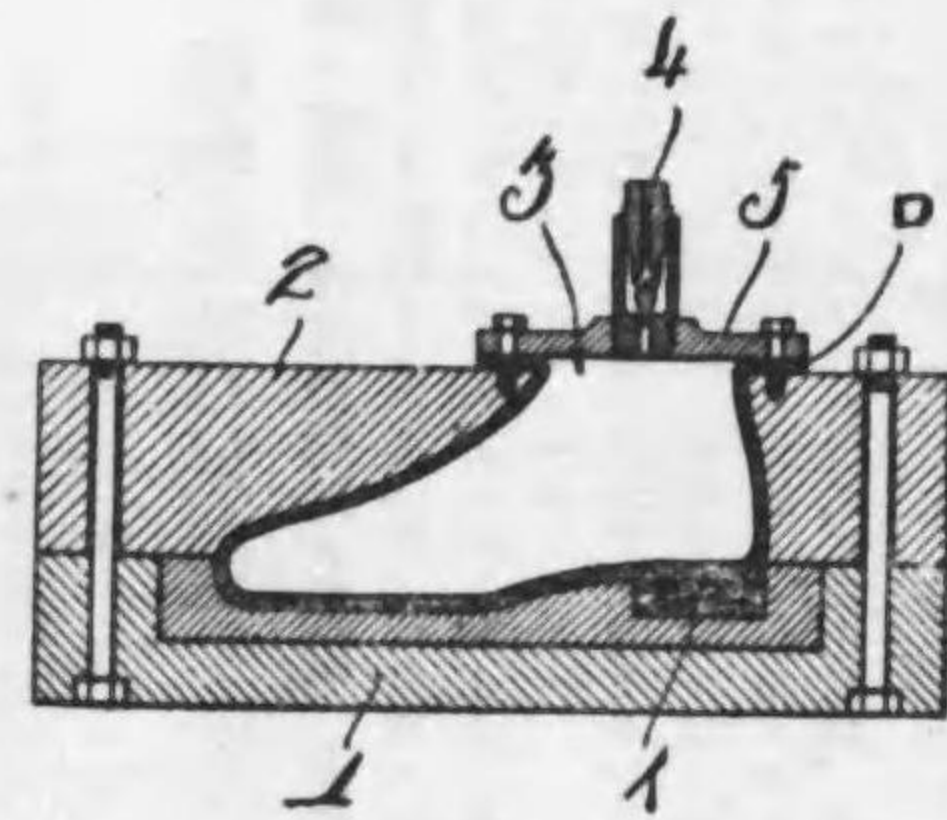
〔解説〕 ゴム底地下足袋、運動靴等の履物袋體を縫合することなく自動的ニ貼着し得る裝置で、芯型に履物の袋體を冠せて固着せしめ、底片を挿入して糊をつけて上へ昇すと、壓板は特殊の突起の作用によつてそれを壓し、端縁を底片に折り重ねて貼着して後退するやうになつてゐる第一圖は要部の縦斷面、第二圖は第一圖の線I-Iより見た平面圖である。



昭和六年 實用新案出願公告第一二七三二號 第四百四類 五、護謨靴及護謨底製造機  
 願書番號昭和六年第二六六五號  
 出願 昭和六年二月一日  
 公告 昭和六年十月二十四日  
 大坂市東淀川區豊崎東通四丁目七番地  
 出願人 考案者 山田 忠 義

護謨靴製造型

實用ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ底型(1)ニ上型(2)ヲ重合シテ成ルモノナリ  
 口(3)ニ吸氣弁(4)ヲ挿装セル蓋(5)ヲ取外自在ニ裝着シテ成ルモノナリ  
 本案ハ圖示スル如ク原料(イ)ヲ型内ニ收装シ之レカ上口縁(ロ)ノ如ク上型上口縁ニ折曲テ其上面ニ蓋蓋ヲ取付テ吸氣弁ヨリ空氣又ハ其他ノ氣體ヲ吹込ミ以テ該弁ヲ閉テ其儘置キ入レ乾固スルモノナリ  
 本案ハ以上ノ如ク構成シタルカ故ニ氣體ノ膨脹ニヨリ原料ヲ各部均等ナル壓力ヲ以テ型ニ壓接セシムル事メ在來ノ如ク雄型ヲ要セヌ而モ肉厚均等ニシテ頗ル優良ナル製品ヲ得ラルル等ノ効果ヲ有ス



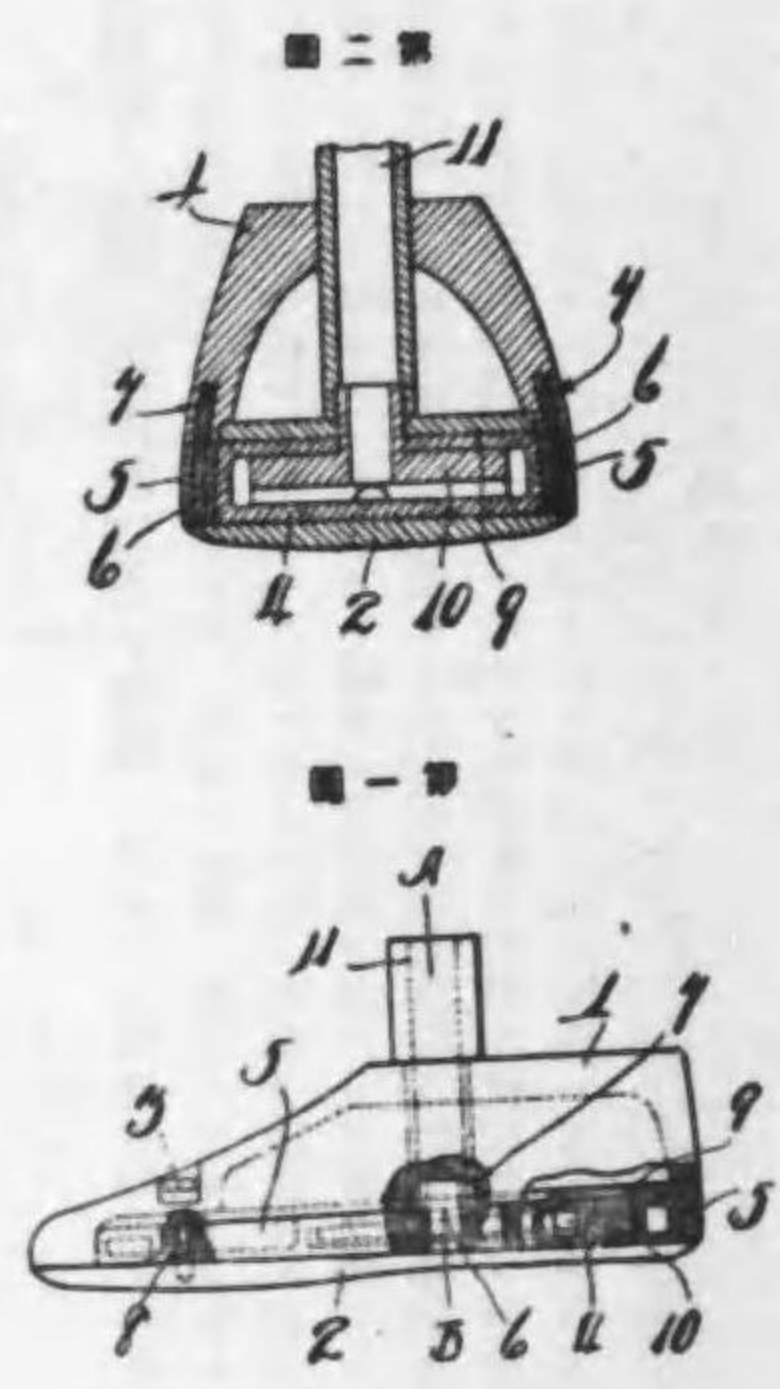
〔解説〕 在來ノ如ク雄型ヲ有セテ、空氣ノ壓力ヲ以テ型ニ壓接セシメ、肉厚均等ノゴム靴ヲ得ラレるやウ考案されタ型で、圖ニ見ルやウな吸氣弁ヲ取付テ蓋ヲ蓋シ原料ノ口ニ冠セ、空氣ヲ吹込んでから弁ヲ閉テそのまゝ、型に入れ乾固せしめるのである。

昭和六年 實用新案出願公告第一二七三七號 第四百四類 五、護謨靴及護謨底製造機  
 願書番號昭和五年第七四二七號  
 出願 昭和五年三月十五日  
 公告 昭和六年十月十五日  
 神戸市石井町四丁目第五十一番屋敷ノ八二番地  
 出願人 考案者 辻 登 三 郎

履物「ゴム」底加硫壓着用型版

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 (1)ハ脚版(2)ハ底版(3)ハ脚版ト底版トヲ連絡スル止杆(4)ハ「ゴム」袋ニシテ其外周側ニ硬質「ゴム」帯片(5)ヲ圍繞シ且ツ該硬質「ゴム」帯片ニ爪(6)ヲ所々ニ植エ之ヲ脚版(1)ノ底面ニ穿タレタル孔(7)ニ嵌入ス(8)ハ「ゴム」帯片(5)ト脚版(1)トヲ連絡スル止釘(9)ハ脚版(1)ノ底面ニ穿タレタル孔(7)ニ嵌入スル様ナリ

本案ハ第一圖ニ示ス如ク状態ニ於テ之ニ底ヲ有スル履物脚版ヲ被覆シ熱室内ニ嵌合セル雌型内ニ嵌合シ雌型内ノ「ゴム」底ニ加硫壓着セシムルモノニシテ此際壓力流體ヲ送入管(11)ヨリ壓力流體配布版(10)ヲ經テ「ゴム」袋(4)内ニ進入セシメ「ゴム」袋ノ膨脹ニヨリ脚版ヲ「ゴム」底ニ各部均等ニ密着セシムルナリ而テ本案ニ於テハ「ゴム」袋ノ外周縁ニ更ニ硬質ノ「ゴム」帯片(5)ヲ圍繞シ「ゴム」袋ノ膨脹ヲ此「ゴム」帯片ニ受ケシメ「ゴム」帯片ヲ外部ニ脹ラシメ之ニテ脚版ノ下周縁ト「ゴム」底トノ密着ヲ計ラシメタルモノナリ  
 本案ハ如斯ク脚版ニテ「ゴム」袋ノ位置ヲ確實ニ支持シ且ツ流體配布版ヲ「ゴム」袋ノ中央ニ設ケ流體ノ壓力ニヨリ「ゴム」袋ノ膨脹ヲ各部均等ナラシメ其外側ノ「ゴム」帯片ニ對シテ確實ナラシメ得ルノ効果ヲ有スルモノナリ  
 考案相互ノ關係 本案ハ登録實用新案第一五二〇二四號ノ權利ヲ使用セルモノニシテ該登録實用新案ノ「ゴム」袋ノ外周縁ニ「ゴム」帯片ヲ圍繞セルモノニ於テ「ゴム」帯片ヨリ爪ヲ所々ニ出シ之ヲ脚版ノ底面ニ穿タレタル孔ニ嵌入スル様ナリ「ゴム」帯片ト脚版トノ關係位置ヲ常ニ確保セシメタルモノナリ

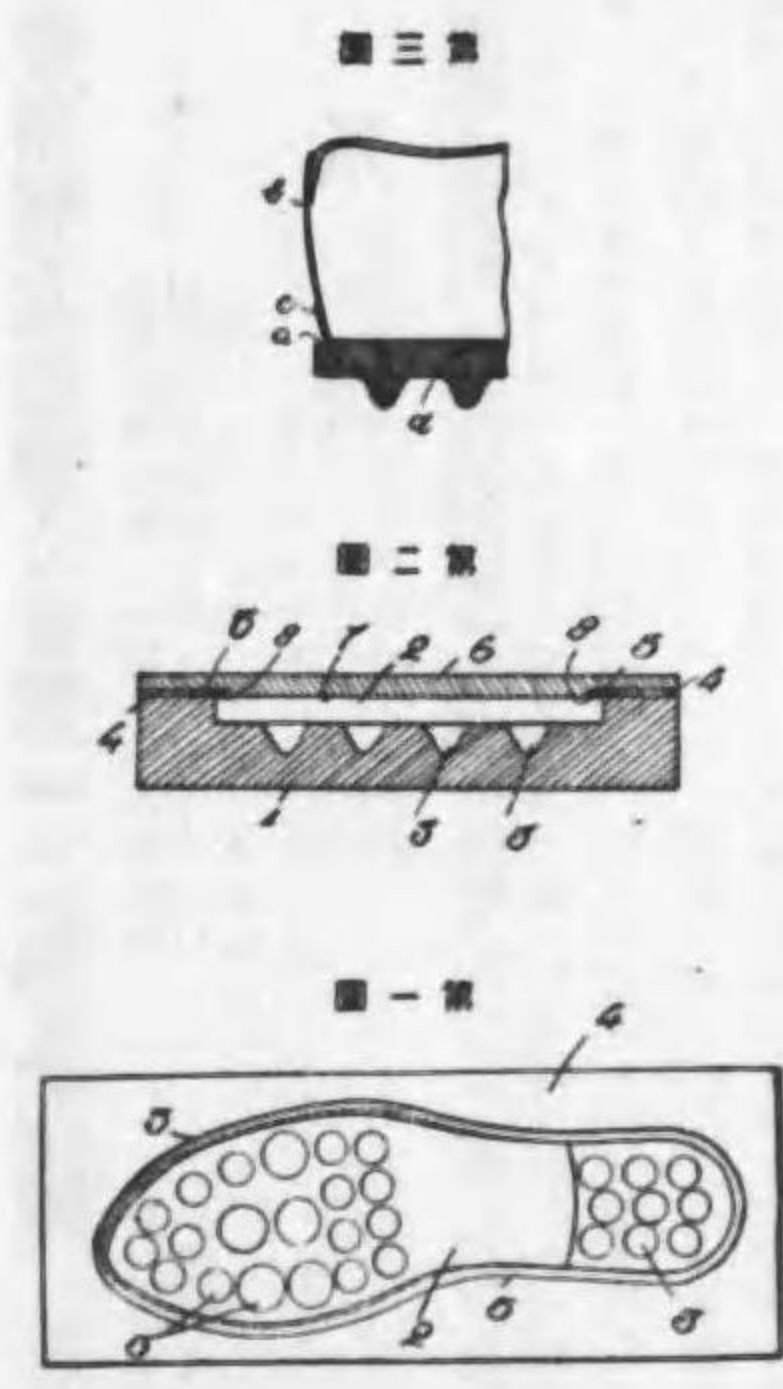


〔解説〕 脚版と云ふものゝあつてゴム袋ノ位置ヲ確實ニ支持シ、且ツ流體配布版ヲゴム袋ノ中央ニ設けてそれを經て壓力流體ヲ送入せしめ、ゴム袋ノ膨脹を各部均等ならしめ且つ其の外側ノゴム帯に對する作用ヲ確實ならしむる目的のために考案されたものである。  
 第一圖は要部を示す側面圖、第二圖は第一圖のA-B線に於ける縱斷面圖である。

昭和六年 實用新案出願公告第一二三九五號 第四百四類 五、護謨靴及護謨底製造機  
 願書番號昭和六年第三七五號  
 出願 昭和六年一月九日  
 公告 昭和六年十月十五日  
 東京府荏原郡世田谷町下北澤九一一番地  
 出願人 考案者 山田 善 三 郎

履物底製造用型

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ周圍ニ突縁(1)ヲ存セシムルト共ニ靴ノ側(2)ニ取付クヘキ「テープ」狀連片(3)ヲ一體ニ形成スヘキ「ゴム」製靴底(4)ヲ製造スヘキ型ニ關スルモノニシテ圖中(1)ハ上面ニ靴底形ノ凹陥部(2)ヲ有シ更ニ其ノ底部ニ底裏形成用凹孔(3)ヲ設ケタル下型(4)ハ靴底(5)ニ於テ突縁(1)ヲ存セシムヘキ部分タケ凹陥部(2)ヨリ一週リ小サク穿孔セル中型(6)ハ中型(4)ノ上面孔縁ヲ適度ノ幅ニ一段削リ落シテ形成セル段狀部(6)ハ上型ニシテ該上型ハ其ノ下面ナル突出部(7)ヲ中型(4)ノ穿孔ヨリ僅カニ小サク形成シ段狀部(6)ニ通スル細隙(8)ヲ存セシムル如クナシ且突出部(7)ノ下面ハ上型(6)ヲ中型(4)上ニ重ネタル場合中型(4)ノ下面ト一致スル如ク形成セルモノトス  
 本案型ニ依リ靴底ヲ製造センニハ先ツ下型(1)ノ凹陥部(2)ニ適當ニ截斷シ置キタル「スポンヂ」ゴムヲ收メタル後中型(4)及上型(6)ヲ順ニ重合シテ之ヲ其ノ儘蓋ニ入レテ蒸スモノトス然ルトキハ下型(1)ノ凹陥部(2)及凹孔(3)ニ依リ底及底裏ノ突起部ヲ形成セラル、ト共ニ中型(4)ノ穿孔縁ニ依リ底部ノ突縁(1)カ形成セラレ更ニ中型(4)ノ段狀部(6)ノ爲メ連片(3)カ一體ニ突縁セラル、モノトス從テ本案ニ於ケル上型(6)ハ下面ニ突出部(7)ヲ有セサル扁平ナル版ニテモ可ナルモ斯カル上型ヲ使用ストキハ突縁(1)ノ上面ヨリ履面カ中型(4)ノ厚サタケ高クナルモノトス  
 本案ハ以上ノ如ク下型(1)ノ凹陥部(2)ト凹孔(3)トニ依リ底ノ主體ヲ形成スヘクナスト共ニ中型(4)ニ依リ突縁(1)ヲ又中型(4)ノ穿孔縁上面ノ段狀部(6)ト上型(6)トニ依リ連片(3)ヲ形成シ得ヘクナシタルヲ以テ極メテ簡單ナル構造ニ依リ突縁(1)ヲ有シ且連片(3)ヲ一體ニ突出セシメタル特殊ノ底ヲ形成シ得ルノミナラス斯ク構成シタル底ハ突縁(1)ヲ有スルコト普通ノ皮革製底ノ如クナルヲ以テ体裁良好ナルハ勿論連片(3)ヲ一體ニ突縁セシメタルカ故ニ堅牢ニシテ永キ使用ニ耐エ得ル特色アルモノトス



〔解説〕 ゴム底と、そしてゴム底を靴の側へ貼付け連片とを同時に一体として形成せしめ、以て堅牢ならしめると共に普通の皮革底の如く突縁を持たしめて体裁を優美ならしめる目的のために考案された型である。  
 第一圖は上型を取除いた本案の平面圖、第二圖は同じくその斷面圖、第三圖は本案により製造した底を靴の側に取りつけた状態を示す斷面圖である。



昭和六年

實用新案出願公告第一二四五四號

第一百二十一類 一六、爪掛

願書番號昭和六年第一四八九五號  
出願 昭和六年五月十六日  
公告 昭和六年十月十六日

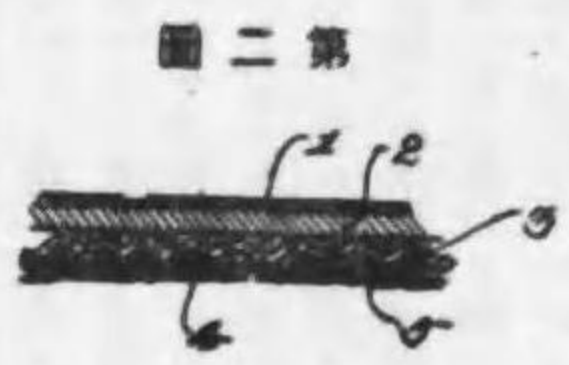
東京市本所區吾妻橋一丁目十一番地三  
出願人 考察者 松木辰次郎

爪掛

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ縲「ネル」地ノ裏面ニ「ゴム」層ヲ附着シ其上面ニ任意ノ着色「ゴム」層ヲ附着セシメ「ネル」地ノ表面即チ毛ヲ有スル面ニ防水糊ヲ施シ之ニ植物纖維ヲ附着セシメテ成ルモノヲ以テ甲皮トナシタル爪掛ニ係リ圖面ニ於テ(1)ハ爪掛ノ甲皮ノ表面ニシテ任意ノ着色ヲ爲シタル「ゴム」層(2)ハ普通ノ「ゴム」層ニシテ縲「ネル」地(3)ノ裏面即チ毛ヲ有セサル面ニ附着ス(4)ハ縲「ネル」ノ表面ニ在ル毛ノ部分ニシテ之ニ防水糊ヲ施シ其上ニ植物纖維(5)ヲ附着セシム植物纖維(5)ハ毛(4)上ニ防水糊ヲ以テ附着セシメタルカ故ニ其表面ハ縮細様ノ皺ヲ有シ然カモ毛ノ爲メニ彈性ヲ有シ手觸リ能ク恰モ絨皮ノ如キ状態ヲ呈ス

從來知ラレタル爪掛ニ布地面ニ「ゴム」層ヲ附着シタルモノヲ甲皮ニ使用セルモノアレトモ穿心地惡ク然カモ硬キ感ヲ與フルノミナラス先端部ヨリ破損シ易キ缺點アリ然ルニ本案ハ前記ノ如ク爪掛ノ甲皮ノ表面ヲ着色「ゴム」層ヲ以テシ之ヲ縲「ネル」地ノ裏面ニ附着セル普通ノ「ゴム」層ニ附着セシメ次ニ縲「ネル」地ノ表面即チ毛ヲ有スル面ニ防水糊ヲ施シ之ニ植物纖維ニ附着セシメテ成ル甲皮ヲ有スル爪掛ナルカ故ニ手觸リ柔カク絨皮製ノ如キ觸覺ヲ有シ穿心地能ク然カモ極メテ柔軟堅牢ニシテ永ク使用シ得ヘク在來品ニ比シ實用的効果大ナリ



圖二第



圖一第

〔解説〕 單に布地にゴムを敷いただけの爪掛だと穿心地も悪く、然も硬い感じがしていけないので、それを改良し、縲「ネル」の裏面、即ち毛を有せざる面にゴムを附着せしめ、其上に任意の着色を施したゴム層を附着し、次に縲「ネル」の表面即ち毛を有する面に防水糊を施し之に植物纖維を附着せしめるやうにしたもので手觸りよく恰も絨皮のやうな感じがする。第一圖は側面圖、第二圖は一部分の擴大断面圖である。

昭和六年

實用新案出願公告第一二五二六號

第四十六類 七、冷温器

願書番號昭和六年第九〇五三號  
出願 昭和六年三月二十六日  
公告 昭和六年十月二十日

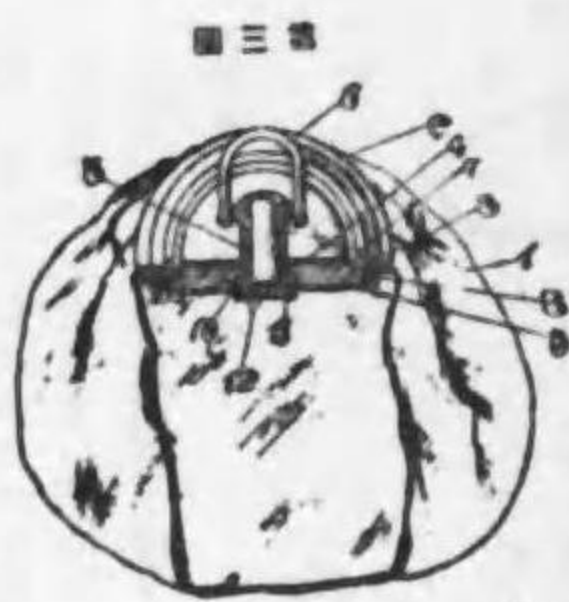
東京市日本橋區大傳馬場町七番地  
出願人 考察者 田中勇

氷囊

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

從來ノ氷囊殊ニ動物ノ膀胱ヲ以テ作製セル氷囊ハ不使用ノ場合水又ハ水ヲ排出シテ其ノ儘ニ放置シ置クトキハ收縮シ多數ノ皺ヲ生セテ互ニ貼着シテ硬直トナリ損傷シ易クシテ再ヒ使用ニ耐ヘサルニ至ル缺點アリ然ルニ本案ニ於テハ此ノ缺點ヲ除去スル爲メ膨脹セシメタル儘ノ状態ニテ充分乾燥セシメ再ヒ三使用シ得ヘク構成セリ即外方ニ彎曲セリ鑄線ヲ設ケ且下線ヲ内方ニ彎曲シテ掛線(9)ヲ形成セシメタル口金(2)ノ裏面彎曲部内ニ之ト略々同形ニ曲成セル添金(8)ヲ嵌合固定シテ其ノ中間ノ囊體(1)ノ縁ヲ挾持セシム而シテ該口金(2)内ニハ添金(4)ヲ添着シ且口徑ヨリ稍々短カク形成セル肉厚キ護膜部(7)ノ周圍ニ薄キ護膜線(3)ヲ連設シテ成ル嵌蓋ヲ嵌着スヘク構成シ該嵌蓋ニハ曲成セル線金(6)ノ兩端ヲ植立固定シ又其ノ肉厚キ護膜部(7)ニ嵌合孔ヲ穿設シ尙其ノ下方ニ鑄ノ嵌合部(10)ヲ設ケテ之ニ下方ニ吹込孔(12)ヲ設ケ又下端ニ鑄(1)ヲ有スル有底ノ空氣吹込管(5)ヲ嵌着シ以テ該吹込管ヲ押下ケ又引上ケ得ヘク構成スルモノトス

以テ吹込管(5)ヲ吹込口カ囊中ニ現出スルニ至ル迄押下ケテ空氣ヲ吹込ミ囊體(1)ヲ膨脹セシメタル後直チニ該吹込管ヲ引上ケルトキハ吹込孔(12)ハ護膜部(7)内ニ引上ケラレ鑄(1)ハ嵌合部(10)内ニ入り密着シテ空氣ノ逸出スルヲ阻止スルニ至ル從テ水囊使用後水又ハ水ヲ排出シタル後再ヒ嵌蓋ヲ嵌合シ斯クノ如クシテ囊體(1)ヲ乾燥セシメ置クトキハ貼着シテ硬直スルコトナク再三使用シ得ラルル効果アリ



〔解説〕 膀胱を以て作つた氷囊は使用後收縮して硬直となり損傷し易いので、空氣を吹きこんで膨らませたまゝ保存し得るやうに改良したのである。第一圖は側面圖、第二圖は嵌蓋の側面圖、第三圖は一部を切取した側面圖である。

昭和六年

實用新案出願公告第一二六二九號

第一百二十二類 二、履襪雜

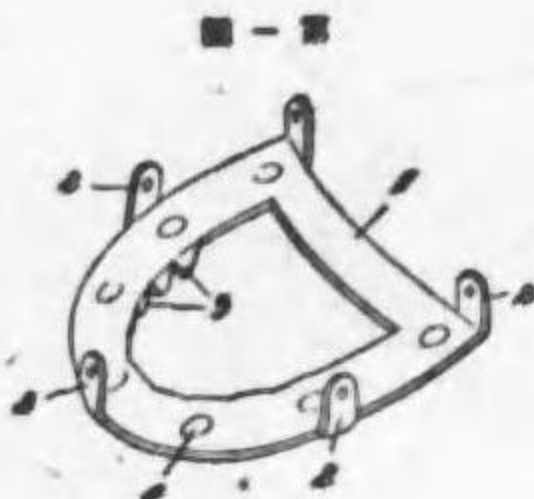
願書番號昭和六年一〇〇八號  
出願 昭和六年一月十七日  
公告 昭和六年十月二十二日

東京府北豐島郡三河島町前沼二千八百八十六番地  
出願人 考察者 寺倉幸也

護膜靴之止金

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ金屬板ヲ連續セル馬蹄形ニ打チ抜キ其外側縁ニ上方ニ折曲シタル縁着片ヲ數個所形成シ内側縁ノ過半部ニ下方ニ折曲突出セシメタル三角形止子ヲ配列スル如ク設ケ更ニ平坦部ヲ數個所下方ニ打チ出シテ膨出部ヲ形成シタル護膜靴之止金ニシテ圖中(1)ハ金屬板ニシテ連續セル馬蹄形ニ打チ抜キタルモノ(2)ハ金屬板(1)ノ外側縁數個所ニ一體ニ形成シタル縁着片ニシテ靴ノ踵部ヲ摺持スル如ク嵌着シ夫々縁着片ニシテ打チ出シタルモノ(3)ハ金屬板(1)ノ内側縁過半部ニ一體ニ形成シタル止子ニシテ三角形ニ突出セシメ之レヲ下方ニ折曲シテ配列スル如ク設ケタルモノ(4)ハ金屬板(1)ノ平坦部ニ數個所設ケタル膨出部ニシテ下方ニ打チ出シ圓錐狀ニ突出セシメタルモノナリ



〔解説〕 ゴム靴のすべりを防ぐために踵に附ける止金で、馬蹄形に打ち抜いた金屬板でしつかりと踵に附着するやう縁着片を數個形成せしめこれを第二圖のやうに取りつけるのである。

昭和六年

實用新案出願公告第一二六三五號

第一百二十二類 一、靴

願書番號昭和六年第一九六五號  
出願 昭和六年一月二十五日  
公告 昭和六年十月二十二日

廣島市段原町九四一番地  
出願人 考察者 清貞廣

「ゴム」製靴踵

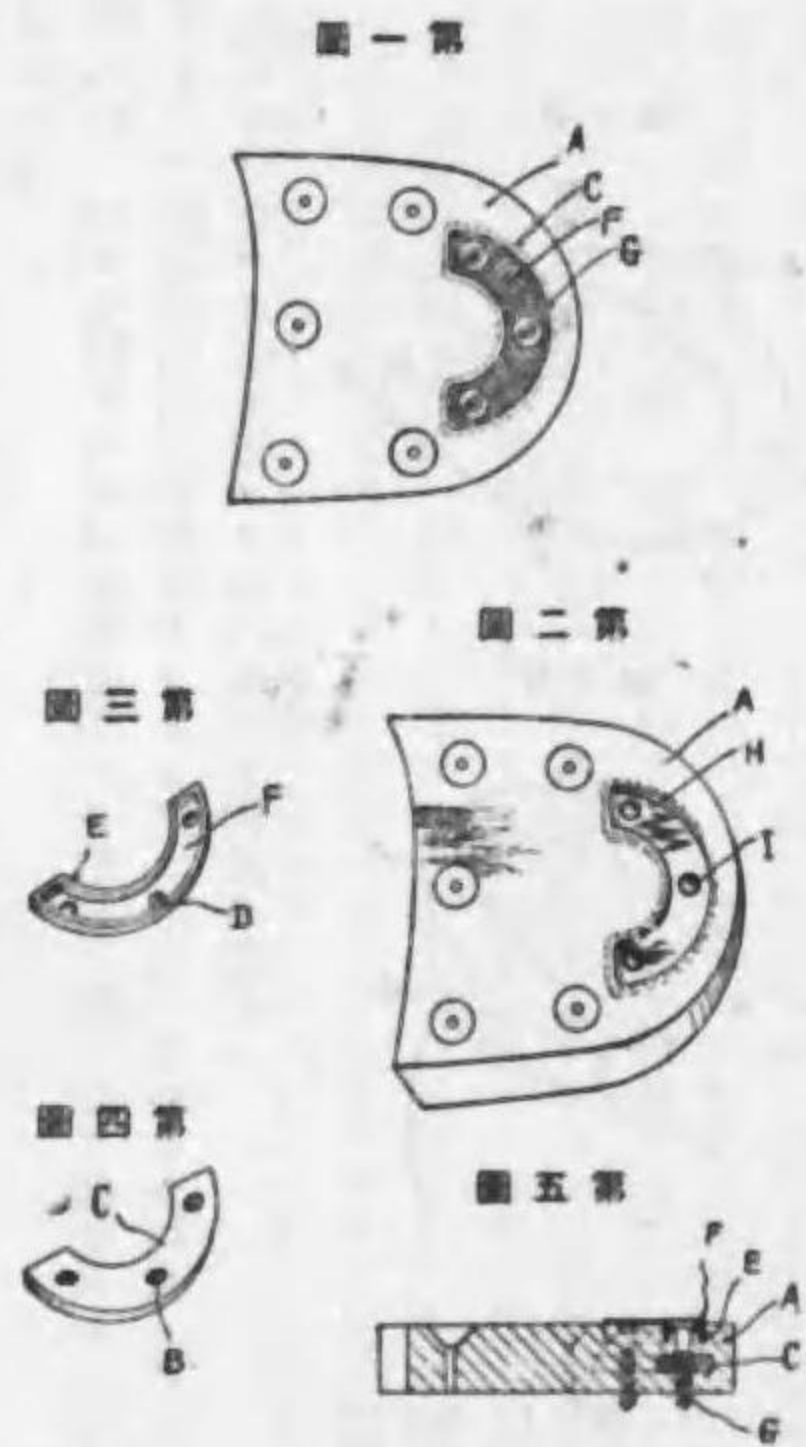
實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ「ゴム」製主體(A)ノ後方内部ニ數個ノ捻子孔(B)ヲ穿チタルU形嵌金



(C)ヲ介在セシメ該芯金ニ對向シテ踵表面ニ同形ノ凹所(H)ヲ穿テ該凹所ノ底面ニハ前記捻子孔(B)ニ通スル圓孔(I)ヲ穿テ該凹所内ニハ之ト同形ニシテ凹所ノ深サヨリ高キ厚ミヲ有シ周圍ニ突堤(E)ヲ設ケ且ツ圓孔(I)ト恰合スヘキ「ビス」孔(D)ヲ穿テタル滑止金具(F)ヲ突堤(E)ノ方ヲ下ニシテ嵌合シ「ビス」(C)ニハ突堤(E)ヲ凹所(H)ノ底面ニ喰込ム様ニ壓着シ「ビス」(C)ハ芯金(C)ニ螺入スルト共ニ先ヲ突出セシメテ靴ニ立込ム様ナシタルモノナリ

本案ハ上記ノ構造ヲ有スルヲ以テ滑止金具カ磨滅シタル時ハ隨時新規ノモノト取換ヘテ使用シ得ルカ故ニ頗ル經濟的ナルノミナラス滑止具ノ周圍ニハ突堤ヲ設ケタルヲ以テ該突堤凹所底面ニ喰込ミテ其移動ヲ防止シ且ツ内方螺子部ニ浸水スルコトナカラシムルヲ以テ耐久上有効ナルモノナリ



〔解説〕圖によりて明かなる如く、ゴム履の一番よく磨滅する後部に金具を取りつける装置を施したものである。第一圖は本品の裏面圖、第二圖は同じく滑止金具を取去つた時の裏面圖、第三圖は滑止金具の裏面斜視圖、第四圖は芯金の斜視圖、第五圖は第一圖中央部に於ける縦斷面圖である。

昭和六年 實用新案出願公告第一二六三六號 第二百二十二類 一、靴

願書番號昭和六年第二〇〇六號  
出願 昭和六年一月二十七日  
公告 昭和六年十月二十二日

東京市神田區鍋町十一番地鍋町ビルヂング内  
出願人 考察者 木村 省三  
東京市神田區鍋町十一番地鍋町ビルヂング内  
出願人 考察者 藤井 兵二 郎

運動靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本考案ハ護謨板ヲ以テ作レル靴底(1)ニ其ノ延長ニヨリ上向周縁(2)ヲ形成セシメ上向周縁(2)ト靴踵部(3)トヲシテ互ニ遊離ノ状態ヲ保タシメタル運動靴ナリ

本物品ニ於ケル靴踵部(3)ハ皮革、厚布又ハ其他ノ任意材料ヲ以テ作ルモノニシテ上向周縁(2)ハ其ノ主体タル靴底(1)ト同様ニ相當ノ厚サヲ有スルヲ以テ靴踵部(3)ニ於テ最モ衝擊ヲ受ケ又ハ摩損セラレ易キ下部周縁ハ上向周縁(2)ニヨリテ保護セラレ從テ靴ノ耐久力ハ著シク増加セラレ上向周縁(2)ハ靴踵部(3)ニ貼着又ハ其他ノ手段ニヨリ接着セラルコト無クシテ之ト互ニ遊離ノ状態ヲ保タシメアルニヨリ本物品ハ其ノ製作至テ簡易ナルノミナラス靴ノ屈伸率ノ低下ヲ來タスコト無キモノトス



〔解説〕ゴム底にその延長によつて上向周縁を形成せしめ、上向周縁と靴踵部とを互ひに遊離の状態を保たしめ以て耐久力を増加せしめると共に、製法を簡易ならしめたものである。

昭和六年 實用新案出願公告第一二六三九號 第二百二十二類 一、靴

願書番號昭和六年第二八六八號  
出願 昭和六年一月四日  
公告 昭和六年十月二十二日

東京市本所區厩橋四丁目十二番地  
出願人 考察者 小原 良平

長靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本考案ハ長靴ニ改良ヲ加ヘ使用後保存中靴中ニ塵埃ノ堆積ヲ防止スヘクナシタルモノニシテ第一圖ニ示ス如ク長靴(1)ノ口端(2)ノ周圍半周ニ適宜ナル配列ニ「ホツク」(3)(3')ヲ取付ケ其レニ相對スル半周ニ該「ホツク」ト適合サルヘキ「ホツク」(4)(4')ヲ設ケ中間「ホツク」(5)ヲ取付ケル際ハ掛杆(6)ヲ共ニ装着ス

長靴使用後保存ニ際シ第二圖ニ示ス如ク「ホツク」(3)(3')ヲ適合スレハ第一圖ニ示ス如キ橢圓形口端(2)ハ半周相對シテ並行状態ヲ形成シ完全ニ閉口スルコトニ依リ塵埃ノ堆積ヲ防止スルコトヲ得ヘク簡單ニシテ最モ衛生的考案ナリトス



〔解説〕使用後の長靴の筒の中へホツクが通入らぬやうホツクを取付けてその口を第二圖のやうに閉じるやうに考案したものである

昭和六年 實用新案出願公告第一二六四七號 第二百二十二類 一、靴

願書番號昭和六年第四〇〇六號  
出願 昭和六年二月十六日  
公告 昭和六年十月二十二日

久留米市莊島町四百番地  
考察者 永田 邦助  
久留米市米屋町七十番地  
出願人 考察者 田 泰藏

護謨底編上靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本考案ハ護謨底編上靴ノ後踵部(1)ノ上部ニ鉤着シクハ「ホツク」等ノ突出鉤止具(2)ヲ取着ケタルモノナリ

本考案ハ前記ノ如クニ編上型ノ靴ノ後踵部(1)ノ上部ニ任意ノ突出鉤止具(2)ヲ取着ケタルニヨリ編上紐(A)ノ餘端ヲ足首履口ノ周圍ニ捲纏セシメテ使用スル場合該捲纏紐ノ環狀部力足首ノ方向ニ弛緩シテ浮揚リ又ハ脚踏スルコトナク該環狀部ヲ鉤止セシメ得ルモノトス



〔解説〕圖によつて見らるゝ如く後部上方にホツク若くは鉤等を取つて履紐を巻いても上へズルやうな憂ひを無からしめたものである。

昭和六年 實用新案出願公告第一二八二九號 第四十九類 九、煉瓦

願書番號昭和六年第一〇八三七號  
出願 昭和六年四月十一日  
公告 昭和六年十月二十六日

東京府荏原郡馬込町字北久保五八二番地  
出願人 考察者 浦川 鉄男

ゴムタイル

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

(A)ハ「ゴムタイル」ノ主體(B)ハ該主體ト組合ハス可キ適宜形状ノ金屬板ニシテ該主體ノ表面ニ露ハルル部分ニ裝飾的ノ意匠ヲ施セルモノ(C)ハ金屬板(B)ヲ主體(A)内ニ定着セシム可キ懸止金具ニシテ本考案ハ金屬板(B)ヲ材料ヲ「アルミニウム」眞鍮等適當ニ選ヒテ表面以下ヲ主體ノ「ゴム」内部ニ固ク取付ケテ製作シタル「タイル」ナルカ金屬ノ光澤ト「ゴム」ノ無光澤ト相調和シ「殊ニ「ゴム」ノ色カ暗色ニ近キ時ハ一層」又薄暗キ場所ニ於テハ金屬ノ光澤ノミ獨立シテ床面ノ裝飾ニ斬新味ヲ與フ又其構造上ヨリ從來ノ「ゴムタイル」ノ如ク通行繁キ通路又ハ通路ノ曲リ角ニ於テ生シ勝チノ表面ノ磨滅汚損皺波及曲狀ニ依ル床ヨリノ離脱ヲ防止シ得ヘシ





〔解説〕 ゴムにアルミ、真鍮等の金属板を定着せしめたもので、金属の光澤とゴムの無光澤とを調和せしめて裝飾的にも非常に美観であり、且つ表面の磨滅、汚損等による床よりの離脱を防ぐことが出来る。

昭和六年 實用新案出願公告第一二九〇四號 第四百四類 五、護謨靴及護謨底製造機

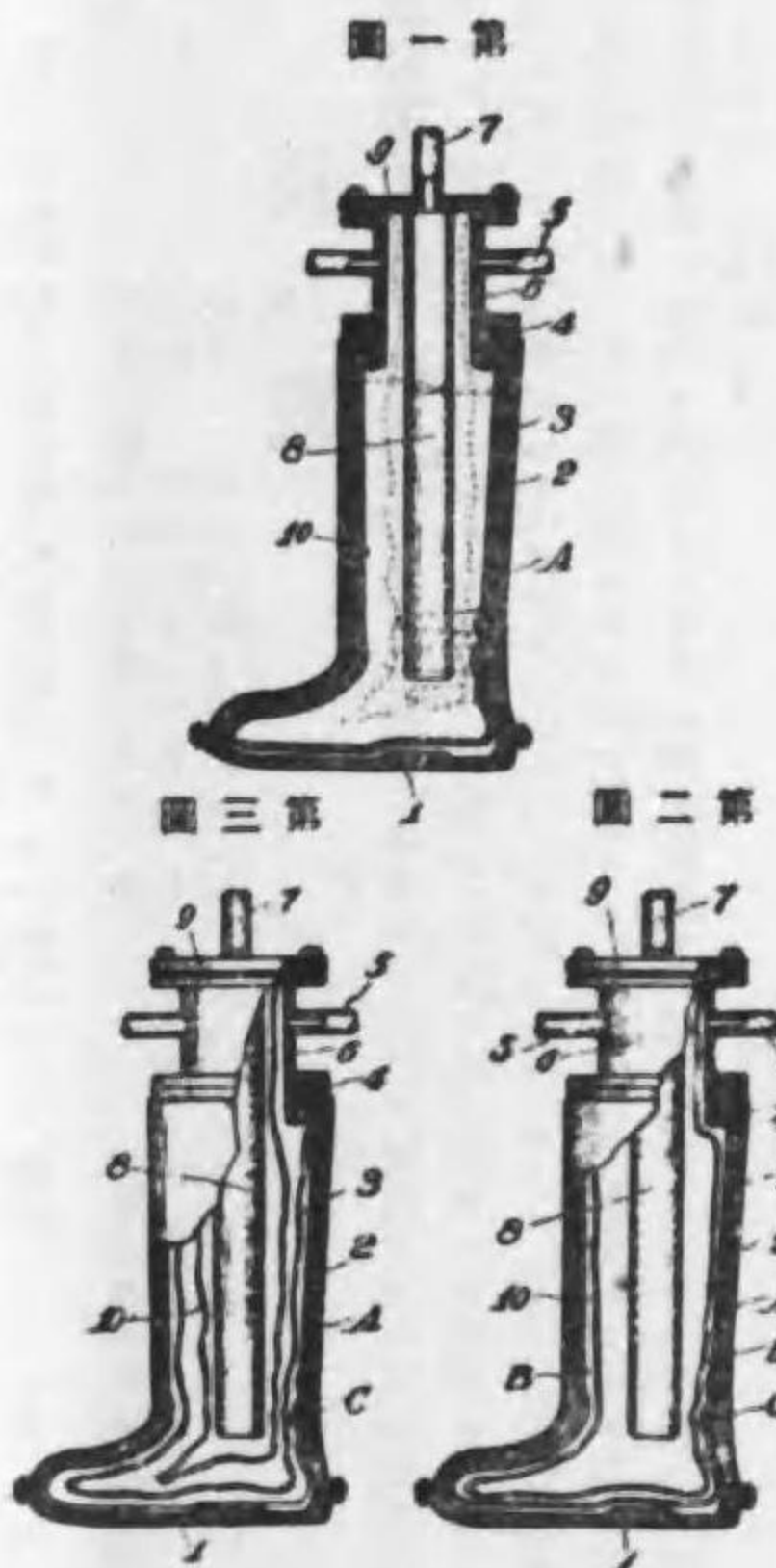
願書番號 昭和六年第六七八二號  
出願 昭和六年三月二十七日  
公告 昭和六年十月二十七日

久留米市東町四百六十一番地  
出願人 考案者 安 藤 勝 次

護謨製長靴ノ加硫装置

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ底面(1)ヲ分割シテ離開結合セシメ得ヘクナセル外型(2)ノ口縁ニ任意ノ膜袋(3)ノ口縁ヲ緊咬シタル環蓋(4)ヲ嵌合シ該環蓋(4)ノ上部ニハ側壁ニ氣管(5)ヲ設ケタル短筒(6)ヲ備ヘテ該短筒(6)ノ上端ニハ上面ニ氣管(7)ヲ有シ下面ニ傳管(8)ヲ垂下シタル蓋板(9)ヲ被嵌セシメ該蓋板(9)ト短筒(6)トノ接合部間隙ニ上縁ヲ緊咬セル伸縮性膜袋(10)ニヨリテ前記ノ傳管(8)ヲ被包スヘクナセルモノナリ  
本案ハ外型(2)ノ底面(1)ヲ離脱セシメタル下部開口部ヨリ豫メ公知ノ芯型ノ外表ニ貼着成形シタルコロノ裏布付生護謨製ノ長靴(A)ヲ脱却シテ前記ノ外型(2)ノ内壁ニ挿入嵌合シテ該外型(2)ヲ密閉シ置キ上部ノ氣管(7)ヨリ空氣ヲ吸入スルトキハ傳管(8)ヨリ噴出スル壓力アル空氣ノ爲メニ伸縮性膜袋(10)ハ膨脹シテ外型(2)ノ内壁面及底面(1)ノ内壁ニ膜袋(8)ト共ニ前記ノ裏布付生護謨製長靴(A)ヲ其中空部ヨリ壓着シ得ルモノニシテ膜袋(3)ハ主トシテ布帛製ノモノヲ用ヒ唯媒介膜材ヲラシメタルヲ以テ絕對氣密体ニアラサルモノニシテ該膜袋(3)ト長靴(A)ノ裏布トノ間ニ氣泡ヲ發生スルコトナク密着シ該膜袋(3)ト伸縮性膜袋(10)トノ間ニ潜在スル空氣ハ氣管(5)ヨリ逸出スルモノトシ如斯シテ裏布付生護謨製長靴(A)ヲシテ充分ニ膜袋(3)ヲ介シテ外型(2)及底面(1)ニ壓着シテ可塑性体ヲ馴染セシメ其形態ヲ變ヘシメタル後氣管(7)ヲ開放シテ空氣(5)ノ一方ノミヨリ空氣ノ吸入ヲ行フトキハ膜袋(3)ノ外周ト長靴(A)ノ裏布トノ間ニ間隙(B)ヲ成形シ剩餘空氣ハ氣管(5)ノ一方ヨリ逸出シ恰モ前記間隙(B)内ニハ空氣ノ對流通路ヲ形作ルモノニテ此ノ状態ニ於テ外型(2)ハ底面(1)ヲ密閉セル儘任意ノ加硫乾燥器中ニ挿入シ仕上工程ヲ施スモノニシテ該乾燥熱ノ爲メニハ裏布付生護謨製長靴(A)ノミ加熱セラルルモノニシテ伸縮性膜袋(10)ハ膜袋(3)内ニ包マレ其外周ニハ循環空氣ノ層アルヲ以テ毫モ兩膜袋ハ燒損ヲ受クルコトナク全然中心型ヲ使用スルコトナク加硫ヲ遂行シ得ルモノニシテ加之外型(2)ノ内壁ニ彫刻シタル如キ提灯製目(C)アル護謨製長靴ヲ容易ニ成形シ得ルモノトス



〔解説〕 底と筒部とを分割して結合出来るやうにした長靴の型に氣管を取付けたもので、全然中心型を使用することなく加硫をなし得る特長があり、且つ提灯製目のあるゴム長靴を容易に製造し得らるゝ型である。圖は一、二、三、と順次にその使用法を示した縱斷面圖である。

昭和六年 實用新案出願公告第一三〇一五號 第二十四類 三、管接子

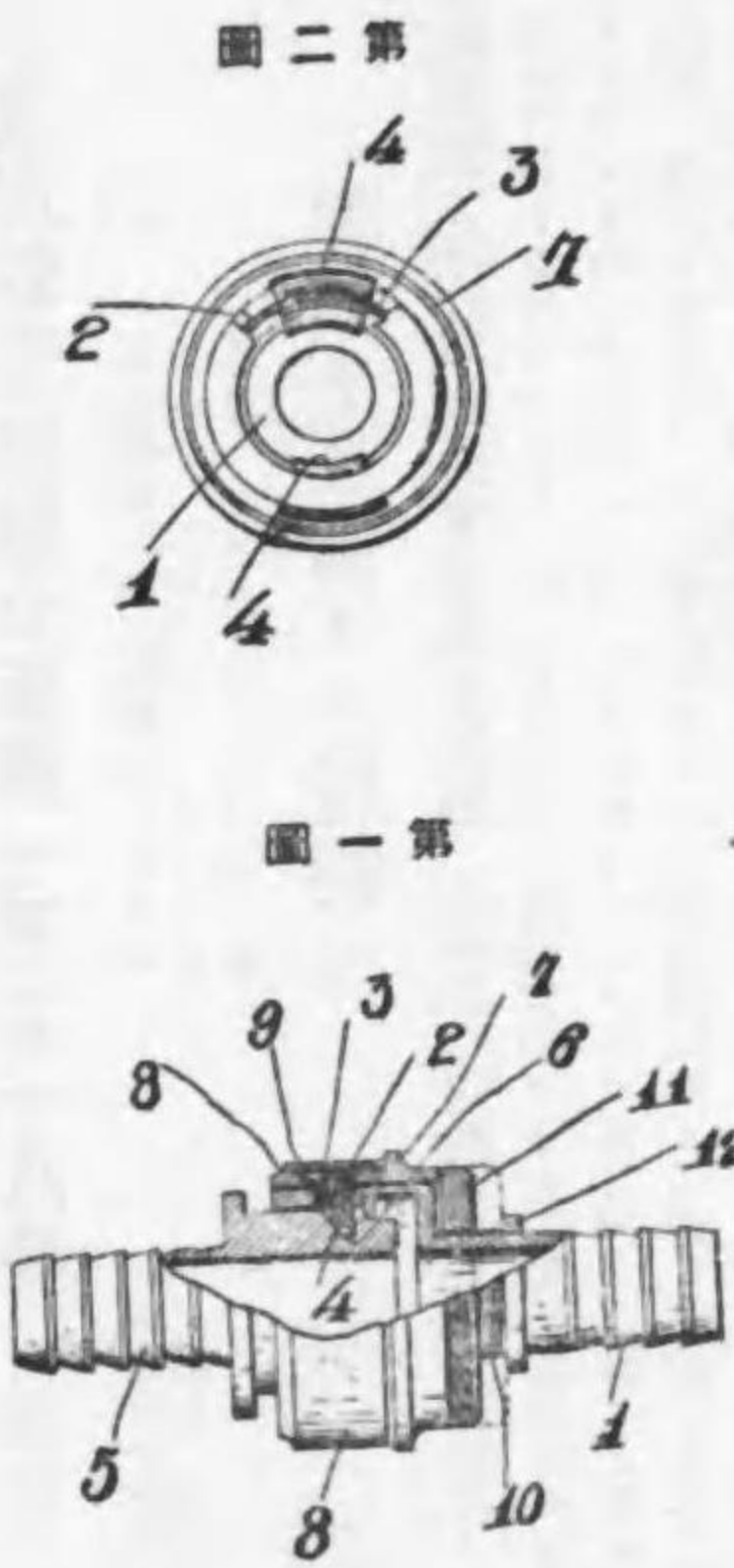
願書番號 昭和六年第八七七號  
出願 昭和六年三月二十四日  
公告 昭和六年十月二十九日

名古屋市南區熱田新尾頭町百十三番戶  
出願人 考案者 高 木 定 雄

「ホース」接子

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ雌管(1)ノ前部ニ形成シタル凹窪(2)ニ護謨輪環(3)ヲ挟着セル懸止片(4)ヲ對向セシメテ嵌合シ其ノ下端ヲ夫々管内ニ突出シテ懸合部(3)ヲ設ケタル雄管(5)ト着脱自在トナシ該雌管(1)ノ外部ニ套管(7)ヲ嵌合シ且之ニ前記ノ懸止片(4)ヲ上揚スヘク傾斜面(9)ヲ有スル覆環(8)ヲ螺着ス又雌管(1)ノ根部ニ刻設シタル螺絲(10)ニ螺絲(11)ヲ螺合シテ該螺絲ノ施廻位置ヲ限定スヘク雌管ニ輪環(12)ヲ固定セシメタルモノトス  
敘上ノ如ク構成セル本案ニ在リテハ雌管(5)ノ先端ヲ雌管(1)ニ挿入スルニ際シ此ノ内部ニ對向シテ突出セル懸止片(4)ヲ押壓ス然ル時該懸止片ハ凹窪(2)内ニ於テ挾着セル護謨輪環(3)ノ伸張ニヨリ順次上揚セラレテ雌管(5)ノ懸合部(6)ニ嵌合シテ之ヲ壓着ス而シテ雌管(1)ニ螺合セル螺絲(11)ヲ套管(7)ニ接スル如ク位置セシムル時ハ該雌管ノ遊動距離ヲ生セサルヲ以テ覆環(8)ノ傾斜面(9)ト懸止片(4)トノ接觸スル事ナク從テ兩雌管ノ管自在脱出ヲ防止スルモノニシテ之ト反對ニ螺絲(11)ヲ移動スル時ハ雌管(1)ノ押壓ヲ容易ナラシメ依テ雌管トノ脱出ヲ簡易ナラシムルヘク使用スルモノトス  
次ニ本案ノ特徴トスル所ヲ述ヘレハ雌管(1)ノ凹窪(2)ニ嵌合セル懸止片(4)ヲ護謨輪環(3)ニヨリ挾持セル状態ニ嵌合セルヲ以テ該懸止片ト係合スル螺絲(11)ノ懸合部均等ニ壓接セシムルト共ニ雌管ニ螺合セル螺絲(11)ヲ覆環(8)ニ近接スル位置ニ定着セシムル事トニ相俟テ使用中兩雌管ノ脱出ヲ完全ニ防止シ得ルノミナラス其ノ取扱ヒ極メテ簡便ナモノトス



〔解説〕 ホースの接子は、キザレたり曲げたりするこよく自然に外れたり、水を吹き出したりするが、その欠点を無くするために特種の工夫をこらしたのが本案で、螺絲一つを軸せば絕對に反離することなく、又之と反對に元へ戻せば容易に外づることが出来る。

昭和六年 實用新案出願公告第一三二六九號 第二百二十二類 一、靴

願書番號 昭和六年第一八〇八號  
出願 昭和六年十一月二十三日  
公告 昭和六年十一月四日

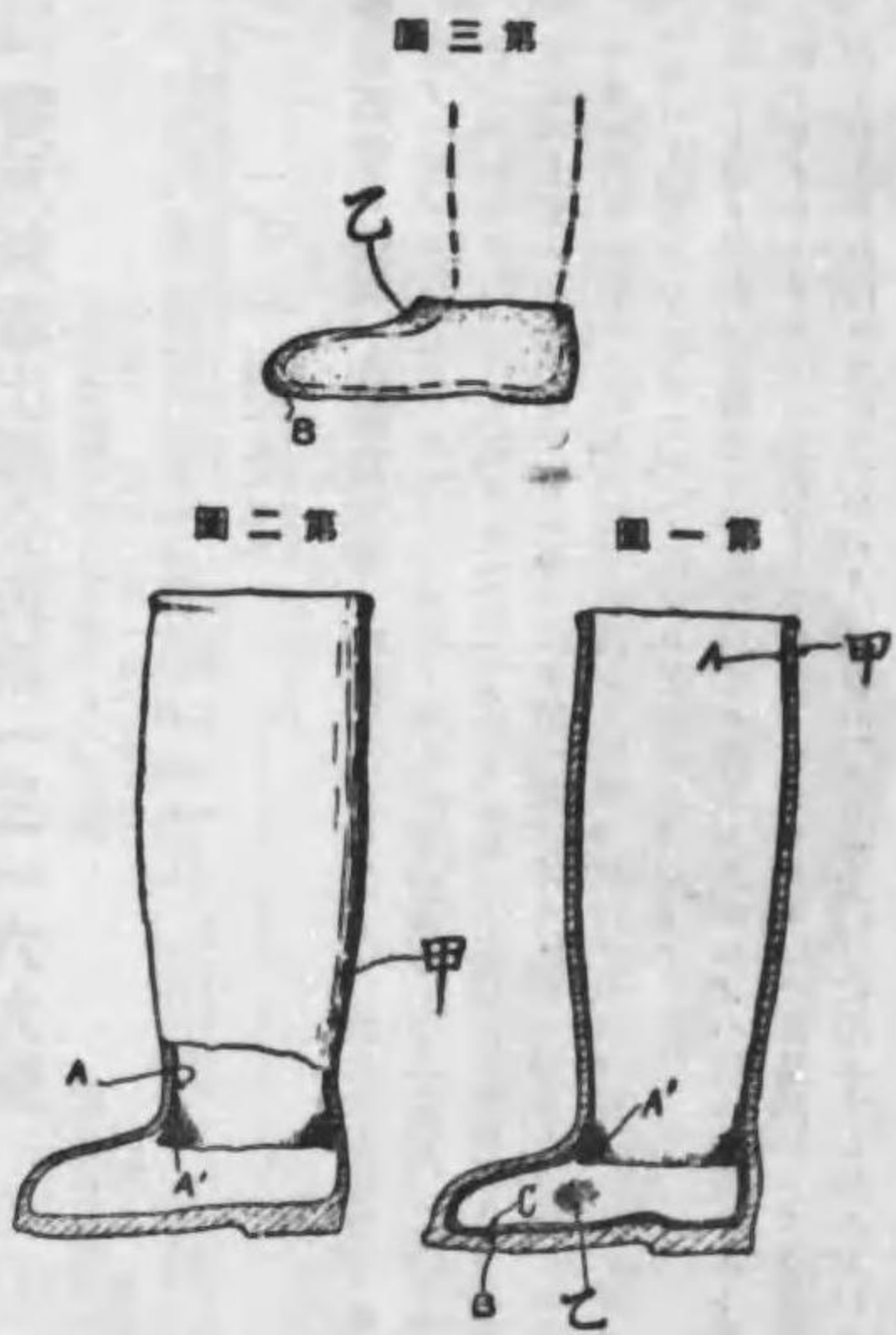
廣島市段原町三二七番地  
出願人 考案者 岡 英 雄

「ゴム」製長靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ「ゴム」製長靴主體(甲)ノ足部ヲ除ク胴體内面ニ布片(A)ヲ貼着シ其下端ノ一部ノミハ貼着スルコトナクシテ掩片(A)ヲ形成セシメ主體内ノ足部ニハ布片(C)ノ外周面ニ薄キ「ゴム」(B)ヲ貼着シタル短靴狀ノ中子(乙)ヲ着脱自在ニ挿入シ其履口内ニ前記掩片(A)ヲ挿入シタルモノナリ  
本案ハ上記ノ如キ構造ヲ有スルヲ以テ第一圖ノ如キ状態ニ於テ之ヲ穿ツニ中子(乙)ノ履口縁ハ掩片(A)ニ掩ハレテ密込マルル事ナシ而シテ中子ハ時々取出シテ乾燥シ靴内ノ臭氣ヲ除去シ尙ホ中子ハ之ヲ取出シテ第三圖ニ示ス如ク靴下「カバー」若クハ「スリッパ」ノ代用ニ使用スルモノトス  
抑モ主體ト同形ノ布製中子ヲ拔差自在ニ挿入シタルモノハ製作困難ナルト着脱毎ニ胴體部分ヲ屈撓シテ損傷シ易キ缺點アリタレトモ本案ハ足部ノミヲ中子トナシタルヲ以テ構造簡單ニシテ着脱ニ際シ述上ノ都合ナク堅確ナルト共ニ中子ハ之ヲ取出シテ靴下「カバー」若クハ「スリッパ」ノ代用ニナシ得ルヲ以テ冬季學童ノ受クル便益ハ頗ル大ナルモノトス





〔解説〕 第二圖のやうな中子を着脱自由に長靴の足部にはめ、且つ穿く際に何等の支障なきやうにしてあるもので、この中子だけを取外して乾かしたり、又靴下カベヤスリツの代用として使ならしむる特長を持たしめたのである。第一圖は従来普通、第二圖は中子を取り去つた場合の従来普通、第三圖は中子である。

昭和六年 實用新案出願公告第一三三二八號 第一百二十二類 七、跣足袋

願書番號昭和五年四月十八日  
出願 昭和五年十一月十八日  
公告 昭和六年十一月四日

久留米市米屋町七十番地  
出願人 考案者 倉 田 泰 藏

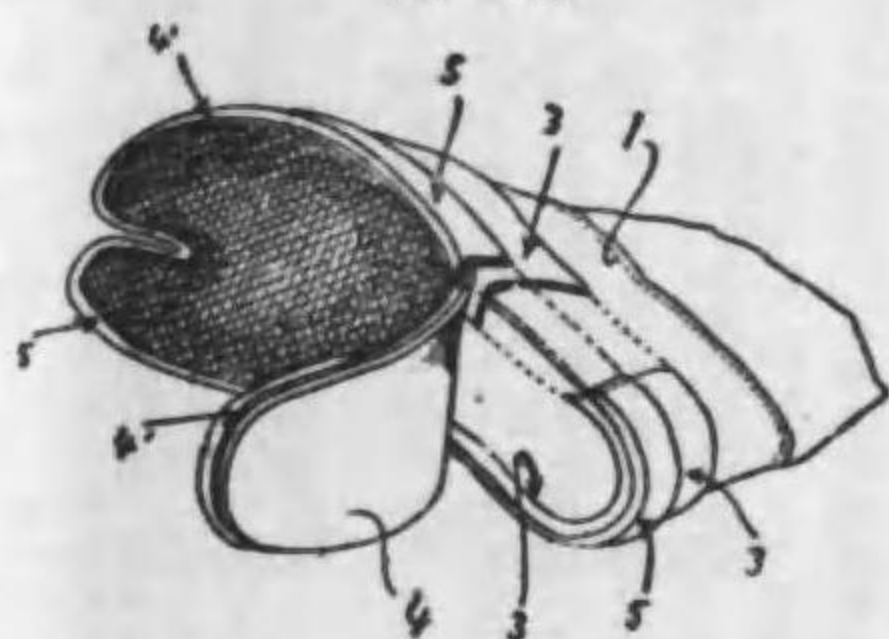
脚被ヲ具備スル履物

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本考案ハ護膜底片若シクハ類似ノ底片ヲ有スル地下足袋及足袋靴ノ構造ニ改良ヲ施シタルモノニシテ任意ノ脚布(1)ヲ内底布(2)ノ下部ニ吊込固着トナシタル該脚布ノ下縁周圍ニハ從來公知ニ屬スルモノト均シク周縁「テープ」(3)ヲ粘着トナシコレヲ底片(4)ノ周縁ノ上面ニ吊込ミ粘着セシムルニ際シ該底片(4)ノ接合部ノ外周ニ切込型ノ凹段條(4)ヲ成形セシ該凹段條ノ一部ト周縁「テープ」(3)ノ外側トノ間ヲ跨キテ綿織片若クハ綿織片ニ「ゴム」ヲ引キタルモノ又ハ「ゴム」質ヨリナルトコロノ剛「テープ」(5)ヲ粘着セシメ以テ底片(4)ノ固定ヲ爲サシメタルモノトス

本考案ニ依レハ從來ノ新種履物ニ於テ底片(4)ト周縁「テープ」(3)トノ接合カ外傷ノ爲メ若シクハ製作當時ノ粘着劑使用ノ加減等ニ基キ往々割離スルカ如キ傾向アルヲ防止スル爲メニ更ラニ底片(4)ノ外周ニ凹段條(4)ヲ設ケテ接地摩擦ノ緩衝部分トナシコレヲ前記ノ周縁「テープ」(3)ト連結スヘキ剛「テープ」(5)ニヨリテ支持スヘカラシメタルモノニシテ堅牢耐久ニシテ實用上ノ効果アルモノトス



圖一第



〔解説〕 地下足袋などの底と周縁「テープ」が離れることを防ぐために更に底片の外周に凹段條を設けて緩衝部分となし、之を剛「テープ」を以て周縁「テープ」と連結せしめたものである。

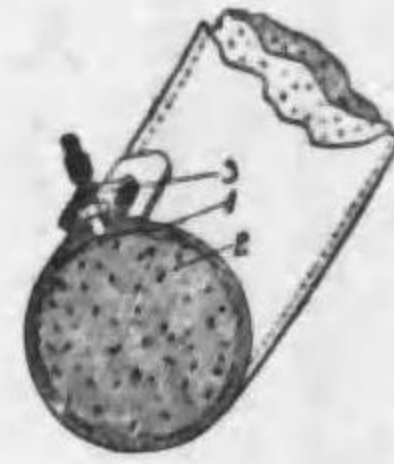
昭和六年 實用新案出願公告第一三三〇一號 第三十二類 六、空氣入外輪及内管

願書番號昭和五年三月三十九日  
出願 昭和五年十一月十九日  
公告 昭和六年十一月五日

大阪市西成區新開通四丁目三〇番地  
出願人 考案者 堀 尾 弘

車輪用「チューブ」

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ氣密トナセル彈性護膜「チューブ」ノ如キ外被層(1)ノ内部ニ空氣ヲ自由ニ通過スヘキ棒狀又ハ小塊「スポンヂ」護膜ノ如キ芯体(2)ヲ裝入シテ外被層(1)ト芯体(2)トハ五ニコレヲ密着スルカ又ハ嵌脱シ得ル如クセル構造ヲ特徴トスルモノニシテ其他(3)ハ空氣供給口ナリトス  
以上ノ如ク本案ハ其内部ニ空氣カ自由ニ通過シ得ヘキ芯体タル「スポンヂゴム」ノ如キモノニテ「チューブ」ノ内部全体ヲ填充セルモノニシテ「チューブ」ト空氣可通体タル膨脹「ゴム」トハ全ク同一体トナリテ空氣ヲ自由ニ通過スヘキ芯体ノ外面ヲ氣密ニ包被シタル「チューブ」ヲ構造ナレハ從來ノ「チューブ」ニ比シテ假令「パンク」シ又ハ空氣壓ノ減退スルモヨク其形態ヲ維持シテ使用ニ耐ヘ其他車輪ノ受クル衝擊等ノ原因ニヨリ「タイヤ」ノ兩耳部カ「リップ」ノ兩耳部ニ壓擦セラレ破損スル患ナキモノトス



〔解説〕 「チューブ」の中へ空氣の流通を妨げないスポンヂゴムのやうなものを詰め、以てパンクしてもよくその形を維持して使用に耐へしめるやうに工夫されたものである。

昭和六年 實用新案出願公告第一三三〇九號 第一百五類 一二、毬

願書番號昭和六年第一四〇二號  
出願 昭和六年一月二十一日  
公告 昭和六年十一月五日

東京市本所區新小梅町二番地  
出願人 考案者 上 條 壽 則

護 球

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ護膜毬表面ノ中央ニ把持線(4)ヲ劃出シ其一方ノ半面ニハ任意ノ動物、魚類、花卉等ノ形体(1)ト共ニ漢字及平假名、片假名等ヲ以テ之カ邦語名稱(2)ヲ執レモ第四圖ニ示スカ如ク蟻溝狀ノ凹線ヲ以テ表出セシムヘクナスト共ニ更ニ其反對側ノ半面ニハ同シク蟻溝狀ノ凹線ヲ以テ前記動物等ノ外語名稱(3)ヲ羅馬字假名字等ヲ以テ表出セシメテナルモノトス

ハ製品アル權威  
ニ撰定タル優良  
生ルヨツテ

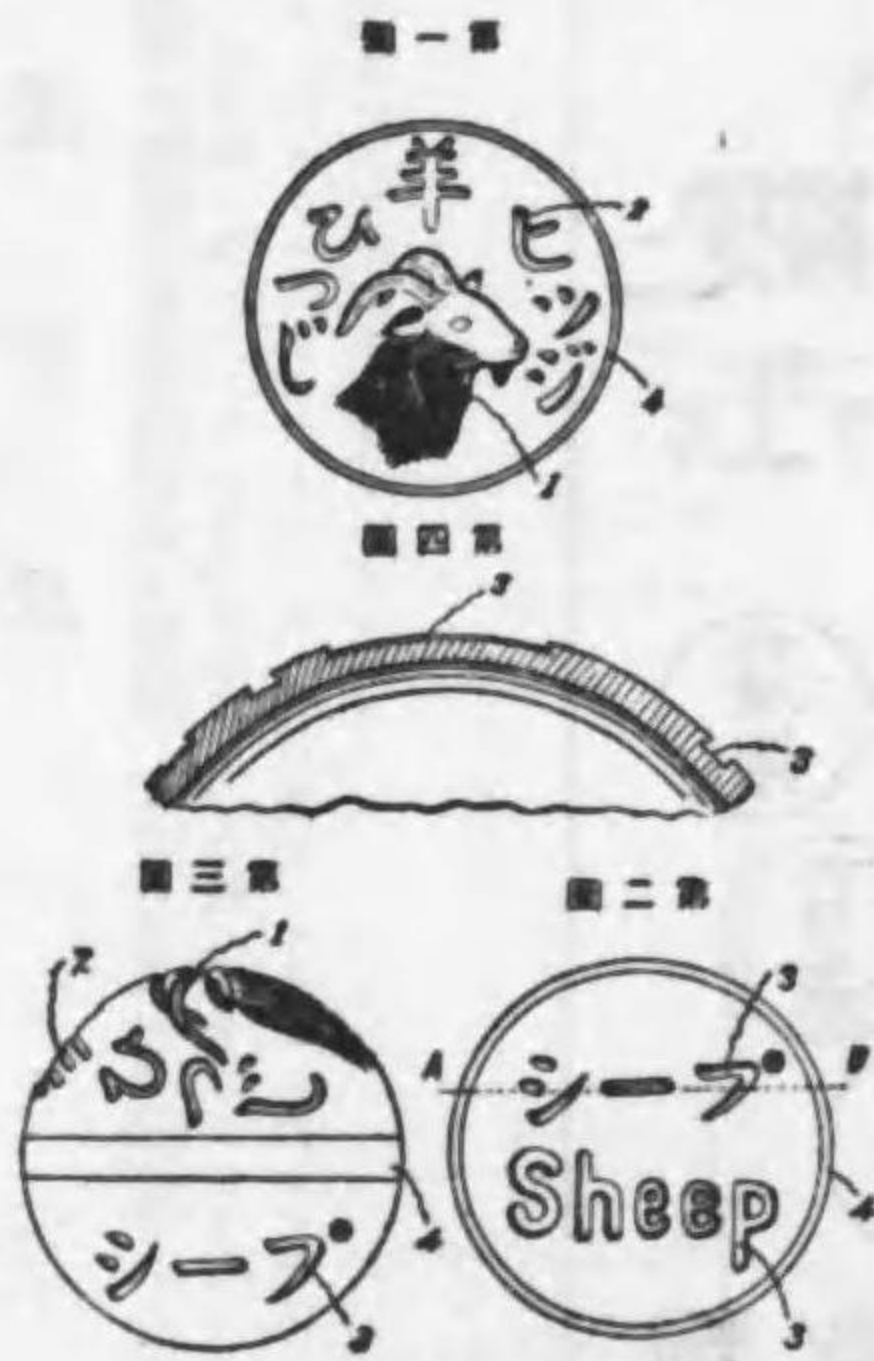
カクホ  
カクホ  
カクホ  
カクホ  
カクホ  
カクホ

類似品多し!  
此のマークニヤ最優品!!

上田兵衛商店  
大阪西區大馬路  
電話三三三〇〇番



本家ハ之カ玩弄ノ際兒童ヲシテ自然的ニ且ツ興味のニ其動物等ノ形態文字及其外語名稱等ヲ記憶セシメ得ヘクナシタルモノニシテ則チ之ヲ普通護謄トシテ玩弄ノ際ニ於テ其表面ノ相關連セル繪畫ト文字トニヨリ自然的ニ兒童ヲシテ其形態文字名稱ヲ記憶セシムヘクナシタルト共ニ更ニ其中央ノ把持線(4)ヲ把持シテ護謄ノ一面ヲ隱蔽シ兒童ヲシテ其背面ニ於ケル外語名稱或ハ各種ノ文字等ノ記憶ヲ喚出セシムヘクナシタルト共ニ更ニ其中央ノ把持線(4)ヲ把持シテ強固セシメ得ヘクナシタルト共ニ更ニ又之ヲ其蟻溝狀ノ凹線ニヨリテ極メテ優良明確ナル護謄「スタンブ」トシテ其把持線(4)ヲ把持シテ之カ繪畫ト文字トヲ最モ鮮明正確ニ紙面ニ押捺セシメ得ヘキト同時ニ又之ニ紙面ヲ當テツツ「チヨーク」等ノ摺擦ニヨリテ極メテ鮮明ニ之ヲ摺出印寫セシメ得ヘカラシメタルコトニヨリ一層兒童ノ興味ノ範圍ト深度トヲ擴大シテ一層其ノ印象ト記憶トヲ高調セシメ以テ其教育上ノ効果ヲシテ絶大ナラシメ得ヘクナシタルモノトス



〔解説〕 ゴム球を教育上にも宜しやうと云ふので、ゴム球の中央を區別し、片面に動物その他の畫や名前を浮出し、他面にはその外語名稱などを浮き出さしめて、遊戯しつつその單語、形態などを兒童に記憶せしめやうといふものである。

第一圖は正面から見たところ、第二圖はその裏面、第三圖は上方から見たもの、第四圖は第二圖のA-A線に於ける横斷面大圖である。

昭和六年 特許出願公告第四七五五六號 第三十二類 七、雜外輪(六、空氣入外輪及內管)

願書番號昭和五年第二一五號  
出願 昭和五年一月十日  
公告 昭和六年十二月十六日

英國ロンドン市クイーンビクトリア  
ストリート二十七番  
出願人 發明者 エドワード・プライス、キレン

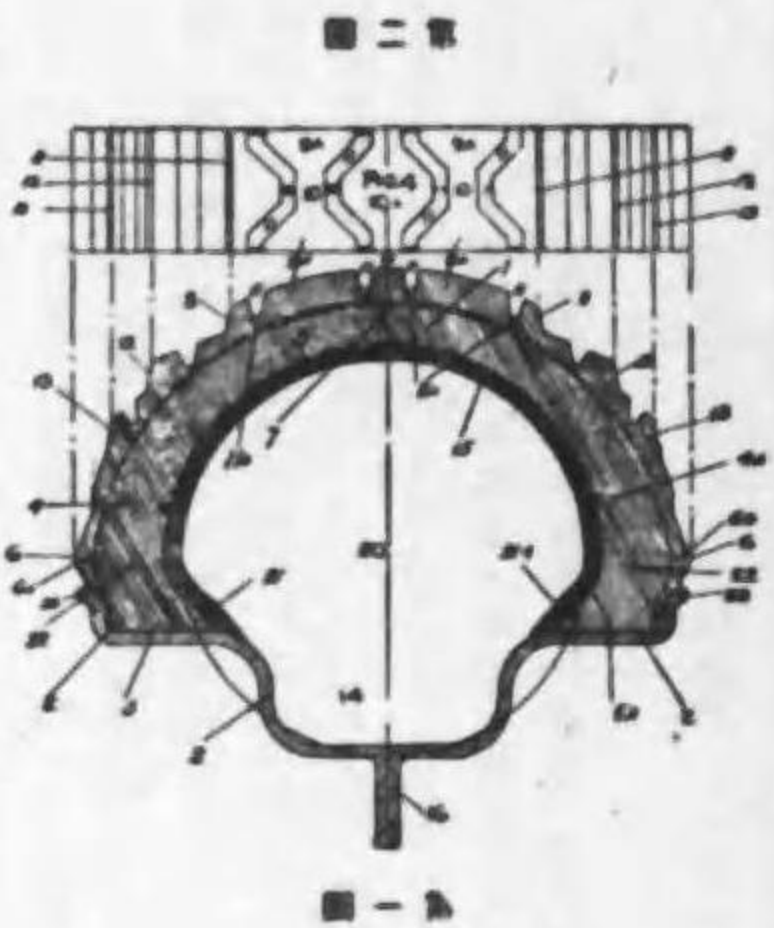
空氣入タイヤ

發明ノ性質及目的ノ要領 本發明ハ載荷ヲ受クヘキ強力ナル可挽外皮ヲ有シ該外皮内ノ空氣壓ニ依リテ之ヲ圓形ニ保持スヘクナシタル空氣入「タイヤ」ニ於テ中心高ヨリモ幅ノ廣キ側壁ト「タイヤ」ノ不擴張耳ノ外方ニテ少クトモ半圓型ヲナシタル非織物組織ヲ「ゴム」ニ依リテ裝着セル可挽外皮ト該可挽外皮中ノ最モ幅廣キ部分ヲ形成スル左右ノ補強「リップ」ニ依リテ保護セラレタル非常ニ幅廣ク強力ナル脹起部ト斷面ハ彎曲シ「タイヤ」ノ脹起部ヨリモ全幅員ノ小ナル接地部ト可挽外皮及不擴張防漏耳ノ全内表面ニ均等ニ施シタル「ゴム」混和物ノ防漏裏張トノ組合セヨリ成リ而シテ前記耳ニ依リテ可挽外皮ヲ適當ナル金屬外皮ニ接合スヘクセル點ヲ特徵トシ其ノ目的トスル所ハ空氣「チューブ」ヲ用ヒスシテ破裂ニ耐ヘ氣密的ニシテ且ツ極メテ簡單ナル空氣入「タイヤ」ヲ得ントスルニアリ

特許請求ノ範圍 本文ニ詳記スル如ク載荷ヲ受クヘキ強力ナル可挽外皮ヲ有シ該外皮内ノ空氣壓ニ依リテ之ヲ圓形ニ保持スヘクナシタル空氣「タイヤ」ニ於テ中心高ヨリモ幅ノ廣キ側壁(4)ト「タイヤ」ノ不擴張耳(5)A(6)ノ外方ニテ少クトモ半圓形ヲナシタル非織物組織ヲ「ゴム」ニ依リテ裝着セル可挽外皮中ノ最モ幅廣キ部分ヲ形成スル左右ノ補強「リップ」A(6)B(6)ニ依リテ保護セラレタル非常ニ幅廣ク強力ナル脹起部(6)ト斷面ハ彎曲シ「タイヤ」ノ脹起部(6)ヨリモ全幅員ノ小ナル接地部(8)C(13)ト可挽外皮(1)及不擴張防漏耳(5)A(6)ノ全内表面ニ均等ニ施シタル「ゴム」混和物ノ防漏裏張(15)トノ組合セヨリ成リ而シテ前記耳(5)A(6)ニ依リテ可挽外皮(1)ヲ適當ナル金屬外皮(2)ニ接合セシムヘクセルコトヲ特徵トスル空氣入「タイヤ」

附記 一 不擴張耳(5)A(6)ヲ「タイヤ」ノ幅廣キ連續セル補強脹起部保護「リップ」A(6)B(6)ノ幅ヨリモ小トナシ最大幅ヲ有スル左右ノ脹起部保護「トップ」A(6)B(6)ヲ斷面ニテ鈍角型トナシタル請求範圍記載ノ空氣入「タイヤ」

二 不擴張耳(5)A(6)ニ連續セル波狀「ゴム」突起(7)ヲ設ケ該耳ヲ金屬外皮(2)ノ耳座上ニ氣密接合ヲ爲ス如クセル請求範圍及附記第一項記載ノ空氣入「タイヤ」



〔解説〕 特に重い荷物に耐え得る強力なゴムタイヤの構造で、空気チューブを用ひずして破裂に耐へ、且つ極めて簡單なる空気入タイヤを得んとするにある。詳細は特許明細書に記載してある。

昭和六年 實用新案出願公告第一三三三九號 第二十四類 一、管(三、管接手)

願書番號昭和六年第五二〇五號  
出願 昭和六年二月二十四日  
公告 昭和六年十一月十四日

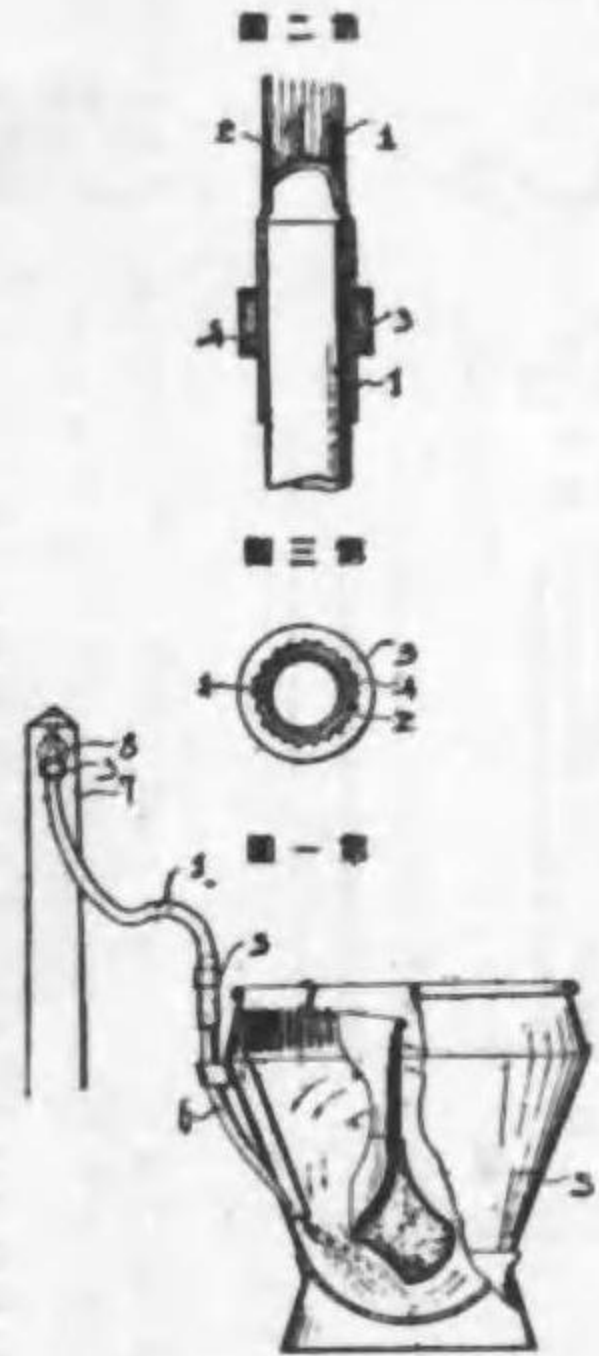
東京市小石川區駕籠町七十五番地  
出願人 考案者 澤崎 篤 治

護 謄 管

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ主トシテ水道ノ水壓ヲ利用シテ洗滌スル洗米器ニ裝着スルモノニシテ圖中(1)ハ護謄管(2)ハ該管ノ周縁ニ具フル突條ニシテ管長ノ方向ニ設ケタルモノナリ(3)ハ其兩端ニ嵌裝セル補強環ニシテ該環ハ其内徑ヲ護謄管(1)ノ外徑ヨリ少許小徑ナル肉ノ厚キ護謄管ヲ輪切リニナシ之ヲ折返シテ内外側ヲ變換シテ外側ニアリタル突條(4)ヲ内側ニ向ケシメテ護謄管(1)ノ端部ニ嵌挿スルモノトス(5)ハ適宜ノ洗米器(6)ハ其側ニ突出セル噴水嘴管(7)ハ水道栓(8)ハ其弁ナリトス

本案ハ前記セル如クナルヲ以テ緊縮護謄環(3)ハ護謄管(1)ニ嵌合シテ之ヲ緊握スルモ摺動自由ナルモノニシテ例ヘハ圖示ノ如キ洗米器(5)ト弁(8)ヲ連結スル際ニハ緊縮護謄環(3)ヲ内方ニ摺動セシメテ護謄管(1)ノ端部ヲ弁(8)及噴水嘴管(6)ニ挿セハ容易ニ嵌合スルニ緊縮護謄環(3)ヲ護謄管(1)嵌挿部上ニ摺動セシメハ護謄管(1)ハ摺手金具ヲ要セスシテ極メテ強固ニ固著セラレ甚大ナル水壓ニモ脱離又ハ漏水スル虞無ク且取外シハ前述ト反對方向ニ緊縮護謄環(3)ヲ摺動セシメハ容易ナルノ特徴アリ

本案ハ護謄管ノミニテ金具類ヲ使用スルノ要無クシテ容易適確ニ固著セシメラレ瓦斯管其他ニモ適用セシメ得ルモノナリ



〔解説〕 ゴム管のみで金具なんか使用せずには然も容易適確固著せしめ得るやう考案されたもので、ゴム環を嵌めて締めるやうになつてゐる。

第一圖はその使用状態の正面圖、第二圖は要部の擴大縱斷正面圖、第三圖は其横斷面圖である。

昭和六年 實用新案出願公告第一三三六七三號 第三十二類 六、空氣入外輪及內管

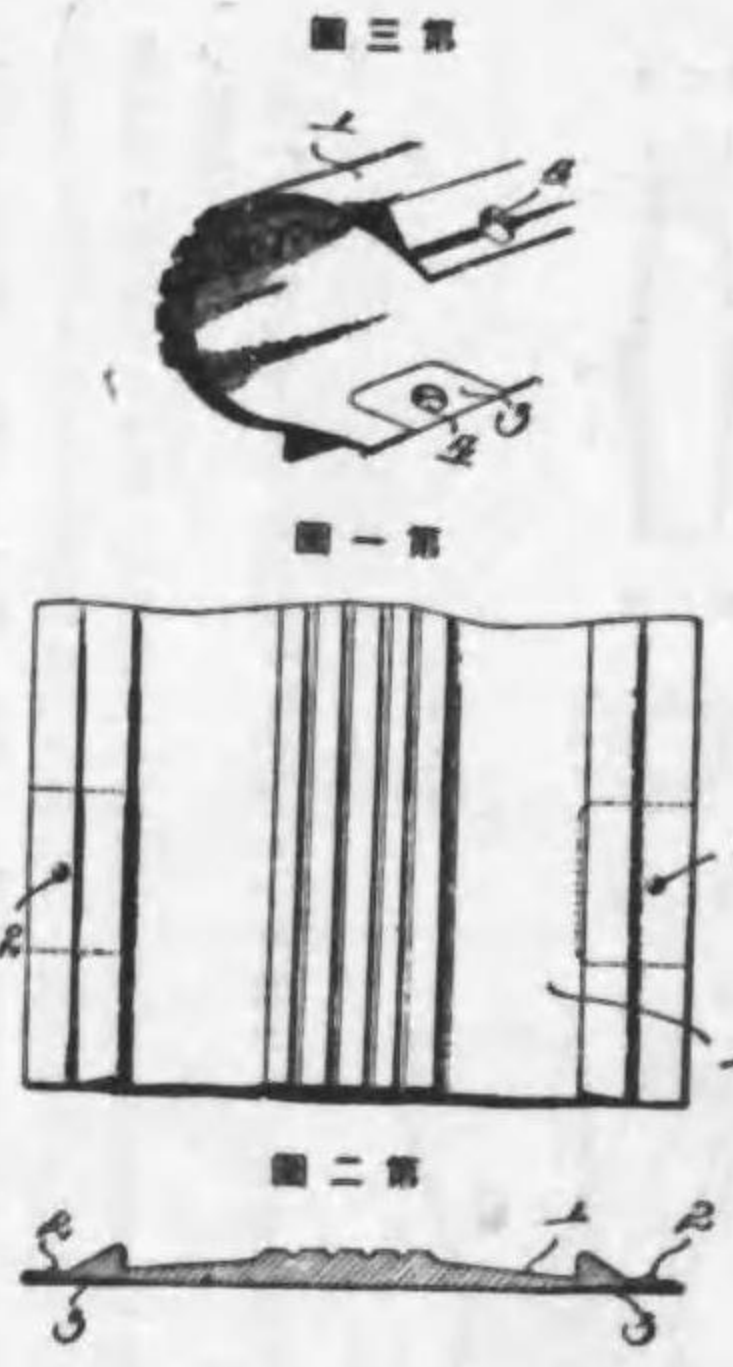
願書番號昭和五年第三四六九一號  
出願 昭和五年十二月十一日  
公告 昭和六年十一月十二日

神戸市板宿實田町三丁目四番地十六番屋敷  
考案者 兵衛 武庫郡本庄村深江二百六十九番地 好 弘  
出願人 願 人 湊 山 護謄合名會社



車輛用護謨「タイヤ」

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ「タイヤ」(1)ノ「ヴァンプ」取替部ニ於テ兩耳縁ニ相對シテ穿子標(2)ヲ設ケ其裏面ニ護謨片(3)ヲ層合セシメタルコトヲ特徴トスルモノナリ



〔解説〕「タイヤ」の左右の耳に孔を穴けヴァンプを嵌めて使用することは普通であるが、適確にその孔が

昭和六年實用新案出願公告第一三三〇三號 第四百類 五、護謨靴及護謨底製造機

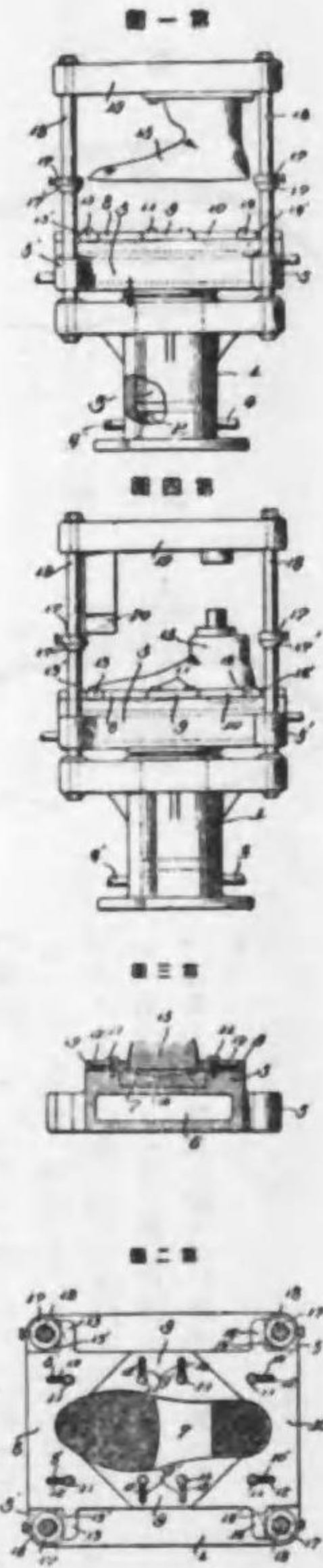
願書番號昭和五年第三八三五六號  
出願 昭和五年十二月二十九日  
公告 昭和六年十一月十六日

神戸市臨濟町三丁目二〇四二番地  
出願人 考案者 尾崎 周平

護謨底履物製造機

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

圖中(1)ハ檢査(2)ハ機臺(1)ニ設ケタル空胴(3)ハ空胴(2)内ヲ昇降スル昇降脚(4)及(4)ハ流體吹込ミ及排出管(5)ハ蒸氣加破室(6)ヲ有スル外型(7)ハ外型(5)ニ嵌合シタル底型(8)ハ外型(5)上ニ設置スル外型(5)ノ摺動版(9)ハ同上ノ側縁部型片(10)ハ同上ノ踵部型片ニシテ上面ニ夫々溝(8)(9)(10)ヲ設ケ外型(5)上ニ固植シタル爪先部型片(11)ハ芯型(12)ヲ裝備シテ各型片ヲ外方ニ押サシムヘク(13)及(14)ハ爪先部型片(8)及踵部型片(10)ノ兩端ニ突設シタル押動片(15)ハ芯型(12)ハ護謨底履物體(17)ハ機臺(1)ノ四隅ニ縱設シタル縱桿(18)ニ各々嵌着シタル誘導桿(19)ト縱桿(18)ノ頂部ニ固着シタル取付版ヲ示ス



〔解説〕「ゴム」底の突縁を履物全体に均等に壓し、その附着を良好にしむることを特徴としてゐる。作業も簡易であり且つ無理を生じない利點をも持つてゐる。第一回は押被ゴムを具備せざる履物に使用する本機の側面圖第二圖はその取替平面圖、第三圖は本機に於ける型の壓着状態を示す縱斷面圖、第四圖は押被ゴムを具備せる履物に使用する本機の側面圖である。

昭和六年實用新案出願公告第一四一五八號 第五十七類 七、打拔機

願書番號昭和六年第五五九一號  
出願 昭和六年十一月二十六日  
公告 昭和六年十一月二十四日

堺市南板町二丁目三百八十四番地  
出願人 考案者 高木 正太郎

履物「ゴム」底板穿孔機

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

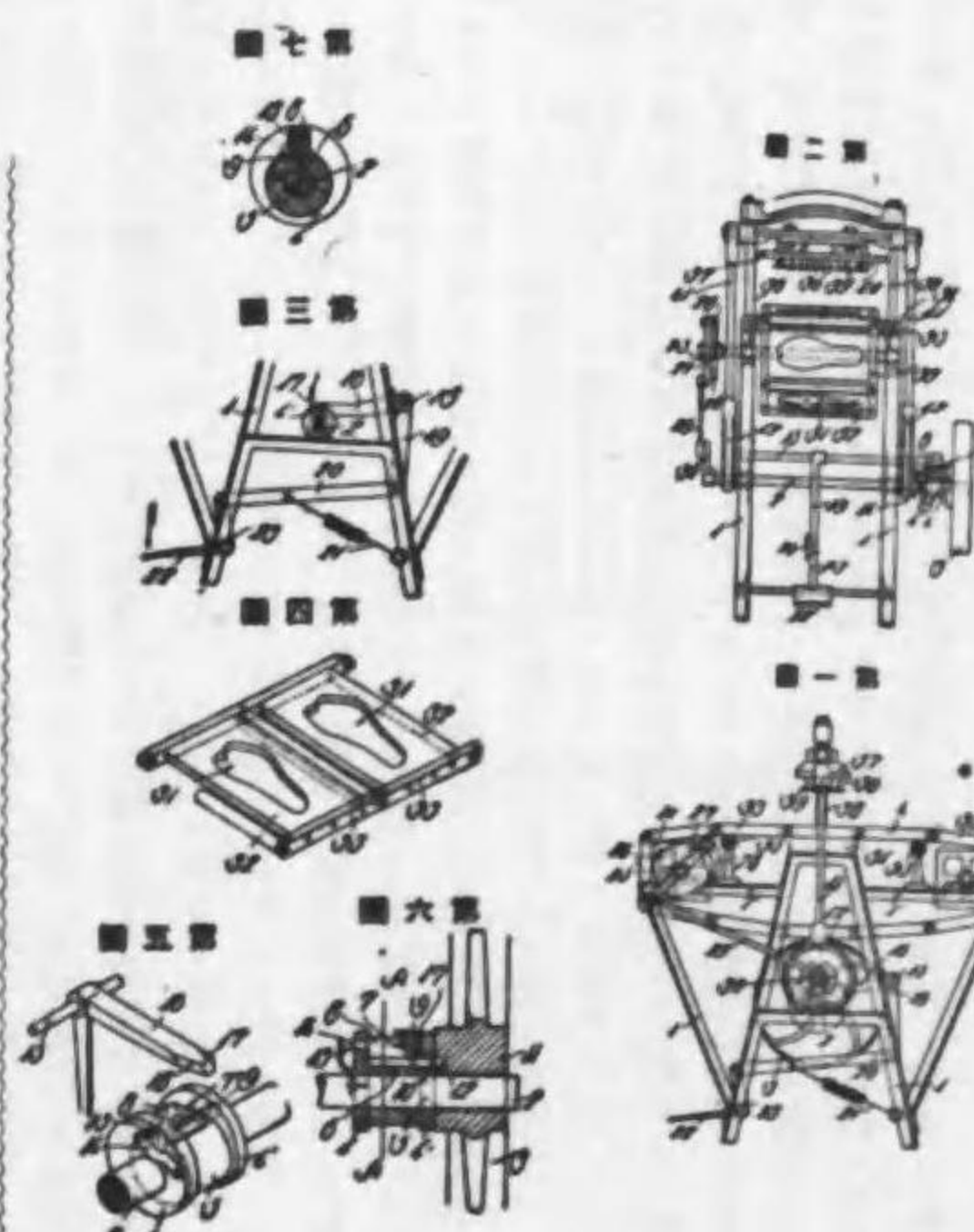
本案ハ機桿(1)ノ中央ニ迴轉主軸(2)ヲ架設シ其一端ニ調車(3)ヲ遊嵌シ更ニ該調車ニ隣接シテ錐(4)ヲ有スル筒體(5)ヲ固定シ該筒體ニ第六第七圖ニ示ス如ク溝(6)ヲ設ケ之ニ斜面(7)ヲ形成セル動子(8)ノ下方ノ止杆(9)ヲ嵌入シ其先端ヲ錐(4)ノ孔(10)ニ貫通セシメ調車(3)ノ車殼(11)ノ凹孔(12)ニ適合セシメ且ツ動子(8)ノ突入スヘカシメテ機桿(1)ニ軸(13)ヲ架シ其一端ニ動子(8)ヲ固定シ其先端(14)ニ依リ押壓シ常時止杆(9)ヲ車殼(11)ノ凹孔(12)ニ突入シ且ツ他面ヲ動子(8)ノ斜面(7)ニ適合セシムヘキ斜面(18)トナシ兩斜面カ接觸セルトキハ止杆(9)ハ車殼(11)ノ凹孔(12)中ヨリ脱出シ居リ兩斜面カ離隔スルトキハ止杆(9)ハ凹孔(12)中ニ突入シ主軸(2)ニ調車(3)ヲ結合スヘクナシ次ニ軸(15)ノ中央ニ連桿(19)ノ上端ヲ固定シ該桿ノ下端ニ連桿桿(20)ノ一端ヲ樞着シ且ツ該桿(20)ノ中央ニ下端ヲ樞着セル撥條(21)ノ上端ヲ連桿桿(20)ノ他端ヲ樞着セル一連桿桿(23)ノ一端ヲ樞着シ且ツ該桿(23)ノ先端ニ樞着セル踏板ノ踏下ニ依リ前記動子(8)ヲ動シ以テ調車(3)ヲ主軸(2)ニ固着スヘキ遊離セシムヘクナシ次ニ機桿(1)ノ上部左右ノ水平桿(1)ニ角形ノ送桿(24)ヲ架設シ左方ノ送桿(24)ノ軸(25)ノ一端ニ四個ノ齒ヲ設ケタル棘齒輪(26)ヲ固定シ更ニ軸(25)ニ搖動桿(27)ヲ嵌着シ該桿ノ上端ニ爪(28)ヲ附シ之ヲ棘齒輪(26)ニ啮合セシムヘクナシ且ツ下端ニ長キ連桿桿(29)ノ一端ヲ樞着シ該桿(29)ノ一端ニ固定セル曲柄(30)ニ樞着シ主軸(2)迴轉ニ從ヒ送桿(24)ヲ四分ノ一迴轉宛迴轉スヘカシメ更ニ該送桿(24)ノ一端ニ第四圖ニ示ス如キ「ゴム」底板嵌入凹所(31)ヲ有スル「ゴム」底入盤(32)ヲ側桿桿(33)ニ依多數鎖狀ニ連繫シテ掛渡シ無端帶狀ノ「ゴム」底入盤ノ上方中央部ノ底入盤ヲ機桿(1)ノ中央蓋盤(34)上ニ常ニ在ラシムヘクナシ且ツ受轉子(35)ニ依リ水平ニ移送セシムヘクナシ斯クテ中央蓋盤(34)ノ上方ニ多數ノ穿孔針(36)ヲ植立セル昇降盤(37)ヲ支柱(38)ニ上下自在ニ裝架シ該昇降盤(37)ノ下面ニ穿孔針(36)ヲ貫通セル平板(39)ヲ撥條(40)ニ依リ支持セシメ穿孔針(36)ノ「ゴム」底板カ穿孔針ニ附着スルヲ該平板(39)ト撥條ノ壓下ニ依リ防止セシムヘクナシ次ニ昇降盤(37)ノ兩端ニ昇降桿(41)ヲ樞着シ該桿ノ下端ヲ偏心盤(42)ニヨリ主軸(2)ニ連繫シ該偏心盤ノ作用ニ依リ昇降盤(37)ヲ動シ「ゴム」底ニ穿孔スヘカシメテ成ルモノトス

本案ハ「ゴム」履物ニ使用スル「ゴム」底板ニ空氣抜孔ヲ穿ツ機ニシテ踏板(22)ヲ一ト踏ミスルトキハ桿(23)連繫板(20)及連桿桿(19)ノ聯動ニ依リ軸(15)ヲ經テ動子(8)ノ先端(17)ハ上方ニ昇リ動子(8)ノ斜面(7)ト動子(8)ノ先端(17)ノ斜面(18)トノ接觸ハ解除セシメ調車ノ迴轉ヲ主軸ニ傳動ス而テ動子(8)ノ先端(17)ハ連繫板(20)ニ附セル撥條(21)ノ牽引ニ依リ常ニ筒體(5)ノ表面ニ接觸シツ、アルヲ以テ主軸ニ迴轉スルトキハ動子(8)ノ斜面(7)中ニ突入シ先端(17)ノ斜面(18)ト接觸シ動子(8)ヲ左方ニ移動シ止杆(9)ヲ車殼(11)ノ凹孔(12)ヨリ脱出セシメ主軸ト調車トノ結合ヲ解キ主軸ニ迴轉ヲ停止セシムルモノトス

以上ノ如ク主軸(2)ハ踏板(22)ノ踏下ニ依リ常ニ一迴轉宛迴轉スルモノニシテ今「ゴム」底入盤(32)ノ第一圖ニ示ス如ク(イ)ノ



四所(31)「ゴム」底ヲ嵌入シ置キ踏板(22)ヲ踏下スルトキハ主軸ノ廻轉ニ從ヒ曲柄(30)ハ廻轉シ搖動杆(27)ハ搖動シ爪(28)ニヨリ棘齒輪(26)ノ齒ヲ一枚移動ス從テ角形送轉子(24)ハ四分ノ一廻轉シ底入盤(32)ヲ一個移動セシメ機軸(1)ノ中央ニ設ケタル臺盤(34)上ニ來ラシム而テ該臺盤上(ヘイ)ノ底入盤カ來ルト同時ニ主軸(2)ノ一端ニ設ケタル偏心盤(42)ノ作用ニ依リ昇降杆(41)ハ降下シ上端ニ設ケタル昇降盤(37)ノ穿孔針(36)ニ依リ「ゴム」底板ハ空氣抜孔ハ穿タレテ主軸(2)ノ廻轉ニ連レ昇降盤(37)ハ上方ニ昇リ穿孔針(36)ニ附著セル「ゴム」底板ハ撥針(40)ヲタメ平板(31)ニ依リ除去セラレ斯クシテ順次底入盤(32)ニ嵌入シタル「ゴム」底ヲ移送シツ、機械的ニ穿孔スルモノナリ  
如斯本案ハ「ゴム」底入盤(32)ニ「ゴム」板ヲ嵌入シタル後踏板(1)ト踏ミニ依リ自動的ニ空氣抜孔ヲ穿孔シ他方ニ移送スル極メテ能率大ナル實用アル考案ナリ



昭和六年 實用新案出願公告第一四〇八〇號 第一百十五類 一二、巷

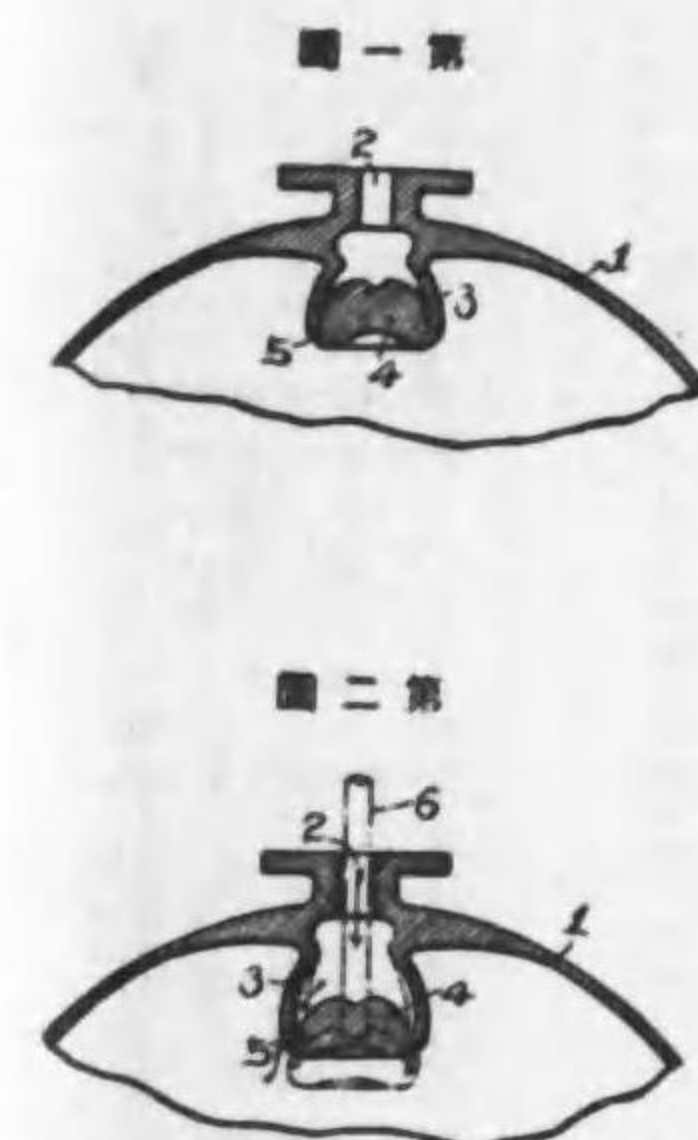
願書番號昭和六年第一二〇二號  
出願 昭和六年一月十八日  
公告 昭和六年十一月二十一日

東京市本郷區本郷五丁目十番地  
出願人 考案者 伊 東 卓 夫

「フットボール」用護謄球

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本考案ハ護謄球(1)ノ開口(2)ニ護謄袋(3)ヲ設ケ其ノ底部ニ瓣栓(4)ヲ嵌合スル如ク袋ト一體ニ作り折屈部ニ氣孔(5)ヲ開穿シタル構造ニ係リ開口(2)ヨリ空氣ヲ壓入スルトキハ護謄袋カ膨脹シ第二圖ニ示セル如ク折屈部ノ氣孔(5)カ開口シ護謄球(1)内ニ空氣ヲ充填スルコトヲ得ヘク常態ニ於テハ瓣栓(4)ノ周圍ト護謄袋(3)トカ密著シ折屈部ニ於ケル氣孔(5)ハ完全ニ閉鎖セラレシ又瓣口(2)ヨリ桿杆(6)ヲ挿入シ瓣栓(4)ヲ壓下スルトキハ護謄袋(3)ハ伸長セラレ氣孔(5)ヲ開口シ排氣ヲ自由ナラシム  
本考案ハ以上ノ如ク瓣口部ニ設ケタル護謄袋ノ膨脹伸縮ニヨリテ底部ニ於ケル瓣栓トノ間ニ氣孔ヲ開閉スヘク構成スルヲ以テ空氣壓入並ニ排氣極メテ正確且ツ瓣口ヨリ漏氣スル憂ヒナク「フットボール」トシテ頗ル實用スルモノナリ



〔解説〕 フットボール用ゴム球に空氣を入れるのに正確且つ漏氣することを若無ならしむるために特に瓣口部にゴム袋を設けたるもの、第一圖はゴム球の瓣口部断面圖、第二圖は同断面圖で空氣を壓入並に排氣の状態を示す。

昭和六年 實用新案出願公告一三七〇一號 第一百十八類 二、帶揚

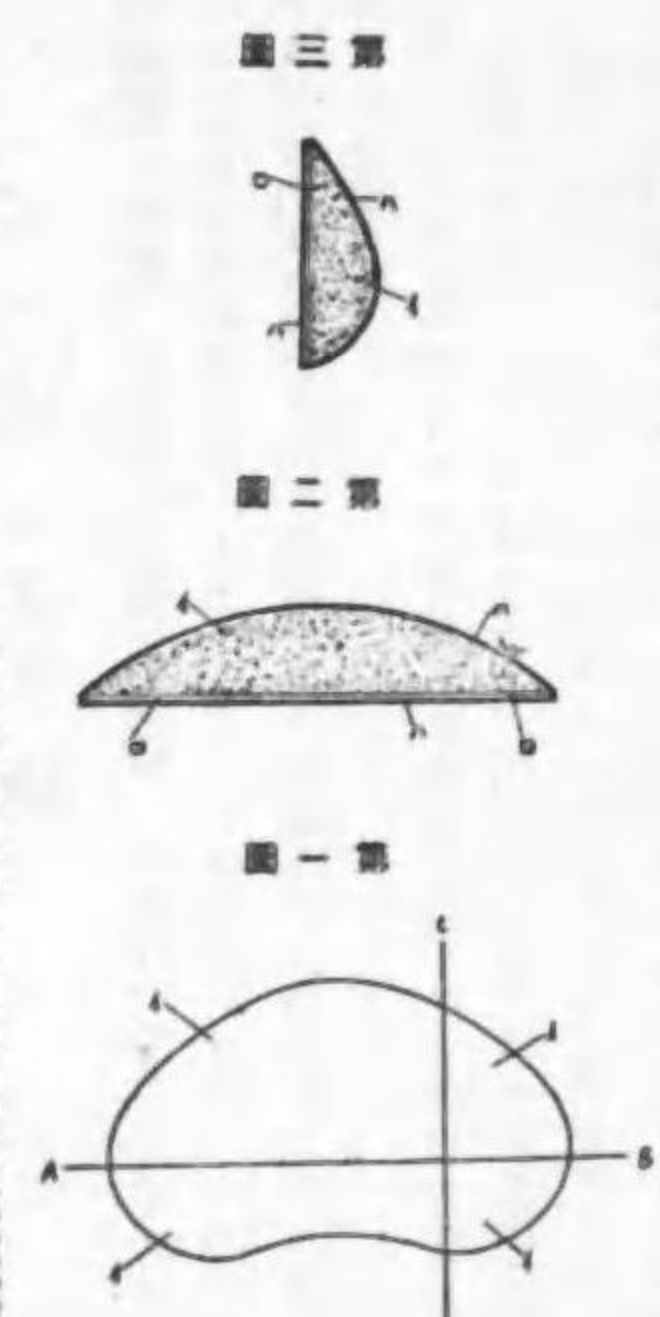
「スポンジ」護謄製帶揚芯

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本考案ハ「スポンジ」護謄又ハ「スポンジ」護謄ヲ主物トシ異質ノ輕軟ナル品ヲ混併シ貝殼狀ヲ形成セシメ布又ハ護謄或ハ同効品ニテ被覆シタル考案ニシテ圖中(イ)ハ「スポンジ」護謄又ハ「スポンジ」護謄ヲ主體トシ異質ノ輕軟ナル品ヲ混併シ貝殼狀ヲ形成セシメタルモノ(ロ)ハ優美ニ加工セル護謄又ハ厚紙亦ハ「ポリ」紙等材(ハ)ハ貝殼狀部(イ)ヲ被覆セル布又ハ護謄或ハ同効品  
本案ハ「スポンジ」護謄又ハ「スポンジ」護謄ヲ主物トシ異質ノ輕軟ナル品ヲ混併シ貝殼狀ヲ形成シ貝殼狀ノ表面ヲ布又ハ護謄或ハ同効品ヲ以テ被覆シ又貝殼狀(イ)ノ裏面ニハ輕クシテ適當ナル硬度ヲ有シ優美ニ加工セル護謄又ハ厚紙或ハ「ポリ」紙等材ヲ接着セシメタルモノニシテ在來ノ「スポンジ」護謄帶揚芯ハ貝殼狀部ヲ形成セル「スポンジ」護謄ノ優劣ニヨリ帶揚芯トシテ其ノ優劣ノ差異甚クシク不良品ノ處置ニ困難セルモノナレトモ本案ハ「スポンジ」護謄ノ外部ヲ布又ハ護謄或ハ同効品ニヨリ被覆セルタメ「スポンジ」護謄ノ優劣ニ關係ナクシテ體裁頗ル佳良ニシテ然モ「スポンジ」護謄ノ氣泡ヲ大ナラシメ輕量トナシ得ラルル効果ヲ有ス

考案相互ノ關係

本考案ヲ實施スルニハ登録實用新案第一四六八九四號ノ權利ヲ使用スルモノトス而シテ該實用新案ハ「スポンジ」護謄ニテ貝殼狀ヲ形成シ其ノ裏面ニ護謄又ハ「セルロイド」密著セシメタルモノナレトモ本案ハ「スポンジ」護謄又ハ「スポンジ」護謄ヲ主物トシ異質ノ輕軟ナル品ヲ混併シ貝殼狀ヲ形成セシメ其ノ表面ヲ布又ハ護謄或ハ同効品ニテ被覆シ貝殼狀ノ裏面ニハ優美ニ加工セル護謄又ハ「ポリ」紙等材ヲ接着セシメタルモノナリ



〔解説〕 圖に見らるゝやうに、スポンジを主体として貝殼狀に形成せしめ、その表面を布又はゴム又はそれに似た物で被覆し、貝殼狀の裏面には優美に加工したゴム又は厚紙或はポリ紙等を接着せしめた帶揚芯で第一圖は貝殼狀帶揚芯の平面圖、第二圖はA-B線に於ける断面圖、第三圖はC-D線に於ける側面圖である。

昭和六年 實用新案出願公告第一五三三三號 第六十七類 一七、彫刻器

護謄靴縫目型付器

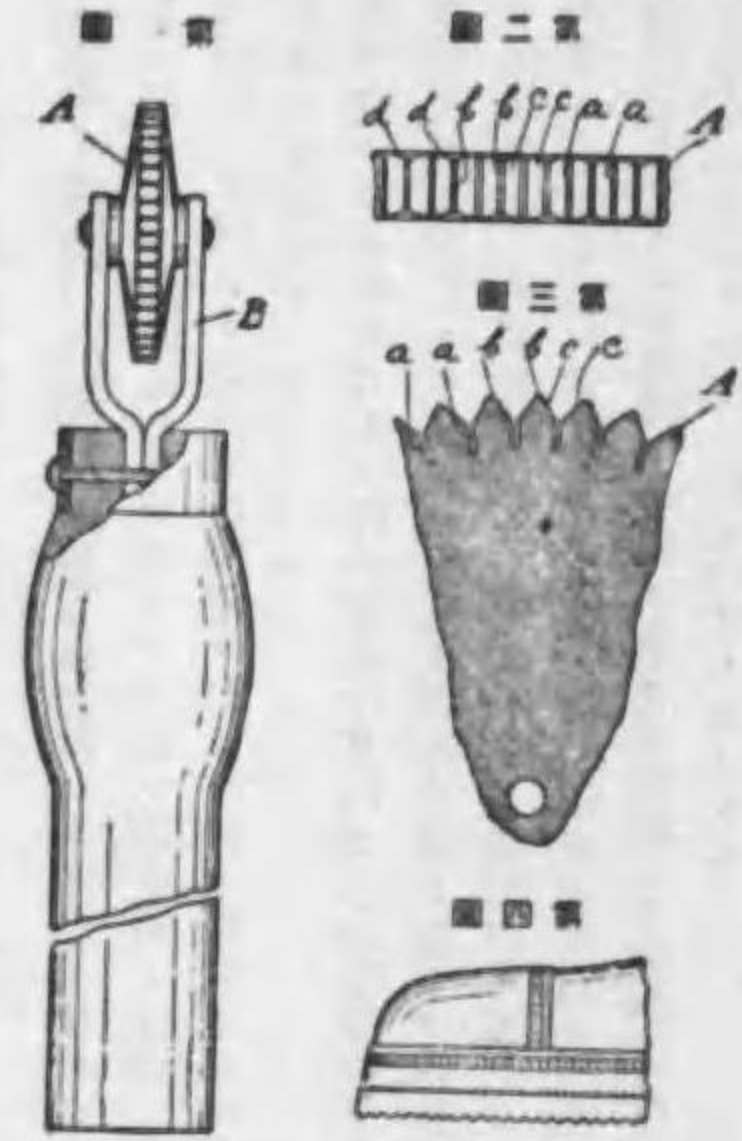
實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハU字狀頭部ヲ有スル取附金具(B)ニ架設セル齒輪子(轉)A)ノ齒ヲシテ各齒五ニ僅カナル間隔(A)ヲ有セシメ各齒ノ對接面ノ上部ハ何レモ斜狀面(C)ヲ有スル如ク削截シ頂部ノ中央ハ僅カナル平坦部(B)ヲ殘シテ断面塔狀頭部ヲ有スル如ク構成シ且該塔狀頭部ノ兩側上部ヲ一様ニ少シク削截シテ傾斜面(D)ヲ構成シタルモノナリ  
本案ハ右ノ如ク構成スルヲ以テ護謄片ヲ用ヒタル靴押被ノ所用箇所ニ本機子ヲ押壓シシツ、廻轉スレハソノ型付ハ四ノ上部平坦部(B)ニヨリ深キ溝底ヲ押捺シ齒ト齒トノ斜狀面(C)ニヨリ中央部突隆ノ塔頂型隆起部ヲ構成シ又各齒兩側ノ傾斜面(D)ニヨリ塔頂型隆起ノ兩端ヲ龜頭狀ニ表示シ以テ護謄片ニ連續セル龜甲狀突型ヲ附シ靴ノ體裁ヲ良好ナラシメ得ヘキモノニシテ本案ハ前記ノ如ク僅カナル間隔(A)ヲ存シテ突設セル各齒體ノ對接面ノ上部ヲ斜狀ニ削截シテ斜狀面(C)ヲ構成シ又齒體ノ兩側ヲ僅カニ削截シテ傾斜面(D)ヲ構成スルモノナルヲ以テソノ製作頗ル簡易ニシテ前記ノ如ク優秀ナル模様ヲ刻設シ得ル効アルモノトス

願書番號昭和六年第一六〇九九號  
出願 昭和六年八月二十一日  
公告 昭和六年十二月十二日

神戸市二ノ宮町一丁目百九番 岡 喜 之  
考案者 吉 岡 喜 之  
神戸市海岸通三丁目二番地(日産館西室)  
出願人 伊 野 泰 夫  
D・ソール合資會社





〔解説〕 ゴム靴の縫目製付器の製作を簡易ならしめ且つ非常に優秀な模様を刻し得るやう考案されたもので第一圖は本案の一部を缺載したその断面圖、第二圖は靴子面の擴大せる一部断面圖、第三圖はその中央断面圖、第四圖は本案を使用して型付をなしたゴム靴の爪先部の側面圖を示す。

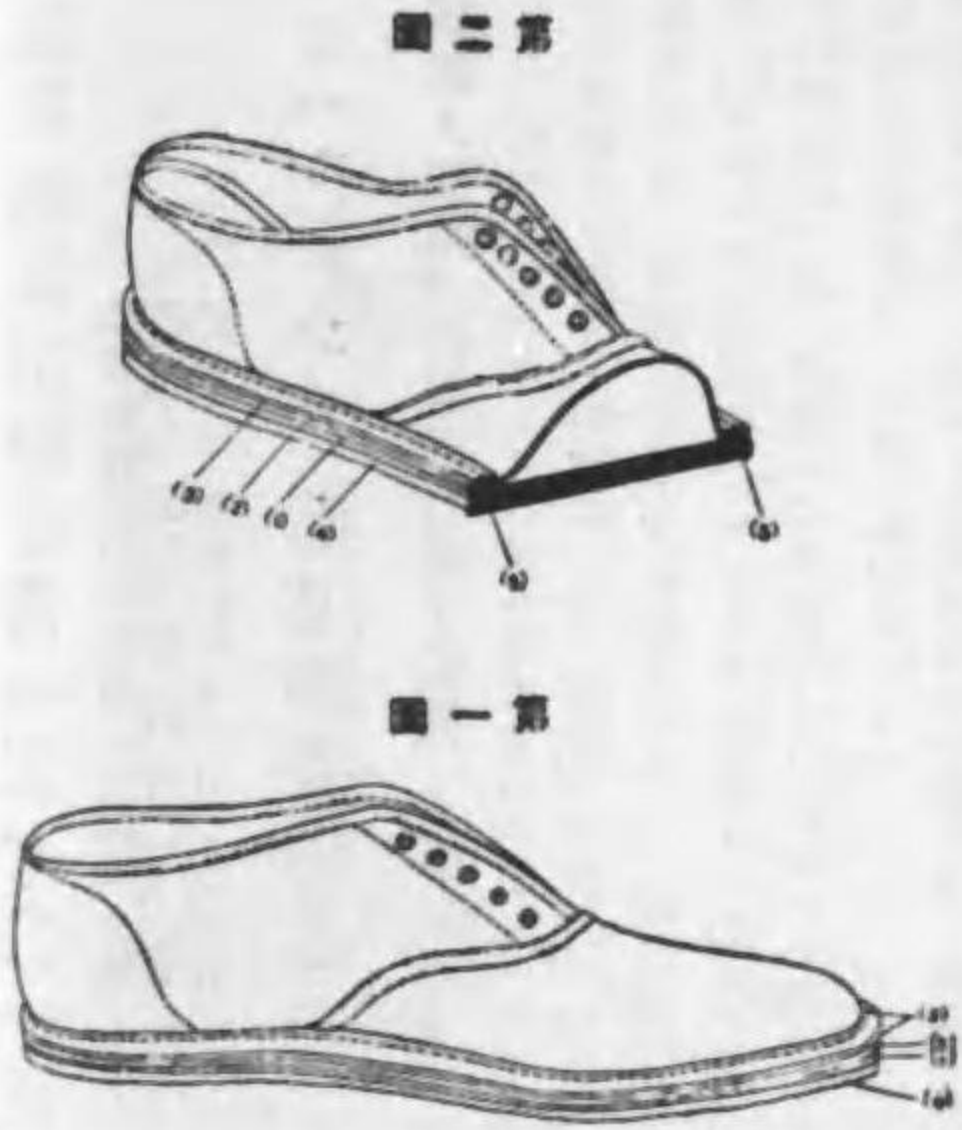
昭和六年 實用新案出願公告第一五五二〇號 第二百二十二類 一、靴

願書番號 昭和五年第七九六號  
出願 昭和五年七月十九日  
公告 昭和六年十二月十五日

兵庫縣武庫郡精道村芦屋字開森一七四番地  
考案者 山本 藤 之 助  
英國倫敦市ハムセル街十二番十二番  
出願人 ストロング、エンド、コンパニー

「ゴム」底「ズツク」靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ「ゴム」底「ズツク」製靴ノ改良ニ係ルモノニシテ上底即チ下部一面ニ薄「ゴム」板ヲ貼着シタル布(1)ノ上ニ「ズツク」(2)ヲ外側ニ延ハシテ重ネ其ノ周邊ノ上ニ「ゴム」テープ(3)又ハ「ゴム」引布「テープ」ヲ「ゴム」糊ヲ以テ貼着シ之ヲ縫合(4)ヲ以テ縫着シタル後チ上底(1)ノ下面ニ「ゴム」底(4)ヲ貼着シタル「ゴム」底「ズツク」靴ナリ  
從來ノ「ズツク」靴ハ「ズツク」(2)ヲ普通製靴法ニヨリ内側ニ折り曲ケ之ニ底部ヲ附シタル爲メ皮底ノ場合ニ於テハ良シキモ縫着ノ不便ナル「ゴム」底ハ容易ニ使用ナシ得ス其ノ爲メ通常底「ゴム」ヲ「ズツク」(2)ノ表面下部ニ貼着セシメイタルモノ貼着シタル「ゴム」ハ稍モスレハ割離シ易キ缺點アリ然ルニ本案ニヨレハ上底(1)ハ「ズツク」(2)ニ縫着セシメラレアルヲ以テ此ノ縫着シタル上底(1)ノ下面即チ薄「ゴム」板面ニ更ニ下底タル「ゴム」底ヲ貼着スルニ依リ「ゴム」底ハ全然割離スルコトナク殊ニ「ズツク」(2)ハ内側ニ折り曲ケシテ之レヲ外側ニ延ハシテ上底(1)ノ上ニ重ネ而シテ「ズツク」(2)ノ周邊ノ上ニ「ゴム」糊ヲ以テ貼着シタル「ゴム」テープ(3)トニ狭マレテ縫合(4)ニヨリ縫着ナシアルヲ以テ縫着部ハ完全ニ防水セララルノ效果著大ナルモノナリ在來ノ「ズツク」靴ニ比シ非常ニ可裁優美工程簡單シカモ堅牢ニシテ最モ實用上利便アラシメタルモノナリ



〔解説〕 底の割離することを防ぎ且つ縫着部を完全に防水せしめ得る効果がある。第一圖は本案ゴム底ズツク靴の側面圖、第二圖は断面圖である。

昭和六年 實用新案出願公告第一五五二三號 第二百二十二類 七、跣足袋

願書番號 昭和五年第二四〇七六號  
出願 昭和五年八月十八日  
公告 昭和六年十二月十五日

久留米市米屋町七〇番地  
出願人 考案者 倉 田 泰 藏

脚被ヲ具備スル履物

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ地下足袋、足袋靴等脚被ヲ具備スル履物ノ脚被(1)ト内底片(2)トノ各縁部ヲ内縫トナシコレカ縫合線(3)ノ外周ニ向ヘル縁端ヲ斜メニ切去ルコト(3)ノ如ク成形シコレニ任意ノ縫膠リヲ施コシ該切取斜面ヲ脚被(1)ノ内面ニ貼着セシメタルモノトス  
本案ハ前記ノ如ク脚被(1)ノ下端ト内底片(2)ノ外端トヲ内縫トナシ其縫合線(3)ノ外周方向ヲ斜メニ切取シテ(3)ノ如キ斜面ヲ成形シ任意ノ押へ縫膠リヲ施シテ切取シタル小口ノ崩解ヲ防止シテ該斜面ト脚被(1)ノ内面トヲ縫膠リヲ以テ緊密ニ壓着シタルモノニシテコレニ周縁保護「テープ」(4)並ニ保護底片(5)ヲ夫々貼着シ仕上ラ施スモノニシテ内縫片カ普通内縫ニ於ケルカ如ク其縫合端カ立壁狀トナリ履物ノ内腔ニ於テ皮膚ニ接觸シテ不快ヲ感スルコトヲ絕對ニ防止シ得ルノミナラス脚被(1)ノ補強材トシテ合着セル結果ヲ來シ有用ナル效果ヲ生スルモノトス



〔解説〕 脚被と内底片との各縁部を内縫にし履いても不快を感ずることなく且つ丈夫なやうに考案されたもので、第一圖、第二圖は本案の脚被を具備する履物の一部を製割した側面圖、第三圖、第四圖は要部の構造を示した擴大断面圖である。

昭和六年 實用新案出願公告第一五五二三號 第二百二十二類 一、靴

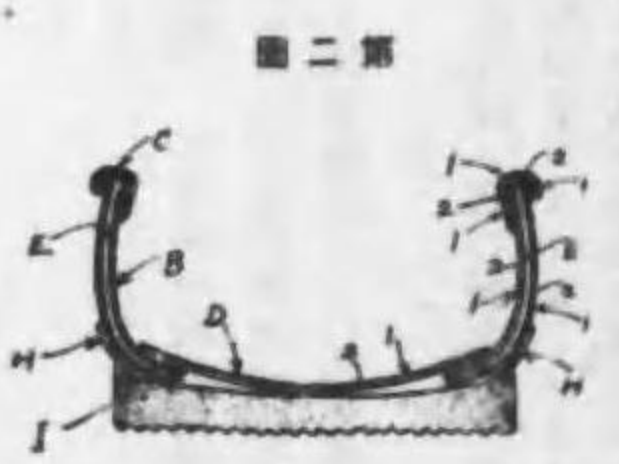
願書番號 昭和六年第七九六號  
出願 昭和五年十二月三十一日  
公告 昭和六年十二月十五日

久留米市米屋町七〇番地  
出願人 考案者 倉 田 泰 藏

護 護 底 靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ表裏兩面ニ保護液ノ塗着膜(1)ヲ成形セシメタル布片(2)ヲ截斷シテ脚被表面(A)脚被裏面(B)履口覆輪(C)内底片(D)等ヲ夫々成形シ該脚被表面(A)ト脚被裏面(B)トノ中間層ニハ保護膜(1)ヲ合着シテ履物全體ヲ成形セシメコレニ踵當保護膜片(F)爪先保護膜片(G)及周縁「テープ」(H)底保護膜片(I)ヲ貼着シ仕上ラ施セルモノトス  
本案ハ前記ノ如ク履物脚被體及内底片並ニ履口覆輪等ヲ其本來ノ芯材トシテ布片(2)ヲ用キ該布片ノ表裏兩面ニ截斷成形以前ニ於テ保護液ノ塗着膜(1)ヲ成形セシメタルモノナルヲ以テ各接合部分ノ貼着結合ニ際シテ純保護膜ノ片材ヲ使用スルコトト均等ナル工程ヲ應用シ得ルヲ以テ素地ノ儘ノ布片ヲ施行スル場合ヨリモ工程ヲ敏速ナラシメ得ルノミナラス全體成形ノ後ハ内外兩側共ニ素地ノ儘ノ布片ヲ露出スル部分ナキヲ以テ汚染スル事少ク且ツ水洗掃除ヲ自由ナラシメ得ルノ利益アルモノトス



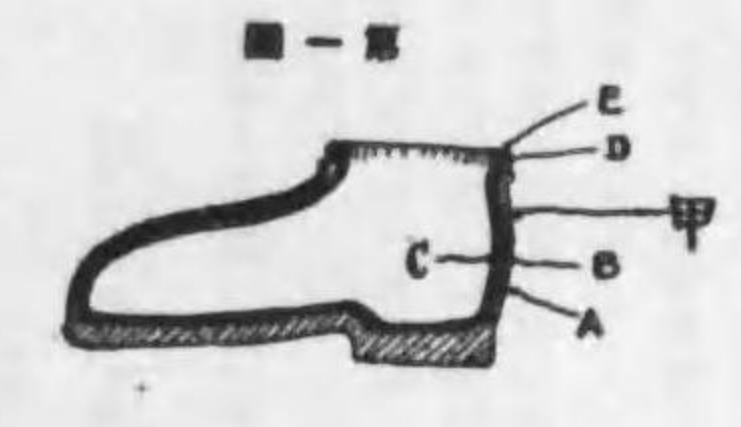


〔解説〕 表裏両面にゴム液の塗着層を成形せしめた布片を裁断して膠板、内底片等を成形し表裏膠板の間にゴム片を合着せしめたもので工程を数減らし水洗掃除を自由ならしめる特長がある。

昭和六年十一月廿八日公告  
 願書番號昭和六年第一八〇九號  
 出願 昭和六年十一月二十三日  
 公告 昭和六年十二月十五日  
 廣島市段原町三三七番地  
 出願人 考案者 片岡 英雄

「ゴム製短靴」

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ「ゴム製短靴主體甲内ニニ恰合スヘク形成シタル布片(C)ノ外周ニ薄キ「ゴム」ヲ附着シ履口縁ニ「ゴム」(D)ヲ有スル外側向ノ突縁(E)ヲ設ケテ履口ヲ皺縮セシメタル中子乙ヲ拔差自在ニ挿入シ突縁(E)ヲ主體甲ノ履口縁上ニ掛架セシメタルモノナリ  
 本案ハ上記ノ如キ構造ヲ有スルヲ以テ第一圖ニ示ス如キ状態ニ於テ之ヲ穿テ脱靴ノ際ニハ手ヲ中子ノ突縁(E)ノ後方ト主體ノ後端面ニ當テテ押下クルモノトス而シテ中子ヲ穿テタルマ、主體ヨリ脱セントスルニハ手ヲ主體ノ後端面ノミニ當テテ押下クレハ可ナリ  
 本案ハ上記ノ如ク中子ノ履口縁ニハ弾力性アル外側向ノ縁邊ヲ設ケテ之ヲ主體ノ履口縁ニ掛架セシメタルヲ以テ中子ノ履口ハ足頸ニ密着シテ雨水ノ侵入ヲ防止シ冬季ハ之ヲ保温「カバー」トシテ使用シテ便利ナルハ勿論脱靴ノ際中子履口ノ突縁ハ手ヲ掛クルニ便ニシテ脱靴ヲ容易ナラシメ得ルモノトス



〔解説〕 丁度保温カバーのやうに簡単に履いたり脱いだり出来るやう履口を弾力性にしたゴム靴で第一圖はその縦斷面圖、第二圖は中子の側面圖である。

特許出願公告第四八八六號  
 (昭和六年十二月廿八日公告)  
 護謄草履製造方法  
 廣島市三篠町大字楠木五三番ノ一  
 出願人 西川 文二

本發明は昭和五年特許願第一〇〇九七號の方法を改良せるもので、前の特許方法によると、草履体と鼻緒体とは一体に構成せられてゐるが、その鼻緒の兩端が分離し従つて金線等で兩端上方を締括して鼻緒の装着をなしたものであるが、これは手数を要するは勿論往々にしてその一端が抜け易き締括部にて足指を擦傷する欠点があつたので之を改良したのが即ち本發明である。鼻緒と前緒とを一体にし且つT字形にして其兩端に鈎部を有する前緒を構成してあるから鼻緒の装着に手数を要せず脱けることなく且つ堅牢である特徴を有する。

實用新案出願公告第一四三三六號  
 (昭和六年十一月廿五日公告)  
 車輛ゴムチューブ  
 東京市本郷區追分町七〇  
 出願人 濱田 勝藏

數枚のゴム層より成るチューブの貼合部を各層毎に階段式に作り兩方を貼合して丁度一体に噛み合すことの出来るやうにし以てその貼着を確實にて頗る堅牢ならしめ且接目を薄く出来るやうに工夫してある。

實用新案出願公告第一四四三三號  
 (昭和六年十一月廿八日公告)  
 チューブ保護輪  
 東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町八二五  
 出願人 金澤 勝之助

本案は防水布の外側の内側にアスファルト塗料層を設け其間に動植物性纖維を貼着せしめたもので、斯うして作つた保護輪をタイヤとチューブとの中間に装置するとチューブを包被するからタイヤに突き刺さつた硝子破片や釘などがタイヤ内に潜入する恐れがなく従つてパンクを未然に防ぎ、適度の弾力を保持してチューブの持久力を増大ならしむる利益がある。

實用新案出願公告第一四四七七號  
 (昭和六年十一月廿八日公告)  
 靴  
 大阪府浪速區榮町三丁目一八  
 出願人 岩井 萬之助

本考案は甲皮の周縁を中底皮の裏面に折曲げ、之を細革と共に核中底皮の周縁に釘着又は縫着し半球狀凹陷を凹設し中程内部に金層製又は木製の弾片を加硫密着せしめたゴム底を當

て更に其の下面に普通の表底皮を當て之をゴム底と共に細革に縫着して作つた靴で、絶対に水の浸入を防止し得るのみならず足の感觸を良くし且つ疲勞を減小せしめ得る効果がある

實用新案出願公告第一四五三六號  
 (昭和六年十一月卅日公告)  
 指サツク  
 徳島縣那賀郡見能林村大字答島  
 出願人 峯正夫

本案は全面に小孔を穿つたゴム製指サツクの指の關節部に菱形の孔を設け以て關節の運動を自由ならしめサツクの脱落を防ぐ等の特徴を有し極めて感じよく事務用作業用に使用して効果あるものである。

實用新案出願公告第一四五四二號  
 (昭和六年十一月卅日公告)  
 表面ニゴム層ヲ有スルベニヤ板  
 東京府南葛飾郡寺島町請地  
 出願人 伊東 彌

本案は三枚以上の板を重ね貼付して成るベニヤ板とゴム薄板との間に接着ゴム層を介在密着し壓搾器で壓搾し之を蒸氣其他の熱で加硫合着して成るもので、廉價なベニヤ板の表面にゴム糊を塗布して更に之にゴム薄板を貼つたものであるから製品はゴム板、エポナイト板の代用として使用することが出来る且つ反りを生ずる憂ひもなく電氣の絶縁体としてラジオ箱等の製作に用ひて廉く上がる。

實用新案出願公告第一四五八四號  
 (昭和六年十一月一日公告)  
 襪カバ  
 東京市芝區白金三光町四八六  
 出願人 北條 勝豊

本案はゴム製の襪カバに於て小兒の腰部がかむれることの無いやうに考案されたもので、一枚の布の上端は幅を狭くし上下兩端を合致せしめた時腰部の兩側に風通の孔を構成し得るやうに布に切込部を設けてある。

實用新案出願公告第一五二四八號  
 (昭和六年十一月十一日公告)  
 布入護謄パツキング  
 大阪西區末吉橋通四丁目三八  
 出願人 内田 甚藏

従来の布入ゴムパツキングに於てゴム中に數外の布片を斷面に對し對角線方向に並列する如く介在せしめて之を縫付する際に氣密又は水密の目的を先分に達することの出来るやうに考案されてある。



實用新案出願公告第一五三七三號

(昭和六年十二月二十二日公告)

印刷用ゴムローラ

東京府在原郡大崎町大字上大崎  
出願人 古野重次郎

本考案は芯軸に軟性ゴムを纏着しローラー体を形成せしめ其  
両端に未加硫エポナイトを纏着し之れを加硫化せしめて  
後旋盤及びグラインダーを以て其のローラ面を圓滑の状態に  
上ぐると共に其の両端のエポナイト部を狀然に削成して成る  
もので印刷鮮明に然も使用耐久なる効果を有す。

實用新案出願公告第一五四五六號

(昭和六年十二月十四日公告)

スポンチ布團

廣島市三徳町大字楠木  
出願人 西川文二

方形又は長方形袋体中に断面橢圓形にして中空又は中空なら  
ざるスポンヂゴム棒を適宜個數横列に挿入し、各スポンチゴ  
ム棒間に隔衣を設け袋体の全周縁を縫着して成るスポンチ布  
團の考案で一枚の平面ゴム板より成るものに比し弾力性を有  
し敷心地の良いことは勿論、敷布團の如き大形のものになつ  
て容易に折疊み出来る特徴を持つてゐる。

實用新案出願公告第一五五二二號

(昭和六年十二月十五日公告)

地下足袋

和歌山海草郡西脇野村字西ノ庄  
出願人 武田貢

本案は自動車のタイヤの古品を利用して地下足袋を作るべ  
く工夫したもので、土踏まずの部分はチューブの古品を裂き  
續けて適宜の形状に裁断して使用し、その前後の部分にはタ  
イヤの古品を使用するもので、内底とゴム板との縫目を密  
着せしめたのと又底と又底と側布との縫合目を耐水性塗料で  
塗装した爲め底の裏面が若干減損しても雨水等の浸入するこ  
となく履心地も良好である。

實用新案出願公告第一五五七九號

(昭和六年十二月十七日公告)

ゴム長靴

廣島市段原町一九四  
出願人 片岡英雄

ゴム長靴の内面に象つた外側布と内側布とをゴム糊を以て中  
重ねて中間にゴム層を形成せしめた中子を長靴内に挿差自在  
に收納して成るゴム長靴で、中子だけを取出して容易に洗濯  
し得るやう考案されてゐる。

實用新案出願公告第一六〇五號

(昭和六年十二月二十七日公告)

ゴム靴

東京府在原郡世田谷町下北澤  
出願人 岡田政吉

ゴム長靴を履いて極めて緊密に脚を狹窄し以て履口から雨水  
などの靴内に浸入することを防ぐために、履口の内側縁に該  
口の内周縁を水平に掩ふ頂片及小徑の挿入孔を具ふる如き薄  
いゴム板製狹窄環の下部部を貼着せしめたものである。

實用新案出願公告第一五八八一號

(昭和六年十二月廿二日公告)

護謨タイヤ

兵庫縣明石郡垂水一八五ノ一  
東陽ゴム合資會社内  
出願人 島田基助

従来のタイヤは其の識別に便するため幅面に浮彫でマー  
クなどを現はしたものであるが、これは磨滅につれて消滅す  
る憂ひがあるので、タイヤの幅面を透明ゴム層で作りの  
直下に文字又は記載せる表示板を介在接合せしめた考案で  
ある。

實用新案出願公告第一五八五四號

(昭和六年十二月廿二日公告)

スポンチ護謨敷布團

東京府在原郡世田谷町下北澤  
出願人 山田善三郎

本案は敷布團として最も肝要な外皮の洗濯又は消毒に際し着  
脱を容易になし且つ折疊み困難なるスポンヂゴムの折疊みを  
容易になす爲に數箇に分割せられたスポンヂゴムを接合して  
一定の敷布團となし側面に出し入れ口を設けてあるものであ  
る。

實用新案出願公告第一五九五一號

(昭和六年十二月廿四日公告)

小兒用浮袋

大阪市東成區中本町一七九  
出願人 陸田竹治郎

本案はゴム又は防水劑を塗着した材料を以て左右翼形を連續  
せしめて中空に構成し、其の連續部の中心に翼と略同一程度  
の長さとなしたる鳥類を中空として連續せしめその下面に空  
氣注入管を具へて成るもので、空氣の充實及排出を迅速に行  
はしめると同時に兩翼を右左腋下に挿んで遊泳すれば浮揚力  
を助け初心者や兒童にも非常に欣ばれ、又疲れた時は身体  
を仰起し、頭部を双手で握持するときは容易に疲れを醫する  
ことも出来る効果多い考案である。

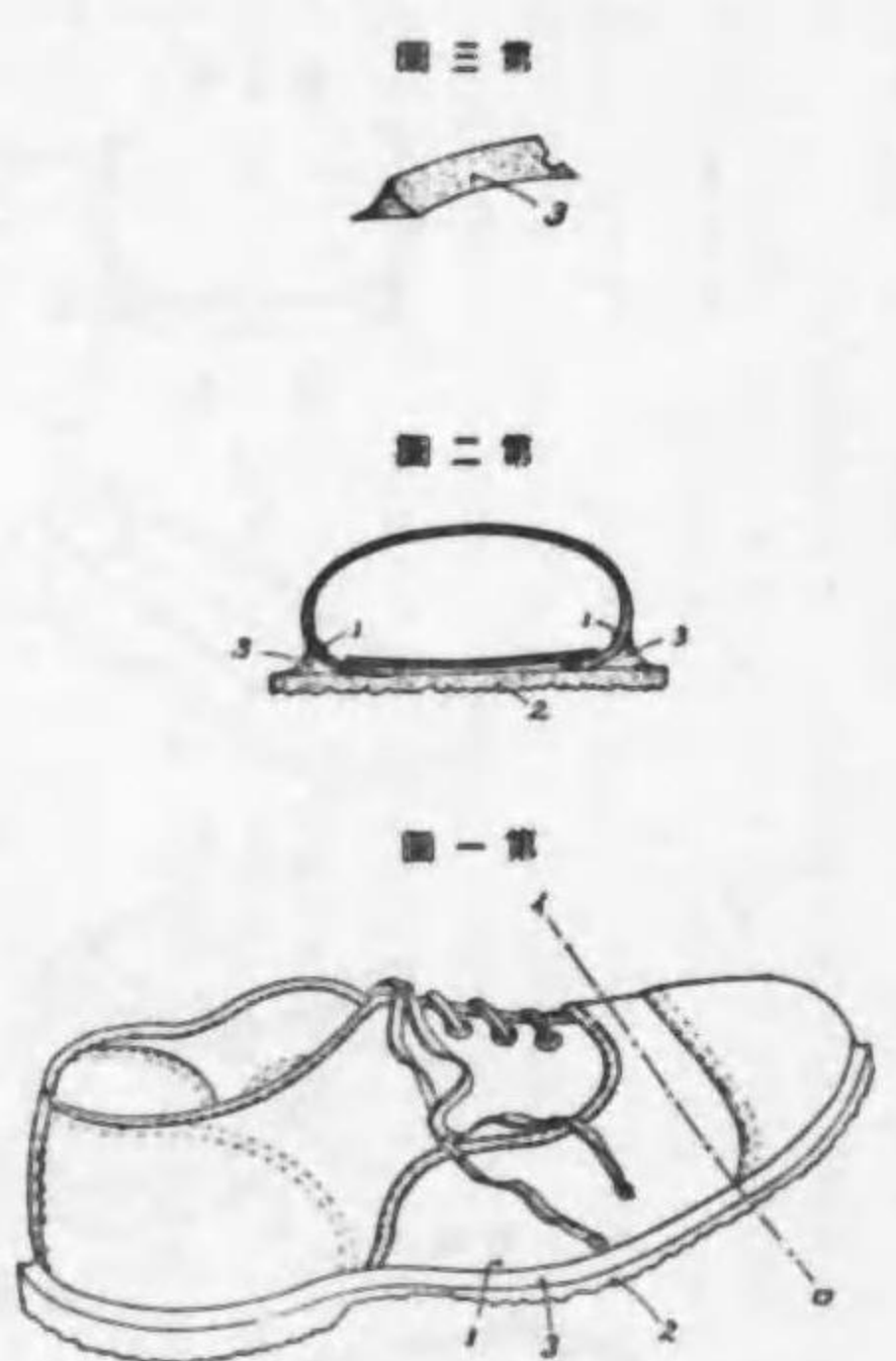
實用新案出願公告第一五五七六號

昭和六年十二月十七日公告

護謨底靴

久留米市米屋町七十番地  
出願人 倉田泰藏

本考案ハ護謨底靴ノ膠被ノ下部周縁(1)ト護謨底(2)トノ成形スル靴ノ外周ニ於ケ  
ル楔子型ノ間隙ニ断面楔狀ヲ形成セル粘着力強キ護謨條(3)ヲ以テ斜面ヲ形成スル楔充墳貼着セシメタルモノナリ  
本考案ニ依レハ前記ノ如ク護謨底片(2)ノ周縁突出端ト膠被ノ下部周縁(1)トノ兩者間ニ成形スル断面楔子型ノ間隙ニ三角  
又ハ不等邊四角ニ類似セル断面ヲ呈スルトコロノ角面ヲ有スル粘着力強キ護謨條(3)ヲ以テ斜面ヲ形成スル楔充墳シ貼着  
ヲ行ヒタルモノナルヲ以テ靴全體ニ對シテ外周護謨部分ヲ強固ナラシメ又該護謨條(3)ノ外壁面ニ依リ成形スル斜面ノ  
タメニ外觀ヲ壯重ナラシメ砂塵及泥土ノ侵入停滯ヲ防止シ得ヘキ効果アルハ勿論從來ノ縁出シノミノ粘着「ゴム」底靴  
ハ「ゴム」底ノ縁端カ他物ト激衝又ハ踏ミニシリタルノミニテモ往々剝離スル缺點アリタルモ本案ハ充墳「ゴム」條ヲ  
シテ膠被ニ強着セシメタルヲ以テ「ゴム」底ノ粘着ヲ完全ニシ又斜面ニヨリテ他物トノ引掛リヲナクシタルヲ以テ前述  
ノ如キ缺點ヲ除キ得ルヲ本案ノ特長トス



〔解説〕 第三圖のやうな粘着力の強い  
ゴム條を、膠被の下部と底との間の凹み  
へ第二圖に示すやうに充墳し貼着せしめ  
たもので以て体裁よく強靱ならしめ且つ  
砂や土がその間に停滯することを防ぎ得  
る特長がある。

Advertisement for 'Kakumaru' (カカマル) shoes. It features a central image of a shoe with a sunburst logo and the text 'カカマル' repeated in circles. The main text reads '類似品多し! 此のマークこそ眞備品!!' (Many imitations! Only this mark is the real thing!!). At the bottom, it lists '上田兵衛商店' (Ueda Heiemon Store) and '大阪西區沙町五丁目' (5-chome, Sashimachi, West Ward, Osaka).



昭和六年 實用新案出願公告第一五五八二號 第二百二十二類 一、靴

願書番號 昭和六年第六一八號  
出願 昭和五年十二月三十一日  
公告 昭和六年十二月十七日

久留米市米屋市七十番地  
出願人 考案者 倉田 泰藏

護 謨 底 靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本考案ハ馬蹄型ニ裁斷シタル護謨片(1)ニ合着セル同型ノ裏布片(2)ハ其兩脚部分ヲ短縮シテ斜狀(3)ニ切除シタルモノトナシ兩者ヲ貼合シテ脚被ヲ成形セシメ以テ其踵部分ニ相當スル位置ニハ前記斜狀(3)部分ノ爲メニ裏布片(2)カ缺如セル部分ニ梯形ノ當護謨片(4)ヲ貼被シコレカ上縁ヲ外方ニ曲返ヘシ履輪狀ヲ成形セシメ任意ノ内底(5)及底護謨片(6)ヲ取著ケ仕上ヲ施スモノトス

本考案ハ脚被ノ外側並ニ履口縁ノ外周ハミミ片(1)ニヨリテ成形セラレ該脚被ノ内側ノ大部分ハ裏布片(2)ヲ合着スト雖モ屈伸力ヲ要スル部分ニハ裏布片(2)ヲ有セサルヲ便トスルヲ以テ履用並ニ脱却ニ際シテ最モ伸縮ヲ要スル部分即チ踵部分ニハ該裏布片(2)ヲ缺如セシメ代用トシテ當護謨片(4)ヲ被覆セルヲ以テ前記ノ如ク使用ニ便シ加之「アキレス」筋下端ノ觸感ヲ良好ナラシムルノ效アルモノトス



〔解説〕 馬蹄型に裁斷したゴム片に合着せる同型の裏布片は其兩脚部分を短縮して斜狀に切つたものとし兩者を貼合して脚被を形成せしめ、踵部分には裏布片を缺如せしめた代りにゴム片を被覆して使用に際し觸感を良好なしめるべく工夫されてある。第一圖は本案ゴム靴の斜斷面第二圖は其の縱斷正面圖、第三圖は踵部分を示した裁斷斜斷面第四圖第五圖は裁斷脚被片並に護謨片を示した斜斷面である。

昭和六年 實用新案出願公告第一五五九一號 第二百二十二類 一、靴

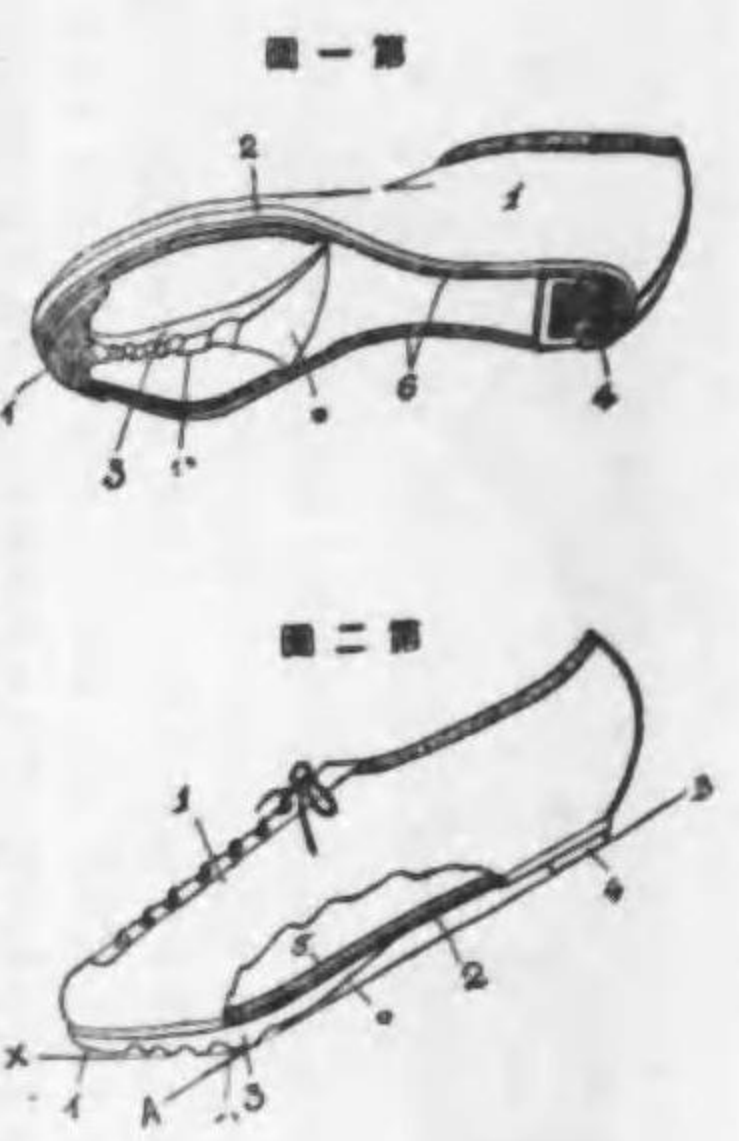
願書番號 昭和六年第六一八號  
出願 昭和六年三月四日  
公告 昭和六年十二月十七日

東京府北豐島郡南千住町一丁目五十三番地  
出願人 考案者 向山 鐵次郎

「ランニング」靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ爪先部ヨリ土不踏部ノ前方ニ至ル下面中央部ニ兩端ニ至ルニ從ヒ漸次廣ク且低クナシタル隆條ヲ形成セシメタル護謨製靴底ヲ脚皮ニ縫着シタルコトヲ特長トス「ランニング」靴ノ構造ニ係ルモノニシテ圖ニ於テ(1)ハ脚皮(2)ハ爪先部ヨリ土不踏部ノ稍前方ニ至ル下面中央部ニ兩端(イ及ロ)ニ至ルニ從ヒ漸次廣ク且低クナシタル隆條(3)ヲ設ケテナル護謨製靴底(4)ハ踵部(5)ハ稍硬質ノ革製中底(6)ハ縫絲ヲ示スモノトス

本案「ランニング」靴ハ以上ノ如ク護謨製靴底ナルヲ以テ廉價ニ製シ得ラルノミナラス彈性ヲ有シ而モ下部中央ニ前記ノ如ク隆條(3)ヲ設ケタルカ故ニ長距離競争或ハ普通歩行ノ如ク比較的緩カニ進行スル場合ニ於テハ(A)Bニ示スカ如ク踵部(4)ト隆條(3)ノ幅廣ク且低キ部分(ロ)トカ地面ニ接スルカ爲メ歩行安定ニシテ何等ノ不便ナク又疾行ノ際爪立テノ狀態トナルトキハ幅廣ク且高キ部分(ハ)ノミカ(X)Y線ニ示スカ如ク地面ニ接スルヲ以テ足ノ跳返シ能ク且彈撥力ニ富ミ從テ輕快ニ疾行シ得ル特徴アルモノナリ



〔解説〕 ランニング靴として疾行の際爪立ての状態になるを特に考慮し、足の跳れ返りを非常によくするやうに工夫されたもので、爪先部から土フマズの前方に至るまでの間を漸次廣くし且つ低くしたる隆條を形成せしめてある。

昭和六年 實用新案出願公告第一五六一九號 第四百類 七、護謨「タイヤ」製造機

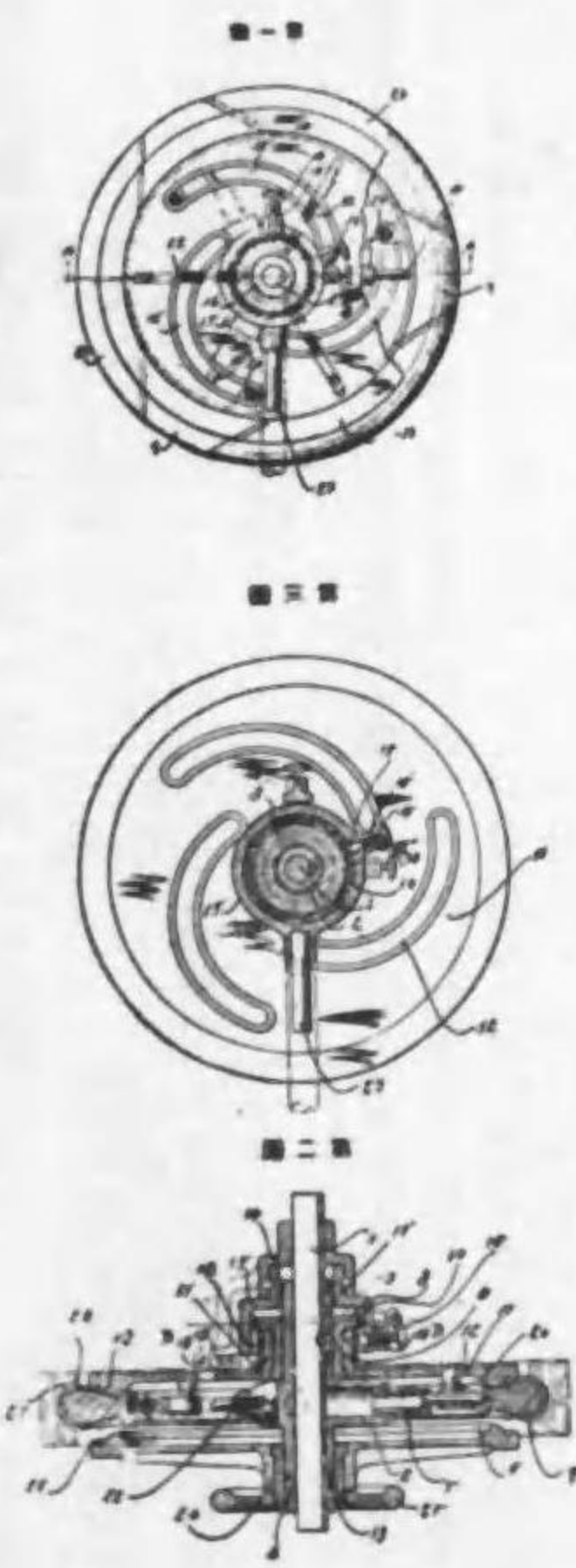
願書番號 昭和六年第六一八號  
出願 昭和六年十二月十七日  
公告 昭和六年十二月十七日

大阪市港區北境川町三丁目八十一番地  
住谷製作所内  
出願人 考案者 住谷 乙松

タイヤ、プレツス

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 圖面中(1)ハ軸(2)ハ軸(1)ニ取著シタル主第ニシテ軸(1)ニ並行シタル部分ノ外面ニ螺旋(3)ヲ刻ス(4)ハ主第(2)内ニ收メタル副第(6)ハ副第(5)内ニ收容シタル「ピストン」(7)ハ「ピストン」(6)ニ取著ケタル錠狀雄型(8)ハ主第(2)ノ螺旋(3)ヲ設ケタル部分ニ螺旋セシメタル昇降第ニシテ上端ニ鈎(9)ヲ附シ該鈎ノ側面ニ齒輪(10)ヲ形成セシム(11)ハ任意數ノ導溝(12)ヲ穿チタル廻動版ニシテ中央ノ突出シタル筒狀部(11)ヲ昇降第(8)ノ側面ニ取著ス(12)ハ廻動版(11)ノ筒狀部(11)ノ外面ニ設ケタル齒輪(13)ノ廻動版(11)ノ周端内部ヲ凹刻シテ形成シタル側面押壓型(14)ハ軸(1)ニ取著シタル冠第(15)ハ冠第(14)ノ内面ニ遊動スベク上端ヲ取著シタル廻動版(16)ハ廻動版(15)ヲ挿通シタル栓ニシテ之ニ彈機(16)ヲ附シ先端ニ爪(17)ヲ形成セシメテ齒輪(10)ニ連結自在ナラシム(18)ハ廻動版(14)ヲ挿通シタル栓ニシテ之ヲ彈機(18)ヲ附シ先端ニ爪(19)ヲ形成セシメテ齒輪(12)ニ連結自在ナラシム(20)ハ錠狀雄型(7)ニ設ケタル突腕ニシテ廻動版(11)ノ導溝(12)内ニ嵌挿ス(21)ハ彈機(22)ニ依リ常ニ内方中心ニ牽引セラルル原狀雄型(23)ハ廻動版(15)ニ取著セル把手(24)ハ主第(2)ノ螺旋(4)ヲ設ケタル部分ニ螺旋セシメタル上下第(25)ハ上下第(24)ニ取著セル把手環(26)ハ側面押壓型(27)ハ雄型(7)ニ適合スル雌型(28)ハ「タイヤ」ヲ示ス而シテ錠狀雄型(7)ト原狀雄型(21)ノ左右各側面ハ五ニ凹凸狀ニ切り缺キ摺動自在ニ關着ス

本案ヲ使用スルハ第二圖ニ示ス如ク周圍ニ雌型(27)ヲ裝置シ其ノ型(27)内ニ半製「タイヤ」(布ニ生「ゴム」ヲ施シタルモノ)ニ(28)ヲ嵌挿シ置キ爪(19)ト齒輪(12)トヲ連結シ置キ爪(17)ト齒輪(10)トノ連結ヲ解キテ把手(23)ヲ挿持シ之ヲ或一定方向ニ廻動スルモノトス然ルトキハ廻動版(11)ハ廻轉シ突腕(20)ハ導溝(12)ノ一端ヨリ他端ニ至ルカ爲副第(5)ハ主第(2)内ヨリ「ピストン」(6)ハ副第(5)内ヨリ押し出サレテ伸張シ從テ錠狀雄型(7)ハ外方ニ押しサレテニ原狀雄型(21)モ亦彈機(22)ノ牽引力ニ抗シテ外方ニ押しサレニ至リ各雄型ハ圓環狀ヲ構成シテ其外周端部ハ雌型(27)内ニ嵌挿ス而シテ爪(17)ト齒輪(10)トヲ連結シ爪(19)ト齒輪(12)トノ連結ヲ解キテ把手(23)ヲ挿持シテ或一定方向ニ廻動スレハ上下第(24)ハ上昇スルカ故ニ側面押壓型(7)型(13)ハ各雄型(7)ノ側面ニ接著シ且把テ環(25)ヲ廻動スレハ上下第(24)ハ上昇スルカ故ニ側面押壓型(26)モ亦各雄型(7)ノ側面ニ接著シ雌型(27)ト各雄型(7)ニ依リ任意ノ模様ヲ「タイヤ」面ニ現出スヘク各雄型(7)ニ(21)ト側面押壓型(13)ニ依リ「リム」ニ喰込ムヘキ「タイヤ」ノ耳部ヲ整形スヘク而シテ後前記ト反對ノ操作ヲ順次行フトキハ各型ハ原狀ニ復歸シ「タイヤ」ヲ取り外シ得ヘク簡單ナル操作ニ依リ其ノ目的ヲ達シ得ル甚タ實用的考案ナリトス





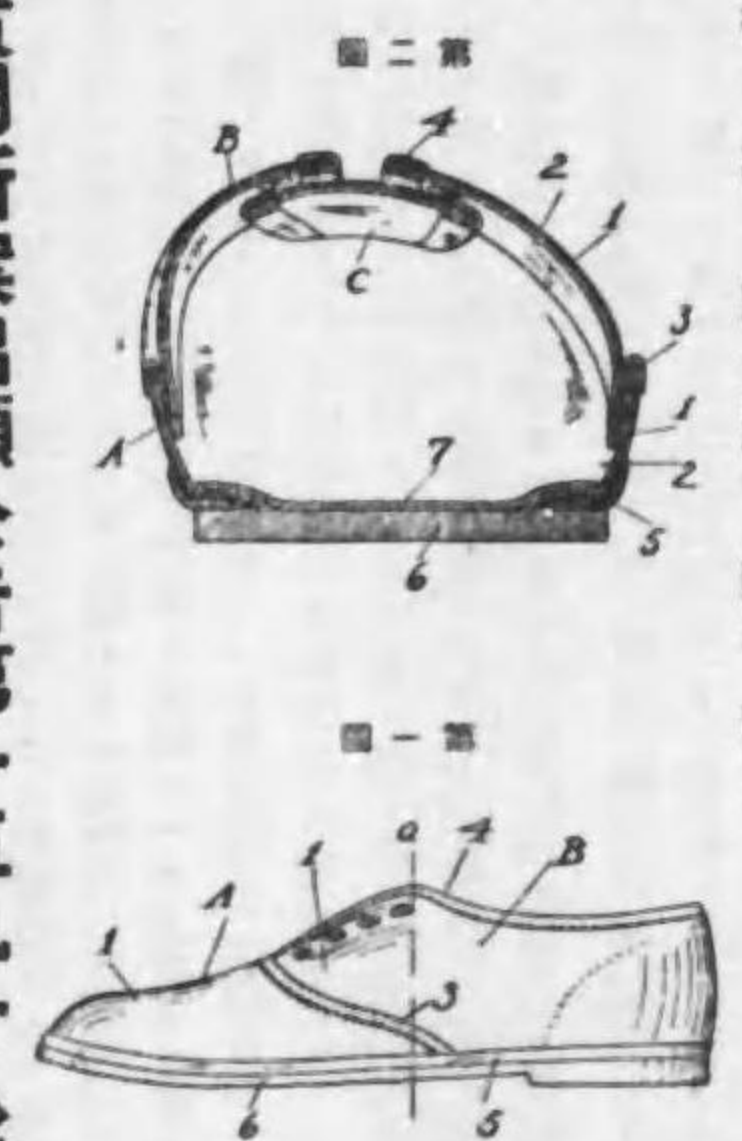
昭和六年 實用新案出願公告第一五九三三號 第四十六類 七、冷温器

願書番號昭和六年七月二十二日  
出願 昭和六年三月五日  
公告 昭和六年十二月二十四日

願書番號昭和六年十一月二十一日  
出願 昭和六年十二月十九日  
公告 昭和六年十二月十九日

### 運動靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ薄護膜版(1)ト「グツク」布(2)トヲ互ニ重着セシメタルモノヲ前部押被(A)及後部押被(B)ニ適スル如ク裁断シ各押被ノ縫着部ハ前部押被(A)ノ縁邊ニ縫取布(3)ヲ先ツ縫着シテ該部ヲ後部押被ノ縁邊ニ重ネテ兩者(A)(B)ヲ互ニ縫着セシメ次ニ後部押被(B)ノ穿口縁邊ニ縫取布(4)ヲ縫着シ前後押被(A)(B)ノ周縁外部ニ護膜「テープ」(5)ヲ貼着シテソノ縁端ヲ靴底(6)ト中底(7)トノ周縁ニ挿着セシメタルモノニシテ(C)ハ舌片ヲ示ス 本案ハ右構造ノ如ク薄護膜版(1)ト「グツク」布(2)トヲ貼着シタルモノヲ前後押被(A)(B)ニ適スル如ク裁断シ互ニ之ヲ縫着セシムルニヨリ押被全體ハ薄護膜版(1)ト「グツク」布(2)トノ重着ヨリ成ルヲ以テ強靱ナル薄護膜版(1)ニヨリ粗糲ナル使用シテモ水ヲ使用シ得ルト共ニ雨天ノ場合モ在来ノ「グツク」製運動靴ノ如ク内部ニ水ノ浸入スル虞レ少ナク然モ各押被ヲニ對縫着セシメタルヲ以テ護膜靴ノ如ク足ヲ熱スル事ナク且押被(A)(B)ヲ裁断部ハ一端ハ縁取布(3)及(4)ヲ被着シ一端ハ護膜「テープ」(5)ヲ介シテ護膜版(6)ニ貼着セルニヨリ薄護膜版(1)ト「グツク」布(2)トハソノ縁邊ヨリ離ルル如キ虞レナキ效ヲ有シ尚護膜「テープ」(5)ハ往來ノ「グツク」製運動靴ニ在リテハ「グツク」ト護膜トノ貼着ナルヲ以テ護膜糊ヲ多量ニ要シ糊ハ外部ニ走リテ體裁ヲ損シ然モ離レ易キモ本案ハ薄護膜版(1)ト護膜「テープ」トヲ貼着セシムルニヨリ糊ヲ要スル事ナキニ拘ラス決シテ離ルル事ナク耐久ノ效アリ



〔解説〕 粗糲なる使用に對しても永く持ち且雨天の際に用ひても水の浸入しないやうに、「グツク」布と薄護膜版とを互ひに重着せしめて作り、テープの縁端を靴底と中底との周縁に挿着せしめたものである。第一圖は本案の側面圖、第二圖はそのA B線に沿つて擴大横斷面圖を示す

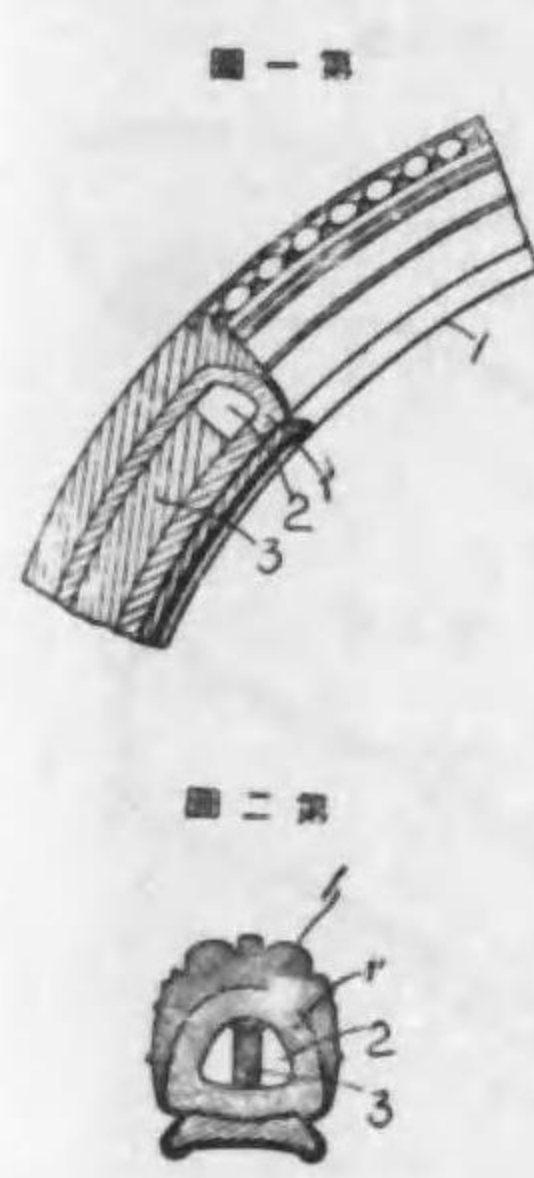
昭和六年 實用新案出願公告第一五九一八號 第三十二類 七、雜外輪

願書番號昭和六年二月二十四日  
出願 昭和六年一月三十日  
公告 昭和六年十二月二十二日

願書番號昭和六年十一月二十一日  
出願 昭和六年十二月十九日  
公告 昭和六年十二月十九日

### 自轉車「タイヤ」

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ硬度高キ彈性護膜ヲ以テ外層(1)ヲ形成セシメ彈性率高キ柔軟護膜ヲ以テ内層(2)ヲ形成セシメ内層(1)ニ於ケル空洞(2)内ニ内層(1)ト同質ノ護膜ヲ以テ成レル縱ノ支壁(3)ヲ設ケタル自轉車「タイヤ」ナリ本案ニ於ケル如ク「タイヤ」ノ内層(1)ヲ彈性高キ護膜ヲ以テ形成セシムルトキハ其ノ外層(1)ハ彈性率低キ護膜ヲ以テ形成セシムルモ差支無キヲ以テ硬度高キ材料ヲ使用スルヲ得テ「タイヤ」ノ消耗率ヲ著シク減少シ得ルノ效果アリ又内層(1)ヲ形成セル護膜ハ其ノ彈性率ノ高キニ伴ヒテ硬度低キモ彈性率高キ支壁(3)ノ設ケアルニヨリ外層(内層(1)及支壁(3)ノ三者ハ相俟テ「タイヤ」ヲシテ耐久力ニ富ミ且彈力ヲ有セシムルモノトス



〔解説〕 「タイヤ」の消耗率を著しく減少し得る効果を有するのが本案で、外面を硬いゴムで内面を柔いゴムで作り且つ内部の空洞に柔いゴムで作つた縦の支壁を設けてある。

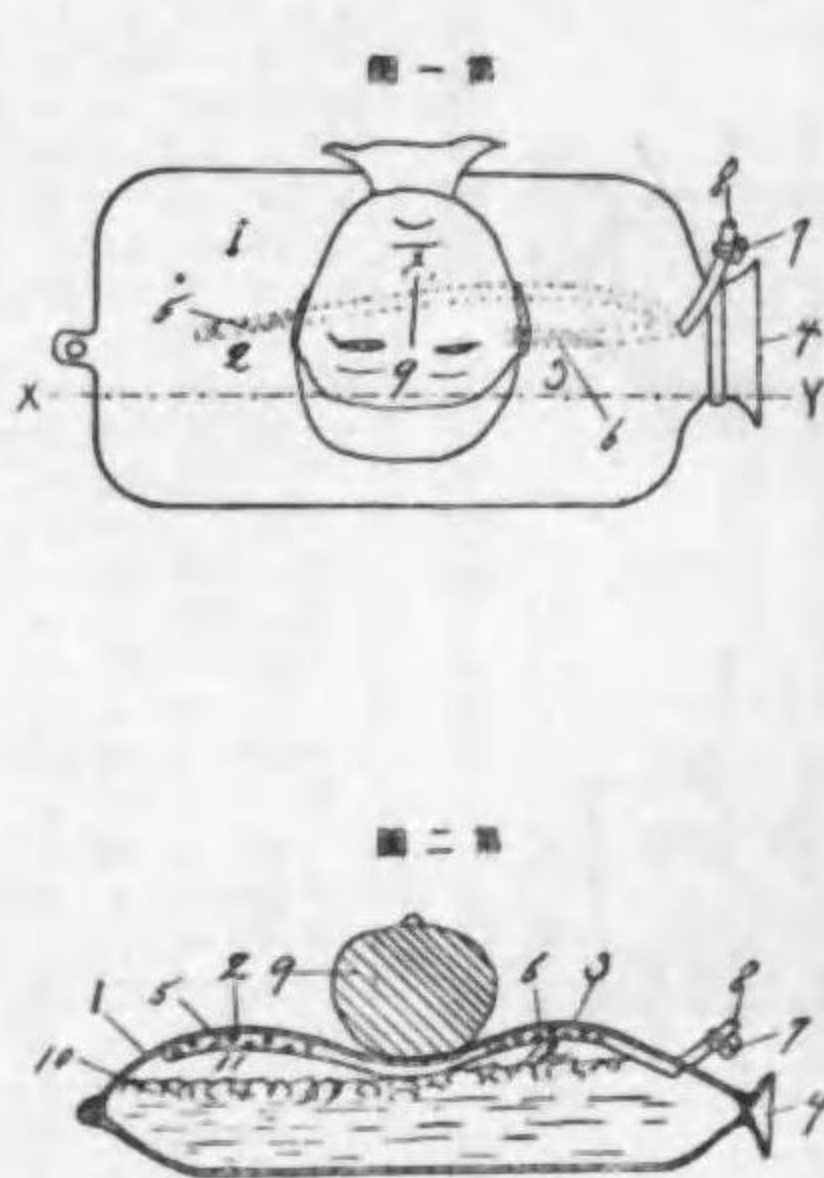
昭和六年 實用新案出願公告第一五九三三號 第四十六類 七、冷温器

願書番號昭和六年七月二十二日  
出願 昭和六年三月五日  
公告 昭和六年十二月二十四日

願書番號昭和六年十一月二十一日  
出願 昭和六年十二月十九日  
公告 昭和六年十二月十九日

### 内部ノ空氣ヲ排除スル装置ヲ有スル氷枕

實用新案ノ性質作用及効果ノ要領 今日本水枕使用中最も不便ヲ感ズルハ水ノ溶解スルニツレ内部ニ溜ル空氣又ハ水ノ排除ニ從來患者ヨリ一々水枕ヲ取り外シテ排除ヲナセルニヨリ本案ハ斯ノ如キ患ヒト手數トヲ省キ最も容易ニ且ツ患者ニ何等ノ動搖苦痛ヲモ與ヘスシテ是等ノ排除ヲナシ得サシメ以テ水枕トシテノ效果ヲ大ナラシムヘク考案セルモノナリ 本案ハ圖面ニ示ス如ク氷枕主體(1)ノ内側上部壁ノ中央部分ヨリ兩側ニ當ル部分(2) (3)ニ先端ニ數箇ノ小孔ヲ有スル硬質「ゴム」管(5)ノ該先端部ヲ位置セシメ氷枕口(4)ノ方向ニ導管(5)ヲ附着シ導管(5)ノ他端ヲ相合シテ氷枕主體(1)ノ外側ニ貫通セシメ其ノ排除口(8)ニ近キ部分ヲ管道ノ閉閉自在ノタメ軟質「ゴム」製トナシ之ニ「ゴム」管挿(7)ヲ取附ケ氷(10)ノ溶解ニ從ヒ枕主體(1)ノ内側上方部ニハ患者ノ頭部(9)ニヨリ其兩側(11)(12)ニ分配サレテ空氣ハ集リ次第ニ氷枕ノ冷却效果ヲ減殺スルニヨリ「ゴム」管挿(7)ヲ緩ムレハ患者ノ頭部(9)ノ壓力ニヨリ枕主體(1)ノ内側上方部(11)(12)ノ空氣又ハ水ハ導管(5)ノ先端小孔ヨリ入り排除口(8)ヨリ患者ニ何等ノ動搖ト苦痛トヲ與ヘスシテ容易ニ外側へ排除サレ以テ氷枕ノ效果ヲ全カラシム



〔解説〕 氷枕の使用に際し腫れしも不便を感ずるのは内部に溜つた空氣の排除であらう。本案はそれを巧みに外部へ誘ひ、患者に何等の動搖と苦痛とを與へることなく之を排出せしめ得るやう工夫されてあるのである。

昭和六年 實用新案出願公告第一五九三五號 第三十二類 六、空氣入外輪及内輪

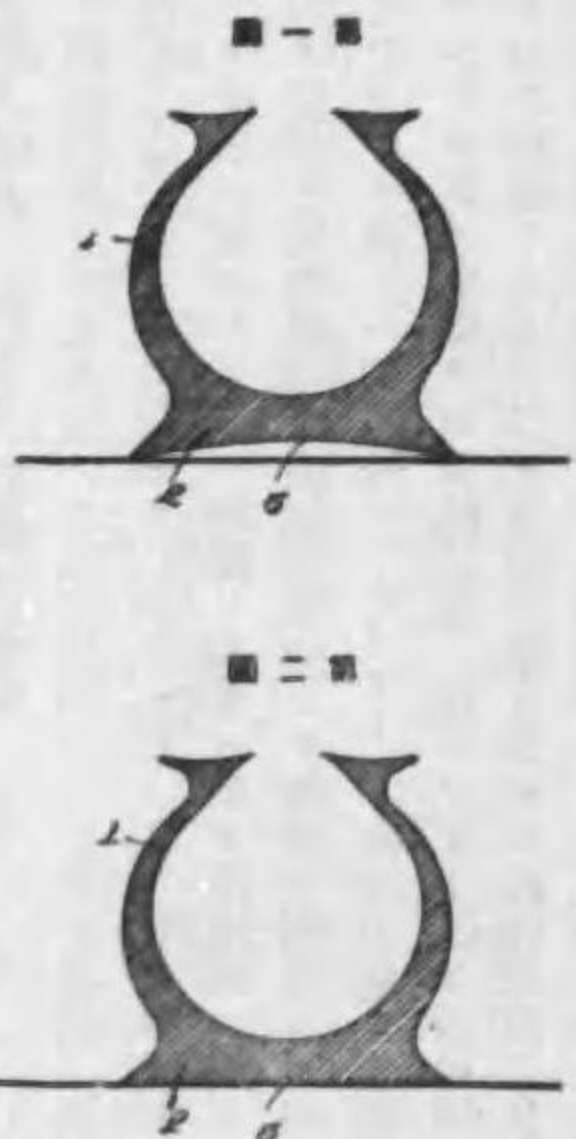
願書番號昭和六年三月十一日  
出願 昭和六年二月二十四日  
公告 昭和六年十二月二十四日

願書番號昭和六年十一月二十一日  
出願 昭和六年十二月十九日  
公告 昭和六年十二月十九日

### 飛行機用「タイヤ」

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ「タイヤ」(1)ノ外周部ヲ斜メ外方ニ向ヒ断面魚尾狀ニ張り出シ該張出部(2)ノ接地周面ヲ中央入込メル弧狀形(3)トナシタル構造ノ飛行機用「タイヤ」ナリ 本案ハ「タイヤ」(1)ノ外周部ニ断面魚尾形ノ張出部(2)ヲ形成シ其ノ接地周面ヲ中央入込メル弧狀形(3)トナシ以テ「タイヤ」カ地面ニ接スルトキハ機體ノ重量ニ依リ接地部ニ於ケル張出部(2)ハ第二圖ニ示ス如ク多少左右ニ擴開シテ断面弧狀形(3)ヲ呈セル接地面ハ直線狀ニ歪曲シテ地面ニ密接スル如クナシタルカ故ニ普通ノ「タイヤ」ニ比ストキハ接地面積ヲ大ナラシメ得ルハ勿論特ニ「タイヤ」ノ幅ノ方向ニ接觸長サヲ増大シ得ル爲メ着陸滑走時ニ於ケル機ノ安定ヲ一層良好ナラシメ其ノ顛倒ヲ可及的防止シ得ルノミナラス接地面ハ地面ニ接セサルトキ第一圖ニ示ス如ク断面弧狀形(3)ヲ呈スル如ク形成シタルヲ以テ着陸ノ際ニ於ケル緩衝作用ヲ良好ナラシメ得ル效果アルモノニシテ殊ニ艦上機ニ使用シテ適切ナリ





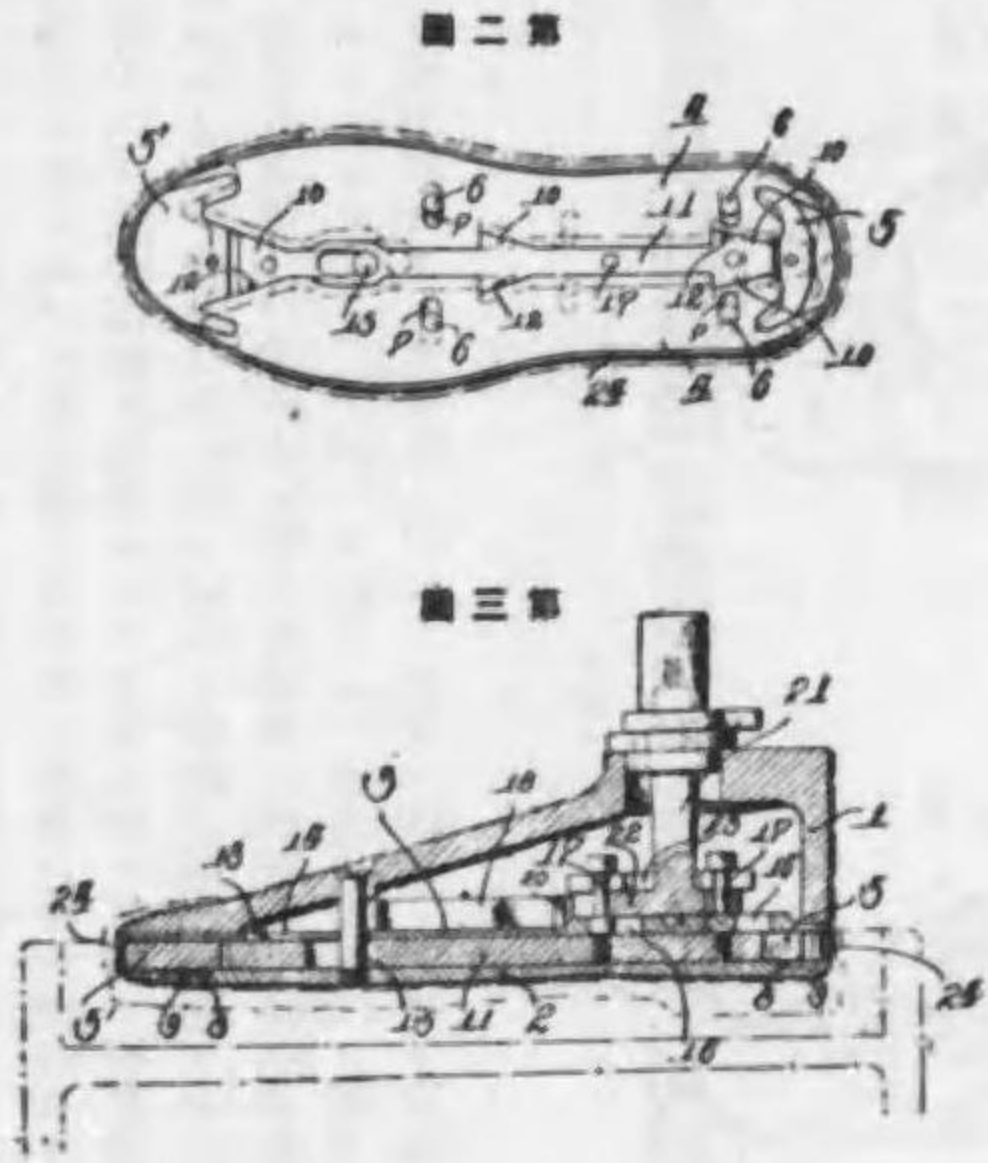
〔解説〕 タイヤの外周部に圓のやうな魚尾状の張り出しを設けた飛行機用タイヤで、地面に接するときは第二圖のやうに地面に密接するから接地面積を大ならしめ且つ着陸滑走時に於ける機体の安定を一層良好ならしめる効果がある。

昭和七年 特許出願公告第四一九號 第一百四類 五、護謄靴及護謄底製造機

願書番號 昭五二七〇五號  
出願 昭五三月八日  
公告 昭七二月一日  
堺市安井町千七百七十二番地  
出願人 福助 足袋株式会社

護謄底履物製造法

發明ノ性質及目的ノ要領 本發明ハ底部ニ履物體ノ周縁護謄部ニ相當スル如キ厚ミヲ有スル二片以上ヨリ成ル割型ヲ内外自在ニ移動シ得ヘク沿ハシメタル護謄底履物製造用芯型ヲ使用シ護謄底及履物體ヲ芯型ト底型トノ間ニ壓迫シ護謄底ノ密着ヲ行ハシムルト同時ニ護謄底ト履物體トノ間ニ殘存スル空氣ヲ排除シ然ル後手前肥割型ヲ手働其他ノ方法ニヨリ外方ニ移動セシメ周縁護謄ノ密着ヲ行ハシムルト同時ニ特設トスル護謄底履物製造法ニ係リ其目的トスル所ハ護謄底ト履物トノ間ニ殘存スル空氣ノ爲メニ護謄底ノ密着ヲ不良ナラシムルカ如キ缺點ヲ除キ以テ優秀ナル製品ヲ容易ニ製出スルコトヲ得ントスルニ在リ



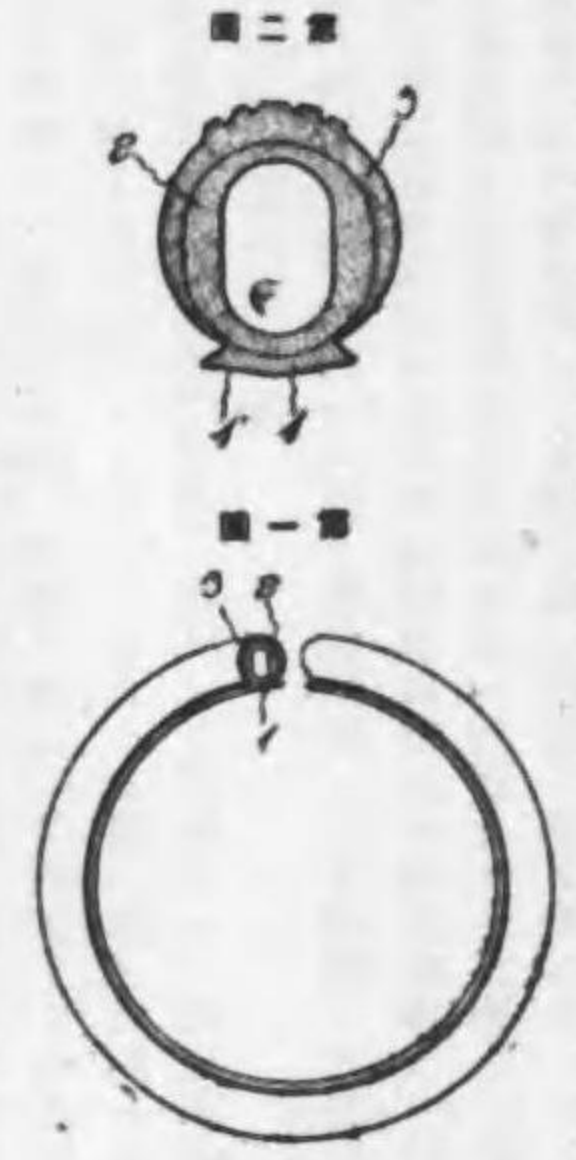
〔解説〕 ゴム底履物の製造の際に、ゴム底と履物体との間に空氣が残つてそれがゴム底の密着を不良ならしむることは周知の事であるが、本案はその缺點を除き優美なる製品を容易に製造し得るやう工夫された装置であつて、詳細は「特許明細書」を御覽願ひたい。

昭和七年 實用新案出願公告第六五號 第三十二類 七、雜外輪

願書番號 昭六六八三五號  
出願 昭六三月八日  
公告 昭七一月七日  
東亦府北豐島郡高田町字雜司ヶ谷九百七十八番地  
出願人 考案者 岡田 三

タイヤ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本實用新案ハ空氣ヲ注入スヘキ護謄「チユーブ」ヲ裝入ヲ廢除シ「パンク」ノ虞



レナカラシメ且ツ彈性ヲ充分ニ具有シ輕快ニ廻轉セシメ得ヘクナシタルモノニシテ硬質護謄ノ「リム」ヲ嵌環後ノ外周ニ其兩側ヲ肉厚トセル斷面橢圓形ヲ呈スル硬質彈性ノ内部護謄環ヲ融着シ之カ外部ニ軟質護謄ノ外裝ヲ融着シテ成ル構造ヲ要旨トスルモノナリ圖中(1)ハ硬質護謄ノ「リム」ヲ嵌環後ニシテ外側ニ布片(1)ヲ融着シタルモノトス(2)ハ「リム」ヲ嵌環後ノ外周ニ融着シタル硬質彈性護謄ノ内部護謄環ニシテ之カ斷面ハ其兩側ヲ肉厚トセル橢圓形ヲ呈セシメタルモノトス(3)ハ斷面於ケル縱幅力橫幅ヨリ稍ヤ大ナル軟質護謄ノ外裝ニシテ内部護謄環(2)ノ外部ニ融着シタルモノナリ本案「タイヤ」ハ内部護謄環(2)ノ護謄質ヲ硬質彈性護謄トナシ「リム」ヲ嵌環後及外裝ニ一體ニ融着シタルヲ以テ空氣注入ノ護謄「チユーブ」ヲ裝入スルコトナクシテ彈性ヲ富マシメ得ヘク從テ「パンク」ノ虞レナク殊ニ其内部護謄環(2)ハ其兩側ヲ肉厚トセル斷面橢圓形ヲ呈セシメタルヲ以テ壓力ノ最モ強ク働クヘキ兩側部ハ分厚キ爲メ壓潰セラルルコトナク常ニ適當ナル彈性ニテ支持シ廻轉亦輕快ナリトス

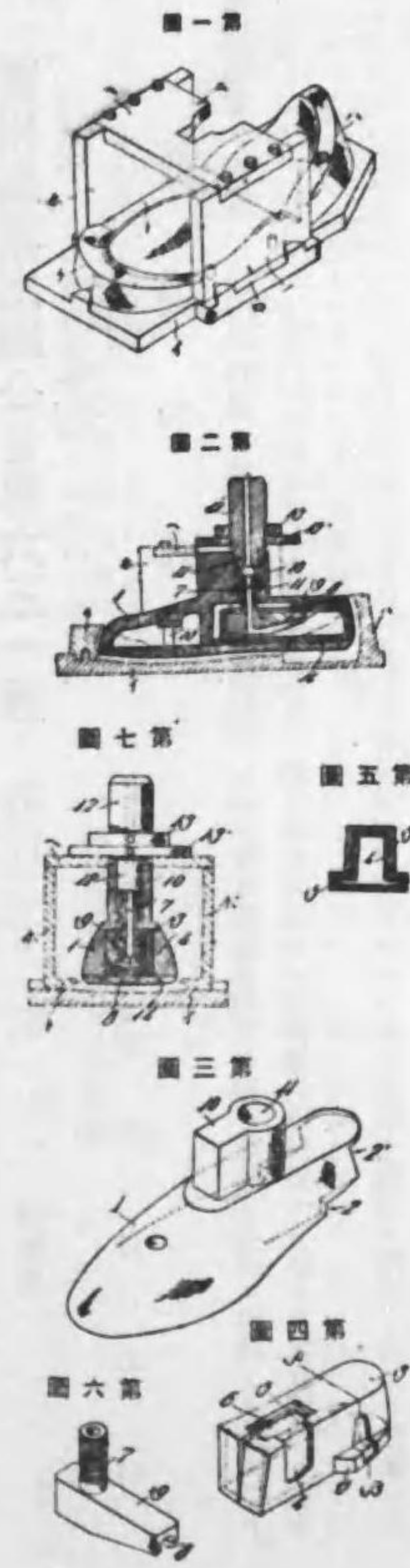
〔解説〕 中袋を全然用ひないタイヤである即ち最初から一体に丸く融着せしめ、嵌入部及び内部を硬質ゴムで作つてあるもので、従つてパンクの恐れなく、常に適當な彈性を保有し、廻轉も亦た極めて輕快である。

昭和七年 實用新案出願公告第四〇三號 第一百四類 五、護謄靴及護謄底製造機

願書番號 昭六九八四四號  
出願 昭六四月一日  
公告 昭七一月十三日  
堺市南複町二丁目三百八十四番地  
出願人 考案者 高木 正太郎

履物「ゴム」底加硫壓着脚型

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 (1)ハ履物脚型ニシテ後部ニ於テ兩側壁並ニ踵部(2)(2)ノ如ク缺除シ此部分ニ踵狀ヲナセル「ゴム」袋(3)ヲ嵌合ス而テ該「ゴム」袋ハ内部ニ更ニ之ト同形ノ「ゴム」袋(4)ヲ密接嵌合シ(3)ノ外部兩側ニ翼(5)ヲ出シ(4)ニモ亦同一ノモノヲ附シ嵌合ヲ確實ナラシメ(3)(4)トモ頂面ニ孔(6)ヲ穿設ス而テ(4)ノ「ゴム」袋内ニ管(7)ヲ有シ之カ下部ニ溝(8)ヲ設ケタル流體配布版(9)ヲ嵌合ス(10)ハ脚型ヨリ出ツル突起ニシテ之ニ孔(11)ヲ穿テ該孔内ニ流體給送管(12)ヲ嵌合シ該管ノ内側ニ前配管(7)ヲ螺合ス(12)ハ給送管ト一體トナル押壓子(13)(13)ハ調節子(14)ハ底板ニシテ螺子杆(15)ニヨリ脚型ト連結ス(14)ハ雌型ニシテ平板(16)ノ後方ニ踵壁(17)ヲ有ス(18)ハ之ト結合スヘキ雄型ニシテ兩側壁(19)ハ(19)頂板(19)ヲ有シ兩側壁ノ下端ニ底接(19)ヲ設ケ底接ノ先端ニ爪先壁(19)ヲ形成ス本案ハ最初雌型(1)ノ臺板(19)ニ「ゴム」底片ヲ載セ然ル後第一圖ノ如ク雄型ヲ嵌合シ次ニ脚型(1)ニ脚被ヲ被覆セシメ之ヲ雌雄兩型ノ間ニ第二圖ノ如ク嵌メ壓力流體ヲ押壓子(13)ノ流體給送管(12)ヨリ送ルト同時ニ脚型(1)ニ脚被ハ充分ニキハ流體ハ流體配布版(9)内ニ入り「ゴム」袋(4)ヲ外方ニ押壓シ次テ外側ノ「ゴム」袋(3)ヲ押壓シ以テ脚被並ニ底部ヲ外方ニハラス「ゴム」底片トノ壓着ヲ行ハシムルモノナリ



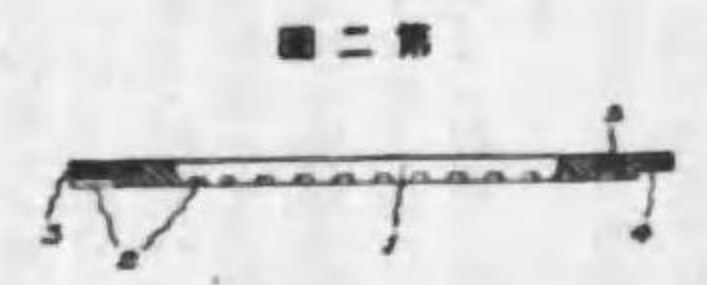
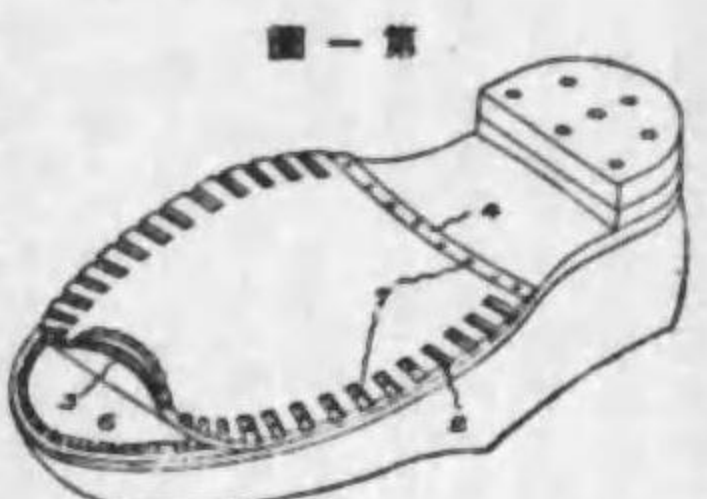


昭和七年 實用新案出願公告第六三二號

願書番號昭和六年第四五四〇號  
出願 昭和六年二月十七日  
公告 昭和七年一月十九日

護 謨 半 底

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ護謨製半底(1)ニ於テ靴底ノ側方ニ對シ裏面ノ周縁ニ凹狀ノ不透溝(2)ヲ並設シ爪先ノ部分ニハ實體內ニ布片若クハ革片(3)ヲ鑄込ミ踵ニ向ヘル側ニハ其縁邊ニ段狀部(4)ヲ設ケ且其實體內ニ布片若クハ革片(5)ヲ鑄込ミタルモノナリ(6)ハ靴底ヲ示ス  
本案半底ハ之ヲ靴底ニ當テ不透溝(2)及段狀部(4)ニ釘(7)植打シテ之ヲ緊着シタル後其周縁ヲ靴底ノ周縁ニ沿ヒテ裁斷シテ使用スルモノニシテ踵ノ部分及爪先部ニハ其實體內ニ強靱ナル布片若クハ革片ヲ鑄込ミタルヲ以テ釘着ニヨリ充分緊着ヲラレテ該部分ヨリ剝離スルノ憂ナカラシメ且釘頭ハ不透溝及段狀部ニ存在スルヲ以テ其摩擦ニヨリ剝脫スルノ患ナカラシムルノ實益アラシメタルモノナリ



〔解説〕 圖に見らるゝやうに靴のゴム半底の周縁に凹狀の溝をグラリと並べ、その凹部へ釘を打つて靴に密着させるから摩擦によつて釘がとれることなく、且つ爪先部と踵部には布片を入れてあるから充分緊着してはかれる憂ひが無いといふのである。第二圖は本案半底の一部断面を示す側面圖である。

昭和七年 實用新案出願公告第六三三號

願書番號昭和六年第五三三九號  
出願 昭和六年二月二十六日  
公告 昭和七年一月十九日

短 靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ前脚皮(1)ノ中央部ヲU字形ニ裁斷シ其後部縁周ニ後脚皮(2)ヲ縫合ス後脚皮(2)ハ其正面中央部ヲ切開シテ左右ニ開口スヘクナシ其兩側縁ニ數個ノ鳩目金具(3)ヲ左右並列ニ列植ス後脚皮(2)ノ中央部内側ニハ左右ニ護謨布(4)ヲ縫合シテ中間ニ隙ヲ生セシムヘク重合シタル重合皮革片(5)(6)ノ先端ヲ後脚皮(2)ト共ニ前脚皮(1)ニ縫着シ護謨布(4)ハ其左右縁部ヲ同シク後脚皮(2)ニ重合シテ前脚皮(1)ノ縁部ニ縫合ス而シテ表面皮革片(5)ノ左右兩縁ニハ鳩目金具(3)ト同數ノ紐孔(7)ヲ列穿シテ其各紐孔(7)及鳩目金具(3)ニハ連續セル一條ノ靴紐(8)ヲ後脚皮(2)ノ左右開口部ト皮革片(5)トヲ縫合セシムヘク開口縁ノ表面ト皮革片(5)ノ中間トニ挿通シ兩端ヲ最後部ノ鳩目金具(3)ノ間ニ於テ結束ス又前脚皮(1)ト後脚皮(2)ト下部縁周ニハ内底革(9)及外底革(10)ヲ縫着シテ靴ノ全體ヲ構成セシメタルモノナリ  
本案ハ後脚皮(2)ノ正面中央部ヲ普通短靴ノ如ク切開シテ開口スヘクナシ其内面ニ左右兩側縁ヲ護謨布(4)ニ縫着シテ連續セシメ護謨布(4)ノ左右外側縁ヲ後脚皮ト共ニ前脚皮ニ縫着シ且ツ後脚皮ノ開口縁部ニ左右並列ニ列設シタル各鳩目金具(3)ト皮革片(5)ノ左右兩側縁ニ列穿シタル各紐孔(7)トニ一條ノ靴紐(8)挿通シ兩端ヲ最後部ノ鳩目金具(3)ノ間ニ於テ結束シテ後脚皮ノ中央開口部ヲ任意ニ開キ得ヘクナシタルト同時ニ自然ニ閉合セシムヘクナシタルモノナルカ故ニ足首ヲ靴ニ差込ム場合ハ靴紐(8)ノ關連ニヨリ護謨布(4)ヲ伸延シテ容易ニ挿入セシメ又挿入シ終レハ足脚ノ形狀ニ應ジテ後脚皮ノ開口部ヲ閉合シ足ニ密着セシメテ靴ノ口縁ニ隙ヲ生セシムル虞ナカラシメタルモノナリ從テ靴履穿ニ便ナラシメタルモノトス



〔解説〕 形は普通の短靴と同じであるが、下靴紐を挿入したり解いたりする面倒をなくすために口の内側にゴム布を連着せしめその伸縮によつて自由に脱いだり履いたり出来るやうに工夫されてある。第二圖は第一圖に於けるA-B線按断面圖である。

特許出願公告第一二二號

(昭和七年一月十三日公告)

防水布製造方法

出願人 波田 強一  
東京市本郷區弓町一丁目八

本發明は硫黄を含み有機促進劑を含まない配合ゴムの溶液と有機促進劑を含み硫黄を含まない配合ゴムの溶液とを塗布機によつて織布上に適宜に塗布し全塗布工程を終了してから硬化することを特徴とするもので、その目的とするところは織布の機械的強度を害することなく熱硬化防水布を簡單容易に得るにある。

特許出願公告第一六九號

(昭和七年一月十五日公告)

調 帶

出願人 阪東調帶合資會社  
神戸市明和通二丁目一

本發明は調帶の張力を受くる部分に綿織維又は其の同効物より成る經絲を配列し、總金具を用ふる部分に於てのみ該綿織維又は其の同効物に緯糸を織込みて織布層を形成せしめたるものを芯層とし之をゴム及び表面織布層にて掩覆して成るものである

特許出願公告第二〇四號

(昭和七年一月十八日公告)

胛被ヲ有スル履物

出願人 村井 清  
東京市淺草區北松山町七〇

底を編物、胛被を伸縮性の織布にて作製し、胛被の面積を底の面積と同大になし是等を其周縁に於て重合して縫着し之に足型を挿入し底部を適宜伸張せしめて胛部の形狀を整へた胛被を有する履物

特許出願公告第二二八號

(昭和七年一月十二日公告)

護謨底履物製造裝置

出願人 尾崎 周平  
神戸市脇濱町三丁目二四二一

本發明は上下に摺動し得べくなしたる枠板の凹窩には布製履物を被着せる芯型を嵌め、芯型に向ひ摺動する爪先片、側片並に踵片にて帶狀ゴム片を押壓し開口を蔽ふ如く規準板に載架せる底ゴムを底型にて打抜き規準板の開口に挿通せし底型にて底ゴムを布製履物に押壓し、その儘加硫出来るやうにした装置

特許出願公告第二八六號

(昭和七年一月二十五日公告)

模造皮革製造法

出願人 長谷川 幸作 外一名  
廣島市船入町五九一

ゴム鼻緒の各端部に中空になれる膨大部を形成し、之をゴ

大阪市住吉區橋本町二五

出願人 金田 房吉

本發明は板硝子の如き平滑面板面にゴム溶液及適宜の顔料を混合せるセルローズ溶液を塗布する工程と、之が乾燥後更に該面上に顔料を加へたるラテックス及之にカゼイン又はビスコースの如き水溶性接合劑を混合せる溶液を塗布乾燥して皮膜を形成せしむる工程と、次に該膜面上にラテックス及之にコルク粉末及亞鉛華の如きゴム混合物を混合せる液を塗布し直ちに該液面に動植物纖維を附着せしめたる後、之を壓着し乾燥後板面より剝離し強壓を加ふる工程との結合を特徴とする模造皮革製造法で頗る平滑にして光澤ある表皮革と肉面とを容易に同時に作り得る弾性と防水性を有する模造皮革を最も廉價に製せんとするにある

實用新案出願公告第一一號

(昭和七年一月七日公告)

底附ゴム製海水帽子

出願人 西川 政次郎  
大阪市東區北久太郎町四丁目四一

本案帽子は外周縁に縁取布を施した底形セルロイド板の内周縁に幅の廣い柔軟な防水布を縫着し、該防水布の内周縁を帽子口邊のゴム帯に縫着したもので從來の底附海水帽の缺點を除去せるものである

實用新案出願公告第六〇九號

(昭和七年一月十六日公告)

多心護謨絕縁電線

出願人 藤倉電線株式會社  
東京市深川區平久町二丁目六

本案は多心ゴム絶縁電線に於て線心相互間又は線心相互間並に線心と外層被覆間の空隙を海綿狀ゴムにて填充せしものである

實用新案出願公告第六三二號

(昭和七年一月十九日公告)

ゴ ム 管

出願人 米澤 俊平  
横濱市中區宮川町三丁目七八

ゴム管の内壁の一ヶ所又は數箇所に長手方向に隆起條を設けたもので、その特長は、ゴム管を上より踏んでも内壁の隆起條によつて間隙部が殘されるから水や瓦斯の通路を遮斷することが絶対に無いといふ点にある

實用新案出願公告第六三五號

(昭和七年一月十九日公告)

ゴ ム 草 履

出願人 長谷川 幸作 外一名  
廣島市船入町五九一

ゴム鼻緒の各端部に中空になれる膨大部を形成し、之をゴ



ム草履の小孔より通して四孔内にて擴げ、前記中空内に填充物を挿填して因着せしめたゴム草履で、構造簡單にして迅速容易に鼻緒を立つる事を得る特徴がある。

實用新案出願公告第六四四號  
(昭和七年一月十九日公告)

履物

福岡市藥院鹽入町三四三  
出願人 宇都宮勝彌  
本案は鋸屑又は穀殼を生ゴム中に混合練成するに際し接床面となるべき層よりも上部に遠ざかる層の方を壓搾密度を順次に増大となしたる台板に任意の表材を貼着せる履物で、從來履き馴れてゐる下駄と同じ感じを足に與ふると同時に一方ゴム草履の柔軟さを附與せしめたものである。

實用新案出願公告第九三〇號  
(昭和七年一月十三日公告)

布入ゴム・サドル

兵庫縣明石郡垂水町垂水一八五  
東陽ゴム合資會社内  
出願人 島田甚助  
織布の緯經絲をして形成すべきサドルの長手軸に對し四十五度の角度を保有すべく配製し、ゴム糊を介して重合接着すると共に加硫せしめて壓搾形成し表面にセルロイドを塗着し薄層を構成せしめてなるサドルで強靱なるのみならず臀部に適度のじりを與へ得る効果がある。

實用新案出願公告第一〇九〇號  
(昭和七年一月二十八日公告)

壁紙

東京府荏原郡目黒町大字上目黒  
出願人 高砂ゴム工業株式會社  
コルク粒をゴム液と混和し、紙の面に塗布して成れる壁紙で極めて軽く弾性に富み、耐水、防音等の効果あり、壁、天井等の曲面に施し得、尙ほ本案壁紙を製造するにはゴム液中に自然和硫劑を混和することを可とする。

實用新案出願公告第一〇八八號  
(昭和七年一月二十八日公告)

護謨草履臺

東京市日本橋區新葎町東萬河岸  
出願人 井上長吉  
ゴム底の周側を隆高せしめたる其上周縁を廣くして且つ内縁端より内側壁周を内底の外方に向つて著しく斜傾した匣狀に形成し、その匣狀内の前緒孔上と後緒孔上面とに數枚重合せる布片を載置し其内部に周縁斜面を形成せる木板を嵌合しゴム縁の内側斜傾壁面と板の斜面部及下面とをゴム面に壓着してなるゴム草履臺の構造

實用新案出願公告第一一九〇號  
(昭和七年一月三十日公告)

ゴムバンド

大阪府豊能郡南豊島村大字原田  
出願人 野津正忠  
本案は自轉車チューブの不良品又は廢品を利用して其の兩端に懸合せ金具を緊着し、荷造用バンド其他に應用せんとするものである。

實用新案出願公告第一一三〇號  
(昭和七年一月二十八日公告)

護謨吸着盤

神戸市坂口通四丁目二六  
出願人 松垣アイ  
血狀凹窪の中央部に更に内部凹窪をゴム体に穿設し、該内部凹窪の口徑を狭くして前記血狀凹窪の内開口に開口せしめて成るゴム吸着盤で、適所に吸着し得る帽子掛表示器或いは枕等の器体一部を構成する吸着盤として利用せらるゝものである。

實用新案出願公告第一三九〇號  
(昭和七年二月四日公告)

自動洗腸器

東京府下三河島町大字町屋二八九  
出願人 藤枝又雄  
本案は容器自体の強弾力により容器に外壓を加ふる必要なく閉閉自在のピンを兩指頭にて軽く押壓すれば自動的に藥液を直腸内に流入せしめ得るもので且つ局部挿入を限定し藥液の洩出を防ぐために鈎を設けてある

實用新案出願公告第一四一五號  
(昭和七年二月四日公告)

ゴム瓦

大阪市東成區猪飼野町九六六  
出願人 奥虎吉  
本案ゴム瓦は、軟質のゴム間に硬質のゴムを收納し押壓形成し、裏面中央に圓形凹所を穿ち其周側壁を内方に向つて斜面となし之より周縁に向つて漸次幅廣となしたる適當數の放射狀の溝を設け、放射狀溝を設け、放射狀溝の兩側壁を傾斜狀に蟻溝となせるもので固着を確實ならしむる効果がある

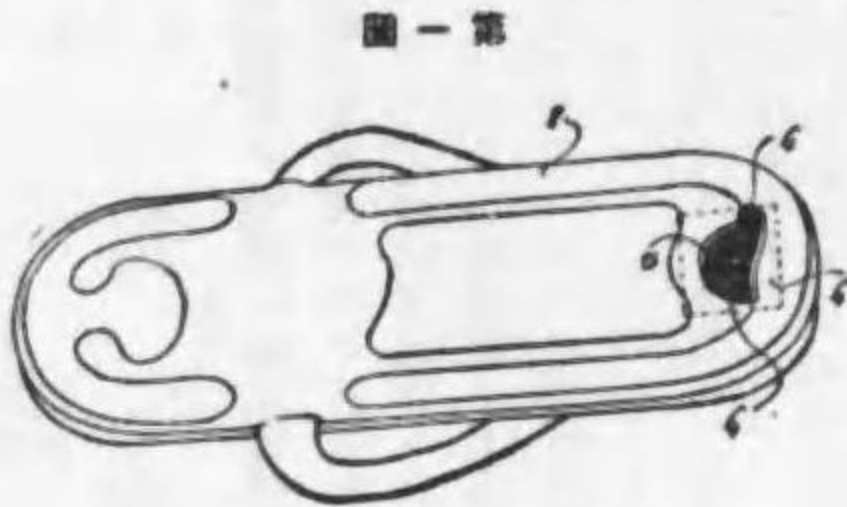
本欄には特許、實用新案公報の内より比較的解り易きもの及び重要ならざる雜貨類に就き其の梗概のみを掲げることとした。詳細は本社備附の公報により或いは又發明協會より分冊を御取寄せの上御承知ありたし。

七年實用新案出願公告第六四一號 第二百二十一類

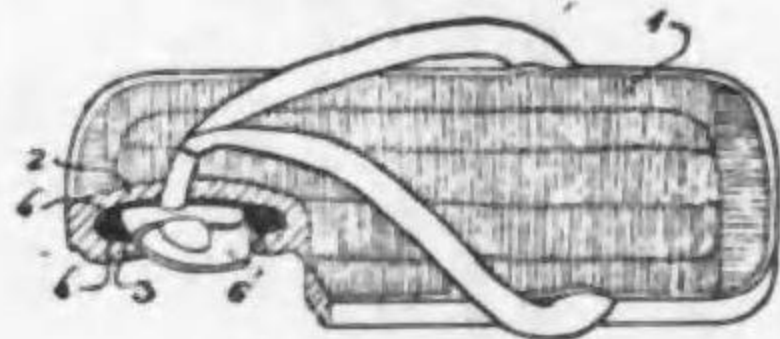
護謨草履

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本實用新案ハ草履體(1)ノ前頭部前緒裝着ノ位置ニ於テ上下未和硫護謨板(2)(3)ノ間ニ二重折布片(4)ヲ介在シ加硫シテ成ルモノナリ斯クシテ第一圖ノ如ク布片介入部分ヲ草履裏ヨリ切除シテ開展シ第二圖ノ如ク孔(5)ヨリ前緒ヲ挿入シ止金具(6)ニテ挾着シテ前緒ノ裝着ヲナスモノトス  
在來ハ鐵板ヲ介在シ加硫シ草履裏ヨリ該鐵板ヲ取去リテ前記ノ如ク前緒ヲ裝着シタルモノナルモ斯クスル時ハ特殊ノ鐵板ヲ要シ且取去リニ相當手數ヲ要シタルヲ以テ勢ヒ生産費ヲ高メタルニ鑑ミ本案ハ前記ノ如ク二重折布片ヲ介入シタルヲ以テ加硫後ト雖モ兩折布片ハ固着セス第一圖ノ如ク草履裏ヲ引裂クトキハ容易ニ開展シテ前緒裝着ニ便利ナルノミナラス在來ノ如ク介入鐵板ヲ必要トシ且之ヲ取出ス等餘計ノ手數ヲ要セサル效果アルモノトス



圖一第



圖二第

〔解説〕 本實用新案ハ草履體(1)ノ前頭部前緒裝着ノ位置ニ於テ上下未和硫護謨板(2)(3)ノ間ニ二重折布片(4)ヲ介在シ加硫シテ成ルモノナリ斯クシテ第一圖ノ如ク布片介入部分ヲ草履裏ヨリ切除シテ開展シ第二圖ノ如ク孔(5)ヨリ前緒ヲ挿入シ止金具(6)ニテ挾着シテ前緒ノ裝着ヲナスモノトス  
在來ハ鐵板ヲ介在シ加硫シ草履裏ヨリ該鐵板ヲ取去リテ前記ノ如ク前緒ヲ裝着シタルモノナルモ特殊ノ鐵板ヲ要シ且取去リニ相當手數ヲ要シタルヲ以テ勢ヒ生産費ヲ高メタルニ鑑ミ本案ハ前記ノ如ク二重折布片ヲ介入シタルヲ以テ加硫後ト雖モ兩折布片ハ固着セス第一圖ノ如ク草履裏ヲ引裂クトキハ容易ニ開展シテ前緒裝着ニ便利ナルノミナラス在來ノ如ク介入鐵板ヲ必要トシ且之ヲ取出ス等餘計ノ手數ヲ要セサル效果アルモノトス

七年實用新案出願公告第六四六號 第二百二十二類

履物底

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ周縁(1)及土踏マス部(2)ヲ一體ニ打抜キ又ハ流込ミニテ形成セル「ゴ

大阪市東成區中濱町二百四十五番地  
出願人 考案者 隈元徳之助

權威アル製品ハ 優良ナル藥品ノ撰定ニ  
カキ 類似品多し!!  
此のマークこそ最優品!!  
カキ 加長印  
カキ 古賀會社  
カキ 上田兵衛商店  
カキ 大阪西區夕陽橋北詰  
電話三三〇四番



ム)又ハ其同效資料ヨリ成ル膠版(3)ヲ履物(4)ノ底面ニ(5)ノ如ク縫着シ之カ空間部(6)ニ纖維體(7)ヲ密集固植シ或ハ固植セル纖維ヲ適宜粘着料ニヨリ凝固シテ成ルモノナリ  
 本案ハ以上ノ如キ構造ヲ有スルヲ以テ膠版ニヨリ纖維ハ在來品ノ如ク外周ニ喰ミ出サルハ勿論踵部及足先部ヲ土踏マス部分ニテ區別シタルカ故ニ履心地頗良好ニシテ而モ纖維ノ固植面積ハ膠版ノタメ縮少セラレテハ製作手數著シク軽減セラレ從テ廉價ニ供給スルヲ得加フルニ膠版ノタメニ纖維體ハ判然區別セラレタルヲ以テ頗美術的ナル等ノ效果ヲ有スルモノナリ



〔解説〕 第二圖に見る如き形(ゴム底周縁と土フマズとを一体にした)のゴムを底張りとしその中央のところへは纖維體を密集固植せしむること第一圖の如くしてゴム底履物を仕上げるので、纖維が外へはみ出さず且つ履心持ち頗る良い特徴がある。

昭和七年實用新案出願公告第九〇五號

第七十四類 二、蹄鐵

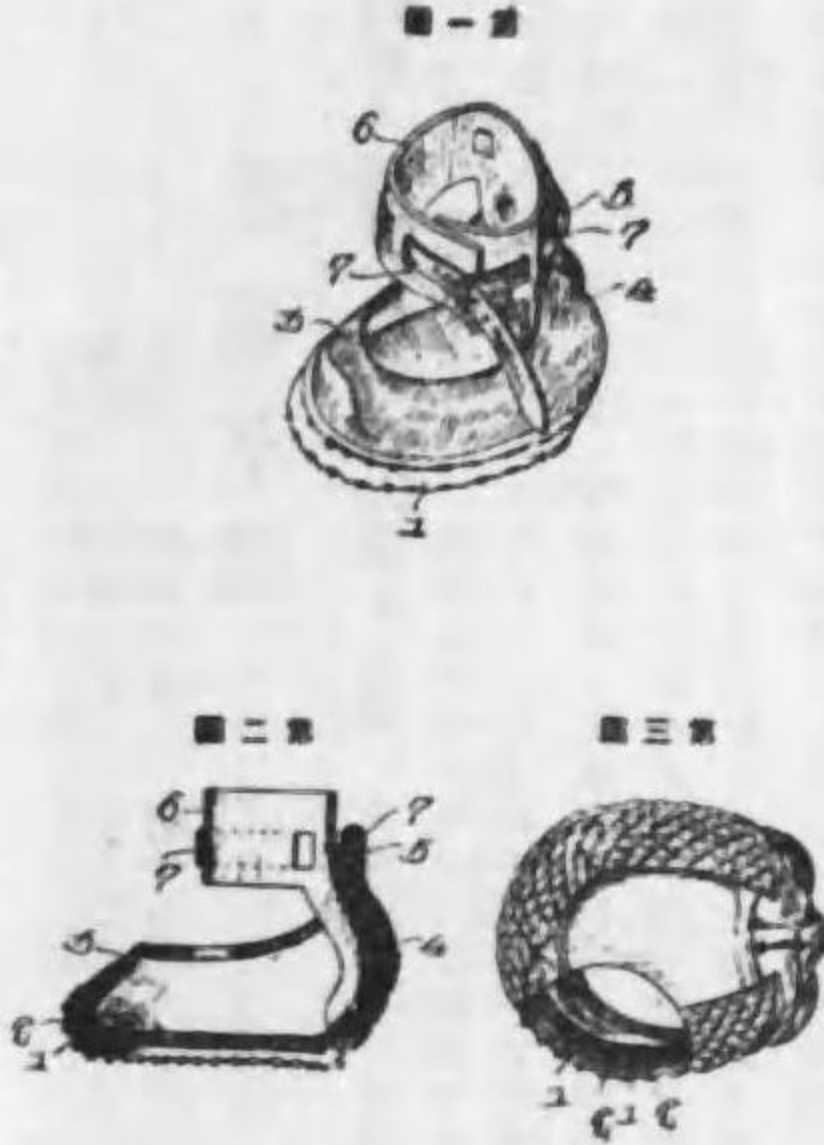
願書番號 昭和六年第一九二四六號  
 出願 昭和六年六月二十二日  
 公告 昭和七年一月二十三日

小樽市入舟町八丁目二十二番地  
 出願人 考案者 上野 長 治

馬 沓

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本實用新案ハ護膜(1)及「カンパス」(2)交互ニ壓着重合シテ製シタル馬沓ニ於テ馬蹄ノ前脚部ヲ深ク被覆セサル様ニ脚部(3)ノ前方及兩側ノ上部ヲ切缺シ踵(4)ノ上方突出部ヲ折返シテ環狀耳(5)ヲ形成シ「フェルト」帶(6)ヲ波形ニ挿通スル尾錠帶(7)ヲシテ該環狀耳部ヲ挿通セシメタルモノナリ但シ「フェルト」帶(6)ハ前記ノ如クナス代リニ直接踵ノ上方突出部ニ縫着スルモノナリトス  
 本實用新案ニ於テハ馬沓ヲ穿タシメタル後「フェルト」帶(6)ヲ關節部ニ捲着ケ尾錠帶(7)ニヨリ緊着クルモノトス本實用新案ハ脚部ノ前方及兩側ノ上方ヲ切缺シタルカ故ニ馬蹄ノ前脚部ヲ深ク被覆スルコトナク且關節部ハ「フェルト」帶ニヨリ柔軟カクルカ故ニ之等ノ部分ニ於テ空氣ノ流通良好ニシテ熱ヲ發散シ關節部ヲ傷メス馬ニ被勞ヲ與ヘス且着脱容易ナル效果アリ



〔解説〕 馬に穿かす沓であつて、その特徴とするところは馬の蹄に餘り深く冠さらないやうに上方を切り取つてありフェルトの帯で關節部を緊めるやうになつてゐるから空氣の流通がよく從つて馬に疲勞を與へず且つ着脱容易である。

昭和七年實用新案出願公告第一二九〇號

第二十四類 一、管

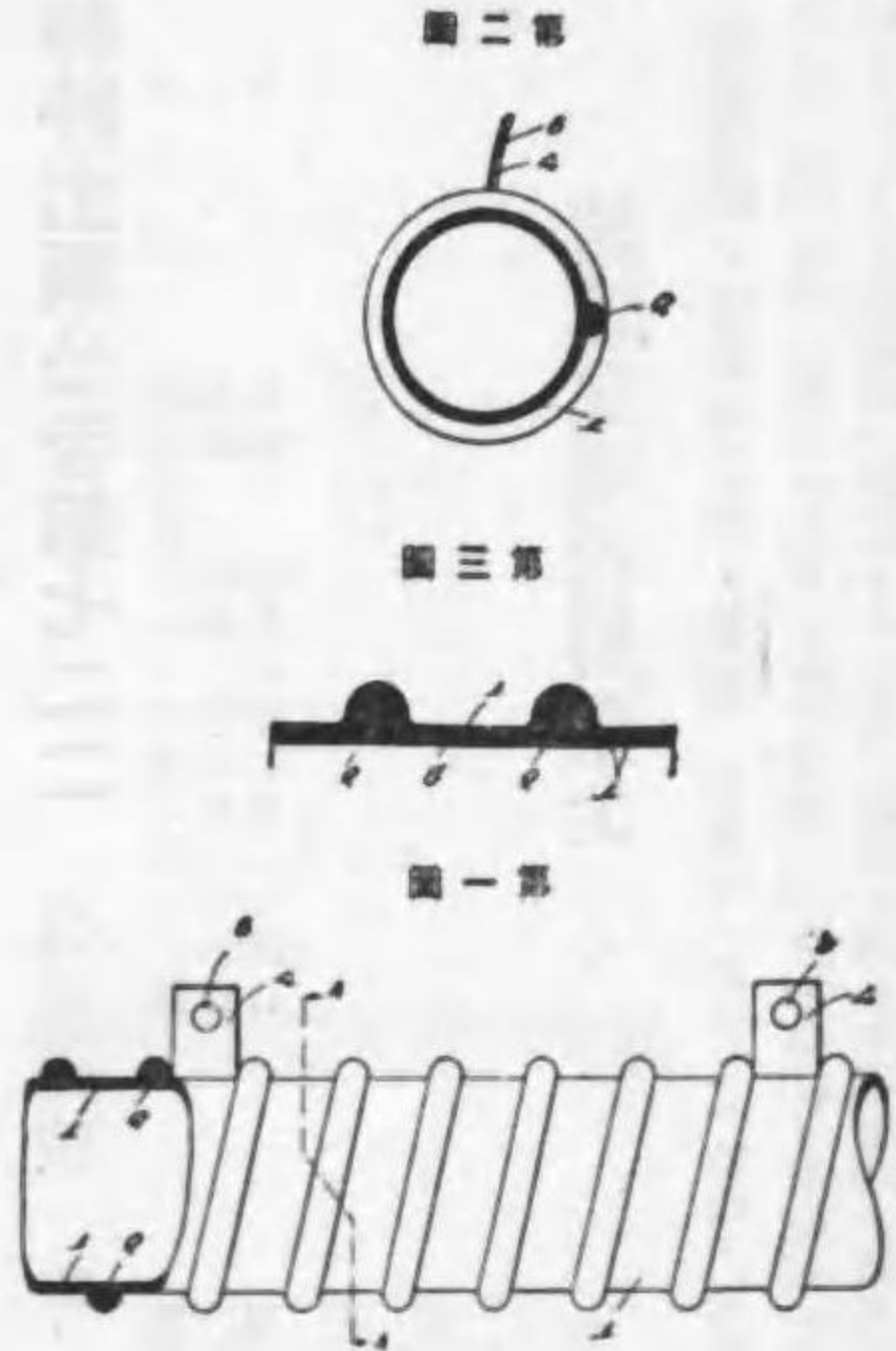
願書番號 昭和六年第一四九三〇號  
 出願 昭和六年五月十五日  
 公告 昭和七年二月二十五日

東京府北豐島郡長崎町荒井一九〇二番地  
 考案者 竹内 榮次  
 東京府豊島郡落合町大字上落合字前田百十九番地  
 出願人 東京護膜株式會社

ゴム、チューブ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ軟質「ゴム」管又ハ布入「ゴム」管ノ管壁(1)中ニ断面圓形又ハ橢圓形ヲ呈スル適當ノ太サノ彈性「ゴム」條(2)ヲ管壁外側周ニ突出スル如ク螺旋狀又ハ輪環狀ニ適當ノ間隔ヲ隔テ挿挿埋込シテ成ル構造ノ「ゴム」チューブナリ尙管外壁ニハ鳩目(5)ヲ有スル同質「ゴム」製ノ吊片(4)ヲ適當ナル間隔ヲ置キテ突設シ之ニ依リ管ヲ懸吊シテ支持セシムヘクナスニ具フ又(3)ハ「ゴム」中ニ挿入セル布ナリ  
 本案ハ前記ノ如キ構造ナルカ故ニ本「ゴム」管ヲ送風用、傳聲用等ニ使用スルトキハ管ハ其ノ周壁(1)ニ埋込セル彈性「ゴム」條(2)ノ爲メ常ニ一定ノ圓筒形ニ保タレ且強キ彈力ヲ有スル爲メ壓迫サルモノ一旦壓迫力喪失スレハ直チニ舊狀ニ復シ在來公知ナル「ワイヤー」入「チューブ」ノ如ク押し潰サレタルマ形體ノ扁歪ヲ來ス等ノ虞ナク而カモ該金屬線入「チューブ」ノ如ク厚肉ナラス管壁ヲ薄ク保チテ猶且充分補強ノ作用ヲ爲シ管壁ヲシテ強力ナラシムルノ效果多大ナリトス即埋込「ゴム」條(2)ハ管壁(1)ヲ常ニ擴張セントスル傾向ニ保ツト同時ニ管ニ強靱性ヲ與ヘ以テ耐久力ヲ増シ而カモ「ゴム」條(2)ハ管壁外側周ニ凸凹ヲ形成スル如クナシタルヲ以テ管ノ布設等ニ當リ摩擦部ヲ少ナカラシメ損傷ヲ僅少ナラシムル效果アルモノナリ



〔解説〕 第一圖に見るやうな形のワイヤー入ゴム管は從來からあるが、本案は金屬線の代りに彈性ゴムの條を起し作りあげてあるので、たとへば壓力を受けても金屬のやうにそのまゝ、凹んでしまふことなく常に圓形に保たれ且つ耐久力も著しく増す特徴がある。

昭和七年實用新案出願公告第一三六四號

第四十六類 七、冷温器

願書番號 昭和六年第八〇九六號  
 出願 昭和五年十一月十三日(前特許出願日採用)  
 公告 昭和七年二月四日

大阪市東成區蒲生町五十四番地  
 出願人 考案者 秋 岡 寅 作

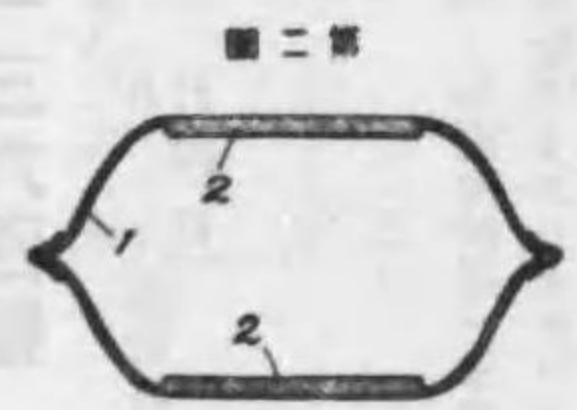
護膜製氷枕

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本實用新案ハ氷塊又ハ冷水ヲ收容シ膨出セシムヘキ護膜製氷枕(1)ノ内側ニ於テ相對スル上下兩面ノ中央部ヲ適當ノ厚層(2)トナシタルコトヲ特色トスルモノトス  
 本案ハ前記ノ如ク護膜製氷枕ニ於テ中央部ヲ厚層トナシ氷水ヲ充實ノ際其部分ニ於テハ水壓ニ抵抗シ周緣薄層部ノミニ膨出作用ヲナサシムルモノナレハ中央部ハ平坦面ヲ維持シ床上一定ノ場所ニ措キ易カラシメタルコトハ勿論使用者ノ頭部ハ安靜ニ載置サレ得ヘキモノトス  
 從來ノ護膜製氷枕ハ中央部圓頂形トナリ輪ノ如キ觀ヲ呈シ床上ニ措クニ轉キシテ落付感シク之レヲ使用スルニハ頭部ノ自重ヲ以テ中央部ヲ壓迫シ漸ク靜置ナスヘキモノニシテ不用意ニ寢返リヲナスニ於テハ直チニ壓迫部ノ位置ヲ一方ニ偏



移シ頭顱ハ中心ヲ失シテ投出サレ枕ハ其反動ニヨリ轉逸シ去ルヘキモノトス殊ニ絶體安靜ヲ必要トナス患者ニ使用スル  
トキ前記ノ如キ缺陷發生ハ病勢ヲ増進スル起因トナル虞レテ伴フモノナレトモ本案ニ在リテハ其不安ヲ全然除去シ且摩  
擦及壓迫ヲ絶ヘス加ヘラルル中央部分ヲ厚層トナシタルコトニヨリ強靱性ヲ加ヘ而カモノレカ頗ル簡素ナル構造ニ據ル  
モノナレハ效果多大ナルモノナリトス



〔解説〕 第二圖の横斷面圖に  
見らるゝ如く枕の内側上下の  
Mを厚く作つてあるので、使用に  
際し従来のやうにブクブクせず  
常に平坦であるから安靜に頭をそ  
の上に載せ得る特徴がある。

七昭 特許出願公告第七二二二 第四百類

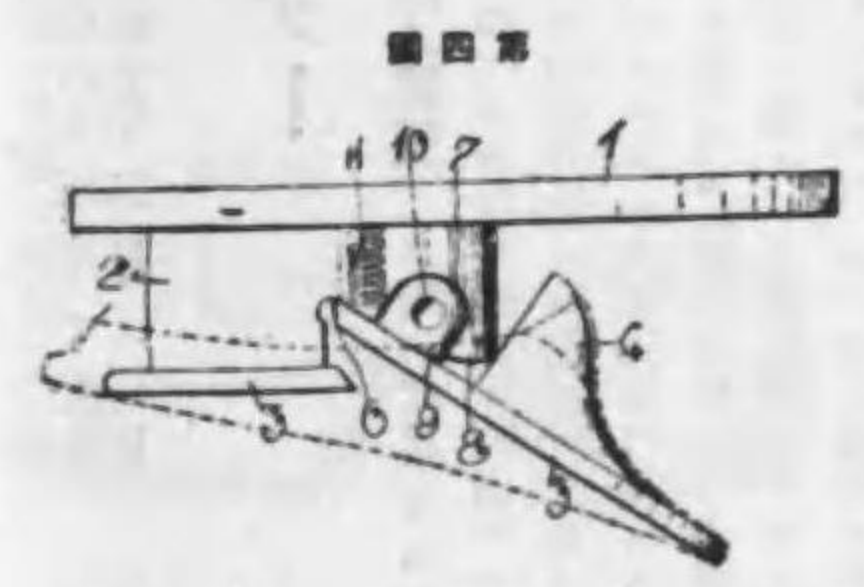
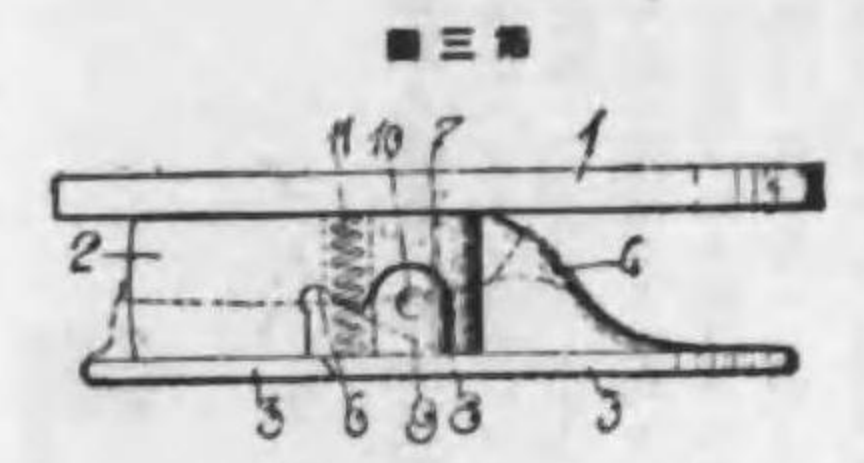
願書番號 昭和六年第六四七六號  
出願 昭和六年五月二十六日  
公告 昭和七年二月二十四日

五、護謄靴及護謄底製造機

東京市淺草區藏前片町二番地 川 一  
東京府北豐島郡尾久町上尾久二千二百七十番地 堀 數  
東京府豊多摩郡杉並町高圓寺二百一十一番地 佐 伍  
出願人 發明者 阿部 部  
東京市神田區皆川町二番地 日 笠  
代理人 日 笠

護謄底壓着用型金

實用新案發明ノ性質及目的ノ要領 本發明ハ足袋又ハ靴狀ノ底銀ヲ斜斷部ニテ接合セラレ以テ一體ヲ形成セシメタ  
ル底銀(3)及(5)ト成シ前方ノ底銀(5)ニハ支銀(9)ト脚部(4)トヲ固定シ後方ノ底銀(3)ニハ平銀(1)ニ固着セル取着金(2)ノ後半  
ヲ固定シテ之ヲ斜斷部ノ附近ヨリ上方ヲ缺截シ更ニ取着金(2)ノ前方下端迄斜ニ缺截シ尙其ノ兩側面ニ圓弧狀ノ凹陥部(8)  
(8)ヲ設ク之ヲ支銀(9)間ニ嵌込ミテ幅著シ底銀(5)ノ斜斷部ノ附近ノ位置ニ於テ取着金(2)ニ嵌込孔ヲ穿設シ之ニ彈簧(11)  
ヲ嵌挿シテ成ル護謄底壓着用型金ニ保リ其ノ目的トスル所ハ底銀ヲ折曲ケテ布製足袋又ハ靴ノ着外ヲ容易且迅速ニナシ  
得ヘク成シ以テ時間ト勞力ヲ省キ多數廉價ニ製造セムトスルニ在リ



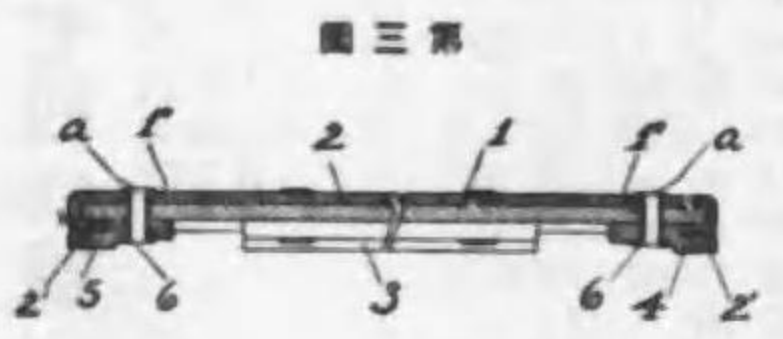
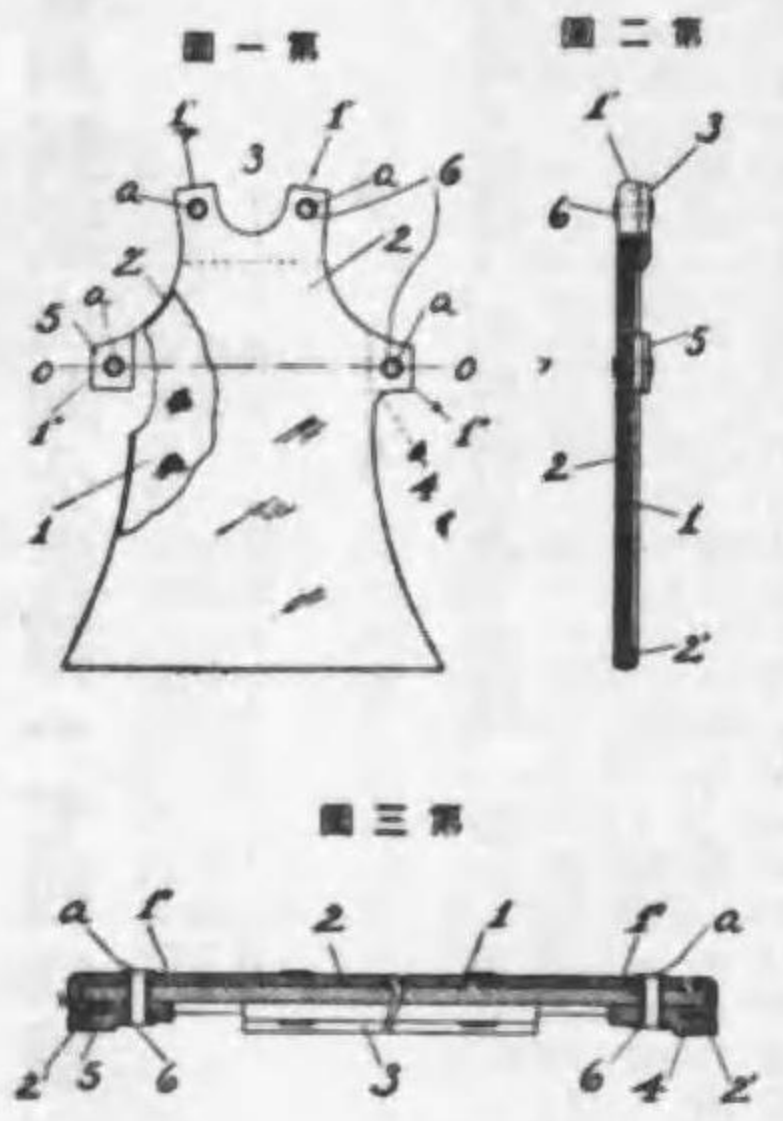
〔解説〕 底銀を折曲ければ簡單迅速に靴の  
取りつけ及び取外しが出来るやうに考案さ  
れた金型で、詳細は明細書を御覽願ひたい。

七昭 實用新案出願公告第一六七四號 第一百十七類 一九、前掛

願書番號 昭和六年第三一七八二號  
出願 昭和六年十月二十三日  
公告 昭和七年二月十四日

漁場用前掛

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ胸腹全部ヲ被覆スル前掛狀ニ帆布(1)ヲ裁斷シテソノ上部兩縁ト中央部  
兩側トニ紐取附用ノ突片(1')(1')(1)ヲ設ケテ帆布(1)ノ表裏全面ニハ護謄糊ヲ塗着シ次ニ前記帆布(1)ト同形ニシテ之レヨリモ大  
型ニ裁斷セル薄キ純護謄板(2)ヲ帆布(1)ノ表面ニ糊着シ護謄板(2)ノ周縁(2)ハ帆布ノ裏面ニ折り返シテ糊着シ又帆布(1)ノ裏  
面ヨリハ前記上部兩縁ノ突片(1')(1)ノ兩方ニ互ル如キ部厚キ護謄片(3)及中央ノ突片(1')(1)ニ各別ニ部厚キ護謄片(4)及(5)ヲ貼  
着シ各突片(1)及(1')ノ中央部ニ表裏護謄板ヲ貫通スル紐通孔(a)ヲ穿設シ該孔ニ護謄製ノ縁取片若クハ鳩目金具(6)ヲ嵌  
着シタルモノナリ  
本案ハ右ノ如ク帆布(1)全面ニ護謄糊ヲ塗着シ又ソノ表面ニハ薄護謄板(2)ヲ貼着セルヲ以テ防水ノ效アルハ勿論表面ニ貼  
着セル護謄板ノ折返片(2)ハ帆布ノ縁邊ヲ保護シ帆布ノ破綻ヲ防止シ得ル效ヲ有シ殊ニ本案ハ上部ノ突片(1)及兩側ノ突  
片(1')ノ裏面ニハ夫々部厚キ護謄片(3)及(4)(5)ヲ貼着シ該突片ニ紐通孔(a)ヲ穿設シ之ニ護謄製縁取片若クハ鳩目金具(6)ヲ  
嵌着シタルヲ以テソノ孔縁ハ強腎ニシテ紐ノ摺接ニヨリ毀損スル事ヲ防止スルト共ニ紐ノ取附部分強腎ニシテ缺裂ノ  
虞レ無キ效ヲ有ス元來漁場ニ於テハ前掛等ノ紐ハ普通棕纜繩等ノ防水質ヲ有スル粗製品ヲ用ヒ然レモソノ取扱ヒ眞ニ粗暴  
ニシテ布製紐環ヲ設着シ之ニ紐ヲ貫通スルモノノ如キハ使用日ナラスシテ紐環ノ切斷スル虞レアルモ本案ハ前記構造ナ  
ルヲ以テ水キ使用ニ耐ヘ帆布(1)及護謄板(2)ノ貼着ヨリナル體部ト相俟ツテ漁場用前掛ニ好適ス



〔解説〕 本案による漁場用前掛は防水の効  
あるは勿論、帆布が伸びることのないやうに  
作つてあり且つ紐の取付部分も強腎である。  
尙ほ後頁の實用新案出願公告第一六七五號を  
も照合せられたい。因みに第一圖は本案の平  
面圖、第二圖は縱斷面圖、第三圖は第一圖の  
O-O線に沿ふ横斷面圖である。

七昭 實用新案出願公告第一七三五號 第三十二類 七、雜外輪

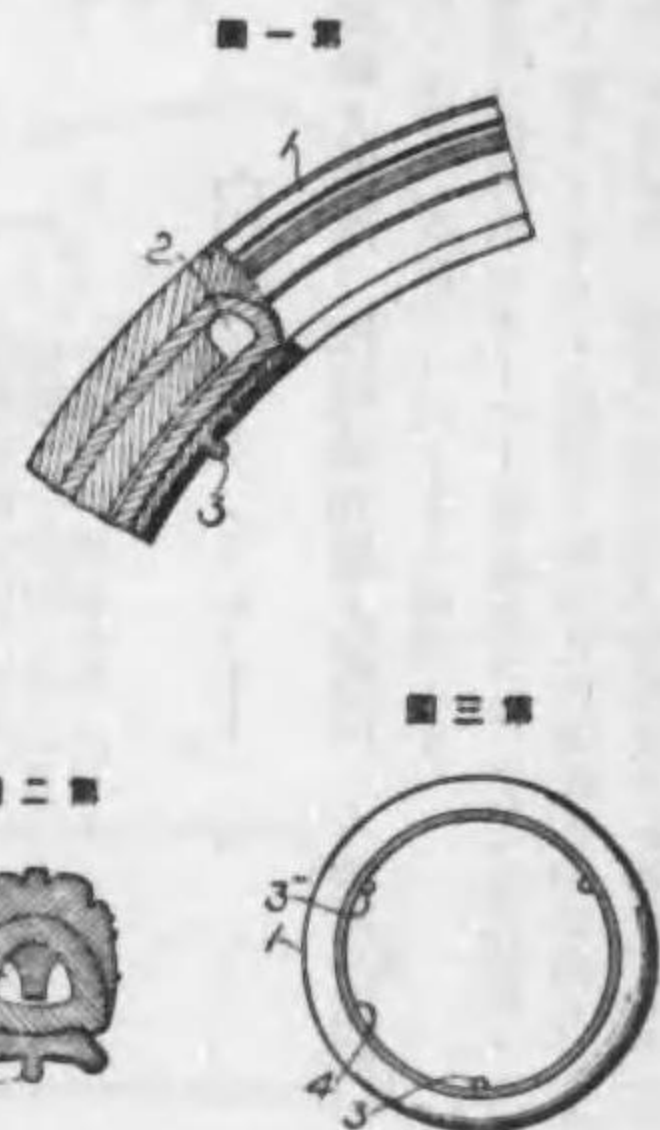
願書番號 昭和六年第五三三三號  
出願 昭和六年二月二十四日  
公告 昭和七年二月十三日

自轉車タイヤ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ環體(1)ニ空洞(2)ヲ設ケタル自轉車「タイヤ」ニ於テ其内周面ニ適  
宜數ノ滑リ止突起(3)ヲ設ケタル構造ナリ  
本案ハ自轉車「タイヤ」ヲ使用スルニハ之ヲ裝着スヘキ「リム」(4)ニ於テ突起(3)ニ對應スル位置ニ突起貫通孔ヲ豫メ  
穿設シ置キ「タイヤ」裝着ノ際該孔ニ突起(3)(3)ヲ挿入スルモノトス環體(1)ニ空洞(2)ヲ設ケタル從來ノ「タイヤ」ハ之ヲ  
裝着セル自轉車ノ乗用ニ從ヒ其ノ彈性低下シ從テ「リム」ニ及ホス「タイヤ」ノ緊締力漸次ニ減少シ「リム」カ「ブレイキ  
、シュー」ニ依リ廻轉阻止作用ヲ受クル毎ニ「タイヤ」ト「リム」トノ間ニ滑リヲ生シ「リム」ノ廻リニ「タイヤ」ヲ廻動  
スルコトトナリ從テ「タイヤ」ノ内周面ノ磨耗セララルルヲ常トス然ルニ本案ノ「タイヤ」ヲ裝着シタルトキハ突起



(3)ノ作用ニ依リ「ブレイキ」ヲ使用ノ際ニ於ケル「タイヤ」上「リム」トノ間ノ滑リヲ防止シテ「タイヤ」ノ磨耗ヲ防止シテ其ノ耐久力ヲ著シク大ナラシムルヲ得ルノ特徴アルモノトス



〔解説〕 自轉車に於てブレイキを使用する際ニ「タイヤ」リムトノ間の滑リを防止し従つて磨減を耐久力を増大せしむる目的のために、「タイヤ」の内周面に滑り止突起を設けたものである。第一圖は本器の一部断面圖、第二圖は同上横断面圖、第三圖は本器をリムに装着したる場合の正面圖である。

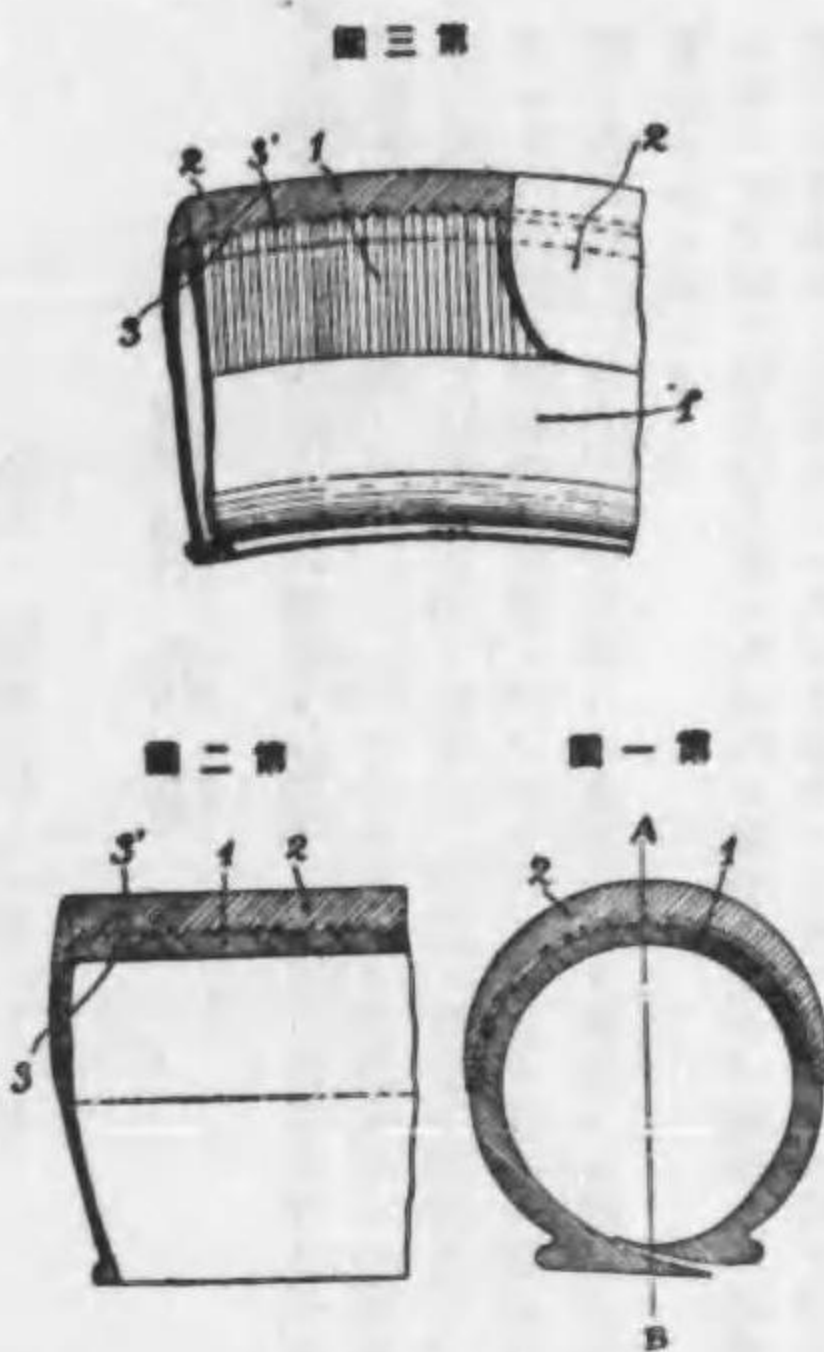
昭和七年實用新案出願公告第一七四六號 第三十二類 (一)車輪雜

願書番號 昭和六年第八八六號  
出願 昭和六年三月二十四日  
公告 昭和七年二月十三日

朝鮮仁川府外里二丁目三十九番地 盛 國  
出願人 考案者 李 盛 國

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

圖面ニ於テ(1)ハ「タイヤ」ノ内側護膜層(2)同強靱ナル外側護膜層ニシテ該外側護膜層(2)ニハ其ノ裏面全體ニ互リテ横方向ニ鋸齒狀ノ凹凸面(3)ヲ設ケ同シク内側護膜層(1)ノ表面(外側護膜層ノ接着部)ニハ横方向ニ設ケタル鋸齒狀ノ凹凸面(3)ト緊密ニ嵌合スヘク適當ナル接着劑ヲ以テ接着セシメテ成ル「タイヤ」ノ構造ニシテ本案ハ「タイヤ」ノ護膜層ヲ内外二層トナシ外層トナシ外層ヲ特ニ強靱護膜ヲ以テ製シタルカ故ニ磨減少ク内層ノ接合面ヲ横方向ノ鋸齒狀面ト爲シタルルヲ以テ兩層ノ山ト谷トカ互ニ能ク交錯嵌合シ適當ナル接着劑ヲ以テ接着セル爲自動車疾走中ト雖内外二層間ニ「ズレ」ヲ生セス一體トナリテ廻轉シ又「タイヤ」ノ外層磨減毀損セシ場合ハ外側護膜層ヲ適當ナル方法ヲ以テ剝離シ新規ノ外層ト取代ヘ得ルヲ以テ「タイヤ」ノ壽命ヲ長カラシムルノミナラス頗ル經濟的ナリ



〔解説〕 「タイヤ」のゴム層を二重にして、外層だけを新しいものと取換へ得るやうにしてあり従つて「タイヤ」の壽命を長からしむる効がある。然して内外の接着面がカチリ噛み合せるやう特種の考案を施したるもの、第一圖は本案の横断面、第二圖は第一圖のA-B線に於ける縱断面第三圖は一部を切斷せる側面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第二〇四九號 第一百十五類 一、二、毯

願書番號 昭和五年第三四一七二號  
出願 昭和五年十一月二十六日  
公告 昭和七年二月十八日

東京市本所區横綱町三番地 進 士 喜 代 太  
出願人 考案者 進 士 喜 代 太

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ「ゴム」球ノ表面ヲ其大圓周ヲ中央トスル帶形ト該大圓周ノ極ヲ一端トスル帶形ト之等間ニ挾マルル二ツノ中間帶形トノ五ツノ帶形ニ區分シ此兩中間帶形ノ全表面ヲ同大ナル數多ノ三角錐體ヲ以テ包圍シ而カモ之等各三角錐體ノ頂點ハ何レモ他ノ帶形ノ球面ニ一致シテ均分的ニ分布シ而モ之等各三角錐體ノ頂點ニ集マル各稜上ノ各點ヲ過キル前記大圓周ト平行ナル小圓周ハ該大圓周ヲ遠サカルニ從ヒ次第ニ其半徑ヲ縮少スル如キ傾斜ヲ保タシメテ成ル構造ヲ特徵トスルモノニシテ即チ内層ヲ有シ若ハ單一層ヨリ成ル「ゴム」球ノ表面ヲ其大圓周ヲ厚サノ中央トスル帶形(中央帶形)ト五ツノ帶形ニ區分シ兩中間帶形ノ部分ノ表面ヲ「ゴム」球ト一體ニ連結セル「ゴム」ヲ以テ形成セル同大圓周ノ數多ノ三角錐體(d)ヲ以テ包圍シ各錐體ノ頂點ハ他ノ帶形ノ球面ニ一致シテ略均分的ニ分布シ而モ各三角錐體ノ頂點ニ集マル各稜上ノ各點ヲ過キル前記大圓周ト平行ナル小圓周ハ該大圓周ヲ遠サカルニ從ヒ次第ニ其半徑ヲ縮少スル如キ傾斜ヲ保タシメテ成ルモノニシテ之カ爲ニ中間帶形ヲ其極ヲ過キル大圓周ニ沿ヒ等分シテ更ニ數多ノ薄帶形ニ區分シ之等薄帶形ヲ該帶形ノ厚サニ等シキ高サノ三角錐體ト底面トスル三角錐體(d)ヲ交互ニ反方向ニ向ハシメ以テ隣者ト底稜ヲ共有スル如ク連續圍繞セシムルトキハ同高周大ノ三角錐體ニ依リ中間帶形ノ全面ヲ包圍セシメタル原型ノ彫刻ヲ容易ナラシムルコトヲ得ルノミナラス三角錐體ヲ特殊ノ形狀ニ形成スルニ便ナリトス而シテ本案ニ於テハ特ニ之等各三角錐體(d)等ノ頂點ニ集マル三稜上ノ各點ヲ過キル前記大圓周ト平行ナル小圓周ハ該大圓周ヲ遠サカルニ從ヒ次第ニ其ノ半徑ヲ縮少スル如キ傾斜ヲ保タシムルモノトス本案ハ前述ノ如クナルヲ以テ前記ノ如ク形成セル原型トシテ錐體ヲ鑄造スルトキ錐體ハ自由ニ拔キ取り得ヘク從ツテ原型ニ形成セル三角錐體ハ其拔取りニ際シ其高サヲ減スルコトナク從ツテ帶形ノ全面ヲ極メテ齊一ナル三角錐體ニ依リ包圍セシムルコトヲ得ルモノニシテ此齊一ナル三角錐體ニ依リ包圍シタル場合ニ掌裡ニ及ホス三角錐體ノ影響ハ何レノ方向ニモ同一ナルヲ以テ投球ノ場合ニ方向ヲ誤マルコト少ナク又抽球ニ際シテモ滑脱等ノ虞ヲ減スルコトヲ得ヘク又各三角錐ノ頂點ハ全面ニ均分セラレ居ルヲ以テ其反跳ニ當リテモ規則正シキコトヲ得ルヲ以テ極メテ良好ナル考案ナリトス



〔解説〕 要するにゴム表面のイキイガを規則正しい大きさと方向のものに仕上げ、投球の方向を誤ることなく、又その反撥も常に正確を期し得られるやう考案されてある。第一圖はゴム球の側面圖、第二圖は同上一部の擴大縱断面圖、第三圖は同上平面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第二一三二號 第一百二十二類 一、靴

願書番號 昭和六年第六一五號  
出願 昭和六年一月十二日  
公告 昭和七年二月二十日

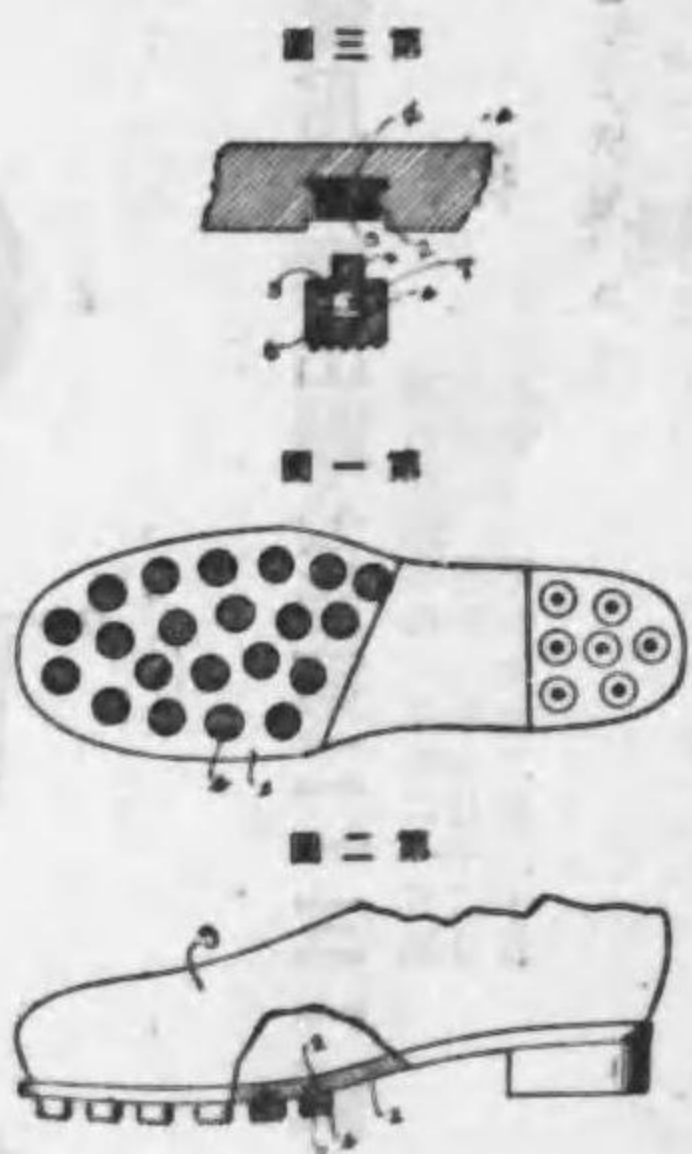
東京市本所區龜澤町四丁目一番地ノ二號 久 藏  
出願人 考案者 小 谷 久 藏

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ突出セル板狀部ヲ備ヘ且ツ雌螺旋ヲ有スル金具ヲ靴底内ニ埋設シ該雌螺旋ニ適合スヘキ雄螺旋桿ヲ「ゴム」又ハ皮革ヲ以テ包ミ膨大ナル頭部ヲ形成セシメ該膨大部ニ凹窩ヲ特設シタルモノヲ取付ケテ成ル靴ニ係リ圖面ニ於テ(1)ハ靴ノ底部ニシテ皮革又ハ「ゴム」製トス(2)ニ雌螺旋ヲ有スル金具ニシテ其下底ニ廣キ板狀部(2)ヲ有ス(3)ハ雌螺旋(7)ハ雄螺旋桿ニシテ雌螺旋(8)ヲ有シ其頭部ニ板狀部(6)ヲ有ス該頭部ヲ被覆スヘク「ゴム」又ハ皮革ノ膨大ナル頭部(4)ヲ取付ケ膨大部(4)ノ上端ニ凹窩(5)ヲ穿テ雌螺旋桿(7)ヲ雌螺旋内ニ挿入セシメタルトキ該凹窩ニヨリ



テ膨大部(1)ノ固着ヲ充分ナラシムルト同時ニ螺旋ノ弛緩スルコトナカラシム  
 本案ハ「ゴム」靴、皮革靴等ニ應用シ得ヘク膨大部(4)ハ多少弾性ニ富ム材料ヲ以テスルトキハ「ゴム」以外ノモノニテモ之  
 ヲ使用シ得ヘシ  
 本案ハ前記ノ如キ構造ヲ有シ螺旋(7)ノ頭部ニ凹窩(5)ヲ有スル「ゴム」又ハ皮革製ノ膨大部(4)ヲ取付ケテ之ヲ靴底中ニ埋  
 設セル螺旋(2)ニ挿入固着セシメタルカ故ニ使用中弛緩脱落スル虞ナク然カモ摩擦シタルトキ容易ニ取換ヘ得ヘク實用  
 的効果大ナリ



〔解説〕 圖に見らるゝやうな靴底のイボが  
 けを自由に取外し、取り換への出来るやう  
 工夫して實用的効果を擧げんとするもので  
 靴底の方に雄ネガを穿ち、イボの方に雌ネガ  
 を有せしめ、ネガによつて取りつけるやうに  
 なつてゐる。第三圖は靴底のネガ部と、イボ  
 のネガ部とを擴大した圖である。

昭和七年實用新案出願公告第二一七〇號

願書番號昭和六年第四二七號  
 出願 昭和六年一月十日  
 公告 昭和七年二月二十三日

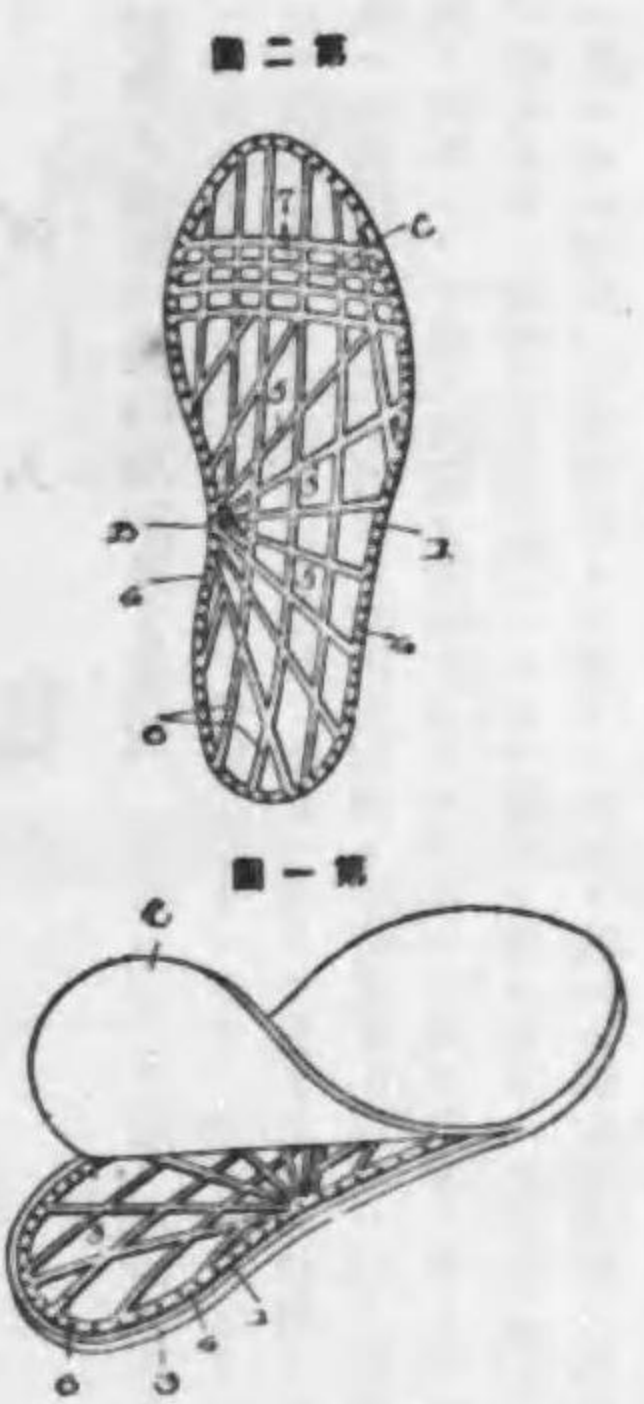
第百二十一類 一、履物底

神戸市大石十五番地  
 出願人 考案者 三 保 耕 造

護謨履物底

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本實用新案ノ護謨履物底ハ金屬製芯飯(1)ヲ護謨板(2)及(3)ノ間ニ挟ミ此等ノ護  
 謨板ヲ和破其他適當ノ方法ニヨリ接着シテ一體ノ構成スヘクナシタル履物底ニ於テ芯飯(1)ヲ周縁部ヲ形成スル骨(4)ト  
 土踏マスノ部分(5)ヲ中心トスル放射狀ノ骨(6)ト縱方向ノ骨(6)ト爪先キト土踏マスノ中間(C)ニ於ケル橫方向ノ骨(7)トシ  
 テ網狀ニ形成シタルモノナリ本案ノ護謨底ハ細キ骨ヲ網狀ニ形成シタル薄キ金屬製護謨板ノ間ニ介入シタルモノナル  
 カ故ニ芯飯ヲ使用セサル護謨底ト同様ニ屈伸極メテ自由ニシテ足底ノ運動ヲ阻害スル事ナク然モ護謨板(2)及(3)ハ芯飯(1)  
 ト一體トナリテ弾力性ヲ有スルカ故ニ脚部ヲ有スル履物ニ對シテハ其收縮及變形ヲ防止シテ永ク履物ノ形狀ヲ優美ニ保  
 持セシム且屈伸ノ必要ナキ土踏マスノ部分B及此部分ト爪先キトノ中間部分(C)ハ骨ヲ密集セシメテ芯飯ニ強力ヲ保持セ  
 シメタレトモ他ノ部分ハ骨ヲ比較的疎トナシタルカ故ニ底部ヲ極メテ圓滑ニ屈伸セシム得ル利益アリ



〔解説〕 二枚のゴム底の間に第二圖の  
 やうな金屬板を挟んだもので、形崩れを  
 防ぐと共に、金屬板の骨組に特殊の工夫  
 をこらしてあるから足の屈伸運動にも何  
 等の不自由を感じしめない。

昭和七年實用新案出願公告第二四二四號

願書番號昭和六年第一三二四二號  
 出願 昭和六年五月二二日  
 公告 昭和七年二月二十七日

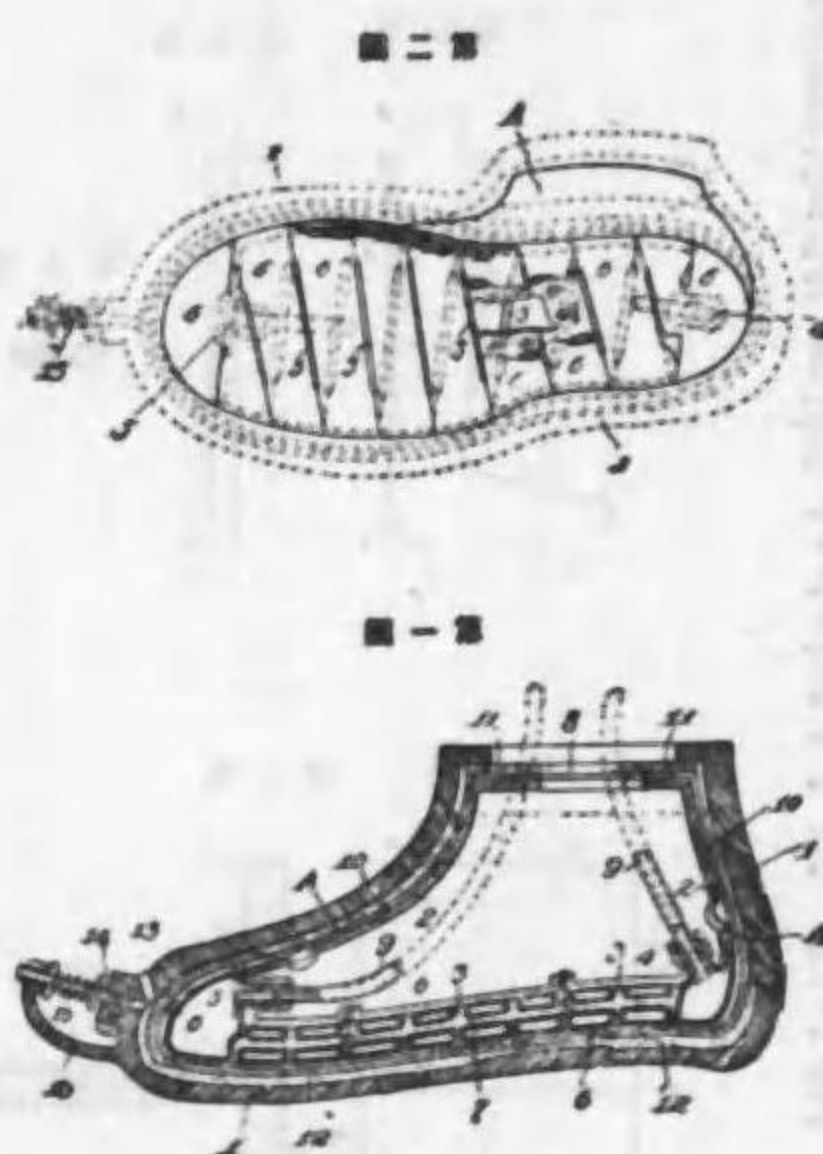
第百四類 五、護謨靴及護謨底製造機

久留米市東町四六一番地  
 出願人 考案者 安 藤 勝 次

履物外被護謨片貼着装置

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ外壁(1)ヲ分割シ得ヘキモノニ成形シ該外壁(1)ノ内部ニ中空芯型(2)ヲ挿  
 入シ該中空芯型(2)ノ底部ヲ二階層トナシ該二階層ノ層下板(7)ノ表面兩面ニ仕切壁(8)ヲ設ケ中空芯型(2)ノ踵部ト爪先部トノ  
 端部ヲ切缺トナシコレニ開口スル氣管取付口(4)及(5)ヲ該端部ニ取付テ該氣管取付口(4)ト連結スル護謨管(6)ヲ前記二重ト  
 ナシタル下板(7)ニ仕切壁(8)ヲ一幅溝トシテ螺旋形ニ擺搖シコレカ末端ヲ氣管取付口(5)ニ連結シ中空芯型(2)ノ頂部(8)ヨリ  
 導入セル導管(9)ト該氣管取付口(4)ノ内側口端トヲ五ニ連接シ外壁(1)ノ内側面ニ沿フテ相似形ヲナセル膜皮(10)ノ口縁  
 ノ内方ニ折曲ケテ中空芯型(2)ノ頂部(8)ニ口蓋(11)ヲ以テ緊締セシメタルモノナリ圖中(12)ハ貼着用「ゴム」片定置凹陥部  
 (13)ハ外壁(1)ノ爪先方向ニ設ケタル刺蝟「ゴム」片排出口(14)ハ排出口ノ制御用不戻弁(15)ハ不戻弁軸杆ノ支承部ナ  
 リ  
 本案ハ流体壓力ヲ應用シテ履物脚被ニ「テーブゴム」、爪先「ゴム」、底「ゴム」片等ヲ貼着セシムヘクナシタルモノニシテ  
 履物脚被(A)ヲ被嵌セシメタル中空芯型(2)ヲ前記「テーブゴム」爪先「ゴム」片、底「ゴム」片等ヲ夫々所定ノ位置ニ置併  
 ヘタル外壁(1)内ニ裝入シ其分割部分ヲ縮着シテ導管(9)ヲ以テ護謨管(6)内ニ流体壓力ヲ施ストキハ該護謨管(6)ノ膨脹ニ隨  
 ヒテ膜皮(10)ヲ該脚被(A)ノ内面方向ヨリ外壁(1)ノ内側面ニ壓迫スルモノニシテコレカ壓迫限度ニ達シタル場合前記配  
 置セル各「ゴム」材料ニ過剰ヲ生スルトキハ不戻弁(14)ヲ壓力ニヨリテ押開キ刺蝟ノ生「ゴム」ヲ排出口(13)ヨリ吐出セシメ  
 採取ニ便ナラシメ得ヘク前記ノ如ク加壓ノ儘ニテ外壁(1)ヲ適宜加硫燻中ニ挿入シテ乾燥ヲ施セル後導管(9)ノ壓入流体  
 引抜き護謨管(6)及膜皮(10)ヲ縮小セシメ外壁(1)ヲ分割シテ中空芯型(2)ト共ニ成形履物體ヲ取出シ得ヘカラシメタルモノ  
 ニシテ氣管取付口(4)及(5)ヲ設ケタル踵部ト爪先部トノ切缺アルカ爲ニ履物脚被(A)ヲ該中空芯型(2)ニ被嵌セシメ又ハ脫  
 離セシムルコトヲ容易ナラシメ螺旋狀ニ擺搖セル護謨管(6)ノ爲ニ壓着部分ヲシテ其外方膨脹比率ヲ均齊ナラシメ且其取  
 扱位ニ修理ヲ簡易ナラシメ得ルモノトス



〔解説〕 本案は流体壓力を應用して履物脚被に「テ  
 ーブゴム」、爪先「ゴム」、底「ゴム」片等を貼着せしむるやう考  
 案されたもので、第一圖は本案履物外被「ゴム」片貼着裝  
 置の使用状態を併せて示せる縱斷正面圖、第二圖は其の外  
 壁を除き、一部を截開せる裏面の斜視圖である。

昭和七年實用新案出願公告第二四二九號

願書番號昭和六年第一七五八三號  
 出願 昭和六年六月六日  
 公告 昭和七年二月二十七日

第百四類 五、護謨靴及護謨底製造機

大阪市東成區中道町一丁目一番地  
 出願人 考案者 岩 井 潔

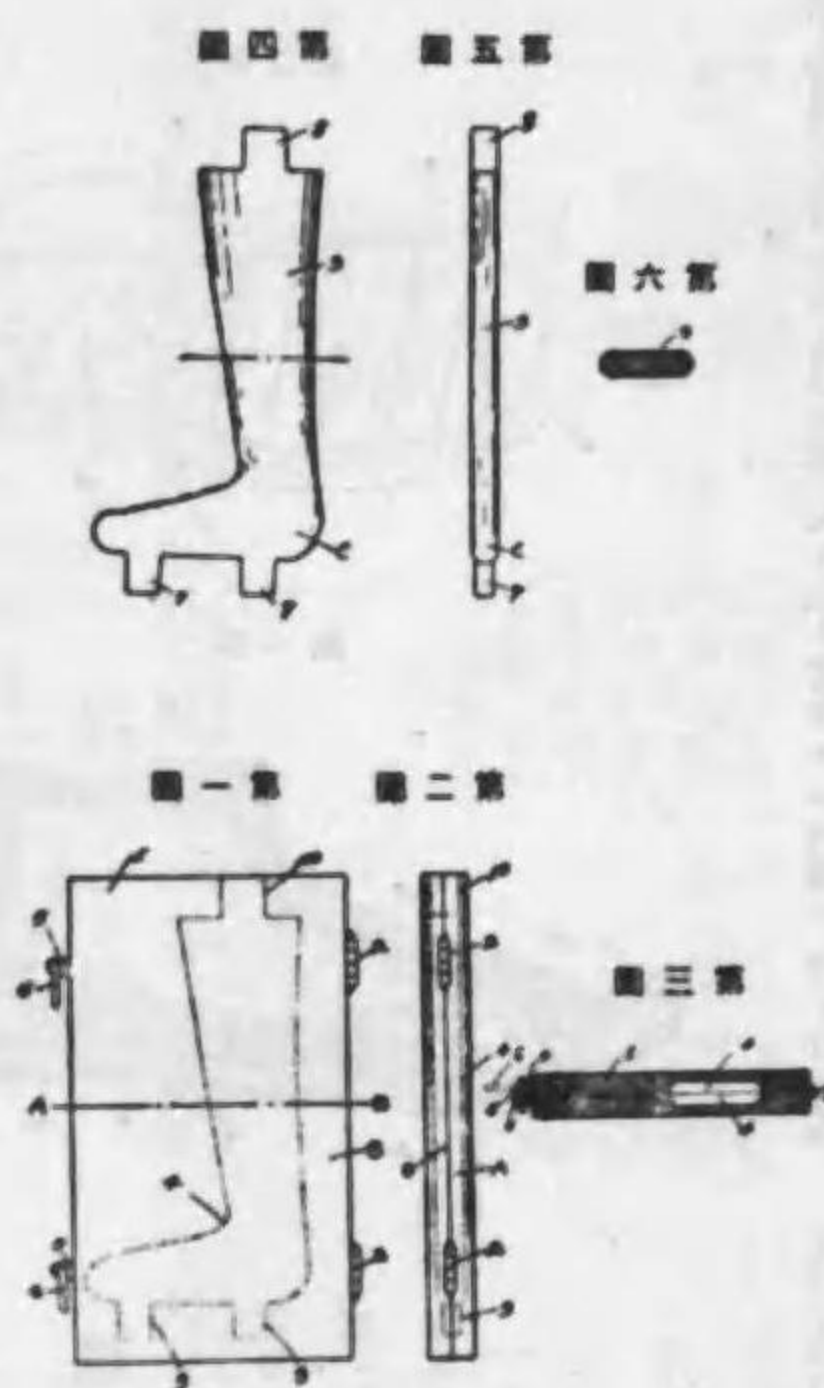
護謨長靴製造原型

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

圖中(1)ハ軸金具(2)ニヨリ飯(A)Bノ側端ヲ互ニ開閉自由ニ軸着シ其内面ヲ互ニ  
 合着スルコトニヨリ外面ニ凹凸模様ヲ有スル雄型(3)ヲ小隙ヲ存シテ收縮スル中孔ヲ形成スヘキ凹缺(4)ヲ飯(A)Bノ各内面  
 ニ穿設シテナル雌型(5)ハ飯(A)Bノ縁部ニ相對シテ突設セル突片(9)ハ突片(5)ヲ互ニ定着スル把手ナリ而シテ雄型(3)ハ  
 長靴ヲ側面ヨリ見タルト同様ノ外形トナシタル扁平飯ヨリナリ其靴部Cノ下縁ニ突片(7)ヲ設ケ上端縁ニ取出シ挿片(8)



テ設ケテナルモノトス(9)ハ突片(7)ト密合スル機凹缺(4)ニ連設シタル凹缺(10)ハ摺片(8)ト密合スヘク凹缺(4)ニ連設セル凹缺ナリ本案ハ上記構造ヨリナリ(1)ハ凹缺(4)ニ生「ゴム」板ヲ敷キテ(2)ハ載置シ銀(A)ヲ緊定後加硫シ以テ扁平靴形ノ「ゴム」筒ヲ得ルニ用フルモノニシテ之レヲ更ラニ内面ヲ外面ニ現ハスヘク裏返シテ眞型ニ「メリヤス」其他ノ生地ヲ嵌装シタルモノトス「ゴム」筒ヲ嵌装シタルモノトス「ゴム」筒ヲ得ラルルノ效果アルモノトス



〔解説〕 各部同一の厚味の扁平靴形の「ゴム」筒を得られる効果のある原形で、第一圖はその平面圖、第二圖は後面圖、第三圖は第一圖A—B線断面圖、第四圖は後面の平面圖、第五圖は後面圖第六圖は第四圖C—D線断面圖である。

昭和七年二月十日公告

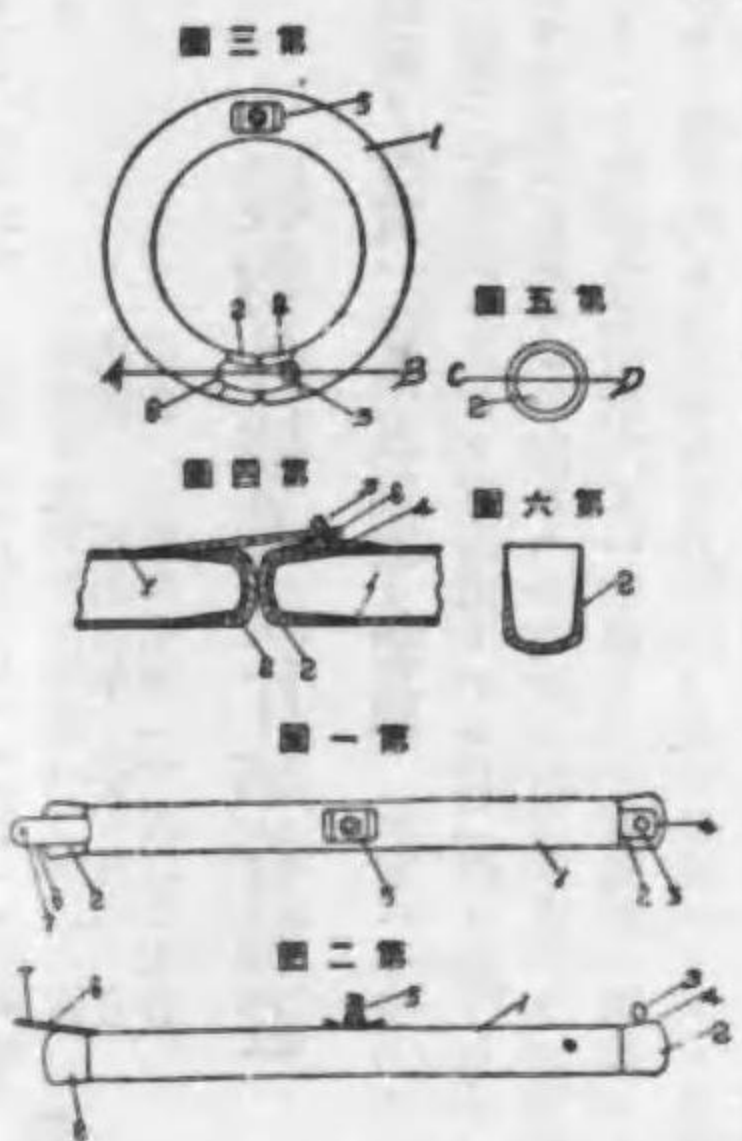
實用新案出願公告第二六九三號

願書番號 昭和六年第一四二六號  
出願 昭和六年一月二十日  
公告 昭和七年三月五日

第三十二類 六、空氣入外輪及内管  
德島縣三好郡三繩村字中西二十六番地ノ一  
出願人 考案者 藤 黒 喜 八

車輪用中袋

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本願ハ空氣入車輪ニ使用ス可キ中袋ノ兩端ヲ結合シ絶對ニ結合箇處ヨリノ空氣ノ漏洩ヲ防クモノニシテ車體ヨリノ着脱ヲ簡易ナラシムルモノナリ中袋(1)ノ兩端ニ第五圖第六圖ニ示ス如キ「ゴム」製「コップ」型「キャップ」(2)ヲ貼着セシメ右端ハ第四圖ニ示ス如ク軟質「エボナイト」(3)ヲ押へ「ゴム」板(4)ニ貼着セシメ左端ニ結合帶(6)ヲ鈕(5)ニ相對シテ結合スルモノナリ第三圖ニ示ス如ク空氣弁(5)ヨリ空氣ヲ壓入シ兩端ヲ結合帶(6)ニ依リ結合スル時ハ中袋ノ兩端ハ密着シテ結合セラレ毫モ間隙ヲ有セサル爲車輪「タイヤ」ノ彈力性ニ何等ノ變化ナク其ノ兩端ニ「ゴム」製「コップ」型「キャップ」ヲ貼着セシメタルモノナレハ中袋ニ摩擦損ヲ與ヘルカ如キ事絶對ニナシ中袋ノ「パンク」又ハ修繕ニ際シ着脱自在ナル爲從來ノ如ク車輪ヲ車體ヨリ取除ク必要ナク容易ニ其ノ目的ヲ達成シ得ルノ效果ヲ有ス



〔解説〕 中袋の結合箇所より絶對に空氣が洩れないやうに、且つ車体よりの着脱を簡易ならしむべく考案された中袋で、第一圖は中袋の平面圖、第二圖は後面圖、第三圖は本装置により結合せる中袋の平面圖、第四圖は第三圖A—B線よりの断面擴大圖であつて第五圖は中袋の兩端に裝備する「ゴム」製「コップ」型「キャップ」の擴大平面圖、第六圖はその縦断面圖である。

特許出願公告第六一〇號

(昭和七年二月十七日公告)

メリヤス手袋護膜被着法

出願人 米村 甚六  
東京市牛込區市ヶ谷町九五

本發明はラテックス又はアンモンニヤ混入ラテックスに酢の卵を壓搾して得たる油狀物を混和して成るものをメリヤス手袋の表面に塗着し後之に顔料及硫黄を混和せる生ゴム溶液と加温せるラテックスとを混和して得たる餅狀の凝集物をベンチン又はベンゾール等に溶かして泥狀となしたるものを數回反覆塗着し、後加硫して成るものであつて極めて柔軟にして且つ剝離する虞れないゴム被層をメリヤス手袋の周圍に附着せしめんとするにある。

特許出願公告第七五六號

(昭和七年二月廿六日公告)

護膜ローラー巻纏機

出願人 石崎 佐門  
東京府北豐島郡西巢鴨町池袋四  
外 二名

本發明はゴムローラーを製造することを目的とするもので、滾棒の中部に二個のローラーを並架し、其の上方に架した押へローラーの架板は彈棒の廻旋に依りて昇降することの出来るやうになし、ローラーの下方に架した支持棒の兩側に固着せる支持板の正面上方には度目版を固着し、その下方に取附ける指示針の軸には支持板の裏面に於て滑車を固着し、該滑車を巻附けた牽紐の下端には螺旋彈線を連着し、牽紐の上端にゴムを巻附けるべきローラーの軸棒に結びつけることの出来るやうにしたゴムローラー製造用の巻纏機である。

實用新案出願公告第一六六五號

(昭和七年二月十日公告)

ゴムレール

出願人 鈴木 隆平  
大阪市東區京橋二丁目三三

從來からゴム軌條を座金に装着したものはあることはあるが、いづれも其の取着けが不完全であるといふもので本案は之れを改良して成れるものである。軌條の突縁を固定座の突縁にて形成したる溝内に嵌合し、咬押せる側部を固定座の對壁にて挟持せしめ受支縁にて軌條の下線部分を受支せしめてあるから軌條を完全に固定座に装着し得るのみならず、軌條上に重量を受けるやうなことがあつても、受支縁でうまく受け支へて、壓縮せらるゝ程度を緩和し、且つ戸車等を直接この受支縁に接觸するやうなことの無いやうに工夫をこらしたものである。

實用新案出願公告第一六七五號

(昭和七年二月十日公告)

漁場用前掛

出願人 米倉 重郎  
神戸市須磨區山下町一丁目八ノ二

本案は胸から掛ける漁場用の前掛で、裏面を所用形狀に裁斷した帆布とし、其の表裏兩面にゴム糊を塗り、その表面全体に薄ゴム板を糊着せしめ該ゴム板の周縁を少しく延長して該部を帆布裏面に折返して糊着し、休布の裏面に於て上部の兩側縁に内部を帆布とし外被全部をゴム板としゴム糊によつて固着せしめて成る紐環をいづれも帆布に縫着し、且つ各紐環を被覆するやうなゴム板、その下部は兩側紐環を各別に被覆するやうなゴム板を糊着して成る前掛で、防水の効あると同時に強靱にして且つ紐環も至つて丈夫であり離脱することなく、差繩を通して決して摺り切れたりなどはしない特長を有する。

實用新案出願公告第一九〇五號

(昭和七年二月十七日公告)

浮子兼用手提袋

出願人 城 戸 本 二  
富山市大泉町六一七

二葉のゴム引布を合致せしめ、其の周縁を糊着又は縫着したる袋を形成し、之に空氣を送入すべき金具を取付け、又別に適當位置に、同じく長方形のゴム引布を當て、その兩側縁と中央部とを夫々糊着又は縫着し、上縁に沿ふ部分は開放して袋部となしたもので、空氣を吹き込んで膨脹せしむれば游泳用浮子に兼用し得る手提袋となる外に、空氣の吹込を適當に加減する事によつて空氣枕、座蒲團にも使用し、又提手に紐を通してそれを人休にかければ非常に理想的な游泳浮子として使用出来る。手提袋としては二つに折曲げれば内面上に貼着けた別の袋部が即ち容袋となつて役立つのである。

實用新案出願公告第二〇二四號

(昭和七年二月十八日公告)

海水浴用帽子

出願人 北條 勝 豊  
東京市芝區白金之光町四八六

本案は海水浴用帽子に考案を施せるものであつて、帽子の二箇所に於て丈を長くなし、この部を始点としてゴム紐を左右に別個に出してあるから帽子を冠つた時ゴム紐が帽子の下部を平な圓形に爲さんとする如き缺點なく、よく頸掛紐を出した部が下にさがり頸掛紐を引締むる時帽子の前部も後部も夫々別個に頸部に密着せられ横より見たる形狀極めてよく且つ頸の強く引かるゝことなく使用心地も至つて良いといふ特長を持つてゐる。



實用新案出願公告第二二二二號

(昭和七年二月二十日公告)

地下足袋用足袋

出願人 福助足袋株式会社

在來の足袋に於ては、内外脚布と底布との縫合線は何等の基準なく、只だ單に縫合せが目に見えないやう適宜割合を定めて裁斷縫合せたに過ぎないが元來人の足裏は中央で内側へ少しく凹んでゐるものであるから自然在來の足袋はピツタリと足裏に一致せず且つ履いてゐて足の屈伸ある場合に屈伸を與へずして不快あるは免れず。この点を改良したものが本案であつて足袋の周邊に自然の足に副ふ如く曲線を設けて脚布と底とを縫着したる爲め、自然足通りのものに形成して密合し得るやうになし、従つて足の屈伸に不自由なき効果を有してゐる。尙ほ本案足袋は地下足袋用の足袋にしてゴムを膠着又は粘着して使用し得るは勿論である。

實用新案出願公告第二二〇一號

(昭和七年二月二十三日公告)

氷 囊

出願人 新田愛三

東京市淺草區北之筋町六六  
従來氷引布を以つて作つた從來の氷囊に於て、その筒状口内壁上周にゴム引布にて作つた漏斗の筒の上縁周部を添着し、その下方部周と筒状口の間隙を有するやうに構成したもので、使用中囊体を壓せらるゝ場合は筒状口内壁周に設けた筒と内壁周との間隙に水分の充實すると同時に筒の下内壁上面に緊密に接觸し其の周圍に於ける水壓力の爲め直ちに筒状口に緊縮部内面に押上げられ口内に壓迫することに因り、水分の口外に漏出するの恐れを防止し得る効果を有してゐる。

實用新案出願公告第二二四四號

(昭和七年二月二十三日公告)

護謄絶縁電線端防水装置

出願人 古河電氣工業株式会社

東京市麹町區丸ノ内二丁目六  
従來絶縁電線に於て金屬套管を以て導体と絶縁体との上に圍繞し、導体と套管とを覆着し導体方面よりの流下水分の浸入を防止することは出来るが、絶縁物方面よりの滲透水分の浸入することは之をどうしても防止することは出来なかつた。

實用新案出願公告第二二六二號

(昭和七年二月廿五日公告)

掛軸用風鎮兼用ゴムカバー

出願人 松本玉城

本考案は極軟質のゴムを以て外部全体を形成し、上部に丸き穴を形成軸先を嵌めこみ以て軸先を保護せしめ、下部に石又は金屬の重量物を嵌め込んで風鎮の作用をなさしめるもので、掛軸の軸先は象牙又は木製であるのを普通として何れも堅く且つ軽いから少しの風でも動きそれが爲に背後の床壁に傷をつける缺點があるのを除去し得る効果がある。

實用新案出願公告第二三三二號

(昭和七年二月二十七日公告)

防水頭巾

出願人 池田省三

東京府豊多摩郡澁谷町神山二〇  
本案は防水頭巾の一部に水を弾く性質を有する蚊帳様布、絹、紗等の如き荒目の布を用いたもので、全体をゴム引布で作し、耳と眼に當る部分は之を切取つて、その代りに適宜薬液によつて水を弾く性質を保たしめた前記の如き荒目の布を貼つたもので、見透しも利くし音響も聽かれ、且つ折疊んで携帯するにも至極便利なやうに出来てゐる。

實用新案出願公告第二四三〇號

(昭和七年二月二十七日公告)

浚渫用ゴムジョイント

出願人 東京護謄工業株式会社

本考案は強度の壓力を受けつゝ、波浪の爲屈曲作用を受くるも充分なる強さを有し直徑を膨脹せしむることなく然かも屈曲を容易ならしむべくなせる浚渫用ゴムジョイントで、長さの方向に平行直線なる織目を有する平打布紐を其一半が直重合する如く軸に對し直角に捲いて成れる層を有してゐるものである。

實用新案出願公告第二五九四號

(昭和七年三月三日公告)

受 尿 帶

出願人 大久保寛

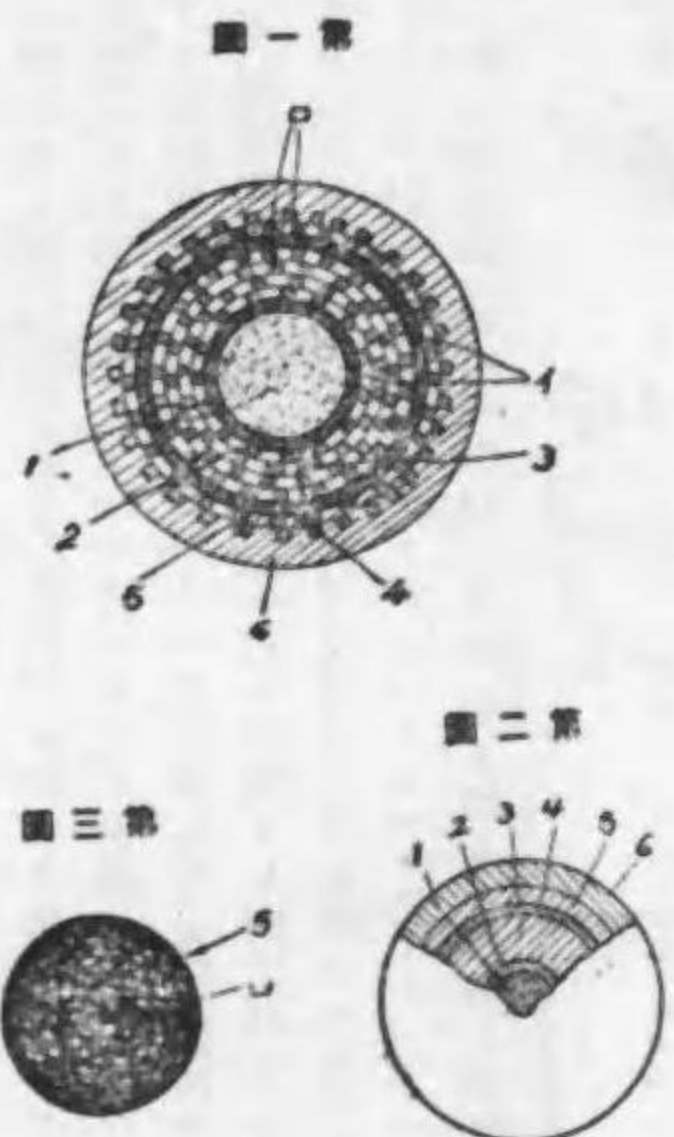
東京市小石川區表町九  
純ゴム製帯体の中央部分に透孔を設け該透孔に内部に×ボンドゴムの如き柔軟性伸縮材料を充填し、後方に至るに従ひ漸次高く傾動して其端を臀部の局部の密着し得る突隆となしたる管状のゴム製隆起を繞らし該透孔の下面に漏斗状管を取付けてなる受尿管であつて、男女の陰部に確實に密着して排尿の漏洩を防止し得る、特長がある。

實用新案出願公告第二四六三號

出願人 古河電氣工業株式会社

ゴルフ用ボール

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ「レクレーム」中ニ金屬粉ヲ加ヘテ球心(1)ヲ作り其外層(2)ヲ「ゴム」テ作リ「イ」ニテ卷キ其外層(3)ハ「ゴム」ロヲ以テ疎ニ卷着シ其外層(4)ハ「ゴム」テ作リ「イ」ニテ相當厚ク卷キ緊密ナル層ヲ作り其外層(5)ハ「ゴム」ロヲ以テ疎ニ卷着シ最外層(6)ハ「ガタベルチャー」ニテ包メルモノナリ 本案ハ「ゴム」テ作リ「イ」ニテ卷キ前記ノ空氣ヲ密封スル如キ厚キ緊密ナル層ト爲シテ空氣封入ニ依リ反撥力ヲ多カラシメ其外層(5)ハ「ゴム」ロヲ以テ疎ニ卷キ間隙ヲ有スル如ク爲シ最外層(6)ノ「ガタベルチャー」ヲ壓迫ニ依リ外層(5)ノ間隙中ニ入り込マシメテ硬度ノ甚シク相違スル最外層(6)ノ「ガタベルチャー」ト「ガタベルチャー」トカ別離セサル様ニ爲シ「ガタベルチャー」ハ壓迫シテ硬化セシメ猶「ゴム」テ作リ「イ」及ヒ「ゴム」ロハ各伸張セシメツツ卷着スルヲ可トス



〔解説〕「レクレーム」に金屬粉を加へて作つた球心の外層を「ゴム」テ作リ「イ」ニテ相當厚ク卷キ緊密ナル層ヲ作り其外層(5)ハ「ゴム」ロヲ以テ疎ニ卷着シ最外層(6)ハ「ガタベルチャー」ニテ包メルモノナリを以て疎に卷き最外層は「ガタベルチャー」にて包みたるゴルフ用ボールであつて、第一圖は本案の擴大せる縦斷面圖、第二圖は一部を切缺せる斜面圖、第三圖は最外層を除いた平面である。

實用新案出願公告第二六九二號

出願人 米利加合衆國コンネクチカト州デルビイ市

護謄引「テープ」ニ濕氣ヲ與フル装置

類似品多し！  
此のマークニテ最優品!!

權威アル製品ハ  
優良ナル製品ニ  
ヨツテ生ル



上田長兵衛商店  
大蔵區外神田區北區  
電話掛川三三〇〇番



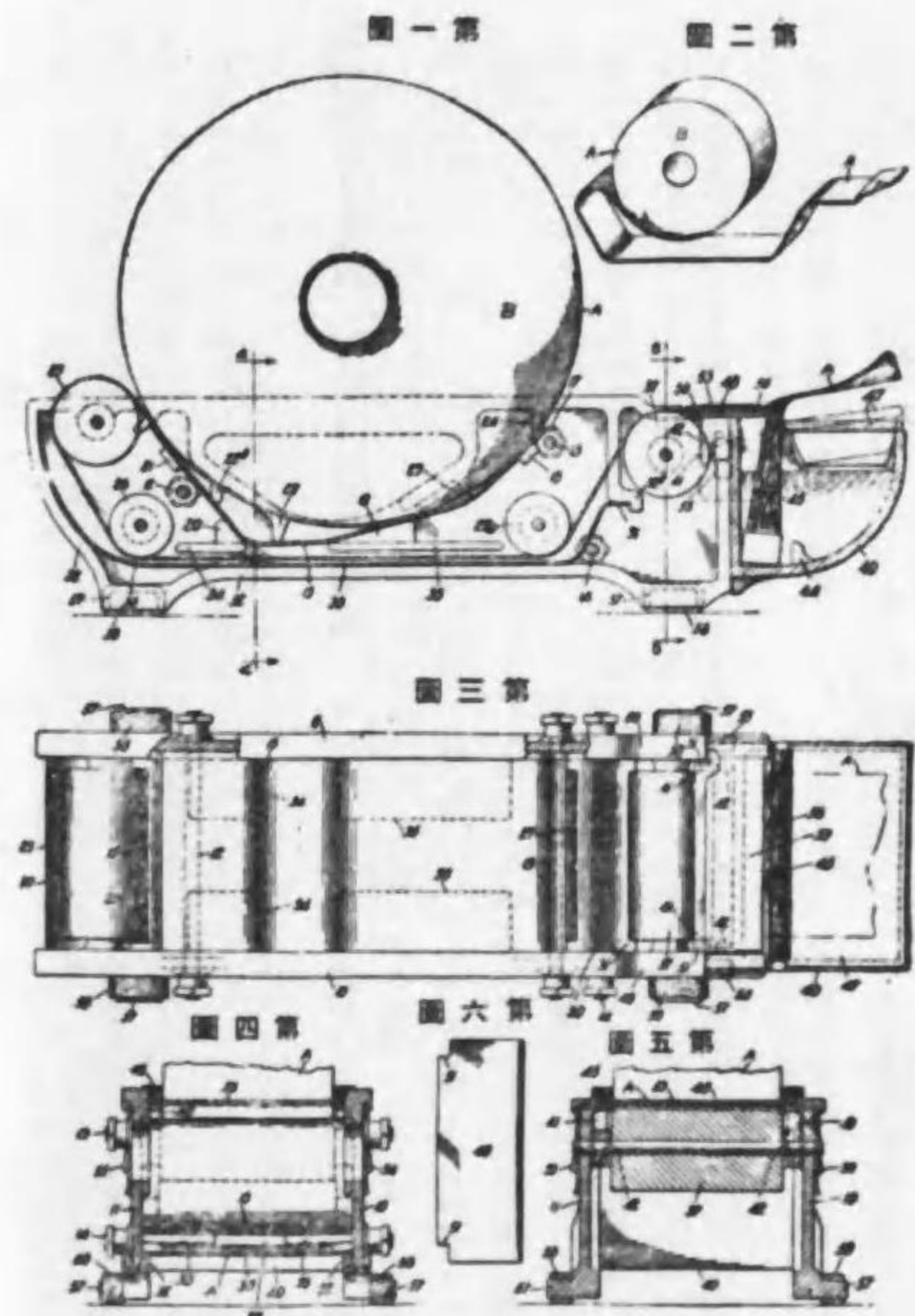
實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ護謨引「テープ」ニ過氣ヲ與フル装置ニ係レリ圖面ニ就キテ之ヲ説明セ...

「テープ」ニ過氣ヲ與ヘル装置ハ第一圖及第三圖ニ指示スル如ク機軸(10)及(11)ノ突起(12)ト...

本案ノ装置ヲ使用スルニハ先ツ「テープ」(B)ヲ承板(15)上ニ載置シ「テープ」ノ端部(A)ヲ...

本装置ニ於テハ「テープ」ノ護謨引面ヲ下面ニ向ケシメタルヲ以テ最初「テープ」ノ端部(A)ヲ...



〔解説〕 第一圖は本案に係る「テープ」ニ過氣を與ふる装置の概略面圖、第二圖は「テープ」を捲き...

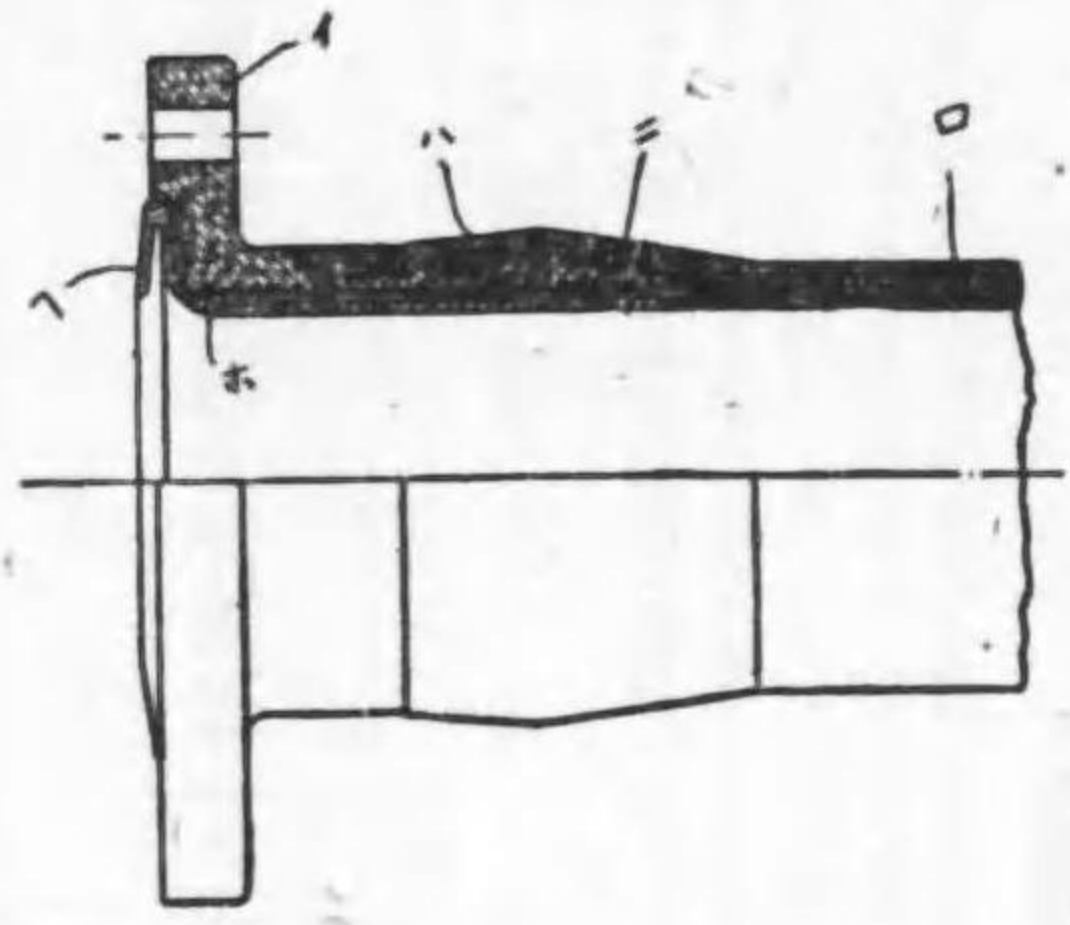
「テープ」(A)ノ先端ヲ引キ出ス時ハ「テープ」(B)ハ轉子(25)ノ上面方向ニ引キ上ケラレント...

昭和七年實用新案出願公告第二九六七號

願書番號 昭和六年第五三五一號 出願 昭和六年二月二十五日 公告 昭和七年三月十五日

護謨蛇管

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本考案ハ水密接手ヲ有スル護謨蛇管ノ構造ニ係ルモノニシテ...



〔解説〕 本案はホースの接手が離れないやうに且つ完全に漏水を防止するためにホース材料の内部の一部を接手の部を接合面に...

昭和七年實用新案出願公告第三二二〇號

願書番號 昭和六年第一〇四六二號 出願 昭和六年四月十七日 公告 昭和七年三月十五日

長靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本考案ハ「ゴム」製脚筒(1)ノ一短ヲ縱方向ニ割裁シ其裁線(2)ニ沿ヒ之ト脚筒...

東京市麻布區市兵衛町一丁目一番地 考案者 杉井 肇 東京市本所區葉平橋一丁目二番地 大日本自轉車株式會社 出願人

兵庫縣武庫郡今津町宇浦風三十四番地 考案者 吉 部 尾崎市南竹谷町三丁目百二十六番地 出願人 武川 株式会社



實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ護引「テープ」ニ過氣ヲ與フル装置ニ係リ、圖面ニ就キテ之ヲ説明セ

ンニ(10)及(11)ハ過富ナル鑄物ヲ以テ作りタル機枠ニシテ、ボルト(12)(13)(14)ニ依リテ相連結セラレ其間ニ「テープ」(15)ヲ支持スル薄板製ノ承板(16)ヲ設置セラレ該承板(16)ハ其下側ヲ突起(18)(19)(20)(21)ニ依リテ支持セラレ又其上側ヲ突起(22)(23)(24)ニ依リテ押壓サレテ其位置ヲ固定セシメラレ且ツ「テープ」カ捲キ戻サル時之ニ適當ナル摩擦ヲ與フ可ク突起(12)ニヨリテ支持セラレル部分ヲ突起(18)(19)(20)(21)ニ依リテ支持セラレル部分ヨリ急傾斜ナル如ク構成セラレタリ機枠(10)上ニ懸吊セル蓋板(48)ノ上向縁トノ間ニ突出セシメ蓋板(47)ヲ昇降セシムルコトニヨリ之ニ懸ル加壓ヲ變化セシムル事ヲ得ルモノトス蓋板(48)カ刷毛(45)ヨリ離脱セントスル傾向ハ機枠(10)ノ突起(49)(50)フ端部ニヨリテ防止セラレ其ノ側方移動ノ傾向ハ肩部(51)カ突起(49)(50)フ背部ト重合スル事ニ依リテ防止セラレ(第三圖及第六圖参照)蓋板(48)ノ上ニ「テープ」ヲ通過セシムル狭隙ヲ殘シテ配置サレタル狭板(53)ハ其端部ヲ機枠ノ兩側ニ重合セシメテ突起(54)(55)ニ依リテ固定セラレ且ツ其端部ニ鋸齒狀ノ「テープ」切斷縁(56)ヲ設ケラレタリ突起(54)(55)ハ尙ホ槽(40)ヲ機枠(10)及(11)ニ鉸着スル用ヲモナスモノトス

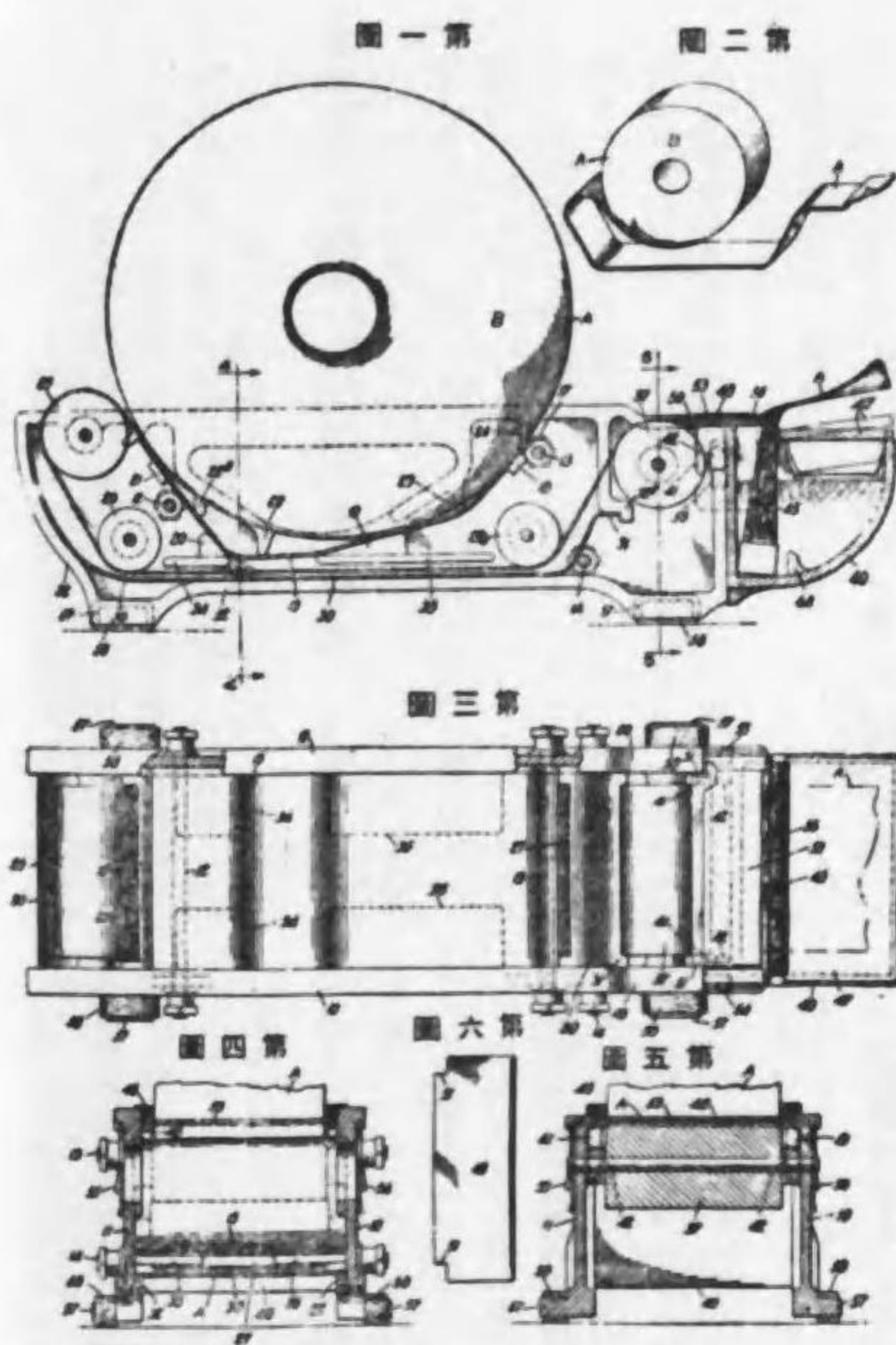
「テープ」ニ過氣ヲ與ヘル装置ハ第一圖及第三圖ニ指示スル如ク機枠(10)及(11)ノ突起(42)ト重合スル鉤(41)ヲ有ル鑄物製槽(40)ト該槽ノ端壁ト突起(44)トノ間ニ挿入セル刷毛(45)トヨリ成リ刷毛(45)ハ其ノ毛先ヲ槽(40)ノ蓋板(47)ト機枠(10)及(11)ノ端部ヨリ槽(40)上ニ懸吊セル蓋板(48)ノ上向縁トノ間ニ突出セシメ蓋板(47)ヲ昇降セシムルコトニヨリ之ニ懸ル加壓ヲ變化セシムル事ヲ得ルモノトス蓋板(48)カ刷毛(45)ヨリ離脱セントスル傾向ハ機枠(10)ノ突起(49)(50)フ端部ニヨリテ防止セラレ其ノ側方移動ノ傾向ハ肩部(51)カ突起(49)(50)フ背部ト重合スル事ニ依リテ防止セラレ(第三圖及第六圖参照)蓋板(48)ノ上ニ「テープ」ヲ通過セシムル狭隙ヲ殘シテ配置サレタル狭板(53)ハ其端部ヲ機枠ノ兩側ニ重合セシメテ突起(54)(55)ニ依リテ固定セラレ且ツ其端部ニ鋸齒狀ノ「テープ」切斷縁(56)ヲ設ケラレタリ突起(54)(55)ハ尙ホ槽(40)ヲ機枠(10)及(11)ニ鉸着スル用ヲモナスモノトス

本案ノ装置ヲ使用スルニハ先ツ「テープ」(15)上ニ載置シ「テープ」ノ端部(A)ヲ持チテ轉子(25)上ニ越ヘシメ次ニ之ニ轉子(26)底板(30)ト突起(34)(35)トノ間ノ狭溝及轉子(37)上ニ導キ之ヨリ蓋板(48)ト狭板(53)トノ間ノ狭溝中ニ挿入シ之ヲ以テ用意完了セルモノトス

本案ノ装置ニ於テハ「テープ」ノ護引面ヲ下面ニ向ケシメタルヲ以テ最初「テープ」ノ端部(A)ヲ轉子(26)ノ下端ヲ經テ前方ニ押シ進ル時該端部ハ常ニ底板(30)ニ向ツテ捲キ付カントスル傾向ヲ有スルモ突起(34)(35)ニヨリテ之ヲ阻止セラレテ押シ進メラレ轉子(27)ノ下端ニ達スルコトヲ得ルモノトス

斯クテ使用前「テープ」ノ先端(A)ハ切斷縁(56)フ直下迄持チ來サレ居ル故ニ使用者ハ指頭ヲ以テ「テープ」ノ上ヨリ轉子(37)ヲ廻轉セシムレハ「テープ」ハ更ニ押出サレ刷毛(45)上ニ突出ス可シ故ニ之ヲ掴ミテ所要長丈ク引出シ次ニ「テープ」ヲ上方ニ引クコトニヨリ切斷縁(56)ヲ以テ之ヲ切斷スル事ヲ得可シ

「テープ」ヲ引キ出ス時該「テープ」ハ「テープ」(B)ト承板(15)間ノ摩擦ニヨリ緊張セシメラルルヲ以テ引出シノ中途ニ於テ底板(30)或ハ突起(34)及(35)等ト觸ル事無シ依テ突起(34)(35)ト底板(30)トノ間ノ通路ハ極メテ狭ク構成シ最初



〔解説〕 第一圖は本案に係る「テープ」に過氣を與へる装置の縦斷面圖、第二圖は「テープ」を捲き戻して誘導する状態を示す斜視圖、第三圖は第一圖に示す装置の平面圖で一部斷面を示す、第四圖及第五圖は第一圖「線」及「線」に沿ふ斷面圖、第六圖は刷毛に壓力を加ふス差及之を固定する装置を示す平面圖である。

「テープ」(15)ト本案装置ニ載置シ「テープ」ノ先端(A)ヲ轉子(25)ニ越ヘシメテ「テープ」ヲ切斷縁(56)迄持チ來ル用意操作ヲ容易ナラシムルコトヲ得ルモノトス

昭和七年實用新案出願公告第二九六七號

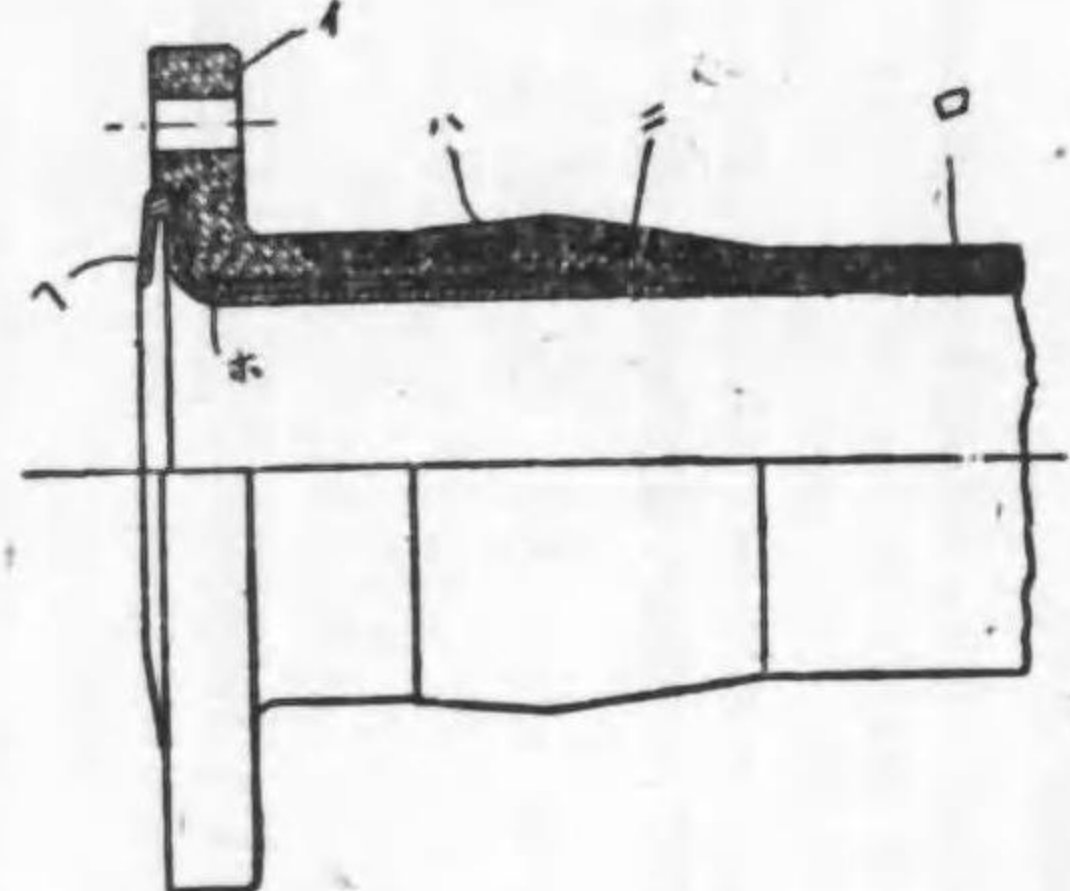
頭書番號 昭和六年第五三五一號  
出願 昭和六年二月二十五日  
公告 昭和七年三月十五日

護 謨 蛇 管

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本考案ハ水密接手ヲ有スル護謨蛇管ノ構造ニ係ルモノニシテ圖面ニ示スカ如ク接手(イ)ノ管部ノ外面ニ蛇管(ロ)ノ構成護謨引布層ノ外部ノ數枚ハ(ニ)等ヲ離脱セサルヘク挿嵌シ接手(イ)ノ鈎部ノ接續端ニ蛇管(ロ)ノ殘部ノ布層ヲ折曲シテ貼着シ更ニ其ノ中ノ最内部ノ數層ホ等ノ先端部(ヘ)ヲ内方ニ開口ヲ有スルU字形ニ折返シテ成ルモノトス

〔解説〕 本案はホースの接手が離れないやうに且つ完全に漏水を防止するためにホース材料の内部の一部を接手の鈎部の接續端面に折曲けて作つたものである。圖はその要部の切斷面圖である。



昭和七年實用新案出願公告第三二二〇號

頭書番號 昭和六年第一〇四六二號  
出願 昭和六年四月七日  
公告 昭和七年三月十五日

長 靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本考案ハ「ゴム製脚筒(1)ノ一短ヲ縱方向ニ割截シ其截縁(2)ニ沿ヒ之ト脚筒ニ施サル裏貼布(3)間ニ於テ一定ノ幅ノ開口部(4)ヲ作り此開口部内ニ帶布(5)ヲ介シテ連續鈎止金具(6)ヲ隱閉セシメテ取付ケテ該截縁(2)ヲ相接スル状態ノ下ニ鈎止シ得ヘクナシタルモノナリ(7)ハ金具(6)ノ掛ケ外シ用操作子ナリ

兵庫縣武庫郡今津町字浦風三十四番地 吉 部  
出願人 武川 武 株 式 會 社







昭和七年實用新案出願公告第三二二八號

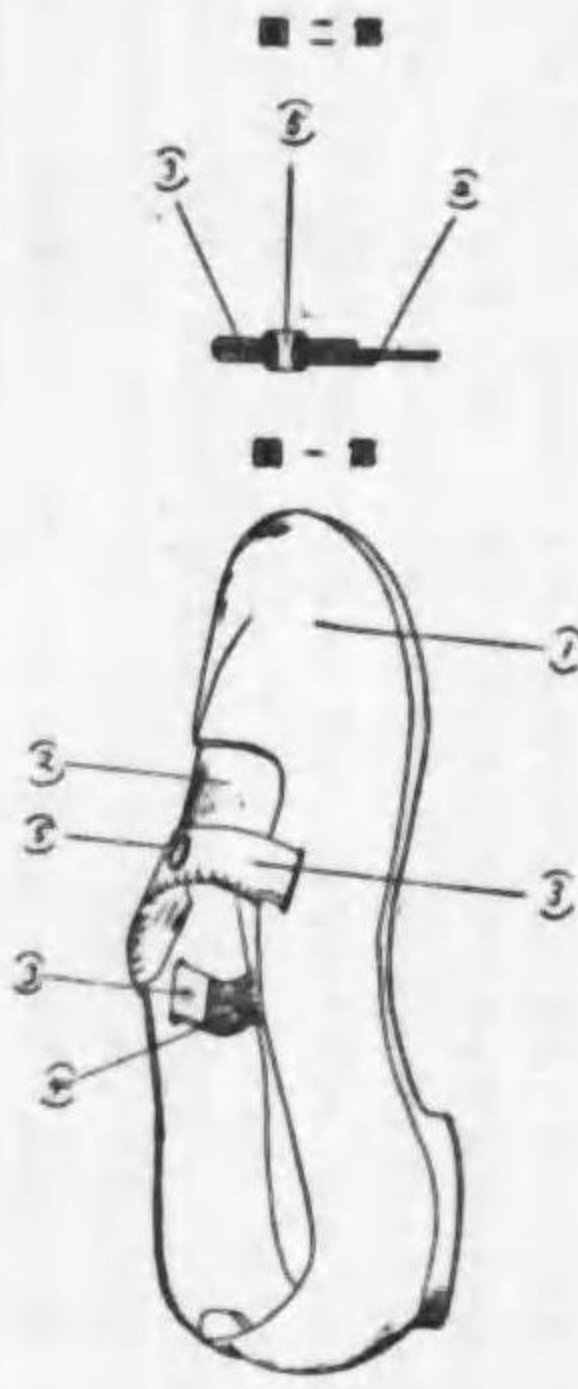
願書番號昭和六年第一二二五六號  
出願 昭和六年四月二十二日  
公告 昭和七年三月十七日

第一百二十二類 一、靴  
東京市深川區永代二丁目七ノ九  
出願人 考案者 田中 中 力

運動靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本考案ハ「ブツク」又ハ皮革ヲ以テ作リタル運動靴ニ於テ靴體(1)ノ脚部ノ保護  
入布ヲ前護膜(2)トシ該前護膜(2)ノ弛ミ伸ビ及破損ノ防止ト殊ニ足ヲ輕滑ニ履脱シ得ル效果ヲ有セシムヘク強靱性皮革ヲ  
以テ作リタル保護革(3)ヲ以テ前護膜(2)ノ足ノ挿入口縁ヲ表面ヨリ被包シテ裏面ニ深ク折込ミ尙圖面ニ示スカ如ク保護革  
(3)ノ表面中心ノ鳩目(5)ハ前護膜(2)ト保護革(3)ノ密着ヲ保ツ爲ナリ其保護革(3)ノ兩端ハ前護膜(2)ニ近キ下部ノ靴體(1)ヨリ  
内部ヘ貫通サセ而シテ強靱性護膜眞田平紐(4)ト聯絡ヲトリ其護膜眞田平紐(4)ノ下端ヲ靴體(1)ノ底部ニ縫着セシメタ  
ルモノナリ該護膜眞田平紐(4)ハ足ノ履脱ノ際ニ前護膜(2)ノ伸縮ト共ニ伸縮作用ヲナシテ保護革(3)ノ動作ヲ助ケル效果  
ヲ有ス  
本考案ハ保護革(3)ノ作用ニヨリテ前護膜(2)ノ弛ミ伸ビ及破損ヲ直接ニ防止スヘク殊ニ保護革(3)ヲ以テ前護膜(2)ノ足ノ挿  
入口縁表裏ヲ被包シタルハ足ノ挿入ニ際シ前護膜(2)ノ捲込ミヲ防キ最モ早直ニ滑リヨク着用シ得ルヲ特長トス



〔解説〕 前ゴムの弛み伸び及び破損を直接  
防ぐために保護革を前以て前ゴムの足の挿入  
口縁表裏を包被せしめ成れる運動靴で、第二  
圖は本案靴脚部のみの縦断面圖である。

昭和七年特許出願公告第一一〇五號 第四百類

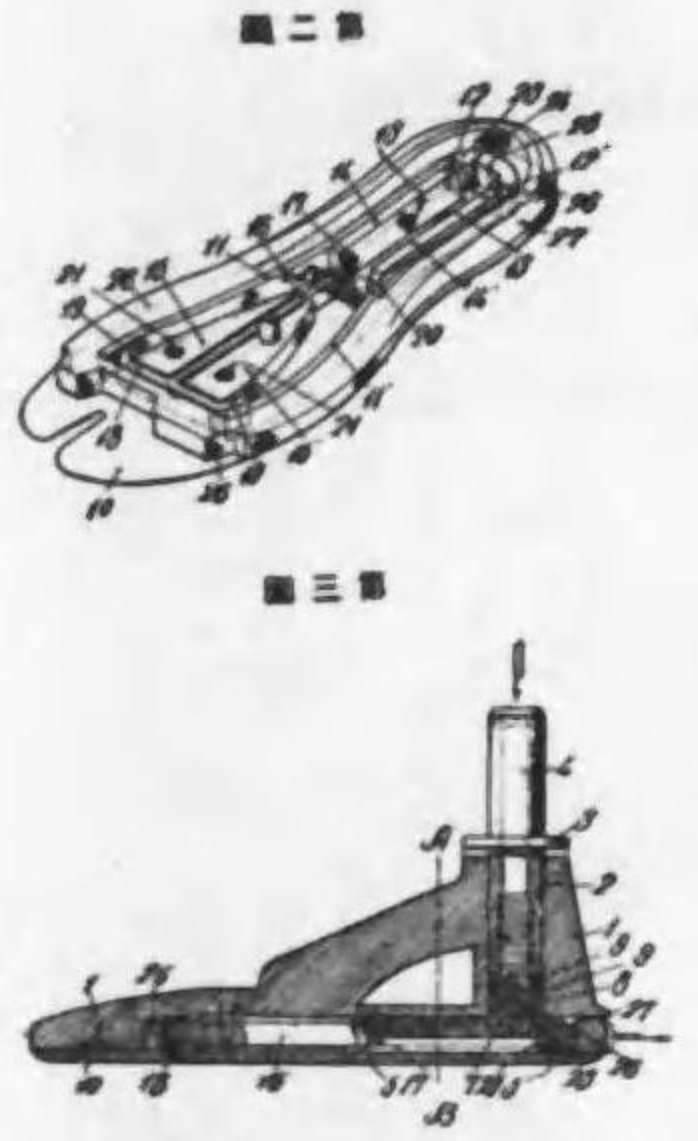
願書番號昭和五年第七〇七〇號  
出願 昭和五年六月十八日  
公告 昭和七年三月二十三日

五、護膜靴及護膜底製造機  
堺市南河町二丁目三八四番地  
出願人 發明者 高木 正 太郎

履物「ゴム」底加硫壓着装置

發明性質及目的ノ要領

本發明ハ實體「ゴム」枠内ニ密着シテ左右ニ摺動スル押壓用動片ヲ設ケ之等摺動片ニ押壓ニヨ  
ル作動版ヲ作相セシメタル履物「ゴム」底加硫壓着装置ニ係リ其目的トスル所ハ履物「ゴム」底加硫壓着装置ニ於テ實體ノ  
「ゴム」ヲ利用シ該「ゴム」ヲ各部均等ニ外方ニ張ラシメ以テ脚部ニ對スル「ゴム」ノ壓着ヲ確實ナラシメントスルニアリ  
特許請求ノ範圍 本文所載ノ目的ノ如ク實體「ゴム」枠内ニ密着シテ左右ニ摺動スル押壓用動片ヲ設ケ之等摺動片ニ  
押壓ニヨル作動版ヲ作用セシメタル履物「ゴム」底加硫壓着装置



〔解説〕 地下足袋などのゴム底を加硫する装置で、  
そのゴムを各部均等に外方に張らしめて甲皮に對す  
るゴムの壓着を確實ならしめんとするものである。詳  
しくは特許明細書を御参照ありたし。

附記

一 本文所載ノ目的ヲ以テ本文ニ詳記セル如ク脚部ノ根部ニ貫通孔ヲ穿テ之ニ「フランジ」附押壓杆ヲ嵌入シ該杆ニ左右前  
後ニ傾斜面ヲ有スル作動版ノ柱杆ヲ螺合シ底版ニ實體「ゴム」枠ヲ載置シ枠内ニ兩側壁板ヲ密着セシメ之カ内側ニ内  
面ニ傾斜面ヲ有スル摺動片ヲ各側壁板ニ連結シ更ニ二個ノ誘導片ヲ設ケ兩誘導片間ニ摺動板ヲ嵌合シ該摺動板ノ前  
ニ押壓板ヲ設ケ兩側壁板ニ螺旋彈簧ノ各端ヲ取リツケ且ツ側壁板ノ後方ニ内側ニ底邊斜面ヲナセル摺動子ヲ設ケタル  
底版トヨリナル請求範圍所載ノ履物「ゴム」底加硫壓着装置  
二 本文所載ノ目的ヲ以テ本文ニ詳記セル如ク「フランジ」附押壓杆ノ先端ト之ニ螺合セル作動板トノ間ニ適宜調節管ヲ挿  
脱自在ナラシメタル請求範圍所載ノ履物「ゴム」底加硫壓着装置

昭和七年實用新案出願公告第三四二九號 第四十六類

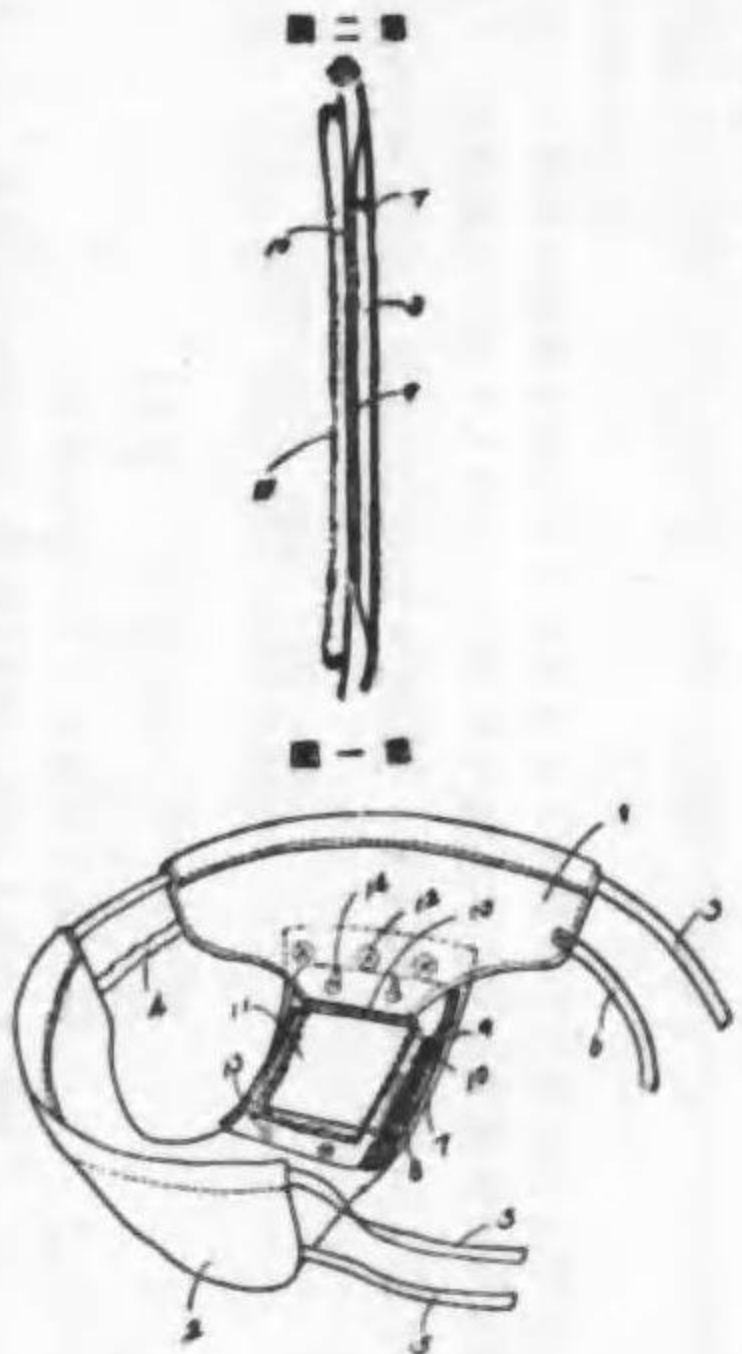
願書番號昭和六年第一七五四一號  
出願 昭和六年六月六日  
公告 昭和七年三月二十四日

一、締帶具  
東京市淺草區田中町六十番地  
出願人 考案者 三 部 ち め

月經帶

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

圖中(1)ハ前當布(2)ハ後當布ニシテ其ノ上部ヲ袋狀ニ形成シ締帶(3)ヲ挿通ス布  
(1)及(2)ノ兩側ニハ取付紐(5)及護膜紐(4)ヲ連接ス(7)ハ後當布(2)ヨリ出タシ他端ハ鈕(12)ニヨリ前當布(1)ニ取付ケラレタ  
ル柔軟ナル布ニシテ内部ニ「ガイズ」(9)ヲ緊着シ布(7)及「ガイズ」(9)間ニハ數多ノ「パラフィン」滴ヲ含有セシメタル締(8)ヲ  
挿入ス(10)ハ兩端ヲ「ホック」鈕(13)及(14)ニテ布(1)間ニ「ガイズ」(9)ノ内部ニ掛設シタル護膜布ニシテ其ノ兩側ニ張設セ  
シ護膜紐(15)ニヨリ脫脂締(11)ヲ挾持スルモノトス  
本案ハ以上ノ如ク締帶(3)及取付紐(5)ヲ繫結スルニヨリ本案ヲ股間ニ取付ケ護膜紐(4)ノ伸縮ニヨリ腹部ヲ壓迫スル事ナ  
ク又布(7)ト「ガイズ」(9)トノ間ニ挿入サレタル締(8)ハ數多ノ「パラフィン」滴ヲ噴霧セシメタルモノナルヲ以テ水分ヲ通過  
セシメス且柔軟ニシテ萬一汚物ノ護膜布(10)ヲ透過シタル場合ト雖モ該「パラフィン」滴ヲ含有セシメタル布(7)外ニ漏出スル  
事ナク布(7)ハ常ニ乾燥シ使用者ニ不快ヲ感セシメス使用後ハ脫脂締(11)ヲ變更スルノミニテ充分ナルヲ以テ極メテ衛生  
的ナル效果アルモノトス



〔解説〕 腹部を壓迫することなく、且つ絶對  
に布外に漏出することのないやうに考案された  
衛生的な月經帶で第二圖は要部の縦断面圖であ  
る。

昭和七年實用新案出願公告第三五九三號 第一百二十一類

願書番號昭和六年第一四〇六五號  
出願 昭和六年五月二十七日  
公告 昭和七年三月二十六日

一、靴  
神戸市東區池町四丁目二百八十一番地  
出願人 考案者 市 村 俊 藏

「ゴム」製長靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ「ゴム」製長靴(1)ノ正面ニ於テ脚背(2)ノ爪先部ニ近キ點ヨリ「スネ」(3)ノ  
上部ニ直リ切込長孔(4)ヲ穿テ該切込長孔縁ヲ「ゴム」紐(5)ヲ以テ(6)ノ如ク交互ニ編ミ綴リ而テ此編綴部ヲ「ゴム」版(7)ヲ  
以テ被覆シ該被覆「ゴム」版ノ縁邊ハ胴ト一體ニ接着シ其上端ニ空氣流通孔(8)ヲ形成シタル構造ナリ  
本案ハ上記構造ヨリ成ルヲ以テ之ヲ穿テテ歩行ストキハ編綴紐ハ「ゴム」ナルヲ以テ脚背ノ屈折スル都度ニ供ヒテ能



ク伸縮シテ長孔部ヲ開キ或ハ縮メ依テ該孔ヲ通シ靴内ノ空氣ノ流通ヲ至極良好ナラシメ足ノ蒸レルカ如キコト全クナカ  
ラシムルノ效果ヲ有スルモノナリ



〔解説〕 要するにゴム長靴を履いて、足の蒸れることを防ぐために考案されたもので、前面に通気孔を設けて成るものである。

昭和七年實用新案出願公告第三五六七號

願書番號 昭和六年四月一四一號  
出願 昭和六年二月十三日  
公告 昭和七年三月二十六日

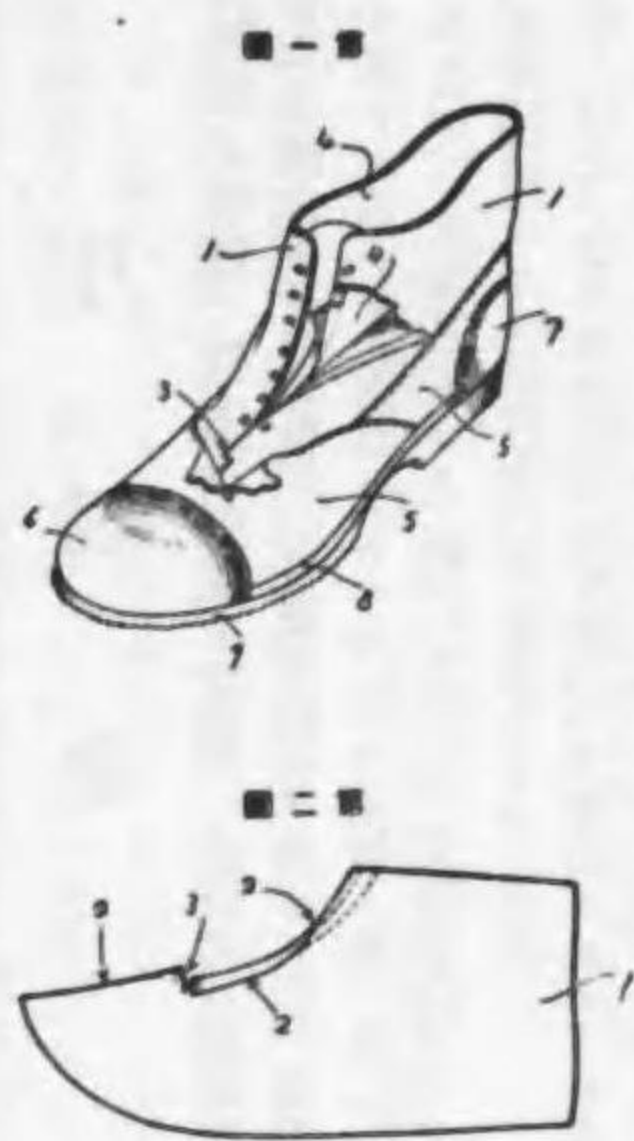
久留米市米屋町七十番地  
出願人 考案者 倉田泰藏

護謨底履物

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本考案ハ足袋靴又ハ編上靴ヲ形成スヘキ主脚被片(1)ヲシテ其脚被中心線ニ相當スル曲線(2)一部ニ切込線(3)ヲ設ケテ該切込線ヲ境界點トシテ爪先方向ヲ重畳縫トシ足首方向ノ縁端ヲ内側ニ折曲ケ裏布(4)ノ縁端ト縫着ケトナシタルモノニシテ圖中(5)ハ履布(6)ハ爪先「ゴム」片(7)ハ踵當「ゴム」片(8)ハ周縁「テープ」(9)ハ底「ゴム」片トス

本考案ハ足袋靴又ハ護謨底編上靴ノ主脚被片(1)ヲシテ其表裏ノ履布共ニ脚被中心線ニ相當スル曲線(2)ノ一部ニ切込線(3)ヲ設ケテ該切込線ヲ境界點トシテ切込線(3)ヨリ爪先方向ハ主脚被片(1)ノ曲線(2)ヲ互ニ重畳縫着トナシ切込線(3)ヨリ足首方向ニ於テハ表裏ノ履布ノ曲線(2)ヲ互ニ内側面ニ折曲ケ打合ハセトナシ縫合シタルモノニシテ編上型ニ於ケル鳩目金具ニヨリテ閉閉スル脚被縁ヲ體裁良好ナラシメ得ルノミナラス爪先部分ノ重畳縫着縁ヲ強固ナラシムルコトヲ得ヘク裁斷上特別ノ手數ヲ要セサルノ特色アルモノトス



〔解説〕 編上型に於ける鳩目を附けた閉閉部分を手數よく且つ爪先部分の重畳縫着縁を強固ならしむる目的のために考案せられたもので裁斷上の手數も省ける。上の第二圖は甲被片の裁斷形狀を示してゐる。

昭和七年實用新案出願公告第三五六八號

願書番號 昭和六年四月四六四號  
出願 昭和六年二月十六日  
公告 昭和七年三月二十六日

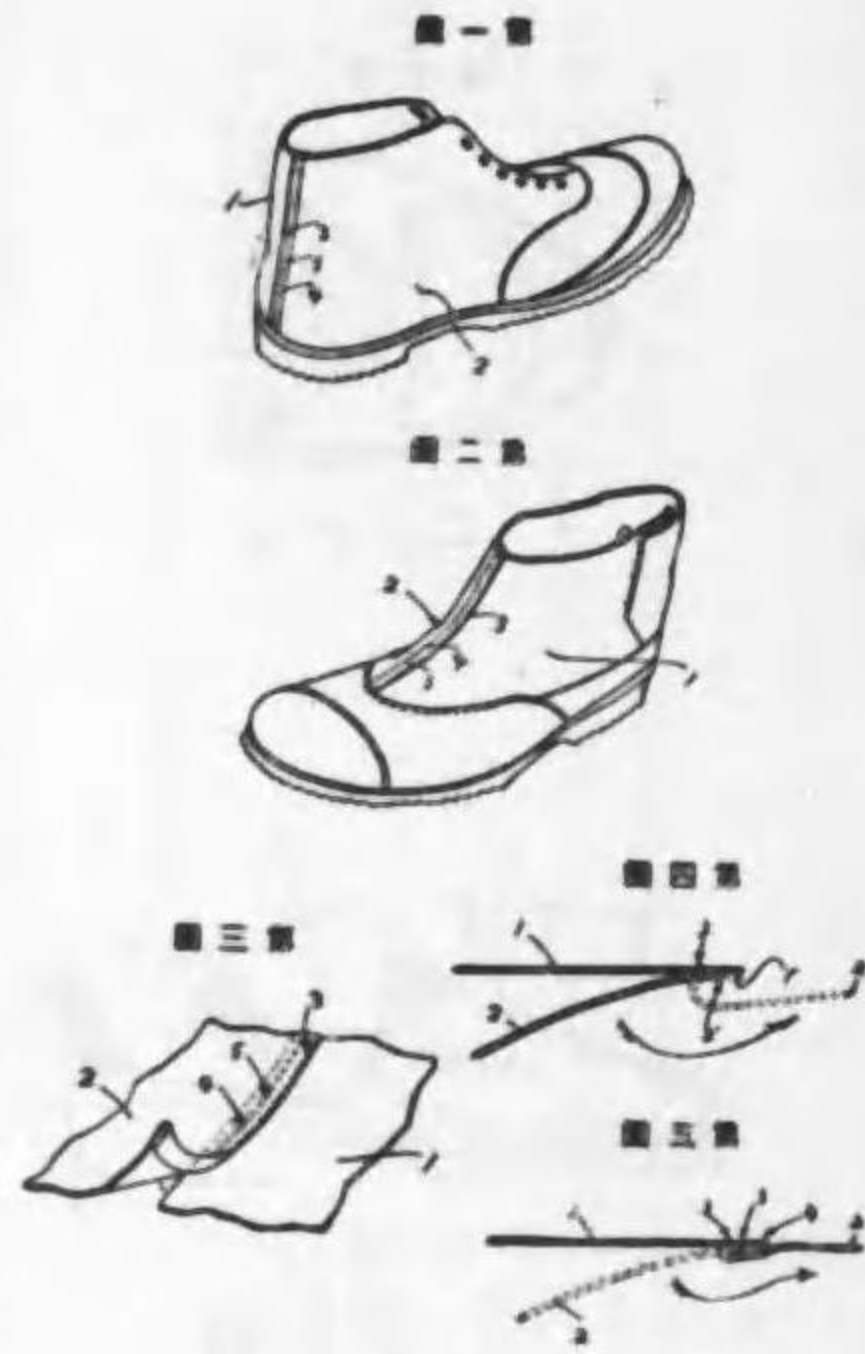
久留米市莊島町昇丁四百番地  
考案者 水田邦助  
久留米市米屋町七十番地  
出願人 倉田泰藏

脚被ヲ具備スル履物

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本考案ハ脚被トナルヘキ脚布(1)ノ縁部(2)ヨリモ短縮セル如ク脚布(2)ノ縁部(3)ヲ重畳合ハセテ兩者ヲ縫合(4)トシ中間ヲ縫合(5)ニヨリテ縫合シタルモノナリ

本考案ハ前記ノ如ク脚布(1)ノ縁部ヨリモ脚布(2)ノ縁部ヲ内側方ニ引込メタル如ク其縁部(2)ト(3)トニ段差ヲ設ケテ兩者ヲ縫合(4)ニヨリテ縫合シ該脚布(2)ヲ一方ニ折曲ケテ脚布(2)ト縁部(2)トヲ縫合(4)ニヨリテ縫合セシメテ脚布(2)ノ縁部(3)ヲ前記ノ脚布(1)ト中間ニ包ミ込ミトナシタル後更ラニ其成形スル三重層部分ヲ縫合(5)ニヨリテ縫合シトナシタルヲ以テ從來ノ脚布片ノ縫目重畳目ノ如クニ厚サ膨大スルコトナク爲メニ該縫目ノ縱方向ニ於ケル屈伸自由ニシテ縫目ニ隣接スル脚布地合ニ別個ノ屈伸波動影響ヲ及ホシ以テ摩擦ヲ發生セシムルノ要ナキノミナラス崩地縁端ノ消費節約ヲモ爲シ得ルモノトス



〔解説〕 これもゴム底編上靴の縫合方を改良せるものであつて、履いて歩くのに屈伸自由で非常に心持がよいのを特長としてゐる。上の第三圖要部の縫合を示した一部斜視圖、第四、第五圖は其縫方順序を示した斷面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第三五九〇號

願書番號 昭和六年第一三五〇六號  
出願 昭和六年五月二〇日  
公告 昭和七年三月二十六日

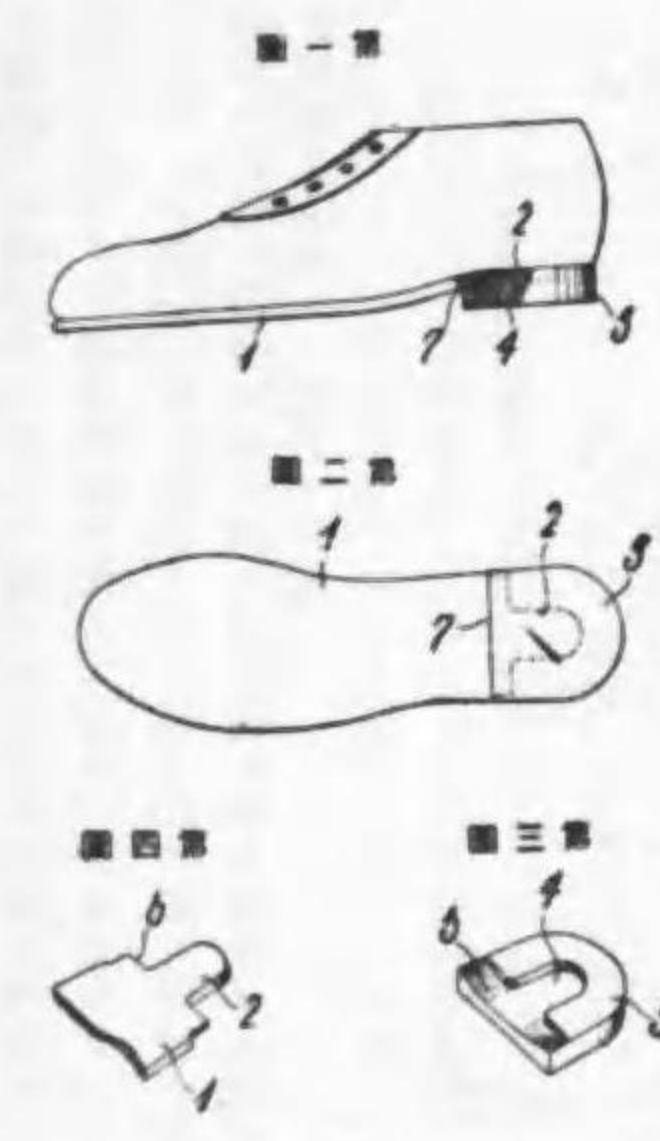
大阪府中河内郡加美村正覺寺二百六十八番地  
考案者 高濱義一  
大阪府中河内郡加美村大字正覺寺二百六十六番地  
出願人 合資會社 生野ゴム工業所

護謨底靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ護謨底ヨリ成ル裏底(1)ノ踵ヲ突出セシメテ凸子(2)ト成ス又踵片(3)ハ前記凸子(2)ニ嵌合シ得ル凹子(4)ト前記凹子ノ前方ノ兩側ヲ削リ取リテ段(5)トヲ設ケ前記凹子及ヒ段ノ上面ニ護謨糊ヲ塗付シタル後靴ノ後方ヨリ凹子ヲ凸子ニ嵌合シ得ル如ク摺動セシメ凸子カ凹子ニ完全ニ嵌合シタル時ハ裏底ノ後部(6)ハ段(5)ニ接合スルモノトス而シテ後部(6)ニ於ケル裏底ノ幅ハ踵ノ幅ヨリ稍小ト成スモノトス

在來護謨靴ニ於テハ踵ヲ有セサル裏底ヲ脚皮ノ下面ニ接合セシメタル後踵片ヲ貼着シ然レ後和破作用ヲ行フモノナレハ之ノ和破ニヨリテ裏底ト踵片トノ收縮力同一率ニ行ハレズ從ツテ踵片ノ外観極メテ不體裁ニシテ一見シテ直チニ護謨靴ナルコトヲ窺知スルコトヲ得ルノ缺點アリ然レ本案ノ如ク構成スル時ハ踵片ハ直接ニ脚皮ニ接シ然カモ其ノ外面ハ踵片ニヨリテ裏底ヲ包被スルモノナレハ裏底ハ外部ニ露出スルコトナシ夫レ故ニ和破後踵片カ收縮スルモ裏底ニ何等ノ變形ヲ與ヘス又踵片ト裏底トノ接合隅(7)ハ丸味ヲ帯ヒ商品價値ヲ低下セシムルモノナルモ本案ノ如ク成ス時ハ明瞭ナル隅角ト成リ皮製靴ト同一ノ外觀ヲ呈セシムル等ノ效果アルモノトス



〔解説〕 ゴム底の踵部を第四圖に見るやうな形の凸状にこさへそれを第三圖の如きゴム踵に嵌合すること第二圖のやうにし、以てゴム踵を直接脚皮に接せしめ明瞭なる隅角となして皮靴と同一外觀を呈せしめ効果を得る。

昭和七年實用新案出願公告第三五九一號

願書番號 昭和六年第一三八四〇號  
出願 昭和六年五月十七日  
公告 昭和七年三月二十六日

東京府北豊島郡南千住町一丁目五番地  
出願人 考案者 間 録



護謨長靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ護謨長靴ノ頸部ヲ狹狹シ穿用ニ際シ足ニ密着セシムヘクナシタルモノニ於テ是レカ穿脱ニ容易ナラシムルト共ニ雨水等ノ浸入スルヲ防止スヘクナシタル構造ニ關スル考案ニシテ圖中(1)ハ護謨長靴ノ頸部前面ヲ膨出スヘク延長シテ形成シタル外副片ニシテ閉閉スヘクナシタルモノ(2)ハ同シク外副片ト相對セシメテ頸部ヲ延長形成シタル内副片ニシテ其縁部ヲ外副片(1)ノ縁部ト共ニ一體ニ貼合シタルモノ(3)ハ鈕ニシテ内部ノ副片(1)(2)ヲ折閉シタル場合側面ニ鈕止スヘクナシタルモノナリ本案品ハ右ノ如キ構造ニシテ穿用スル場合ハ内外副片(1)(2)ヲ鈕(3)ヲ脱シテ側面ニ於テ點線ヲ以テ示ス如ク開キ長靴ノ頸部ノ直徑ヲ擴大シ得ルヲ以テ容易ニ足ヲ穿入シ得ルト又脱靴ノ場合モ同様ニ容易ニ足ヲ抜キ出シ得ル等又從來ノ此種ノ長靴ノ如ク擴閉部ヨリ雨水ノ浸入スルコトナキト構造簡單ニシテ製費低廉ナルノ效果ヲ有ス



〔解説〕 ゴム長靴の頸部を細留とし、以て足にしつかり、密着せしめ得ると共にその鈕を外つすことによつて着脱が容易である特徴を有する。第二圖は頸部を縫断したる平面圖

昭和七年實用新案出願公告第三五九六號

願書號昭和六年第一四二七〇號  
出願 昭和六年五月九日  
公告 昭和七年三月二十六日

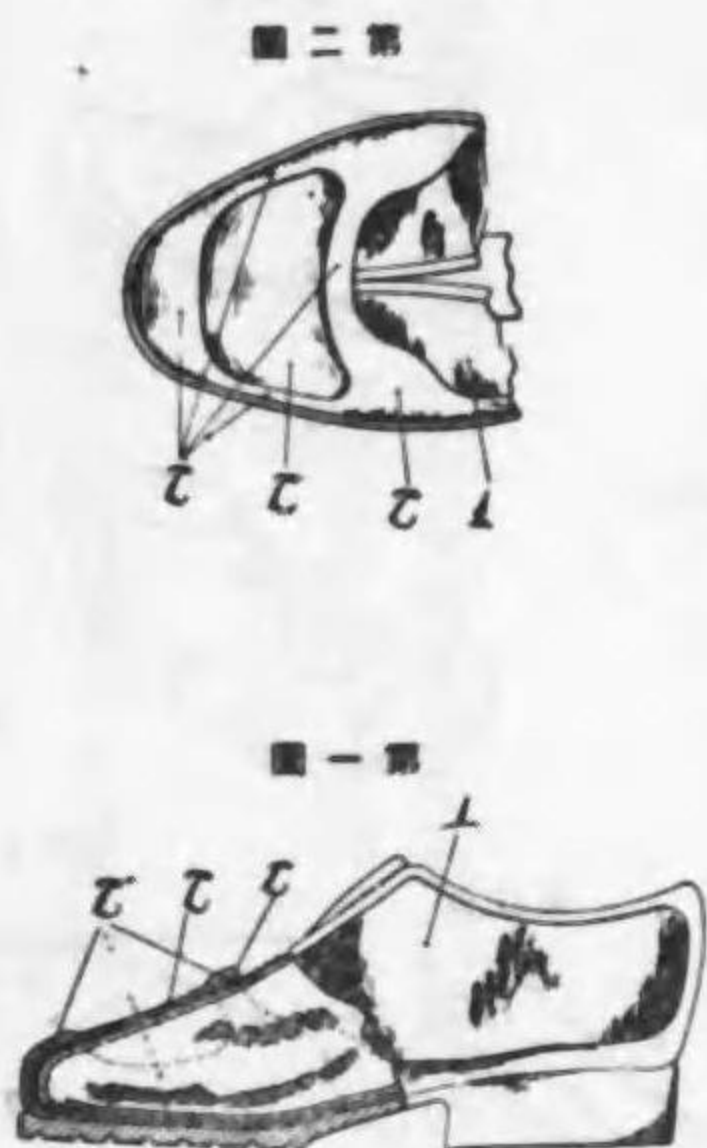
第二百二十二類 一、靴

大阪市東區猪飼野町九七五番地  
出願人 考案者 大 坪 正 一

脚護謨帆布靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ帆布製靴主體(1)ノ爪先部ヨリ脚部ニ亘リ深く被覆粘着シタル護謨外皮(2)ノ頂面(2)ノ周圍(2)ヲ肉厚トナシタル構造ヲ特長トスルモノナリ  
本案ハ護謨外皮ノ頂面周圍ヲ肉厚トナシタル故ニ摩擦ヲ受ケ易キ脚部兩側及爪先ハ極メテ強クナリ又脚部兩側ノ強キ一彈性ニヨリ該部及頂面ノ屈伸状態ヲ緩曲トナシ屈伸ニヨル裂傷ヲ少ナカラシム而モ頂面ハ其周圍ニ比シ薄ナルヲ以テ屈伸ノタメニ足頂面ヲ強壓シテ疲勞或ハ擦傷ヲ與フルヲ無キモノニシテ本來耐久力ニ乏シキ帆布靴ノ履心地ヲ害スルコト無クシテ著シク長命ナラシムル效果アルモノトス



〔解説〕 耐久力に乏しい帆布靴を改良したもので、爪先部より脚部に亘り被覆せるゴム外皮の頂面の周圍を肉厚とし、以て履心地を害すことなく長命ならしめる効果がある。

特許出願公告第九一二號

護謨玩具の製造法

(昭和七年三月九日公告)  
東京府下寺島町字須島三〇七  
栗 林 康 一  
未加硫ゴムで豫め大小長短夫々所要の管状体を作つて置きその中心に金屬線を通して適宜の形状に組立て之を型に入れて壓搾成形せしめ後加硫を施すといふゴム玩具製造法

特許出願公告第一〇〇三號

ゴム糊製造機

(昭和七年三月十四日)  
大分縣宇佐郡柳ヶ浦大字江須賀二七二六  
秋 吉 勇 夫  
原料投入用漏斗と外周を冷却すべき噴水装置を持つたゴム糊製造機で、その胴内に於ける攪拌装置に獨特の工夫をこらしてある。詳しくは特許明細書を御参照願ひたい。

特許出願公告第一一三九號

空氣入護謨輪外皮の製法

(昭和七年三月二十五日公告)  
米國合衆國  
グツドイヤーゴム會社  
ゴム引した織物より成る無端帶狀体の兩側縁を折り曲げて形成せしめた環狀部に假圓線環材を挿入し、比較的小なる環狀形をなす如く締め括り、次に成形操作をなし、後前記の假環材を恒久圓線材となし最後に和硫することを特徴とせるもの尙ほ同社では更に今一つのよく似た出願を公告一四〇號としてゐる。

特許出願公告第一一五八號

護謨タイヤ礎膜製造装置

(昭和七年三月二十八日公告)  
英國、タンロツフゴム株式會社  
これは寸法を異にせるゴムタイヤの礎膜を一機にて押成出来るやうになした装置であつて、非常に複雑な装置から成つて居り、特許請求の装置箇所は全部で十六項を數へてゐる

實用新案出願公告第二八九四號

護謨体「バンパー」

(昭和七年三月十日公告)  
兵庫縣武庫郡今津町今津道六三五  
三 上 良 三  
自動車或ひは電車の正面下部に取附けてあるバンパーを硬質ゴムで作成し、且つその前半にスポンヂゴムを附けたもので人体の如き脆弱なものに衝突しても損傷程度を少くする特徴がある。

實用新案出願公告第二九五四號

携帶袋兼用空氣枕

(昭和七年三月十二日公告)  
大阪市東區仁右衛門町五〇九  
松 村 鴻 三  
手提袋の内面をゴム引とし、その口を二重にして内面口部に空氣吹込機を取つたもので、空氣を吹きこめば空氣枕となるし、又毀損し易いものを入れて歩くにも空氣を吹き込んで多少膨らませて置けば物が當つても損じないと云ふ特長がある。

實用新案出願公告第三〇一六號

ソリツド・ゴム・タイヤ

(昭和七年三月十二日公告)  
神戸林田區神樂通二丁目二ノ四  
田 中 武 一 郎  
タイヤの重要を軽減せしめ且つ又地面との摩擦熱を容易に放散せしむる目的のためにタイヤの側面に夫々一定の間隔を置いて切欠を、又リムに接する面の中心線上に凹窪を設け而して切欠を相對向せしむると共に凹窪を切欠の中央に来るやうにして作られたソリツドタイヤである。

實用新案出願公告第三〇四一號

タイヤ修理用ゴム栓

(昭和七年三月十二日公告)  
大阪市住吉區枕全町七六四  
朝 田 仁 平  
内部に強靱な芯をはめたゴムの長い栓で、適宜の間隔を置いて小さな鑿を設けてある。若しタイヤが釘などで穴のあいた時にはその穴へ内部からそのゴム栓を鑿のところで挿し込んで詰め、上に出た餘分のゴムを切り取れば簡単に應急の修理が出来るといふ特徴を持つてゐる。

實用新案出願公告第三〇四五號

背囊形浮袋

(昭和七年三月十二日公告)  
東京府下善通町西一丁目五九  
阪 東 初 次  
ゴムを以て作つた氣囊の上下兩端より十字形に交叉せる二本の帯を前部に面せしめて緊着し、背面に更に一枚のゴム板を上方に袋口を設けて張合はせし袋口の部面には一端を氣囊に密着し一方に鈕を附けて止め外れし容易にせる袋口覆ひを設けたるものであつて、背囊の如くに之を背負へば浮袋となつて自由に游泳出来るし、空氣を抜けばその中へ色々な物を入れるにも便したつまり遊戯用と實用具を兼ねた新案である。

實用新案出願公告第三〇六七號

水泳用手袋



愛知縣渥美郡高師村大字高師

芳賀盛

指間に水掻き片を設けたゴム引防水布製の水泳用手袋であつて、容易に脱けないやうに、又水が這入つても紐緩部から直ちに排水し得るやうに考案せられたもの。

實用新案出願公告第三〇七三號

(昭和七年三月十五日公告)

水中救命具

横濱市磯子區磯馬四一

間瀬初太郎

数條のゴムチューブを縦に並べてそれをゴム又は防水布で包覆して成るものを更に多く並べて束ね、その外面を帆布又は適當な布地で包んで前後振りかたげの浮体を構成せしめたものである。

實用新案出願公告第三一六六號

(昭和七年三月十七日公告)

ゴム鼻緒

廣島市尾長町三一六ノ二

丸昭夫

従来の鼻緒は前鼻緒と横緒二箇を夫々別々にスグるのであるが、本案は前鼻緒の先を合せて一体となるやう二つに分け横緒の両端は裏側で既に連結せしめてあるもので、これをスグるには前鼻緒の分れた両端をまづ夫々横緒の穴に通して抜き出せばそれで横緒は簡単にスグられた譯で、前緒は二端を合して孔へ通し横緒を要で嵌めて置けばよいのである。

實用新案出願公告第三一七五號

(昭和七年三月十七日公告)

靴

朝鮮仁川府外里二三八

李盛園

本案は靴底をして容易に着脱し得るやうに工夫したもので減損すれば誰れでも容易に新品と取換へることが出来る。

實用新案出願公告第三一七八號

(昭和七年三月十七日公告)

ゴム引布袋

東京府下灘谷町神山二〇

池田省三

本案は石灰窒素其他を入れるゴム引布袋の口を、従来のやうに金具で締めると損傷し易いのでそれを改良し、袋の口部を一側に折返し、その折返しで包被するが如く袋口を捲回せしめることの出来るもので金具で締めて外部が損傷するも内部は完全に保護せられる特長がある。

七年實用新案出願公告第三六〇四號

第百二十二類 一、靴

朝書番號昭和六年第一四九八〇號

出願 昭和六年五月十四日

公告 昭和七年三月二十九日

久留米市白山町六十番地

出願人 考案者 倉田丸平

實用新案出願公告第三六〇九號

(昭和七年三月廿九日公告)

ゴム彈器付椅子

東京府下南千住町一丁目六

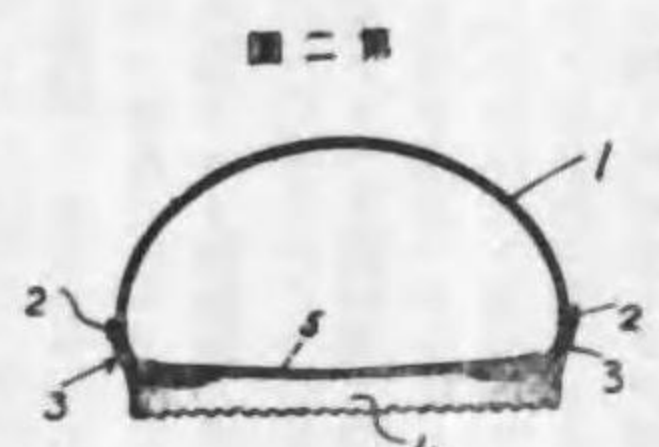
吉田耕之助

椅子生活者はよく身体の慰安のために椅子をユラユラ前後に揺る癖があるが、その爲に椅子の脚や床が損じる憂ひがあるそこで椅子を床に定着したまゝ、上部の座部だけを前後左右に動かすことの出来るやうに座部と脚部との間の取附をゴム彈器を以て形成せしめたものである。

護膜底靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本考案ハ前記ノ如ク皮革又ハ織布等適宜ノ靴脚被(1)ノ下部周縁ニ沿フテ断面方形状トナセル皮革ノ帶狀體若クハ細條體(2)ヲ縫着シクハ帶條(2)ヨリ下部ニ周縁「ゴムテープ」(3)ヲ貼着シコレニ適宜ノ底「ゴム」片(4)ヲ取着ケタルモノナリ圖中ノ(5)ハ底内片ヲ示スモノトス  
本考案ハ前記ノ如ク皮革又ハ織布等適宜ノ靴脚被(1)ノ下部周縁ニ沿フテ断面方形状トナセル皮革ノ帶狀體若クハ細條體(2)ヲ縫着シクハ帶條(2)ヨリ下部ニ周縁「ゴムテープ」(3)ヲ貼着シコレニ適宜ノ底「ゴム」片(4)ヲ取着ケタルモノナリ圖中ノ(5)ハ底内片ヲ示スモノトス  
コレヲ普通告知ノ如ク底「ゴム」片(4)ヲ取着ケタルモノナルヲ以テ單獨ニ貼着シタル周縁「ゴムテープ」ノ如ク其脚被トノ接際ノ上縁カ衝撃若シクハ摩擦ノ爲メニ割離スルノ弊ナク確實ニ該凸起線條ノ爲メニ周縁「ゴムテープ」(3)ノ上縁ヲ保護セシメ得ルモノニシテ耐久性ヲ増進シ實用上ノ効果アルモノトス



〔解説〕靴甲皮の下部周縁に沿つて皮革の細いテープを縫着し、それより下部に周縁ゴムテープを貼着し之に底ゴムを取着けて成るもので、新しくすることによつてゴムテープの上縁を保護し以て耐久性を増さしむる効果がある。第二圖は第一圖のA B線に沿へる断面擴大圖である。

七年實用新案出願公告第三七四三號

第百四類 五、護膜靴及護膜底製造機

朝書番號昭和六年第一三四九號

出願 昭和六年五月十四日

公告 昭和七年三月二十九日

久留米市東町四六一番地

出願人 考案者 安藤勝次

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ外壁(1)ヲ分割シ得ヘキモノニ成形シ該外壁(1)ノ内部ニ中空芯型(1)ヲ挿入シ該芯型ノ頂部(3)ヲ外壁(1)ノ口縁ニ露出スヘク嵌合シ其中空室ヲ大氣中ニ開口セシメテ(4)トナシ中空芯型(2)ノ底板(5)ニ氣管取付口(6)及氣孔(7)ヲ設ケ該氣管取付口(6)ノ内方端ト芯型頂部(3)ニ貫嵌セル氣管(8)トヲ連管(9)ニテ結合シ氣孔(7)ヲ境界トシテ底板(5)ノ下面ニ氣囊(10)ヲ取着ケ氣管取付口(6)ハ該氣囊中ニ開口セシメ氣囊(10)ヲ被覆スル膜皮(11)ヲ外周端ヲ内方ニ折曲ケテ底板(5)ト中空芯型(2)トノ締着間隙ニ緊咬シテ取着ケタルモノナリ圖中ノ(12)ハ履物脚被(13)ハ貼着用「ゴム」片(14)ハ加硫發生瓦斯溜溝ナリ  
本案ハ中空芯型(2)ニ履物脚被(13)ヲ被着セシメコレヲ豫メ貼着用ノ生護膜片(13)ヲ内面ニ置列ヘタル外壁(1)内ニ收容シ

履物護膜片貼着装置

類似品多し！  
此のマークこそ最優品！！

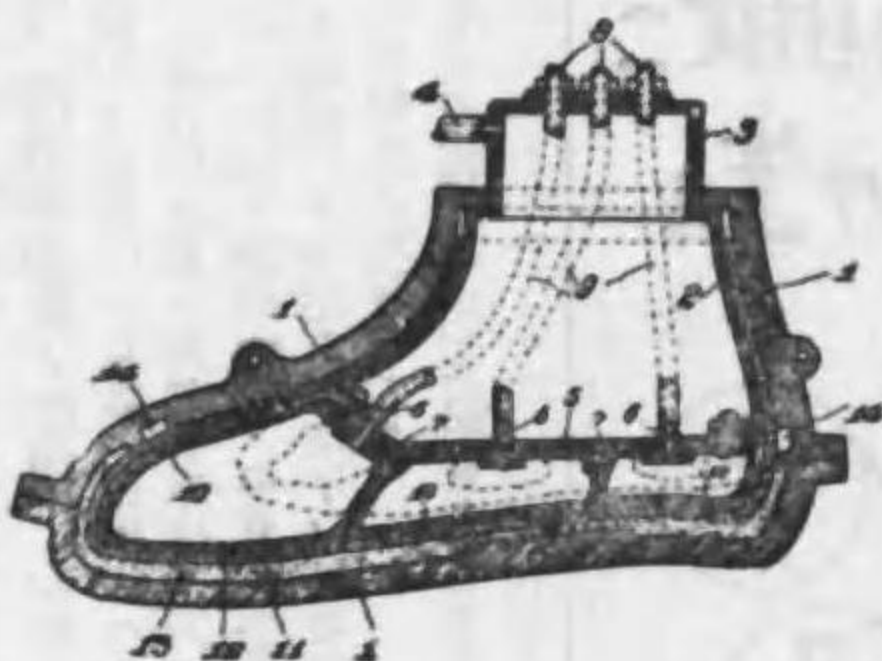
ハ威アル製品ハ  
優良ナル製品ノ模範ニ



上田長兵衛商店  
大阪西區沙洲橋北詰  
電話三三〇〇番



外壁(1)ノ分割部分ヲ縮結シ氣管(8)ヨリ流體ヲ壓入スルトキハ氣囊(10)ヲ夫々膨脹セシメテ且ツ氣囊(10)ノ外部ニアリタル空氣ヲ氣孔(7)ヲ通シテ心型(2)ノ中空室ニ追出シ(4)ニヨリテ大氣ト連通スヘカラシメ同時ニ該氣囊(10)ノ爲ニ膜皮(11)ヲ膨ラシテ其外表ニ覆ハレタル履物(12)ヲ生體膜片(13)ニ強壓シテ氣密状態トナスコトヲ得ルモノニシテコレヲ適宜ノ加硫装置内ニ於テ乾燥シ履物ト「ゴム」片トヲ固結乾燥セシメタル履物(8)ノ壓入流體ヲ抜キ去リ氣囊(10)及膜皮(11)ヲ閉結セシメ外壁(1)ヲ分割シテ中空心型(2)ヨリ履物(12)ヨリ履物(12)ヲ脱離セシムルモノニシテ乾燥工程ノ外「ゴム」ヨリ發生スル瓦斯(14)内ニ潛入シテ適宜外壁外ニ排除セラルヘク護膜底地下足袋ノ如キニ使用シテ其爪先護膜周縁「テープ」護膜及底護膜片等ヲ氣密状態ニ壓着シ得ヘク取扱容易ニシテ優秀製品ヲ作出シ得ルモノトス



〔解説〕 ゴム底地下足袋のやうなもの、製造に用ひてその爪先ゴム周縁テープゴム及ゴム片等を氣密状態に壓着することが出来、且つ取扱簡易にして優秀なる製品を作り得られる特長がある。圖面はその貼着装置を示した縦斷正面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第三八二七號

第三十二類 六、空氣入外輪及内管

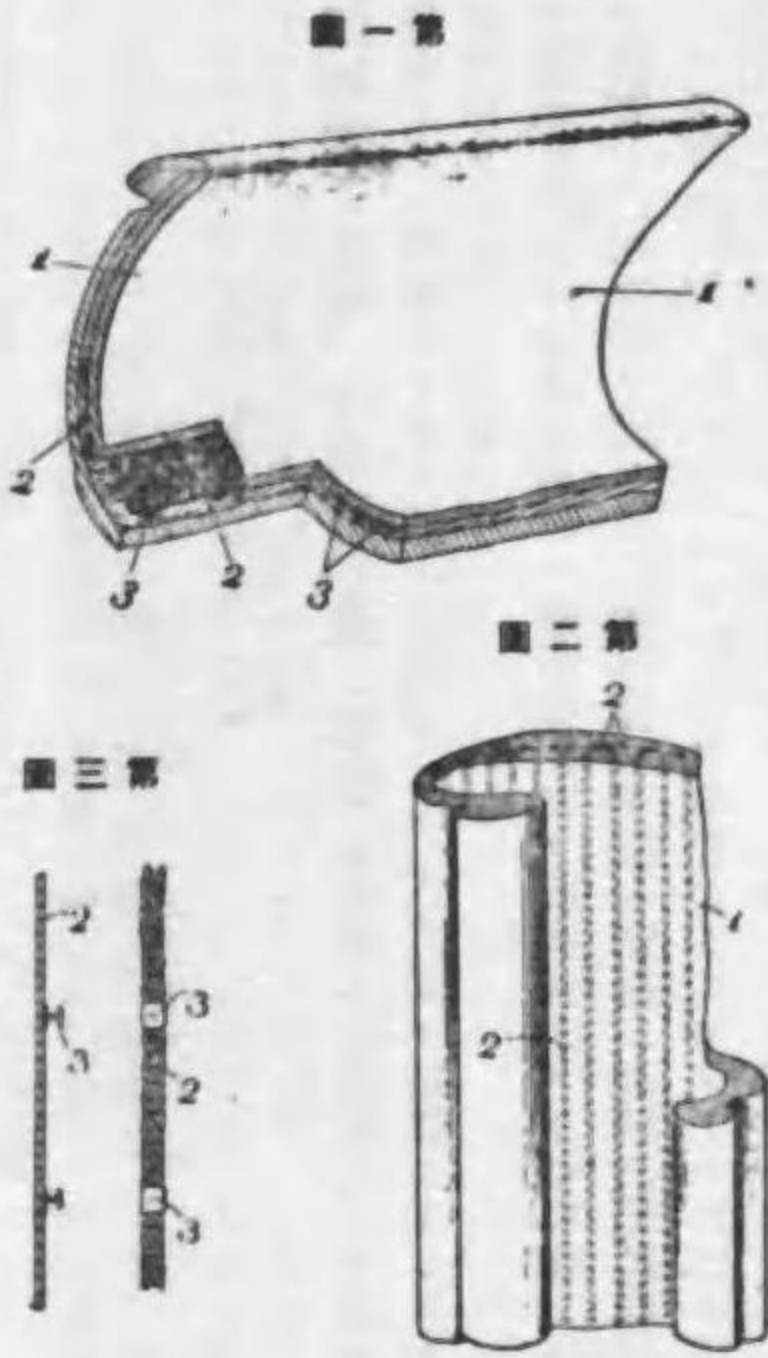
願書番號昭和六年第五一一二號  
出願 昭和六年二月二十二日  
公告 昭和七年四月二十二日

横須賀市深田町百四十七番地伏見孝一方  
出願人 孝案者 山本 勉

「自動車」タイヤ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

圖ニ於テ(1)ハ「タイヤ」ノ主體(2)ハ主體ノ内部ニ同一平面ヲ保チテ並列シテ密接シ全體相俟ツテ版狀ヲナス如ク埋没シタル多數ノ金屬製無端連鎖(3)ハ各連鎖ノ全長ニ亘リ一定間隔毎ニ附設シタル支子ニシテ第三圖ニ示ス如ク座版ニヨリ連鎖面ニ貫着シテ主體ノ護膜質中ニ没入セシムルコトニヨリ連鎖ノ移動偏倚ヲ防止セシムルモノトス  
本「タイヤ」ノ製作ニ當リテハ外層タルヘキ護膜質ノ内側ニ前記支子附連鎖ヲ並列環狀ニ密接シテ敷設シテ之ニ中層タルヘキ護膜質ヲ充填被着セシメ更ニ内層ヲ形成スルトキハ連鎖列ハ全ク主體内ニ埋没セラレテ一枚ノ版狀體ヲナシ且ツ各支子ニヨリテ第一圖ニ示ス如ク同一弧狀線上ニ保持セラルモノトス蓋シ被上ノ如ク構成スルトキハ「タイヤ」ノ外部ヨリ釘又ハ金屬屑子等ノ尖片其ノ他ノ尖形物カ突入シタル場合克ク之ヲ中層部ニ於テ喰ヒ止メ以テ内部氣囊ヲ破裂セシムルコトナク而モ連鎖ナルカ爲メ主體ト同様撓曲シテ護膜ノ彈力ヲ失フ如キ懸念ナク堅牢ニシテ耐久力ニ富ミ實際上述切ノ效果アルモノトス



〔解説〕 タイヤに釘などが刺さつても之を中層部で喰ひ止め内部の氣囊を破裂さすことのないやうに考案されたタイヤで、且つ連鎖状になつてゐるから主體と同様撓曲してゴムの弾力を失ふことなく極めて堅牢である。第一圖はその一部を示す斜面圖第二圖はその平面圖、第三圖は本案に使用すべき連鎖の平面圖製に側面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第四〇七六號

第百八十八類 二、碍子

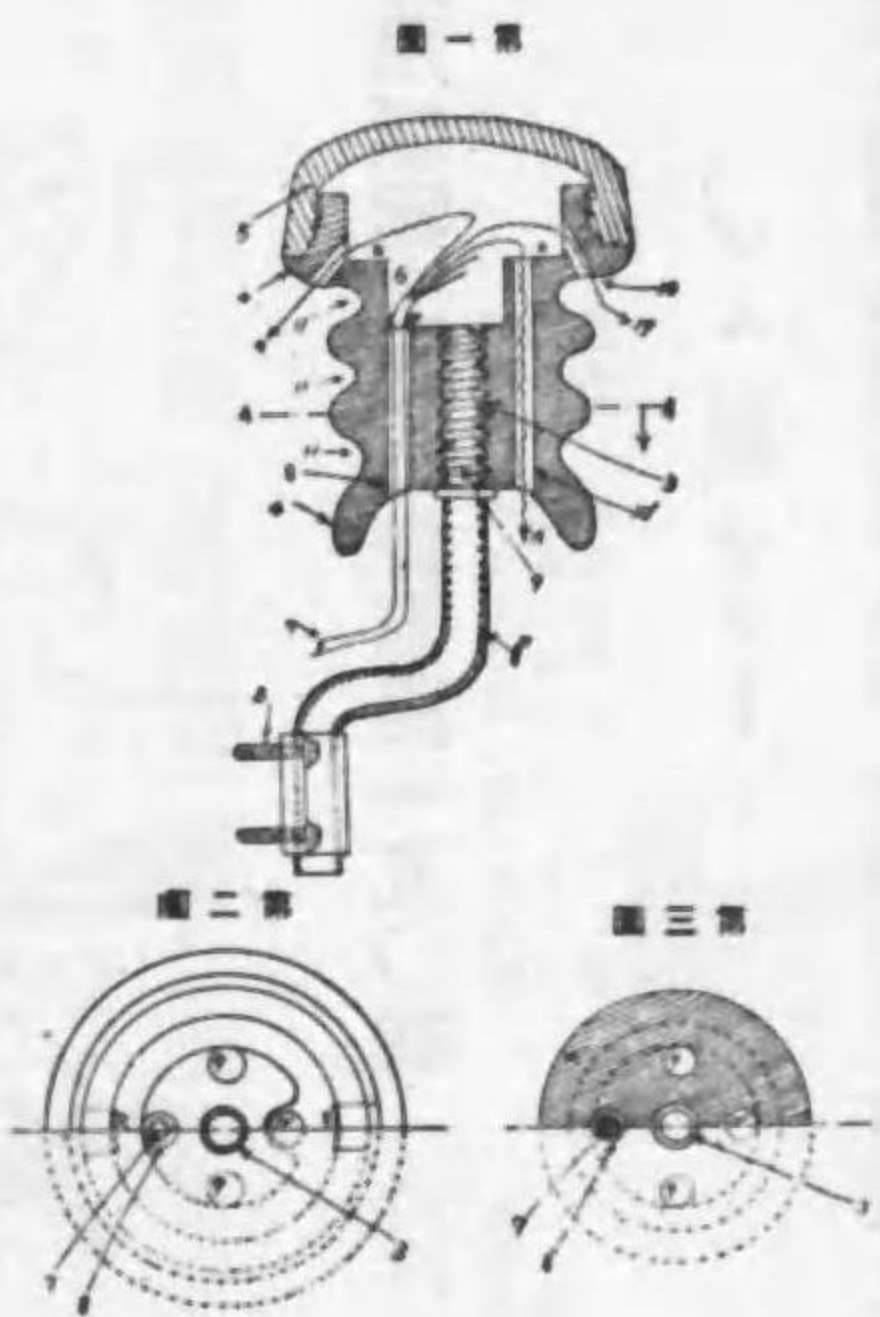
願書番號昭和五年第三五五九號  
出願 昭和五年十二月九日  
公告 昭和七年四月九日

(第百九十七類二八、電信及電話雜)  
東京府荏原郡品川町大字南品川宿八百三十四番地 昌  
名古屋市中區廣小路町字石河四四四 代 浦  
出願人 願 大橋 橋 主 馬 太郎

「ゴム」線配線碍子

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本考案碍子ハ絶縁體若ハ金屬體ノ覆膜蓋或ハ覆蓋(5)ヲ有スル碍子「カップ」ノ母體(4)ノ周壁ニ三個以上ノ配線溝(11)ヲ設ケ内部ニ心線配線室(6)及一個以上ノ側孔(10)ト三個以上ノ通孔(8)(9)(10)トヲ形成シ中央ニ取附管「若」ハ取附棒ヲ深ク裝着(3)シテ形成セル「ゴム」線配線碍子ノ構造ニ係ハリ其ノ效果ノ要領トシテハ通孔(8)ヨリ心線配線室(6)ニ引込ミタル耐濕製「ケーブル」(7)心線「ゴム」線ニ接續シテ(10)通孔(10)ヨリ引出シ又無耐濕製「ケーブル」ナル場合ハ心線配線室内「B」ニ「ケーブル」心線ト「ゴム」線(19)トヲ結線スヘキ碍子附端子盤ヲ裝着シ其ノ裏面側ヲ「ケーブル」心線配線室(6)トナシ「ケーブル」心線ヲ端子ニ接續シ上通孔(9)(10)ニヨリ側方ニ引出シタル(6)ニ充填シ「ゴム」線ヲ端子ニ結線シテ側孔(10)及通孔(10)ヨリ引出シ得ヘク爲シ側孔(10)ニヨリ側方ニ引出シタル「ゴム」線ノ上方位置ノ配線溝(11)ニ縛リ又通孔(9)(10)ニヨリ下方ニ引出シタル「ゴム」線ヲ下方位置ノ配線溝(11)ニ縛リ斯クシテ一通孔(8)ニヨリ母體內ノ心線配線室ニ引入レタル「ケーブル」ノ心線對ニ接續シタル「ゴム」線ヲ側方及通孔ノ總數n個ニ一條宛ヲ割リ當テテ側方及下方ニ分割シ且放射狀ニ夫々ヲ離隔シテ母體外ニ引出シ側方引出「ゴム」線ヲ上方ノ配線溝ニ下方引出「ゴム」線ヲ下方ノ配線溝ニ一條宛ヲ縛ルコトニヨリ多數ノ「ゴム」線ヲ上下錯交ナカラシメ、必要家ヘ本考案碍子一個ニテ放射狀ニ配線シ得ヘク形成セルヲ以テ(9)(10)ナル通孔或ハ(10)ナル側孔ヲ一個トシ又(11)(11)ナル配線溝ヲ一個トシ母體內ニ一對心線ヲ有スル「ケーブル」或ハ一條ノ線條ヲ引入レ之ニ接續シテ引出セル一條ノ「ゴム」線ヲ此ノ一個ノ配線溝ニ縛リ配線スル場合ニ比シ本案ハ通孔側孔ノ集計n個ト配線溝n個トノ形成ニヨツテ心線ヲ有スル「ケーブル」一條ヲ母體內ニ引入レ之ニ接續シ引出セル「ゴム」線ヲ小面積ニテ相互ヲ電氣的離隔シテ縛リ放射狀ニ配線シ得ヘク形成セルヲ特徴トシ配線設備費ヲ著シク節約セシムルモノトス



〔解説〕 絶縁体若くは金属体の覆蓋を有する碍子カップの母体の周壁に三個以上の配線溝を設け内部に一個以上の側孔と三個以上の通孔とを形成したゴム線配線碍子であつて、第一圖は本品の縦斷面圖、第二圖は蓋を取去りたる場合の平面圖、第三圖はA—A線に切斷し矢の方向に見たる平面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第四〇七七號

第百四類 五、護膜靴及護膜底製造機

願書番號昭和五年第三七五九號  
出願 昭和五年十二月二十四日  
公告 昭和七年四月九日

堺市南區町東二丁三百八十四番地 正 太郎  
出願人 考案者 高 木 正 太郎

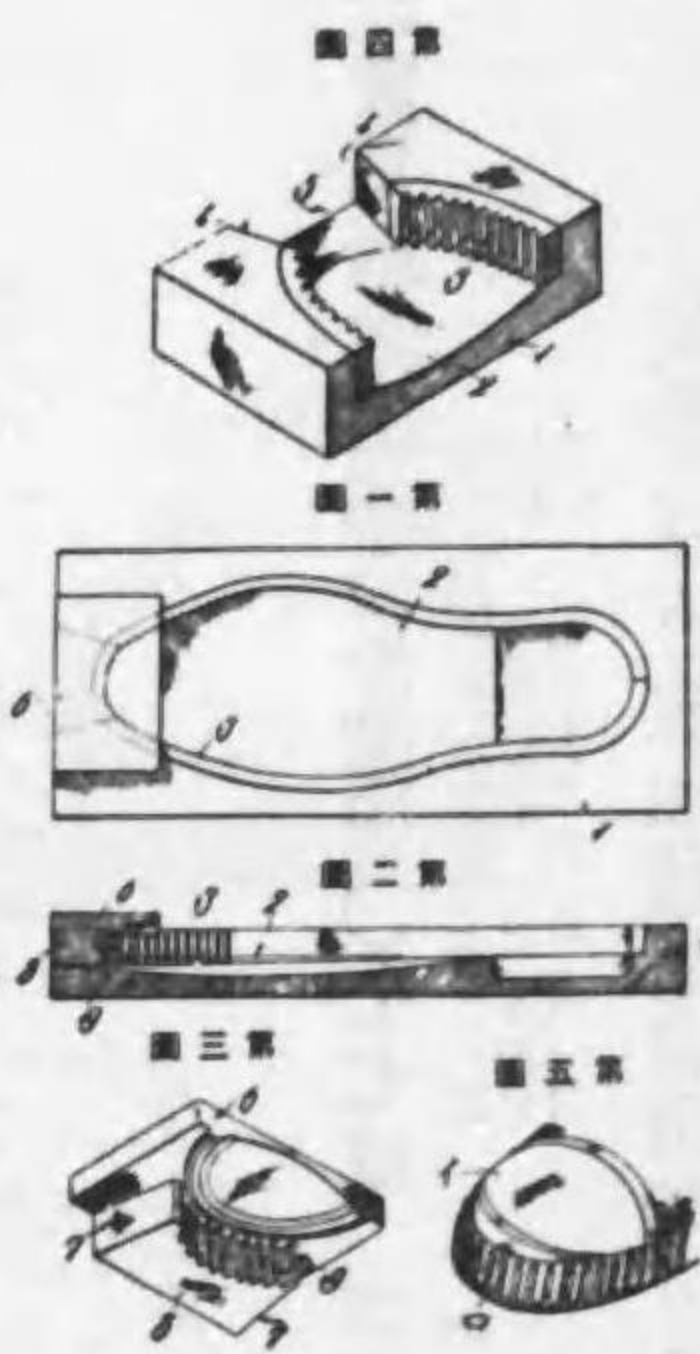
履物「ゴム」底加硫壓着用型

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

(1)ハ雌型ニシテ中央ニ履物形ニ適合スル凹所(2)ヲ有シ其凹所内側壁ニ縱條溝又ハ適宜ノ模様(3)ヲ刻シ先端ニ(4)ノ如ク外開キ狀ニ切り開キタル溝(5)ヲ設ケタルモノナリ(6)ハ爪先部ノ雌型ニシテ之カ裏面先端ニ前記溝(5)ニ適合スル兩側ニ傾斜面(7)ヲ有スル突子(8)ヲ設ケ該突子(8)ノ内側ニ模様(3)ト同様ノ模様(9)ヲ刻シタルモノナリ本案ハ最初雌型(1)内ニ履物「ゴム」底片ヲ嵌メ次ニ押被ヲ被覆セル押型ヲ嵌メ込ミ「ゴム」爪先片ヲ爪先部ニ當テ次ニ爪先雌型(6)ヲ雌型(1)ノ先端ノ切り開キ溝(5)ニ嵌メ然レ後全體ヲ押壓加硫スルトキハ爪先部雌型ノ突子ノ側面ニ雌



型(1)ノ凹所ノ内側壁ノ模様ト一致スル模様ヲ刻シブル爲メ「ゴム」底片ヲ押壓スルトキハ脚型ノ周側ニ出ツル「ゴム」片ト爪先「ゴム」片トハ此突子ノ内側ノ模様面ニ沿ヒ井ニ脚型ノ爪先部ニ傾倒スル爲メ爪先部ノ表面ニ於テハ重合密着シテ兩者ト一體トナリ同時ニ離型(1)ノ先端ノ縦溝模様ト爪先離型ノ之レト同一ノ模様ハ夫々脚型周側ニ出ツル「ゴム」片並ニ爪先「ゴム」片ニ其模様ヲ印シ而カモ之等ノ模様ハ一致シ極メテ正確ニ自然的ニ形成セラレ從來ノモノノ如ク縦線ニ「ゴム」ノ小片等突出スルコトナク體裁良好ナル成品ヲ得ルノ效果ヲ有スルモノナリ

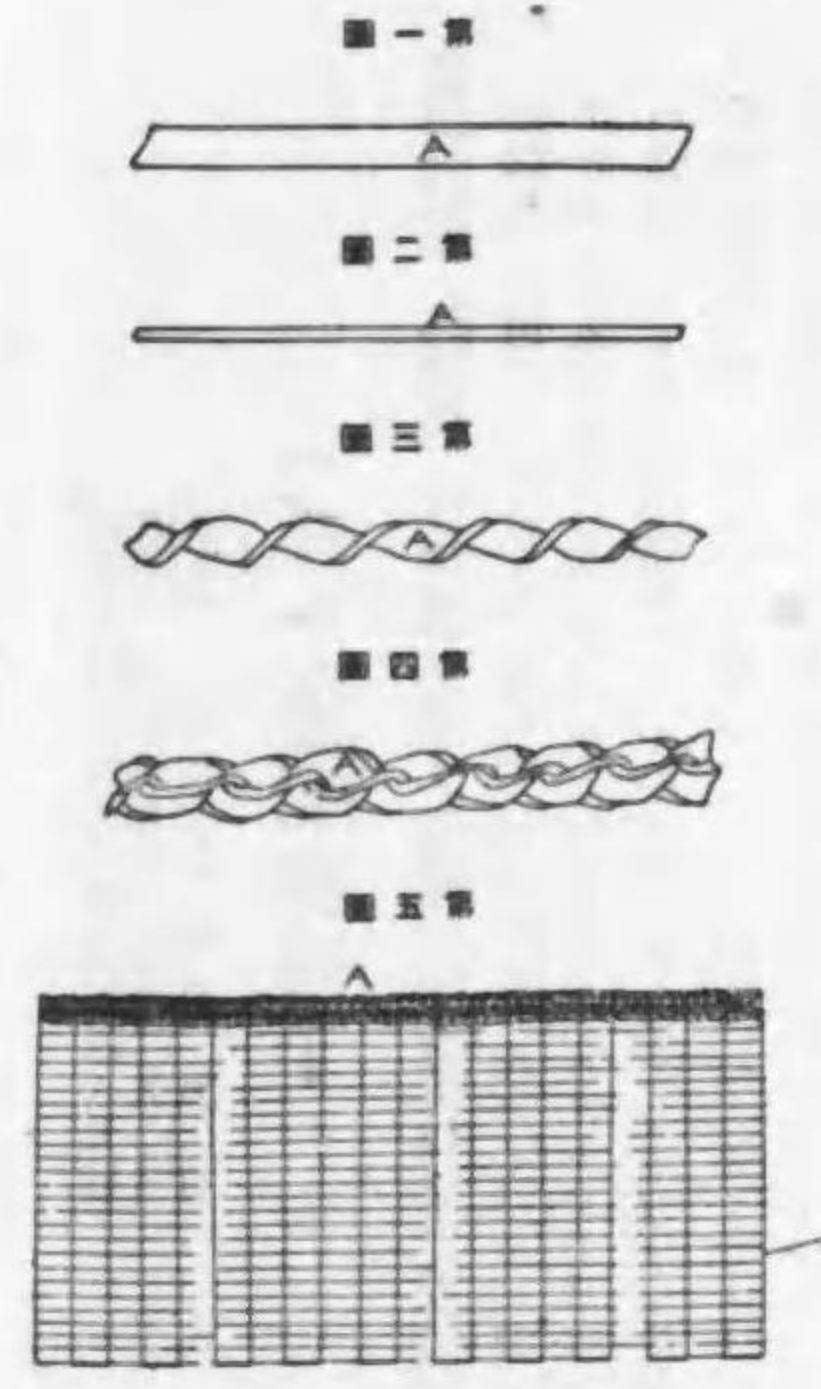


〔解説〕中央に履物形を設けた凹所を有する離形の先端に外開き状の溝を構成したものと、その溝内に適合する突子を有する爪先型とからなつてゐるその目的とするところは従来のやうに縦線にゴムの小片などが突出することなく体裁良好な品を得んとするにある。第一圖はその平面圖、第二圖は同縦斷面圖、第三圖は爪先離型の斜断面圖、第四圖は離型爪先部の擴大斜断面圖、第五圖は成品の斜断面圖である

昭和七年實用新案出願公告第四一五〇號 第四十三類 二〇、靴拭器  
願書番號昭和六年第一四一九八號  
出願 昭和六年五月十一日 久留米市諏訪野町一丁目千六百二十三番地  
公告 昭和七年四月十一日 出願人 考案者 林 幸 七 郎

「ゴム」製「マット」

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ自動車ノ履物「チープ」ヲ縦ニ第一圖ニ示ス如ク切断シ平「ゴム」トナシ之ヲ二本第三圖ニ示ス如ク同方向ニ捻リ次ニ第四圖ノ如ク其ノ二本ヲ繩ノ形ニ捻リ合セテ一條トナシ之ヲ第五圖ノ如ク連續シテ隣り合ハセニ横ニ配列シ端ニ至レハ折リ曲ケ此レニ第一圖ノ如キ平「ゴム」又ハ針金ニテ適宜ノ間隔ニ横ニ挿入シテ締め付ケタル筵狀ノ「ゴム」製「マット」ナリ此ノ「ゴム」製「マット」ハ捻り合セタル平「ゴム」ヨリ成ル故其ノ表面ハ第四圖第五圖ノ如ク不規則ニ上部ニ配列サレ稍硬ク彈力アル凸凹ヲナシ靴其他ノ履物ニ附着スル泥土又ハ其他ノ汚物ヲ拭ヒ落ス作用ヲナス而シテ此ノ場合從來ノ棕櫚製「マット」ノ如ク水又ハ泥ナトテ飛跳セシメス從ツテ衣服ヲ汚スノ慮ナシ又隣合セ及捻り合セノ部分ニ間隙ヲ生スルニ依リ使用ノ際泥土ハ其ノ間隙ヨリ下ニ落ち又彈性アルヲ以テ其ノ間隙ハ自由ニ大小ニ伸縮シ泥土カ挟マリ土ト共ニ固着スルコトナク若シ泥土ノ附着多キ時ハ之ヲ水ニテ容易ニ洗濯スルコトヲ得而モ乾燥迅速ナレハ直ニ再使用スル便アリ尙ホ軟性ニシテ彈力ニ富ムヲ以テ履物ヲ損傷シ又ハ皮質ヲ惡クスル等ノ慮ナキノミナラス品質優良ナル自動車「チープ」ノ再製品ナレハ耐久力甚大ニシテ且ツ價格低廉モ體裁極メテ優美ナリ

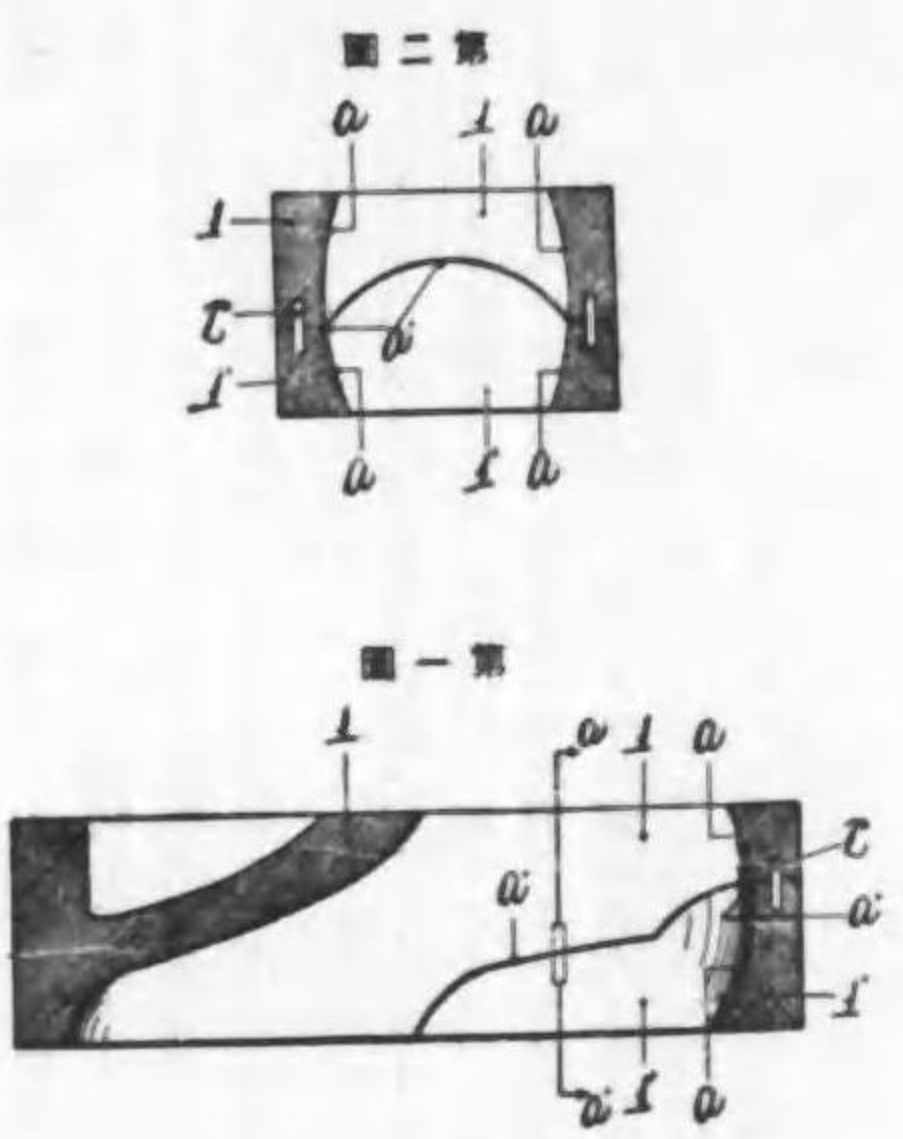


〔解説〕第一圖は平面圖、第二圖は側面圖、第三圖は一重捻りの繩、第四圖は第三圖のゴムを二重に捻り合せたる繩、第五圖は本案によるゴムマット全体の平面圖である。此の一—五圖に示せる如くゴムを同方向に捻り其の二本を繩の形に捻り合せ一條となし、之を連續して隣合せて横に配列し之に平ゴムを適宜の間隔に横に挿入して締めつけて成るゴムマットで、自動車の古チープを切断して作るものである。

昭和七年實用新案出願公告第四一六二號 第四百四類 五、護靴靴護底製造機  
願書番號昭和六年第一九六五一號  
出願 昭和六年六月二十三日 大阪市東成區猪飼野町九七四番地  
公告 昭和七年四月十一日 出願人 考案者 大 坪 正 一

踵當革模倣護靴製造用雌型

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ「ゴム」靴ノ兩側ヨリ踵部ニ涉リテ彎曲セル面(a)ノ頂部(b)ヲ境界トシテ踵部當革ニ相當スル形態線ニ沿ヒテ之ヲ上下ニ分割シ得ヘキ型片(1)(2)ヨリ成ル踵當革模倣護靴製造用雌型ノ構造ヲ要旨トスルモノニシテ(2)ハ分割面ニ設ケタル栓ナリ在來ノ雌型ハ縱中心線ヲ境界トシテ左右ニ切半シタルカ故ニ成形靴ノ先端ヨリ踵頂面ヲ縱走スル見苦シキ筋目ヲ現出スル缺點アリ且意匠的踵當革等ノ構造ニ模倣シタルモノナシ然ルニ本案雌型ハ周側彎曲面ノ頂部ヲ境界トシテ踵當革ノ形態ヲナスヘキ線ニ沿ヒテ上下ニ分割スルモノナレハ靴ノ踵頂面及先端上面ハ平滑ニ仕上ラレ何等ノ筋目ヲ有セス而モ周側ニ現出スル筋目ハ踵當革ヲ模倣セル當革ノ上端ヲ構成シ位置ト曲線トノ關係上自ら意匠的外觀ヲ呈スル效果アルモノトス



〔解説〕第一圖は本案の縦斷面圖、第二圖は第一圖のa—c線に於ける斷面圖であつて、圖面に示す如く周側彎曲面の頂部を境界として上下に分割し得べき踵當革模倣ゴム靴製造用雌型である。専ら意匠的美觀を呈する効果があるものである。

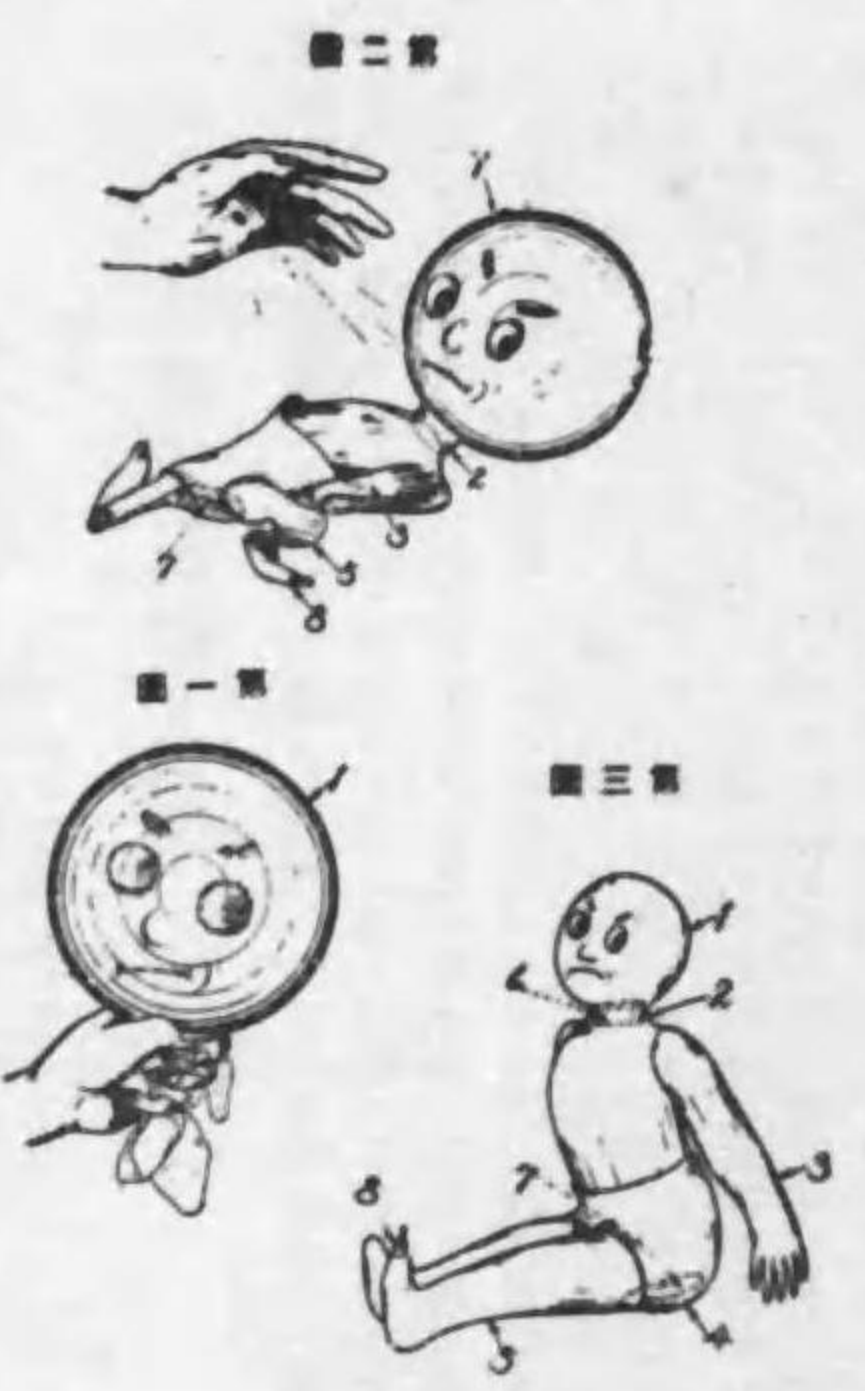
昭和七年實用新案出願公告第四二八二號 第一百十五類 一、雜玩具

護謨風船人形

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 圖中(1)(2)(3)(4)及(5)ハ護謨風船人形ノ頭部、頸部、手部、腰部及足部ニシテ頸部(2)ニハ笛(6)ヲ設ケ空氣カ頭部ヨリ他ノ部ニ移動スル際ニ自動的ニ發聲シ得ヘカラシメ空氣カ全體ニ平均ニ充實シタル場合ニハ第三圖ニ示ス如クニ兩足ヲ前方ニ投ケ出シ脚部ヲ起シ兩手ヲ後方ニ突張リタル姿勢ニアラシメ腰部(4)ニハ車輪(7)ヲ收縮セシメテ自動起キ上リニ好都合ナラシム(8)ハ護謨風船人形内ニ空氣ヲ吹キ込ムニ使用スヘキ栓ナリ 本案ハ前記ノ構造ニ成リ全體ニ空氣ヲ充實セシメテ一旦第三圖ニ示ス如キ形ト爲シタル後手足脚等ヲ握リ輪ムレハ空氣ハ頭部内ニ集マリテ第一圖ニ示ス如キ有様トナルヘク之ヲ地上ニ拋出スレハ頭部内ノ空氣ハ笛(6)ヲ自動的ニ發聲セシメツツ頭部(2)ヲ通過シテ下方ニ移動シテ手足脚部ニ充實シ人形ハ手足部ノ突張リト車輪(7)ノ作用ト相俟チテ第三圖ニ示ス如キ姿勢ト爲リテ起キ上リ恰モ死骸カ活ヲ得テ蘇生スルカノ如キ有様ヲ演出スル愛嬌アル玩具ナリ

願書番號昭和六年第二〇九〇五號  
出願 昭和六年七月六日 東京市日本橋區馬喰町一丁目十三番地  
公告 昭和七年四月十二日 出願人 考案者 倉 持 長 吉





〔解説〕 圖面に示す如く、ゴム風船人形の腰部に重錘を入れて置き、兩足を前に投げ出して胴部を起し、兩手を後方に突き出した姿勢となし、自動的に起座せしめ得るやうに工夫された風船人形である。

昭和七年實用新案出願公告第四三九六號 第二百二十二類 一、靴

願書番號昭和五年第三八三四五號  
出願 昭和五年十二月二十八日  
昭和六年抗告審判第一一六號  
公告 昭和七年四月十四日

朝鮮京城府京町十一番地  
出願人 考案者 松 世 勝 藏

運動靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本考案ハ爪先部ヲ改良シタル運動靴ニ係リ其ノ構造ハ別圖面ニ示ス如ク爪先部ニ於テ脚(7)ノ側底ト底護膜(6)トノ間ニ強靱ナル薄片(4)ヲ挿入介在セシメ之ヲ密着シタル後更ニ該薄片形護膜片(4)ノ兩翼片(1)(2)ヲ夫々前記脚側及底護膜(6)ノ前後面ニ貼着シ而シテ如上ノ脚側護膜各片(1)(2)(3)及底護膜(6)ヲ脚(7)ノ爪先部側底ニ接合シテ成ルモノニシテ(8)ハ丁字形護膜片(4)ノ兩翼片(1)(2)ノ上面ニ互リテ設ケタル互連三角稜狀凸起ナリトス

本考案ハ主トシテ「ズツク」帆布製運動靴ニ「クレイブソール」(原料底)ヲ貼着スルニ適シ從來ノ如ク脚(7)ノ側底ト「クレイブソール」トヲ直接ニ貼着シテ熱乾燥ヲ施セルモノニ在リテハ其ノ乾燥中「クレイブソール」ノミハ著シク收縮シ貼着部分ニ移變ヲ與ヘツツ乾燥シ貼着度ノ不密實ニ生スルヲ以テ之カ使用ニ際シ爪先部ニ於ケル脚(7)ト底(6)トハ剝離シ易ク過激ナル衝動ニ耐ヘサルモ本構造ノ如ク丁字形護膜片(4)ノ翼片(1)(2)ヲ其ノ前後面ニ且脚片(3)ヲ脚(7)ト底(6)トノ間ニ介在セシメテ貼着シタルモノハ乾燥中「クレイブソール」ノ收縮ニ伴ヒ該翼片(2)モ亦收縮作用ヲ導キ最初ノ貼着狀態ヲ持續シテ乾燥シ各部ノ接合ヲ充分ナラシム從テ凸起(8)ヲ附セル丁字形護膜片(4)ノ介在ニ依リ爪先部ニ衝動ヲ與フヘキ蹴球其ノ他ノ運動用靴トシテ底(6)カ離レテ開口スル如キ前記ノ缺陷ヲ防止シ得ルノ効果アリトス



〔解説〕 甲の爪先部の側底と底ゴムとの間に上面に凸起を有する丁字形ゴム片の脚片を挿入介在せしめて之を密着し、更にその丁字形ゴム片の兩翼片を夫々甲側及底ゴム側面に貼つけることの出来るやうにした運動靴で、爪先部を蹴球などの運動靴に用ひ、その底が離れるやうなことをないやう考案されたもの。

昭和七年實用新案出願公告第四三九七號 第四百類 五、護膜靴及護膜底製造機

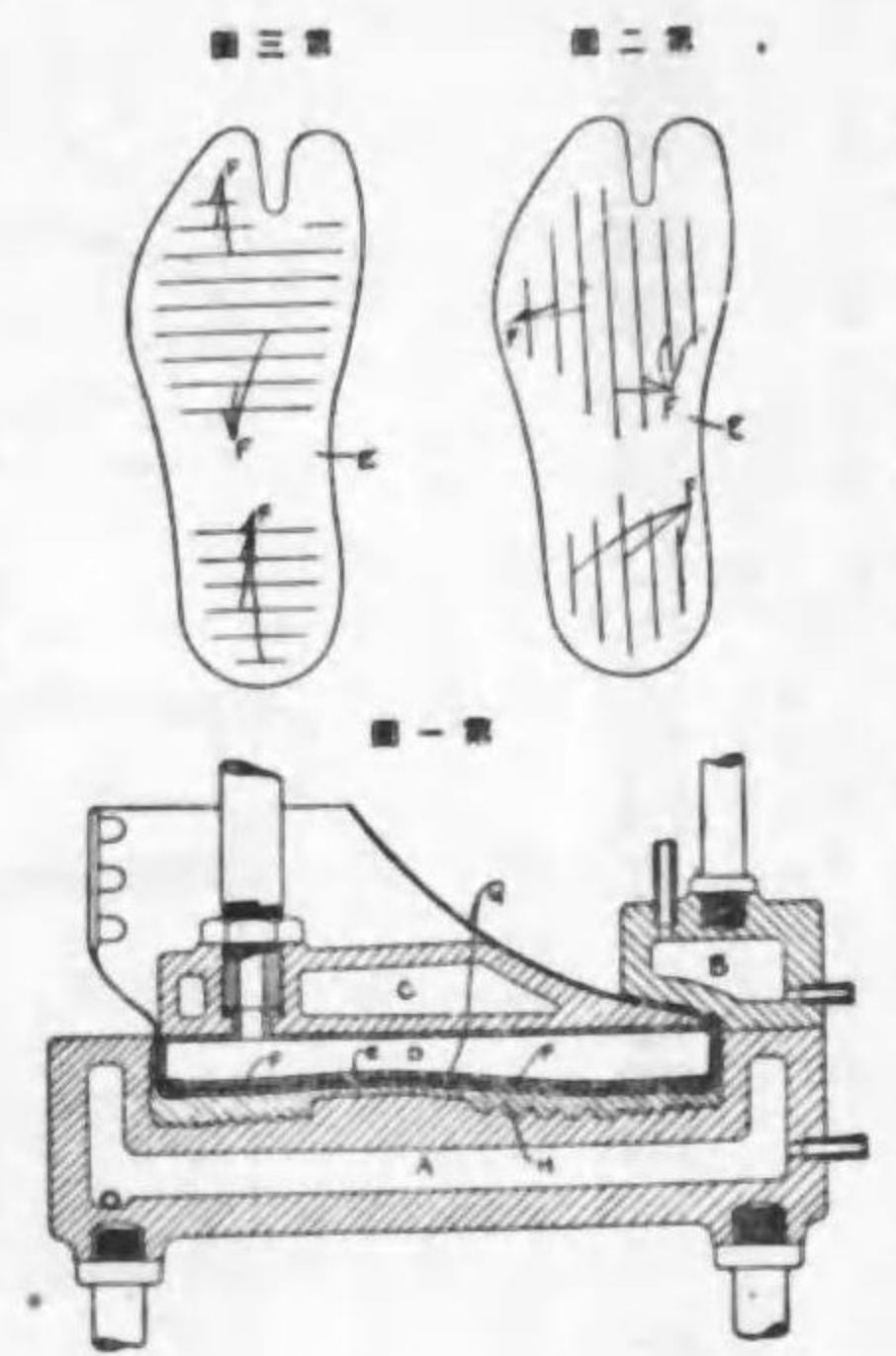
願書番號昭和五年第三〇六六五號  
出願 昭和五年十月二十五日  
昭和七年四月十四日

大分縣宇佐郡柳ヶ浦村大字江須賀二七二六番地  
出願人 考案者 秋 吉 勇 夫

靴又ハ地下足袋「ゴム」燒附用芯型底板

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ芯型若クハ其ノ一部ニ「ゴムチユープ」ヲ使用シ流體ノ壓入ニヨリ芯型ヲ擴張シ底「ゴム」等ノ「ゴム」ヲ靴又ハ足袋ニ壓着セシムル種類ノ「ゴム」燒附用芯型ニ於テ「ゴムチユープ」ニ芯型ノ底面ニ中央部ニ於テ長ク周邊ニ近クニ從ヒ次第ニ短キ數個ノ切割ヲ有スル彈性金屬板ヲ密着シテ設ケタル構造ヲ要部トシ底板ノ彈性ヲ中央部ニ於テ大ニ周邊ニ近クニ從ヒ少ナカラシムルコトニヨリ底「ゴム」ノ壓展ニ適セシムルト同時ニ過剩ノ「ゴム」及之ニ含有セル空氣其ノ他ノ瓦斯ヲ中央部ヨリ次第ニ其ノ周邊部ニ壓排シ緣端ヨリ逸出セシムルニ適セシメタルモノナリ圖中(A)ハ底型(B)ハ上型ニシテ蒸氣ヲ通シテ加熱セシムルコト普通ノ如ク構成スルモノトシ芯型ハ其ノ全部又ハ一部「ゴムチユープ」ニテ形成セシムルモノナルモ圖示ノ如ク硬質ノ上部芯型(C)ノ下端ニ「ゴムチユープ」ヨリ成ル下部芯型(D)ヲ結合シタルモノトナス可トシ「ゴムチユープ」ニ芯型ノ底面ニハ之ト同形ノ彈性金屬板ニ中央部ニ於テ長ク周邊ニ近クニ從ヒ次第ニ短キ數個ノ切割ヲ設ケタル底板(E)ヲ密着セシメテ設ケタル要旨トシ切割(F)ハ縱ニ設ケタル横ニ設ケタルモノナルモトシ該芯型及底板ヲ覆ヒテ半製ノ靴又ハ足袋(G)ヲ被着シ内部ニ流體壓入シ底型及上型ヲ加熱シ底「ゴム」(H)及其ノ周邊部ノ燒附ヲ行ハシムルモノトス

從來靴又ハ地下足袋ニ底「ゴム」ノ燒附ヲ行フニ當リ材料護膜及型ノ空隙等ニ殘留スル空氣及燒附ニヨリテ發生スル瓦斯ハ「ゴム」ノ燒附ヲ不良ナラシムル一大原因ヲナスモノナルヲ以テ之カ排除ヲ行フコトハ此ノ種ノ燒附型ニ於テ極メテ重要ナル事項ニ屬スルモ從來公知ノモノニ在リテハ未タ充分ニ其ノ目的ヲ達シ難ク相當高率ノ不良燒附ヲ見ルノ現狀ニ在リ然ルニ本案ニ於テハ長短ノ切割ニヨリ中央部ニ於テ彈力弱ク周邊ニ到ルニ從ヒ次第ニ強キ彈力ヲ有セシメタル底板ヲ「ゴムチユープ」ニ芯型ノ底面ニ密着シテ設ケタルニヨリ流體ヲ壓入シテ内部ニ壓力ヲ加フル時ハ「ゴム」ヲ中央部ヨリ周邊ニ次第ニ壓迫スル作用ヲナシ壓力ノ均衡ヲ保ツニ到リテ全面ヲ一様ニ壓着スルヲ以テ底「ゴム」ノ延展及過剩「ゴム」量ニ含有瓦斯ノ壓排ニ適シ能ク「ゴム」ノ燒附ヲ可良ナラシムル效果アリ



〔解説〕 芯型の全体又は一部にゴムチユープを使用する靴又は地下足袋ゴム燒附用芯型であつてゴムチユープ芯型の底面に之と同形の彈性金屬板に中央部に於て長く周邊に到るに従ひ次第に短き數個の切割を設けた底板を密着して作つてある。第一圖は全器の縱斷面圖、第二圖は要部たる底板の分解平面圖、第三圖に同じくその變形を示せる平面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第四三九八號 第四百類 五、護膜靴及護膜底製造機

願書番號昭和五年第三四九五〇號  
出願 昭和五年十二月三日  
昭和七年四月十四日

岡山縣兒島郡兒島町大字柳田八百十七番地  
出願人 考案者 高 階 健 造

地下足袋製造用型

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本考案ハ地下足袋又ハ布製靴ノ底面ニ「ゴム」層ヲ壓着スヘキ押型ノ改良ニシテ下型ニハ壓着成形セラレヘキ「ゴム」底ノ外面ニ適合シ且上面周圍ハ上型ニ被着シタル布體ノ外面ニ密着適合スヘキ周緣ヲ具フル凹陥ヲ穿テ前記周緣ニハ斜ニ削成シタル過剩「ゴム」量出部ヲ斷續シテ設ケタル構造ヲ有スルコトヲ特徴トスルモノナリ

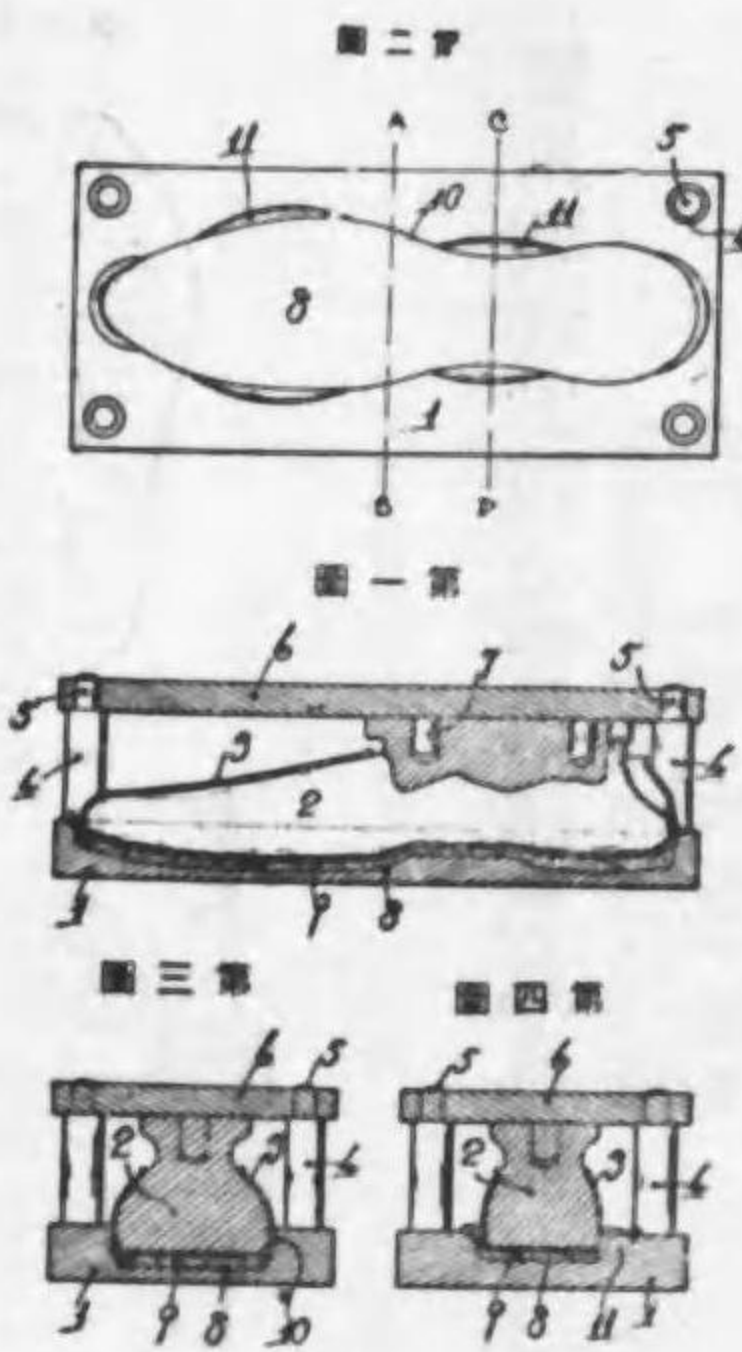
圖ニ於テ(1)ハ下型(2)ハ上型(3)ハ布製靴(4)ハ下型ノ四隅ニ樹立シタル支柱(5)ハ支柱上端ヲ小徑ナラシメタル嚮導部(6)ハ上型ノ押板(7)ハ押板上型トノ結合ヲ示シ圖ノ如ク下型(1)ニ穿テタル凹陥(8)内ニ「ゴム」ヲ填充シテ布製靴(3)ヲ被着シタル上型(2)ヲ嵌合シ押板(7)ヲ設置シテ其ノ上面ヨリ押壓シテ「ゴム」底ヲ壓着成形スルモノトス

而シテ下型ニ設ケタル凹陥(8)ハ第三圖ニ示ス如ク所要ノ「ゴム」層ノ厚サヨリモ深ク穿設シ其周緣(10)ハ上型ニ被着セラ



レタル布地ノ外(3)面ニ正シク密着適合スヘキ形状ヲ有セシメ以テ上型カ前後左右ニ偏位スルヲ防止セシメ且周縁所々ニ第四圖ニ示ス如ク上記布地トノ接合面ヲ斜ニ削リテ「ゴム」層ノ外氣ニ通セシムル斜面(1)ヲ斷續シテ形成スルモノトス而シテ上記斜面ノ爪先踵等ノ最モ損傷シ易キ部分ヲ設クルコトヲ可トス

從來行ハレタル斯種ノ押型ハ下型ノ全周ニ於テ布地(3)ノ外面ヨリ少シク間隙ヲ設ケテ過剰ノ「ゴム」ヲ全周ヨリ溢出セシムヘクナシタリ依テ上型ハ精確ニ下壓スルニ非サレハ前後左右ニ偏位シ又ハ傾斜シテ「ゴム」層ヲ偏肉ナラシムル虞アリ且「ゴム」層ノ周圍ハ布地ト「ゴム」地ノ境界不整ニシテ多額ノ加工費ヲ要シタリ然ルニ本考案ハ四角ノ周縁ニ布地ト精確ニ適合スヘキ曲面ヲ斷續セシメタルカ故ニ上型ノ偏位ヲ防止シ得ルノミナラス過剰ノ「ゴム」ハ局限シタル部分ノミヨリ溢出セサルカ故ニ爾後ノ加工費著シク容易ナラシメ「ゴム」底ト布地トノ境界ヲ鮮明ナラシメテ縫裁ヲ佳良ナラシム得ルモノニシテ特ニ「ゴム」ノ溢出部ヲ爪先其他ノ摩削サレ易キ部分ニ設クルトキハ其部ノ「ゴム」層ヲ厚クナシテ足袋及靴ノ壽命ヲ永カラシムルコトヲ得ヘキモノナリトス



〔解説〕 下型にはゴム底の外形に適合する間隙と上型に被着した布地の外面に密着適合する周縁とを備へ、且つ前記周縁中斷續して過剰ゴム溢出用斜面を切り缺いた構造のもの、第一圖はその使用状態を示し、第二圖は下型の平面圖、第三圖及第四圖は夫々第二圖A—B C—D 斷面に於ける使用状態を示す正面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第四五三三號

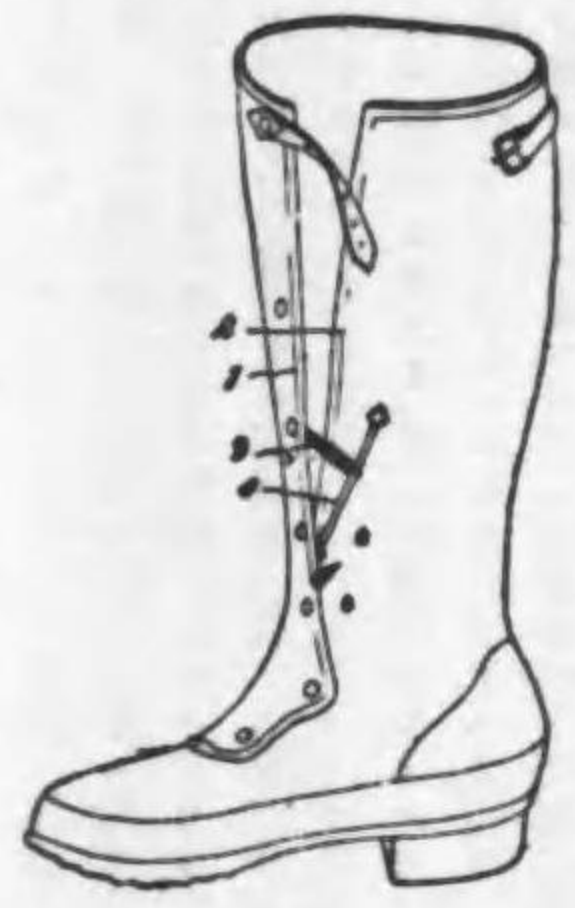
願書番號 昭和六年第一三三八四一號  
出願 昭和六年五月七日  
公告 昭和七年四月十九日

東京府北豊島郡南千住町一丁目五番地  
出願人 考案者 關 銓 平

護謨長靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ前面ヲ縱割シテ重合釘止トナシタル長靴ニ於テ脱靴シタル後後部ノ折レ倒ルルコトナク内外ノ重合片部ヲ護謨ニテ連結シテ成ル構造ヲ要旨トスルモノニシテ圖中(1)ハ長靴ノ腰部前面ヲ縱割シテ形成シタル内外ノ重合片ニシテ各釘止トナシタルモノ(2)ハ外側重合片(1)ノ縁部内面ニ一端ヲ取替ケタル護謨紐ニシテ環狀體トナシタルモノ(3)ハ内側重合片(2)ノ外面護謨紐(3)ト相對スル位置ニ兩端ヲ定着シタル掛止帶ニシテ護謨紐(3)ヲ掛止シタルモノナリ

本案品ノ如ク内外ノ重合片(1)(2)ヲ常ニ護謨紐(3)ニテ連結シタルカ爲メ脱靴シタル後後部カ折倒レルルノ弊絶ヘテ無ク取扱ニ至極便利ナル靴ノ穿脱ニ際シ何等支障ヲ來ササルノ效果ヲ有ス



〔解説〕 前面を縦に割つて内外重合片を重合釘止としたゴム長靴で、その内外重合片にゴム紐を連結せしめてあるのを特徴とする。

特許出願公告第一四五一號

(昭和七年四月十五日公告)

可塑性ゴム粘土製造法

東京市本郷區駒込淺嘉町七〇  
發明者 森 嘉 吉  
出願人 小 泉 寒 竹  
東京市下谷區初音町二丁目十二

本發明は原料ゴム又は加硫ゴムを密閉器中で加硫して揮發物を取り去つた粘稠物に、明礬及硫酸の混合物か或ひは又塩化亞鉛のみを用ひて凝固作用を行ひて稍々軟稠の可塑性物を造り、次で重曹又は石鹼にて中和し、之に油類の加硫物及び粘度を混合して可塑性ゴム粘土を製造する方法であつて其の目的とする所は原料ゴム製品、製品ゴム或ひはその廢棄物より極めて可塑性に富み且つ或る程度まで水を包含し得る物質を造り之に加硫油類及び粘土を混じて造つた可塑性可塑性良好なるのみならず適宜に水を加へて硬軟を加減し得るを以て一般可塑性物は勿論型の製作に用ひて極めて便である。

實用新案出願公告第三六九二號

(昭和七年三月三十一日公告)

ゴム履物底

東京府北豊島郡南千住町三丁目二八  
出願人 考案者 向 山 光 良

本案はゴム履物底の接地の周縁に沿ふて設けた縫溝を多數の凸條によつて連結したものであつて、即ち詳く云へば、縫溝の内側を多數の凸條を以て連結し、縦断面を波形になるやう形成し、その凸條の山を接地面より低く構成したものである。

故に周片を強固ならしむると共に縫溝は凸條の厚みに掛り表との縫着確實となり在來の縫溝底の平坦なるゴム底か其の縫着部薄く往々にして縫溝部より損傷して表と離れるやうな憂ひを除いた實用的効果を有する。

實用新案出願公告第三七八五號

(昭和七年四月二日公告)

爪先保護ゴム草鞋

東京府北豊島郡南千住町九八三  
出願人 考案者 佐々木 之 宗  
小樽市末廣町三九

草鞋に爪先をつけたやうなもので、即ち布張りゴム板にて草鞋底、その前方に爪先覆片、爪先横覆片、兩側に甲紐止片及鼻緒止片、後方に踵止片を夫々一体に設け爪先覆片、爪先横覆片とを恰も爪掛状となし鼻緒にて締め、鼻緒を鼻緒止片踵止片に通して止め甲紐をバンド状に紐止片に掛け止め、尙ほ鼻緒には當り防止ゴム管を嵌合したものである。

實用新案出願公告第三九一六號

(昭和七年四月五日公告)

玩具用ゴム銃

東京府北豊島郡南千住町七〇五  
出願人 考案者 岩 淵 輝 彦

本案は極めて緊縮力強大なるゴム管を銃身に取付けた滑車に依り往復動自在ならしめ以てゴム管の伸縮力を利用して彈丸を發射し得べくなし、而して調節装置によりゴム管の伸長を加減し得るやうになし、彈丸を強弱自在ならしめ、又ゴム管の一端に撥條を取付けて伸長に伴ふ抵抗を緩和せしめたる特徴を有し、且つゴム管の取換へ、並に修理を手輕に施し得るやうにしたゴム銃であつて、その目的とする所は構造並びに修理共に簡易にして使用上の危険なく銃身短少にして幼年者とも携帯に便利なやうに出来てゐる。

而して又堅牢にて長期の使用に堪え、發射力をも調節出来るから小鳥捕獲用、遊戯用の兩用に使用することが出来るのを特徴としてゐる。

特許出願公告第一六一五號

(昭和七年四月二十八日公告)

護謨製口品製造方法

大阪市南區桃谷町十五  
出願人 發明者 吉 野 照 一

本發明は、製造すべき物品の形状に適應する形に構成せる金屬網の表面所望の個所に適當なる大きさの木製象眼部を存置せしめた中型に生ゴム板を密着せしめ、木製象眼部に於て之を中型に釘止しつ、所要の加工を行ひ次で中型と共に硫化したる後前記釘を紐にて吊掛することにより塗料其他の乾燥を行はしむることを特徴として居り、加工作業を容易ならしめ且つ硫化後に於ける塗料の乾燥を簡易ならしめ得る。



實用新案出願公告第三九九七號

(昭和七年四月七日公告)

脱秤機用ゴム板

山形縣飽海郡北平田村大字漆曾根  
字腰廻四〇

出願人 齋藤 慶次

本案は脱秤機に於けるゴム板の周縁個所に金屬板より成る締結杆の根部を埋設し、該締結杆の上半身の現出部の先端を挽め直して直状となし其先端を環状支持盤に設けたる挿入孔に挿入し反対に折り曲げ掛止して取付けけるものである。而して支持盤面とゴム板面とを緊密に接合して取付けけることが出来るやうにゴム板に凹窩を設け、其内に於ける締結杆がゴム板面と同板面に在らしむべくしたもので更に締結杆の根部先端に屈折部を右兩縁に凹凸状を形成し又通孔を穿通してゴム板との固着を堅牢ならしめてある。

本案は如上の構造であるから環状支持盤にゴム板を嵌合して取つくるに當り至極緊密に接合して取付け得ると共に著脱も又至極容易である特長を持つてゐる。

實用新案出願公告第四一三〇號

(昭和七年四月九日公告)

タイヤ

兵庫縣明石郡垂水町東垂水一八五ノ一  
東陽ゴム合資會社内

出願人 島田 甚助

本考案は帯狀布を、蛇腹を呈するやうに圓筒形に卷着して縱斷し、長手軸に對し四十五度の角度を保有せる布合せ目を全長に涉つて多數生ぜしめた台布を該合せ目を互ひに交る如く相反して重合貼着し兩端縁の布中間には隆起ゴム芯を介在せしめて一体となし縁覆布及び接地ゴム層を壓搾和成せしめてなるものである。従つて極めて強靱なるのみならず從來タイヤ台布として使用不可能に屬する狭幅な布を利用して任意の幅員を有する廉價なタイヤを得るの効果を有する。

實用新案出願公告第四四六七號

(昭和七年四月十六日公告)

ゴム草履

廣島市船入町五九一  
出願人 考案者 長谷川 幸作

廣島市尾長町三〇四  
出願人 考案者 石堂 陸一

本鼻はゴム鼻緒の各先端に造孔を穿ち一方ゴム草履の裏面に於て鼻緒の先端に嵌合すべき管狀部を存する膨大突起の嵌合する圓孔を中央に穿設せる突起を設け上方には小孔を穿つたもので、構造簡單なるのみならず、極めて迅速容易に鼻緒を立つる事を得、大量生産に適する特徴がある。

實用新案出願公告第四七一四號

(昭和七年四月二十三日公告)

下駄齒先ゴム

宇治山田市大字浦口町十六  
出願人 考案者 三宅 次平

本案はエポナイト層の二三層と適宜の布片の二三枚とを交互に重合し最下層に數個の圓形の孔を貫いた彈性ゴム枚を附著し壓着和成せしめ、ゴムにエポナイトの底を有する數個の筒狀凹窪を形成せる齒先ゴムを作り而して別にゴムに設けある筒狀凹窪と同形にして且つ同じ大きさの彈性ゴムの中眞に薄いエポナイトを以て被覆した釘頭部と釘身の上方部を少し嵌め入れたゴム板とによつて構成せられ、この下駄齒先ゴムを下駄台に打附けるには齒先ゴムの筒狀凹窪内へ釘頭を充實すべく打込むを以てゴム釘頭の接合した筒狀凹窪の底は強固なエポナイトと布片の重合体を以て完全に釘頭を保持して歩行の際釘頭を貫きなどしてゴムの離脱する憂ひ絶對に無く体裁も又至極優美である。

實用新案出願公告第四八三五號

(昭和七年四月廿五日公告)

水泳用ゴムサツク

東京市芝區西久保廣町四  
出願人 考案者 鳥越 藤吉

本案は一枚のゴム片を以て覆蓋部と之が兩側に細長きバンド及後壁と兩側壁、前壁を連續せしめて裁斷し、而して前壁を上方に打曲げ其の兩端縁と兩側壁の端縁とを接合して金錢容入部を構成し且つ覆蓋の中央とバンドとの適所にボタン孔を穿ち且つバンドの端部及前壁の中央とに鈕を取付けて成るもので、之を使用の際は容入部に金錢を入れ鎖線部より覆蓋を折曲げ孔を前壁の鈕に掛止してサツクの背面を手首に著けバンドを手首の他面に接合し任意の孔に鈕を掛止すれば水泳を行ふても決して内容物は濡れない。

實用新案出願公告第四八三七號

(昭和七年四月廿五日公告)

水泳用ゴム製サツク

東京市芝區西久保廣町四  
出願人 考案者 鳥越 藤吉

本案はゴム片を以て体部とその兩側上部に連續してバンドとを形成し且つバンドの適所に孔を穿ち尚ほバンドの一端に鈕を取つて又体部の下方を褶圓狀になし其前面に体部に合致して褶圓狀のゴム片を添附し其周圍を体部の中央を縫着して袋となし其上部を瓣狀片に形成したものである。使用には金錢を袋に入れ瓣狀片を折目より内方に折込みサツク部を鎖線部の部内より折曲げ前壁と同じく手首にかけるもので、たゞ形狀と構造に多少の變化あるのみである。

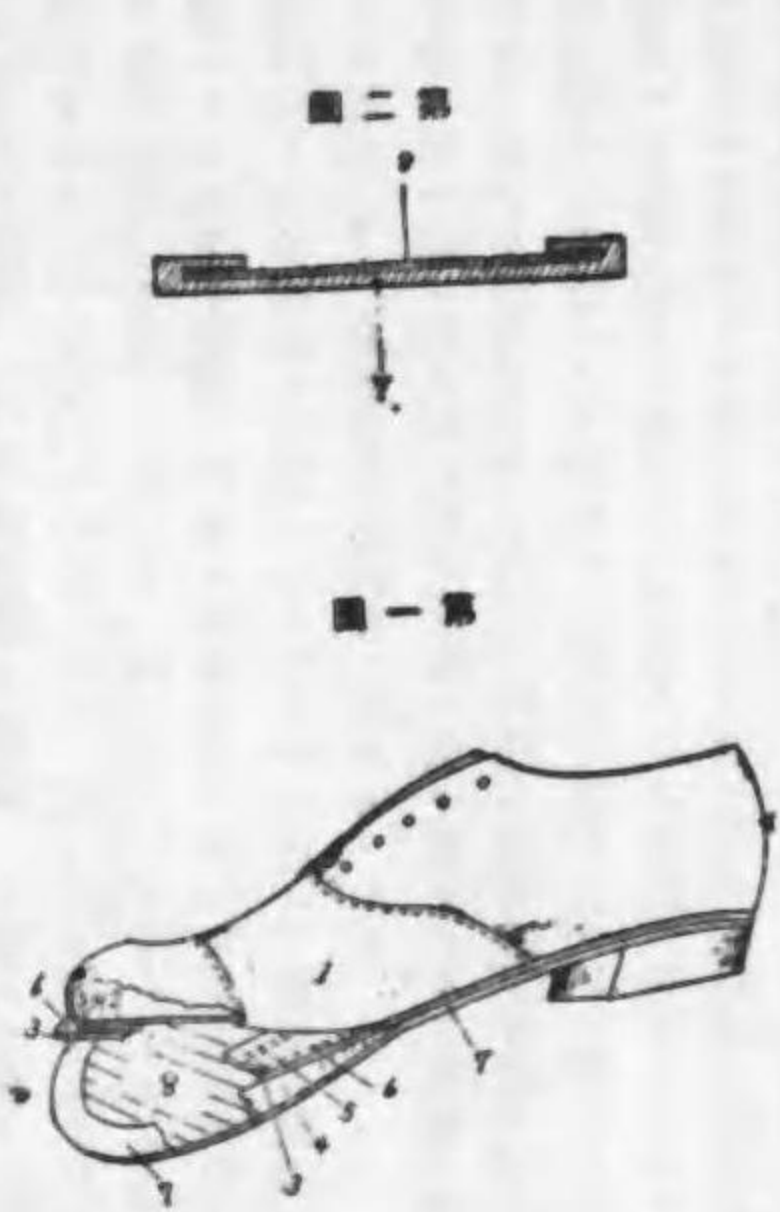
實用新案出願公告第四六九八號

昭和七年四月二十三日公告

靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

(1)ハ脚皮(2)ハ内底(3)ハ細皮又ハ細皮(6)ハ外縫線(7)ハ外底ノ「ゴム」部(8)ハ外底ノ介在皮  
本案靴ハ第二圖ニ示ス如キ外底ヲ靴底ニ使用シタルモノニシテ上面ノ周縁ニコ字狀ノ凹溝ヲ形成セル「ゴム」底(7)ノ上面ニ皮革片又ハ「フアイバー」片(8)ヲ嵌合シ(8)トノ間ヲ密着劑ニテ接合シタル外底ノ周縁ヲ中底(2)ト細皮(3)トノ中間ニ脚皮(1)ノ下方周縁ヲ挟ミテ(4)(5)ノ如ク縫着シ細皮(3)ト前記外底(7)ノ周縁トヲ(6)ノ如ク縫着シタル靴ノ構造ナリ要スルニ(6)ノ如ク外縫ヲ施スニ細皮(3)(8)ノ嵌合皮ニヨリコ字形ノ「ゴム」縁ヲ緊縮スルカ故ニ防水ヲ完全ナラシメ且ツ耐久力ヲ増スノ特長アリ



〔解説〕 防水を完全ならしめ、且つ耐久力を増す特長のある靴の製造方法で上面の周縁にコ字状の凹溝を形成せるゴム底の上に皮片又はフアイバー片を嵌めて接合せしめた底部の周縁と中底と細皮との中間に脚皮の下方周縁を挿入して縫合せたるものを外縫した靴である、第一圖は内部の構造を示す斜視圖、第二圖は外底の横斷面圖

昭和七年實用新案出願公告第四七〇五號

昭和七年四月二十三日公告

脚被ヲ具備スル履物

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本考案ハ履物脚被ノ前部即チ足指根元部分ヲ履ヘル脚被ノ裏布(1)ヲ脚被縫

權威アル製品ハ 優良ナル製品ニ 類似品多シ!! 此のマークニシテ偽備品!!

上田兵衛商店 大坂西區沙町北詰 電話三三三〇〇番



中心線に沿フテ衝合ハセトナシテ合セ縫(2)トナシコレカ餘線(3)ヲ夫々外方ニ折返ヘシトナシ該合セ縫ノ上面ニ表布(4)ノ端部(4)ヲ互ニ重ネ合ハセテ縫着トナシコレカ上面ニ覆布(5)ヲ被着セルモノナリ圖中(6)ハ爪先「ゴム」(7)ハ踵「ゴム」片(8)ハ「テーブ」(9)ハ底「ゴム」ナリ

本考案ハ前記ノ如ク裏布(1)ヲ足部線中心線上ニ於テ合セ縫(2)トナシテ其縫合餘線(3)ヲ外方ニ折返ヘシテ扁平トナシコレカ上面ニ於テ表布(4)ノ端部(4)ヲ互ニ重ネ合シテ縫着シ其上面ヲ覆布(5)ニヨリテ被覆セルカ爲メニ縫合線ノ硬直性ヲ少ナカラシメ履用感覺ヲ柔軟ナラシムルノミナラス履用中ノ屈伸ニヨル摩擦皺ノ爲メニ起ル損傷ヲ豫防シ且ツ外觀ヲ向上セシメ得ルモノトス



〔解説〕 第一圖は本案の一例として細下靴を示す斜面圖、第二圖は足袋靴、第三圖は第一圖、第二圖に於けるA-B線断面擴大圖、第四圖は第三圖中の一部の斜面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第四八三八號

第四百四類 五、護謄靴及護謄底製造機

願書番號 昭和六年第二五一〇一號  
出願 昭和六年八月十日  
公告 昭和七年四月二十五日

久留米市橋原町七十三番地  
出願人 考案者 石橋正二郎

履物「ゴム」底壓着加硫装置

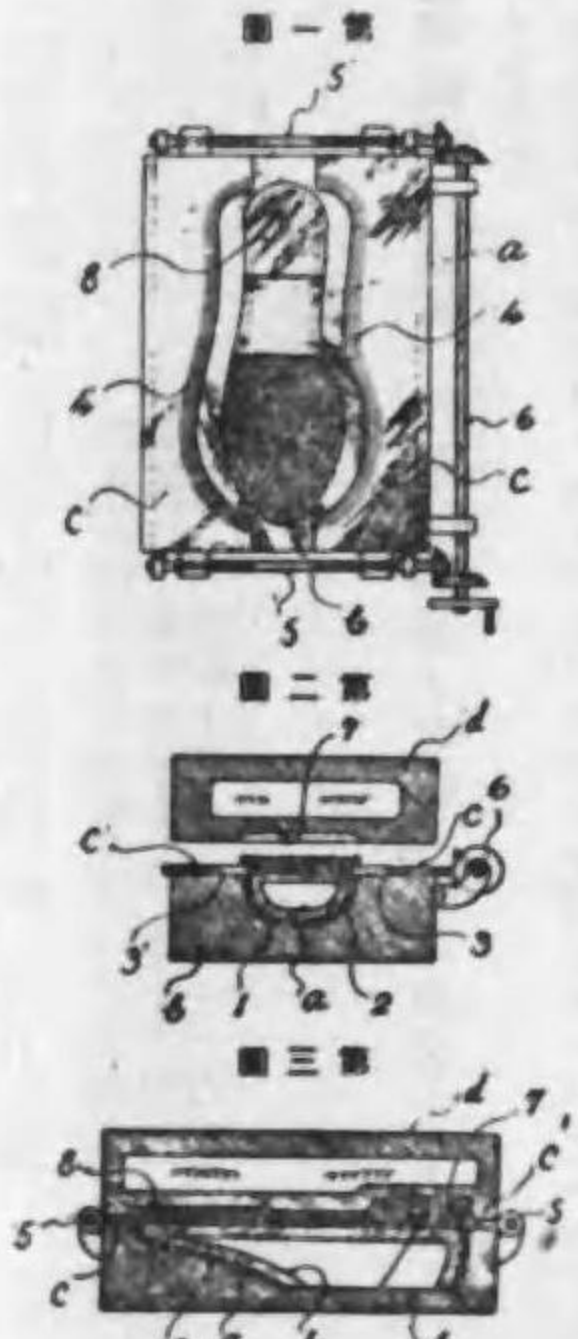
實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ノ適宜ノ芯型(1)ニ膠被ヲ被覆セシメタル被覆體(a)ヲ陥入セシムル凹陥部(2)ヲ有スル下壓型(b)ニハ其ノ表面ニ縱方向ニ折半セラレテ被覆體膠被部ノ下周縁ニ合致スル突縁部(3)ヲ成形シ且ツ該突縁部ノ表面ニハ凹状ノ刻ミ目(4)ヲ設ケタル二個ノ抑止版(c)ヲ下壓型ノ凹陥部ヲ中心トシテ左右ニ移動セシムルヘク下壓型ノ前後ニ装置シタル中央ヨリ左右反對方向ニ螺刻セル螺絲(5)ニ螺合セシメテ装置シ該螺絲ハ回轉(6)ニヨリ適宜ニ傳動セシムルヘクナシ更ニ下壓型ニ對向シ履物底形ノ凹處(7)ヲ有スル上壓型(b)ヲ適宜ニ設置セシメタル履物「ゴム」底壓着加硫装置ニ係ルモノナリ

本案ハ第一圖ノ如ク抑止版ヲ左右ニ開キ置キタル下壓型ノ凹陥部内ニ被覆體ヲ陥入セシメタル後回轉螺絲ヲ回轉シテ抑止版ヲ左右ヨリ對向セシメテ内方ニ移動シ被覆體膠被部ノ下周縁ヲ挾圍壓接シタル後適宜厚サノ「ゴム」底(8)ヲ載置シ水壓其他適宜ノ方法ニテ下壓型ノ上壓型ニ壓着セシメテ適宜ニ加硫シ以テ突縁部「ゴム」底履物ヲ構成セシムルモノナリ

本案ハ上記ノ如ク下壓型ノ凹陥部内ニ被覆體ヲ陥入セシメテ之ニ「ゴム」底ヲ壓着スルニ當リ被覆體膠被部ノ下周縁ニ合致スル突縁部ヲ成形シタル二個ノ抑止版ヲ下壓型ノ表面ニ於テ凹陥部ヲ中心トシテ左右ヨリ移動セシメテ之ヲ被覆體ノ下周縁ニ壓接嵌合セシムルヘクナシタルモノナルヲ以テ被覆體ヲ凹陥部内ノ正常位置ニ確保シ且ツ壓着ニ際シ被覆體ノ位置ヲ變動セシムルコトナキノ作用ヲ有シ爲ニ壓着セラルル「ゴム」底ノ厚サヲ一定ナラシムルト共ニ其突縁部ノ幅員ヲ正確ナラシメ得ルノ效アルモノナリ

本案ニ於テ抑止版ヲ左右ニ移動セシムル傳動機ハ其實施態様ノ一例ヲ示シタルモノニシテ圖示ノモノニ限定スルモノニアラス



〔解説〕 突縁部「ゴム」底履物を作るに便利な装置であつて壓着に際し被覆體の位置を變動せしむることなく爲に壓着せられた「ゴム」底の厚さと突縁部の幅を一定ならしむる効果がある。第一圖は被覆體を陥入せしめた場合の下壓型の平面圖、第二圖は同上縱斷正面圖にして之に上壓型を配置したるもの、第三圖は「ゴム」底を壓着したる履物の本装置の縱斷面圖

昭和七年實用新案出願公告第五六四六號

第四百四十一類 三、枕

願書番號 昭和六年第七三三二〇號  
出願 昭和六年七月三十日  
公告 昭和七年五月十二日

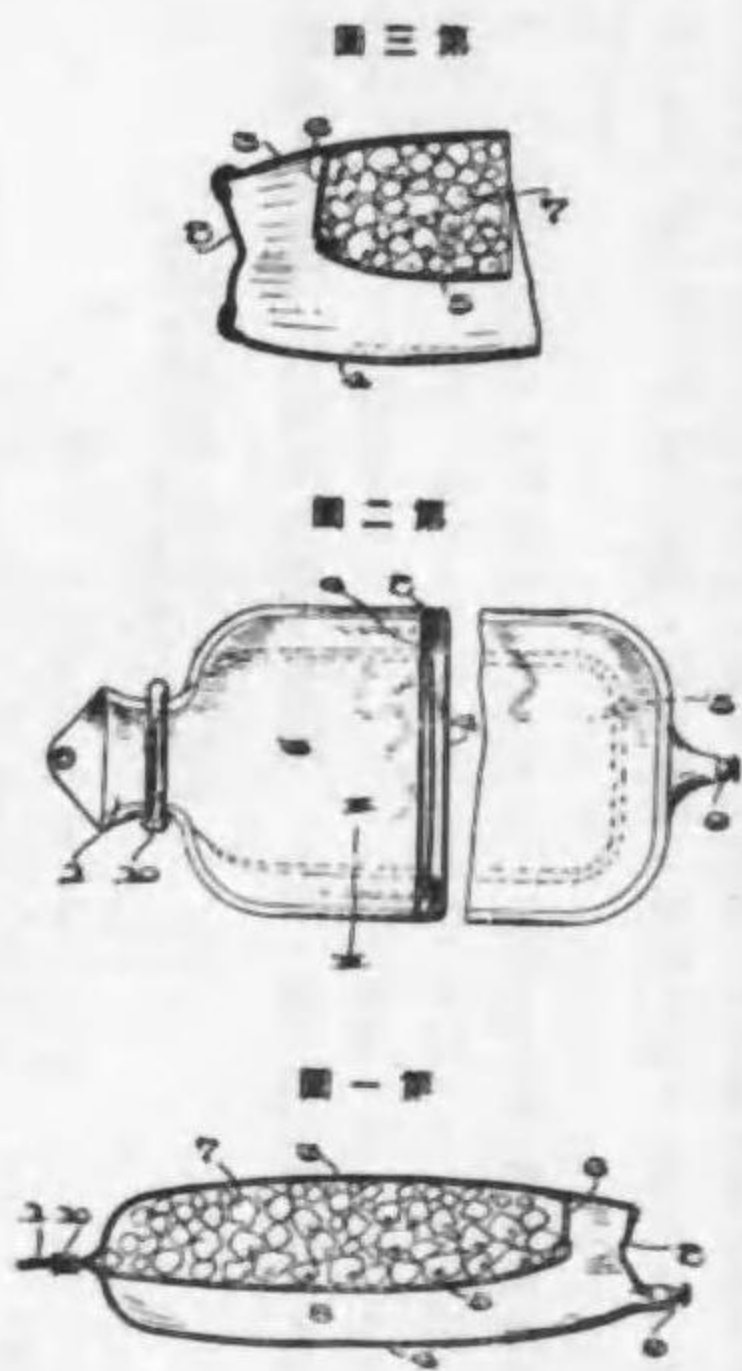
東京府北豐島郡三河島二七一九番地  
出願人 考案者 高橋 幾藏

護謄枕

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本實用新案ハ空氣枕及水枕兼用ノ護謄製枕ヲ改良セルモノニシテ口部(1)ヲ有スル一側ノ外他ノ三側縁ニ槽(2)ニテ表皮(3)及裏皮(4)ヲ接續粘着シ其内部ニ於テ表皮(3)ノ内面ニ第二圖點線ニテ示セル如ク邊縁ヨリ相當ノ間隔ヲ設ケテ槽(2)ニ平行位置ニ別ノ槽(6)ヲ介在セシメテ區劃壁(5)ヲ粘着シ以テ口部(1)ニ通セル水室(7)ト其下面及前後兩側邊ヲ圍繞セル空氣室(8)トニ區劃シ該空氣室ニハ吹込機(9)ヲ備ヘ尙口部(1)ハ縮金具(10)ニテ緊締スヘク構成セルモノトス

在來水枕ノ内部ヲ區劃シ空氣室ヲ設ケタルモノナキニアラサルモ通常ノ水枕ノ内部ニ單ナル水平區劃ヲ設ケタルニ止リ其外側ニモ區劃室ニモ共ニ槽ヲ利用セラル爲メニ水ヲ收容スルハ空氣室内ニ呼吸氣ヲ送入スルコト容易ナラス反對ニ豫メ呼吸氣ヲ吹込ムトキハ區劃壁ハ水室外壁面ニ密着シ水塊又ハ水ヲ格納スルコト頗ル困難ニシテ其取扱上非常ニ不便ナリ然ルニ本實用新案ハ外側ニモ水室タルヘキ區劃室ニモ共ニ槽(2)及(6)ヲ備ヘ且ツ水室ノ下面(若クハ上面)ノミナラス其後兩側ヲ空氣室ニテ圍繞スヘクナセルカ故ニ前記ノ要ナク偶水室面ニ直接ニ頭部ヲ觸ルル際モ頂及肩部カ放冷セラレサル爲メニ治療上毫モ危險ヲ招ク虞ナク寢心地モ頗ル好快ナリ



〔解説〕 空氣枕及水枕兼用の「ゴム」枕を改良して空氣、水どちらも入れ易く且つ頭のあたりを具合よくしたものである。第一圖は縱斷正面圖、第二圖は横斷面を表せる平面圖、第三圖は第二圖のA-B線に切取せる一部の擴大側面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第五七二八號

第三十二類 六、空氣入外輪及内管

願書番號 昭和六年第一二五九七號  
出願 昭和六年四月十七日  
公告 昭和七年七月十五日

大阪市西成區津守町七三三番地  
出願人 考案者 堀 尾 弘

タイヤ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ護謄主體(1)ノ裏面ニ粘着セル二枚乃至數枚ノ簾狀布(2)(2)ノ重層全部ヲ降條(3)(3)ノ外面ニ被覆シ此部分ノ外面ニ粘着セル線布(4)(4)ノ延長端ヲ降條(3)(3)ノ下面ヲ被覆シテ成ル「タイヤ」ノ構造ヲ特徴トス

從來ノ「タイヤ」ニアリテハ左右ノ降條ヲ包被スルタメ裏面布層ヲ表裏兩面ニ分割シタルカ故ニ「リム」ニ懸止スル關係上最モ強力ヲ必要トスル降條ノ外面ハ上記布層甚タ稀薄織弱トナリ「リム」トノ摩擦ニヨリ容易ニ破損スル缺點アリ

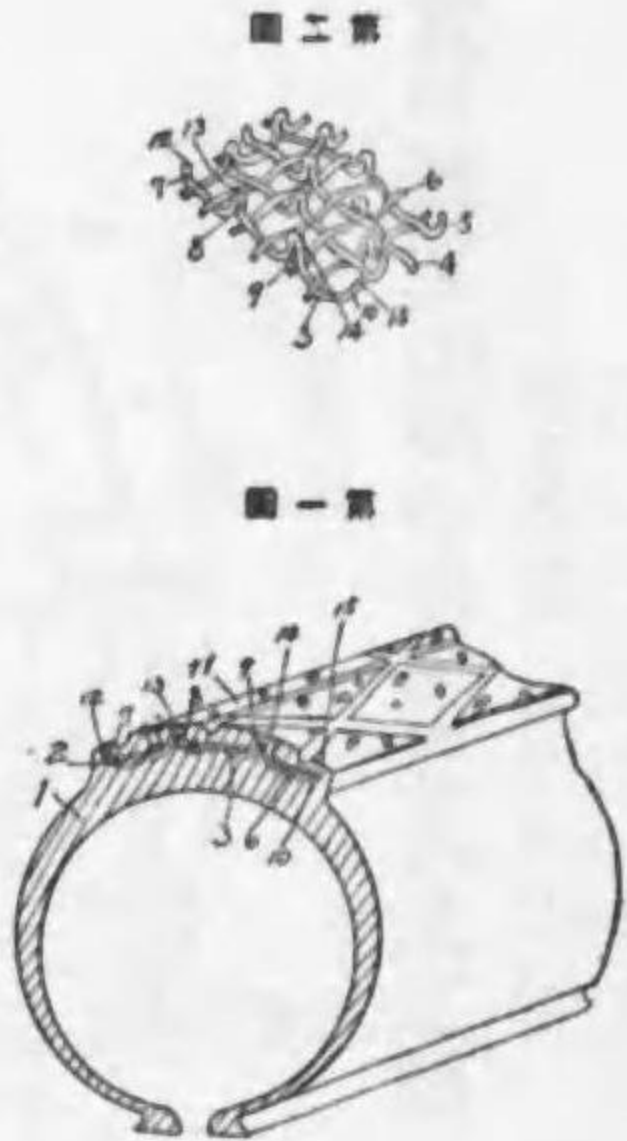
然ルニ本案ハ裏面布層ヲ分岐スルコトナク其重層全部ヲ降條ノ外面ニ被覆シ降條ノ下面ニハ線布ノ延長端ヲ當テタルヲ以テ降條頗ル強力トナリ長久ノ使用ニ耐フル效果アルモノトス







介入セシメ該金屬網(2)ヲ構成スル無數ノ金屬線(3)(4)(5)(6)等ノ所々ヲ折曲シテ長ク上方ニ突出セシメテ設ケタル凸起(7)(8)(9)(10)等ヲ「タイヤー」ノ外側周圍(11)ニ向ツテ突出セシメ突端(12)(13)(14)(15)等ヲ「タイヤー」ノ外側周圍(11)ニ露出セシム本案ハ「タイヤー」ノ内部ニ介入シタル金屬網ヲ構成セル金屬線ニ設ケタル多數ノ凸起ヲ其外側周圍ニ露出セルヲ以テ磨滅甚ク少ク耐久力ヲ増大セシムルノミナラス外物ノ爲メ「チユープ」ニ破損ヲ與フルコトナキ效果ヲ有スルモノナリ



〔解説〕「タイヤー」のトレッド面に第二圖の如き金網を入れ、それを第一圖に見る如く所々にその先端を出して折曲げ以て「タイヤー」の磨滅を少くし又外物の爲めに「チユープ」に破損を與ふることのないやう工夫されたもの

昭和七年實用新案出願公告第六〇六二號

第四百類 五、護謨靴及護謨底製造機

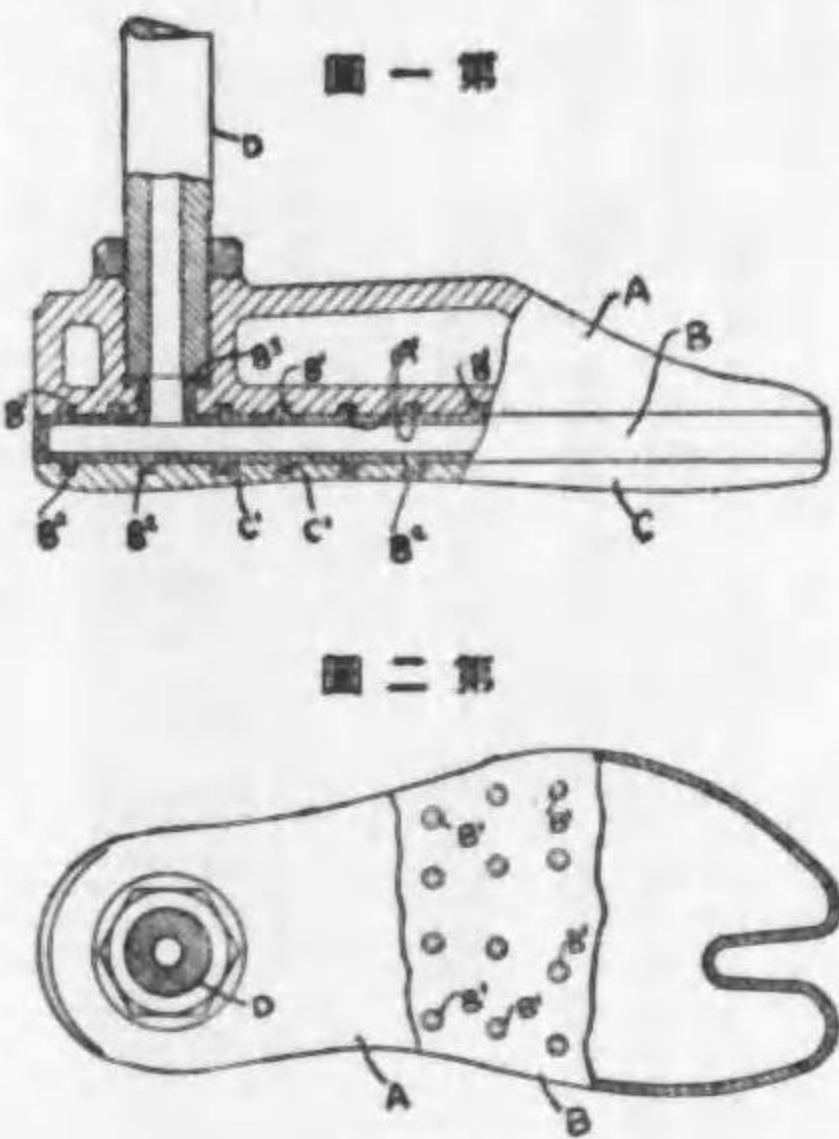
願書番號 昭和五年第三〇六三號  
出願 昭和五年十月二十五日  
公告 昭和七年五月二十三日

大分縣宇佐郡柳ヶ浦村大字江須賀二七二六番地  
出願人 考案者 秋吉 勇 夫

靴又ハ地下足袋製造用芯型

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ芯型ノ一部ニ「ゴムチユープ」ヲ使用シ流體ノ壓入ニヨリ芯型ヲ擴張セシムル種類ノ靴又ハ地下足袋製造用芯型ノ改良ニシテ靴又ハ足袋ノ半製品ヲ被覆スルニ適セル足形芯型ヲ上部硬質芯型(A)中部「ゴムチユープ」芯型(B)下部硬質芯型(C)ノ三部分ヲ以ツテ構成シ中部「ゴムチユープ」芯型ノ上下兩面ニ突設セル多數ノ楔狀突起又ハ倒圓錐形突起(B)(C)ヲ夫々上部硬質芯型ノ下面及下部硬質芯型ノ上面ニ穿設セル楔狀凹孔又ハ倒圓錐形凹孔(A)及(C)ニ嵌合シテ三部分ヲ一體ニ結合シ常時一定ノ形狀ヲ保持シ且ツ中部ニ膨脹性ヲ有セシメタル芯型ヲ構成セシメタル構造ヲ要部トシ中部「ゴムチユープ」芯型ハ其ノ踵部上面ニ開口セシメ開口部ノ端ハ之ヲ上部硬質芯型ノ踵部ニ穿テル透孔ニ嵌合シ該部ニ縱管(D)ヲ螺合シ之ヨリ流體ヲ送入スルニ適セシメ又ハ「ゴムチユープ」芯型ノ開口部ノ端ニ「フレンジ」(B)ヲ曲成シ之ヲ硬質芯型ニ於ケル透孔ノ段差部ニ嵌ミ「パツキング」ノ用ヲ兼ネシムル等ハ適當ニ構成シ得ルモノトス

本案ハ上記ノ構造ナルニヨリ「ゴムチユープ」芯型ハ生護謨狀態ニ於テ上下ノ硬質芯型ト結合シ燒附ニヨリテ容易ニ正確ナル位置ニ於テ三者ヲ確實ニ結合セシメ芯型ノ製作ヲ著シク簡便ナラシムルト上中下ノ三部分ハ當時一定ノ位置ニ結合セラレテ一定形狀ヲ保持セル芯型ヲナシ濫リニ移動變形ノ虞無ク加工材料着脱ノ操作ヲ容易ナラシメ又其ノ膨脹擴張ニヨリ壓迫作用ヲ正確ナラシムルトノ效果アリ



〔解説〕「芯型」の一部に「ゴムチユープ」を使用した製作を著しく簡便ならしめると共に中下の三部は常に一定の位置に結合せられて上一定の形を保ち加工材料の着脱の操作を容易ならしめる効果がある。

昭和七年實用新案出願公告第六一〇一號

第一百七類 一六、手袋及指袋

願書番號 昭和六年第三七三三號  
出願 昭和六年十二月二十三日  
公告 昭和七年五月二十三日

大阪市東區淡路町一丁目十七番地  
出願人 考案者 宇 郡 官 宇 作

護謨製手袋

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ護謨製ノ手袋體(1)ノ手頭部ノ左右ニ狹窄(2)ヲ設ケ且手頭部ノ周圍ニ一定幅丈ケ帶狀ニ護謨自體ヲ屈曲シテ皺襞部(3)ヲ設ケタルモノナリ

該皺襞部(3)ハ護謨ノ硫化ニ於テ設ケテ其形體ヲ常ニ保持セシメ皺襞ヲ失ハシメサルカ故ニ手頭部ヲ狹窄シ且其手頭部ノ左右凹入ニヨリ狹窄部ト相俟ツテ使用中手頭ヲ緊着スルモノトス而シテ該皺襞部ハ伸縮スルヲ以テ着脱シ易キノミナラス其伸縮度ハ大ナル爲メ手頭ニ密着シ從テ脫離セサルト共ニ不自由ヲ與ヘサル效果ヲ有ス



〔解説〕要するに第一圖を見れば解るやうに、手首のところにヒダをつけ且つそれを伸縮自在にしてあるから着脱も容易であるし、手首がしつかりとして従來の手袋のやうに重苦しい感じを與へない効果がある。第二圖は第一圖のA-B線の横斷面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第六二〇四號

第二百一十二類 一、靴

願書番號 昭和六年第一九三〇號  
出願 昭和六年一月二十六日  
公告 昭和七年五月二十四日

神戸市神樂町四丁目四番地  
出願人 考案者 岡 本 利 一 郎

護謨製長靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 (1)ハ護謨製長靴(2)ハ其裡面ニ貼着セル莫大小地(3)ハ裏面ニ力布(4)ヲ貼着セル護謨平紐ニシテ長靴(1)ノ口縁ノ外部ニ貼着ス(5)ハ莫大小裏地(2)ト平紐(3)トヲ長靴ノ口縁ニ縫着セル縫絲ナリ

莫大小裏地ハ之ヲ護謨製長靴ノ加硫後之ヲ靴裡ニ貼着スルモノナルカ故ニ固着シ難クシテ動モスレハ口縁ヨリ剝離シ易ク甚シク長靴ノ外觀ヲ損シ易キ缺點アリ從テ其上縁ヲ靴ノ口縁ノ外部ニ折返シテ貼着シ靴ノ口縁ノ外部ニ貼着セル護謨平紐ヲ以テ外部ヨリ之ヲ壓定セシメントスルモノアルモ斯クストキハ其折返貼着ニ手數ヲ要スルコト多大ナルト共ニ護謨平紐モ亦莫大小地ノ折返部ニ固定シ難クシテ平紐ノ剝離シ易キ缺點アリ本實用新案ハ圖面ニ示ス如ク裡面ニ力布ヲ貼着セル護謨平紐ヲ長靴ノ口縁ノ外部ニ貼着シ該力布ヲ利用シテ莫大小裏地ノ上縁靴ニ縫着スルコトヲ得セシメタルモノニシテ力布ハ護謨平紐ノ加硫前ニ平紐ニ貼着スルコトヲ得ルヲ以テ貼着簡易ニシテ加硫ニヨリテ固ク平紐ニ定着シ且ツ莫大小裏地ト共ニ平紐ヲ靴ニ縫着固定セシムルコトヲ得全然前記ノ缺點ヲ除去スルコトヲ得ヘシ



〔解説〕「ゴム長靴の裏メリヤスの上部は剝がれ易いものであるが、それを改良してその缺點を失くすべく工夫されたもの、第二圖は要部の縫合部面圖である。



昭和七年實用新案出願公告第六二二八號

第一百二十二類 靴

願書番號昭和六年第一六五三六號  
出願 昭和六年五月二十七日  
公告 昭和七年五月二十六日

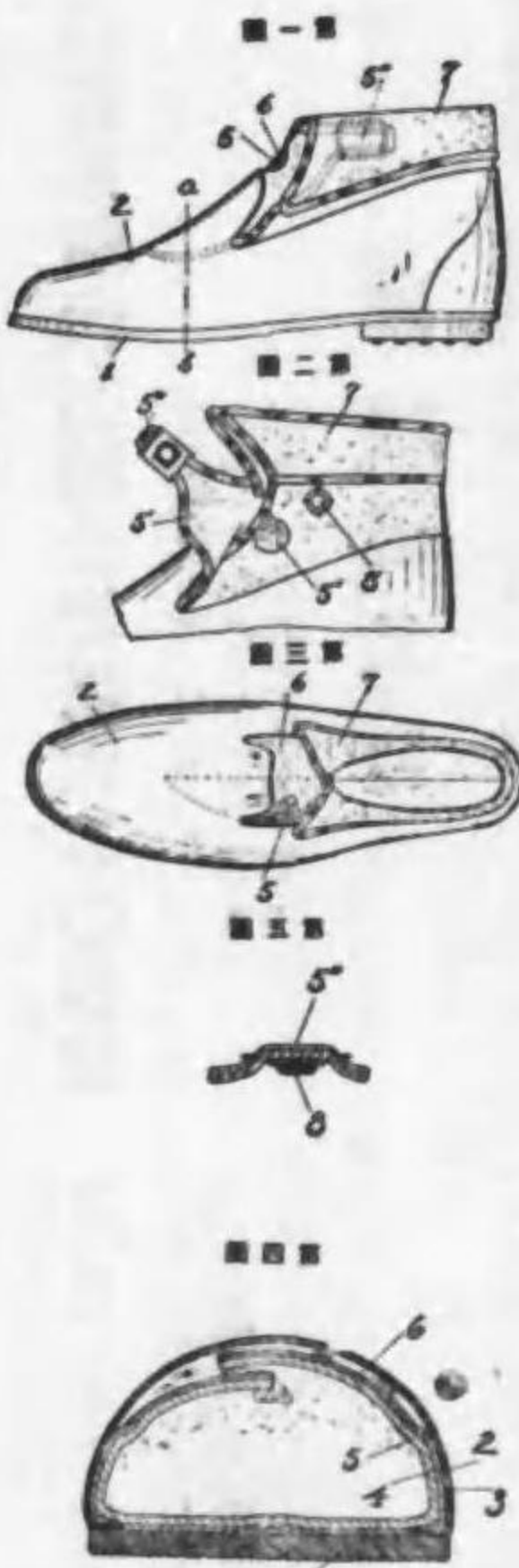
神戸市兵庫神樂町五丁目一番地  
出願人 考案者 秋山 每治

防寒靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ踵底(1)ト布裏(2)ヲ有スル護膜製膠靴(2)ノ下部トニ穿口部ヲ膠被ノ外  
部ニ露出セシメタル厚布製内嵌袋體(5)ノ下部外側ニ重着セル「メリヤス」其他ノ粗布(4)ヲ糊着シ内嵌袋體(5)ノ膠被(2)ニ糊  
着セサル上部ニハ羅紗等ノ表面布(6)ヲ重着シタル防寒靴ニ於テ内嵌袋體(5)ノ前部中央ヲ口縁ヨリ膠被ニ糊着セル個所迄  
割裁シテ一片(7)ヲ上部ニ廣キ略三角狀ニ延長シテ他片(5)ノ上部ニ重ネ延長片(7)ノ末端ニ突設セル紐部(5)ニ兩端ニ  
近ク穿開孔ヲ施シ之レニ紐ヲ貫通セシメテ自由ニ移動シ得ヘキ尾錠(8)ヲ取附ケ之ヲ他片(6)ノ一部ニ縫着セル尾錠突片  
(8)ニ嵌着スヘクシ袋體ノ口縁ニハ襪狀布(7)ヲ縫着シテ袋體口縁ノ外部ニ折返シ該布ノ折返外面ニハ毛皮等ヲ重着シタ  
ルモノナリ

本案ハ右構造ヲ有スルニヨリ使用ニ於テ延長片(7)ノ紐部(5)ニ取附ケタル尾錠(8)ヲ移動セシムル事ニヨリ尾錠突片(8)  
トノ嵌着ニ於テ使用者ノ足首ノ大サニ應ジテ内嵌袋體(5)ノ口縁即チ靴ノ穿口ヲ足首ニ密着セシメ得ル效ヲ有シ然モ右尾  
錠ハ一旦使用者ニ好適セシメ置ク場合使用毎ニ之ヲ移動スル手数ヲ要スル事ナキモノニシテ又該尾錠(8)ニヨリ穿口ノ緊  
定部ハ内嵌袋體(5)ノ口縁ニ縫着セル襪部布(7)ノ折返シニヨリ陰蔽セラレ從ツテ體裁良好ナルト共ニ内嵌袋體(5)ノ口縁部  
ヲ二重トシ防寒上ノ效アルモノトス



〔解説〕 第一圖は本案の側面圖  
第二圖は穿口を開いた、一部側面  
圖、第三圖は上開平面圖、第四圖  
は第一圖のA-B線に沿ふ横斷面  
圖、第五圖は尾錠の縱斷面圖を示す

昭和七年實用新案出願公告第六二四二號

第一百二十二類 靴

願書番號昭和六年第一九六〇六號  
出願 昭和六年六月二十四日  
公告 昭和七年五月二十六日

神戸市西尻池町一丁目十九番地  
出願人 考案者 三輪 市太郎

防寒靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ内面ニ「リネル」、毛其他ノ暖布料ヲ接着シ膠部ヲ縱方向ニ開被セ  
ル如キ護膜製防寒靴ノ改良ニ係ルモノニシテ護膜靴體(1)膠開被片(2)ノ裏面ニ莫大小布地又ハ其他ノ布料(3)ヲ接着シ該布  
料(3)ノ末端部(4)膠先ニ於テ折返シ之ヲ他片(5)ノ下部ニ接着セシメ他方靴開口縁(6)ニ折返片(7)ヲ形成シテ成ル防寒靴ノ構造  
ヲ新規トスルモノナリ尙圖中(9)ハ膠開被片(2)ニ定着セル「フツク」(8)ニ適合セシム可ク他片(5)ニ定着セル「フツク」(8)ニ  
ハ折返片(7)ノ内面ニ接着セル布料(9)ハ靴體(1)ノ内面ニ接着セル暖布料ナリトス

從來膠開被部ノ兩片(2)(5)ニ鈎釦ヲ定着セル如キ護膜防寒靴ハ公知ナレ共此種ノ靴ニ於テハ其ノ履用久シキニ及ヘハ膠先  
(a)ノ膠開被片重合部ヨリ裂切シ不體裁ニシテ他部ノ未タ損傷セザルニ先チテ使用シ得サルニ至ル缺點アリシモノナリ  
本案ハ上記ノ如キ缺點ヲ除去セシ爲立案セルモノニシテ即チ膠開被片(2)ノ裏面ニ布料(3)ヲ接着シ該布料(3)ノ末端部(4)  
ヲ膠先(a)ニ於テ折返シ之ヲ他片(5)ノ下部ニ接着セシメタル故ニ履脱ニ際シ兩片(2)(5)ヲ横方向ニ比較的強キ力ヲ加フル  
共布料(3)ノ存在ニ依リ該布料(3)ノ破損セザル限リ膠先(a)ニ於ケル兩片(2)(5)ノ重合部ハ裂切スル虞レナク該部ハ著シク補  
強セラレ從ツテ長期ノ使用ニ耐ヘ得ル效果アリ尙本案ノ防寒靴ニ在リテハ開口縁(6)ニ折返片(7)ヲ形成セシメタルヲ以  
テ寒氣殊ノ外著シキ際ハ之ヲ直立シ「フツク」(8)ヲ適合セシメ足基部ヲ被抱シ防寒ノ目的ヲ可及的ニ達シ得ルナリ



〔解説〕 防寒靴の甲開被片に特殊の工夫を  
こらし、永く履けばよく裂けて不体裁になり  
他の部がまだ損傷しないにも拘らず此のために  
使用し得ざる結果となる如き欠点を除去した  
ものである。

昭和七年實用新案出願公告第六二九一號

第一百二十二類 靴

願書番號昭和六年第一七九二三號  
出願 昭和六年五月十日  
公告 昭和七年五月二十六日

東京市日本橋區小傳馬上町八番地久美商會内  
出願人 考案者 木下 裕

運動靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

運動靴トシテハ其ノ構造堅牢ニシテ而モ極度ニ輕快ナルコト並ニ足ノ蒸レ  
サルコトヲ以テ要件ト爲スモノニシテ其ノ何レヲ缺如スルモ使用者ノ感スル苦痛著シキモノアリ然ルニ在來ノ「ゴム」底  
運動靴ハ防水布ヲ以テ構造セラルカ故ニ運動中内部ノ熱ヲ發散セシムルコト能ハス而モ底面ニハ「ゴム」底ヲ露出セル  
カ爲メ足部ノ熱氣ニ依リテ變質セル「ゴム」ハ汗ト相俟チテ使用者ヲ甚シキ不快不感セシムルモノナラス膠部布  
ノ屈伸ニ關シテ適當ナル工夫ヲ廻ラヌ處ナキカ故ニ該部分ノ破損スルコト最モ頻繁ニシテ使用者ノ感スル困難多大ナル  
ニ鑑ミ本案ニ於テハ特別ノ構想ヲ廻ラシ在來品ノ缺點ヲ除去シ世ノ要望ニ副フヘキ完全ナル運動靴ヲ提供セリ之ヲ圖  
面ニツキ説明スレハ次ノ如シ

本案ニ於テハ膠部布(1)側膠部布(2)及ヒ爪先布(3)ヲ互ニ縫合シタルモノニ「ゴム」底(4)ヲ貼着シテ靴體ヲ形成スルコト在  
來ノモノノ如クシ膠部割裁線ニハ革(5)ヲ縫着シテ之ニ鳩目(6)ヲ附シ更ニ膠部布(1)ト其ノ裏布(7)トノ間ニ革片(8)ヲ介入セ  
シメ其ノ先端ヲ爪先部ニ定着シ又内部底面ニハ吸水性大ナル數革(9)ヲ接着セリ本案ニ於テ使用スル布料ハ防水セザル  
モノトス  
本案ハ上記ノ如クシテ構成セラレタルヲ以テ革片(8)ハ膠部ノ補強ナリトシナラス兩滑面ハ布(1)及(7)ノ各別個ノ屈伸  
ヲ自由ナラシメ通氣性ヲ豐富ナラシメタル膠部布ト底革トハ相俟チテ足ノ蒸レヲ防止スルモノニシテ運動靴トシテ必要  
ナル前記要件ノ總テヲ同時ニ満足スルモノナリ



〔解説〕 要するに運動靴の膠部割裁部に革  
を縫ひ着けて丈夫ならしむると共に足が蒸  
されるなどの従来の防水性運動靴にあり勝ち  
な欠点を除去すべく考案せられたものである



昭和七年實用新案出願公告第六三三三號

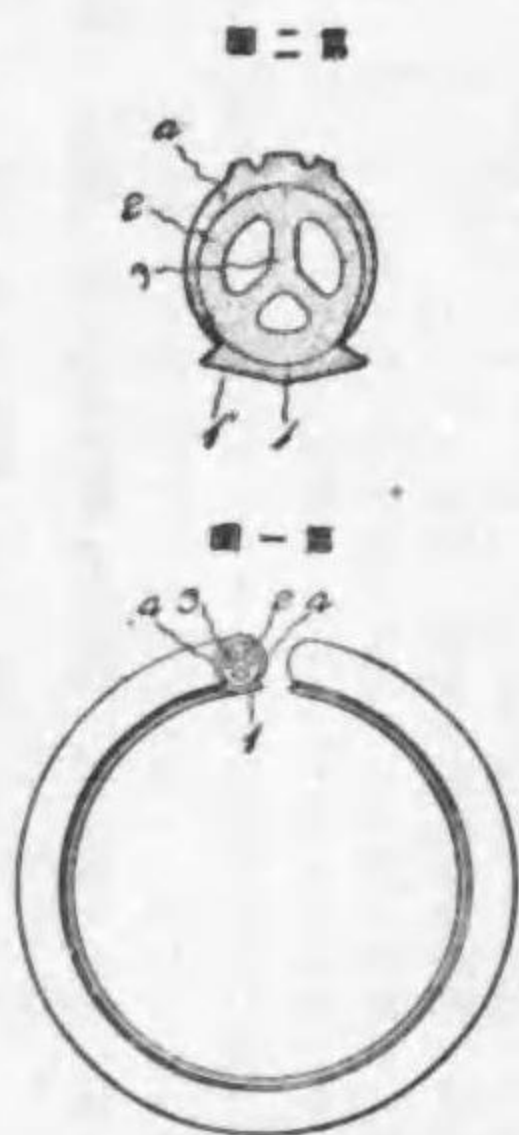
願書番號 昭和六年第六八三六號  
出願 昭和六年三月八日  
公告 昭和七年五月二十八日

第三十二類 七、鞋外輪

東京府北豊郡高田町字雜司ヶ谷九七八番地  
出願人 考案者 岡田 田二 三

タイヤール

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本實用新案ハ空気ヲ注入スヘキ護膜「チニユー」ヲ吸入ヲ廢除シ「パンク」ノ虞レヲナカラシメ且ツ彈性ヲ充分ニ具有シ輕快ニ廻轉セシメ得ヘクナシタルモノニシテ断面Y狀ヲ呈セル支持壁ヲ一體ニ硬質彈性護膜ニテ作レル内部護膜環ヲ硬質護膜ノ「リム」ヲ嵌入環線ノ外周ニ融着シ其内部護膜環ノ外部ニ軟質護膜ノ外裝ヲ融着シテ成ル構造ヲ要旨トスルモノナリ圖中(1)ハ硬質護膜ノ「リム」ヲ嵌入環線ニシテ外側ニ布片「I」ヲ融着シタルモノトス(2)ハ「リム」ヲ嵌入環線ノ外周ニ融着シタル硬質彈性ノ内部護膜環ニシテ外側ニ布片「I」ヲ融着シタルモノトス(3)ハ内部護膜環ト同護膜質ニテ一體ニ形成シタルモノトス(4)ハ軟質護膜ノ外裝ニシテ内部護膜環(2)ノ外部ニ一體ニ融着シタルモノナリ



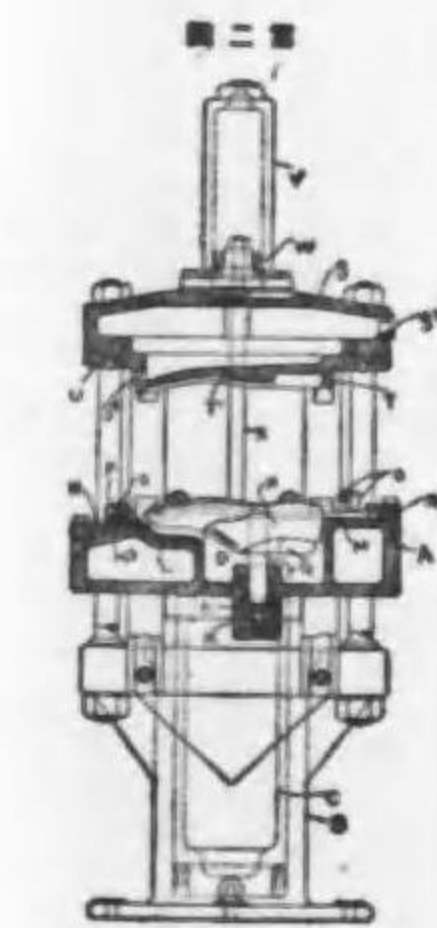
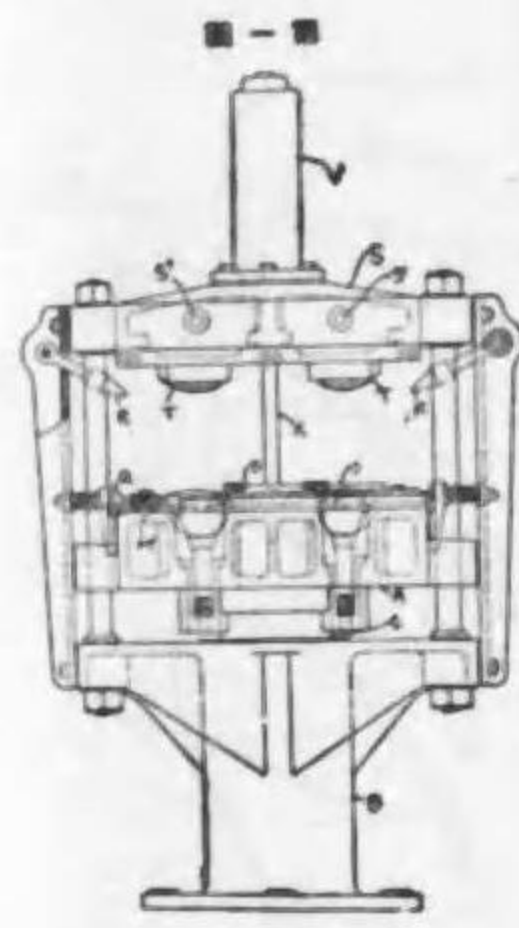
〔解説〕チニユー無しに従つてパンクの憂ひを無からしめたタイヤールの考案で、内部に硬質ゴム支壁を設けてある。第二圖は即ちその支持ゴム壁の状態を示した断面圖である。

昭和七年特許出願公告第二二二七號 第四百類

願書番號 昭和六年第二二二九二號  
出願 昭和六年十月十六日  
公告 昭和七年五月三十日

脚革靴ニ底「ゴム」ヲ焼附クル装置

本發明ハ水壓機ノ「プランジヤール」ニ固裝セル壓着盤ノ上面ヲ靴底ノ反曲面ト合致スル如キ曲線狀ニ仕上ケテ之ニ靴體ヲ逆向キニ收容スルニ適シ且ツ靴體ノ下部ト合致スル輪周ヲ有スル一對ノ凹所ヲ設ケ其ノ底部ニ撥條ヲ具フル支持壁ヲ樹植シテ之ニ靴ノ芯型ヲ壓着盤面ヨリ幾分高ク逆向キニ嵌着支持セシムヘクナシ該凹所ノ周圍ニハ夫々左右片及爪先片ノ三片ヨリ成リ且ツ夫等ノ内周端ヲ銳角トナシテ靴體ノ下端底「ゴム」ニ接合シ得ク設ク機體ノ上部ニハ中空ナル上桿ヲ固裝シ其ノ下方開口端ニ下面ニ靴底型ヲ有シ且ツ其ノ縁邊ヲ殘シテ突出セシメタル一對ノ鍊鐵製底型ノ基礎板ヲ氣密ニ定着シテ内部ニ蒸氣室ヲ形成セシメ壓着板ニハ「プランジヤール」ノ上昇ニ伴ヒ芯型ニ被着セル靴體ヲ底型ニ壓着スルニ際シ其ノ上昇運動ニ關連シテ各壓着板ヲ上昇ト同時ニ一齊ニ内攻セシムル装置ヲ施シ之ヲ上桿ト横進トノ分方向ニ斜上方ニ進出セシムルコトヨリ撥條ニヨリ先ツ靴底ノ底型ニ壓着シ次テ壓着板ノ斜行運動ニヨリ靴底ノ縁片ヲ拘ヒ上ケテ壓着ヲ完了セシムヘクナシタル脚革靴ニ底「ゴム」ヲ燒附クル装置ニ係リ其ノ目的トスル處ハ周縁「ゴム」ヲ用ユルコトナクシテ底「ゴム」ヲ接合スル種類ノ脚革靴ニ於ケル底「ゴム」ヲ接合ヲ確實ナラシムルト同時ニ其ノ底部周縁ノ仕上リヲ良好ナラシムルニ在リ



特許出願公告第一七五八號

(昭和七年五月六日公告)

空氣入護膜輪支持裝置

出願人 米國合衆國オハヨー州エクロン市  
グッドロイヤゴム會社  
鐵筒と該鐵筒上に直接裝架せられた護膜輪を支持する所の環狀抑止体との間に大体波曲狀に内外兩方向に突出し前記鐵筒及抑止体の面と接觸關する、環狀楔片を配置することにより前記鐵筒と抑止体とが相互に關係的に廻轉し又は軸方向に移動せざる如くした空氣護膜輪支持裝置

特許出願公告第二二二六號

(昭和七年五月三日公告)

タイヤール用簾地糊付裝置

出願人 東京府豊多摩郡中野町住吉三  
隈部 末熊  
並列せる綿絲を綫取具及箆に挿通し、之等の綫取具及箆を操作することにより各綿糸を左右に交互に動作せしむる裝置と硬軟兩質の材料よりなる一組の糊付轉子と糊付したる綿糸を乾燥し且つ弛緩することなく常に同一速度にて捲取るべくしたる裝置より成るタイヤール用簾地の糊付裝置

特許出願公告第一七九七號

(昭和七年五月九日公告)

タイヤール並環狀塑造物の塑造型

出願人 英國倫敦市オスナバークストリート  
ダンロップゴム株式會社  
重合せし時断面環狀をなす空室を形成する二箇の外壁より塑造型を構成し各外型の内壁面に於て型板端縁の當る位置に連續突出肩部を形成し型板接接地部に續く位置に段階を有する凹陥を列設して第二肩部とし前記肩部間に型板を支持せしめ前記肩部は一個所或は數個所に於て斷絶し、該斷絶部より型板を出入せしめ尙ほ間隙部に位置せる型板には補助肩部を當て緊定栓を施し以て全部の型板を外型内壁面に取着べくくなしたるタイヤール並環狀塑造物の塑造型

特許出願公告第五三三三號

(昭和七年五月五日公告)

ゴム製草鞋

出願人 東京府在厚郡在厚町戸越九八三  
佐々木之宗  
表面に布張り又は凹凸狀を設けたゴム底と一体に設けた前鼻緒部と鼻緒止片との兩側間に一体に折上げ縁を曲設しそれに鼻緒及び紐を連結して普通の草鞋の如く形成せるもの  
實用新案出願公告第五二四七號  
(昭和七年五月五日公告)  
護膜タイル  
神戸市灘區岩屋三四〇  
出願人 日本輪業ゴム株式會社  
ゴムタイルの裏面に全面に適當數の透孔を穿つた帶狀金屬片と固着片とを交叉狀に重合し壓着加硫して帶狀金屬片の中央交叉部をゴムタイルの裏面に埋設固着して成るもの  
實用新案出願公告第五三二二號  
(昭和七年五月七日公告)  
ゴム製空氣入敷布團  
東京市牛込區矢來町一四五  
出願人 遠藤 藤三郎  
左右前後に各割壁を以て仕切られ各室に空氣送入孔を有する數個のゴム製扁平体の空氣室本体に於て其の裏面に側條片及び横條片より成る枠狀体を定着せしむべき數對の條帶を設けたゴム製空氣入敷布團の構造

特許出願公告第一八四四號

(昭和七年五月十一日公告)

液狀ゴム製造方法

出願人 東京府北豊郡瀧野川町宇田端新町一丁目  
岩 淵 徳 助  
アンモニア性ゴムラテックス六〇分、苛性曹達一乃至二分の一、鹽化ベンゾール五分、沈降硫黃三分、ウルカチツトD二分、セラチン一〇分及び酸化鐵一〇分を混合して成る液狀ゴム製造方法

特許出願公告第一八五七號

(昭和七年五月十三日公告)

護膜物質の處理法

出願人 英國デヴォンシャー、ニュートン  
ウイロビー・スミス  
外四名  
護膜にその成分を崩解するに足る熱處理を施し、次に流動性溶液を得る如く該物質を溶劑を以て處理し、斯くの如くして得た溶液を次に濾過其他の機械的分離法によつて非ゴム物質より分離することより成るゴム物質の處理法

實用新案出願公告第六一九九號

(昭和七年五月二十四日公告)

タイヤール

出願人 大阪市東成區上ノ辻一八五  
高田 源次郎  
タイヤール主体に氏名商號廣告其他の文字圖形を透穿したる透孔を設け之に適應せる色彩のゴム層を埋嵌してなる構造



實用新案出願公告第五八一八號

(昭和七年五月十七日公告)

玩具ゴム風船

徳島市前川町字前川四一ノ一

出願人 黒田正明

ゴム風船に人形と鈴とをリボンで取付けてあり膨脹すれば鈴の重みで常に人形が上中央部に位置し不倒翁の作用を行はしむる興味深きゴム風船

實用新案出願公告第五八三四號

(昭和七年五月十七日公告)

履物ゴム底加磁壓着調節装置

堺市南極町二丁目三八四

出願人 高木正太郎

雄型の底縁裏面に段階を設け雌型を表面とに間隙を存せしめ雌型の兩側壁に互り設けたる頂壁上に於て脚部より出づる流体給送管兼押壓子に調節子を螺合せる装置

實用新案出願公告第五九〇六號

(昭和七年五月十九日公告)

ゴムタイヤ

神戸市脇濱町三丁目二〇四二

出願人 尾崎周平

一帯の裏面全周に透り皮革裏張を加磁合着し該皮革裏張の端縁及耳部に補強布を被覆し皮革裏張及補強布にゴム被膜を被着せしめたゴムタイヤの構造

實用新案出願公告第六〇二五號

(昭和七年五月二十一日公告)

タイヤ

東京府南葛飾郡本田町大字澁江五〇〇

出願人 株式會社大和護謨製作所

接地部の中央に突出帯を其兩側に凹條を距て、突出帯を形成し、突出帯の兩縁に互に逆方向に傾斜せる切込溝を設け突出帯にはV狀の溝を設け更に該突出帯の外側に數條の突條を設けてなるタイヤの構造

實用新案出願公告第六一四號

(昭和七年五月二十三日公告)

サツク入消ゴム器

大阪市東成區南生野町一丁目五九

出願人 宮崎茂節

サツク内にて摺動自在の消ゴムを挿入し、サツク外より長孔を通じてピンを挿通し、キヤツプによりピンを阻止し以て消ゴムを任意の位置に阻止すべくしたもの

七年特許出願公告第一九三二號 第四百類

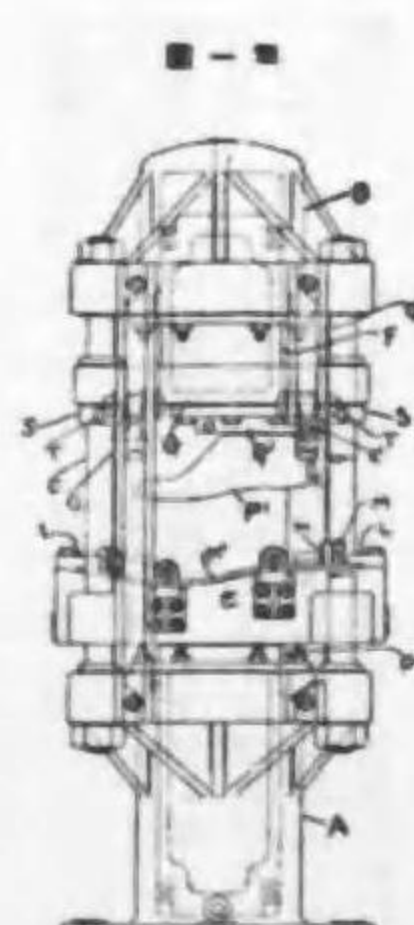
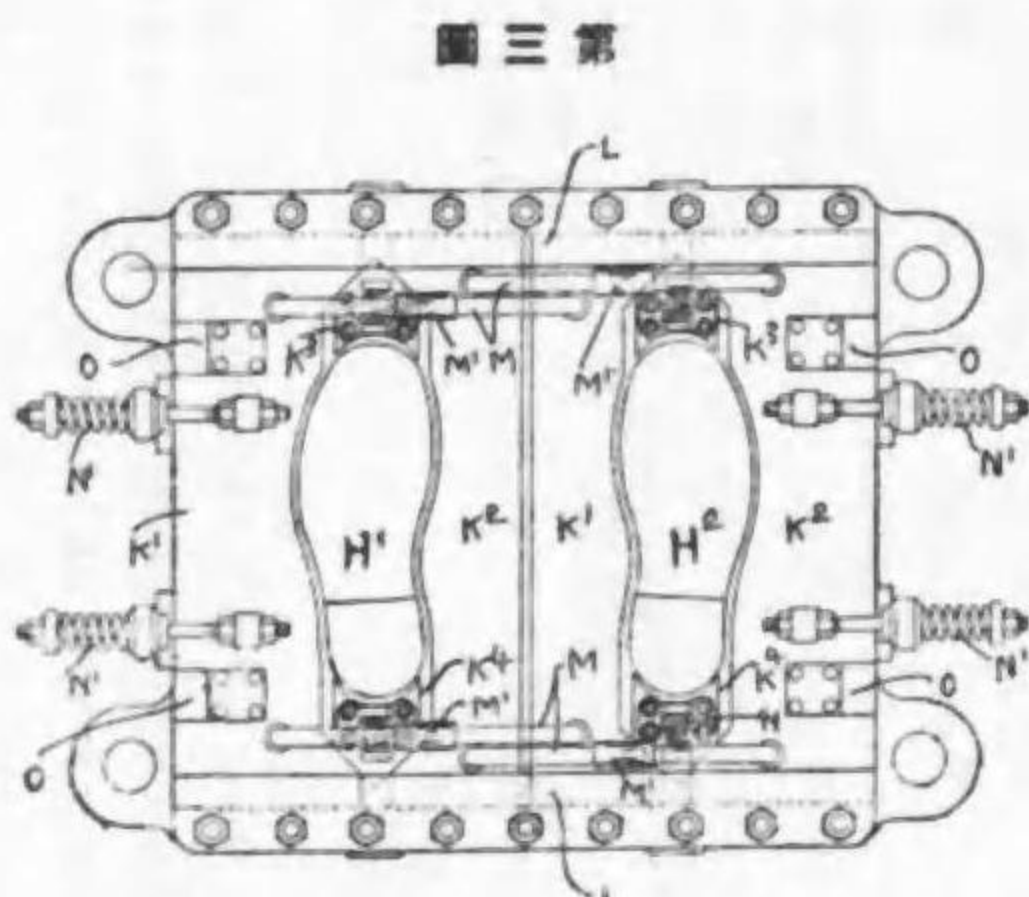
五、護脚靴及護脚底製造機

ゴム底靴又ハ地下足袋製造装置

大分縣宇佐郡柳ヶ浦村大字江須賀二七二番地

出願人 發明者 秋吉勇夫

本發明ハ上面ニ對シ「ゴム」底型ヲ嵌着シ長面ヲ靴又ハ足袋ノ底部曲線狀ニ仕上ケタル蒸氣加熱装置ノ中空壓着盤ヲ水壓機ノ「プランジャー」ニ架載シ之ヲ水壓機ノ「シリンドラー」基礎トシテ構成セル機枠ノ支柱ニ添フテ上下ニ摺動シ得ヘクナシ壓着盤上ニハ之ト曲面ヲ嚴密ニ合セタル左右ニ對シ「ゴム」壓着板ヲ重合シテ案内溝ヲ導子トシ左右ノ側面ヨリ橫壓スル作用ヲ元トシ各型ノ前後ニ設ケタル爪先「ゴム」壓着片ヲ「ゴム」壓着板ハ夫々連錘ニヨリ連絡セシメ且ツ之等壓着板ニハ片ヲ其ノ分力ニヨリ進出スル如ク構成シ左右型ノ周縁「ゴム」壓着板ハ夫々連錘ニヨリ連絡セシメ且ツ之等壓着板ニハ夫々彈簧ニ依ル自動後退装置ヲ施シ夫等ノ進退ヲ共通のナラシメ左右側ニ於ケル周縁「ゴム」壓着板ノ一部ニハ各一對ノL形凹缺部ヲ有スル足場ヲ設ケテ壓着盤ノ上昇ニ伴ヒ之ニ機枠ノ左右ニ固裝セル支錘ニ橫着シテ一定ノ角度ヲ回動シ得ヘク内向ニ傾斜シテ設ケタル押錘ヲ作用セシメテ全部ノ壓着板ヲ同時ニ進退セシメ靴又ハ足袋ニ「ゴム」ヲ壓着加磁セシムル「ゴム」底靴又ハ地下足袋製造装置ニ係リ其ノ目的トスル處ハ膨脹性芯型ニ依ラス硬質芯型ヲ用キ水壓ニ依ル「プランジャー」ノ昇降ニ關連シテ各壓着板ヲ一齊ニ進退セシメ「ゴム」ノ接合ヲ確實且ツ簡便ニ遂行シ得ヘカラシムルト底「ゴム」及周縁「ゴム」ノ性質ニ應ジ一次又ハ二次壓着ニ依リ適當ナル時期ニ壓着シ得ヘカラシメ以テ「ゴム」接合ノ操作ヲ簡易ナラシムルニ在リ



實用新案出願公告第六一五七號

(昭和七年五月二十四日公告)

セミソリツドタイヤ

東京市本所區向島二丁目

出願人 小林慎輔

加熱による中空部を均等に維持する硬質中空芯管に弾力に富む軟質内管を捲着し枕材を接合し該枕材を包み、夫れと内管との接合部を跨ぎてゴム引布片を當て扁心管の薄肉部を切開したる外管を之に被せ其の開放端縁を枕材と内管との接合部に終らしめ之を加熱和磁して一体的となしたる構造

實用新案出願公告第六二一七號

(昭和七年五月二十六日公告)

ゴム草履

廣島市船入町五九一

出願人 長谷川幸作

主体に空腔部と凹窩とを穿設し之に膨大部と折曲部とを構成せる鼻緒を夫々所定箇所ニ嵌裝し又鼻緒部に於て凹窩内に於て膨大部と鼻緒部とよりなれる金具を鼻緒の各端部に裝置して、脱抜を防止したるゴム草履の構造

實用新案出願公告第六二三八號

(昭和七年五月二十六日公告)

ゴム管入下駄

八王子市八日町三四

出願人 田島吾三郎

駒下駄の齒に凹所を作り其口を稍々狭小にし此中に肉厚きゴムの中空間より成る接地管を入れたゴム管入下駄

實用新案出願公告第六三五四號

(昭和七年五月廿八日公告)

ゴム引布袋

東京府豊多摩郡澁谷町神山二〇

出願人 池田省三

石灰窒素其他を容れたゴム引袋の口部を一端に折返し、該折返部には包被する如く、袋口を捲回して之をU字狀の金屬線條にて緊縮して其一端の屈曲部に他端を貫挿折曲した口締部を有するゴム引布袋の構造

實用新案出願公告第六三六四號

(昭和七年五月二十八日公告)

自轉車ゴム荷紐

東京府荏原郡品川町南品川宿四〇五

出願人 比留川貢

自轉車台上に取着け荷を損傷することなく、且つしつかりと緊縮し得るやうゴムを以て製した自轉車用ゴム荷紐

Advertisement for 'Kakuro' (カカロ) products, featuring a tire illustration and text: '權威アル製品ハ 優良ナル薬品撰定ニ 生ルヨツテ 類似品多し! 此のマークニヤ最優品!!' and '上田長兵衛商店'.



昭和七年 實用新案出願公告第六四四五號

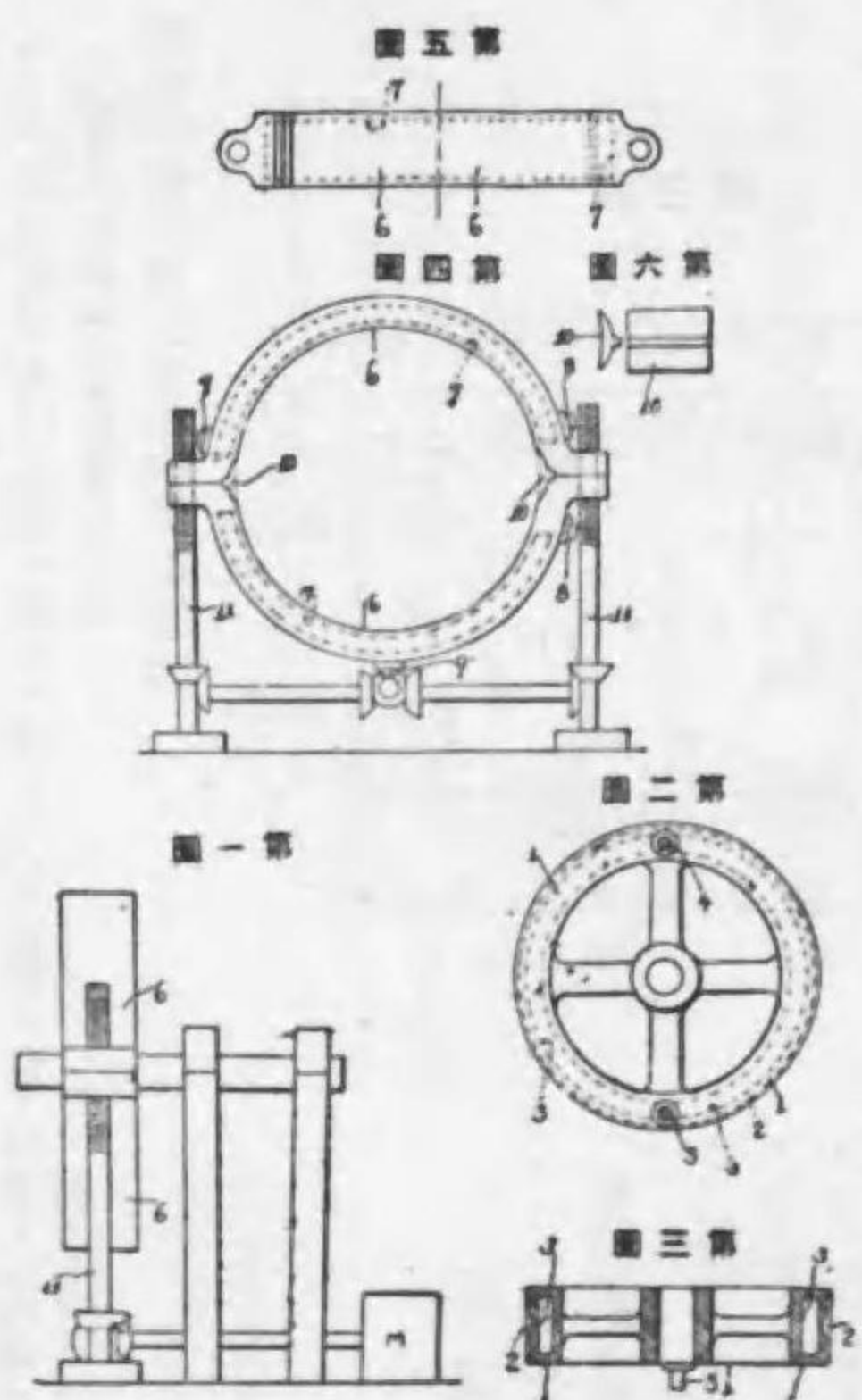
第七、護謨「タイヤ」製造機

願書番號昭和六年二月一五〇號  
出願 昭和六年七月十一日  
公告 昭和七年五月三十一日

東京府南葛飾郡若葉町西六丁目九十三番地  
出願人 考案者 谷 本 三 郎

護謨「タイヤ」製造機

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本實用新案ハ自轉車、「リヤカー」及「オート」三輪車等ノ「タイヤ」製造機ニ係ルモノニシテ「トラム」(1)ノ輪周ニ「タイヤ」ノ外側トナルヘキ型ヲ彫刻シ輪周ノ内側ニ蒸氣ヲ通スヘキ穴(3)ヲ穿設シ蒸氣吹込管(4)及「トレーン」嘴(5)ヲ裝置シ「トラム」(7)ノ上下ヨリ同速度ニテ下降及上昇スヘキ半圓形壓搾輪(6)ヲ架設シ壓搾輪(6)ノ内周ニ近ク蒸氣ヲ通スヘキ穴(7)ヲ設ク吹込管(8)「トレーン」嘴(9)ヲ夫々設ク兩壓搾輪(6)ヲ架設シ壓搾輪(6)ノ接合線ニハ圖示ノ如ク半徑大凡六吋中央ノ厚サ凡ソ四分ノ一時ノ突際ヲ設ク此突際内ニ第六圖ニ示ス如ク嵌合(10)ヲ嵌合シテ壓搾スルモノナルカ故ニ兩壓搾輪(6)ノ接合點ニ於ケル鐵ヲ防止シ得ルモノニシテ恰モ「トラム」(1)ヲ四箇ニ割リタル如ク廢ヲ整然トシタル儘壓搾シ得ヘク壓搾輪(6)ヲ上下ニ移動セシムルニハ適宜ノ裝置ヲ使用シ得レトモ軸(11)ノ上方ニ左右ノ螺旋ヲ施シテ「モーター」ヨリ適宜ノ聯動裝置ニヨリ操スヘク爲スモノトス  
本實用新案ハ前記ノ如クシテ護謨「タイヤ」ヲ構成スヘクナスカ故ニ壓搾輪(6)ヲ移動セシムルコトニ依リ「トラム」ノ生「ゴム」及生「ゴム」内ノ塵ヲ整然トシタル儘壓搾シ加硫シテ護謨「タイヤ」ヲ構成スルカ故ニ片肉トナラサル正確ナル護謨「タイヤ」ヲ迅速廉價ニ製作シ得ルニアリ



〔解説〕 自轉車、リヤカー等の「タイヤ」を製造するに「トラム」の生「ゴム」及生「ゴム」内の塵を整然としたま、壓搾し加硫出来る装置で正確、迅速、低廉を期し得る効果がある。第一圖は全体の組立圖、第二圖は「トラム」の正面圖、第三圖は其端面圖、第四圖は壓搾輪の正面圖、第五圖は其端面圖、第六圖は嵌合の側面圖及び斷面圖を現す

昭和七年 實用新案出願公告第六五七七號

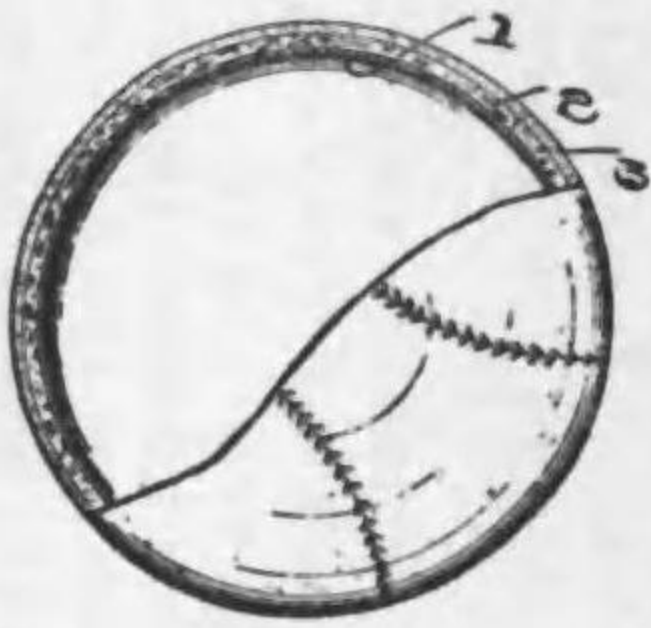
第一百十五類 二二、種

願書番號昭和六年第九〇〇一號  
出願 昭和六年三月二十五日  
公告 昭和七年六月 四 日

東京府北豊島郡日暮里町谷中本八一八  
出願人 考案者 中 尾 寛 次 郎

軟式野球用護謨「ボール」

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本實用新案ハ護謨製野球用「ボール」ヲ改良セルモノニシテ生護謨又ハ再生護謨ヲ原料トセルモノニシテ柔軟護謨ノ内層(1)ト動植物纖維類又ハ其ノ加工物質ヲ練合セル護謨中層(2)トテ重ネ更ニ表層トシテ硝子陶器ノ粉末又ハ碎石若クハ金屬粉ノ如ク稜角ヲ有スル粒子ヲ多量混和セル止止ノ護謨層(3)ヲ設ケタルモノトス但シ場合ニ依リ内部ヲ「スポンジ」トスルコトアルヘシ  
在來ノ軟式野球用護謨「ボール」ハ速球出シ難キハ勿論曲球ヲ生セシムルニ際シ指頭ノ壓縮力ニヨリ窪マセルマ投球セラルレハ「エネルギー」ハ護謨ノ彈ニ消費セラレ努力ノ損失ヲ來ス結果表面ニ種々ノ凹凸ヲ備ヘ之レニヨリ手ニリテ防止シ得ヘクナセルモノアル共空氣ノ抵抗ヲ受ケ球速ヲ減シ同時ニ曲球ヲ生セシムルニ當リテモ球道ノ變位ヲ起シ投球上面白カラス其上使用中凸部カ摩擦セラレ平滑トナリ摩擦ノ效果ヲ失フ憂アリ然ルニ本實用新案ニ在リテハ外層ニ硝子、陶



〔解説〕 ボールの表面を硝子又は陶器の粉末などのやうなものを混じたゴムで作つてあるので、投球に際してすべらない特長を持つてゐる。圖は本案によるボールの一部切截せる平面圖である。

昭和七年 實用新案出願公告第六六二〇號

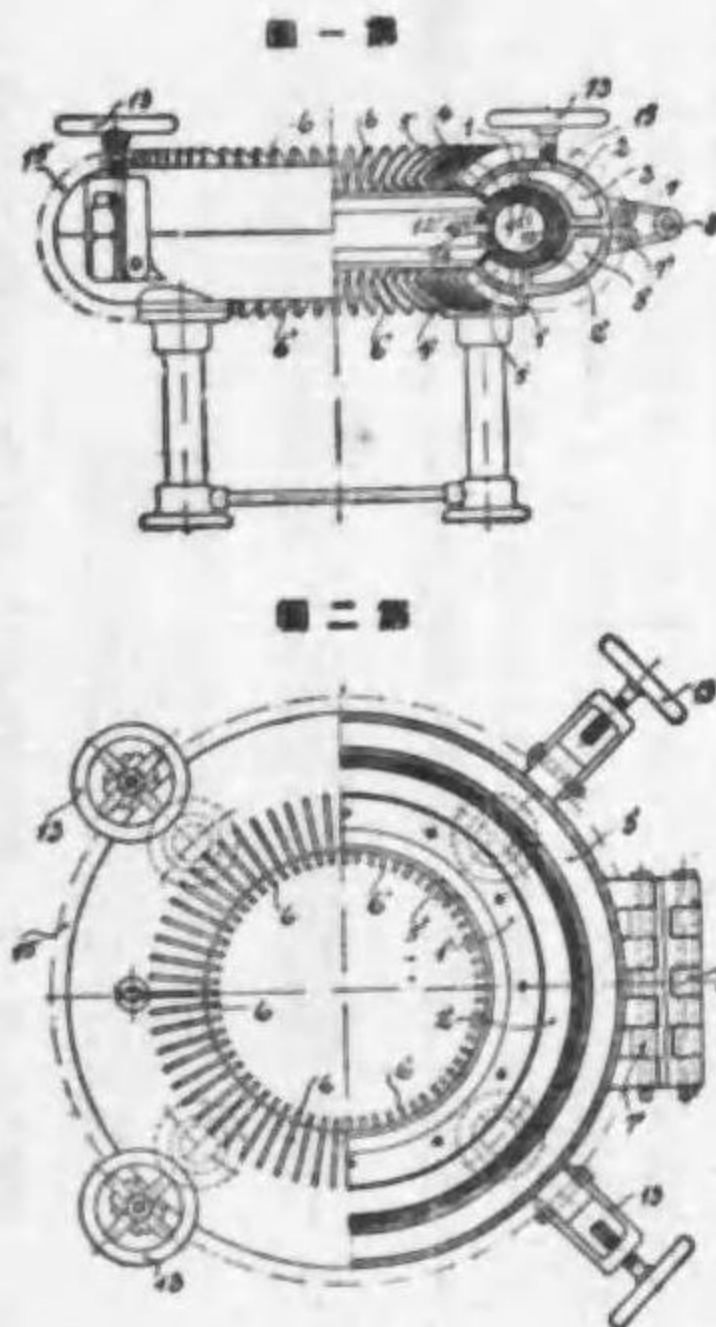
第六十七類 一六、修理器

願書番號昭和七年第一二七八號  
出願 昭和七年一月二十一日  
公告 昭和七年六月 四 日

東京市芝區芝浦二丁目三番地  
出願人 考案者 伊 藤 兵 造

自動車護謨「タイヤ」再製機

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ自動車護謨「タイヤ」再製機ニ改良ヲ施シタルモノニシテ圖面ニ示ス如ク自動車護謨「タイヤ」ノ外周壁ニ接觸スル型鋼スル型鋼ニ沿着シテ加熱スヘク上下ニ重合開閉自在ナラシメタル蒸氣外套ヲ設ケテ成ル自動車護謨「タイヤ」再製機ニ於テ該型鋼ヲ四分シテ「タイヤ」ノ側壁部ニ接スル型鋼(1)ト「ト」接合部ニ接スル型鋼(2)トナシ該型鋼(1)ニ「間」及「ヒ」ト「間」ニ夫々少許ノ間隙ヲ設ケテ熱ノ傳導ヲ防キ蒸氣外套(3)ハ之ヲ局限シテ前記型鋼(2)ニ接スルノミトナシ且「間」ノ外側ニハ是等ノ型鋼ト蒸氣外套(3)ヨリ延長外周壁(5)ト「ト」ニヨリ空隙(4)ヲ構成セシメ之ニ石綿ノ如キ熱ノ不良導體ヲ一部又ハ全部充填スルカ若クハ全部空隙ニ殘シ置キ且其外周壁(5)ニハ多數ノ放熱羽根(6)ヲ鑄出スモノトス上下外套(3)ニハ其一外縁部ニ三個ノ連續セル螺番(7)ヲ以テ連絡シ「タイヤ」ノ大ナル場合ニ之ニ應スル「ライナー」ヲ上下外套間ニ挾着シ得ヘカラシメ且蒸氣外套ノ外周壁ニハ保溫劑(15)ヲ塗裝スルモノトス  
本機ヲ以テ自動車護謨「タイヤ」ヲ再製スルニハ廢減シタル古護謨「タイヤ」(9)ノ接地面周部ニ斷面三日月形ヲナス生護謨(10)ヲ貼着シ内部ニ「チューブ」(11)ヲ收納シ金屬「リム」ヲ嵌着シテ後該「タイヤ」(9)ヲ型鋼内ニ容入シ縮着裝置(13)ニヨリ上下外套(3)ヲ縮着一定ノ壓搾空氣ヲ空氣送込管(14)ヨリ「チューブ」(11)内ニ送込シ且蒸氣外套(3)ノ側壁部ニ接スル型鋼(10)ヲ加熱和硫セシムルモノト從來ノ自動車護謨「タイヤ」再製機ハ「タイヤ」再製ニ際シ其内ニ送込シテ生護謨(10)ヲ加熱和硫セシムルモノト從來ノ自動車護謨「タイヤ」再製機ハ「タイヤ」再製ニ際シ其側壁部ニ接スル型鋼(10)ヲ加熱和硫セシムルモノト從來ノ自動車護謨「タイヤ」再製機ハ「タイヤ」再製ニ際シ其度ニ加熱セラレ一度和硫セラレタル護謨ヲシテ脆弱ナラシメ再製「タイヤ」ノ生命ヲ短カラシムル缺點ヲ有シタリ然ルニ本案ノ再製機ハ後上ノ如ク構成シタルヲ以テ蒸氣外套ヨリ傳導シ來ル熱ノ大部分ハ放熱羽根ニヨリ外氣中ニ放散シ内部ノ型鋼(1)「ト」ハ空隙及石綿等ノ熱ノ不良導體ニヨリ防熱セラレ再製護謨「タイヤ」ヲ脆弱ナラシムルコトナキ效果ヲ有ス



〔解説〕 從來の再製「タイヤ」製造機は加熱を要せざる「タイヤ」の側壁部までも一時間内外高温に加熱するやうになつて居り「タイヤ」の生命を短からしむる缺點があつたのを改良したのが本案である。第一圖はその一部を斷斷した全体正面圖で、第二圖は同じく一部を横斷したる全体平面圖である。

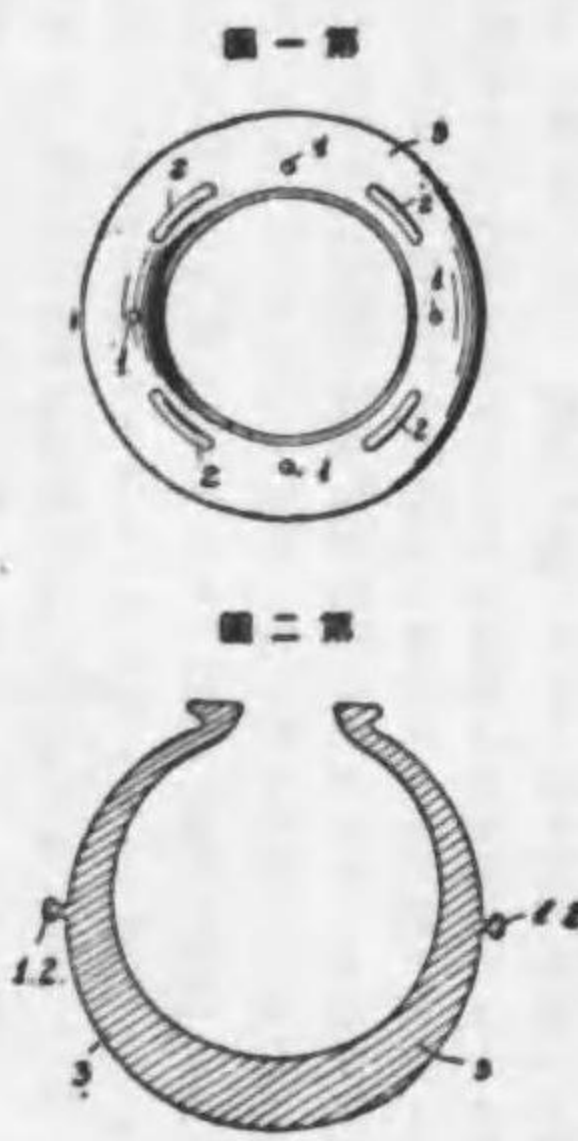


昭和七年實用新案出願公告第七一一六號

願書番號昭和六年第二四八六四號  
出願 昭和六年八月十日  
公告 昭和七年六月十六日

自動車ノ泥除留兼備「タイヤ」

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ自動車「タイヤ」ノ外側又ハ内外兩側ニ於テ泥除留用ノ朝狀突起(1)又ハ弧狀突起(2)若干數ヲ外側金型ニ設ケタル型孔ニ依リ「タイヤ」主體(3)ト一材ニ製出裝備セシメタルモノナリ  
從來自動車「タイヤ」ニ泥除留ヲ設ケタル型孔ニハ別箇ノ護膜製輪狀柱ヲ燒附ケ固著シタルモノナルカ故ニ手數ト失費多大ニシテ且接著部離損シ易ク又燒附ケニ際シ「タイヤ」主體ヲ損傷スル等ノ缺點アリ之ニ反シ本案ニ在リテハ「タイヤ」製作ノ際外側金型ニ適當ノ型孔ヲ設ケ置キテ「タイヤ」主體(3)ト一材ニ朝狀突起(1)又ハ弧狀突起(2)若干數ヲ壓出製備スルモノナルカ故ニ別ニ手數ト費用トヲ要セス且堅牢ニシテ外觀整美ナル等實用上極メテ卓效便益ナルモノナリ



〔解説〕 自動車「タイヤ」に泥除留を附ける突起を初めから製造の際に設けて置くやうにしたのが本案である。第一圖は本案「タイヤ」の側面、第二圖はその断面圖である。

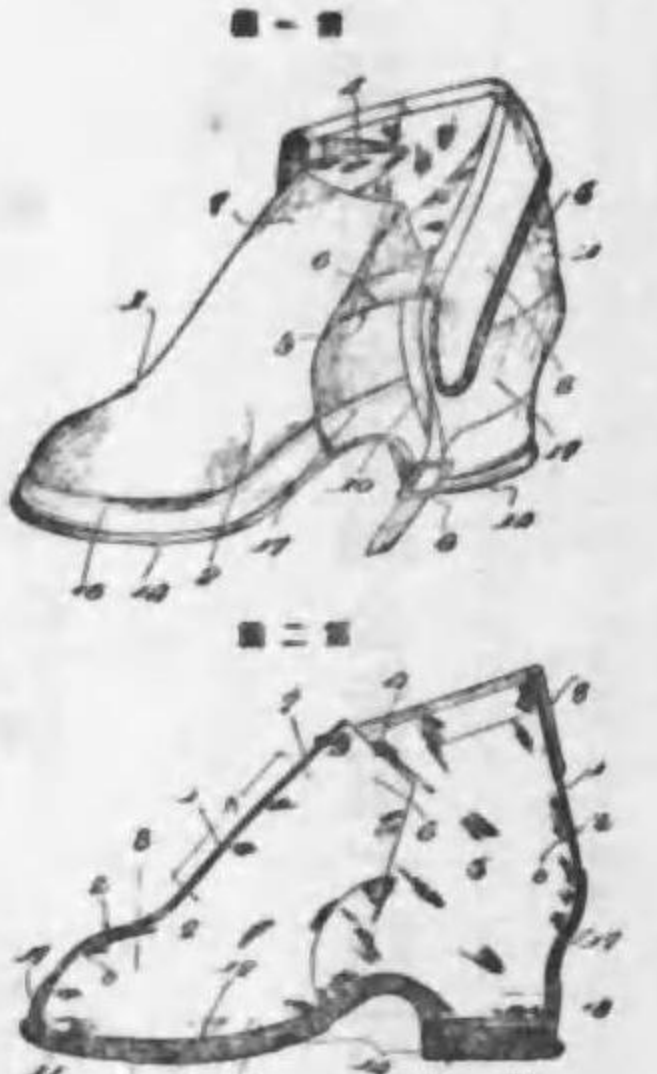
昭和七年實用新案出願公告第七二二六號

願書番號昭和六年第一七九四八號  
出願 昭和六年六月十日  
公告 昭和七年六月十八日

オーバシユース

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本考案ハ莫大小布地ト織布トノ中間ニ護膜層ヲ介在セシメタル生地ヲ以テ「オーバシユース」ノ膠片及踵片ヲ各別ニ作製シ兩片ノ接合ニ際シ前脚上部ニ裝ヲ形成セシメ更ニ踵片上端縁ニ折返片ヲ接合シ該折返片ノ内側一端ニ締帶ヲ他端ニハ上記締帶ノ止鉤具ニ係合スヘキ止鉤具ヲ附着シ以テ靴體ヲ形成セシメ該靴體底部ニ上面ニ布地ヲ張着セル護膜中底及中間護膜片及護膜底ヲ順次適當ニ接合シテ成ル「オーバシユース」ニ係ルモノナリ以下圖面ニ就キ説明セン(1)ハ莫大小布地(a)ト織布(b)トノ中間ニ護膜層(c)ヲ介在セシメタル生地ニシテ該生地(1)ヲ適當ニ切裁シテ膠片(2)及踵片(3)ヲ形成セシムルモノトス(4)ハ踵片側端部(5)ト膠片側端部(6)トヲ接合シテ前脚上部(7)ニ形成セシメタル製(8)ハ踵片上端縁ニ接合セル折返片ニシテ其ノ内側一端ニ止鉤具(9)ヲ定着セル締帶(10)ヲ取附ケ他端ニハ前記止鉤具(9)ト係合ス可キ止鉤具(圖示セズ)ヲ附設ス(11)ハ前記膠片(2)及踵片(3)ノ下端折曲片ニシテ其ノ上部ニハ上面ニ布地(12)ヲ張着セル護膜中底(13)ト接合セル該中底(13)ト護膜底(14)トノ中間ニハ中間護膜片(15)ヲ接合介在スヘカラシム(16)ハ護膜底(14)ノ周側縁(17)ニ施シタル縫線狀凹部(18)ハ靴體部嵌合凹部ニシテ其ノ上面ニ護膜片(19)ヲ接合ス  
本考案「オーバシユース」ハ製上ノ如キ構成ヲ有スルモノニシテ本考案ノ要旨ヲ變更セサル範圍内ニ於テ普通ノ靴體ニモ應用シ得可キハ勿論ナリ尙本考案ニ於テ接合アルハ其ノ接合ニ際シ護膜層ヲ以テシ縫線等ニ依ル接合手段ヲ轄ルモノニ非ス  
從來護膜或ハ皮革或ハ皮革等ノ資料ヨリ成ル靴體ニ於テ其ノ前脚上部ニ裝ヲ形成セシメタル防水布ヲ接合セルモノアリト雖モ斯ノ如キ構成ヨリ成ルモノハ比較的輕量ニシテ而モ使用久シキニ互レハ縫線ノ腐蝕切損ヲ來シ防水ノ目的ヲ達シ得サル嫌ヒアルモノナリ本考案「オーバシユース」ニ於テ前脚上部(7)ニ膠片(2)ト一體のニ裝(4)ヲ形成セシメ且各部分ノ接合ヲ護膜層ニ依リ行ヒタルヲ以テ上記ノ如キ缺點ナク而モ「オーバシユース」全體ヲ莫大小布地(a)織布(b)護膜層(c)ヨリ成ル生地ヲ以テ作成セルカ故ニ降雪降露ニ際シ靴ノ上履キトシテ頗ル輕量ニシテ履キ心地良好ナリ更ニ加フルニ本考案ニ於テハ前記ノ如ク踵片上端縁ニ締帶(10)ヲ附着セル折返片(8)ヲ接合セルカ故ニ外觀優美ナリ



〔解説〕 第一圖は本案の側面圖、第二圖は同上縦斷面圖、第三圖は第二圖Aに於ける擴大圖、第四圖は同上Bに於ける縱斷面圖である。

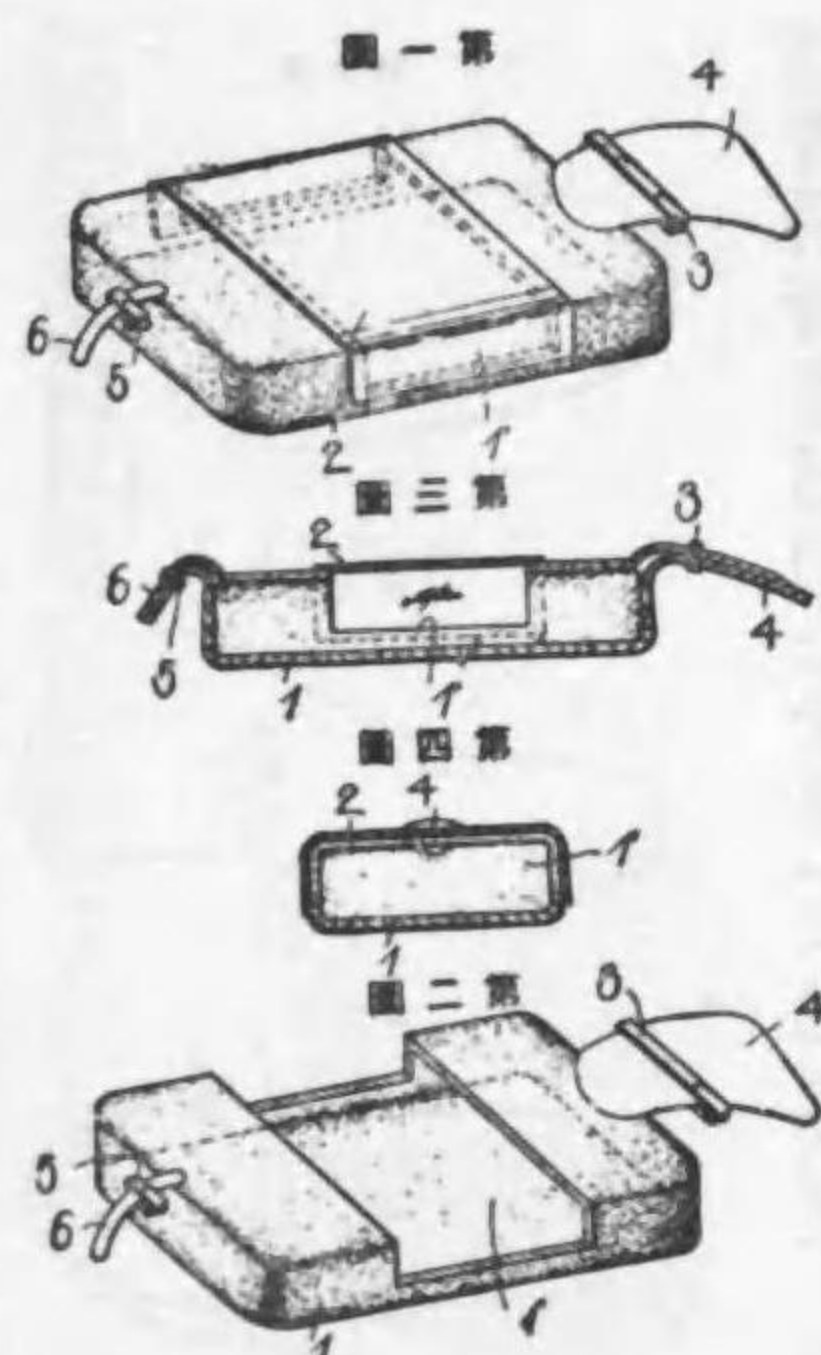
昭和七年實用新案出願公告第七二五二號

願書番號昭和六年第二二二〇號  
出願 昭和六年七月十五日  
公告 昭和七年六月十八日

「ゴム」氷枕

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案「ゴム」氷枕ニ於テハ硬質「ゴム」(例ハ自轉車ノ「ペダル」ニ使用スルカ如キ「ゴム」資料)板ヲ以テ函形枕體(1)ヲ形成セシメ其ノ上部中央ヨリ兩個ニ沿ヒテ凹缺(1)部ヲ穿設シ該凹缺部上ヲ軟質「ゴム」板(2)ヲ以テ被覆セシメ更ニ該函形枕體ノ一端部ニハ挾縮器(3)ヲ具フル幅廣キ「ゴム」氷投入口(4)及他ノ一端部ニハ挾縮器(5)ヲ具フル排水用「ゴム」管(6)ヲ有セシメタルモノトス  
本案ハ上記ノ如キ構造ヲ有スル函形枕體(1)ハ硬質「ゴム」板ヲ資料ト爲シタルカ故ニ氷或ハ水ヲ納入セシムルト否トニ係ラス當時函形ノ枕體ノ形狀ヲ保持シ得ヘク其ノ實施ノ場合ニ於テモ該資料ハ硬質トハ言ヘ「ゴム」質ナルヲ以テ適度ノ弾力性ヲ有スルカ故ニ頭部ニ不快ノ感ヲ與フルカ如キコト全クナク更ニ凹缺部(1)ニ被覆セシメタル軟質「ゴム」板(2)ノ爲メニ頭部ノ形狀ニ應ジテ伸縮シ以テ其ノ冷却ヲ充分ナラシメ得ヘク更ニ頭部ヲ函形枕體(1)ニ乗載セシメタル場合ニ於テモ前記ノ如ク函形ノ形狀ヲ失フコトナキカ故ニ其ノ儘ノ實施ノ態様ニ於テ氷或ハ水ヲ隨時函形枕體(1)内ニ自由ニ納入セシメ得ヘキモノニシテ餘水ハ排水用「ゴム」管(6)ヲ通シテ之ヲ排出セシメ得ヘク氷或ハ水ノ納入ヲ要スル毎ニ乗載セル頭部ヲ離脱セシムルノ煩シサ全クナキナリ之ニ本考案ノ新規ナル特徴トスル處ナリトス



〔解説〕 氷を入れ換へる爲に一々頭からはづす必要のない新しい氷枕で、硬質ゴムを以て箱状枕体となし、中央の頭を載せる凹缺部には軟質ゴム板を被覆したもの、第一圖は本案の全形側面圖、第二圖、第二圖は函形枕体の断面圖、第三圖は縮断面圖、第四圖は横斷面圖を示す。

昭和七年實用新案出願公告第七二五二號

願書番號昭和六年第二二五八二號  
出願 昭和七年七月二十一日  
公告 昭和七年六月十八日

オーバシユース

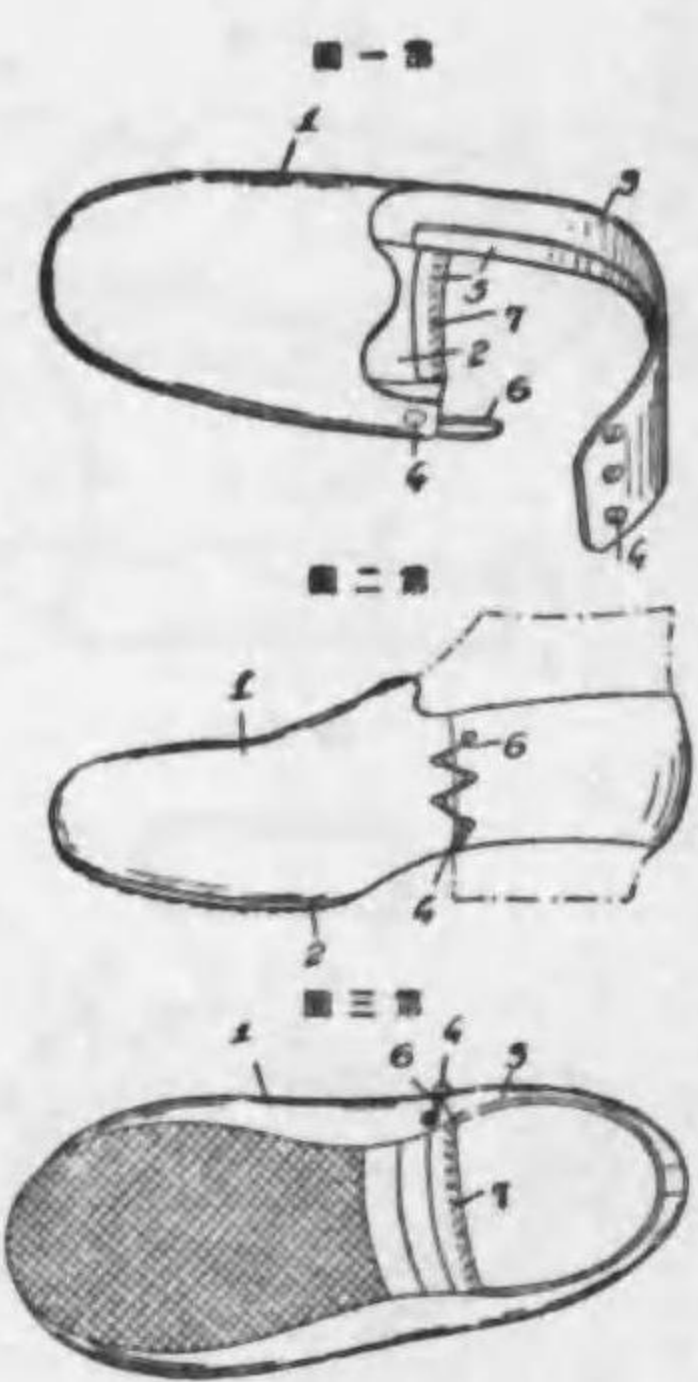
第百二十二類 一、靴

東京府北豐島郡高田町雜司ヶ谷六九四番地

治



實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ靴ノ大部分ヲ覆フ主體(1)ノ後方ニ踵ヲ卷クヘキ突出部(3)ヲ設ケ其先端ニ數個ノ「ホック」ヲ取付テ突出部(3)ノ主體トノ接合部ニ近ク主體ニ「ゴム」紐ノ兩端ヲ固定シ靴ノ踵ニ接觸スル部分ニハ「バツキング」トシテ「ゴム」又ハ「フェルト」條片(5)ヲ備ヘ尙踵前ニ弧狀ノ彎曲條片(7)ヲ用キテ靴ト一層強固ニ密着セシメ水ノ浸入ヲ防止ス



〔解説〕 オーバーカスのある重い踵部を取り除きバンドで靴に取付けるやうにし携帯に便なるため、第一圖は本案の展開せる側面圖、第二圖は同上を靴に使用せる側面圖、第三圖は同上裏面より見たる平面圖である

昭和七年實用新案出願公告第七二七六號 第二百二十二類 一、靴

願書番號昭和六年第二四一七二號  
出願 昭和六年八月四日  
公告 昭和七年六月十八日

大分縣宇佐郡柳ヶ浦村大字須賀二七二番地  
出願人 考案者 秋 吉 勇 夫

「ゴム」底 膠革靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ「ゴム」底膠革靴ノ構造ニ關スルモノニシテ普通ノ如ク製作セル膠革靴ニシテ「ゴム」層(B)ヲ接着セル「テーパー」狀布片(C)ヲ縫合(D)ニヨリ縫着シ該部ヲ内底(E)ノ下面ノ屈曲シ内底上「ゴム」底(F)トノ間ニ適宜ノ底芯(G)ヲ挿入シテ之等ノ下面ニ「ゴム」底(F)「ゴム」層(B)ト一體ニ密着セシメテ接着シタル構造ヨリ成ルモノトス

本案ハ上記ノ構造ナルニヨリ膠革靴ト「ゴム」底トノ結合ノ中介物タル「テーパー」狀布片ハ「ゴム」層ト「ゴム」質内ニ全ク包被セラレテ接合シ膠革靴ト「ゴム」底トノ結合ヲ確實ナラシムルノミナラス中介物タル「テーパー」狀布片ヲ外部ニ露出セシメサルニヨリ剝離ノ虞ナカラシムルト同時に「ゴム」ヲ壓迫賦形シテ加熱和硫セシメ「ゴム」底周邊ヲ簡便ニ體裁ヨク仕上げケ得ル效果アリ



〔解説〕 膠革とゴム底との密着を確實ならしめ且つそれを用ふる「テーパー」を外に出さず従つて剝離の憂少く体裁もよい特長がある、第一圖は一部を切決して示せる側面圖、第二圖は一部を切決して示せる側面圖、第二圖は要部の構造を明示せる一部の縦斷面圖である

昭和七年實用新案出願公告第七四六三號 第二百二十二類 一、靴

願書番號昭和六年第二〇五九五號  
出願 昭和六年七月二日  
公告 昭和七年六月二十三日

廣島市船入町五九一番地  
出願人 考案者 長 谷 川 幸 作

「スポンヂゴム」靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ「スポンヂゴム」ト普通ノ軟質性「ゴム」トノ組合セニヨリナレル「ゴム」靴ニシテ一般公知ニ屬スル底部(1)ニ「スポンヂゴム」ニテ脚部(2)ト踵部(3)トヲ作りタルモノヲ取附ケ歩行中比較的力ヲ加フル箇所即チ關節部並ニ織目又ハ上縁ニハ強靱性「ゴム」(4)(5)ヲ張設ス(6)ハ綿布ニシテ裏面ニ張設スルモノトス

本案ハ長靴又ハ短靴ヲ問ハス脚部(2)踵部(3)並ニ關節部(3)ヲ「スポンヂゴム」ニテ形成シ表面ヲ研磨シテ普通ノ「ゴム」ノ如ク滑ラカナラシメ裏面ハ「スポンヂゴム」自體其儘ニナレルヲ以テ歩行中分子カ膨大ニシ空氣ノ流通ヲナサシメ臭氣ヲ脱シ然モ外部ハ研磨シテ滑ラカナラシメ分子ヲ緊密ニシタルヲ以テ外部ヨリノ雨水浸潤スルコトナキト大部分「スポンヂゴム」製ナレハ輕量ナル特長ヲ有ス



〔解説〕 底部は普通の通りであるが、甲部、踵部及び關節部をスポンヂゴムで作つた長靴である。圖は本案の側面圖で一部截斷面を表す。

昭和七年實用新案出願公告第七四七四號 第二百二十二類 七、靴

願書番號昭和六年第二五八六〇號  
出願 昭和六年八月二十一日  
公告 昭和七年六月二十四日

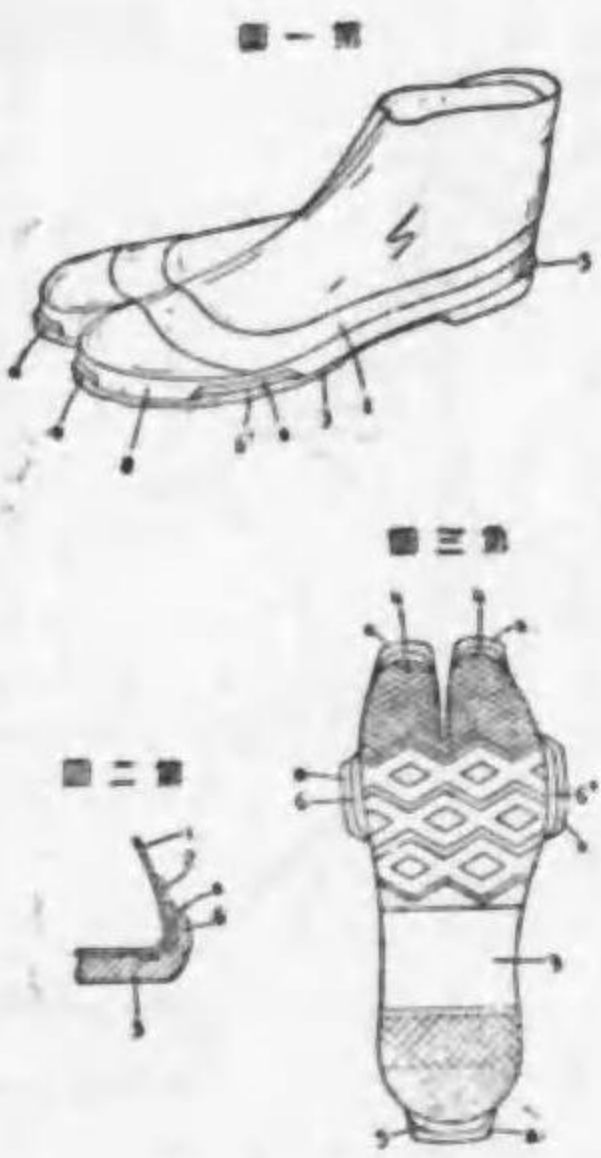
東京市下谷區御徒町一丁目一七番地  
出願人 考案者 佐 藤 泰 嘉 雄

護膜底履物

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本實用新案ハ膠布(1)ノ下部周圍ニ護膜「テーパー」(2)ヲ貼着シ其下底ニ底護膜(3)ヲ貼着シタル護膜履物ニ於テ底護膜(3)ノ爪先部、踵部及兩側部ヲ延長シテ斷面(a)ノ傾斜セル爪先折曲片(4)踵折曲片(5)及側部折曲片(6)ヲ突出セシメ此等折曲片ヲ履物ノ下部ニ折曲ケテ貼着シタル構造ナリ

本案ハ上記ノ如ク爪先部、踵部及兩側部ニ於テ厚キ底護膜(3)ヲ延長シテ折曲ケテ貼着スルヲ以テ破損シ易キ部分ヲ著シテ補強スルト同時に他物ニ打付ケ衝動ヲ受ケ易キ部分ヲ補強スルカ故ニ足ヲ損傷スルコトナク且足ノ疲勞ヲ輕減シ得ルノ效果アリ然カモ護膜底ヲ耐久ナラシメ履心地モ亦良好ナルモノトス



〔解説〕 底ゴムの爪先部、踵部及び兩側部より少しつゝ耳を出してそれを上へ曲げて密着せしめて最も破損し易き箇所を補強せしめたるもの、第一圖はその側面圖、第二圖は一部截斷面圖、第三圖は底ゴムの平面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第七五九九號 第二百二十二類 一、靴

願書番號昭和六年第二四二六九號  
出願 昭和六年八月四日  
公告 昭和七年六月二十五日

小樽市潮見臺町八番地  
出願人 考案者 酒 井 廣 次

「スキー」靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ護膜靴ノ底(1)脚(2)トノ接合部(3)ニ外部ヨリ該接合部ニ良好馴染ミ間隙ヲ生セサル様扁平護膜條(4)ヲ底(1)及脚(2)ノ双方ニ互リ略シ形ニ屈曲シツツ接着セシメテ成ル構造ヲ新規トスル「スキー」







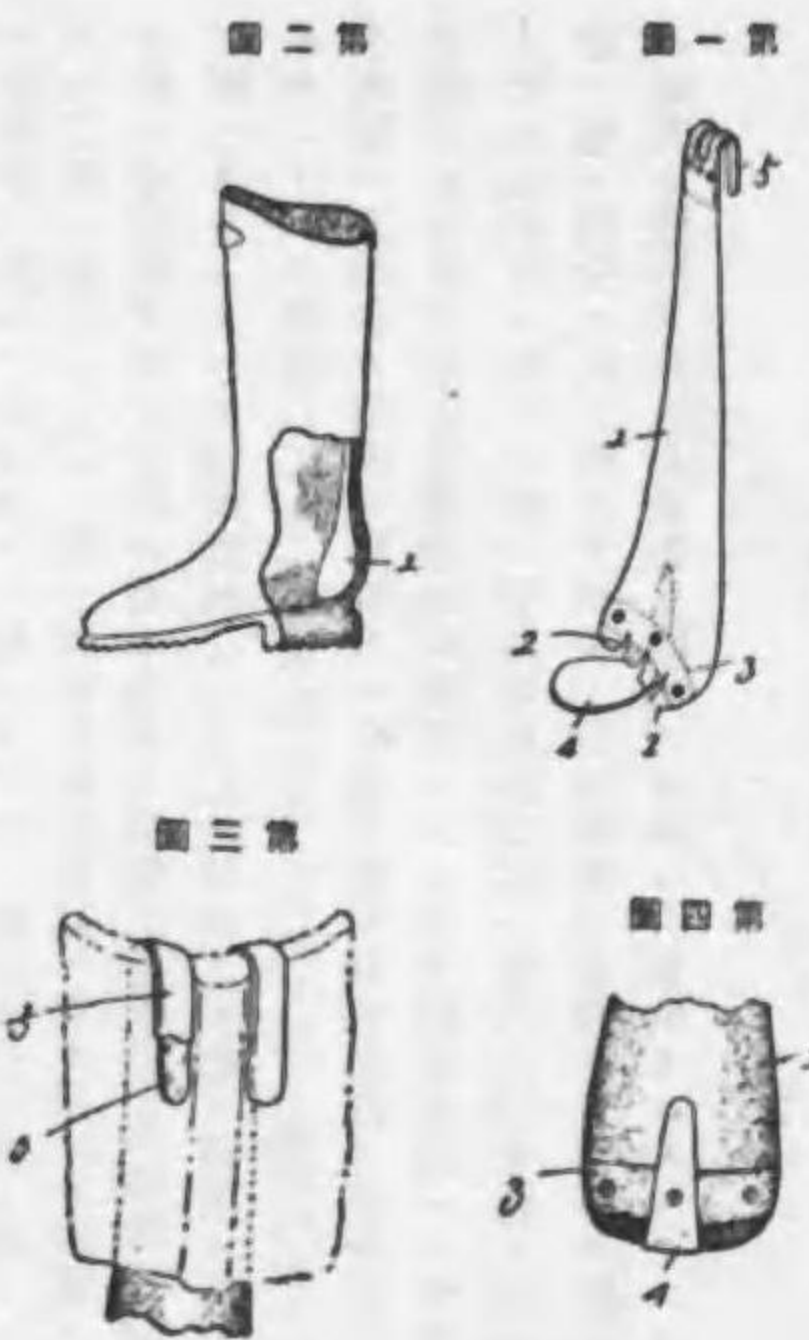
昭和七年實用新案出願公告第七八八號

願書番號昭和六年第二三二五三號  
出願 昭和六年七月二十五日  
公告 昭和七年六月二十九日

東京市淺草區吉野町九〇番地  
出願人 考案者 岡 山 勇

護謨長靴の滑皮

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本考案ハ上部ニ係止片(5)ヲ設ケタル細長キ滑皮(1)ノ下部ヲ擴大シ其ノ下邊ヲ鋸齒狀ニ切缺シテ數個ノ支片(2)ヲ形成セシメ其ノ上部背面ニ補強片(3)ヲ横ニ定着シ之レニ支持片(4)ヲ定着シタルモノニシテ係止片(5)ヲ護謨靴上端ノ突出部(6)ヲ兩側ニ係合セシメ滑皮及其ノ下部ノ補強片並ニ支持片ヲ靴ノ側壁及踵ニ夫々定着スヘクナセルモノナリ  
本考案ハ上記ノ如ク滑皮ノ下端カ鋸齒狀ヲナセルヲ以テ大小種々ノ靴ニ能ク適合スルヲ得ヘク靴ノ着脱容易ニシテ且堅牢ナル等特種ノ效果ヲ有スルモノトス



〔解説〕 短靴用としてよく賣つてゐる靴へ  
ヲ入らずの滑皮と同理のものゝゴム長靴に適  
用したものであつて、第一圖は本案の斜視圖  
第二圖はそれを取附けたゴム長靴の一部切欠  
縮小斜視圖、第三圖は本案上部の擴大斜視圖  
第四圖は下部の擴大斜視圖である

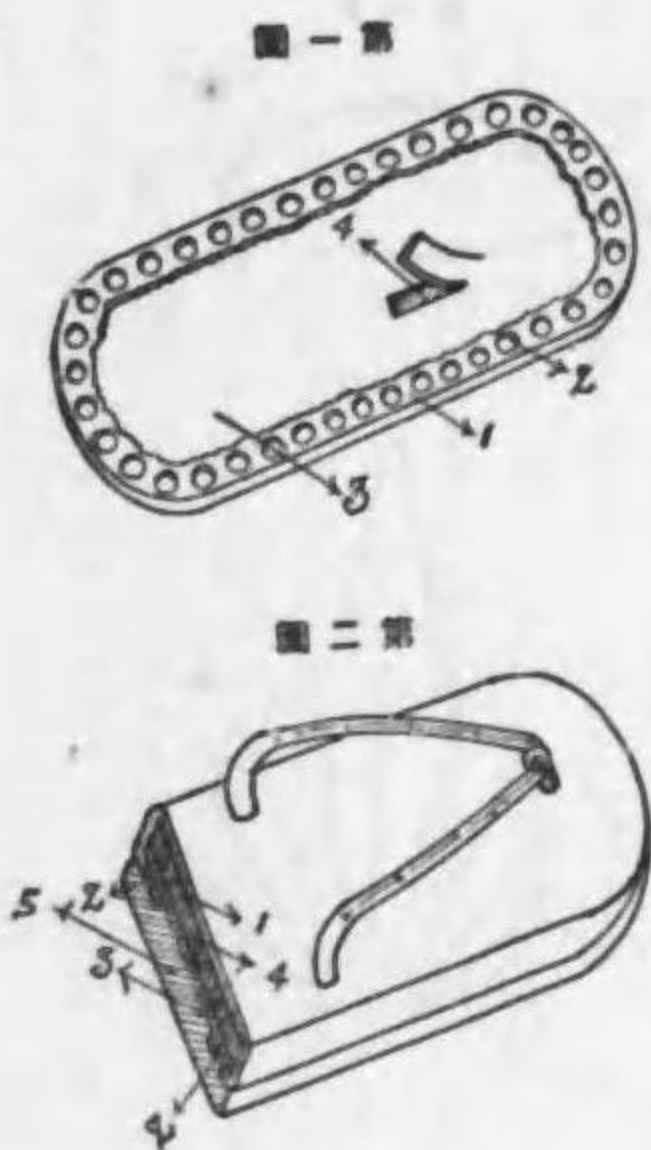
昭和七年實用新案出願公告第七八三號

願書番號昭和六年第二五八四號  
出願 昭和六年一月三十一日  
公告 昭和七年六月二十九日

奈良縣高市郡金橋村雲梯五三七番地ノ二  
出願人 考案者 吉 川 熊 太 郎

縫目無護謨底草履

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ適宜ノ芯板(4)ノ下面ニ「ゴム」膜(3)ヲ施シ之レヲ全周ニ沿ヒ透孔(2)ヲ穿テタル任意材料ノ表被(1)ヲ以テ包被シ下面ニ透孔(2)ヲ通シテ「ゴム」膜(3)ト連繫スル様「ゴム」底(5)ヲ接着シタル「ゴム」底草履ナルヲ以テ表被及ヒ「ゴム」底ノ取附テ強固ナルヲ以テ永キ使用ニ堪ユルモノナリトス



〔解説〕 縫目なしであるから強いといふも  
の、第一圖は表のみの裏面の斜視圖、第二圖  
は横斷面を示した斜視圖である。

實用新案出願公告第六四九號

(昭和七年五月卅一日公告)

ゴム塗手袋製造用心型

廣島縣佐伯郡大竹町大字大竹八七五ノ三  
出願人 小林 徳右衛門

休裁の良い手頭を細めたゴム手袋を作るには型の出入が兎角困難になり勝ちであるがそれを改良して小指側型を傾斜して出入し得るやうに工夫したものである。

實用新案出願公告第六四五〇號

(昭和七年五月三十一日公告)

ゴム手袋製造型

大阪市此花區上福島南二丁目五二  
出願人 黒 川 柳 助

手袋型の各指の擴開すると共に稍々内方に屈曲せしめ且つ中型片及兩側型片の三片に縱割したゴム手袋製造型

實用新案出願公告第六八四五號

(昭和七年六月十一日公告)

タイヤ用簾地ノ糊付装置

東京府豊多摩郡中野町住吉三  
出願人 隈 部 末 熊

鎮車を軸に緩嵌し其の兩側に接觸子を軸と共に廻轉し且つ摺動自在に裝備し該接觸子を撥條にて彈壓せしめて成るフレクミヨウクラツチを捲取調及乾燥車を廻轉せしむる軸に夫々裝備してなる装置

實用新案出願公告第七一九號

(昭和七年六月十六日公告)

丸型タイヤ

群馬縣北甘樂郡富岡町富岡町大字甲一五〇  
出願人 植 松 喜 市 郎

ゴム版を折曲げ其兩縁を接合し縁部を縫糸にて縫着してタイヤを形成する時縁部の表面に縫糸嵌入溝を並設し該縫糸嵌入溝を連通し得べからしめてなれる丸型タイヤ

實用新案出願公告第七二八九號

(昭和七年六月十八日公告)

セミソリツドタイヤ

神奈川縣鎌倉町材木座七  
出願人 八 卷 万 次

中空芯管と内管とを重合したるものを枕材に結合し更に下方部に觸地帯を結合し和成して一休となせるものに於て芯管内管及び觸地帯との間にゴム引荒目粗布を貼着介在せしめて成れるセミソリツドタイヤの構造

實用新案出願公告第七二九二號

(昭和七年六月廿一日公告)

タイヤ

東京府豊多摩郡戸塚町諏訪一〇一  
出願人 吉 田 静 吉

耳金の脚部にU字形に引掛けては折返すことにより左右に對設せる多數の耳金間にコードを摺合はせたる太紐を密なる平行状態に斜走せしめて各層毎に太紐の向が斜交する如く二層以上の表芯を形成し其の表芯層の裏側に各コード密接せるコード布の多數を上下互ひにコードが斜交する如く貼着して成る芯を具ふるタイヤ

實用新案出願公告第七四〇八號

(昭和七年六月廿三日公告)

深護謨靴

大阪市西區浦江中二丁目三三  
出願人 正 田 善 八

深ゴム靴の脚筒及び踵の一部を丁度編上靴のやうに閉閉し得るやうにし、紐の代りにホック止めとしたもので、着脱が便利であり且つ靴の内部を容易に乾燥せしめ得る効果がある

實用新案出願公告第七四一〇號

(昭和七年六月二十三日公告)

ゴム底貼着靴

東京府南足立郡西新井町大字興野一六〇  
出願人 スタンダード株式會社

底敷板と續けて成形したる膠被の周側の全部を二重となし該下端部を少許の幅を残して全周に涉り縫着し、その縫目に於て該幅を外側に折曲げ鈎狀突縁となし該鈎縁の成す全面に同大のゴム底貼着靴

實用新案出願公告第七五九六號

(昭和七年六月廿五日公告)

ゴム底脚革履物

久留米市日吉町三丁目一三九  
出願人 田 代 哲 次

脚革の下周縁なる裏面には裏布或ひは吊込用布片を、表面には裏皮面が下面となるやうにテーパー状皮革片を縫着し裏布の縁邊部は中底に吊込み貼着すると共にテーパー状皮革片の下面より未和成ゴム底を貼着し然る後加硫して成るもの

實用新案出願公告第七六八〇號

(昭和七年六月廿七日公告)

運動靴

東京府下谷區御徒町一丁目一七  
出願人 佐 藤 奈 嘉 雄

表脚布と裏脚布との間に粗目の麻布の如き材料より成る中芯を挟み且つ該中芯を米糊の如き通氣性を有する糊にて表脚布に接着して成る運動靴の構造



實用新案出願公告第七三二二號

(昭和七年六月十八日公告)

芯板付ゴム靴底

大阪府東成區大今里町五〇五

出願人 堀内 元

ゴム底の表面へ周縁を残して帆布を置き其上へ後部を厚く作りたるエボナイト製芯板を置き更に該芯板上より帆布を被覆して全体を壓着和硫して一体となせる芯板付ゴム靴の構造

實用新案出願公告第七八〇四號

(昭和七年六月二十八日公告)

履物ゴム底加硫壓着装置

堺市南河東町二丁目三八四

出願人 高木 正太郎

脚型に空隙を設けて底面型を螺子杆に依り遊動的に添設し兩型の接合部の周圍に夫々斜面を形成し兩斜面に依りV字状をなさせしめ之に適合せしめてゴムを嵌設したる装置

實用新案出願公告第七四六七號

(昭和七年六月二十三日公告)

脚被ヲ有スル履物

久留米市日吉町三丁目一三九

出願人 田代 哲次

下周縁の外面に裏皮面或は適宜に構成したる粗面が下面となるやうなフリップ状皮革片を縫着したる脚被を中底に吊込み貼著し皮革片の下面より未和硫ゴム底をゴム糊により貼着し以て加硫して成るもの

實用新案出願公告第七八五八號

(昭和七年六月廿九日公告)

靴

神戸市若松町三丁目一〇

出願人 吉田 孫太郎

クレツプゴム製の底に兩面にゴム糊を塗着したる布を貼り該布を底と同大となし其他面を靴体及中底と貼合密着せしめてなる靴の構造

實用新案出願公告第七八七五號

(昭和七年六月廿九日公告)

靴

大阪市住吉區松田町二丁目四九

出願人 村上 純二

本案は靴の周壁を車に内外別箇の側片により形成せしめたるもの、如き踵部に於ける縦方向の縫目を除くと同時に筒み革を周壁片より一体に出し之を縫着すべき手数を除き得べくなしたるもので製作上の手数簡單にして而も強靱なる靴を形成し得る効果がある。

特許出願公告第二二七號

(昭和七年五月三十日公告)

脚革靴二底ゴムヲ焼附クル装置

大分縣宇佐郡柳ヶ浦大字江須賀二七二六

出願人 秋吉 勇夫

本發明の目的とするところは周縁ゴムを用ひることなしに底ゴムを接着する工夫の靴に於て、底ゴムの接着を確實ならしむると同時にその底部周縁の仕上りを良好ならしむるにある。

特許出願公告第二四七〇號

(昭和七年六月廿二日公告)

穂ノ製造方法

濠洲ビクトリア州アスコット、ヴェール

出願人 ジェームス・ス・アラン、ロー

球状の中心型と外部鑄型の球状内面との間隙内にゴムを壓入し心型支持物に依りて孔を造らしめたる中空の穂を形成し、稍々ゴムを和硫したる後、心型を其支持物より除去し更に前記孔を通して心型を抜き取り穂の厚さに等しきゴムを以て上記の孔を満すといふ方法で、厚さ不同を生ぜず且つ廉價なるを特長とする。

特許出願公告第二四七六號

(昭和七年六月二十二日公告)

ゴム風船製造法

大阪市東區博勢町四丁目一六

出願人 松山 由助

一定の長さの半和硫ゴム管を其の一端を閉塞し次に適當間隔を置いて通氣し得る程度に緩く所々を結束し、他端の口部から給氣して連續的に多數の膨脹部を形成したるゴム風船

特許出願公告第二二九九號

(昭和七年六月十日公告)

ゴム層ヲ密着セルフェルト生地製造法

東京市本郷區駒込千駄木町二七二

出願人 武川 泰雄

フェルト生地地の兩面に未和硫ゴム層を壓着し和硫後該フェルト地層の中央層部に於て二層に割斷することを特長とするもので從來製造困難なりしゴム層を密着せる薄層フェルト生地を容易に且つ迅速に製出せんとするに在る

七類 特許出願公告第二三三三號

第六類 第八十一類

願書番號 昭和五年四月廿七號  
出願 昭和七年六月十三日  
公告 昭和七年六月十三日

- 英國ワウイック郡バーミンガム、アーディン
- トンプオット、ダンロップ、
- 發明者 エドワード、アーサー、マルフ
- 英國ワウイック郡バーミンガム、アーディン
- トンプオット、ダンロップ、
- 發明者 ロバート、ギルバート、ジェームス
- 英國ワウイック郡バーミンガム、アーディン
- トンプオット、ダンロップ、
- 發明者 ダグラス、フランク、トウイック
- 英國倫敦オズナボロー、ストリート三十二番
- 出願人 ダンロップ、ラバー、コムパニ
- 大英國グアーンジー島、フコブグルストリ
- ト十番
- 出願人 ゼ、アノード、ラバー、コムパニ
- リミテッド

護謨物品ノ製造ニ關スル改良

發明ノ性質及目的ノ要領 本發明ハ同時ニ凝固及膨潤作用ヲ呈スル單液或ハ混合液ニ擴散物ノ非凝固層ヲ接觸セシメ物品ノ表面ニ皺縮部或ハ波曲部或ハ粒狀部ヲ生成セシムルコトヨリ成ル浸漬擴布噴射處理或ハ「エレクトロフォオレツジス」ノ如キ或一處理ニテ有機物質ノ含水擴散物ヨリ護謨物品ヲ製造スル方法ニ係リ其目的ハ護謨物品ノ表面ニ皺縮部或ハ波曲部或ハ粒狀部ヲ簡易ニ生成セシムルニアリ

昭和七年 特許出願公告第二二二六號

第四百類

願書番號 昭和六年第一二〇五六號  
出願 昭和七年五月三十日  
公告 昭和七年五月三十日

八、護謨物品製造機 (第八十一類八、糊付機及整理機)  
東京府豊多摩郡中野町住吉三番地  
出願人 發明者 隈 部 末 熊

「タイヤ」用廉地ノ糊付装置

發明ノ性質及目的ノ要領 本發明ハ並列セル綿絲ヲ綫取具及箆ニ挿通シ之等ノ綫取具及箆ヲ操作スルコトニヨリ各綿絲ヲ左右ニ交互ニ動作セシムル装置ト硬軟兩質ノ材料ヨリナル一組ノ糊付轉子ト糊付シタル綿絲ヲ乾燥シ且ツ弛緩スルコトヲ常ニ同一速度ニテ捲取ルヘクナシタル装置トヨリナル「タイヤ」用廉地ノ糊付装置ニ係リ其ノ目的トスル所ハ並列セル數多ノ綿絲ノ重果ヲ防止シテ常ニ並列狀態ニ於テ糊付セントスルニアリ

ハ製品アル權威 生ルヨツテ 廉定ハ藥品ハ優良

カカホ

カカホ

カカホ

カカホ

カカホ

カカホ

カカホ

カカホ

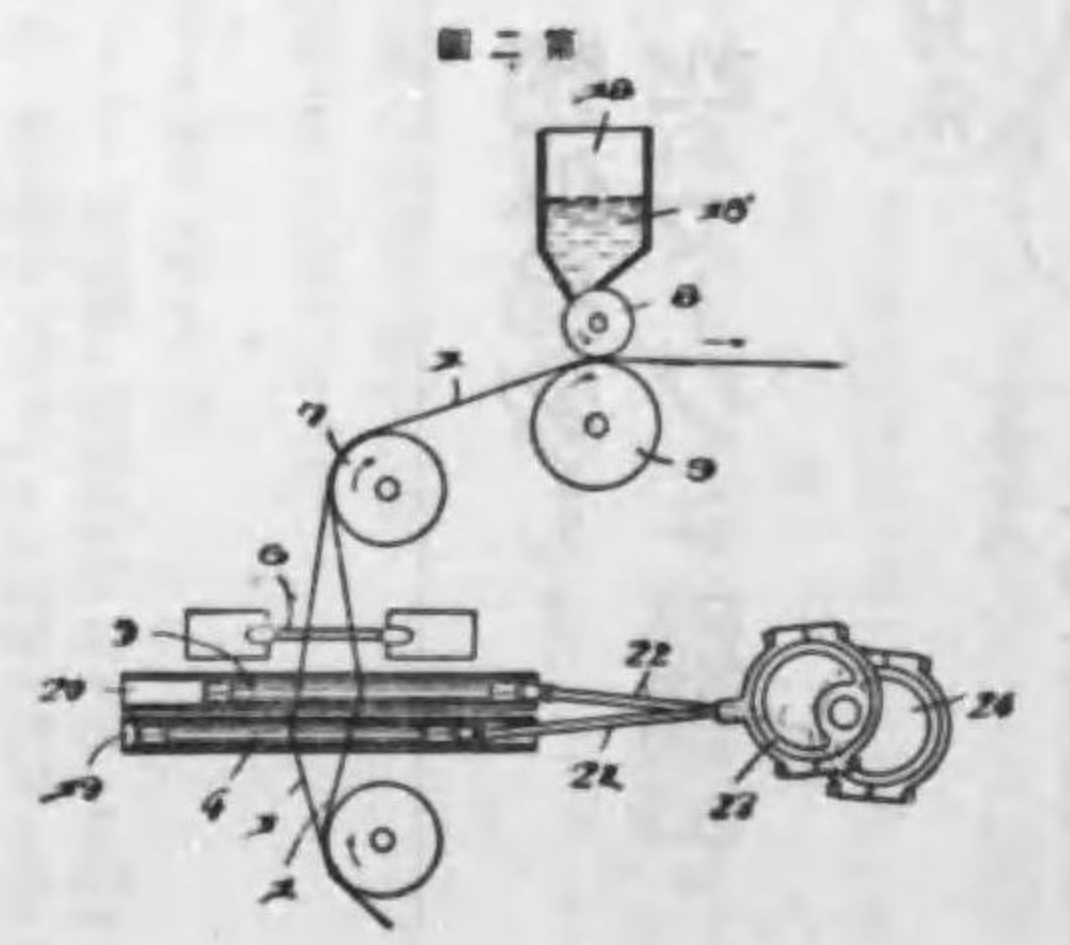
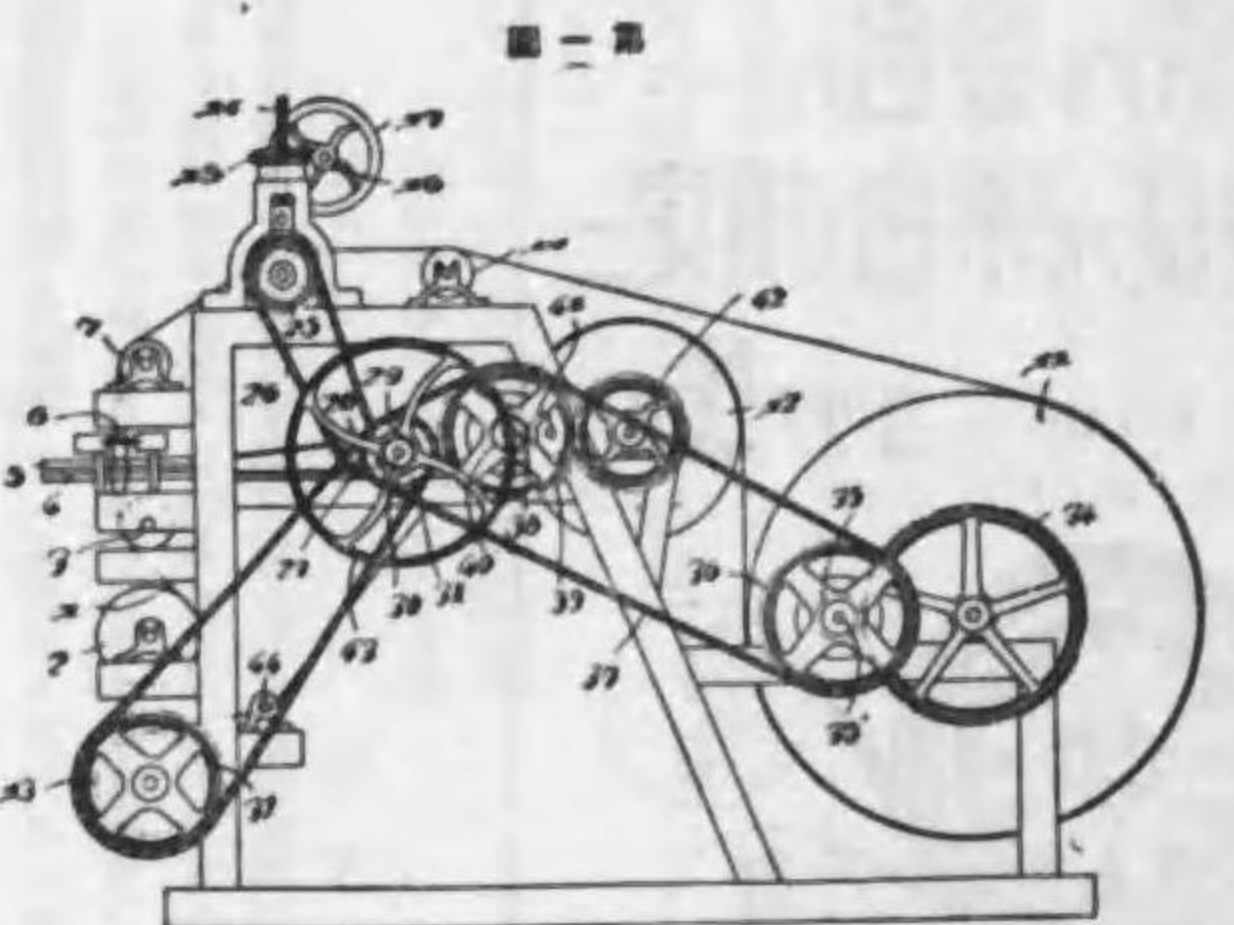
類似品多し!!

此のマークこそ最優品!!

上田兵衛商店

大阪西區中區北區  
香取橋川三〇〇番





昭和七年實用新案出願公告第七九三三號 第四十五類 六、衛生具類

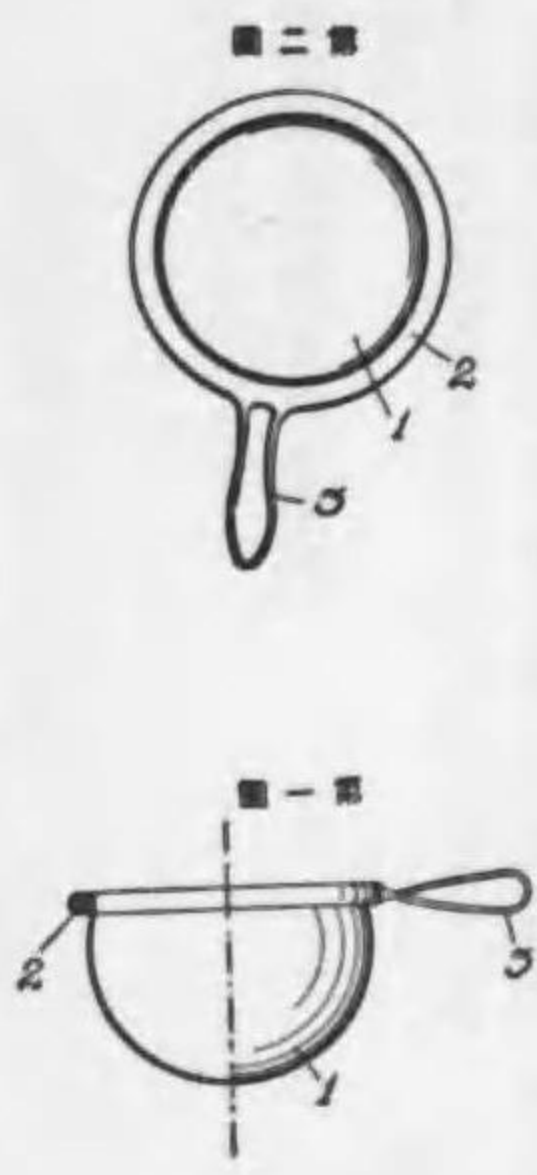
願書番號 昭和五年第二六五三號  
出願 昭和五年九月十五日  
公告 昭和七年六月三十日

東京府南葛飾郡寺島町大字寺島一四〇五番地  
出願人 考案者 坪田 田 勝

花柳病豫防用子宮「サツク」

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ護膜若クハ之ト同效ノ資料ヲ以テ桶狀ノ養體(1)ヲ形成シ之カ線ニ引出紐(5)ヲ連接セル護膜(2)ヲ接合シテ成ルモノトス  
本案子宮「サツク」ハ全體ヲ柔軟ナル護膜ヲ以テ形成セルニヨリ使用中不快ノ觸感ヲ受ルコトナキノミナラス一旦設置スル時ハ護膜(2)ハ良ク壁ニ接合シ養體ハ子宮口部ヲ閉塞スルニヨリ病毒ノ侵入ヲ防止スルノ效ヲ奏シ又護膜(2)ニハ護膜ノ引出紐(3)ヲ連接セルニヨリ木器ノ取出シ極メテ便ナルノ效果アリトス



〔解説〕 ゴム膜又は之と同効ノ資料を以て桶狀の養體を形成しそれに引出紐をつけて成れる子宮サツクである

昭和七年實用新案出願公告第八〇一二號 第三十二類 六、空氣入外輪及内管

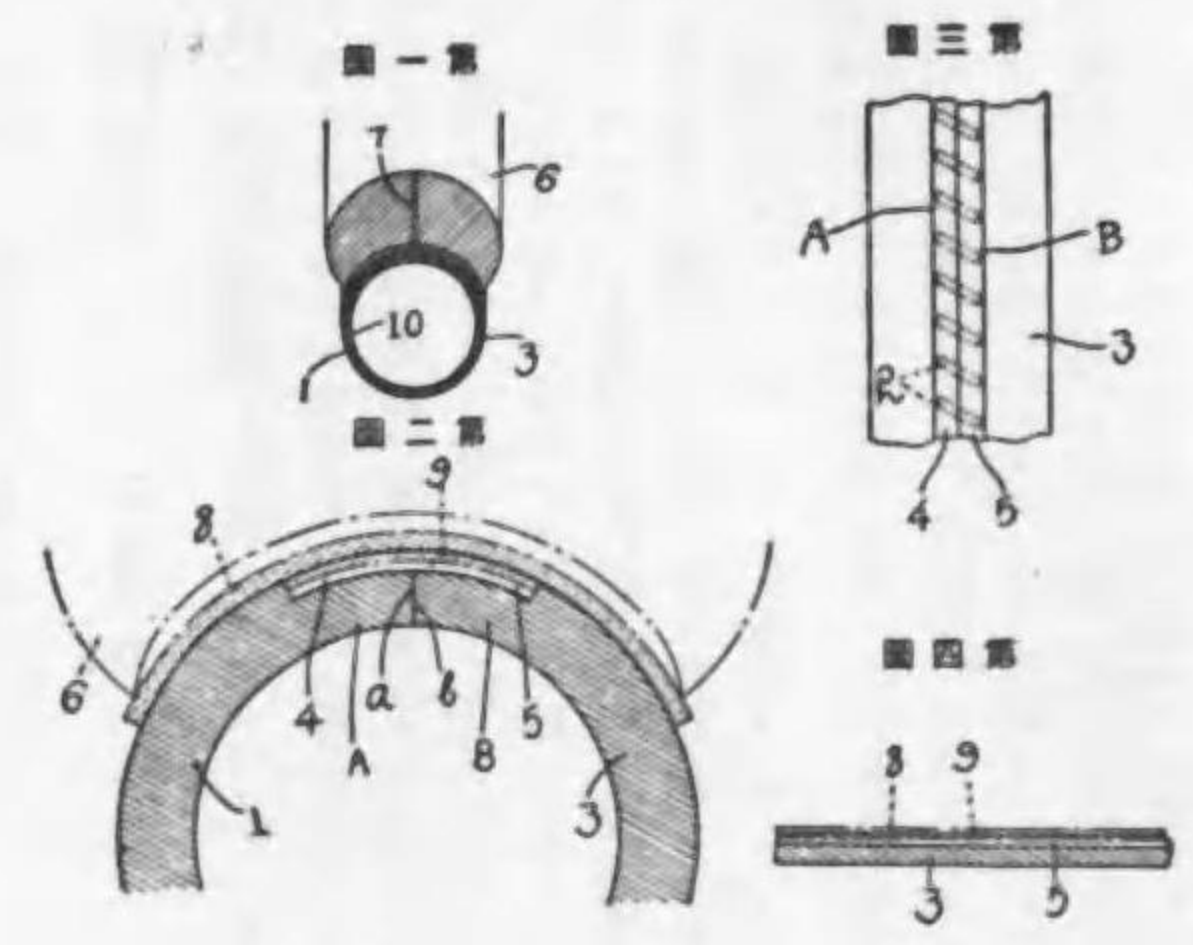
願書番號 昭和六年第二八九五四號  
出願 昭和六年九月二十一日  
公告 昭和七年七月二十一日

群馬縣北甘樂郡富岡町大字甲一五〇番地  
出願人 考案者 植 松 喜 市 郎

タイヤ

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ護膜版(1)ヲ折曲ケ其兩縁(a)(b)ヲ接合シ縁部(A)(B)ヲ縫合シ縫合部(2)ニテ縫合シテ「タイヤ」(3)ヲ形成スル時縁部(A)(B)ノ表面ニ縁ニ沿ヒ切欠(4)(5)ヲ掘設スル事ヲ特徴トスルモノニシテ(6)ハ「リム」(7)ハ「スポーク」ヲ挿著スヘキ孔(8)ハ護膜引當布(9)ハ護膜引當布(10)ハ空氣管ヲ示ス  
從來「タイヤ」ニ於テ護膜版ヲ折曲ケ之レヲ縫合シテ「タイヤ」ヲ形成スル時縁部ハ「タイヤ」ノ周圍ニ沿ウテ突出セルニヨリ自轉車疾走ノ際「タイヤ」ニ被著セル當布粒ニ「タイヤ」ニ擦ラレテ磨耗シ縫合部ニ切欠ハ免レ難キ處トス  
然ルニ本案ハ護膜「タイヤ」(3)ノ縫合部ニ切欠(4)(5)ヲ掘設シ該切欠(4)(5)ニ縫合部(2)ヲ嵌入縫合部ニ切欠(4)(5)ノ深サヲ縫合部(2)ノ太サヨリ大ナラシメ縫合部(2)カ護膜「タイヤ」(3)ノ外周面ニ突出セル様ナシアルヲ以テ護膜「タイヤ」(3)ト「リム」(6)トカ當布(8)ヲ介シテ壓接スルモ縫合部(2)ハ切欠(4)(5)内ニ繰嵌サレ護膜「タイヤ」(3)ト「リム」(6)トノ壓接ニ無關係ニ在リ得ルカ故ニ自轉車ノ疾走久シキニ及フモ縫合部(2)カ磨滅サル要ナク從ツテ縫合部(2)ノ切欠絕對ニナキノトス且縫合部(2)カ護膜「タイヤ」(3)ノ表面ニ突出セルニヨリ護膜「タイヤ」(3)ト「リム」(6)トノ接合極メテ良好ナリ



〔解説〕 自轉車タイヤの縫合部が磨滅して切欠すなどの憂ひを皆無ならしめたもので、A版を折曲げ其兩縁を接合し縫合部を縫合して縫合部を形成する時縁部の表面に沿ひ切欠を掘設したものである。第一圖は本案の縦斷立圖、第二圖は其の各部を示す縦斷立圖、第三圖は其各部を示す平面圖、第四圖は同じく縦斷側面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第八三二三號 第四百類 五、護膜靴及護膜底製造機

願書番號 昭和六年第八〇八六號  
出願 昭和六年三月十五日  
公告 昭和七年七月六日

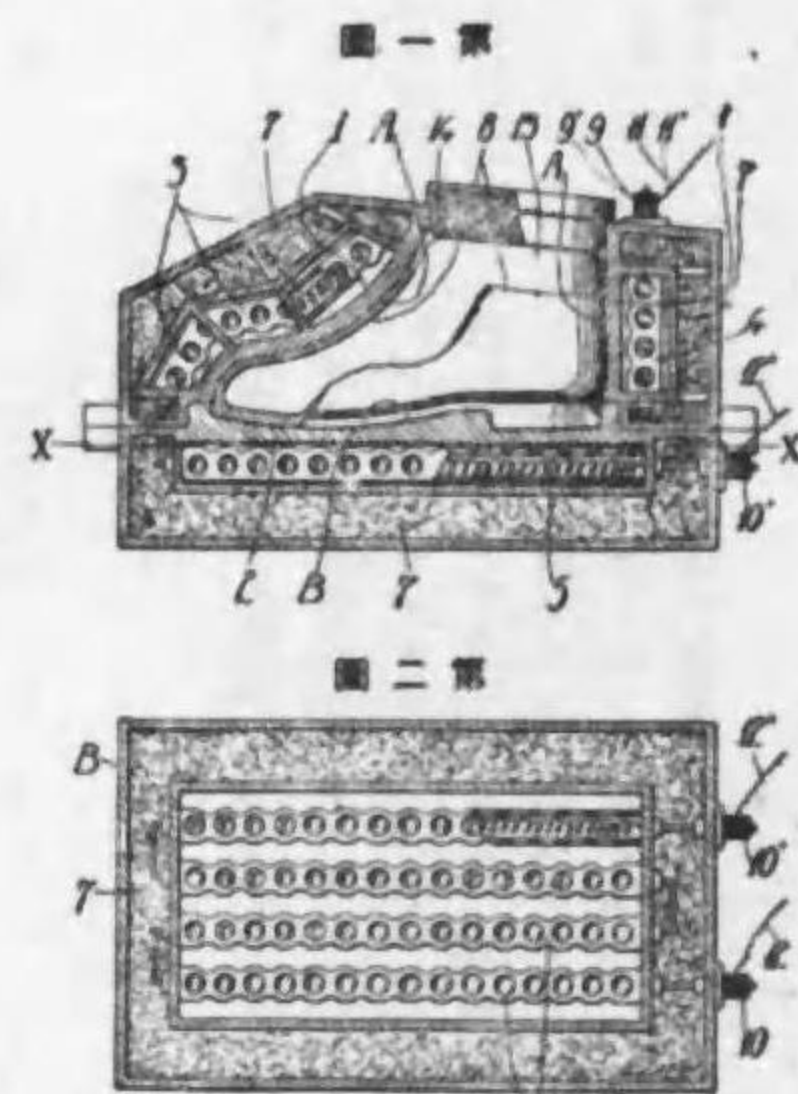
大阪市東成區大今里町五〇八番地  
出願人 考案者 丸 山 隆 治

護膜加硫型

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ護膜靴・護膜底履物等ノ加硫用上型(A)底型(B)ノ各型面壁(1)(2)ニ接近シ且ツ略ホ並行セシメテ各不電導質靴狀套ニヨリ發熱線ヲ包被セシメテ成ル多數ノ電熱裝置(3)(4)(5)ヲ設ケ其外圍部ニ石綿ノ如キ耐熱保溫材(7)ヲ填着シテ成ルモノナリ而シテ型内ニ被加工品(8)ヲ裝填シ上型(A)及底型(B)等ヲ所定ニ接合固定シ電熱裝置(3)(4)(5)ノ露出「ターミナル」(9)及(10)(11)等ニ電導線(1)(11)(12)等ヲ接合シテ該裝置(3)(4)(5)ヲ發熱セシメ被加工品(8)ヲ加硫シテ加硫作用ヲ爲サシムヘクナス符號(13)ハ芯型(14)ハ内部ニ保溫材ヲ充填セル蓋トス  
本案ハ斯ノ如キ構造ニ成セルカ故ニ型ヲ便宜ノ場所ニ在ラシメ單ニ電流ヲ通スルコトニヨリ加硫シテ加硫作用ヲ遂行セシメ得ラルルハ勿論型全體ヲ均等ニ加硫シ且ツ各發熱線ノ接觸ニヨル電流ノ短絡等ナカラシムル效果ヲ有ス





〔解説〕 要するにゴム靴、ゴム底履物の加硫型に単に電流を通ずることにより加硫作用を進行せしめ得且つ充分の効果を挙げ得る装置で、第一圖は本案の縦断面圖、第二圖は第一圖のX-X線に於ける断面圖である。

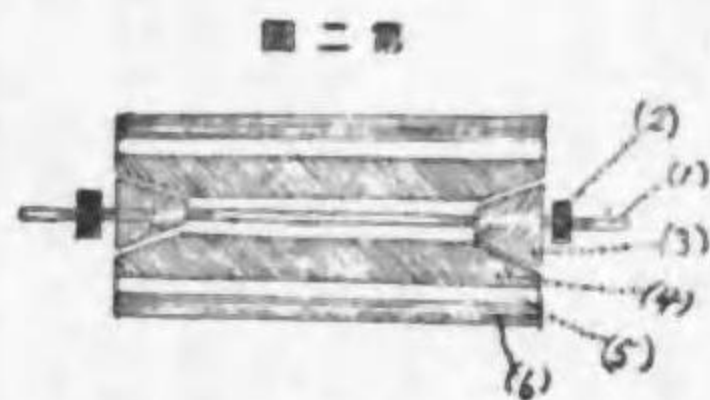
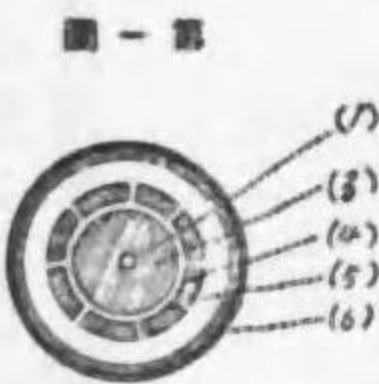
昭和七年實用新案出願公告第八三一八號 第九十四類 一〇、印刷機類

願書番號昭和六年第一八七九四號  
出願 昭和六年六月十七日  
公告 昭和七年七月六日

東京府北豊島郡南千住町二丁目十三番地  
出願人 考案者 世良田節太郎

印刷用「ゴムローラー」

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ノ「ゴムローラー」ハ圖面ニ示ス如ク軸棒(1)ノ適宜ノ個所ニ捻山ヲ設ケタルモノニ「ナット」(2)ヲ嵌合シ之ニ金屬或ハ木製ノ圓錐形調節器(3)ヲ左右ニ貫通セシメ此調節器ニ適合ス可ク兩端ニ傾斜ヲ有スル數片ヨリナル金屬或ハ木製ノ板ヲ圓筒形ニ合成セシメタル心棒(4)ヲ嵌合シ此心棒ニ「ゴム」或ハ膠質性柔軟材料(5)ヲ適宜ノ太サニ巻付ケタルモノニ數層ノ「ゴム」管ヲ被覆シテナル印刷用「ローラー」ニテ其作用スル所ハ(3)ノ調節器ヲ出入シ適宜ニ「ナット」(2)ニテ留メ心棒(4)ヲ擴大或ハ縮小シテ(5)及(6)ニ及ホシ「ローラー」ノ太サヲ任意ニ調節シ得ラル可クナセルモノニテ效果トスル所ハ上層ノ「ゴム」管ニ損所ヲ生シ使用シ得サル場合單ニ之ヲ除去スルノミニテ直ニ第二層ノ「ゴム」管ヲ使用シ順次第三第四ト此方法ニ依リ其都度「ローラー」ノ太サハ前記調節器ニ於テ適當ニ所理シ從來公知ノ「ローラー」ノ如ク一々印刷機ヨリ之ヲ取ハツシ向全部ノ「ローラー」ヲ改造スルノ煩雜ト不經濟トヲ防止シ然シテ耐久力ヲ強大ナラシムルノ偉效ヲ有ス



〔解説〕 「ゴムローラー」に於て上層のゴムが損じて使用出来なくなつても一々取り換へなむとも第一層を除けば直ちに次の層を使用し得るやうになし太さも適宜調節出来るやうになつてゐる。第一圖は正面圖、第二圖は側面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第八三八〇號 第四百四類 五、護謄靴及護謄底製造機

願書番號昭和六年第三一四二一號  
出願 昭和六年十月二十二日  
公告 昭和七年七月七日

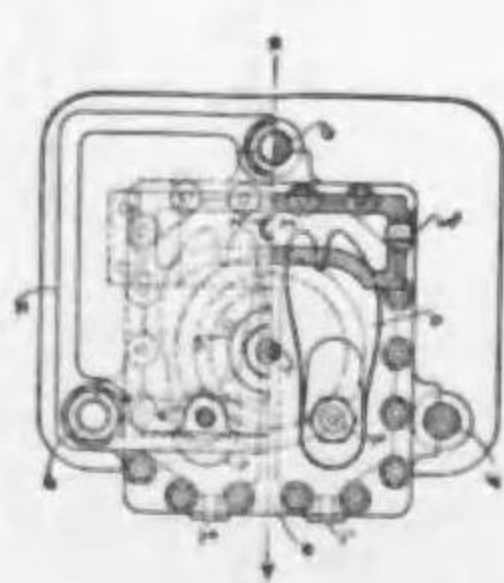
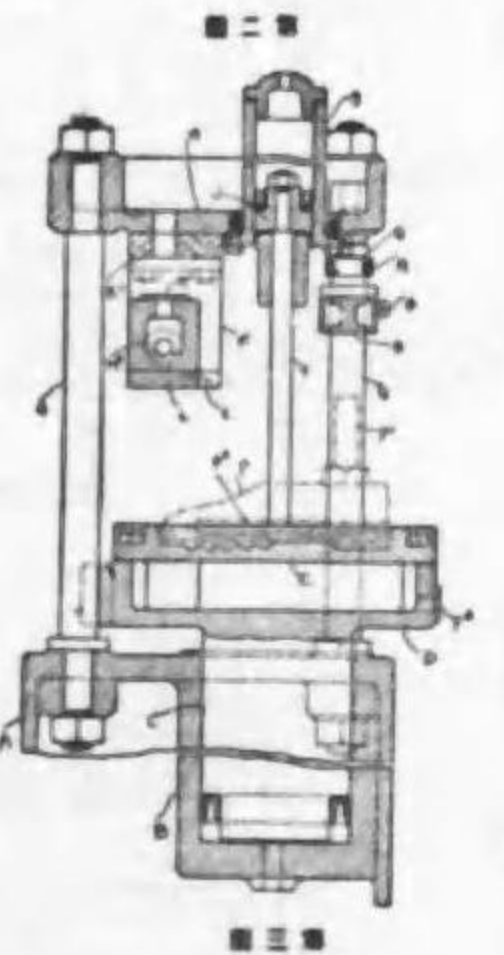
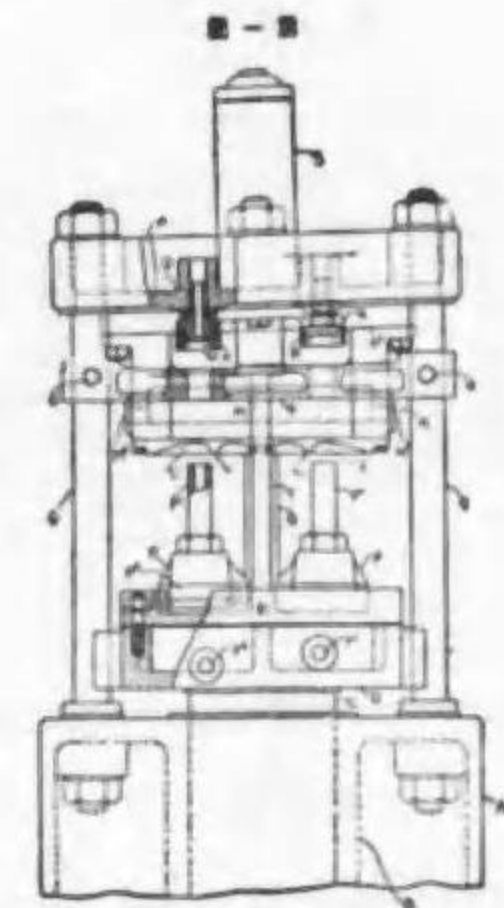
大分縣宇佐郡柳ヶ浦村大字江須賀二七二六番地  
出願人 考案者 秋吉勇 夫

「ゴム」底靴又ハ地下足袋「ゴム」焼附装置

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ膨脹性心型ヲ使用シ靴又ハ地下足袋ニ爪先「ゴム」周縁「ゴム」ヲ燒附ク

ル装置ノ構造ニ圖スルモノニシテ圖示ノ如ク機軸(A)ト同體ニ又ハ之ニ固裝シテ設ケタル下部「シリンドラー」(B)ニ嵌挿セル「ブランジヤ」(C)ノ上端ニ凹型壓着盤(D)ヲ設ケテ之ヲ水壓ニヨリ昇降セシムヘクナシ壓着盤ノ上端ニハ一對ノ底部型(E)ヲ凹刻セル底型(F)ヲ氣密ニ裝着シテ其ノ下方ニ蒸氣室ヲ形成セシメ之ニ給氣口(F)「排氣口」(F)ヲ設ケテ蒸氣加熱裝置ヲ施シ機軸(A)ニ數個ノ支柱(G)ヲ固植シ其ノ上端ニ上枠(H)ヲ固裝シ壓着盤ノ一部ヲ支柱ニ掛合セシメ支柱ヲ案内トナシテ昇降セシム可ナシ上枠(H)ノ下面ニハ木枕(K)ヲ挟ミテ支架(K)ヲ固裝シ之ニ一對ノ爪先部型(L)ヲ刻セル上型(I)ヲ裝着シテ其ノ上端ニ送氣口(M)「排氣口」(M)ヲ有スル蒸氣室(M)ヲ設ケテ蒸氣加熱裝置ヲ施シ上型ト反對ノ側ニ於テ支柱(G)ニ支架(N)ヲ嵌合横架シ押螺子(O)ニヨリ適當ナル位置ニ固裝シ之ニ一對ノ導孔ヲ穿テテ左右一對ノ心型(P)ノ踵部ニ固植セル壓力流體送入管兼用ノ案内桿(P)ヲ嵌挿セシムヘクナシ心型トニハ下部周縁ニ「ゴム」(其ノ他ノ膨脹帶)ヲ裝着シテ壓力流體ノ送入ニヨリ之ヲ膨脹セシメテ周縁「ゴム」ノ壓着ニ適セシメ案内桿(P)ノ上方ニハ上枠(H)ニ壓力流體送通用ノ接手管(Q)ヲ螺合シ之ニ「パツキング」(R)ヲ挟ミテ「ソケット」(R)ヲ螺合シ案内桿ノ上昇ニ際シ其ノ上端ヲ嵌合セシメ接手管(Q)ニテ受テ接手管ヲ回動シテ之ヲ上下ニ調節シ底「ゴム」ノ適當ナル壓着ヲ行ハシメ別ニ上枠ノ一部ニ壓搾空氣ノ「シリンドラー」(S)ヲ固裝シ其ノ「ピストン」(T)ヲ底型ノ中央部ニ接觸セシメ下部水壓機ノ排水ニ際シ壓搾空氣ニヨリ壓着盤ヲ押下ケ其ノ下降ヲ容易迅速ナラシムル施設ヲナシタルモノナリ(U)ハ「ロッド」(T)ニ附シタル「ピストン」ヲ示ス

本案ハ水壓機ノ「ブランジヤ」ニ架載セル蒸氣加熱裝置ノ底型ト上枠ニ支持セシメタル蒸氣加熱裝置ノ上型ト膨脹性心型トヲ使用スル種類ノ靴又ハ地下足袋「ゴム」燒附裝置ニ於テ心型ニ於ケル壓力流體送入管兼用ノ案内桿ヲ支架ノ導孔ヲ通シテ上枠ニ螺着セル接手管ノ「ソケット」ニ臨マシメ且ツ下部水壓機ノ外ニ上枠上ニ補助氣管ヲ設ケテ其ノ「ピストン」(ロッド)ヲ底型上ニ接觸セシメ「ゴム」燒附ノ操作ヲ簡易ニ且ツ確實ナラシメ又燒附後下部水壓機ノ「シリンドラー」内ノ水ヲ排出シ底型ヲ下降セシムルニ當リ上部ノ補助氣管第二通氣シテ底型ノ下降ヲ迅速ナラシメ其ノ製造能率ヲ増進スル效果アラシメタルモノナリ



昭和七年實用新案出願公告第八三八一號 第四百四類 五、護謄靴及護謄底製造機

願書番號昭和六年第三一四二二號  
出願 昭和六年十月二十二日  
公告 昭和七年七月七日

大分縣宇佐郡柳ヶ浦村大字江須賀二七二六番地  
出願人 考案者 秋吉勇 夫

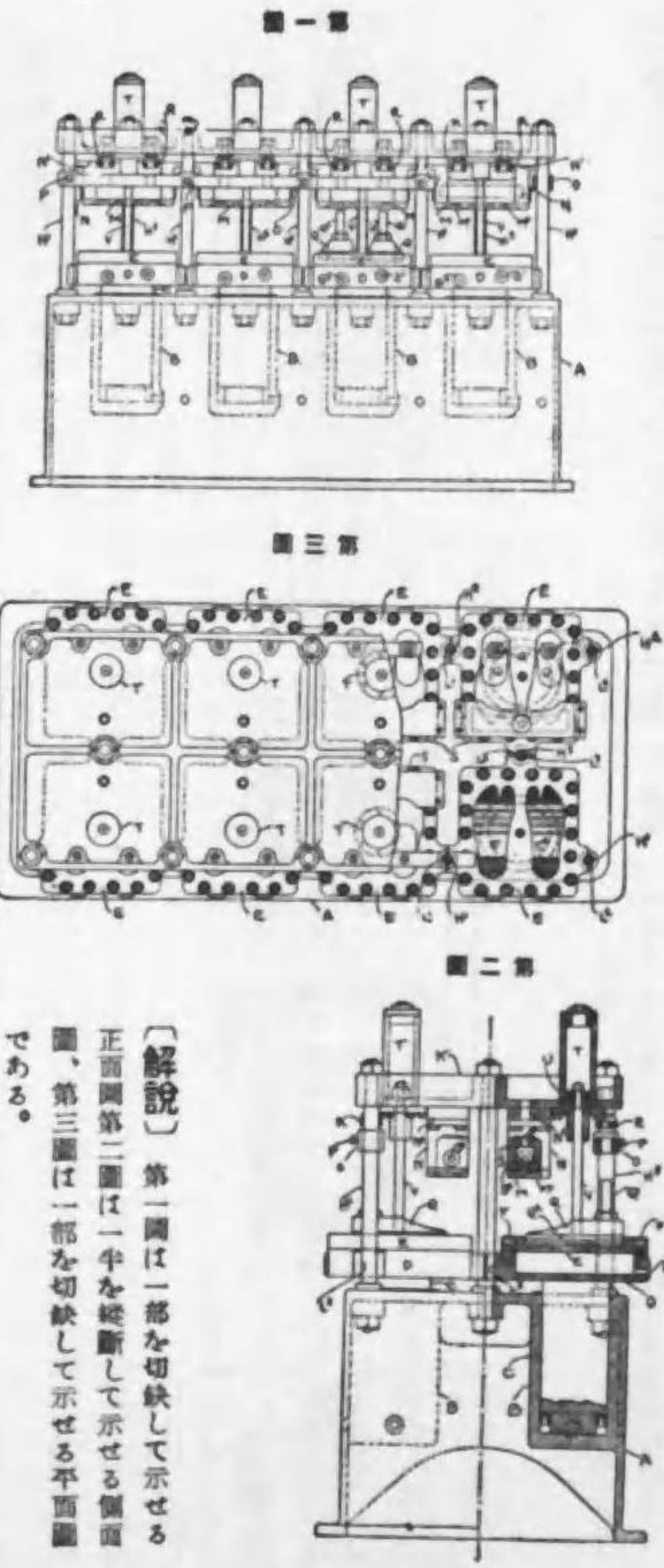
多聯式底「ゴム」燒附機

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領 本案ハ靴又ハ地下足袋ニ爪先「ゴム」及底「ゴム」ヲ燒附クル機械ノ構造ニ關スルモノニシテ一基ノ機軸ニ數組ノ底「ゴム」燒附裝置ヲ聯立シ設ケ其ノ各部ノ配列及構造ニ操作ヲ簡便ナラシムル考案ヲ施シ大量生産ニ適セシメタルモノナリ圖中(A)ハ長方形ノ箱形機軸ニシテ之ニ前後相對シテ數組ノ水壓機「シリンドラー」(B)ヲ同體ニ若クハ固裝シテ設ケ各水壓機ノ「ブランジヤ」(C)ノ上端ニ夫々略々方形ノ皿形「排氣管」(D)ヲ同體ニ若クハ固裝シテ設ケ各壓着盤ノ上方開口端ニハ夫々左右一對ノ底部型(E)「排氣口」(E)ヲ刻セル底型板(F)ヲ數多ノ螺子(下)ニヨリ氣密ニ裝着シテ其ノ下方ニ送氣口(G)「排氣口」(G)ヲ具フル蒸氣室ヲ形成セシメタル蒸氣加熱裝置底型ヲ前後相對スル如ク設ケ機軸ノ前後兩側并ニ其ノ中心線ニ沿フテ數多ノ支柱(H)「ロッド」ヲ前後ノモノハ夫々各「シリンドラー」ノ兩側ニ位シ中央ノモノハ前後「シリンドラー」ノ中間中央部ニ位スル如ク配列シテ垂直ニ固植シ夫等ノ上端ニハ長方形ノ



皿形ヲナセル一體ノ上枠(K)ヲ固装シテ枠組ヲナシ各底型板後端左右ノ導溝(L)及前中央ノ導溝(L)ヲ夫々相隣レル三個ノ支柱ニ掛合セシメテ底型板ヲ支柱ヲ案内トシテ昇降セシムヘクナシ上枠(K)下面ニハ夫々底部型ノ爪先部ト相對セル爪先部型(M)ヲ有スル上型(N)ヲ支架(N)ニヨリ固定シ各支架ニハ數多ノ導溝ヲ穿テ夫々底部型上ニ載置セル芯型(O)ノ踵部ニ設ケタル案内棒(P)ヲ其ノ上昇ノ際シ之等導溝ニ嵌ルヘクナシ案内棒ノ上端ハ夫々之ニ相當スル位置ニ於テ上枠ノ一部ニ裝着セル「ソケット」(R)ニ嵌ル壓着セシムヘクナシ案内棒ヲ成リ上型(N)ノ上側ニハ送氣孔(S)ヲ具フル中空ナル加熱室(S)ヲ設ケテ蒸氣加熱裝置ヲ施シ又芯型(O)ハ其ノ下周縁ニ「ゴム」帶(Q)等ヲ裝着セル膨脹性ノモノトナシ之ニ案内棒ノ中心ヲ通シテ壓力流體ヲ送入スヘクナシ或ハ又各底型板ヲ各「シリンドラ」ニ相對シテ上枠ニ固装セル壓搾空氣ノ「シリンドラ」(T)ニ嵌挿セル「ピストン」(U)ノ「ロッド」(V)ニ接觸セシメ壓搾ノ下降ヲ敏速ナラシムル等ハ適當ニ設計シ得ルモノトス

本案ハ上記ノ如ク機枠、支柱及支架ヲ共通ニシ機構ヲ簡略小シタル聯立裝置ナルニヨリ操縱ヲ便ニシ人手ヲ省キ工場ノ面積ヲ節約シ機敏ナル機能ニヨリ生産能率ヲ高メ得ル效果アリ



〔解説〕 第一圖は一部を切缺して示せる正面第二圖は一半を切缺して示せる側面第三圖は一部を切缺して示せる平面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第八六四二號 第三十二類 六、空氣入外輪及內管

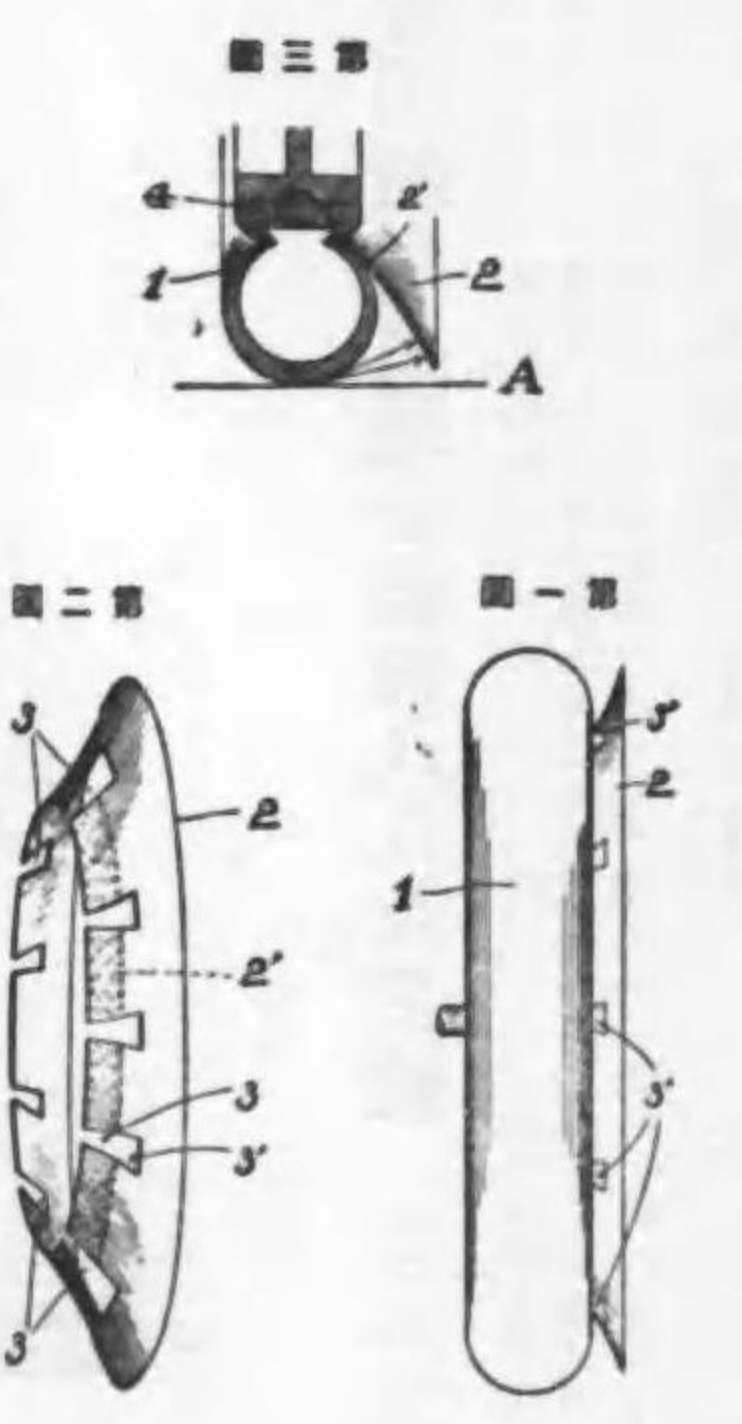
願書番號 昭和六年第三〇五三六號  
出願 昭和六年十月九日  
公告 昭和七年七月十一日  
福岡縣公會三奈木村大字屋形原一六四番地  
出願人 考案者 大隈 清 美

自動車用飛沫除付「タイヤ」

實用新案ノ性質、作用及效果ノ要領 本考案ハ「タイヤ」ノ一側面ニ無底皿形飛沫除盤ヲ裝着シ兩者ヲ一體ニ成形セシメタル構造ニ係リ即チ圖ニ於テ(1)ハ「タイヤ」(2)ハ護膜製飛沫除盤ニシテ無底皿形ヲ成シ特ニ底邊周縁部數箇所ニ深キ切缺(3)ヲ設ケ其ノ下半周縁部(2)ヲ護膜糊ニテ「タイヤ」(1)ノ内周側部即チ「リム」トノ啖合部ニ裝着セシムヘキモノニシテ各切缺(3)ノ上半露出部ヲ通風孔(3)ニ當テシム

本考案ハ前述ノ如ク飛沫除付「タイヤ」ト一體トシタル新規トスルモノニシテ兩者間ニ於ケル谷部ニ各切缺(3)ノ上半部ニ依リ通風孔(3)ヲ生セシメ以テ風壓ヲ避ケ車輪ノ輕轉ニ支障ナカラシメタリ而シテ該飛沫除盤(2)ノ別周縁部端ヲシテ地面(A)ヨリ一寸乃至一寸五分ノ間隔ヲ置キ且「タイヤ」ヨリ三寸内外ノ距離ヲ保タシメタルカ故ニ常時ハ地面ニ接スルコト無ク障害物ニ對スル故障ヲ免レシメ遠心力ニ基ク伸張ニ因リ側方ニ飛散スル泥水防止ニ最モ適確ナル傾

斜位置ヲ保タシムルニ適シタリ  
又快晴時ニアリテハ側方ヨリノ風壓ヲ遮止シ向水塵埃ノ飛散ヲ防止スルニ適スル「タイヤ」ト一體ヲ爲スカ爲メ在來ノ吊下式泥除ノ如ク疾走ニ際シ前後動搖スル憂ナク飛沫防止ノ目ヲ貫徹シ得ヘク而モ晴雨兩用ニ供シ得ル等實用上ノ效果顯著ナリトス



〔解説〕 泥除けとタイヤとを一体として作つたのが本案の特徴で、第一圖は本案の側面圖、第二圖はタイヤより取外した飛沫除盤の斜面圖、第三圖はタイヤに對する飛沫除盤の裝着状態を示せる第一圖一部の縦斷面圖である。

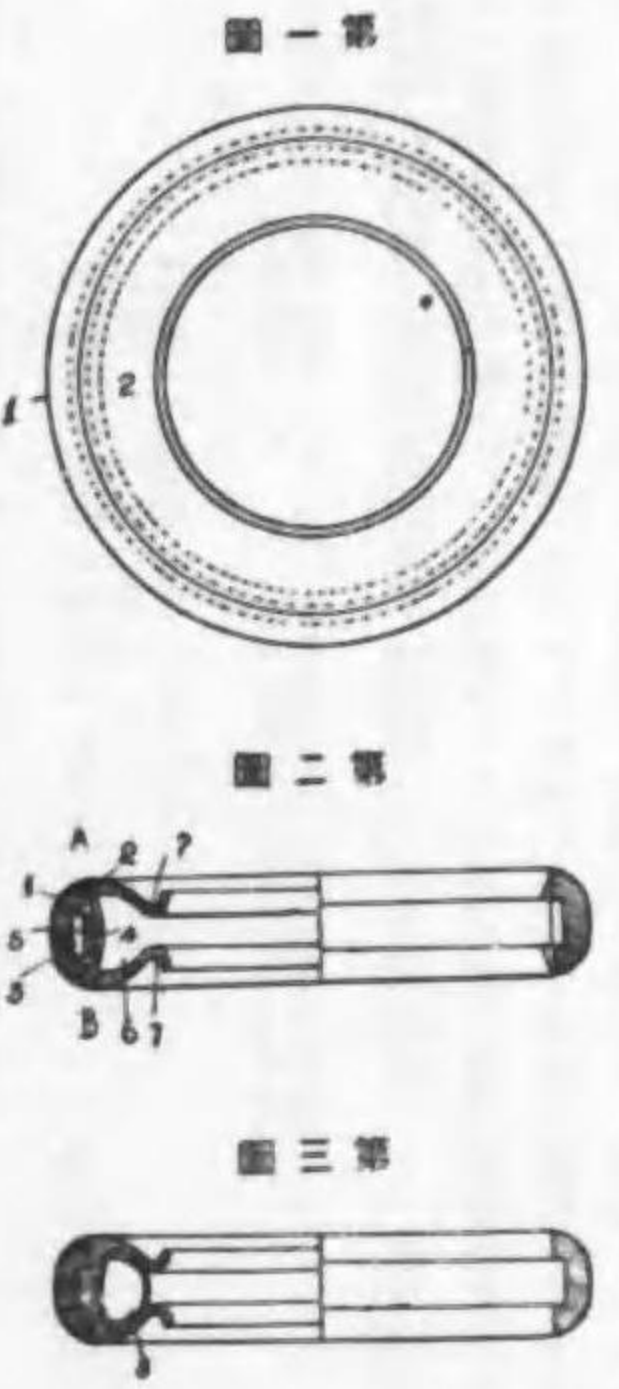
昭和七年實用新案出願公告第八六六一號 第三十二類 六、空氣入外輪及內管

願書番號 昭和六年第五二九〇號  
出願 昭和六年六月十五日  
公告 昭和七年七月十一日  
東京府在原郡大井町水神下二〇三三番地  
出願人 考案者 奥野 喜太郎

自動車用「タイヤ」

實用新案ノ性質、作用及效果ノ要領 本案ハ「タイヤ」ヲ接接地部ト空氣管ノ保護部トノ二部分ニヨリ構成シタルモノニシテ「タイヤ」ノ壽命ヲ永カラシムル同時ニ接接地部取換ヘノ際ハ何等努力ヲ要セスシテ容易ニ取換ユルコトヲ得セシメタルモノナリ圖ニ於テ(1)ハ「タイヤ」ノ接接地部ニシテ其内周面ハ幅ノ方向即(A-B)ノ方向ニ於テハ直線狀若ハ之ニ近キ弧狀ヲナシ其内周面中央部ニ凹溝(3)ヲ設ケ又空氣管保護部(2)ノ外周面ハ外方ニ向ヒテ彎曲セシメ其中央部ニ接接地部(1)ノ凹溝(3)ニ嵌合スル凸條(4)ヲ形成ス而シテ凸條(4)ノ周面(5)ハ保護部(2)ヲ接接地部(1)ニ側部ヨリ嵌裝スル際支障ナカラシムル如キ位置ニ在ラシム(6)ハ空氣管裝入部(7)ハ車輪ニ取着クル部分(8)ハ空氣管ナリ

本案「タイヤ」ハ以上ノ如キ構造ナルヲ以テ接接地部(1)ヲ保護部(2)ニ嵌裝スルニハ保護部ノ一側ヨリ嵌挿スレハ其兩周面ニハ突出物ナキヲ以テ何等努力ヲ要サスシテ嵌挿スルコトヲ得而モ嵌挿後空氣管(8)ニ空氣ヲ壓入スルトキハ保護部(2)ハ周圍ニ向テ膨出シ保護部周面ノ凸條(4)ハ接接地部ノ凹溝(3)ニ嵌合スルヲ以テ保護部ハ堅固ニ接接地部ニ「タイヤ」ヲ廻轉中接接地部ノ脱出スルカ如キコトナシ本案「タイヤ」ハ以上ノ如ク嵌合頗ル容易ナルノミナラス嵌合後ハ突出物ノ膨出ニヨリ兩者ハ堅ク嵌合接合シ恰モ一體ニ造レル「タイヤ」ト何等異ル所ナキニ至ル而モ接接地部ハ取換ヘ得ルヲ以テ「タイヤ」ノ壽命甚ク永シ



〔解説〕 本案は接接地部の内周面中央に凹溝を設け又空氣管保護部の外周面を外力に向つて彎曲せしめ其中央部に凸條を形成し該凸條を接接地部の凹溝に嵌合し得るやうにしたもので、第一圖はその正面圖、第二圖は斷面平面圖、第三圖は空氣管に空氣管を壓入した時の状態を示した斷面圖である。



昭和七年實用新案出願公告第八八八〇號

第四百類

五、護謨靴及護謨底製造機

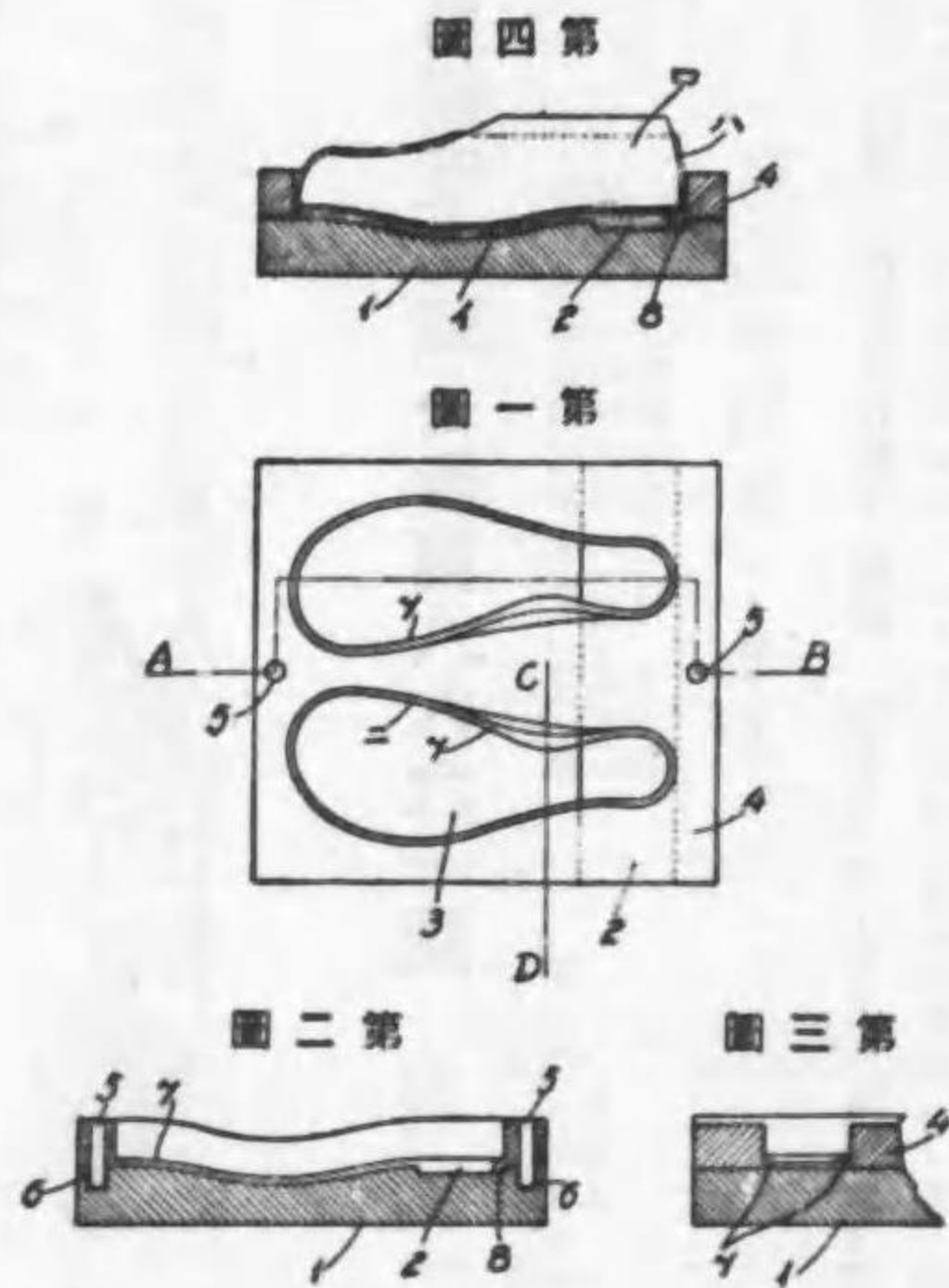
願書番號 昭和六年第一九八二七號  
出願 昭和六年六月二十五日  
公告 昭和七年七月十一日

堺市南樓町二丁三八四番地  
出願人 考案者 高木正太郎

履物「ゴム」底加硫壓着用型

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

(1)ハ金屬臺盤ニシテ之カ表面後部踵部ニ相當スル所ニ凹所(2)ヲ設ケ且ツ履物底形ノ輪廓ヲ附シ此部分ニ彫刻模様等ヲ刻シ更ニ其上部ニ履物底形ノ孔(3)ヲ有スル盤(4)ヲ設置シ之カ裏面ニ「ノツク」(5)ヲ附シ之等「ノツク」ヲ臺盤(1)ニ穿テ孔(6)ニ嵌合シ兩者ノ連繫ヲ計リ且ツ孔(3)ノ下部ニ周縁(7)ヲ突出セシメ踵部ニ於テ更ニ下方ニ向ツテ突縁(8)ヲ出シ該突縁ヲ臺盤(1)ノ凹所(2)ニ嵌合セシムルモノナリ尤モ本案ニ於テハ臺盤(1)盤(4)ノ大サニ應ジ履物底形ノ數ヲ増加スルモノトス  
本案ハ履物底ニ「ゴム」底片ヲ加硫壓着セシムル型版ニシテ即チ第四圖ニ示ス如ク最初臺盤(1)ニ「ゴム」片(イ)ヲ設置シ次ニ履物底形ノ孔ヲ有スル盤(4)ヲ設置シ次ニ膠型(ロ)ニ膠液(ハ)ヲ被覆シ之ヲ前記臺盤(1)並ニ盤(4)ノ重合セル型内ニ嵌入シ之カ底部ヲ周縁(7)ニテ支持セシメ之等型版ヲ加熱押壓シテ「イ」ノ「ゴム」片ヲ履物脚被底ニ壓着セシムルモノナリ然ルトキハ「ゴム」片ハ周縁(7)ノ内輪廓ニ迄上昇シテ脚被底ニ壓着スルニ至ルモノナリ  
本案ハ如斯臺盤(1)一枚ノ金屬板ニシテ之ニ履物底形ヲナセル孔ヲ有スル盤ヲ設置スルコトニヨリ履物ノ離型ヲ形成シ得ルヲ以テ其構造極メテ簡單ニシテ其操作モ亦容易ナルノミナラス底ニ壓着セル「ゴム」片ハ履物底形ノ孔ノ下部周縁壁面ニ沿ヒテ平滑トナリ特ニ此部分ノ仕上ケヲ要スルコトナキ等ノ效果ヲ有スルモノナリ



〔解説〕 臺盤の一側に近く踵部に相當する所に凹所を設け更に其上部に履物底形の孔を穿ち該孔の下部に周縁を出し踵部に相當する部分には下方に向つて更に突縁を出した盤を載置したもので第一圖は平面圖、第二圖は第一圖A-B線に沿ふた縱斷面圖、第三圖は第一圖C-D線に沿ふた縱斷面圖、第四圖は本案の操作状態を表示せる縱斷面圖である。

昭和七年實用新案出願公告第八八六三號

第七十類

三、廻轉摺摺機

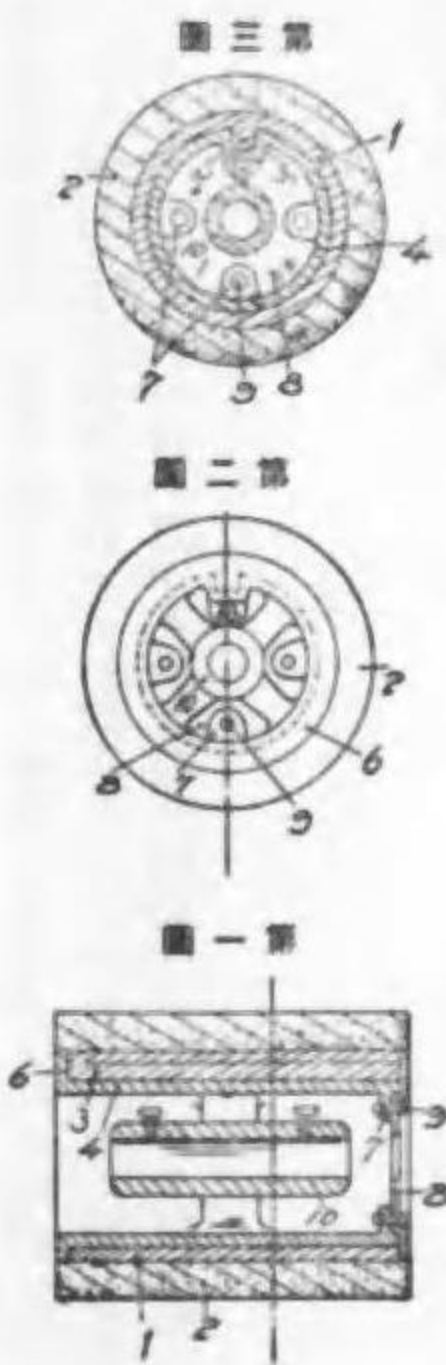
願書番號 昭和六年第九四三〇號  
出願 昭和六年三月二十八日  
公告 昭和七年七月十四日

香川縣綾歌郡西庄村一五六〇番地ノ第二  
出願人 考案者 野田文次郎

廻轉摺摺「ローラー」

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ「エポナイト」製ノ側胴體(1)ノ外面ニ「ゴム」層(2)ヲ密着シ側胴體ニハ内方ニ凸條部(3)ヲ設ケ之ヲ側胴體ノ内側ニ嵌合シタル「リム」(4)ノ凹部(5)ニ嵌合セシメテ同運動ヲ促ス様ナシ且「リム」ノ一端ニハ屈曲部(6)ヲ設ケ之ヲ側胴體(1)ノ端面ニ接合シ其端面ヲ保持セシメ他端ニハ數個ノ内出部(7)ヲ形成シ之ト側胴體トノ他端面ニ被着シタル環形蓋(8)ト「ピン」(9)ヲ以テ止着シタルモノナリ而シテ「リム」(1)内ニハ中央ニ嵌合(10)ヲ設ケ之ニ廻轉軸ヲ挿着シテ止着スヘクナシタルモノナリ  
本案ニアリテハ「ゴム」層(2)ノ内側胴體(1)ヲ「エポナイト」ニテ構成シタル爲メ其「ゴム」ト「エポナイト」トハ同性質ニ屬スルニヨリ密着完全ニシテ阻隔ヲ來タスコト絶對ニナキヲ以テ從來ノ如キ金屬胴體ニ「ゴム」ヲ接合スル如キ其阻隔ヲ防ク特殊構成ヲ要スルコトナシ又「エポナイト」ハ金屬ノ如ク伸縮セザルヲ以テ「ゴム」層ニ對シ無理ヲ與フルコト決シテナク從テ其「ゴム」層ノ耐久性ニ變化ヲ與ヘサルモノトス而シテ「エポナイト」ノ凸條部(3)ハ「リム」(4)ノ凹部(5)ニ嵌合セシメタル爲メ「エポナイト」ト「リム」トモ「ルーズ」ニ働クコトナク常ニ一體ノ如ク作用シ而モ「ゴム」層ノ摩滅シテ之ヲ取替フル必要ニ於テハ「ピン」(9)ノ取着ケテ緩メテ之ヲ取外シ次テ蓋(8)ヲ取外シテ凸條部(3)ヲシテ凹部(5)ヲ滑ラスヘクシ以テ「エポナイト」ト「ゴム」層トヲ移動スルニ當リ之等ハ容易ニ「リム」ヨリ外ツレテ新シキモノト取替ヘラルルナリ又組立ニ於テハ凸條部(3)ヲ凹部(5)ニ適合セシメテ摺動ノ下ニ嵌合セシメ其「エポナイト」ハ一端ヲ「リム」ノ屈曲部(6)ニ係合セシメ他端ヲ(8)ニテ止着セシムル爲メ其組立ハ簡便迅速ニ行ハルルモノトス從テ「ローラー」ノ修理ハ容易ニ行ハルルモノナリ



〔解説〕 従来の金屬胴體に代つてエポナイトを内側胴體としたもので、外側のゴムとよく密着して無理でなく、且つ組立及修理を簡便ならしむる便宜がある。第一圖は側胴體、第二圖は端面圖、第三圖は端面圖を示す。

昭和七年實用新案出願公告第八九七七號

第二百一十二類

一、靴

願書番號 昭和六年第二九一三六號  
出願 昭和六年九月二十六日  
公告 昭和七年七月十五日

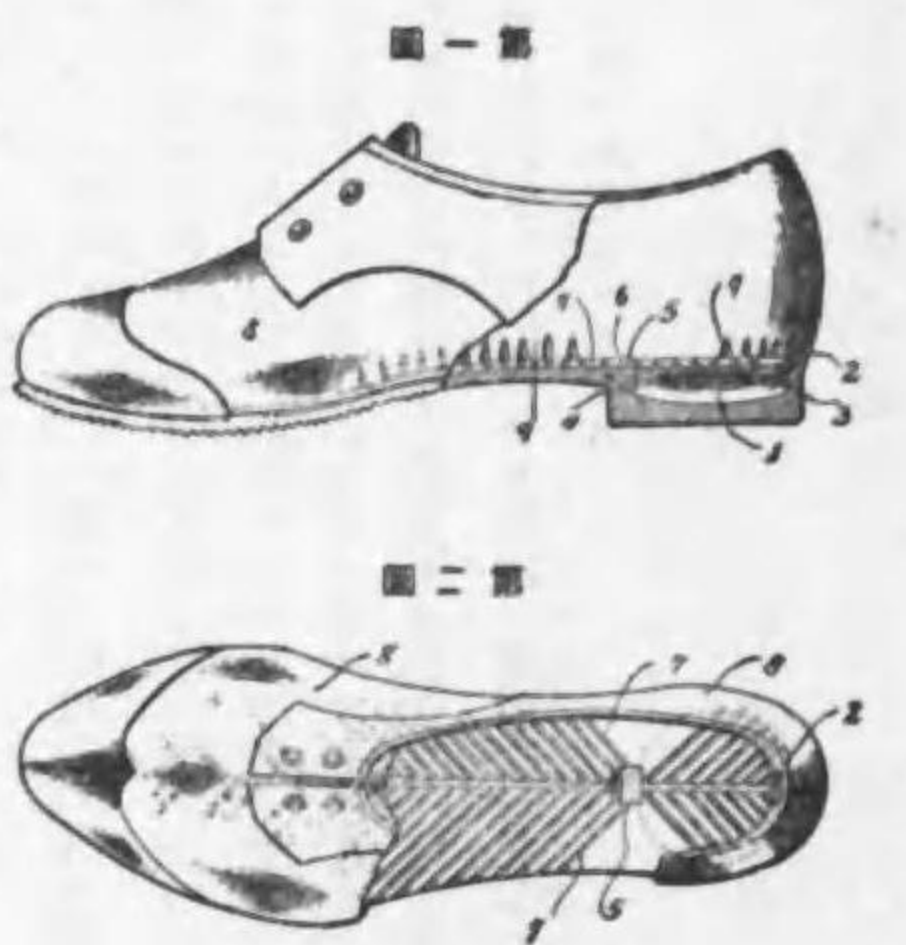
大阪市天王寺區國分町八三番地山田由太郎方  
出願人 考案者 大槻富枝

護謨靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ踵部ニ給氣室(1)ヲ設ケ該給氣室(1)ノ一方ニハ吸氣孔(2)ヲ靴體ノ外部ヨリ連通シ吸氣孔(2)ノ下方孔口ニハ一端ノミヲ室壁ニ貼着セル護謨片(3)ヲ備ヘタリ然シテ給氣室(1)ノ他方ニハ排氣孔(4)ヲ靴體内ニ通スル如クシ其上方孔口ヲ凹陥部(5)内ニ設ケ其底部ニハ一端ヲ貼着セル護謨片(6)ヲ備ヘテ排氣孔(4)ヲ外部ヨリ覆閉スヘクシ凹陥部(5)ハ靴ノ内底上面ニ有スル細條溝(7)ニ連接スル如クシ細條溝(7)ノ末端ハ甲片(8)ノ内側ニ刻セル細溝(9)ニ連絡セシメタルモノナリ  
體重ニヨリテ押壓セラレタル踵部ノ給氣室(1)内ノ空氣ハ護謨片(3)ヲ内部ヨリ壓迫シ吸氣孔(2)ヲ閉チ排氣孔(4)ヨリ護謨片(6)ヲ押し上ケテ足裏ニヨリテ靴底上面ヲ覆ハレアルヲ以テ細條溝(7)ノ全體ニ分布シ細溝(9)ヨリ外部ニ散出ス次ニ足ヲ上ケタル場合ハ給氣室(1)カ原形ニカヘルヲ以テ排氣孔(4)ハ護謨片(6)ニヨリテ閉チテ吸氣孔(2)ヨリ進入スル空氣ハ護謨片(3)ヲ押し開キテ給氣室(1)内ニ滿タサルモノナルヲ以テ順次同一作用ヲ繰返スコトニヨリ靴内ノ水蒸氣ハ常ニ外部ニ吐出サルヲ以テ在來此種ノ護謨靴ノ如ク只靴内ノ氣體ヲ内部ニ於テ動搖セシムルノミニシテ換氣作用ノ行ハレサルニ比シ本案ハ簡單ナル構造ニヨリ靴内ノ氣體ヲ一足毎ニ完全ニ換氣セシムルヲ以テ護謨靴ニ於ケル發汗ノ缺點ヲ全ク除去シタル有益ナル考案ナリトス





〔解説〕 ゴム靴の次点である内部の水蒸気の排出を好くするために工夫せられたる靴で、踵部に適宜形状の給気室を備へ之より靴体外に通ずる吸気孔及び送気孔を内部より閉鎖すべきゴム片を設け一方には給気孔其他を設けてなるゴム靴の構造

昭和七年實用新案出願公告第八九七二號

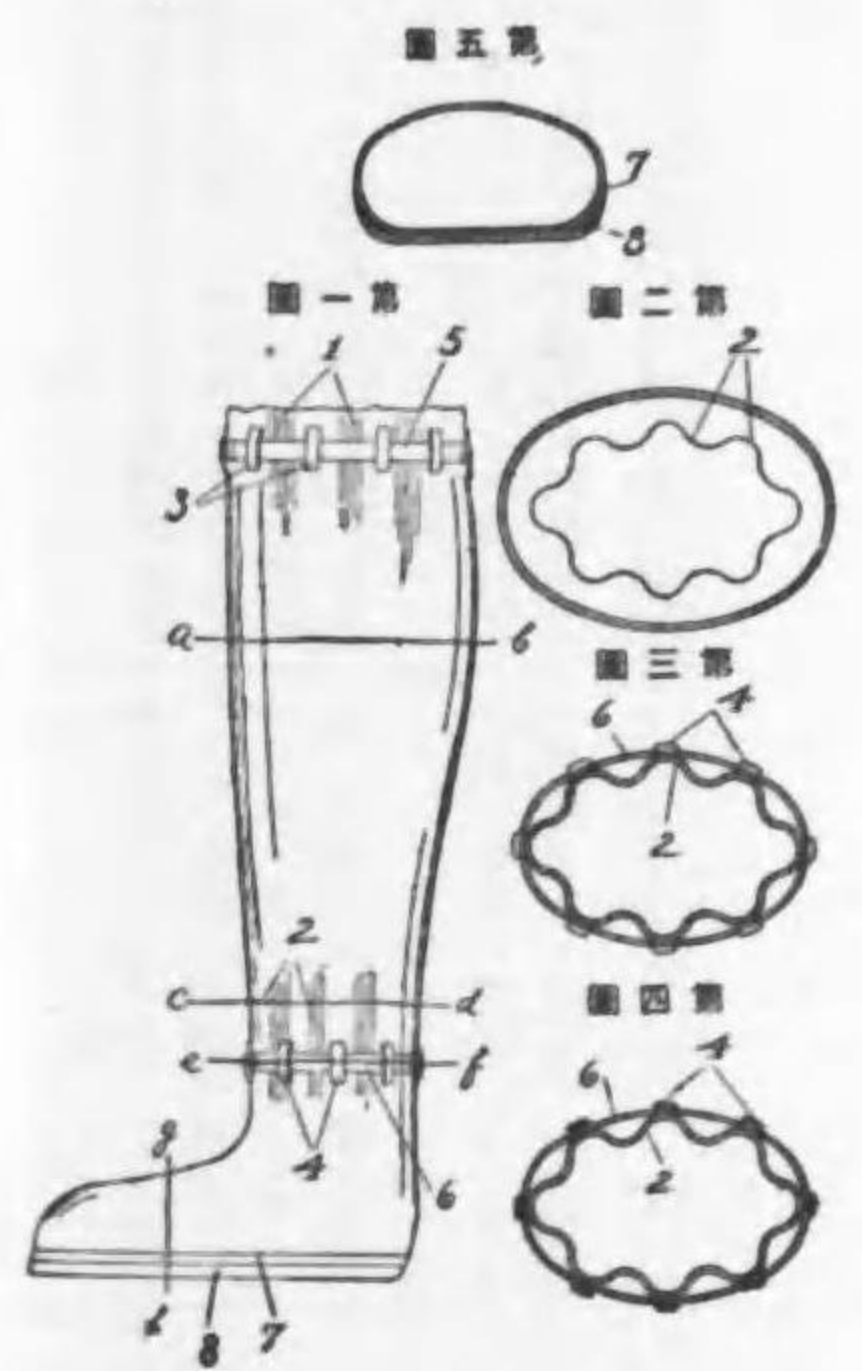
第百二十二類 一、靴

圖書番號昭和六年第二八三九五號  
出願 昭和六年九月十五日  
公告 昭和七年七月十五日

護謨長靴

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本案ハ全體ヲ薄護謨製トシ膝關節ノ直下ヨリ爪先ニ至ル下脚ニ密着スル様ノ袋狀ニ構成シ只穿口部ノ直下ト足頸部トノミヲ膨大シテ該部ニ多數ノ浪狀製(1)及(2)ヲ設ケ此浪狀製ノ外面隆起部ニ上下兩端ヲ貼着セル多數ノ紐環(3)取(4)ヲ取附ケ右各環ト體版トノ間隙ヲ通シテ夫々護謨製無端帶(5)及(6)ヲ移動シ得ヘク嵌入シタルモノニシテ(7)ハ護謨「テープ」(8)ハ護謨製靴底ナリ  
本案ハ前記ノ如ク全體ヲ薄護謨製袋狀トナシ穿口部ノ直下ト足頸部ト膨大シテ該部ニハ夫々(1)及(2)ヲ設ケ之ニ環(3)及(4)ヲ附シ環ヲ通シテ護謨製無端帶(5)及(6)ヲ嵌入シタルト且其他ノ部分ハ脚ニ密着シ得ル様ナシタルヲ以テ水田其他涌水地帯ノ作業者カ使用スル場合靴全體ハ足ニ密着シ完全ナル防水防蟲ノ效アルト共ニ作業輕快ナル效ヲ有スルハ勿論其履脱ニ當リテハ穿口部及足頸部ニ設ケタル製(1)及(2)之レニ貫通セル護謨製無端帶(5)及(6)ヲ押シ擴ケテ履脱シ得ヘキニヨリ履脱容易ナルト共ニ履キタル後ハ直チニ護謨製無端帶(5)及(6)ニヨリ前記膨大部ヲ足ニ密着セシメ得ル效ヲ有シ且ソノ製作ハ型ヲ用ユルニヨリ容易ナリトス



〔解説〕 水中作業者甲のゴム長靴として内部に水の浸入しないやう穿口部及足頸部にヒダを設け之を密着し得るやうになしたるやうになしたるもの、第一圖は本案の側面圖、第二圖は第一圖のA-B線に沿ふ横斷面、第三圖は第一圖のC-D線に沿ふ横斷面、第四圖は同E-F線に沿ふ横斷面、第五圖は同G-H線に沿ふ横斷面を示す。

特許出願公告第二六九七號

(昭和七年七月八日公告)

自動車タイヤノ膨脹セシムル装置

本發明は固定部分と車輪に連結したる體部分とより成る接手を備ふる壓搾空氣源とタイヤとの連結により車輛上ニ支持せらるゝ該壓搾空氣源よりタイヤに空氣を供給すべくなしたる事ヲ特徴とする。

特許出願公告第二七三三號

(昭和七年七月八日公告)

壓着セル護謨外被ヲ有スル靴ノ製造法

瑞典ヘルズイングボルグ

出願人 ヘンリー・クリスチアン・ロイス・ドウンケル  
本發明は護謨を塗布し半和硫を施したる織布を以て全部或は局部を構成せしめたる内靴を以て壓搾用の内靴型を被包し然後該内靴の外面を未和硫ゴムを以て被覆し最後に該未和硫ゴムを内靴及壓着せんとする該未加硫ゴムを被ふせられたる内靴型に向ひて運動せしむべくせる數多の外型によりて靴の正確なるゴム外被の形に壓搾成形して靴底及側部の全体又は局部にゴムを被覆したる靴類を製造せんとするにある。

特許出願公告第二八五五號

(昭和七年七月十八日公告)

ゴム引紙布ノ製造法

大阪市東區高麗橋詰町四一ノ一  
出願人 三 松 六 藏

硝子其他平滑なる面を有する版又はロール面にゴム液を噴霧し又は塗布してゴムの薄皮を形成せしめ之にゴムを塗着せる紙又は布を壓着して後ゴムを紙布と共に硝子其他の平滑面より剝取することを特徴とし後硬化する。

特許出願公告第二九〇九號

(昭和七年七月二十二日公告)

空氣入護謨輪外皮ノ製法

米合衆國オハイオ州キユニアホガフオールス  
出願人 アルビン・セイ・マツセルマン

ゴムを以て處理せる織物より形成せる圓筒形帶狀体の兩側縁に設けた環狀部に後に圓條となる條片を配置し該條片を引き締むることにより前記環狀部を縮結し、斯くして形成せられたる小徑圓筒部を直接徑小なる製筒に取付くるに適當ならしむる空氣入ゴム外皮の製造法で圓筒形帶狀体より直接製筒に取付けるゝに適したる如き圓條部の徑甚小なるタイヤIを極めて簡單なる方法により製せんとするにある。

實用新案出願公告第八二五三號

(昭和七年七月五日公告)

履物ゴム底加硫壓着用型

堺市南區町二丁目三八四  
出願人 高 木 正 太 郎

本案は平板の後方に踵壁を設けた踵型と脚型をなせる底縁の先端に爪先壁を設け之に側壁並に押壓子を受くる頂板を有する踵型とよりなる

實用新案出願公告第八二六五號

(昭和七年七月五日公告)

ゴム底足袋製造用雄型

東京府北豐島郡三河島町屋四六六  
出願人 松 田 一 郎

ゴム底足袋製造用の雌雄組合型の雄型に於て之を脚部と底部との上下二層に分割し脚部を更に前後左右に四分し各分片に夫々摺動用杆の一端を取付け各他端を一齊に型の中心に向はしめ之を迴旋板の裏面に施したる彎曲カムに夫々係合せしめたるもの

實用新案出願公告第八三一四號

(昭和七年七月六日公告)

ゴム鼻緒製造型

廣島縣深津郡川口村大字多治米四  
出願人 廣 江 次 郎

鼻緒前部先端は薄き鐵板を挾持せしむ二條に分岐し鼻緒の兩側縫目に相當する部分を完全に密着せしめ得ることを特徴とするゴム鼻緒の製造型

實用新案出願公告第八三四九號

(昭和七年七月六日公告)

自轉車用ブレーキゴム

横濱市神奈川區神奈川通九丁目三六九  
出願人 石 山 孝 吉

ズツク布をその布目を互ひに斜方向に交錯せしめて順次成層固着せしめその兩側面に引掛取付溝を穿設けたゴム板を定着したるもの

實用新案出願公告第八五一二號

(昭和七年七月八日公告)

ゴム底加硫壓着用型版

堺市東區町三八四  
出願人 高 木 正 太 郎

脚版を二個に分割し其の連結を確實ならしめ分離せしむる時は單に把手を反對方向に摺動すれば容易に取出し得べく工夫されたるもの



實用新案出願公告第八五一號

(昭和七年七月九日公告)

スポンヂゴム製帶揚芯

出願人 川上 與三郎

主休の裏面に近き部分に於て扁平なる横貫孔を施し兩端に締括紐を纏着せる金屬又は適當の材料より成る板片を挿收してなるスポンヂゴム製帶揚芯の構造

實用新案出願公告第八五八號

(昭和七年七月十四日公告)

口ヲ開閉スルゴム玩具

出願人 東京府東葛飾郡向島寺島町字寺島一〇九一 森脇 主計

軟ゴムを以て肥蟲類の形状を模せる体中に金屬線を付着することなく挿入し口を開閉すべく考案せるゴム玩具

實用新案出願公告第八四六號

(昭和七年七月十五日公告)

地下足袋

出願人 大坂市東區内久寶寺町二丁目二七 木村 孝右衛門

膠皮の下端と皮革製押襟片の下端と楯布の上端とを折曲げ其側周部にゴムテープを貼着し底部にゴム底を貼着し加硫加工を施したる地下足袋の構造

實用新案出願公告第九一七五號

(昭和七年七月十八日公告)

總ゴム製洗滌器

出願人 東京市東區橋本二丁目五 小倉 清太郎

收液室を備ふるゴム製把握部と同一体構成されたる嘴管の先端に突縁を施し數多の射出孔を設けたる比較的薄質のゴム製圓頭狀帽体を前記嘴管の先端に着脱自在に冠嵌してなる

實用新案出願公告第九二四五號

(昭和七年七月十九日公告)

ゴム布袋

出願人 東京市麹町區有樂町一丁目一〇電氣化學會社内 羽村 協輔

布にゴムを被着又は合浸せしめたゴム布を使用し所要の大きさの袋を構成し其の合せ目を中央部に於ては層合し兩端に於ては一方より他方に折返へしゴム接着劑を以て密着し一端に内容物裝填口を穿設し之を他のゴム布片にて貼着し全体を氣密封鎖せるゴム布袋

實用新案出願公告第九一六七號

(昭和七年七月十八日公告)

ゴム補強器

出願人 山口市今道町四 内海 舛一

本案は前部取付ゴム補強器と後部取付ゴム補強器とより成り、前者をフォードA型乗用自動車の前部スプリングとクロスマンバーとの間に挿入し、後者を後部スプリングとクロスメンバーとの間に挿入せしむることにより路面の傾斜屈曲に遇ふも能く車室の水平を保ち震動を防ぎ得べくしたるもの

實用新案出願公告第九二九五號

(昭和七年七月二十一日公告)

ゴム玩具

出願人 東京府北豐島郡三河島町二五一 東條 清一

任意の鳥に象つた内容のゴム主休の側部に透孔を設け此透孔の孔縁に象れる袋狀の薄ゴム製の口縁を貼着し且つゴム主休の側部には透孔を掩閉する様ゴム羽を連着して成るゴム玩具の構造

實用新案出願公告第九三〇號

(昭和七年七月二十一日公告)

スポンヂラバー垢擦

出願人 東京府南葛飾郡香取町西四丁目八七 富坂 卯三郎

内部に石鹼を收容すべきスポンヂゴム垢擦を改良せるもので、兩端に手拭等を貫通すべき孔を有する耳部を設け一面は海綿狀とし、他面は海綿狀を被覆せる薄き稍々硬質のゴム皮上に先端のみを海綿狀面に露出せしめたる無數の突起より成らしめたる中空スポンヂゴム主休に耳部の孔より内部に通すべき切目を備へたるもの

實用新案出願公告第九四三七號

(昭和七年七月二十三日公告)

靴又ハ地下足袋ノゴム壓着用芯型

出願人 大分縣 佐郡柳ヶ浦村字江須賀二七二六 秋吉 勇夫

靴又は地下足袋の半製品を被着するに適合せしめたる硬質芯型の下部周圍に其の先端足指部を除きてU字形凹溝を設け之に断面コ字形をなし且つ全体としてU字形をなせるゴム環帯をその内側端を凹溝周圍に設けたる細溝に密嵌して其の周側面が硬質芯型の表面より稍々後退せる位置に在る如く嵌着し硬質芯型の踵部上方には案内棒兼帯の送通管を固植し之を送通孔によりゴム環帯内に連絡せしめて成る靴又は地下足袋のゴム壓着用芯型の構造である。

實用新案出願公告第八九四一號

出願人 大坂市東區内久寶寺町二丁目二七番地 木村 孝右衛門

護 謨 靴

願書番號 昭和五年第三〇五二一號  
出願 昭和五年十月二十二日  
公告 昭和七年七月十五日

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

圖中(1)ハ靴體(2)ハ頭髪イト總コトヲ燃リ合セテ絲(3)トナシ之ト普通ノ綿絲(4)トヲ以テ織成シ其ノ一面ノミヲ起毛シ該起毛面ヲ内側ナラシメ毛起セサル他面ヲ靴體(1)ノ内面全體ニ接着セシメタル布ヲ示スモノトス  
本案ハ右ノ如ク頭髮ト綿トヲ燃リ合セテ絲トナシ之ト普通ノ綿絲トニ依リ布ヲ織成シ其ノ一面ノミヲ起毛シ該起毛面ヲ内側ナラシメ毛起セサル他面ヲ靴體ノ内面ニ接着シタル布ハ丈夫ニシテ經濟的タルノミナラス甚タ強固ニ接着セラレ容易ニ靴體ヨリ離脱スルコトナキ實用的ナル考案ナリトス



〔解説〕 頭髮と綿とを燃り合せて糸をなして之を普通綿糸を以て布を織成し其の一面のみを起毛しその起毛した面が足の當る靴の内側ならしめたもの、第一圖は一部を切取した面、第二圖は同上内張の一部の斜面圖、第三圖は同上一部の擴大平面圖第四圖は同上一部の斜の擴大斜面圖を示す。

昭和七年實用新案出願公告第九三一五號

願書番號 昭和六年第一八六六四號  
出願 昭和六年六月十七日  
公告 昭和七年七月二十一日

防刺「タイヤ」

出願人 神奈川縣鎌倉町材木座七番地 卷 萬次

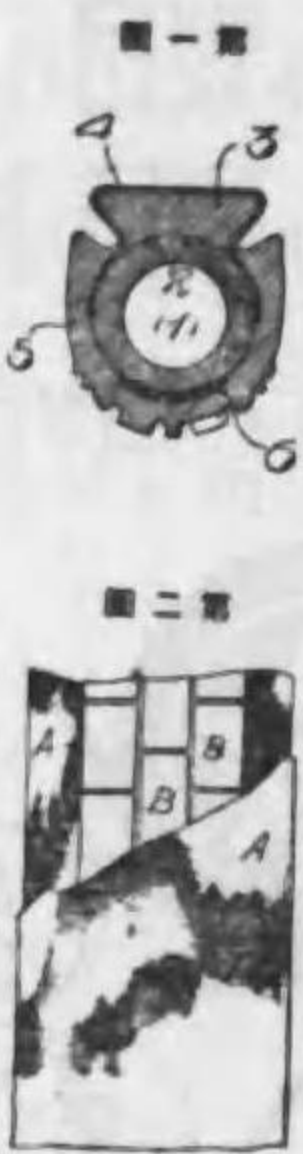
實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領

本實用新案ハ空氣間隙(1)ヲ有スル内管(2)ニ枕材(3)ヲ貼着シ「ゴム」引布(4)ヲ以テ枕材ヲ掩包シ更ニ之ヲ内管側面ノ半ハニ及ハシメテ貼着シ更ニ種狀トナシタル接地片(5)ヲシテ防刺帶(6)ヲ介在セシメテ内管ニ掩着シ其ノ兩縁ヲシテ枕材(3)ト内管(2)トノ接觸部ニ終ラシメ之ヲ和緩型ニ納メ加熱加硫シテ一體ニ作製シタルモノナリ而シテ前記防刺帶(6)ハ針、釘等棘通セララルヲ阻止スル用ヲ爲スモノナルカ故布片(A)ノ中間ニ皮革、フアイバ「生」ゴム」若クハ輕金屬ノ小片等Bヲ煉瓦積ミ狀若クハ魚鱗狀ニ列置シ挾持セシメ撓曲シ得ル様爲スヲ適當トス

權威アル製品ハ 優良ナル藥品撰定ニ 生ルコトヲ 類似品多し! 此のマークニシテ最優品!! 上田兵衛商店 大坂西區中區北區 香取橋川三〇〇番



本實用新案ニ於テハ内管(2)カ主トシテ彈簧作用ヲ爲シ接地片(5)カ摩擦作用ヲ爲シ之等カ一體ニ形成セララルヲ以テ「タイヤ」ノ内外ノ厚ミニヨリ適度ノ破裂防止ノ效果ヲ有スルモ大ナル荷重ヲ負擔セララル場合ニ於テ釘、針等ニヨリ棘通セララル患アルモ内管(2)ト接地片(5)トノ中間ニ防刺帶(6)ヲ繞設セルヲ以テ之等ノ釘、針等ハ該帶(6)ニ阻止セラレ空氣間隙ニ達セズ屈折シ「パンク」ヲ防止シ得ル效果ヲ有スルモノトス



〔解説〕 「タイヤ」釘、針等が刺通せられても内管と接地片との中間に防刺帯があるからそれで阻止せられて屈折し「パンク」しない特長がある。第一圖は全体の縦斷面圖、第二圖は要部の一部切欠せる那大平面圖である。

昭和七年 特許出願公告第三〇六三號

第六十六類 一、刷布塗布機

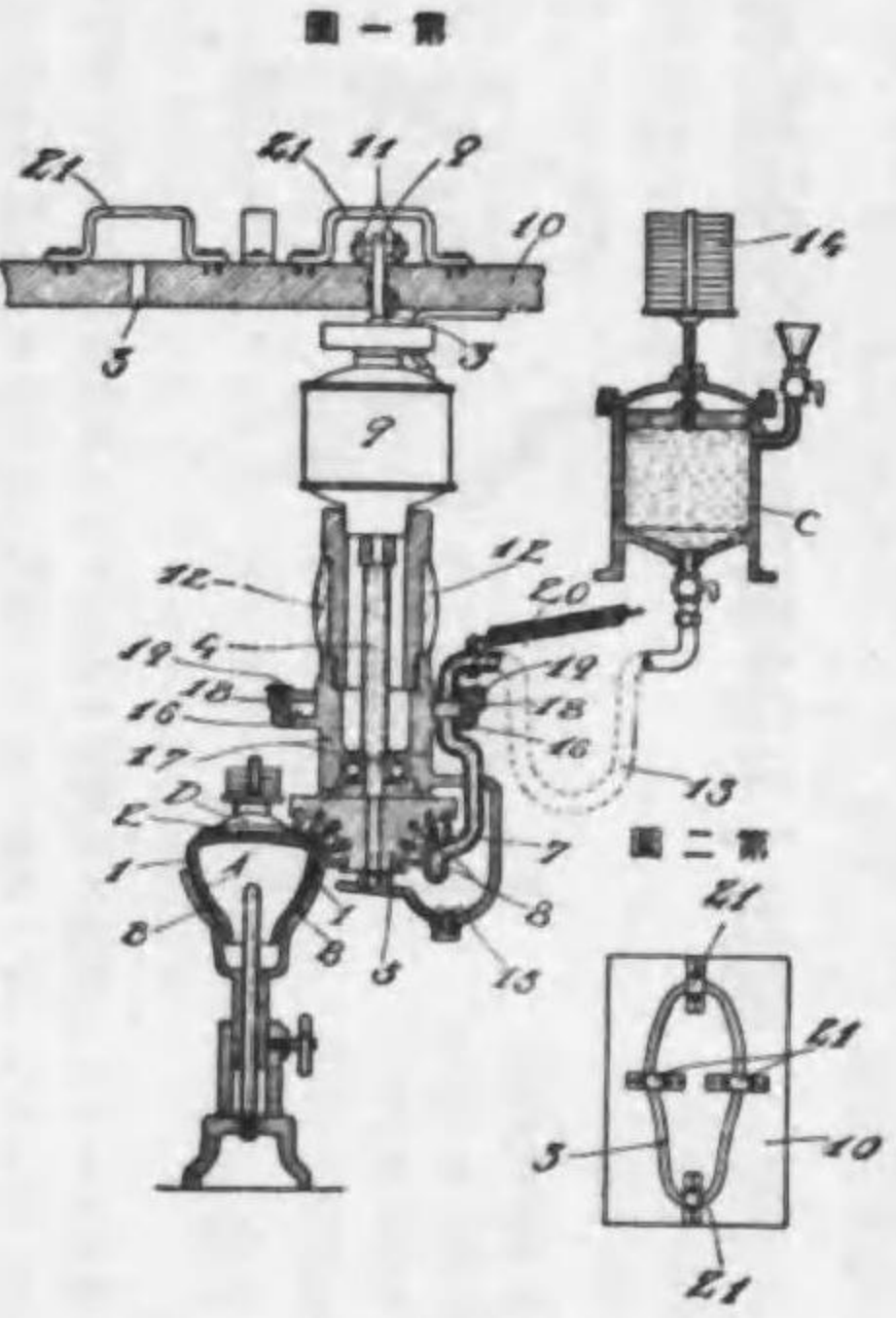
(第四百類 五、護謄靴及護謄底製造機)

願書番號 昭和六年第一三〇六四號  
出願 昭和六年十一月七日  
公告 昭和七年八月一日

兵庫縣川邊郡伊丹町伊丹百七十八番地  
出願人 發明者 作 田 彦 四 郎

靴製造用護謄糊塗布装置

發明ノ性質及目的ノ要領 本發明ハ靴製造工程中ニ於テ靴ノ押被外周面ニ周縁「テープ」ヲ貼付スル爲ニ護謄糊ヲ自動的ニ且ツ迅速ニ塗布スル装置ニシテ靴底外周形ノ導軌ニ誘導セラレツツ移動シ且ツ高速自轉スル廻轉軸ノ端部ニ斷面凹形刷子ヲ設ケ此ノ刷子ニ護謄糊ヲ壓力ニテ供給シ以テ前記導軌ニ誘導サレテ公轉シツ、自轉スル刷子ニヨリテ靴ノ押被外周面ニ護謄糊ヲ塗布セシムヘクナシタル靴製造用護謄糊塗布装置ニ係リ其ノ目的トスル所ハ在來用護謄糊手塗ナリシ護謄糊塗布工程ヲ全然自動的ニ迅速ニ且ツ均等ノ幅ニ塗布セシメテ以テ靴製造能率ヲ高メントスルニ在リ



〔解説〕 靴に貼るテープを迅速に且つ自動的に塗布し得る装置で、靴の外周に沿つて急回轉する軸に刷子を設け、それに絶えずゴム糊を供給してテープの貼られる箇所にそれを塗布し得るやうになつてゐる。

昭和七年 實用新案出願公告第九六二〇號

第七、護謄「タイヤ」製造機

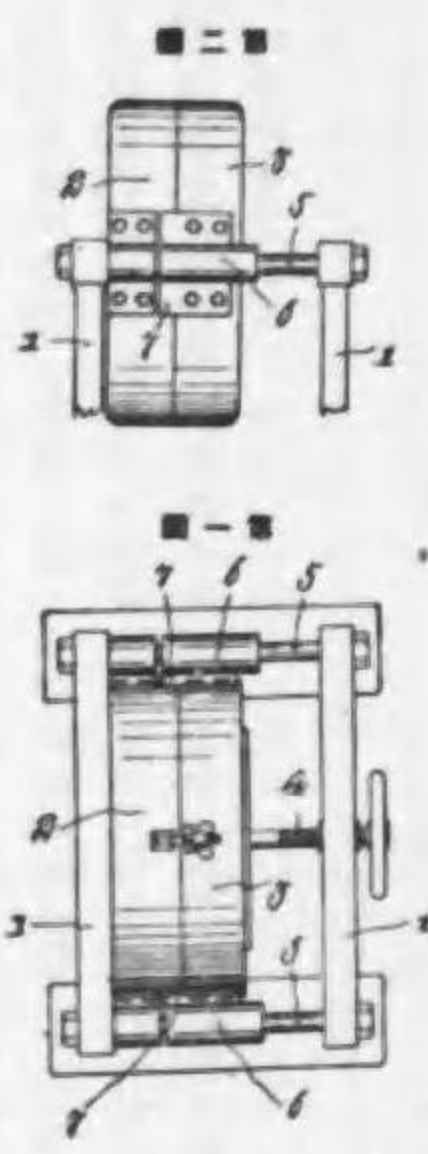
願書番號 昭和六年第三七六二七號  
出願 昭和六年十二月二十六日  
公告 昭和七年七月二十八日

埼玉縣北足立郡浦和町仲町三九三〇番地  
出願人 考案者 西 田 進

護謄「タイヤ」製造機

實用新案ノ性質、作用及效果ノ要領 本案ハ装置(1)ニ固定セル固定型鋼(2)ト合着セル摺動型鋼(3)ハ操縱螺絲杆(4)ニ依

リ水平導杆(5)上ヲ水平ニ摺動スヘクナシタル護謄「タイヤ」製造機ニ於テ摺動型鋼(3)ヨリ仰方ニ突出セル支承部(6)ノ幅員ハ前記型鋼ノ幅員ヨリモ大トナシ支承部ノ端部(7)ハ固定型鋼外壁ニ接合セシメテ成ルモノナリ  
護謄「タイヤ」製造機ニ使用スル型鋼ハ大重量ヲ有スルモノニシテ摺動型鋼ヲ水平導杆(5)上ヲ繰返シ摺動セシムルタメニ水平導杆或ハ支承部内壁面ハ急速ニ摩擦シ固定型鋼ト摺動型鋼トカ合着シ難クナル憂アルモノナルカ本案ニ於テハ支承部(6)ノ支承壁面ヲ増加セシメテ摩擦速度ヲ低減セシメ狂ヒ生スル憂ヲ少カラシムルト共ニ摺動型鋼(3)ヨリ固定型鋼(2)ノ方向ニ突出セル支承部(6)ノ端部(7)ニヨリ固定型鋼(2)ヲ挾持セシメ固定型鋼(2)ト摺動型鋼(3)トヲ正確ニ合着セシメ得ヘクナシタルモノニシテ輕快ニ作業シ得ルモノナリ



〔解説〕 作業を輕快ならしむることを特徴とせしもので第一圖はその平面圖、第二圖は要部の側面圖である。

昭和七年 實用新案出願公告第九六九三號

第三十二類 六、空氣入外輪及内管

願書番號 昭和六年第二五八八七號  
出願 昭和六年八月二十一日  
公告 昭和七年七月三十日

神戸市脇ノ濱町二丁目一一番地  
出願人 考案者 尾 崎 周 平

自轉車「タイヤ」

實用新案ノ性質、作用及效果ノ要領

本實用新案ハ普通ノ自轉車「タイヤ」ノ左右兩端ニ在ル三角凸條ヲ類五角形ノ凸條(2)トシ該凸條(2)ノ各邊ノ形ハ之ヲ自轉車輪縁(1)ニ嵌メタルトキ前記凸條(2)ノ左右外側

(6)カ相密接シ内側面(3)ト上側面(4)トハ輪縁(1)ノ中央ノ兩側(5)ト左右彎曲部(6)トニ夫々接觸シ左右外側面(6)ハ左右相對シテV字溝(9)ヲ爲サウニシ裏面(接地面ニ反スル面)ニ在ル裏布(7)ノ一端(8)ヲ該端ノ凸條(2)ノ外方ニ少シク延長シタル自轉車「タイヤ」ノ構造ナリ  
本實用新案ハ内部カ常ニ圓形ニシテ荷重カ之ニ懸ルトキ稍々扁平トナルニ適キサルヲ以テ輪縁(1)ノ左右彎曲部(6)ノ尖端ニ觸ルル部分即チ凸條(2)ノ内側(3)ト上側(4)トノ間ノ部分ニ荷重ニヨリ「タイヤ」カ變形スルトキ甚クシク變形セス從テ摩擦少キカ爲メ之ヲ損傷スルコト少ク又内管(2)ハ常ニ圓形ニ保タレ裏布(7)ノ一端(8)ヲ延長シタルヲ以テ「タイヤ」ノ變形ニヨリ壓迫セララルモ内管(2)カ其一部ヲ左右凸條(2)ノ間ニ挾ムカ如キコトナク從テ實質ヲ毀損セズ又「スポーク」ノ輪縁端ハV字溝(9)中ニアリテ其螺絲子(5)ハ「タイヤ」ヲ突クコトナキヲ以テ之ヲ傷ケサル特長ヲ有ス蓋シ普通ノ「タイヤ」ニ於テハ内管(2)ハ第三圖ニ示ス如ク其輪縁(1)ニ對スル部分(4)ヲ狭少突起セシムルヲ以テ内管(2)ハ破損シ易ク且ツ此部ノ「タイヤ」耳部ニ「スポーク」ノ螺絲子端ハ常ニ觸ルルヲ以テ之ヲ損傷シ又荷重ニヨリ「タイヤ」カ扁平スル場合ニハ「スポーク」ノ螺絲子端ハ其都度「タイヤ」ヲ突クヲ以テ内管(2)ヲ毀損スル虞アルモ本實用新案ニハ此ノ如キコトナキ特長ヲ有ス